# 資　料　編　【改訂案】

## 目　次


## １　条例関係 ..... １

資料－１－１ 鎌ケ谷市防災会議条例 ..... １
資料－１－２ 鎌ケ谷市防災会議委員 ..... ３
資料－１－３ 鎌ケ谷市災害対策本部条例 ..... ４
資料－１－４ 鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例 ..... ５
資料－１－５ 鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則 ..... ７

## ２　協定・応援関係 ..... １４

資料－２－１ 災害時応援協定等一覧表 ..... １５
資料－２－２ 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（千葉県及び県内各市町村） ..... ２３
資料－２－３ 災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（東葛飾地域各市） ..... ２６
資料－２－４ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定（廃棄物と環境を考える協議会加盟市町村） ..... ２８
資料－２－５ 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（県内各市町村） ..... ３３
資料－２－６ 一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定（東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合） ..... ４１
資料－２－７ 災害時における物品の供給に関する協定書（松戸・鎌ケ谷木材同業組合） ..... ４３
資料－２－８ 災害時における物品の供給に関する協定書（株式会社東武ストア） ..... ４４
資料－２－９ 災害時における物品の供給に関する協定書（文平産業株式会社） ..... ４５
資料－２－１０ 災害時における物品の供給に関する協定書（茂野製麺株式会社） ..... ４６
資料－２－１１ 災害時における物品の貸借に関する協定書（小山株式会社千葉営業所） ..... ４７
資料－２－１２ 災害時における物品の供給に関する協定書（松戸市農業協同組合（現：とうかつ中央農業協同組合）） ..... ４８
資料－２－１３ 災害時における物品の供給に関する協定書（千葉県石油商業協同組合鎌ケ谷支部） ..... ４９
資料－２－１４ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ（現：生活協同組合コープみらい）） ..... ５０
資料－２－１５ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（社団法人千葉県エルピーガス協会船橋支部） ..... ５３
資料－２－１６ 災害時における物品の供給に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー） ..... ５５
資料－２－１７ 災害時における井戸の使用に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー） ..... ５６
資料－２－１８ 被災者の応急救助等に係る防災活動協力に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー） ..... ５７
資料－２－１９ 災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書（鎌ケ谷市料飲組合） ..... ５８

資料－２－２０ 災害時における井戸の使用に関する協定書（山屋食品株式会社） ..... ６０
資料－２－２１ 災害時における井戸の使用に関する協定書（有限会社皆川石油） ..... ６１
資料－２－２２ 災害時における井戸の使用に関する協定書（コスモ石油販売株式会社） ..... ６３
資料－２－２３ 災害時における井戸の使用に関する協定書（私市醸造株式会社） ..... ６５
資料－２－２４ 鎌ケ谷市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社） ..... ６６
資料－２－２５ 鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（京葉瓦斯株式会社船橋支社） ..... ７１
資料－２－２６ 災害時における応急措置等に関する基本協定書（鎌ケ谷市建設業協会） ..... ７３
資料－２－２７ 災害時における消毒作業に関する協定書（鎌ケ谷市建設業協会） ..... ７７
資料－２－２８ 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人鎌ケ谷市医師会） ..... ７８
資料－２－２９ 災害時における接骨師会の協力に関する協定書（千葉県柔道整復師会） ..... ８０
資料－２－３０ 災害時における歯科医師会の協力に関する協定書（社団法人船橋歯科医師会（現：公益社団法人船橋歯科医師会）） ..... ８２
資料－２－３１ 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人船橋薬剤師会） ..... ８４
資料－２－３２ 災害時の医療救護活動に関する協定書（社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院（現：医療法人徳州会　鎌ケ谷総合病院）） ..... ８６
資料－２－３３ 災害時の井戸の使用に関する協定書（社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院（現：医療法人徳州会　鎌ケ谷総合病院）） ..... ８８
資料－２－３４ 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局） ..... ８８
資料－２－３５ 災害時における放送等に関する協定書（株式会社ジェイコム千葉） ..... ９０
資料－２－３６ 災害時における相互協力に関する協定書（鎌ケ谷警察署） ..... ９２
資料－２－３７ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン） ..... ９４
資料－２－３８ 災害時における施設の使用に関する協定書（株式会社鎌ケ谷カントリー倶楽部） ..... ９６
資料－２－３９ 避難場所使用に関する協定書（陸上自衛隊松戸駐屯地） ..... ９９
資料－２－４０ 災害時における施設の使用に関する協定書（海上自衛隊下総教育航空群） ..... １０２
資料－２－４１ 臨時門設置及び維持管理に関する覚書（陸上自衛隊松戸駐屯地） ..... １０６
資料－２－４２ 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書　（千葉県立鎌ヶ谷高等学校） ..... １０８
資料－２－４３ 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書　（千葉県立鎌ヶ谷西高等学校） ..... １１０
資料－２－４４ 災害時における支援協力に関する協定書（千葉県行政書士会） ..... １１３
資料－２－４５ 鎌ケ谷市における防災行政用無線放送の再送信に関する覚書（株式会社ジェイコム千葉） ..... １１５
資料－２－４６ 広告付避難場所電柱看板に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社千葉総支社） ..... １１７
資料－２－４７ 上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書（千葉県） ..... １１９
資料－２－４８ 災害時における動物救護活動に関する協定書（千葉県獣医師会京葉地域獣医師会） ..１３４
資料－２－４９ 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会） .....１３７
資料－２－５０ 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社） ..... １４２
資料－２－５１ 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する定書（株式会社セブンーイレブン・ジャパン） ..... １４７
資料－２－５２ 千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定（千葉県） ..... １５２
資料－２－５３ 応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書（千葉県） ..... １５４
資料－２－５４ 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園） ..... １５８
資料－２－５５ 災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書（株式会社鎌ケ谷学校給食サービス） ..... １６０

資料－２－５６ 地震災害時における施設等の提供協力に関する協定（アクロスモール新鎌ケ谷）……１６４
資料－２－５７ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人あわの会）……１６８
資料－２－５８ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人慶美会）……１７３
資料－２－５９ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人弘成会）……１７８
資料－２－６０ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人高嶺福祉会）……１８３
資料－２－６１ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人長寿の里）……１８８
資料－２－６２ 災害時における物資の供給協力に関する協定（株式会社くすりの福太郎）……１９３
資料－２－６３ 災害時における物資の供給協力に関する協定（株式会社マツモトキヨシ）……１９８
資料－２－６４ 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定（千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部）……２０３
資料－２－６５ 災害に係る情報発信等に関する協定（株式会社ヤフー）……２０７
資料－２－６６ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人創誠会）……２０９
資料－２－６７ 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合）……２１２
資料－２－６８ 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書（株式会社ケーヨー）……２１７
資料－２－６９ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人南台五光福祉協会）……２１９
資料－２－７０ 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書（水戸市）……２２３
資料－２－７１ 災害時用における備蓄医薬品等に関する協定（一般社団法人鎌ケ谷市医師会）……２２８
資料－２－７２ 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定（株式会社ジェイコム千葉 東関東局）……２３３
資料－２－７３ 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書（一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部）……２３６
資料－２－７４ 上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書（千葉県）……２３９
資料－２－７５ 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定（日本郵便株式会社）……２４１
資料－２－７６ 鎌ケ谷市防災行政無線（ＩＰ無線）の設置等に関する覚書（日本郵便株式会社）……２４３
資料－２－７７ 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書……２４４
資料－２－７８ 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）……２４６
資料－２－７９ 災害時における感染症対策等に関する協定書（一般社団法人千葉県ペストコントロール協会）……２４８
資料－２－８０ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社）……２５０
資料－２－８１ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人　草加福祉会）……２５３
資料－２－８２ 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書（弘済商事株式会社）……２５６
資料－２－８３ 災害時における支援協力に関する協定書（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）..２６１
資料－２－８４ 災害時における支援協力に関する協定書（千葉中央葬祭業協同組合）……２６６

資料－２－８５ 災害時における支援協力に関する協定書（一般社団法人全国霊柩自動車協会） ..... ２７１
資料－２－８６ 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書（三協フロンテア株式会社）
..... 277
資料－２－８７ 災害時における応急対策の協力に関する協定書（千葉土建一般労働組合鎌ケ谷支部） ... 279
資料－２－８８ 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター） ..... ２８２
資料－２－８９ 災害時における通信機器等に係るレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社トレミール）
..... ２８５
資料－２－９０ 災害時における物資の輸送等に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合） .. ２８８
資料－２－９１ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社） ..... ２９０
資料－２－９２ 大規模災害時における病院前救護所に関する協定書（医療法人徳洲会　鎌ケ谷総合病院）
..... ２９３
資料－２－９３ 大規模災害時における病院前救護所に関する協定書（医療法人社団東邦鎌谷病院） .. ２９６
資料－２－９４ 千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書（千葉県） ..... ２９９

**３　消防及び救助・救急・医療救護活動関係 ..... ３０３**

資料－３－１ 千葉県消防広域応援基本計画 ..... ３０４
資料－３－２ 千葉県広域消防相互応援協定書 ..... ３２９
資料－３－３ 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱 ..... ３３１
資料－３－４ 航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領 ..... ３４３
資料－３－５ 消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱 ..... ３４６
資料－３－６ 千葉県緊急消防援助隊受援計画 ..... ３５７
資料－３－７　大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱 ..... ３８１
資料－３－８ ヘリコプター臨時離発着場適地一覧 ..... ３８７
資料－３－９ 医療機関・後方医療施設等一覧 ..... ３８８
資料－３－１０ 救護班の班編成一覧 ..... ３９５

**４　情報の収集・伝達 ..... ３９６**

資料－４－１ 防災行政無線広報文例 ..... ３９７
資料－４－２ 鎌ケ谷市防災行政用無線局管理運用規程 ..... ４００
資料－４－３ 通信施設 ..... ４２３
資料－４－４ 防災関係機関連絡先 ..... ４３０
資料－４－５ ＮＴＴの災害用伝言ダイヤルサービス ..... ４３２
資料－４－６ 災害用伝言板（サービス） ..... ４３３

**５　避難・生活救援関係 ..... ４３４**

資料－５－１ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧 ..... ４３５
資料－５－２ 土砂災害警戒区域の避難基準等 ..... ４３７
資料－５－３ 井戸付耐震性貯水槽設置箇所一覧 ..... ４４０
資料－５－４ 防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧 ..... ４４１
資料－５－６ 浸水想定区域内の災害時要配慮者施設一覧 ..... ４４５

## ６　交通関係 …… ４４９

資料－６－１ 自衛隊の災害派遣要請の様式 …… ４５０
資料－６－２ 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書 …… ４５４
資料－６－３ ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表 …… ４５６
資料－６－４ 県有施設ヘリサイン設置場所一覧 …… ４５７
資料－６－５ 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所 …… ４５８
資料－６－６ 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画 …… ４５９
資料－６－７ 京葉・東葛地域交通規制実施計画 …… ４６１
資料－６－８ 千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ケ谷市付近） …… ４６２

## ７　風水害関係 …… ４６３

資料－７－１ 気象情報の種類と発表基準 …… ４６４
資料－７－２ 災害履歴（風水害等） …… ４７５
資料－７－３ 急傾斜地崩壊危険区域 …… ４７８

## ８　大規模事故関係 …… ４７９

資料－８－１ 県内の核燃料物質使用事業所の現状 …… ４８０

## ９　基準関係 …… ４８２

資料－９－１ 被害の認定基準（災害総括報告） …… ４８３
資料－９－２ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について …… ４９３
資料－９－３ 激甚災害指定基準 …… ４９８
資料－９－４ 局地激甚災害指定基準 …… ５０２

## １０ その他 …… ５０４

資料－１０－１ 鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱 …… ５０６
資料－１０－２ 鎌ケ谷市自主防災組織一覧表 …… ５１４
資料－１０－３ 気象庁震度階級関連解説表 …… ５１６
資料－１０－４ 自衛隊の災害派遣要請依頼（依頼１） …… ５２２
資料－１０－５ 自衛隊の災害派遣撤収要請依頼（様式２） …… ５２３
資料－１０－６ 米穀等調達関係書類の様式 …… ５２４
資料－１０－７ 避難所運営のための資料及び様式 …… ５２９
資料－１０－８ 鎌ケ谷市罹災証明書等交付要綱 …… ５７４
資料－１０－９ 鎌ケ谷市消防本部被災証明書交付要綱 …… ５８４
資料－１０－１０ 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋） …… ５８８

# 1　条例関係

# 資料－１－１　鎌ケ谷市防災会議条例

（昭和 39 年 12 月 26 日条例第 40 号）

改正

昭和 41 年 11 月 21 日　条例第 38 号
昭和 46 年　８月 31 日　条例第 34 号
昭和 57 年　９月 28 日　条例第 21 号
平成　９年　３月 25 日　条例第３号
平成 12 年　３月 27 日　条例第 14 号
平成 24 年 12 月 20 日　条例第 20 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第６項の規定に基づき、鎌ケ谷市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

（所掌事務）

第２条　防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

（１）　鎌ケ谷市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。

（２）　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。

（３）　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。

（４）　前３号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

（会長及び委員）

第３条　防災会議は、会長及び委員 30 人以内をもって組織する。

２　会長は、市長をもって充てる。

３　会長は、会務を総理する。

４　会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

５　委員は、次に掲げる者をもって充てる。

（１）　指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（２）　千葉県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者

（３）　千葉県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者

（４）　市長がその部内のうちから指名する者

（５）　教育長

（６）　消防長及び消防団長

（７）　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

（８）　自主防災組織を構成する者又は学識経験を有する者のうちから市長が委嘱する者

（９）　その他市長が必要と認めた者

６　前項第７号、第８号及び第９号の委員の任期は、２年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

７　前項の委員は、再任されることができる。

（専門委員）

第４条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

２　専門委員は、関係地方行政機関の職員、千葉県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のあるもののうちから、市長が任命する。

３　専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

（議事等）

第５条　この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附　則

この条例は、昭和 40 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 41 年 11 月 21 日条例第 38 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（昭和 46 年８月 31 日条例第 34 号）

１　この条例は、昭和 46 年９月１日から施行する。

２　この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（昭和 57 年９月 28 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成９年３月 25 日条例第３号）

この条例は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成 12 年３月 27 日条例第 14 号）

この条例は、平成 12 年４月１日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 20 号）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　第１条の規定による改正後の鎌ケ谷市防災会議条例第３条第５項第８号の規定により委嘱された委員の任期は、同条第６項の規定にかかわらず、平成 25 年６月 30 日までに委嘱された場合に限り、同日までとする。

# 資料－１－２　鎌ケ谷市防災会議委員

| 区分 | 機　関　名 | 職　名 |
|---|---|---|
| 会長 | 鎌ケ谷市 | 市　　長 |
| １号 | 関東農政局千葉拠点 | 地方参事官 |
| | 銚子気象台 | 気象台長 |
| ２号 | 千葉県東葛飾地域振興事務所 | 所　　長 |
| | 千葉県習志野健康福祉センター（保健所） | センター長 |
| | 千葉県東葛飾土木事務所 | 所　　長 |
| | 千葉県企業局船橋水道事務所 | 船橋北支所長 |
| ３号 | 千葉県鎌ケ谷警察署 | 署　　長 |
| ４号 | 鎌ケ谷市 | 副 市 長 |
| | | 会計管理者 |
| | | 総務企画部長 |
| | | 健康福祉部長 |
| | | 都市建設部長 |
| ５号 | 鎌ケ谷市教育委員会 | 教 育 長 |
| ６号 | 鎌ケ谷市消防本部 | 消 防 長 |
| | 鎌ケ谷市消防団 | 団　　長 |
| ７号 | 東京電力パワーグリット（株）京葉支社 | 支社長代理 |
| | ㈱NTT 東日本　千葉事業部　千葉西支店 | 支 店 長 |
| | 東武鉄道株式会社　新鎌ヶ谷駅 | 駅　　長 |
| | 京成電鉄株式会社<br>運輸部　新鎌ヶ谷駅 | 駅　　長 |
| | 北総鉄道株式会社 | 安全推進担当課長 |
| | 京葉瓦斯㈱供給保安部　災害対策室 | 室　　長 |
| | 一般社団法人鎌ケ谷市医師会 | 会　　長 |
| | 公益社団法人船橋歯科医師会 | 会　　長 |
| | 一般社団法人船橋薬剤師会 | 会　　長 |
| ８号 | 陸上自衛隊後方支援学校需品科 | 部　　長 |
| | 海上自衛隊下総教育航空群 | 群司令 |
| | 鎌ケ谷市建設業協会 | 会　　長 |
| | 鎌ケ谷市赤十字奉仕団 | 委 員 長 |

# 資料－１－３　鎌ケ谷市災害対策本部条例

（昭和 39 年 12 月 26 日条例第 39 号）

改正

昭和 46 年　８月 31 日　条例第 34 号

平成　８年　７月　３日　条例第６号

平成 24 年 12 月 20 日　条例第 20 号

（目的）

第１条　この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の２第８項の規定に基づき、鎌ケ谷市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第２条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

２　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

３　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務を従事する。

（部）

第３条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

２　部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

３　部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

４　部長は、部の事務を掌理する。

（現地災害対策本部）

第４条　現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

２　現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

（雑則）

第５条　この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、昭和 40 年１月１日から施行する。

附　則（昭和 46 年８月 31 日条例第 34 号）

１　この条例は、昭和 46 年９月１日から施行する。

２　この条例施行前にした行為に対するこの条例による改正後の条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附　則（平成８年７月３日条例第６号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成 24 年 12 月 20 日条例第 20 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

# 資料－１－４　鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例

（昭和 53 年３月 13 日条例第３号）

改正

昭和 53 年 10 月５日　条例第 28 号
昭和 57 年３月 31 日　条例第１号
昭和 62 年 12 月 23 日　条例第 20 号
平成 24 年６月 28 日　条例第 14 号
平成 25 年 12 月 25 日　条例第 46 号

（目的）

第１条　この条例は、災害（災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）の規定の適用を受けるものを除く。以下同じ。）により被害を受けた市民（以下「被災者」という。）又はその遺族に対し、災害見舞金を支給し、及び災害により被害を受けた住宅の所有者が融資を受けた住宅復旧資金への利子補給を行い、もって被災者の更生に資することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）災害　暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震その他異状な自然現象及び火災により被害が生じること。

（２）市民　災害により被害を受けた当時、本市に住所を有し、かつ、住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）に基づき住民基本台帳に記録されている者

（災害見舞金の支給）

第３条　市長は、市民が災害により死亡又は負傷した場合は、その遺族又は本人に対し、次の各号に定める額を災害見舞金として支給する。

（１）死亡の場合は、次に掲げる額

ア　死亡者が世帯主の場合　50 万円

イ　死亡者が世帯主以外の者の場合　30 万円

（２）負傷の場合は、10 万円を限度として、負傷の程度に応じて市長が決定する額

２　前項に定める遺族は、死亡した者の死亡当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含み、離婚の届出をしていないが事実上離婚したと同様の事情にあった者を除く。）、子、父母、孫及び祖父母の範囲とし、遺族が前項に定める災害見舞金の支給を受ける順位は、この項に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。

３　市長は、災害により居住する住宅又は所有する家財に被害を受けた世帯の世帯主に対し、次の各号に定めるところにより災害見舞金を支給する。

（１）住宅の全壊、全焼又は流失　10 万円

（２）住宅の半壊、半焼又はこれらと同程度と認められる被害　５万円

（３）床上浸水　３万円

（４）前３号に掲げるもののほか、生活に支障があると認められる被害　２万円以内

（災害見舞金の適用除外）

第４条　次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定にかかわらず災害見舞金は支給しない。

（１）被災者が、防災に関する市長又は関係機関の勧告に従わなかったために被害を受けた場合

（２）火災の場合において、当該火災の原因が災害見舞金を受けるべき被災者の故意又は重大な過失

によると認められる場合

２　死亡の場合において、死亡した者の遺族が千葉県市町村弔慰金の支給及び災害援護資金の貸付けに関する条例（昭和 49 年千葉県市町村総合事務組合条例第１号）の規定に基づく災害弔慰金の支給を受けることができる場合は、前条第１項第１号に定める災害見舞金は、支給しない。

（住宅復旧融資金の利子補給）

第５条　市長は、第３条第３項各号に掲げる被害を受けた住宅の所有者（市民に限る。）が、市長が告示で指定する金融機関から住宅復旧資金の融資を受けたときは、その者に対し、当該融資金につき貸付基準金利の２分の１の額の利子補給金を交付する。

２　前項の規定による利子補給の対象となる融資金は、１世帯につき 10 万円以上 200 万円以下のものとする。

３　第１項の規定による融資金の利子の補給期間は、５年以内とする。

（利子補給金の交付の打切り又は返還）

第６条　市長は、前条の規定による利子補給に係る融資を受けた者が当該融資金をその目的以外の目的に使用したとき又は融資金がこの条例による利子補給の対象となるものに該当しないことが明らかになったときは、前条の規定による利子補給金の交付を打ち切り、又は既に交付した利子補給金の全部若しくは一部の返還を命じることができる。

（給付の範囲）

第７条　この条例により行う給付の総額は、予算の範囲内とする。

（施行細則）

第８条　この条例の施行に関し必要な事項は、市長が規則で定める。

附則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行し、昭和 53 年３月６日から適用する。ただし、住宅復旧融資金の利子補給に関する規定は、昭和 53 年２月 28 日から適用する。

（鎌ケ谷市火災見舞金支給条例の廃止）

２　鎌ケ谷市火災見舞金支給条例（昭和 47 年鎌ケ谷市条例第 14 号）は、廃止する。

附則（昭和 53 年 10 月５日条例第 28 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附則（昭和 57 年３月 31 日条例第１号）

この条例は、昭和 57 年４月１日から施行する。

附則（昭和 62 年 12 月 23 日条例第 20 号）

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例の規定は、昭和 63 年１月１日以降に生じた災害から適用する。

附則（平成 24 年６月 28 日条例第 14 号抄）

（施行期日）

１　この条例は、平成 24 年７月９日から施行する。

附則（平成 25 年 12 月 25 日条例第 46 号抄）

この条例は、交付の日から施行し、改正後の鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例の規定は、平成 25 年 10 月 16 日以降に生じた災害に係る災害見舞金について適用し、同日前に生じた災害に係る災害見舞金については、なお従前の例による。

# 資料－１－５　鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則

昭和 53 年６月 28 日規則第 16 号

改正　昭和 61 年２月 25 日　規則第６号　昭和 63 年４月 14 日　規則第 14 号
　　平成 16 年５月 26 日　規則第 25 号

（趣旨）

第１条　この規則は、鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例（昭和 53 年鎌ケ谷市条例第３号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定める。

（被災の届出）

第２条　条例第３条の規定により災害見舞金の支給を受けようとする者は、被災届書（別記第１号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して、市長に届け出るものとする。

（１）市長又は消防長の発行する被災証明書

（２）死亡の場合にあっては、死亡したことを証明する書類

（３）負傷の場合にあっては、医師の診断書

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　市長は、届出によらず被害状況を把握できるときは、前項各号に掲げる書類の提出を求めないことができる。

（被害状況の調査）

第３条　市長は、前条による届出があつたとき又は災害が発生したときは、被害調査書（別記第２号様式）によりその被害状況を調査するものとする。

（災害見舞金の決定）

第４条　市長は、前条の調査に基づき災害見舞金の支給の適否を決定する。

（住宅復旧融資金利子補給金の交付申請）

第５条　条例第５条の規定により住宅復旧融資金の利子補給を受けようとする者は、住宅復旧融資金利子補給金交付申請書（別記第３号様式）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に申請するものとする。

（１）建築見積書

（２）市長又は消防長の発行する被災証明書

（３）資金の借受けを証明する書類

（４）前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

（利子補給金の決定通知）

第６条　市長は、前条の申請があつたときは、当該住宅の被災状況その他必要な事項の調査に基づき、利子補給金の交付の適否を決定し、住宅復旧融資金利子補給可否決定通知書（別記第４号様式）により申請者に通知するものとする。

（利子補給金の交付）

第７条　利子補給金は、指定金融機関の融資金返済明細書により算出された額を４月分から９月分まで及び 10 月分から３月分までの２回に分けて、住宅復旧融資金利子補給金請求書（別記第５号様式）に基づき交付するものとする。

附則

（施行期日）

1　この規則は、公布の日から施行する。

（鎌ケ谷市火災見舞金支給条例施行規則の廃止）

2　鎌ケ谷市火災見舞金支給条例施行規則（昭和 47 年鎌ケ谷市規則第７号）は、廃止する。

附則（昭和 61 年２月 25 日規則第６号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（昭和 63 年４月 14 日規則第 14 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附則（平成 16 年５月 26 日規則 25 号）

この規則は、平成 16 年６月１日から施行する。

**第１号様式**（第２条関係）

# 被　災　届　書

年　　月　　日

鎌ケ谷市長様

被災者　住　所
氏　名

私は、　　年　　月　　日の災害により被災したので、鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則第２条の規定により、下記のとおり届け出ます。

記

１　被災日時

２　被災場所

３　被災程度

４　避 難 先

５　そ の 他

**第２号様式**（第３条関係）

<table>
<tr><td colspan="9">被　害　調　査　書　　年　　月　　日時現在</td></tr>
<tr><td colspan="2">災 害 名</td><td colspan="2"></td><td>災害発生年<br>月 日</td><td colspan="4">年　月　日　時　分頃</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">被災世帯</td><td>住　　所</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">避難先</td><td colspan="2" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>世 帯 主<br>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>電話番号</td></tr>
<tr><td rowspan="8">被害の状況</td><td rowspan="6">人</td><td>氏　　名</td><td>世 帯 主<br>との続柄</td><td>年 齢</td><td colspan="2">程　　度</td><td colspan="2">住　　所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">死亡・行方不明負傷<br>（全治　　）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">死亡・行方不明負傷<br>（全治　　）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">死亡・行方不明負傷<br>（全治　　）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">死亡・行方不明負傷<br>（全治　　）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="2">死亡・行方不明負傷<br>（全治　　）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>住<br>宅</td><td colspan="7">状況<br>（１）全壊　（２）全焼　（３）流失　（４）半壊<br>（５）半焼　（６）床上浸水（７）一部被害(内容　　）</td></tr>
<tr><td>家<br>財</td><td colspan="7">状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">そ の 他</td><td colspan="7"></td></tr>
<tr><td colspan="2">備　　考</td><td colspan="7"></td></tr>
</table>

**第３号様式**（第５条関係）

<table>
<tr><td colspan="10">鎌ケ谷市住宅復旧融資金利子補給金交付申請書</td></tr>
<tr><td>※</td><td colspan="2">受　付　日</td><td></td><td>受付番号</td><td></td><td>受付者</td><td></td><td>貸付番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td colspan="2">（ふりがな）</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">職業</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td colspan="2">世帯主氏名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>2</td><td colspan="2">住　　所</td><td colspan="3"></td><td colspan="2">鎌ケ谷市<br>居住年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">本　　籍</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">災　害　名</td><td colspan="3"></td><td>被災日時</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">5</td><td colspan="2" rowspan="2">被害の種類</td><td colspan="3" rowspan="2">1　住宅の全壊又は全焼<br>2　住宅の半壊又は半焼<br>3　その他</td><td>被災場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>被災の具体的状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">6</td><td rowspan="3">住宅復旧融資金</td><td>融資金決定額</td><td colspan="3"></td><td>金融機関</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="8">融資金の使途　　に　　円<br>に　　円<br>に　　円<br>に　　円<br>に　　円</td></tr>
<tr><td>償還方法</td><td colspan="3"></td><td>償還期限</td><td colspan="3">年　月（　回）</td></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td colspan="2" rowspan="2">利子補給金<br>振込口座</td><td colspan="3"></td><td rowspan="2">備考</td><td colspan="3" rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>当座 No.</td><td colspan="2">普通 No.</td></tr>
</table>

鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例第５条の規定により住宅復旧融資金の利子補給を受けたいので、同条例施行規則第５条の規定により上記のとおり申請します。

年　　月　　日

住　所

申請者

氏　名

鎌ケ谷市長様

**第４号様式**（第６条関係）

鎌ケ谷市　指令第　　号

様

住宅復旧融資金利子補給可否決定通知書

年　　月　　日付けで申請のあった住宅復旧融資金利子補給については、下記のとおり決定したので、鎌ケ谷市災害見舞金の支給及び住宅復旧融資金利子補給条例施行規則第６条の規定により通知します。

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　　印

記

| | | | |
|---|---|---|---|
| 決　　定 | 可・否 | 否の場合の理 由 | |
| 貸付番号 | | | |
| 補給期間 | 自　　年　　月　　日<br>至　　年　　月　　日 | | |
| 補給金額 | 住宅復旧融資金　　円の貸付基準金利の２分の１の額 | | |
| 補給方法 | | | |

備考　指令先は、住所及び氏名を記載する。

**第５号様式**（第７条関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長様

住　所
氏　名

住宅復旧融資金利子補給金請求書

鎌ケ谷市住宅復旧融資金利子補給金交付決定に基づき下記のとおり請求いたします。

記

利子補給金請求額　　円
利子補給対象期間　　年　　月～　　年　　月

# ２　協定・応援関係

# 資料－２－１ 災害時応援協定等一覧表

1　自治体間の相互応援協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定 | 千葉県及び県内各市町村 | 応急活動等相互支援 | 平成 8 年 2 月 23 日 | 資料-2-2 |
| 災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定 | 東葛飾地域各市 | 応急活動等相互支援 | 昭和 50 年 7 月 24 日 | 資料-2-3 |
| 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定 | 廃棄物と環境を考える協議会加盟市町村 | 応援活動等相互支援 | 平成 25 年 7 月 12 日 | 資料-2-4 |
| 災害時の情報交換に関する協定 | 国土交通省関東地方整備局 | 各種災害情報の交換 | 平成 23 年 3 月 3 日 | 資料-2-34 |
| 災害時における相互協力に関する協定書 | 鎌ケ谷警察署 | 施設の使用 | 平成 24 年 10 月 16 日 | 資料-2-36 |

2　廃棄物処理に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定 | 県内各市町村 | 廃棄物処理施設に係る相互支援 | 平成 9 年 7 月 31 日 | 資料-2-5 |
| 一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定 | 東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | 一般廃棄物処理施設に係る相互支援 | 平成 17 年 3 月 28 日 | 資料-2-6 |

3　物資供給に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時における物品の供給に関する協定書 | 松戸・鎌ケ谷木材同業組合 | 取扱い物資の供給 | 平成 8 年 1 月 11 日 | 資料-2-7 |
| 災害時における物品の供給に関する協定書 | 株式会社東武ストア | 取扱い物資の供給 | 平成 8 年 1 月 24 日 | 資料-2-8 |
| 災害時における物品の供給に関する協定書 | 文平産業株式会社 | 取扱い物資の供給 | 平成 8 年 1 月 30 日 | 資料-2-9 |
| 災害時における物品の供給に関する協定書 | 茂野製麺株式会社 | 取扱い物資の供給 | 平成 8 年 2 月 8 日 | 資料-2-10 |
| 災害時における物品の貸借に関する協定書 | 小山株式会社千葉営業所 | 取扱い物資の供給 | 平成 8 年 7 月 22 日 | 資料-2-11 |
| 災害時における物品の供給に関する協定書 | 松戸市農業協同組合現：とうか | 取扱い物資の供給 | 平成 13 年 6 月 29 日 | 資料-2-12 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | つ中央農業協同組合 | | | |
| 災害時における物品の供給に関する協定書 | 千葉県石油商業協同組合鎌ケ谷支部 | 取扱い物資の供給 | 平成 18 年 7 月 7 日 | 資料-2-13 |
| 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 | 生活協同組合ちばコープ現：生活協同組合コープみらい | 取扱い物資の供給 | 平成 9 年 10 月 16 日 | 資料-2-14 |
| 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書 | 社団法人千葉県エルピーガス協会船橋支部 | 取扱い物資の供給 | 平成 20 年 4 月 1 日 | 資料-2-15 |
| 災害時における物品の供給に関する協定書 | イオン株式会社関東カンパニー | 取扱い物資の供給 | 平成 16 年 3 月 31 日 | 資料-2-16 |
| 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する定書 | 株式会社セブンーイレブン・ジャパン | 取扱い物資の供給 | 平成 28 年 1 月 28 日 | 資料-2-51 |
| 災害時における物資の供給協力に関する協定 | 株式会社くすりの福太郎 | 取扱い物資の供給 | 平成 29 年 9 月 28 日 | 資料-2-62 |
| 災害時における物資の供給協力に関する協定 | 株式会社マツモトキヨシ | 取扱い物資の供給 | 平成 29 年 9 月 29 日 | 資料-2-63 |
| 災害時における物資供給に関する協定書 | 株式会社イトーヨーカ堂 | 取扱い物資の供給 | 令和 3 年 9 月 15 日 | 資料-2-78 |
| 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書 | 弘済商事株式会社 | 仮設トイレの提供 | 令和 4 年 11 月 1 日 | 資料-2-82 |
| 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書 | 三協フロンテア株式会社 | 取扱い物資の供給 | 令和 5 年 1 月 19 日 | 資料 2-86 |
| 災害時における物資供給に関する協定書 | NPO 法人コメリ災害対策センター | 物品の供給 | 令和 7 年 6 月 24 日 | 資料-2-88 |

4　炊き出しに関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 被災者の応急救助等に係る防災活動協力に関する協定書 | イオン株式会社関東カンパニー | 避難場所・トイレ・情報等の提供 | 平成 18 年 10 月 2 日 | 資料-2-18 |
| 災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書 | 鎌ケ谷市料飲組合 | 避難所における炊き出し協力・トイレ提供 | 平成 21 年 6 月 5 日 | 資料-2-19 |

5　給水に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時における井戸の使用に関する協定書 | イオン株式会社関東カンパニー | 井戸の使用 | 平成 18 年 7 月 7 日 | 資料-2-17 |
| 災害時における井戸の使用に関する協定書 | 山屋食品株式会社 | 井戸の使用 | 平成 7 年 12 月 14 日 | 資料-2-20 |
| 災害時における井戸の使用に関する協定書 | 有限会社皆川石油 | 井戸の使用 | 平成 19 年 2 月 19 日 | 資料-2-21 |
| 災害時における井戸の使用に関する協定書 | コスモ石油販売株式会社 | 井戸の使用 | 平成 19 年 2 月 19 日 | 資料-2-22 |
| 災害時における井戸の使用に関する協定書 | 私市醸造株式会社 | 井戸の使用 | 平成 7 年 11 月 30 日 | 資料-2-23 |
| 災害時の井戸の使用に関する協定書 | 社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院<br>現：医療法人徳州会　鎌ケ谷総合病院 | 井戸の使用 | 平成 22 年 11 月 2 日 | 資料-2-33 |
| 上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書 | 千葉県 | 排水栓の使用 | 平成 27 年 3 月 5 日 | 資料-2-47 |
| 応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書 | 千葉県 | 応急給水の実施 | 平成 28 年 3 月 25 日 | 資料-2-53 |
| 災害時における飲料水の提供に関する協定書 | 株式会社伊藤園 | 飲料水の提供 | 平成 28 年 7 月 1 日 | 資料-2-54 |
| 上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書 | 千葉県 | 自主防災組織による消火栓の使用 | 令和 2 年 10 月 1 日 | 資料-2-74 |

6　情報収集・伝達に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 鎌ケ谷市防災行政無線の使用に関する協定書 | 東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社 | 停電広報 | 平成 28 年 11 月 28 日 | 資料-2-24 |
| 鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書 | 京葉瓦斯株式会社船橋支社 | ガス事故広報 | 平成 12 年 6 月 26 日 | 資料-2-25 |
| 災害時における放送等に関する協定書 | 株式会社ジェイコム千葉 | 各種情報の配信 | 令和 2 年 2 月 14 日 | 資料-2-35 |
| 鎌ケ谷市における防災行政用無線放送の再送信に関する覚書 | 株式会社ジェイコム千葉 | 各種情報の再送信 | 平成 26 年 9 月 1 日 | 資料-2-45 |
| 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書 | 東日本電信電話株式会社 | 非常用電話の設置 | 平成 28 年 1 月 22 日 | 資料-2-50 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 災害に係る情報発信等に関する協定 | 株式会社ヤフー | 情報発信 | 平成 30 年 3 月 16 日 | 資料-2-65 |
| 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書 | 日本郵便株式会社 | 車両提供、広報活動等 | 令和 3 年 3 月 22 日 | 資料-2-77 |
| 災害時における通信機器等に係るレンタル機材の提供に関する協定書 | 株式会社トレミール | 通信機器のレンタル | 令和 7 年 6 月 24 日 | 資料-2-89 |
| 千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書 | 千葉県 | 千葉県防災行政無線局等の設置及び管理 | 令和 8 年 1 月 7 日 | 資料-2-94 |

7　災害応急復旧活動に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時における応急措置等に関する基本協定書 | 鎌ケ谷市建設業協会 | 災害応急復旧活動 | 平成元年 3 月 11 日 | 資料-2-26 |
| 災害時における応急対策の協力に関する協定書 | 千葉土建一般労働組合鎌ケ谷支部 | 災害応急復旧活動 | 令和 5 年 3 月 29 日 | 資料-2-8 |

8　医療・衛生に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時の医療救護活動に関する協定書 | 一般社団法人鎌ケ谷市医師会 | 医療救護活動 | 平成 26 年 5 月 15 日 | 資料-2-28 |
| 災害時における接骨師会の協力に関する協定書 | 千葉県柔道整復師会 | 医療救護活動 | 平成 9 年 5 月 30 日 | 資料-2-29 |
| 災害時における歯科医師会の協力に関する協定書 | 社団法人船橋歯科医師会　現：公益社団法人船橋歯科医師会 | 医療救護活動 | 平成 10 年 10 月 20 日 | 資料-2-30 |
| 災害時の医療救護活動に関する協定書 | 社団法人船橋薬剤師会　現：公益社団法人船橋薬剤師会 | 医療救護活動 | 平成 29 年 3 月 9 日 | 資料-2-31 |
| 災害時の医療救護活動に関する協定書 | 社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院<br>現：医療法人徳州会　鎌ケ谷総合病院 | 医療救護活動 | 平成 22 年 11 月 2 日 | 資料-2-32 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定 | 大東京歯科用品商協同組合 | 歯科用品及び医薬品の供給 | 平成 30 年 7 月 1 日 | 資料-2-67 |
| 災害時における消毒作業に関する協定書 | 鎌ケ谷市建設業協会 | 災害時の消毒 | 平成 31 年 4 月 1 日 | 資料-2-27 |
| 災害時用における備蓄医薬品等に関する協定 | 一般社団法人鎌ケ谷市医師会 | 医薬品等の管理及び供給 | 令和 6 年 4 月 1 日 | 資料-2-71 |
| 災害時における感染症対策等に関する協定書 | 一般社団法人千葉県ペストコントロール協会 | 防疫活動等 | 令和 3 年 10 月 1 日 | 資料-2-79 |
| 災害時における支援協力に関する協定書 | 一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会 | 遺体の収容・安置に必要な資機材及び役務の提供等 | 令和 4 年 11 月 11 日 | 資料-2-83 |
| 災害時における支援協力に関する協定書 | 千葉中央葬祭業協同組合 | 遺体の収容・安置に必要な資機材及び役務の提供等 | 令和 4 年 11 月 11 日 | 資料-2-84 |
| 災害時の遺体搬送に関する協定書 | 一般社団法人全国霊柩自動車協会 | 遺体の移送 | 令和 4 年 11 月 11 日 | 資料-2-85 |
| 大規模災害時における病院前救護所に関する協定書 | 医療法人徳洲会鎌ケ谷総合病院 | 病院前救護所の設置 | 令和 7 年 5 月 1 日 | 資料-2-92 |
| 大規模災害時における病院前救護所に関する協定書 | 医療法人社団 東邦鎌谷病院 | 病院前救護所の設置 | 令和 7 年 5 月 1 日 | 資料-2-93 |

9　施設提供・施設利用に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時における施設の使用に関する協定書 | 株式会社鎌ケ谷カントリー倶楽部 | 避難場所（※施設内練習場の一部） | 平成 8 年 1 月 5 日 | 資料-2-38 |
| 避難場所使用に関する協定書 | 陸上自衛隊松戸駐屯地 | 避難場所（※施設内グラウンドの一部） | 平成 21 年 6 月 18 日 | 資料-2-39 |
| 災害時における施設の使用に関する協定書 | 海上自衛隊下総教育航空群 | 避難場所及び避難所 | 平成 21 年 6 月 10 日 | 資料-2-40 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 臨時門設置及び維持管理に関する覚書 | 陸上自衛隊松戸駐屯地 | 避難場所の設置及び維持管理 | 平成 6 年 3 月 22 日 | 資料-2-41 |
| 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書 | 千葉県立鎌ヶ谷高等学校 | 避難所及び広域避難場所 | 平成 25 年 3 月 21 日 | 資料-2-42 |
| 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書 | 千葉県立鎌ヶ谷西高等学校 | 避難所及び広域避難場所 | 平成 25 年 3 月 21 日 | 資料-2-43 |
| 千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定 | 千葉県 | 施設の利用 | 平成 28 年 3 月 25 日 | 資料-2-52 |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 社会福祉法人あわの会 | 要配慮者の受入 | 平成 29 年 5 月 19 日 | 資料-2-57 |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 社会福祉法人慶美会 | 要配慮者の受入 | 平成 29 年 5 月 19 日 | 資料-2-58 |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 社会福祉法人弘成会 | 要配慮者の受入 | 平成 29 年 5 月 19 日 | 資料-2-59 |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 社会福祉法人高嶺福祉会 | 要配慮者の受入 | 平成 29 年 5 月 19 日 | 資料-2-60 |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 社会福祉法人長寿の里 | 要配慮者の受入 | 平成 29 年 5 月 19 日 | 資料-2-61 |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 社会福祉法人創誠会 | 要配慮者の受入 | 平成 30 年 6 月 18 日 | 資料-2-66 |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 社会福祉法人南台五光福祉協会 | 要配慮者の受入 | 平成 30 年 9 月 13 日 | 資料-2-69 |
| 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書 | 社会福祉法人草加福祉会<br>現：カメリア会 | 要配慮者の受入 | 令和 3 年 12 月 20 日 | 資料-2-81 |

１０　人員の輸送・車両の提供に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定 | 株式会社ジェイコム千葉東関東局 | 人員及び車両等の提供 | 令和２年７月１日 | 資料-2-72 |
| 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書 | 一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部 | 緊急輸送 | 令和２年９月16日 | 資料-2-73 |
| 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書 | 日本郵便株式会社 | 車両提供、広報活動等 | 令和３年３月22日 | 資料-2-77（再掲） |

１１　物流に関する協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時における物資の輸送等に関する協定書 | 赤帽首都圏軽自動車運送協同組合 | 物資輸送 | 令和７年６月24日 | 資料-2-90 |
| 災害時における物資の輸送等に関する協定書 | 佐川急便株式会社 | 物資輸送 | 令和７年６月24日 | 資料-2-91 |

１２　帰宅困難者対策に関わる協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 地震災害時における施設等の提供協力に関する協定 | 大和情報サービス株式会社アクロスモール新鎌ケ谷 | 帰宅困難者対策 | 平成29年４月１日 | 資料-2-56 |

１３　その他各種協定

| 協定等の名称 | 協定等締結先 | 協力等の内容 | 締結年月日 | 資料編 No. |
|---|---|---|---|---|
| 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書 | 株式会社ゼンリン　松戸営業所 | 地図製品等の供給及び利用 | 令和４年６月４日 | 資料-2-37 |
| 広告付避難場所電柱看板に関する協定書 | 東電タウンプランニング株式会社千葉総支社 | 看板の掲出 | 平成27年２月16日 | 資料-2-46 |
| 災害時における動物救護活動に関する協定書 | 千葉県獣医師会京葉地域獣医師会 | 動物救護活動 | 平成27年８月31日 | 資料-2-48 |
| 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書 | 千葉県土地家屋調査士会 | 家屋被害認定調査 | 平成27年10月15日 | 資料-2-49 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書 | 株式会社鎌ケ谷学校給食サービス | 給食支援業務等 | 平成 27 年 7 月 1 日 | 資料-2-55 |
| 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定 | 千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部 | 理容ボランティア実施 | 平成 29 年 10 月 3 日 | 資料-2-64 |
| 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書 | 株式会社ケーヨー | 避難所等におけるペットの飼育管理 | 平成 30 年 8 月 30 日 | 資料-2-68 |
| 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書 | 水戸市 | 水戸市民の県外広域一時滞在 | 平成 30 年 10 月 31 日 | 資料-2-70 |
| 災害時における支援協力に関する協定書 | 千葉県行政書士会 | 行政書士業務 | 平成 31 年 4 月 1 日 | 資料-2-44 |
| 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定 | 日本郵便株式会社 | 人的物的資源の有効活用 | 令和 3 年 3 月 22 日 | 資料-2-75 |
| 鎌ケ谷市防災行政無線（ＩＰ無線）の設置等に関する覚書 | 日本郵便株式会社 | ＩＰ無線の設置及び管理運営 | 令和 3 年 3 月 22 日 | 資料-2-76 |
| 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定 | 東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社 | 大規模停電時の早期復旧、相互協力 | 令和 3 年 11 月 1 日 | 資料-2-80 |

## 資料－２－２ 災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定（千葉県及び県内各市町村）

（目的）

第１条　この協定は、千葉県内の地域に災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町村のみでは十分な応急対策及び復旧対策を実施することができない場合において、災対法第６７条第１項による市町村相互の応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、千葉県内のすべての市町村が相互に協力することを確認し、相互応援に関する基本的な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援の種類は次の各号に掲げるとおりとする。

（１）食糧、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供

（３）救援及び救助活動に必要な車両、舟艇等の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医療職、技術職、技能職等の職員の派遣

（５）被災者の一時収容のための施設の提供

（６）被災傷病者の受入れ

（７）遺体の火葬のための施設の提供

（８）ゴミ・し尿等の処理のための施設の提供

（９）ボランティアの受付及び活動調整

(10) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（応急要請の手続き）

第３条　被災市町村の長は、個別に他の市町村の長に応援を要請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項を明らかにして電話等により応援を要請するものとする。

（１）被害の状況

（２）応援の種類

（３）応援の具体的な内容及び必要量

（４）応援を希望する期間

（５）応援場所及び応援場所への経路

（６）前各号に掲げるもののほか必要な事項

２　被災市町村の長は、複数の市町村の長に同時に応援を要請しようとする場合には、前項に掲げる事項を明らかにして電話等により千葉県知事（以下「知事」という。）に対し応援要請の依頼を行うものとし、知事は、他の市町村の長に対して速やかに要請内容を伝達するものとする。

３　応援を受けた被災市町村の長は、応援を実施した市町村の長に対し、後日速やかに要請文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により応援要請を受けた市町村の長は、応援の内容を電話等により要請した被災市町村の長に連絡し、その後直ちに応援を実施するものとする。ただし、特別な事情により応援できない場合は、その旨を直ちに電話等により連絡するものとする。

２　前条第２項の規定により要請内容の伝達を受けた市町村の長は、受諾の可否を速やかに決定し、応援の可否及び応援を実施する場合は、その内容を知事に対し電話等により連絡するとともに応援を実施するものとする。

（自主応援）

第５条　被災市町村の長から応援要請又は知事からの応援要請の依頼がない場合においても、被害の状況に応じ緊急に応援することを必要と認めた市町村の長は、自主的に応援を行うものとする。

２　前項の場合において、応援を行おうとする市町村の長は、応援の内容をあらかじめ電話等により被災市町村の長に連絡するとともに、応援を実施する旨及びその内容を知事に連絡するものとする。

（応援の調整）

第６条　知事は、前２条に定める相互応援が迅速かつ円滑に実施されるよう応援の調整を行うことができるものとする。

（応援経費の負担）

第７条　応援に要した費用は、応援を受けた市町村で負担するものとする。

２　応援を受けた市町村において前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町村の求めにより応援した市町村は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定によりがたいときは、その都度、関係市町村間で協議して定める。

（情報の交換等）

第８条　市町村は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、千葉県総合防災情報システム等により応援に必要な情報の交換を行うほか、平常時から応援の受入れ体制の整備に努めるものとする。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、その都度協議して定めるものとする。

付則

１　この協定は、平成８年２月２３日から施行する。

２　この協定締結を証するため、千葉県及び各市町村は、本協定書８１通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

千葉県知事
千葉市長
銚子市長
市川市長
船橋市長
館山市長
木更津市長
松戸市長
野田市長
佐原市長
茂原市長
成田市長
佐倉市長
東金市長
香取郡神崎町長
香取郡大栄町長
香取郡小見川町長
香取郡山田町長
香取郡栗源町長
香取郡多古町長
香取郡干潟町長
香取郡東庄町長
海上郡海上町長
海上郡飯岡町長
匝瑳郡光町長
匝瑳郡野栄町長
山武郡大網白里町長
山武郡九十九里町長

八日市場市長
旭市長
習志野市長
柏市長
勝浦市長
市原市長
流山市長
八千代市長
我孫子市長
鴨川市長
鎌ケ谷市長
君津市長
富津市長
浦安市長
四街道市長
袖ケ浦市長
八街市長
東葛飾郡関宿町長
東葛飾郡沼南町長
印旛郡酒々井町長
印旛郡富里町長
印旛郡印旛村長
印旛郡白井町長
印旛郡印西町長職務代理者印旛郡印西町助役
印旛郡本埜村長
印旛郡栄町長
香取郡下総町長
山武郡成東町長
山武郡山武町長
山武郡蓮沼村長
山武郡松尾町長
山武郡横芝町長
山武郡芝山町長
長生郡一宮町長
長生郡睦沢町長
長生郡長生村長
長生郡白子町長
長生郡長柄町長
長生郡長南町長
夷隅郡大多喜町長
夷隅郡夷隅町長
夷隅郡御宿町長
夷隅郡大原町長
夷隅郡岬町長
安房郡富浦町長
安房郡富山町長職務代理者安房郡富里町助役
安房郡鋸南町長
安房郡三芳村長
安房郡白浜町長
安房郡千倉町長
安房郡丸山町長
安房郡和田町長
安房郡天津小湊町長

## 資料－２－３ 災害時における東葛飾地域市町間の相互応援に関する協定（東葛飾地域各市）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、市川市、船橋市、松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市及び鎌ケ谷市並びに浦安町、関宿町及び沼南町（以下「協定市町」という。）の地域に災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号以下「災対法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生し、被災市町のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において協定市町は災対法第 67 条第１項及び第 68 条第１項により市町相互の応援及び県への応援を求めることを確認し、応急措置を的確、かつ、迅速に遂行するために必要とする応急措置の種類、応援要請の手続、応援に要した費用の負担、資料の交換等について定めるものとする。

（応援する応急措置の種類）

第２条　応援する応急措置の種類は、次のとおりとする。

（１）飲料水の供給及びその飲料水の供給に必要な資機材の提供

（２）食糧及び生活必需品の提供並びにその食糧及び生活必需品の供給に必要な資機材

（３）医療救護班の派遣、医療及び防疫並びに施設の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

（４）救助及び応急復旧に必要な医事職及び技能職の職員の派遣

（５）避難所、避難場所（収容施設）の提供

（６）前各号に定めるもののほか、市町が災害に際し特に必要と認めて要請した事項

（応援要請の手続）

第３条　応援を要請しようとするときは、被災市町の長は、次の事項を明らかにしてとりあえず口頭、電話又は電信により他の市町の長に応援要請し、事後速やかに文書を提出するものとする。ただし、前条第１号に規定する飲料水（県水にかかるもの）及び第２号に規定する食糧（米穀等）については、被災市町の長から県知事へ応援を要請する。

（１）被害状況

（２）応援を要する応急措置の種類

（３）応援を要する職種別人員

（４）応援を要する時間

（５）応援場所

（６）応援を要する機械及び器具並びに資材の品名及び数量

（７）応援を要する飲料水及び食糧の数量

（８）前各号に掲げるもののほか応援に関して必要な事項

（応援に要した費用の負担）

第４条　応急措置の応援に要した費用は、応援をうけた市町で負担するものとする。ただし、災対法第 72 条により知事の指示により応援を受けた場合には、応援を受けた市町に負担させることが困難又は不適当なもので、災害対策基本法施行令第 40 条で規定するものについては、この限りではない。

２　応援を受けた市町で前項の規定により負担する費用を支弁するいとまがないときは、応援を受けた市町の求めにより応援した市町は、当該費用を一時繰替支弁するものとする。

３　前２項の規定により難いときは、その都度協定市町間で協議して定める。

（資料の交換）

第５条　協定市町は、この協定に基づき応援する応急措置が円滑に行われるよう毎年 11 月の末日までに、次に掲げる事項を記載した資料を相互に交換するものとする。

（１）第２条第１号、第２号及び第３号に規定する物資並びに資機材の提供に関し必要と認める事項
（２）第２条第３号に規定する医療救護班の派遣に関し必要と認める事項
（３）第２条第４号に規定する職員の派遣に関し必要と認める事項
（４）第２条第５号に規定する避難所、避難場所（収容施設）の提供に関し必要と認める事項
（５）前各号のほか参考となるべき事項

（資料の交換等の総合調整）

第６条　東葛飾地域市町間の相互応援体制を円滑に推進するため前条に規定する資料の交換に関する事務を東葛飾支庁に依頼するものとする。

２　この協定により難い事由が生じたとき、その事由に関係する市町は、その調整を東葛飾支庁に依頼することができる。

（雑　則）

第７条　この協定に規定するもののほか、この協定に関し必要な事項は、その都度協定市町間で協議して定めるものとする。

第８条　この協定は、昭和 50 年７月 24 日から適用する。

この協定の成立を証するため、当事者記名押印のうえ各１通を保有する。

昭和 50 年７月 24 日

| | | |
|---|---|---|
| 市 川 市 | 代表 | 市 川 市 長 |
| 船 橋 市 | 〃 | 船 橋 市 長 |
| 松 戸 市 | 〃 | 松 戸 市 長 |
| 野 田 市 | 〃 | 野 田 市 長 |
| 柏　市 | 〃 | 柏　市　長 |
| 流 山 市 | 〃 | 流 山 市 長 |
| 我孫子市 | 〃 | 我孫子市長 |
| 鎌ケ谷市 | 〃 | 鎌ケ谷市長 |
| 浦 安 町 | 〃 | 浦 安 町 長 |
| 関 宿 町 | 〃 | 関 宿 町 長 |
| 沼 南 町 | 〃 | 沼 南 町 長 |

## 資料－２－４ 廃棄物と環境を考える協議会加盟団体災害時相互応援協定（廃棄物と環境を考える協議会加盟市町村）

（趣旨）

第１条　この協定は、廃棄物と環境を考える協議会（以下「協議会」という。）に加盟する団体を構成する市町村（以下「加盟団体」という。）において災害が発生し、被災した加盟団体が独自では被災者の救済その他の応急措置を十分に実施できない場合に、加盟団体が相互に応援協力し、被災団体への災害応援を行うことを目的として、応急措置等を迅速かつ円滑に遂行するため必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　この協定に基づき実施する応援の種類は、次のとおりとする。

（１）　応急物資及び資機材の提供

（２）　応急及び復旧に必要な職員の派遣

（３）　前２号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（幹事団体）

第３条　円滑な応援を実施するため、次のとおり加盟団体の中から代表幹事団体及び副代表幹事団体（以下「幹事団体」という。）を定める。

（１）　代表幹事団体は、協議会の会長を務める団体とする。

（２）　副代表幹事団体は、協議会の副会長を務める団体とする。

２　幹事団体は、加盟団体間の連絡調整を行うため、あらかじめ連絡体系を定めるものとする。

（応援の要請）

第４条　応援を要請しようとする加盟団体（以下「応援要請団体」という。）は、次に掲げる事項を明らかにし、電話又は電信等により応援を要請するものとする。この場合において、後日速やかに当該事項を記載した文書を送付しなければならない。

（１）　被害の状況

（２）　第２条第１号に規定する応援を要請する場合にあっては、物資等の品名、数量、搬入場所及び搬入経路等

（３）　第２条第２項に規定する応援を要請する場合にあっては、職員の職種及び人数並びに業務内容

（４）　前各号に掲げるもののほか、必要と認められる事項

２　前項に規定する応援の要請は、第３条第２項の連絡体系に基づいて行うものとする。

３　幹事団体は、第１項に規定する応援の要請があった場合は、当該要請に対して必要な事項を決定し、関連する加盟団体に速やかに通知するものとする。

（応援の実施）

第５条　応援を要請された加盟団体（以下「応援実施団体」という。）は、可能な範囲において応援を実施するものとする。

（応援経費の負担）

第６条　応援に要した経費は、応援要請団体が負担とするものとする。ただし、応援要請団体及び応援実施団体の協議によって負担の割合を定める場合は、この限りでない。

（災害補償等）

第７条　応援に従事した職員が、その業務中又はその業務に起因して負傷、疾病又は死亡した場合にお

ける当該職員又はその遺族に対する補償は、応援実施団体が負担するものとする。

２　応援に従事した職員が、その業務上第三者に損害を与えた場合における補償は、応援要請団体への往復途中に生じたものを除き、応援要請団体が負担するものとする。

（連絡担当部局）

第８条　加盟団体は、相互の情報交換が速やかに行えるよう、あらかじめ連絡担当部局を定めるものとする。

（情報の交換）

第９条　加盟団体は、この協定に基づく応援が円滑に実施できるよう、地域防災計画その他の参考資料等の災害対策に係る情報を相互に交換し、災害対策の研究に努めるものとする。

（他の協定との関係）

第１０条　この協定は、加盟団体が既に締結している災害時の相互応援に関する協定等を妨げるものではない。

（協議）

第１１条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、加盟団体が協議して定めるものとする。

（協定の発効）

第１２条　この協定は、平成２５年７月１２日から効力を発生するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を作成し、協定団体が記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年７月１２日

| | |
|---|---|
| 茨城県北茨城市 | 北茨城市長　豊田　稔 |
| 那須地区広域行政事務組合　栃木県那須塩原市 | 那須塩原市長　阿久津　憲二 |
| 那須地区広域行政事務組合　栃木県大田原市 | 大田原市長　津久井　富雄 |
| 那須地区広域行政事務組合　栃木県那須町 | 那須町長　高久　勝 |
| 南那須地区広域行政事務組合　栃木県那須烏山市 | 那須烏山市長　大谷　範雄 |
| 南那須地区広域行政事務組合　栃木県那珂川町 | 那珂川町長　大金　伊一 |
| 佐野地区衛生施設組合　栃木県佐野市 | 佐野市長　岡部　正英 |
| 佐野地区衛生施設組合　栃木県栃木市 | 栃木市長　鈴木　俊美 |
| 佐野地区衛生施設組合　栃木県岩舟町 | 岩舟町長　市村　隆 |

| | |
|---|---|
| 筑西広域市町村圏事務組合　茨城県筑西市 | 筑西市長　　須藤　茂 |
| 筑西広域市町村圏事務組合　茨城県桜川市 | 桜川市長　中田　裕 |
| 筑西広域市町村圏事務組合　茨城県結城市 | 結城市長　前場　文夫 |
| 茨城県鹿嶋市 | 鹿嶋市長　内田　俊郎 |
| 茨城県潮来市 | 潮来市長　柗田　千春 |
| 茨城県牛久市 | 牛久市長　池辺　勝幸 |
| 茨城県常陸太田市 | 常陸太田市長　大久保　太一 |
| 茨城県神栖市 | 神栖市長　保立　一男 |
| 茨城県高萩市 | 高萩市長　草間　吉夫 |
| 茨城県東海村 | 東海村長　村上　達也 |
| 茨城県城里町 | 城里町長　阿久津　藤男 |
| 新治地方広域事務組合　茨城県かすみがうら市 | かすみがうら市長　宮嶋　光昭 |
| 新治地方広域事務組合　茨城県土浦市 | 土浦市長　中川　清 |
| 新治地方広域事務組合　茨城県石岡市 | 石岡市長　久保田　健一郎 |
| 常総衛生組合　茨城県常総市 | 常総市長　　高杉　徹 |
| 常総衛生組合　茨城県守谷市 | 守谷市長　会田　真一 |
| 常総衛生組合　茨城県つくばみらい市 | つくばみらい市長　片庭　正雄 |
| 常総衛生組合　茨城県坂東市 | 坂東市長　吉原　英一 |
| 大宮地方環境整備組合　茨城県常陸大宮市 | 常陸大宮市長　三次　真一郎 |
| 大宮地方環境整備組合　茨城県那珂市 | 那珂市長　海野　徹 |

| | | |
|---|---|---|
| 茨城地方広域環境事務組合 | 茨城県茨城町 | 茨城町長　小林　宣夫 |
| 茨城地方広域環境事務組合 | 茨城県水戸市 | 水戸市長　高橋　靖 |
| 茨城地方広域環境事務組合 | 茨城県笠間市 | 笠間市長　山口　伸樹 |
| 茨城地方広域環境事務組合 | 茨城県小美玉市 | 小美玉市長　島田　穣一 |
| 千葉県浦安市 | | 浦安市長　松崎　秀樹 |
| 千葉県野田市 | | 野田市長　根本　崇 |
| 千葉県四街道市 | | 四街道市長　佐渡　斉 |
| 千葉県鴨川市 | | 鴨川市長　長谷川　孝夫 |
| 千葉県流山市 | | 流山市長　井崎　義治 |
| 山武郡広域行政組合を構成する | 千葉県東金市 | 東金市長　志賀　直温 |
| | 山武市 | 山武市長　椎名　千収 |
| | 大網白里市 | 大網白里市長　金坂　昌典 |
| | 九十九里町 | 九十九里町長　川島　伸也 |
| | 芝山町 | 芝山町長　相川　勝重 |
| | 横芝光町 | 横芝光町長　佐藤　晴彦 |
| 千葉県我孫子市 | | 我孫子市長　星野　順一郎 |
| 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | 千葉県柏市 | 柏市長　秋山　浩保 |
| 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | 千葉県白井市 | 白井市長　伊澤　史夫 |
| 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | 千葉県鎌ケ谷市 | 鎌ケ谷市長　清水　聖士 |
| 東京都昭島市 | | 昭島市長　北川　穣一 |
| 中巨摩地区広域事務組合 | 山梨県中央市 | 中央市長　田中　久雄 |
| 中巨摩地区広域事務組合 | 山梨県南アルプス市 | 南アルプス市長　中込　博文 |

| | |
|---|---|
| 中巨摩地区広域事務組合　山梨県昭和町 | 昭和町長　角野　幹男 |
| 中巨摩地区広域事務組合　山梨県市川三郷町 | 市川三郷町長　久保　眞一 |
| 中巨摩地区広域事務組合　山梨県甲斐市 | 甲斐市長　保坂　武 |
| 中巨摩地区広域事務組合　山梨県富士川町 | 富士川町長　志村　学 |
| 山梨県上野原市 | 上野原市長　江口　英雄 |
| 山梨県笛吹市 | 笛吹市長　倉嶋　清次 |
| 群馬県大泉町 | 大泉町長　村山　俊明 |
| 群馬県みなかみ町 | みなかみ町長　岸　良昌 |
| 館林衛生施設組合　群馬県館林市 | 館林市長　安樂岡　一雄 |
| 館林衛生施設組合　群馬県板倉町 | 板倉町長　栗原　実 |
| 館林衛生施設組合　群馬県明和町 | 明和町長　恩田　久 |
| 館林衛生施設組合　群馬県千代田町 | 千代田町長　大谷　直之 |
| 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合　群馬県藤岡市 | 藤岡市長　新井　利明 |
| 多野藤岡広域市町村圏振興整備組合　群馬県高崎市 | 高崎市長　富岡　賢治 |

# 資料－２－５ 災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定（県内各市町村）

（趣　旨）

第１条　この協定は、「災害時における千葉県内市町村間の相互応援に関する基本協定」　（平成８年２月２３日施行、以下「基本協定」という。）第２条第８号に係る細目を定めるとともに、災害等により多量の廃棄物が発生する等の緊急事態及び一般廃棄物処理施設に改修工事等の事態が発生した場合、市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）間で相互に援助協力体制をつくるため必要な事項を定めるものとする。

（対象業務）

第２条　対象業務は、市町村等が行うごみ又はし尿（災害廃棄物を含む。）の収集運搬及び一般廃棄物処理施設において行うごみ処理並びにし尿処理業務とする。

ただし、埋立による最終処分は原則として対象業務から除外する。

（市町村等の責務）

第３条　市町村等は協力体制を円滑に実施するため、次の責務を負うものとする。

１　分別収集の徹底を図り、可燃、不燃の区分はもとより資源化、有効利用等を積極的に行い、ごみの減量化に努めなければならない。

２　廃棄物処理基本計画に基づき、計画的に施設整備を行い、将来にわたり適正処理を確保できるように努めなければならない。

３　施設が常に良好な状態を保持できるよう、適切な維持管理に努めなければならない。

４　協力の要請を受けた時は、相互援助の精神をもって、積極的に協力に応ずるよう努めなければならない。

（協力の必要な事態）

第４条　協力の必要な事態とは、次のとおりとする。

１　緊急事態

（１）災害等による多量の廃棄物が発生し、当該市町村等で処理が困難な事態

（２）災害時等において、ごみ又はし尿の収集運搬が困難な事態

（３）不慮の事故による突発的な一般廃棄物処理施設の停止又は処理能力が著しく低下した事態

２　改修工事等の事態

（１）一般廃棄物処理施設の定期点検整備又は改修工事等で予め計画された事態

（協力の要請）

第５条　協力の要請は、次により行うものとする。

１　緊急事態に係る協力要請は、基本協定の定めるところにより行うものとする。

２　改修工事等の事態に係る協力の要請を行う場合は、協力要請書（様式１号）により行うものとする。

（費用負担）

第６条　市町村等間で行う収集運搬、ごみ処理及びし尿処理委託業務に係る費用は、原則として処理原価を基準に当事者間で協議決定をするものとする。

（計画書の提出）

第７条　市町村等は、施設の改修工事等事前に予測が可能な事態については、当該年度の一般廃棄物処理施設の処理計画、処理能力、主な定期点検整備計画及び改修工事計画等を、一般廃棄物処理施設事業計画書（様式２号）により協力を要請する市町村等に対し事前に提出するものとする。

（契約の締結）

第８条　協力要請に基づく収集運搬、ごみ処理及びし尿処理に係る委託業務の契約は、当事者間において書面をもって行うものとする。

（疑義が生じた場合）

第９条　協力体制を行う上で疑義が生じた場合は、千葉県環境衛生促進協議会での協議の上、決定するものとする。

附則

１　この協定は、平成９年７月３１日より効力を生ずる。

２　この協定の締結を証するため、各市町村等は、本協定書１０２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各１通を保管するものとする。

| | |
|---|---|
| 千葉市長 | 松井　旭 |
| 銚子市長 | 大川　政武 |
| 市川市長 | 高橋　國雄 |
| 船橋市長 | 藤代　孝七 |
| 館山市長 | 庄司　厚 |
| 木更津市長 | 須田　勝勇 |
| 松戸市長 | 川井　敏久 |
| 野田市長 | 根本　崇 |
| 佐原市長 | 鈴木　全一 |
| 茂原市長 | 石井　常雄 |
| 成田市長 | 小川　国彦 |
| 佐倉市長 | 渡貫　博孝 |
| 東金市長 | 岡本　健 |
| 八日市場市長 | 増田　健 |
| 旭市長 | 加瀬　五郎 |
| 習志野市長 | 荒木　勇 |
| 柏市長 | 本多　晃 |
| 勝浦市長 | 山口　吉暉 |
| 市原市長 | 小出　善三郎 |
| 流山市長 | 眉山　俊光 |
| 八千代市長 | 大澤　一治 |
| 我孫子市長 | 福嶋　浩彦 |
| 鴨川市長 | 本多　利夫 |
| 鎌ケ谷市長 | 皆川　圭一郎 |
| 君津市長 | 若月　弘 |
| 富津市長 | 白井　貫 |
| 浦安市長 | 熊川　好生 |

四街道市長　　中台　良男
袖ケ浦市長　　小泉　義弥
八街市長　　長谷川　健一
印西市長　　海老原　栄
関宿町長　　河井　弘
沼南町長　　藤川　清
酒々井町長　　吉岡　正孝
富里町長　　相川　義雄
印旛村長　　山口　進
白井町長　　中村　教彰
本埜村長　　眞嶋　八十八
栄町長職務代理者
栄町助役　　喜多見　明
下総町長　　澤田　正
神崎町長　　後藤　好男
大栄町長　　山倉　正男
小見川町長　　鈴木　弘治
山田町長　　菅谷　長蔵
栗源町長　　齋藤　豊
多古町長　　菅澤　重矩
干潟町長　　山田　常衛
東庄町長　　岩田　利雄
海上町長　　穴澤　清
飯岡町長　　向後　貞夫
光町長　　向後　肇
野栄町長　　渡辺　忠
大網白里町長　　石橋　捷洋
九十九里町長　　斎藤　峻佐
成東町長　　椎名　千収
山武町長　　並木　宏夫
蓮沼村長　　金杉　擇
松尾町長　　古谷　淳
横芝町長　　實川　堅司郎
芝山町長　　内田　裕雄
一宮町長　　近藤　直
睦沢町長　　河野　功
長生村長　　市原　良夫
白子町長　　林　和雄
長柄町長　　横山　善長
長南町長　　仁茂田　弘

| | |
|---|---|
| 大多喜町長 | 田嶋　隆威 |
| 夷隅町長 | 久我　洋 |
| 御宿町長 | 伊藤　治昌 |
| 大原町長 | 近藤　万芳 |
| 岬町長 | 江澤　嘉彦 |
| 富浦町長 | 遠藤　一郎 |
| 富山町長 | 鈴木　豊 |
| 鋸南町長 | 富永　純 |
| 三芳村長 | 安藤　光男 |
| 白浜町長 | 山口　重明 |
| 千倉町長 | 山口　功 |
| 丸山町長 | 石井　洋 |
| 和田町長 | 中山　夘一郎 |
| 天津小湊町長 | 辰馬　和郎 |
| 小見川外二ケ町清掃組合組合長 | 菅谷　長蔵 |
| 長生群市広域市町村圏組合管理者 | 石井　常雄 |
| 鋸南地区環境衛生組合管理者 | 富永　純 |
| 北総西部衛生組合組合長 | 鈴木　全一 |
| 東総衛生組合管理者 | 加瀬　五郎 |
| 印旛衛生施設管理組合管理者 | 中台　良男 |
| 沼南白井鎌ケ谷環境衛生組合管理者 | 皆川　圭一郎 |
| 山武郡市広域行政組合管理者 | 岡本　健 |
| 夷隅郡環境衛生組合管理者 | 久我　洋 |
| 長狭地区衛生組合管理者 | 本多　利夫 |
| 朝夷衛生組合管理者 | 山口　功 |
| 印西地区衛生組合管理者職務代理者 | |
| 印西地区衛生組合　副管理者 | 眞嶋　八十八 |
| 東総塵芥処理組合管理者 | 山田　常衛 |
| 八日市場市ほか三町環境衛生組合管理者 | 増田　健 |
| 佐倉市、酒々井町清掃組合管理者 | 渡貫　博孝 |
| 山武郡環境衛生事業振興組合管理者 | 實川　堅司郎 |
| 東金市外三町清掃組合管理者 | 岡本　健 |
| 鴨川市和田町環境衛生組合管理者 | 中山　夘一郎 |
| 夷隅町岬町清掃組合管理者 | 久我　洋 |
| 印西地区環境整備事業組合管理者 | 海老原　栄 |
| 香取広域市町村圏事務組合管理者 | 鈴木　全一 |
| 安房郡市広域市町村圏事務組合理事長 | 庄司　厚 |

**様式１号**

# 災害時等における廃棄物処理施設に係る協力要請書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

市町村長・一部事務組合管理者　　印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第５条の規定により、下記のとおり要請します。

記

| | |
|---|---|
| 改修工事等の内容 | |
| 協力要請の内容 | |
| 要請の具体的な内容及び必要量 | |
| 要請する期間 | |
| その他必要事項 | |

**様式２号**

平成　　年度一般廃棄物処理施設事業計画書

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

市町村長・一部事務組合管理者　　印

災害時等における廃棄物処理施設に係る相互援助細目協定第７条の規定により、下記の施設について別紙のとおり報告します。

記

１　ごみ処理施設

２　し尿処理施設

３　連　絡　先

| | |
|---|---|
| 担当部課所 | |
| 担　当　者 | |
| 電 話 番 号 | |

**別紙**（ごみ処理施設用）

<table>
<tr><td>施設の種類</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>名　　称</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>所　在　地</td><td colspan="3">〒<br><br>TEL　　（　　）</td></tr>
<tr><td>稼動年月</td><td></td><td>稼動日数</td><td>日／年</td></tr>
<tr><td>公称能力</td><td>ｔ／日</td><td>実処理能力</td><td>ｔ／日</td></tr>
<tr><td>計画処理量</td><td>ｔ／年</td><td>受入可能量</td><td>ｔ／日</td></tr>
<tr><td>ﾌﾟﾗｽﾁｯｸの混焼</td><td>可　・　否</td><td>設計発熱量<br>（高質ごみ）</td><td>ｋｃａｌ／ｋｇ</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="4">定期点検等整備の時期</td><td>第１号炉</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>第２号炉</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>第３号炉</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>第４号炉</td><td colspan="2">平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td>改修工事</td><td>有　・　無</td><td>時　期</td><td>平成　　年　　月</td></tr>
<tr><td colspan="2">次期整備計画の時期</td><td colspan="2">平成　　年度予定</td></tr>
</table>

**別紙**（し尿処理施設用）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 施設の種類 | | | |
| 名　　称 | | | |
| 所　在　地 | 〒<br>TEL　　（　　） | | |
| 稼動年月 | | 稼動日数 | 日／年 |
| 公称能力 | ℓ／日 | 実処理能力 | ℓ／日 |
| 計画処理量 | ℓ／年 | 受入可能量 | ℓ／日 |
| 定期点検等整備の時期 | | 平成　　年　　月 | |
| 改修工事 | 有　・　無 | 時　期 | 平成　　年　　月 |
| 次期整備計画の時期 | | 平成　　年度予定 | |

# 資料－２－６　一般廃棄物処理に係る東葛地域相互支援実施協定（東葛飾地域各市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合）

松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合（以下「協定市等」という。）は、廃棄物処理の重要性と広域的な環境保全の視点から、一般廃棄物処理に係る広域的相互支援の実施について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、協定市等における一般廃棄物処理において有機的な連携を図ることにより、協定市等の一般廃棄物処理行政の円滑な遂行を図ることを目的とする。

（相互支援の実施）

第２条　本協定により協定市等が相互支援を実施する場合は、次に掲げる場合とする。

（１）協定市等の一般廃棄物処理施設（以下「施設」という。）が、予期のできない緊急事態に陥り、他の協定市等の施設の支援を必要とする場合

（２）前号のほか、著しい施設の処理能力低下等特別な事情があると認められた場合

（協定市等の努力義務）

第３条　協定市等は、広域的相互支援の趣旨を踏まえ、次に掲げる事項を常に留意し、清掃事業を執行するものとする。

（１）一般廃棄物処理基本計画等に基づき施設整備を行い、適正な一般廃棄物処理を行うよう努めること

（２）施設の適正な維持管理を計画的に行い、常に良好な状態で稼働できるよう努めること

（３）分別収集の徹底を図り十分なごみ質の管理を進めるとともに、資源化有効利用等を積極的に行い、ごみ減量化に努めること

（支援の要請及び受入）

第４条　第２条の事態が生じた場合は、支援を必要とする協定市等は受託可能な協定市等に対し、支援を要請することができる。

２　前項の規定により支援の要請を受けた協定市等は要請市等と協議し、業務に支障のない範囲において、支援を実施するものとする。ただし、要請を受けた協定市等にやむを得ない事情のある場合は、この限りではない。

（支援の方式）

第５条　協定市等は、支援の実施について信義に基づいて行うものとする。

２　前項については、協定市等間において委託契約を締結するものとする。なお、協定市等間における細目事項について協定を必要とする場合は、別途締結することができるものとする。

（費用の負担）

第６条　支援の実施に要する費用は、原則として支援を要請した協定市等の負担とする。

２　前項の費用は処理原価を基準として、該当協定市等間で協議決定するものとする。

（情報の交換）

第７条　この協定の円滑な運用を期するために、協定市等は一般廃棄物処理に係る情報交換を積極的に行うものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し生じた疑義は、協定市等間で協議して決定するものとする。

（協定の効力）

第９条　この協定は、平成１３年１２月１目から効力を生じるものとする。

第 10 条　この協定の締結に伴い、松戸市、柏市、流山市、我孫子市、鎌ケ谷市、及び柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合間の平成１３年２月１９日付け一般廃棄物処理に係る広域的相互支援実施協定は、失効するものとする。

上記協定締結の証として本協定書７通を作成し、各協定市等記名押印うえ、各自１通を保有する。

平成１７年３月２８日

松戸市
松戸市長　　川 井 敏 久

野田市
野田市長　　根 本　　崇

柏　市
柏 市 長　　本 多　　晃

流山市
流山市長　　井 崎 義 治

我孫子市
我孫子市長　福 嶋 浩 彦

鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清 水 聖 士

柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合
管理者　　清 水 聖 士

# 資料－２－７ 災害時における物品の供給に関する協定書（松戸・鎌ケ谷木材同業組合）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と松戸・鎌ケ谷木材同業組合（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年１月１１日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　松戸市六実４丁目１番地２
松戸・鎌ケ谷木材同業組合
組合長　　松村　重平

# 資料－２－８ 災害時における物品の供給に関する協定書（株式会社東武ストア）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社　東武ストア（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品を供給するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年１月２４日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　東京都豊島区池袋１丁目４番１０号
株式会社　東武ストア
取締役社長　　秋山　晴雄

## 資料－２－９ 災害時における物品の供給に関する協定書（文平産業株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と文平産業株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年１月３０日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷一丁目２番 23 号
文平産業株式会社
代表取締役　　大石　弘行

## 資料－２－１０ 災害時における物品の供給に関する協定書（茂野製麺株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と茂野製麺株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品を供給するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年２月８日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県鎌ケ谷市南初富６丁目２番 12 号
茂野製麺株式会社
代表取締役　　茂野　　昭

## 資料－２－１１ 災害時における物品の貸借に関する協定書（小山株式会社千葉営業所）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と小山株式会社　千葉営業所（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の貸借に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が業として取り扱うもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の借用を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品を貸与するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の貸与後、甲に対して貸借代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の貸借価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成８年７月２２日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県若葉区桜木町３３５－１２
小山株式会社　千葉営業所
所　長　　平井　喜代一

## 資料－２－１２ 災害時における物品の供給に関する協定書（松戸市農業協同組合（現：とうかつ中央農業協同組合））

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と松戸市農業協同組合（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売する物品のうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成１３年４月１日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

平成１３年６月２９日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　松戸市上本郷２２４３番地の１
松戸市農業協同組合
代表理事組合長　高橋　秀雄

# 資料－２－１３ 災害時における物品の供給に関する協定書（千葉県石油商業協同組合鎌ケ谷支部）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県石油商業協同組合鎌ケ谷支部（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（物品の要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（物品の引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲の指定する場所へ物品を納入するものとする。

（物品代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成１８年７月７日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１８年７月７日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県鎌ケ谷市南佐津間１２番５号
千葉県石油商業協同組合
鎌ケ谷支部長　　川上　啓之

# 資料－２－１４ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（生活協同組合ちばコープ（現：生活協同組合コープみらい））

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内に地震・風水害その他による災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と生活協同組合ちばコープ（以下「乙」という。）とが、相互に協力して災害時の市民生活の早期安定を図るため、応急生活物資供給等に関する事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として甲が鎌ケ谷市災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行った時をもって発動する。

（応急生活物資供給の協力要請）

第３条　災害時において、甲が応急生活物資を必要とするとき、甲は、乙に対して乙の保有商品の供給について協力を要請することができる。

２　前項の要請は、本部長が行うものとする。

（応急生活物資供給の協力実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲からの要請を受けたときは、保有商品の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（応急生活物資）

第５条　甲が乙に要請する災害時の生活物資は被害の状況に応じ供給するが、主なものは、別表１のとおりとする。

２　乙は、甲の要請によりその他応急生活物資等の供給も行うものとする。

（応急生活物資供給の要請手続き等）

第６条　甲の乙に対する要請手続きは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等をもって要請し、事後文書を提出するものとする。

２　甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、支障を来さないよう常に点検、改善に努めるものとする。

（応急生活物資の運搬）

第７条　応急生活物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。また、甲は必要に応じて乙に対して運搬の協力を求めることができる。

（費用）

第８条　第４条及び第７条の規定により乙が供給した商品の対価及び乙が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、乙が保有商品の優先供給及び運搬終了後、乙の提出する出荷確認書等に基づき、災害時直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

（広域的な支援体制の整備）

第９条　乙は、他の生活協同組合等との間での連携を強化し、災害時における生協間相互支援の協定の締結等、広域的な支援が受けられる体制の整備に努めるものとする。

（情報の収集・提供）

第 10 条　甲は、災害時において、市民に対し応急生活物資の配布場所や品目等の情報伝達に努め、乙は、それに協力するものとする。

２　甲と乙は、災害時において、被災地域や被災者の状況、地域の生活物資の価格や供給状況等の情報交換を行うものとする。

３　甲と乙は、災害時において、物価の高騰の防止等を図るため、協力して市民に対し迅速かつ的確な物価等の生活情報の提供に努めるものとする。

４　甲と乙は、平常時から応急生活物資等についての調査研究を行うとともに情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（生活物資の安定供給）

第 11 条　乙は、災害時にその組織、施設及び機能を最大限に活用し、生活物資の高騰等の防止を図り、市民生活の早期安定に寄与するよう、市民に対する生活物資の安定供給に努力し、甲はそれに協力するものとする。

（ボランティア活動への支援）

第 12 条　乙は、災害時に乙の組合員が行う生活物資の配布等のボランティア活動を支援するものとし、甲はこれに協力するものとする。

（その他必要な支援）

第 13 条　この協定に定める事項のほか、生活物資等について被災者への支援が必要な場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（法令の遵守）

第 14 条　この協定の施行にあたっては、消費生活協同組合法その他法令を遵守するものとする。

（協　議）

第 15 条　この協定に定める事項を円滑に推進するため、甲と乙は、定期的に協議を行うものとする。

（その他）

第 16 条　この協定の実施に関して必要な事項は、甲と乙が協議して定める。

附則

この協定は、平成９年 10 月 16 日から適用する。

この協定の成立を証するため、本証２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ各１通を保有する。

平成９年 10 月 16 日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆　川　圭一郎

乙　　千葉市若葉区桜木町５２６番１号
生活協同組合ちばコープ
理事長　　高　橋　晴　雄

**別表１**　　災害時応急生活物資

| 段　階<br>想　定 | 第１段階<br>ﾗｲﾌﾗｲﾝｽﾄｯﾌﾟ | 第２段階<br>電気復旧 | 第３段階<br>水道復旧 |
|---|---|---|---|
| 期　間 | 災害当日～３日 | ４日～６日 | ７日～ |
| | ※水・飲料<br>※菓子パン<br>※牛乳（ＬＬ）<br>※果物（バナナ）<br>※ﾚﾄﾙﾄ食品（ごはん）<br>缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ）<br>電池<br>懐中電灯<br>バケツ<br>軍手<br>ガムテープ<br>濡れティッシュ<br>トイレットペーパー<br>粉ミルク<br>ほ乳びん<br>紙おむつ<br>卓上ガスコンロ<br>なべ<br>梅干し<br>みそ・しょう油<br>塩 | 水・飲料<br>菓子パン<br>牛乳（ＬＬ）<br>果物（バナナ）<br>ﾚﾄﾙﾄ食品（ごはん）<br>缶詰（ｲｰｼﾞｰｵｰﾌﾟﾝ）<br>インスタントラーメン<br>粉ミルク<br>ほ乳びん<br>紙おむつ<br>なべ<br>濡れティッシュ<br>生理用品<br>下着・靴下<br>タオル<br>刃物<br>紙コップ・紙皿<br>トイレットペーパー<br>梅干し<br>みそ・しょう油<br>塩 | 米<br>食パン<br>めん類<br>バター・ジャム<br>肉・魚<br>野菜<br>果物<br>ﾚﾄﾙﾄ食品（おかず類）<br>インスタントラーメン<br>緑茶・コーヒー・紅茶<br>トイレットペーパー<br>洗濯・洗面用具<br>なべ<br>裁縫セット<br>下着・靴下<br>文房具<br>シューズ<br>布団<br>マスク<br>梅干し<br>みそ・しょう油<br>塩 |
| 夏 | 蚊取り線香 | | |
| 冬 | 使い捨てカイロ・毛布 | | |

※印は、災害直後最優先に調達すべき品目

（１）応急生活物資は概ね上記の段階、期間ごとの品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて調達する。

（２）品目は上記のほか、甲乙協議の上、その都度指定できるものとする。

# 資料－２－１５ 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書（社団法人千葉県エルピーガス協会船橋支部）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社団法人千葉県エルピーガス協会船橋支部（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市域に地震、火災、風水害等の災害が発生し、「応急生活物資等」が必要になった場合、その供給に関する協力事項について次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内における大規模災害の発生を想定し、甲並びに市民等が必要とする応急生活物資等の供給について、事前に協定を締結することによって、甲の災害対応活動並びに市民生活の安定確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、「応急生活物資等」とは、次に掲げるものをいう。

（１）液化石油ガス

（２）その他甲が必要と認める物資で、乙の対応が可能な物

（応急生活物資等の供給）

第３条　乙は、災害時において、甲から応急生活物資等の供給の要請を受けた場合、甲の指定する場所へ応急生活物資等の供給を行うよう努めるものとする。

２　前項に規定する要請は、文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって行う時間的余裕がないときは、口頭で行うことができる。この場合においては、後日速やかに取次ぎ又は要請の事実を明らかにする文書を提出するものとする。

（供給体制の確立保持）

第４条　乙は、前条に規定する応急生活物資等の供給に努力するため、この協定とは別に応急生活物資等の販売事業者と協定等を締結し、液化石油ガス 1,000 キログラムを供給可能な流通備蓄体制を確立保持するものとする。

（運搬）

第５条　応急生活物資等の運搬は、乙の指定する者が行うものとする。

（費用負担等）

第６条　第３条の規程により、乙が供給した応急生活物資等の対価の支弁時期は、災害復旧後の適当な時期とし、その価格は災害発生直前の適正な価格とする。

２　前条の規定による運搬の費用は、乙が負担するものとする。

（補則）

第７条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙協議して定めるものとする。

附則

１　この協定は、平成２０年４月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、甲及び乙は、本協定書２通を作成し双方記名押印の上、各１通を保管するものとする。

平成２０年４月１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県八千代市大和田新田１１５１番地
社団法人千葉県エルピーガス協会
船橋支部長　　三瓶　　尋

# 資料－２－１６ 災害時における物品の供給に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の物品の供給に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）物品　乙が販売するもののうち、甲が指定したもの。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により物品の供給を要請するものとする。

（引渡）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、物品を供給するものとする。

（代金の支払い）

第５条　乙は物品の供給後、甲に対して供給代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成１６年３月３１日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１６年３月３１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都千代田区神田錦町１－１
イオン株式会社関東カンパニー
支社長　　近澤　靖英

# 資料－２－１７ 災害時における井戸の使用に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が、日常飲料等に使用している井戸をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。

（許可）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（費用の負担）

第５条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲は、井戸の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（尊守事項）

第６条　乙は、この協定書の締結にあたっては、平成１８年３月３１日付けで鎌ケ谷市とイオン株式会社が締結した「防災用井戸の設置に関する覚書」の規定を尊守するものとする。

（疑義の決定等）

第７条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第８条　この協定は、平成１８年７月７日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都千代田区神田錦町１－１
イオン株式会社　関東カンパニー
支社長　　近澤　靖英

# 資料－２－１８ 被災者の応急救助等に係る防災活動協力に関する協定書（イオン株式会社関東カンパニー）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）とイオン株式会社（以下「乙」という。）との間において、鎌ケ谷市域で地震、風水害等による大規模災害が発生したときの被災者の応急救助等に係る防災活動協力について、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第２条　甲は乙に対し、次の事項について協力を要請することができ、乙はこの要請に対し可能な限り協力するものとする。

（１）乙は、乙の店舗において、被災者に対し避難場所、バルーンシェルター、トイレ等を可能な範囲で提供すること。

（２）乙は、乙の店舗において、被災者に対しテレビ・ラジオ等で知り得た災害情報を提供すること。

（要請）

第３条　前条の規定による要請は、要請書（別紙様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（連絡責任者）

第４条　防災活動協力に関する事項の伝達を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（疑義の決定等）

第５条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第６条　平成１８年１０月２日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成１８年１０月２日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都千代田区神田錦町１－１
イオン株式会社関東カンパニー
支社長　　近澤　靖英

# 資料－２－１９ 災害時の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関する協定書（鎌ケ谷市料飲組合）

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と鎌ケ谷市料飲組合（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の避難所における協力及び店舗のトイレ開放に関し、必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）避難所　災害により住宅を失った場合に一定の期間避難生活をする場所をいう。

（協力の内容）

第３条　乙が行なう協力の内容は、次の範囲のものとする。

（１）避難所における炊き出しに必要な調理機材及び食材の提供

（２）避難所における炊き出しに必要な労務の提供

（３）店舗のトイレ開放

（要請）

第４条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により避難所における協力及び店舗のトイレ開放を要請するものとする。

（協力）

第５条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、可能な範囲で避難所における協力及び店舗のトイレ開放を行なうものとする。

（代金の支払い）

第６条　乙は避難所における協力及び店舗のトイレ開放後、甲に対して協力に要した代金の請求を行うものとする。

２　請求に係る物品の価格は、災害直前の単価で算定したものとする。

３　甲は、乙からの請求内容を確認のうえ、請求書を受理した日から３０日以内に代金を支払うものとする。

（疑義の決定等）

第７条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第８条　この協定は、平成２１年６月５日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２１年６月５日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県　鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県鎌ケ谷市東中沢二丁目１番５８号
鎌ケ谷市料飲組合
組合長　　小倉　一哲

## 資料－２－２０ 災害時における井戸の使用に関する協定書（山屋食品株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と山屋食品株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が、日常飲料等に使用している井戸をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使を要請するものとする。

（許可）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（費用の負担）

第５条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲は、井戸の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成７年１２月１４日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　東京都江東区清澄１丁目６番７号
山屋食品株式会社
代表取締役　　菅澤　運一

## 資料－２－２１ 災害時における井戸の使用に関する協定書（有限会社皆川石油）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と有限会社　皆川石油（以下「乙」という。）との間において、大規模な地震等の災害が発生した場合、被災住民の災害支援のため、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が日常業務等に使用している井戸をいう。

（３）生活用水　飲料水以外の水をいう。

（プレートの表示）

第３条　乙は甲が配付した「鎌ケ谷市災害時協力井戸」のプレートを施設内に常時表示するものとする。

（要請）

第４条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（許可）

第５条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（水質検査の実施等）

第６条　甲は、必要に応じて、乙の所有する井戸の水質検査を実施するものとし、検査を実施する場合は、乙の同意を得ることとする。

２　前項の検査に要する経費は、甲の負担とする。

（費用の負担）

第７条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲の協力要請によって、供給活動中乙の所有する井戸が乙の過失によらないで施設が破損した場合、甲は乙に対して損害を賠償する責を追うものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第９条　この協定は、平成１９年２月１９日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県鎌ケ谷市東道野辺二丁目６番１０号
有限会社　皆川石油
代表取締役　　皆川　哲也

# 資料－２－２２ 災害時における井戸の使用に関する協定書（コスモ石油販売株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）とｺｽﾓ石油㈱ｾﾙﾌﾋﾟｭｱ事業部（以下「乙」という。）との間において、大規模な地震等の災害が発生した場合、被災住民の災害支援のため、別紙１に掲げる乙の給油所に設置する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　別紙１に掲げる乙の給油所が日常業務等に使用している井戸をいう。

（３）生活用水　飲料水以外の水をいう。

（プレートの表示）

第３条　乙は甲が配付した「鎌ケ谷市災害時協力井戸」のプレートを施設内に常時表示するものとする。

（要請）

第４条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭あるいは電話等をもって要請し、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

（許可）

第５条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（水質検査の実施等）

第６条　甲は、必要に応じて、乙の所有する井戸の水質検査を実施するものとし、検査を実施する場合は、乙の同意を得ることとする。

２　前項の検査に要する経費は、甲の負担とする。

（費用の負担）

第７条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲の協力要請によって、供給活動中乙の所有する井戸が乙の過失によらないで施設が破損した場合、甲は乙に対して損害を賠償する責を追うものとする。

（疑義の決定等）

第８条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第９条　この協定は、平成１９年２月１９日から適用する。

この協定の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都中央区八丁堀三丁目３番５号
コスモ石油販売株式会社
セルフピュア事業部長
取締役　　新藤　　勇

**別紙　１**

| 給油所名 | 所　在　地 |
|---|---|
| セルフピュア中佐津間ＳＳ | 鎌ケ谷市中佐津間２－１１－５ |
| セルフピュア鎌ケ谷ＳＳ | 鎌ケ谷市丸山１－１８－５ |

## 資料－２－２３ 災害時における井戸の使用に関する協定書（私市醸造株式会社）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と私市醸造株式会社（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めたものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が、日常飲料等に使用している井戸をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。

（許可）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（費用の負担）

第５条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲は、井戸の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（疑義の決定等）

第６条　この協定書に疑義が生じたとき、又はこの協定書に定めのない事項については、甲・乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成７年１１月３０日から適用する。

この協定の証として本書二通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自一通を保有する。

甲　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地７４４
千葉県　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　千葉県鎌ケ谷市東道野辺六丁目７番 45 号
私市醸造株式会社
代表取締役　　私市　冨士彌

# 資料－２－２４ 鎌ケ谷市防災行政無線の使用に関する協定書（東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（以下「乙」という。）は、市民生活に影響を及ぼす広範囲にわたる停電や、電力供給が困難となることによる節電のお願いなど迅速に市民に周知が必要な事象が生じた場合に甲の所有する鎌ケ谷市防災行政無線（以下「防災無線」という。）の使用に関し、甲乙間において次の条項により協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内に停電が発生し、または発生するおそれがある場合において、防災無線を通じて、停電情報の提供及び節電のお願いを行い、市民生活の安定及び安全の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この協定書において停電とは、次のとおりとする。

（１）計画外送電停止により発生する停電

（２）需給逼迫に伴い、計画的に実施する停電（計画停電）

（運用）

第３条　乙から甲への防災無線使用の要請は、防災行政無線放送要請書（以下「要請書」という。）の提出によるものとし、広報文例等を添付する。

ただし、緊急かつやむを得ない場合は電話等により要請し、追って　速やかに要請書を提出する。

２　要請書に記載する事項は次のとおりとし、電話等での要請時も次のとおりとする。

（１）要請者の所属および氏名

（２）発生場所・影響する範囲

（３）発生時間

（４）発生原因

（５）復旧の見通し

（６）市民からの問い合わせ時における乙の連絡先

（７）その他必要な事項

３　乙の要請に基づき、甲が防災無線の使用を判断した場合は、乙からの広報文例を参考とする。

また、乙は、放送内容の問い合わせ窓口を設けるとともに、甲の要請に基づき市民からの問い合わせに対応する要員を市に派遣することを原則とする。

４　乙は、要請書を発信した後に停電範囲の縮小・拡大および復旧の見　通し変更等の新たな情報を把握した際は、速やかに電話等で甲に伝達するとともに、追加で防災無線使用の必要が生じた場合は、要請書および広報文例を再提出する。

（有効期間）

第４条　この協定の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、この協定に関し、期間満了の１か月前までに甲乙双方が別段の意思表示をしないときは、この協定はさらに１年間を延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第５条　　この協定に定めのない事項が生じた場合は、甲乙双方が誠意をもって協議のうえ決定するものとする。

（旧協定の失効）

第６条　　甲乙間で締結した平成２７年１月２７日付の停電時等における鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書は、本協定の締結日から効力を失うものとする。

上記協定締結の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年１１月２８日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　千葉県船橋市湊町２丁目２番１６号
東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社
支社長　　沖村　文靖

別添資料　1

依頼日：　　年　　月　　日

# 防災行政無線放送要請書

《東京電力パワーグリッド（株）京葉支社　受け持ちエリア全市共通》

〇〇〇市長殿

東京電力パワーグリッド（株）
京葉支社支社長　沖村　文靖

大変お世話になっております。

□　《停電》停電件数が概ね５，０００軒以上もしくは多くの皆さまがお集まりになる主要駅周辺などで３０分以内の電力復旧は難しい状況です。

□　《節電》前日までの使用実績値による見通しや５分ごとの使用実績値に基づく予測により，電力の使用率（※）が９７％を超える状況です。

※電力の使用率＝電気の使用量（総需要）÷電気の使用可能量（総供給力）

現在（　　時　　分）判明している内容は下記のとおりですので，防災行政無線による放送のご検討をお願いいたします。

記

| 項　目 | 内　容 | 備　考 |
|---|---|---|
| １．発生場所<br>影響する範囲 | ●　　町　　丁目　　丁目　　丁目　　丁目<br>●　　町　　丁目　　丁目　　丁目　　丁目<br>停電軒数　　軒<br>□　市内全域 | 《節電》時は『市内全域』にレ点 |
| ２．発生時間 | 時　　分 | |
| ３．発生原因 | □　現在調査中<br>□<br>□　使用実績による節電 | |
| ４．復旧の見通し | □不明<br>□　　時　　分頃 | |
| ５．市民の皆さまからの連絡先 | ０１２０－９９５－００７<br>※電話がつながりにくくなっており，ご迷惑をおかけしています。 | |
| ６．その他 | ○放送では，別添資料２　広報文例　　番<br>のご活用をご検討ください。<br>○弊社の連絡窓口は，下記の扱い者です。<br>○ | |

扱い者：東京電力パワーグリッド（株）　企画総括Ｇ

電話番号【一般公開不可】:

別添資料２

# 広報文例

東京電力パワーグリッド（株）京葉支社　受け持ちエリア全市共通

○Ｈ２８年４月１日に社名を『東京電力』から『東京電力パワーグリッド』に変更しましたが，地域の皆さんへの浸透度が低いので，新旧どちらの名称で広報されるかについては，ご判断をお願いいたします。
○①・②どちらから放送を始めるかについては，ご判断をお願いいたします。

１．停電発生に伴う放送

①こちらは○○市役所です。
②東京電力パワーグリッドからの大規模停電のお知らせです。
＊状況により□にチェックします。
□先ほどの　巨大地震　の影響により，
□台風○○号　接近　・　上陸　の影響により，
□原因は調査中ですが，
停電が○○地域で発生しています。

現在，復旧作業中です。　市民の皆さまは落ち着いた行動をお願いします。
また，切れた電線は大変危険です。
絶対に近づかないようにお願いします。
なお，停電に関するお問い合わせ先は，０１２０－９９５－００７まで　お願いします。

２．節電のお願い

①こちらは○○市役所です。
②東京電力パワーグリッドからの節電のお願いです。
＊状況により□にチェックします。
□気温の急激な　上昇　・　低下　の影響により，
□電力供給設備の不具合発生により，
□○○で発生した大規模事故発生の影響により，
○○時から○○時にかけ，エアコン設定温度の変更や洗濯機・乾燥機の使用時間をシフトされるなど，節電をお願いします。

３．計画停電実施に伴う放送

①こちらは○○市役所です。
②東京電力パワーグリッドからの電力需給逼迫に伴う，本日の計画停電　に関するお知らせです。

○○時から○○時にかけ，○○地域において計画停電を実施します。
なお，計画停電に関するお問い合わせ先は，０１２０－９９５－００７までお願いします。

《参考》避難時の注意事項

①こちらは〇〇市役所です。

②東京電力パワーグリッドからの避難されるときの電気の取り扱いについてのお願いです。

避難するときは，電気の消し忘れによる事故・火災を防ぐためにも，分電盤の一番左側の大きいブレーカーもしくは全てのブレーカーを下げてください。

なお，分電盤は高い位置にあります。

踏み台からの落下・転倒を防ぐためにも傘や長い棒を使うなどして安全　確保をお願いします。

また，避難の途中で切れた電線を見つけたときは，大変危険です。

絶対に近づかないようにお願いします。

# 資料－２－２５ 鎌ケ谷市防災行政無線の活用に関する協定書（京葉瓦斯株式会社船橋支社）

鎌ケ谷市を甲とし、京葉瓦斯株式会社を乙とし、ガス供給に係る大規模事故が発生した場合、鎌ケ谷市防災行政無線（以下「防災行政無線」という。）の活用に関し、甲乙間において、次のとおり協定を締結する。

（大規模事故の定義）

第１条　本協定における大規模事故とは、概ね 5,000 世帯以上が影響し、この事故が相当の時間継続すると予測される場合、若しくは、5,000 世帯以下であっても、複数の地域で同時に発生し、乙独自では速やかな広報ができず、住民の生活への影響が懸念される場合の事故を言う。

（広報の依頼）

第２条　乙は、大規模事故が発生し、独自では速やかな広報ができないと判断した場合は、甲に防災行政無線を活用した広報を依頼することができるものとする。

（依頼内容等）

第３条　乙は、前条の依頼をするときは、甲乙間で事前に確認した別紙連絡体系により、次に掲げる事項を連絡するものとする。

（１）依頼者の所属及び氏名

（２）事故発生時間

（３）事故原因（判明している場合）

（４）影響の範囲

（５）復旧の見通し

（６）その他必要な事項

２　乙は、依頼後に新たな情報が判明したときは、当該情報を直ちに甲に連絡するものとする。

（防災行政無線を活用した広報の実施）

第４条　甲は、乙広報の依頼を受け、当該大規模事故が市民生活に影響を及ぼすと予想されると判断したときは、別記の広報文例を参考として、防災行政無線を活用し、市民等に対して速やかに広報を実施するものとする。

（協定事項の解釈等）

第５条　この協定に定める各条項の解釈について疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

（協定書の有効期間）

第６条　本協定書の有効期間は、締結日から１年間とする。ただし、期間満了の１ヶ月前までに当事者の一方から書面による別段の意思表示をしないときは、この協定は、更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲、乙それぞれ記名押印のうえ、その１通を保有する。

平成１２年６月２６日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８－７４４
鎌ケ谷市
市　長　　皆　川　圭　一　郎

乙　　船橋市市場５丁目１６番１８号
京葉瓦斯株式会社船橋支社
支社長　　潟　山　英　清

# 資料－２－２６ 災害時における応急措置等に関する基本協定書（鎌ケ谷市建設業協会）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき災害時における民間団体との連携における協力の一環として、鎌ケ谷市が鎌ケ谷市建設業協会に対し、災害応急対策業務に関する協力を求めるときの手続きを定めるものとする。

（協力要請）

第２条　鎌ケ谷市長（以下「甲」という。）は、災害が発生し鎌ケ谷市のみでは十分な応急措置を実施することができない場合において、状況により鎌ケ谷市建設業協会（以下「乙」という。）に対し災害応急対策業務の協力を要請することができる。

（業務の指示）

第３条　甲は、災害の状況に応じて、乙に対し地域防災計画に定める鎌ケ谷市各部の長（以下「所管業務部長」という。）が、分掌事務に従い業務内容、日時場所を指定して建設資機材労力等（以下「建設資機材等」という。）の提供を求めるものとする。

（建設資機材等の提供）

第４条　乙は、甲の要請があったときは、特別の理由がない限り、甲に対し建設資機材等を提供する。

（費用負担）

第５条　前条の建設資機材等に要した費用は甲が負担する。

（請求）

第６条　乙は業務の終了後、甲の認定を受けて当該地域における通常の実費用を甲に請求するものとする。

（期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成３１年４月１日から平成３２年３月３１日までとする。

ただし、期間満了の１ヶ月前までに甲・乙いずれか一方から書面をもって更新をしない旨の意思表示がなされないときは、この協定は、次の４月１日から更に一年間延長され、以後毎年これに準ずる。

（協議）

第８条　この協定に疑義を生じたとき、又はこの協定の実施に関し必要な事項は、甲と乙が協議して定めるものとする。

（雑則）

第９条　平成元年４月１日付け「災害時における応急措置等に関する協定書」は、この協定締結の日をもって廃止する。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市
　　市　長　　清　水　　聖　士

乙　　千葉県鎌ケ谷市建設業協会
　　会　長　　小　池　　義　明

# 災害時における応急措置等に関する細目協定

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と鎌ケ谷市建設業協会（以下「乙」という。）とは平成　　年　月　日をもって甲と乙との間で締結した「災害時における応急措置等に関する協定書」第８条の規定に基づき甲の所管業務の実施に関して、次のとおり協定を締結する。

（業務の内容）

第１条　甲が乙に実施を要請する業務は、道路、河川における緊急点検及び破損個所の応急措置及び障害物の除去並びに除雪等（以下「本業務」という。）とする。

（業務の実施区間）

第２条　乙に属する会員のうち本業務に従事するもの（以下「会員」という。）の業務実施区間は、乙が決めるものとする。

（建設資機材等の報告）

第３条　乙は、あらかじめ会員が保有する災害時に可動可能な建設資機材及び労力（以下「建設資機材等」という。）を把握し、甲に報告するものとする。

２　前項の建設資機材等に、著しい変化があったとき、又は、甲の要求があった場合は、保有状況を速やかに甲に報告するものとする。

（出動の要請）

第４条　甲は乙に対し、具体的な災害の状況に応じて、日時を指定して建設資機材等の出動を文書又は電話等の方法により要請するものとする。

（業務の実施）

第５条　乙は、前条に基づく出動要請があったときは、会員をして建設資機材等を業務実施区間へ出動させ、業務を実施させるものとする。

２　会員は、出動要請があったときは、建設資機材等を業務実施区間へ出動し、業務を実施するものとする。

３　乙は、出動後直ちに、現場責任者、出動時間及び建設資機材等を甲に報告しなければならない。

（業務の指示）

第６条　業務の指示は、地域防災計画に定める鎌ケ谷市各部の長（以下「所管業務部長」という。）が行うものとし、会員は、その指示に従うものとする。

２　第５条第２項により出動した会員は、業務実施区間の被害状況の把握、応急対策業務を実施するものとする。

（業務の完了）

第７条　会員は、業務が完了したときは、直ちに甲に報告するものとする。

（実費用の請求及び支払い）

第８条　会員は、業務完了後、当該業務に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（損害の負担）

第９条　業務の実施に伴い、損害が生じたときは、その賠償の責につて、甲乙協議して定める。

（協議）

第１０条　この協定の解釈に疑義を生じたとき又はこの協定に定めのない事項についてはその都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市
　　市　長　　清　水　　聖　士

乙　　千葉県鎌ケ谷市建設業協会
　　会　長　　小　池　　義　明

## 資料－２－２７ 災害時における消毒作業に関する協定書（鎌ケ谷市建設業協会）

（目的）

第１条　この協定書は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、鎌ケ谷市建設業協会（以下「乙」という。）との間で、鎌ケ谷市内に災害対策基本法第２条に規定する災害（以下「災害」という。）及び鎌ケ谷市水害応急対策に定める水害が発生した場合における被災地等の消毒作業について、迅速な対応と円滑な遂行を図るための基本的な事項を定めるものである。

（協力要請）

第２条　甲は、災害が発生し、消毒作業を必要とするときは、書面その他の方法により乙に協力を要請するものとする。

２　乙は、要請を受けたときは、速やかに甲の指定した場所に出動するとともに、出動人員その他必要な事項を甲に報告する。

（作業の実施）

第３条　甲の指示に基づき乙は、自社の機械器具等を使用して消毒作業を実施する。

ただし、消毒用溶剤は、甲が支給する。

２　乙は、消毒作業が完了したときは、直ちに甲に完了報告を行うものとする。

（費用弁償）

第４条　乙は、消毒作業に要した費用を甲に請求することが出来る。

２　前項の費用は、毎年度当初に甲乙が協議して定めるものとする。

（損害賠償等）

第５条　業務の実施に伴い、損害が生じたときは、その賠償について、甲乙協議して定める。

（期間）

第６条　この協定の有効期間は、契約締結日から翌年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１ケ月前までに甲・乙いずれか一方から書面をもって更新をしない旨の意思表示がなされないときは、この協定は、次の４月１日から更に一年間延長され、以後毎年これに準ずる。

（疑義の決定）

第７条　この協定の解釈に疑義が生じた場合及び定めのない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和３年１０月１１日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　芝　田　裕　美

乙　千葉県鎌ケ谷市くぬぎ山四丁目６番２０号
鎌ケ谷市建設業協会
会　長　小　池　義　明

# 資料－２－２８ 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人鎌ケ谷市医師会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人鎌ケ谷市医師会（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市において災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護所の設置）

第２条　甲は、災害の状況により、乙と協議のうえ必要に応じて医療救護所を設置する。

（医療救護班の派遣）

第３条　甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の派遣、救護所での医療活動を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、甲の設置する救護所において医療活動を行う。

３　乙所属の医療救護班の輸送は、原則として甲が行うものとする。

（医療救護活動に関する指令）

第４条　医療救護活動に関する指令は、乙の会長がこれを行うものとする。

（医療救護班の業務）

第５条　医療救護班の業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）　傷病者に対する応急処置

（２）　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定

（３）　軽症患者等に対する医療

（４）　避難所等での医療

（５）　助産救護

（６）　その他

（後方医療施設への転送）

第６条　後方医療施設へは甲が連絡を取り、患者受け入れ可否を確認のうえ転送する。

（連絡調整）

第７条　医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療資機材品等）

第８条　医療救護活動に要する医療資器材品等は、甲が保管するものに加え、甲の依頼により、乙が保管しているものを使用するものとする。

（医療費）

第９条　応急救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療施設における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償補償等）

第１０条　甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）　医療救護班の編成及び派遣に要する費用

（２）　医療救護班が携行した乙の所持する医薬品等を使用した場合の実費弁償

（３）　医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害救助法に準じた扶助費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、あらかじめ甲乙協議のうえ定めるものとする。

（医事紛争発生の措置）

第１１条　この協定により実施した医療救助活動に関して患者との間に医事紛争が発生した場合、一切の責任を甲が負うものとする。この場合において、乙は故意又は重大な過失がない限り責任を問われない。

（有効期間）

第１２条　この協定の有効期間は、協定成立の日から平成２７年３月３１日までとする。

２　前項の有効期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は更に１年間更新され、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第１３条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

第１４条　平成８年４月１８日付けで締結した「災害時の救護活動に関する協定書」は、これを廃止する。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年５月１５日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

千葉県鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　　清　　水　　聖　　士

乙　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

一般社団法人鎌ケ谷市医師会

代表理事　　堀　　江　　直　　茂

## 資料－２－２９ 災害時における接骨師会の協力に関する協定書（千葉県柔道整復師会）

災害時における救護活動に関し、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県柔道整復師会（以下「乙」という。）との間において、次の条項により協定する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内に地震、台風その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、甲が行う救護活動業務に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　乙が行う協力の内容は、次の範囲のものとする。

（１）負傷者に対する応急手当（柔道整復師法に規定された業務の範囲）

（２）負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供

（３）負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、乙に対して協力を要請するときは、要請の理由・業務内容・日時・実施場所・その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第４条　乙は、前条の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに応急救護所又は甲の指定する場所に参集するものとする。

（連絡調整）

第５条　乙の協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者が行い応急手当に関わる必要な指示については、鎌ケ谷市医師会長の指定する医師が行うものとする。

（衛生材料等）

第６条　甲は乙の協力に関わる衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

（報償等）

第７条　甲は乙の協力に基づき業務に従事した者に対し、災害救助法施行令第 11 条の規定に基づき、知事が定めた額を実費弁償として支弁するものとする。

（損害補償等）

第８条　この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、災害救助法に準じた扶助費を甲が補償するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定期間は協定締結の日から平成 10 年５月 29 日までとする。

２　前項の有効期間が満了する１月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定書はさらに１年間更新され、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項、又はこの協定に定める事項について疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の証として本協定書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成９年５月 30 日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　船橋市薬円台５丁目１番３号
社団法人千葉県接骨師会船橋鎌ケ谷支部
支部長　　神崎　武信

# 資料－２－３０ 災害時における歯科医師会の協力に関する協定書（社団法人船橋歯科医師会（現：公益社団法人船橋歯科医師会））

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社団法人船橋歯科医師会（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市において災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（協力の内容）

第２条　乙が行う協力の内容は、次の範囲のものとする。

（１）負傷者に対する応急手当

（２）負傷者に対する応急手当に必要な衛生材料の提供

（３）負傷者に対する応急手当に必要な労務の提供

（協力の要請）

第３条　甲は、乙に対して協力を要請するときは、要請の理由・業務の内容・日時・実施場所・その他必要事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）

第４条　乙は、前条の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに応急救護所又は甲の指定する場所に参集するものとする。

（連絡調整）

第５条　乙の協力に関わる連絡調整については、甲の指定するものが行い応急手当に関わる必要な指示については、鎌ケ谷市医師会長の指定する医師が行うものとする。

（応急救護所の設置）

第６条　甲は、災害の状況により、乙と協議のうえ必要に応じて応急救護所を設置する。

（医療材料品等）

第７条　甲は乙の協力に関わる衛生材料等の提供使用について、その実費を負担するものとする。

（医療費）

第８条　応急救護所における医療費は、無料とする。

２　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（報償等）

第９条　甲は乙の協力に基づき業務に従事した者に対し、災害救助法施行令第 11 条の規定に基づき、知事が定めた額を実費弁償として支弁するものとする。

（損害補償等）

第 10 条　この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務により死亡し負傷し、若しくは疾病にかかったときは、災害救助法に準じた扶助費を甲が補償するものとする。

（医事紛争発生の措置）

第 11 条　この協定により実施した医療救護活動に関して患者との間に医事紛争が発生した場合、一切の責任を甲が負うものとする。この場合において、乙は故意又は重大な過失がない限り責任を問われない。

（協定期間）

第 12 条　この協定期間は、協定締結の日から平成 11 年 10 月 19 日までとする。

２　前項の協定期間が満了する１ヶ月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定はさらに１年間更新され、それ以後も又同様とする。

（協議）

第 13 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、そのつど甲乙協議して定めるものとする。

平成 10 年 10 月 20 日

甲　鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　船橋市海神２丁目１３番２５号
社団法人船橋歯科医師会
会　長　　谷口　和義

## 資料－２－３１ 災害時の医療救護活動に関する協定書（一般社団法人船橋薬剤師会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人船橋薬剤師会（以下「乙」という）とは、災害時の迅速な医療救護活動を実施するため、次の条項により協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鎌ケ谷市内に地震、台風その他の災害が発生し、または発生するおそれのある場合において、甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）
第２条　乙が行う協力の内容は、おおむね次のとおりとする。
（１）　応急救護所等における調剤業務及び医薬品等の管理
（２）　応急救護所等における医薬品等の需給状況等に関する情報の把握及び提供

（協力の要請）
第３条　甲は、乙に対して協力を要請するときは、要請の理由・業務内容・日時・実施場所・その他の必要事項を明らかにして要請しなければならない。

（協力）
第４条　乙は、前条の定めにより甲から要請を受けた場合には、直ちに応急救護所又は甲の指定する場所に参集するものとする。

（連絡調整）
第５条　乙の協力に関わる連絡調整については、甲の指定する者が行う。

（医薬品及び医療器具等）
第６条　医療救護活動に要する医薬品及び医療器具等については、甲乙協議のうえ、甲が用意するものとする。

（報償費）
第７条　甲は乙の協力に基づき業務に従事した者に対し、災害救助法に基づき、知事が定めた額に準じて実費弁償として支弁するものとする。
２　前項の規定による報償の額については、協力要請の都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（損害補償等）
第８条　この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務により死亡または、負傷若しくは疾病にかかったときは、災害救助法に準じた扶助費を甲が補償するものとする。

（協定期間）

第９条　この協定期間は、協定締結の日から平成３０年３月８日までとする。

２　前項の協定期間が満了する１か月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定はさらに１年間更新され、それ以降もまた、同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の証として、本協定書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有する。

平成２９年　３月　９日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　　聖　士

乙　　船橋市北本町１丁目１６番５５号
一般社団法人船橋薬剤師会
会　　長　　土　居　　純　一

# 資料－２－３２ 災害時の医療救護活動に関する協定書（社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院（現：医療法人徳州会　鎌ケ谷総合病院））

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団木下会鎌ケ谷総合病院（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市において災害が発生した場合に迅速な医療救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、甲が行う医療活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（医療救護班の設置）

第２条　甲は、医療救護活動を実施する必要が生じた場合は、乙に対し医療救護班の設置を要請するものとする。

２　乙は、前項の定めにより甲から要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成し、乙病院内に設置するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、乙は医療救護班を設置した後その旨を甲に連絡し、その承諾を得るものとする。

（医療救護班の業務）

第３条　医療救護班の業務は、次に掲げるとおりとする。

（１）傷病者に対する応急措置及び医療

（２）後方医療機関への転送の要否決定（トリアージ）

（３）死亡の確認

（４）助産

（５）その他

（連絡調整）

第４条　医療救護班の医療救護活動に係わる連絡調整は、甲が指定する者が行う。

（医療材料品等）

第５条　医療救護活動に要する医療資器材等は、乙が保管しているものを使用するものとする。

（医療費）

第６条　後方医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

（費用弁償補償等）

第７条　甲の要請に基づき乙が医療救護活動を実施した場合における次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）医療救護班の設置に要する費用

（２）医療救護班の設置により、乙の所持する医薬品等を使用した場合の実費弁償

（３）医療救護班の医師、看護師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害救助法に準じた扶助費

２　前項の定めによる費用弁償等の額については、あらかじめ甲乙協議のうえ定めるものとする。

（医事紛争発生の場合の協議）

第８条　この協定により実施した医療救助活動に関して患者との間に医事紛争が発生した場合、甲乙協議の上対応するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定成立の日から平成２３年３月３１日までとする。

２　前項の有効期間が満了する１月前までに、甲乙いずれか一方から書面をもって更新しない旨の意思表示がなされないときは、この協定は更に１年間更新され、それ以後もまた同様とする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年１１月２日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

乙　千葉県鎌ケ谷市初富９２９番６
社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院
院　長　山　本　穣　司

## 資料－２－３３ 災害時の井戸の使用に関する協定書（社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院（現：医療法人徳州会　鎌ケ谷総合病院））

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会医療法人社団木下会鎌ケ谷総合病院（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合、乙が所有する井戸の使用に関し必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）井戸　乙が、日常飲料等に使用している井戸をいう。

（要請）

第３条　甲は災害が発生したときは、乙に対して要請書（別紙様式１）により井戸の使用を要請するものとする。

（許可）

第４条　乙は、前条の規定により要請を受けたときは、甲に対して井戸の使用の許可を与えるものとする。

（費用の負担）

第５条　井戸の使用に伴い必要となる物品の購入等に関する費用は、すべて甲の負担とする。

２　甲は、井戸の使用に伴い乙に損害を与えたときは、乙に対して損害を賠償する責を負うものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

（期日）

第７条　この協定は、平成２２年１１月２日から適用する。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２２年１１月２日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

乙　千葉県鎌ケ谷市初富９２９番６
社会医療法人社団木下会　鎌ケ谷総合病院
院　長　山　本　穣　司

## 資料－２－３４ 災害時の情報交換に関する協定（国土交通省関東地方整備局）

国土交通省関東地方整備局長　下保修（以下「甲」という。）と、鎌ケ谷市長　清水聖士（以下「乙」

という。）とは、災害時における各種情報の交換等に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市の地域について災害が発生または、災害が発生するおそれがある場合において、甲及び乙が必要とする各種情報の交換等（以下、情報交換という）について定め、もって、迅速かつ的確な災害対処に資することを目的とする。

（情報交換の開始時期）

第２条　甲及び乙の情報交換の開始時期は、次のとおりとする。

一　鎌ケ谷市内で重大な被害が発生または、発生するおそれがある場合

二　鎌ケ谷市災害対策本部が設置された場合

三　その他甲または乙が必要とする場合

（情報交換の内容）

第３条　甲及び乙の情報交換の内容は、次のとおりとする。

一　一般被害状況に関すること。

二　公共土木施設（道路、河川、ダム、砂防、都市施設等）の被害状況に関すること。

三　その他甲または乙が必要な事項

（情報連絡員（リエゾン）の派遣）

第４条　第２条の各号のいずれかに該当し、乙の要請があった場合または甲が必要と判断した場合には、甲から乙の災害対策本部等に情報連絡員を派遣し情報交換を行うものとする。

なお、甲及び乙は、相互の連絡窓口を明確にしておき派遣に関して事前に調整を図るものとする。

（平素の協力）

第５条　甲及び乙は、必要に応じ情報交換に関する防災訓練及び防災に関する地図等の資料の整備に協力するものとする。

（協議）

第６条　本協定に疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議のうえ、これを定めるものとする。

本協定は、２通作成し、甲乙押印のうえ各１通を所有する。

平成２３年３月３日

甲）　埼玉県さいたま市中央区新都心２番地１
さいたま新都心合同庁舎２号館
国土交通省
関東地方整備局長　下　保　修

乙）　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

# 資料－２－３５ 災害時における放送等に関する協定書（株式会社ジェイコム千葉）

鎌ケ谷市(以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム千葉(以下「乙」という。）は、災害および防災に関する情報(以下「災害情報」という。）の放送等に関して、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、鎌ケ谷市の区域内で災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合(以下「災害時」という。）において、市民に迅速かつ正確な情報を伝達するための災害情報の放送等について、必要事項を定める。

（災害情報の提供及び要請）

第２条　甲は、災害時に乙に対して速やかに災害情報を提供し、放送を要請することができる。

（要請の手続き）

第３条　甲が前条の要請を行う場合は、次の各号に掲げる事項を記載した文書を乙に要請するものとする。

（１）放送要請の理由

（２）依頼する放送の内容

（３）希望する放送の日時

（４）その他必要な事項

２　前項の要請の連絡先は、別紙１のとおり定めるものとする。

３　要請は災害情報放送要請書（第１号様式）により、メールおよびファックスを用いて行う。ただし、これに寄りがたい場合は口頭、電話等にて要請し、その後速やかに甲は文書を提出するものとする。

（災害情報の放送）

第４条　乙は、第２条に定める要請を受けたときは、甲から依頼された事項に関して、放送の形式、内容、時刻をその都度決定し、可能な限り放送するものとする。

（災害情報の活用）

第５条　甲がインターネットや広報紙等で発信済の情報および第２条で乙に要請した情報について、緊急性の如何に関わらず乙は自ら運営する放送やインターネット等を通じて発信できるものとする。

（協力体制の整備）

第６条　災害時における協力体制を整備するため、甲乙において防災計画の状況、協力要請事項等について必要に応じて情報の交換を行う。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、期間満了となる日の１ケ月前までに、甲乙いずれからも申し出がないときは、さらに、１年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第８条　本協定に定めのない事項又は本協定に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この協定の証として、本書２通を作成し、甲乙がそれぞれ記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和２年２月１４日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
　　鎌ケ谷市長　　清　水　　聖　士

乙　千葉県浦安市入船一丁目５番２号
　　プライムタワー１７階
　　株式会社ジェイコム千葉
　　代表取締役社長　　渡　部　　弘　之

## 資料－２－３６ 災害時における相互協力に関する協定書（鎌ケ谷警察署）

災害時における相互協力について、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と鎌ケ谷警察署（以下「乙」という。）は次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は鎌ケ谷市内において地震・津波災害、緊急事態等が発生し、乙が、自らの庁舎での業務の遂行と庁舎機能の維持が困難と判断した場合、乙が、甲の管理する施設の使用に関し協力を求める場合に必要な事項を定めるものとする。

（協力事項）

第２条　前条の場合において、乙は必要に応じ甲に対して以下の協力を求めるものとする。この場合、甲は、地震・津波災害活動等の状況を勘案の上、可能な限り乙の求めに応ずるものとする。

（１）乙が地震・津波災害活動等を円滑に推進するため必要と認めた場合、乙は、甲の管理する以下の施設の使用を甲に要請すること。

ア　鎌ケ谷市初富８６０番地の３に所在する「福太郎アリーナ（市民体育館）」（以下「アリーナ」という。）の一部施設

イ　鎌ケ谷市新鎌ケ谷四丁目７番に所在する「新鎌ケ谷四丁目公園」（以下「四丁目公園」という。）

（２）アリーナは次に掲げる事項のために使用するものとする。

ア　乙の保有する通信機器等、災害活動に必要な資機材を搬入し、災害対策活動拠点を設置すること。なお、前活動拠点は、乙の職員の概ね２０名が常駐することができるものとする。

イ　駐車場の一部を、乙が管理する自動車等の臨時駐車場とすること。

（３）四丁目公園は、乙が管理する災害物資等、災害活動に必要な資機材を管理するための乙の補完施設として使用するものとする。

（４）その他、甲が管理する資器材等で乙の地震・津波災害活動に必要なものについて借用を要請すること。

（相互の協力）

第３条　甲、乙は地震・津波災害発生時において相互に情報の共有化を図るとともに、被災者の救出救助活動等を協力して行うものとする。

（施設・備品の破損時等の対応）

第４条　乙の活動拠点や補完施設として使用された場合の施設・備品の破損については、乙が復旧に係る費用を負担するものとする。

（経費の負担）

第５条　甲が、乙の要請により支援協力に要した経費については、甲、乙協議の上決定し、乙が負担するものとする。

（協議）

第６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、甲、乙双方が協議して定めるものとする。

（効力の発生）

第７条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとする。

この協定は、締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２４年１０月１６日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　　聖士

乙　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷四丁目８番３５号
鎌ケ谷警察署
署長　　海老根　一浩

# 資料－２－３７ 災害時における地図製品等の供給等に関する協定書（株式会社ゼンリン）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、第１条第１項第１号に定める災害時において、乙が、乙の地図製品等（第２条に定義される）を甲に供給すること等について、以下のとおり本協定を締結する。

（目　的）

第１条　本協定は、以下各号の事項を目的とする。

(1)　甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に定める災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が災害対策基本法第 23 条の２に基づく災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置したときの、乙の地図製品等の供給及び利用等に関し必要な事項を定めること。

(2)　甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めること。

（定　義）

第２条　本協定において以下の用語はそれぞれ以下の意味を有するものとする。

(1)　「住宅地図」とは、鎌ケ谷市全域を収録した乙の住宅地図帳を意味するものとする。

(2)　「広域図」とは、鎌ケ谷市全域を収録した乙の広域地図を意味するものとする。

(3)　「ZNET TOWN」とは、乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」を意味するものとする。

(4)　「ID 等」とは、ZNET TOWN を利用するための認証 ID 及びパスワードを意味するものとする。

(5)　「地図製品等」とは、住宅地図、広域図及び ZNET TOWN の総称を意味するものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第３条　乙は、甲が災害対策本部を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。但し、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

３　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

４　本条に基づく地図製品等の供給にかかる代金及び費用は、次のとおりとする。

(1)　乙が供給した地図製品等の代金は、別途甲乙が合意した場合を除き有償とする。

(2)　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

（地図製品等の貸与及び保管）

第４条　乙は、第３条第１項の規定に基づく地図製品等の供給とは別途、本協定締結後、甲乙別途定める時期、方法により乙が別途定める数量の住宅地図、広域図及び ID 等を甲に貸与するものとする。なお、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した住宅地図、広域図及び ID 等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。なお、乙が、住宅地図及び広域図の更新版を

発行したときは、乙は、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図について、甲から当該住宅地図及び広域図を引き取りかつ更新版と差し替えることができるものとする。

３　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による地図製品等の保管・管理状況等を確認することができるものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、第１条第１項第１号に基づき災害対策本部を設置したときは、災害応急対策、災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は第４条に基づき乙から供給又は貸与された地図製品等につき、以下各号に定める利用を行うことができるものとする。

(1)　災害対策本部設置期間中の閲覧

(2)　災害対策本部設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及び ZNET TOWN を利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWN を利用する場合は、本協定添付別紙の ZNET TOWN 利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から１年間とする。当該有効期間満了の３ヶ月前までに甲から乙に対し継続の意思表示によって、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とする。

（協　議）

第８条　甲乙間で本協定の解釈その他につき疑義又は紛争が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

令和　年　月　日

〈甲〉
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市

〈乙〉
千葉県松戸市新松戸１丁目 243 番地
ﾌｫｰﾚｽﾄ山喜１階
株式会社ゼンリン　松戸営業所

# 資料－２－３８ 災害時における施設の使用に関する協定書（株式会社鎌ケ谷カントリー倶楽部）

（協定の趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき市域に大規模な震災・水火災等が発生（以下「災害時」という。）し応急措置のため、緊急に避難の必要が生じた場合、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社鎌ケ谷カントリー倶楽部（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（使用の目的及び範囲）

第２条　乙は、災害時において住民の避難が必要となった場合に、乙が所有する次に掲げる施設（以下「施設」という。）を避難場所として甲に使用させるものとする。

施設名　鎌ケ谷カントリークラブ練習場の一部

（使用の範囲は、別添図のとおり。）

（使用時の連絡）

第３条　甲は、施設を使用とするときは、事前に乙に連絡するものとする。

（苦情の処理）

第４条　乙の施設を避難場所として使用することによって、施設の近隣住民等から苦情・要望等があった場合は、甲が責任をもって処理するものとする。

２　甲は、住民等が施設内おいて罹病・負傷等した場合は、責任をもって対処するものとし、乙になんらの迷惑をかけないものとする。

（住民等の宿泊）

第５条　甲は、住民等を施設に宿泊させないものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したときは、甲は、乙の承諾を得て住民等を施設に宿泊させることができるものとする。

２　前項ただし書きの規定により住民等を施設に宿泊させた場合は、甲は、速やかに他の施設に住民等を収容するなどの措置を講じるものとする。

（経費の負担）

第６条　甲は、施設を避難場所として使用することによって要する経費等の一切を負担するものとする。

（損害賠償）

第７条　甲は、甲及び住民等が施設を使用することによって乙に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。

（協定の期間）

第８条　この協定の有効期間は、平成８年１月５日から平成９年３月３１日までとする。ただし、本協定の期間満了前に甲・乙いずれからも何等の申出がない場合は、この協定の有効期間をさらに１年延長するものとし、以後この例によるものとする。

（協議）

第９条　この協定の解釈に疑義を生じた場合及びこの協定に定めのない事項については、その都度甲・乙協議して決定するものとする。

本協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲・乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成８年１月５日

甲　　千葉県鎌ケ谷市初富９２８番地の７４４
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　千葉県鎌ケ谷市中沢１３４８番地
株式会社　鎌ケ谷カントリー倶楽部
代表取締役　　川﨑　徹

別図

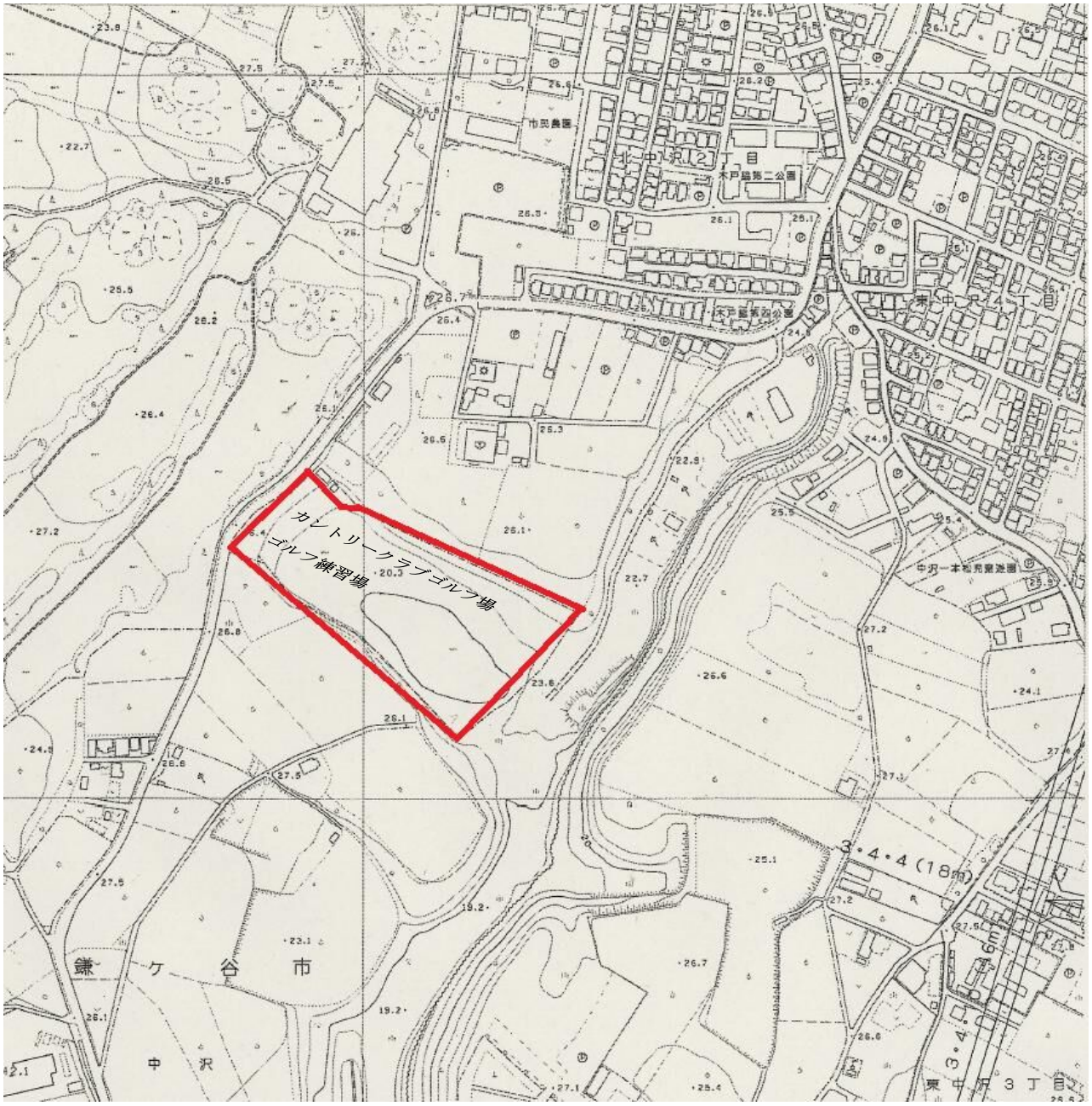

## 資料－２－３９ 避難場所使用に関する協定書（陸上自衛隊松戸駐屯地）

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊松戸駐屯地（以下「乙」という。）との間において、災害が発生した場合の避難場所の指定に関し、必要な事項を定めるものである。

（用語）

第２条　この協定書における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　災害対策基本法第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）避難場所　一時的に避難をする場所をいう。

（３）避難所　避難生活をする場所をいう。

（４）避難者　鎌ケ谷市災害対策本部長等（以下「本部長等」という。）の避難勧告及び避難指示により避難する住民をいう。

（使用の範囲）

第３条　甲の使用する避難場所は、乙の管理するグラウンドの一部とし、別添図面に示す場所とする。

２　避難者の出入口は、南門及び西門とする。この場合、南門は常時開放するものとし、西門は本部長等の要請に基づき開放するものとする。

（使用の期間）

第４条　災害時における使用の期間は、避難の開始から危険が回避されたと判断できるまでの期間、または甲の職員による避難所への避難誘導が完了するまでの期間とする。

（避難場所における甲の責務）

第５条　甲は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、警察及び防災関係機関の応援を得て、避難場所において次の措置について責任を持って行なうものとする。

（１）応急救護

（２）応急給食及び応急給水

（３）防疫清掃

（４）避難者の行動統制

（５）職員の派遣

（６）その他本部長等が必要と認めた措置

（使用の制限）

第６条　甲は乙の災害派遣部隊の集結時においては、速やかに避難者を避難所へ避難誘導するものとする。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項等については、本協定書に基づき相互に取り決めを行なうものとする。

（廃止）

第８条　平成４年６月１１日付けで締結した「避難場所使用に関する協定書」は、これを廃止する。

（適用）

第９条　この協定は、平成２１年６月１８日から適用する。

本協定の証として、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２１年６月１８日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　松戸市五香六実１７番
陸上自衛隊松戸駐屯地司令
櫻木　正朋

別図

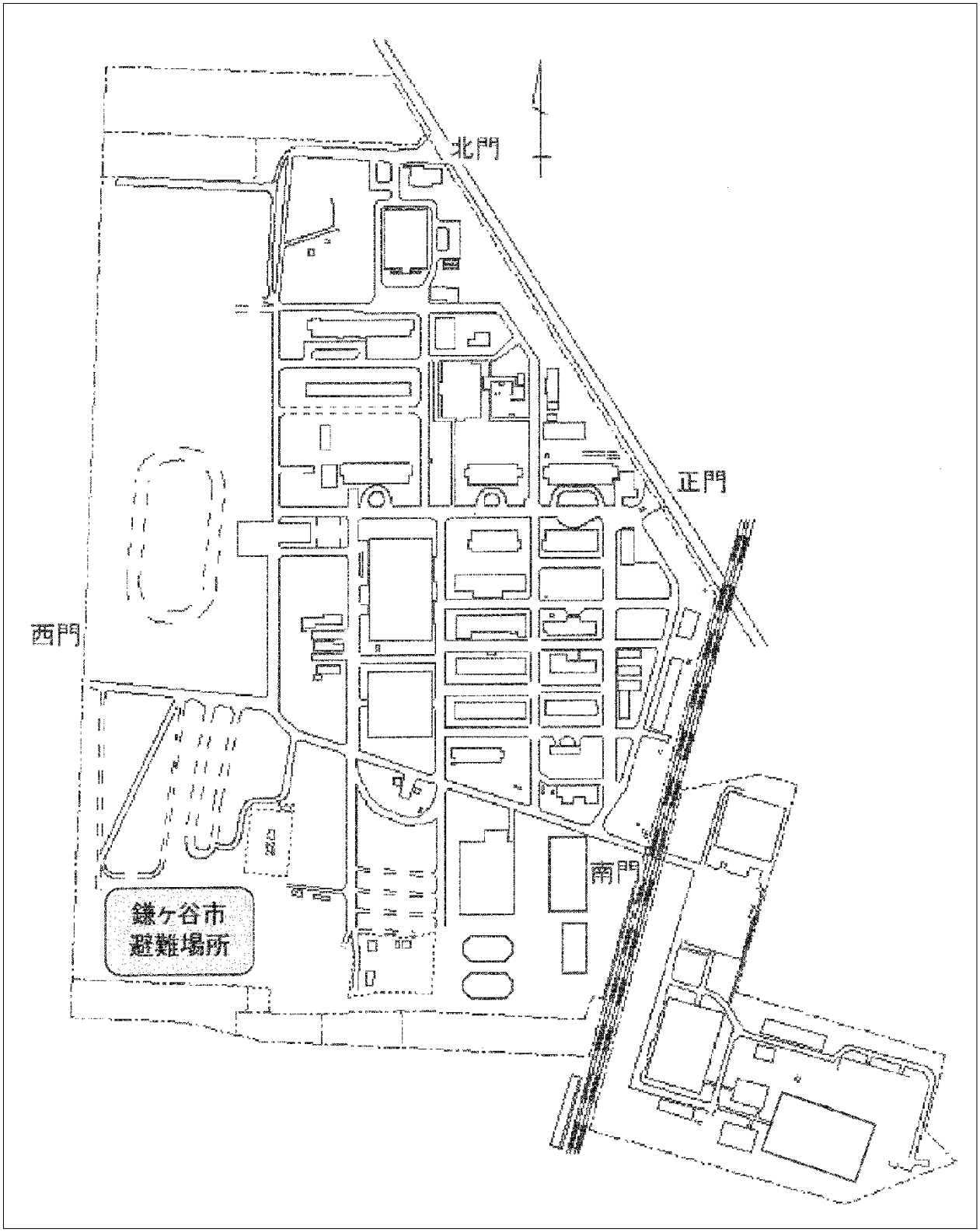

# 資料－２－４０　災害時における施設の使用に関する協定書（海上自衛隊下総教育航空群）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と海上自衛隊下総教育航空群（以下「乙」という。）との間において、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内において災害が発生した、又は発生する恐れがある場合に、甲が鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、乙の管理する施設（以下「乙の施設」という。）を避難場所及び避難所（以下「避難所等」という。）として使用すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（用語）

第２条　この協定における用語の意義は、次の各号に定めるとおりとする。

（１）災害　　災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害をいう。

（２）避難場所　災害時に安全を確保するために一時的に避難する場所をいう。

（３）避難所　　災害により住宅を失った場合に一定の期間避難生活をする場所をいう。

（４）避難者　　鎌ケ谷市災害対策本部長等（以下「本部長等」という。）の避難準備情報・避難勧告・避難指示等により避難する住民をいう。

（施設使用の範囲）

第３条　甲の使用する避難所等は、乙の施設の一部とし、別図に示す場所を指定する他、災害等の状況により甲乙協議のうえ定める場所とする。

２　避難者の出入り口は、別図に示す基地南門及び甲乙協議のうえ定める場所とし、甲の要請に基づき、乙が開放するものとする。

（施設使用時の協力要請）

第４条　甲は、災害により乙の施設を避難所等として使用する必要があるときは、乙に対し事前に協力を要請するものとし、事後、国有財産の使用に必要な手続きを実施するものとする。

（苦情の対応及び処理）

第５条　乙の施設を避難所等として使用することによって施設の近隣住民等から苦情や要望等があった場合は、甲が責任を持って対応し処理するものとする。

（避難所等における甲の責務）

第６条　甲は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、警察及び防災関係機関の協力を得ながら、避難所等における次の措置について責任を持って行うものとする。

（１）　応急救護

（２）　応急給食及び応急給水

（３）　防疫清掃

（４）　避難者の行動統制

（５）　職員の派遣

（６）　その他本部長等が必要と認めた措置

（避難者の宿泊）

第７条　災害時において乙の施設を避難所として使用する場合、甲は避難者を乙の施設に宿泊させるこ

とができるものとする。

（避難所等の使用期間）

第８条　災害時における避難所等としての使用期間は、災害発生の日から２０日以内とする。ただし、災害の状況により期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（防災備蓄倉庫の設置及び維持管理）

第９条　甲は、避難者の避難所生活に必要な物資を保管するため、乙の指定する場所に防災備蓄倉庫（以下「倉庫」という。）を設置することができるものとする。なお、倉庫の設置及び撤去については甲が実施するものとし、倉庫を撤去する場合は、甲の責任において、可能な限りその施設を原状に復し、復旧した施設の状態について乙の確認を受けた後、乙に引き渡すものとする。

２　避難者用の備蓄物資及び倉庫の維持管理・運営に必要な経費等は、甲が負担するものとする。

３　乙の施設利用計画により倉庫の移設が必要となった場合は、甲は、乙の指定する場所に倉庫を移設するものとする。

（経費の負担）

第１０条　避難所等として乙の施設を使用した場合に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年１０月１８日号外法律第１１８号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（損害賠償）

第１１条　甲及び避難者が乙の施設を使用することによって乙に損害を与えた場合、甲はその損害を賠償するものとする。

（疑義の決定等）

第１２条　この協定に疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定は更に１年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

附　則

１　この協定は、平成２６年６月１０日から適用する。

２　この協定の締結に伴い、平成２２年３月２３日付けで締結した「災害時における避難場所の使用に関する協定書」及び平成２４年３月７日付けで締結した「災害時における避難場所の使用に関する協定書の変更協定書」は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２６年６月１０日

（甲）　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

（乙）　千葉県柏市藤ヶ谷１６１４番地１
海上自衛隊下総教育航空群司令
大　熊　圭　介

別図

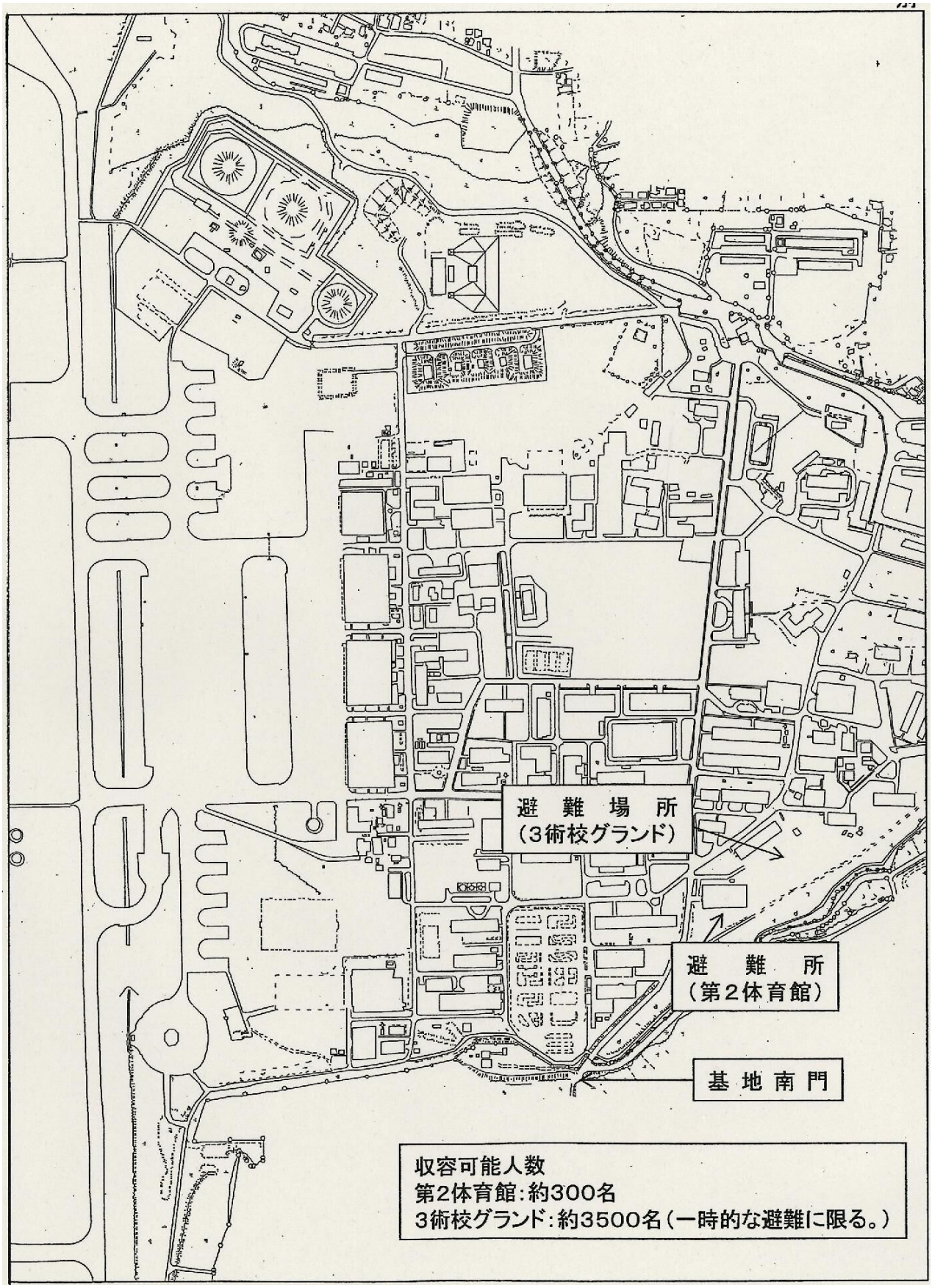
避　難　場　所
（3術校グランド）
避　難　所
（第2体育館）
基　地　南　門
収容可能人数
第2体育館：約300名
3術校グランド：約3500名（一時的な避難に限る。）

# 資料－２－４１ 臨時門設置及び維持管理に関する覚書（陸上自衛隊松戸駐屯地）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と陸上自衛隊松戸駐屯地（以下「乙」という。）は、指定避難場所における地域住民の出入口確保のための臨時門（以下「臨時門」という。）の設置及び維持管理について、下記のとおり覚書を締結する。

１　臨時門の仕様は別図のとおりとし、その設置は甲が行う。

２　臨時門の鍵は乙が管理し、災害時及び防災訓練等の事由により甲から要請がある場合のみ開閉する。

３　平常時の管理は、乙が善良なる管理者の注意をもって行い、修繕の必要が生じた場合は甲が行う。

４　その他運用に疑義が生じた場合は、その都度甲・乙協議して決するものとする。

本覚書を二通作成し、甲・乙それぞれ保有するものとする。

平成６年３月２２日

甲　　鎌ケ谷市初富９２８－７４４
　　鎌ケ谷市長　　皆川　圭一郎

乙　　松戸市五香六実１７
　　陸上自衛隊松戸駐屯地司令　村田　光昭

別図

# グリッドフェンスT型門扉（両開き）

正面図

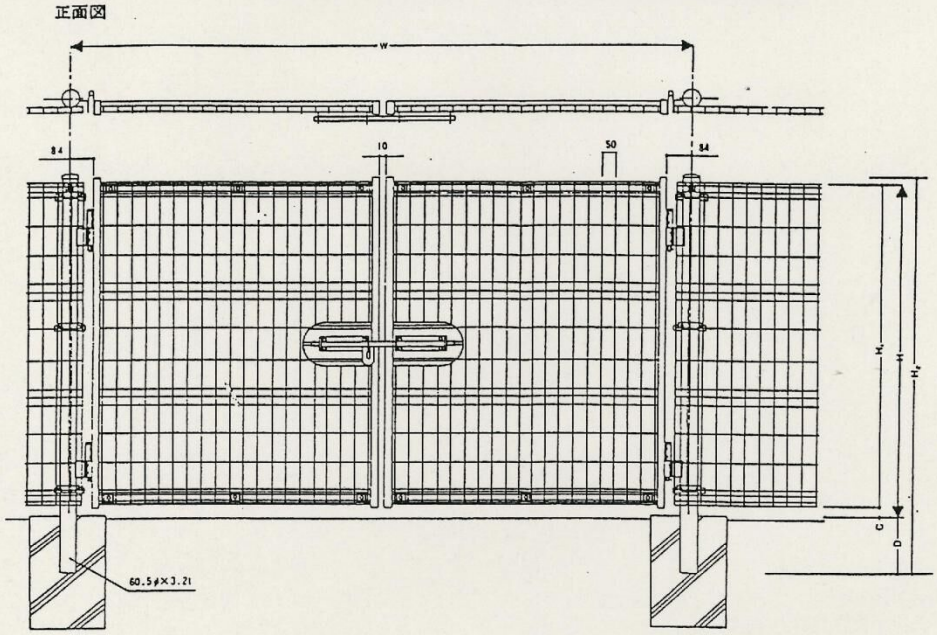

姿図

| 門扉幅（呼称） | W |
|---|---|
| 900×2 | 1,800 |
| 1000×2 | 2,000 |
| 1200×2 | 2,400 |

| フェンス型式 | H | $H_1$ | $H_2$ | C | D | メッシュのピッチ寸法 A | メッシュのピッチ寸法 B |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| GFT-H-1000 | 1,000 | 960 | 1,265 | 40 | 250 | 119 | 119 |
| GFT-H-1200 | 1,200 | 1,160 | 1,465 | 40 | 250 | 107 | 98 |
| GFT-H-1500 | 1,500 | 1,460 | 1,815 | 40 | 300 | 106 | 96 |
| GFT-H-1800 | 1,800 | 1,760 | 2,165 | 40 | 350 | 103 | 99 |
| GFT-H-2000 | 2,000 | 1,960 | 2,365 | 40 | 350 | 115 | 113 |

（寸法単位：mm）

# 資料－２－４２ 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書
# （千葉県立鎌ヶ谷高等学校）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県立鎌ヶ谷高等学校（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市内において災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する学校施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内において災害が発生した場合に、甲が鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、乙の管理する学校施設（以下「乙の施設」という。）を避難所又は広域避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第２条　甲は、災害が発生し乙の施設に避難所等を開設する必要が生じたときは、乙に対し、乙の施設の利用等及び乙の教職員の協力（以下「施設利用等」という。）を要請することができる。

２　甲は、乙に対し施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。

（１）施設利用等の範囲

（２）施設利用等の期間

（３）その他必要と認める事項

３　乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、鎌ケ谷市内において震度５強以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の施設を広域避難場所の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第３条　乙が甲に対し行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。ただし、震災発生時における屋内施設の利用等については、施設の安全性を確認した上で利用するものとする。

（１）避難所等として、次に掲げる乙の施設を甲が利用すること。

ア　運動場及び体育館並びに格技場

イ　前号の施設では避難者を収容できない場合、学校長が許可をした教室、会議室等

（２）避難所等の利用に付随して乙の学校設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

（３）乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

２　前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育庁発行の「震災時における実働計画（実働マニュアル）」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（避難所担当職員の派遣）

第４条　甲は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所担当職員を派遣するものとする。

２　甲及び乙は、避難所等の円滑な運営を行うため、甲が作成する「避難所運営マニュアル」を基に、定期的に連絡調整を行うものとする。

（避難所等の開設等）

第５条　避難所等の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した避難所担当職員が行うものとする。

２　避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所担当職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

（乙の施設等の返還）

第６条　甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

２　甲は、被害が解消され、避難所等を閉鎖するときは、速やかに乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、可能な限り、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

３　乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

（経費の負担）

第７条　施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年１０月１８日号外法律第１１８号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定は更に１年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年３月２１日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　鎌ケ谷市東道野辺一丁目４番１号
千葉県立鎌ヶ谷高等学校
学校長　　工　藤　　敬

# 資料－２－４３ 災害発生時における避難所等の施設利用等に関する協定書
# （千葉県立鎌ヶ谷西高等学校）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県立鎌ヶ谷西高等学校（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市内において災害対策基本法（昭和３６年１１月１５日法律第２２３号）第２条第１項に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合に甲が乙の管理する学校施設を利用すること等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内において災害が発生した場合に、甲が鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、乙の管理する学校施設（以下「乙の施設」という。）を避難所又は広域避難場所（以下「避難所等」という。）として利用すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設利用等の要請）

第２条　甲は、災害が発生し乙の施設に避難所等を開設する必要が生じたときは、乙に対し、乙の施設の利用等及び乙の教職員の協力（以下「施設利用等」という。）を要請することができる。

２　甲は、乙に対し施設利用等を要請するときは、次に掲げる事項を明らかにし、電話等により要請を行うものとする。

（１）施設利用等の範囲

（２）施設利用等の期間

（３）その他必要と認める事項

３　乙は、甲から施設利用等の要請を受けたときは、学校運営に支障のない範囲で施設利用等に協力するものとする。ただし、鎌ケ谷市内において震度５強以上の震度を観測したときは、乙は、甲からの要請を待たずに自らの判断で乙の施設を広域避難場所の利用に供するものとする。

（施設利用等の内容）

第３条　乙が甲に対し行う施設利用等の内容は、次のとおりとする。ただし、震災発生時における屋内施設の利用等については、施設の安全性を確認した上で利用するものとする。

（１）避難所等として、次に掲げる乙の施設を甲が利用すること。

ア　運動場及び格技場屋内運動場

イ　前号の施設では避難者を収容できない場合、学校長が許可をした教室、会議室等

（２）避難所等の利用に付随して乙の学校設備、備品、機器類等を甲が利用すること。

（３）乙の教職員が避難所等の運営に協力すること。

２　前項に定めるもののほか、施設利用等の具体的な内容については、乙の施設の被害状況等を勘案した上で、千葉県発行の「災害時における避難所運営の手引き」、千葉県教育庁発行の「震災時における実働計画（実働マニュアル）」等に基づき、甲乙協議してその都度定めるものとする。

（避難所担当職員の派遣）

第４条　甲は、施設利用等を行う場合には、避難所等に避難所担当職員を派遣するものとする。

２　甲及び乙は、避難所等の円滑な運営を行うため、甲が作成する「避難所運営マニュアル」を基に、定期的に連絡調整を行うものとする。

（避難所等の開設等）

第５条　避難所等の開設は、乙の教職員の協力を得て、甲の派遣した避難所担当職員が行うものとする。

２　避難所等の管理及び運営は、甲の派遣した避難所担当職員、乙の教職員及び避難者で組織された避難所運営委員会が連携して行うものとする。

（乙の施設等の返還）

第６条　甲は、乙の施設を避難所等に利用した場合でも、乙が早期に学校運営を再開できるように努めるものとする。

２　甲は、被害が解消され、避難所等を閉鎖するときは、速やかに乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の全部を乙に返還するものとする。この場合において、甲は、可能な限り、避難所等として利用する前の状態に復元するものとする。

３　乙の施設及び乙の学校設備、備品、機器類等の返還に関し、甲及び乙は、誠実に協議して必要な事項を決定するものとする。

（経費の負担）

第７条　施設利用等に要した経費は、甲が負担するものとし、その金額等については、甲乙協議のうえ決定するものとする。ただし、災害救助法（昭和２２年１０月１８日号外法律第１１８号）が適用された場合にあっては、その定めに従うものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めがない事項、この協定について疑義が生じた事項等は、その都度、甲及び乙が誠意をもって協議し、決定するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を解除する旨の申出がないときは、この協定は更に１年間更新されるものとし、以後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年3月２１日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　鎌ケ谷市初富２８４番地７

千葉県立鎌ヶ谷西高等学校
学校長　　小　玉　秀　史

## 資料－２－４４ 災害時における支援協力に関する協定書（千葉県行政書士会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県行政書士会（以下「乙」という。）とは、災害が発生した場合の支援業務に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市において地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下、災害時という。）において、甲の要請に基づき乙が実施する行政書士業務について、必要な事項を定める。

（対象となる災害）

第２条　この協定の対象となる災害は、災害対策基本法（昭和３６年法第２２３号）第２条第１号に規定する災害で、甲が鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、本部を設置する体制をとるものを基本とする。

（行政書士による業務の範囲）

第３条　甲の要請により乙、および乙の会員が実施する行政書士業務は、行政書士法第１条の２及び同条の３の業務、並びに同業務を実施するために必要となる次に掲げる業務とする。

（１）乙による被災者支援を目的とした相談窓口の開設および運営

（２）甲の依頼による乙の会員の派遣

（３）その他、甲が必要と認める業務

（連絡体制の整備）

第４条　甲及び乙は、あらかじめ災害応急対策の支援に関する連絡体制を定め、速やかに必要な情報を相互に連絡するものとする。

２　乙は、あらかじめ災害応急対策に関する対応が実施できるよう、必要な人員を確保、動員する方法を定めておくものとする。

（協力の要請）

第５条　甲は、災害応急対策業務を実施する必要があると判断した時は、「業務依頼書」（以下「依頼書」という。第１号様式）により、乙に協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請するものとし、その後速やかに依頼書により要請するものとする。

２　前項の要請があった場合、乙は、特別の理由がない限り協力するものとする。

３　甲は、第２条に定められたもののほか、特に必要があると認められたときは、本条第１項と同様に要請することができるものとする。

（協力の実施）

第６条　乙は、甲から要請を受けたときは、原則として甲の職員の指示に基づき、第３条に掲げる業務について協力するものとする。

（応急対策業務の実施報告）

第７条　乙は、前条に基づく業務を実施した場合は、甲に対し次に掲げる事項を記載した「業務報告書」（以下「報告書」という。第２号様式）に業務の実施を確認できる書類を添付し、報告するものとする。ただし、報告書による報告が困難な場合は、電話その他の方法により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（１）業務の実施場所及び期間

（２）業務の内容

（３）業務に従事した者の氏名および連絡先

（４）その他必要な事項

（経費の負担）

第８条　乙の業務実施に要した経費は、原則として乙が負担する。ただし、場合によりその経費負担については、甲、乙の協議により決定することができる。

（相談者の負担）

第９条　甲の要請による行政書士業務において、相談者は負担を負わない。

（損害の補償）

第１０条　第３条に定める業務に従事する者が、他人に損害を与え、又は負傷し、又は疾病にかかり、あるいは死亡した場合における補償については、甲は負担を負わないものとする。

２　乙は、前項の事案発生した場合には、遅滞なくその状況を書面により甲に報告し、その後の措置について必要により、甲、乙が協議するものとする。

（雑則）

第１１条　この協定に定めのない事項及び、この協定の解釈に疑義が生じたときは、その都度、甲、乙が協議するものとする。

（協定の期間及び更新）

第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。ただし、期間満了となる日の３０日前までに、甲又は乙が、それぞれ相手方に書面をもって、この協定を変更若しくは終了させる意思を表示しないときは、期間満了の翌日から起算して１年間更新されるものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成３１年４月１日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　千葉市中央区中央四丁目１３番１０号
千葉県教育会館本館４階
千葉県行政書士会
会　　長　　中　村　利　雄

# 資料－２－４５ 鎌ケ谷市における防災行政用無線放送の再送信に関する覚書（株式会社ジェイコム千葉）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、株式会社ジェイコム千葉（以下「乙」という。）とは、令和２年２月１４日付で締結した災害時における放送等に関する協定書に基づき、甲が防災行政用無線により市民向けに実施している行政告知放送（以下「行政告知放送」という。）の内容を乙が自己の設備を利用し、再送信を行うことについて、次のとおり合意したので、本覚書を締結する。

（再送信の同意）

第１条　甲及び乙は、行政告知放送の内容を第６条に定義する乙の設備を利用し、乙が提供する緊急地震速報サービスに加入している者に乙が貸与している端末で受信することができるよう、再送信を行うことについて同意する。

２　乙は、行政告知放送の内容について、変更を加えないものとする。

（有効期間）

第２条　本覚書の有効期間は、本覚書の締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし、期間満了となる日の１ヶ月前までに、甲・乙いずれかから書面により更新しない旨の申出がない場合は、有効期間を１年間延長するものとし、以降も同様とする。

（再送信の区域）

第３条　本覚書により再送信を行う区域は、鎌ケ谷市内で乙がサービスを提供することができる区域とし、当該区域以外の区域は、再送信を行わないものとする。

（費用）

第４条　本覚書による再送信の情報提供の対価は、無償とする。

２　乙は、再送信を行うにあたり、乙が提供する緊急地震速報サービスの加入者に対して、無償で再送信とするものとする。ただし、乙が提供する緊急地震速報サービスに関しては、利用料金を含め、乙所定の契約条件によるものとし、甲は、乙に対し、関与しないものとする。

３　甲及び乙は、再送信の実施に必要となる甲の設備及び乙の設備の改修等に要する費用に関し、それぞれ自らの責任と負担において実施するものとし、相手方に請求しないものとする。

（免責事項）

第５条　乙は、乙の設備の維持管理を乙の責任において実施する。ただし、天変地変その他事故等により、再送信が実施できなかった場合、乙は甲に対する損害賠償等の責任を負わないものとする。

２　甲が実施する行政告知放送の内容に関しては、甲の責任とし、乙は責任を負わないものとする。

３　乙は、乙が提供する緊急地震速報サービスの加入者から再送信された行政告知放送の内容に関する質疑、異議、請求等があったときは、これを甲に引き継ぐものとする。

（設備の維持管理）

第６条　甲の設備及び乙の設備の区分は、別紙１のとおりとする。

２　甲及び乙は、前項の設備について、それぞれの責任と負担において、維持管理を行うものとする。

３　乙は、再送信のために甲の設備の点検が必要であると判断した場合、甲の設備に立ち入り、点検を実施することができるものとする。この場合、事後速やかに甲に点検の結果を報告するものとする。

（守秘義務）

第７条　甲及び乙は、本覚書に規定する業務の遂行に当たり、知り得た相手方の事業上及び技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、事前に甲及び乙が合意した事項に関してはこの限りでない。

（解除）

第８条　甲又は乙が、第２条の有効期間中に本覚書を解除しようとする場合は、２ヶ月前に相手方に書面にて通知することにより、本覚書を将来に向かって解除することができる。
（権利義務）
第９条　甲及び乙は、相手方の事前の承諾なく、本覚書上の地位及び権利義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、その他処分しないものとする。
（協議事項）
第１０条　本覚書に定めのない事項については、誠意を持って甲及び乙協議の上定めるものとする。

本覚書合意の証として、本書を２通作成し甲・乙それぞれ各１通を保有する。

令和２年２月１４日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　千葉県浦安市入船一丁目５番２号
プライムタワー１７階
株式会社ジェイコム千葉
代表取締役社長　　渡部　弘之

別紙１　甲の設備及び乙の設備の区分

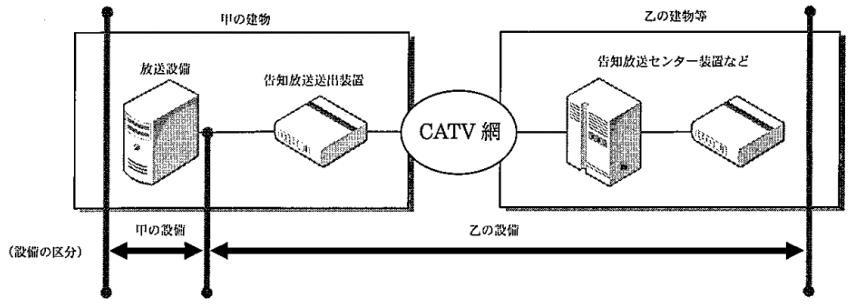

# 資料－２－４６ 広告付避難場所電柱看板に関する協定書（東電タウンプランニング株式会社千葉総支社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と東電タウンプランニング株式会社千葉総支社（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市内における広告付避難場所電柱看板（以下「看板」という。）の掲出について、甲と乙の協力に関し必要な事項について次の条項により協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内における看板の掲出により、市民に対する災害発生時の地域の避難場所を案内表示することを目的とする。

（定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）看　板　　乙の実施している広告事業のうちの乙が事業を営む電柱へ設置する看板（巻広告）に民間企業などの広告と併せて避難場所案内表示を記載するものをいう。

（２）広告主　　本協定の趣旨に賛同する企業等をいう。

（避難場所の情報提供）

第３条　甲は、看板の掲出のために必要な情報を乙に提供し、本協定の趣旨の実現に必要な指導・協力をするものとする。

（乙の業務）

第４条　乙は、次に掲げる事項を誠実に実行するものとする。

（１）この協定の趣旨に適う広告主を募り、看板の掲出に必要な一切の手続きを行うこと。

（２）掲出された看板に関する維持管理及び住民からの申し出等に対しての対応を行うこと。

（３）看板の掲出状況につき、甲の求めるときに報告を行うこと。

（４）新規掲出のあるときは、甲と事前協議を行うこと。

（５）避難場所の変更削除があった場合には、必要な修正を行うこと。

（看板の仕様）

第５条　看板に記載する避難場所案内表示は、看板掲出場所から極力近い距離の避難場所を表示することを原則とする。

（広告の範囲）

第６条　次の各号のいずれかに該当する広告は、広告媒体には掲載しない。

（１）法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。

（２）公序良俗の反するもの又はそのおそれがあるもの。

（３）政治性のあるもの。

（４）宗教性のあるもの。

（５）社会問題についての主義主張。

（６）個人の名刺広告。

（７）美観風致を害するおそれがあるもの。

（８）公衆に不快の念または危害を与えるおそれがあるもの。

（９）その他、広告媒体の掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

（経費等）

第７条　看板の掲出にあたり、必要な一切の経費等は、乙及び広告主が負担し、甲はその一切を負担しないものとする。

（協議）

第８条　この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項及び協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲と乙が協議して定める。

（有効期限）

第９条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２７年２月１６日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　　千葉市中央区新田町３６番１５号　千葉テックビル
東電タウンプランニング株式会社　千葉総支社
千葉総支社長　　轟　　和　夫

# 資料－２－４７ 上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書（千葉県）

千葉県（以下「甲」という。）と千葉市、市川市、船橋市、松戸市、成田市、習志野市、市原市、鎌ケ谷市、浦安市、印西市、白井市及び印西地区消防組合（以下「乙」という。）は、上水道における排水栓の取扱い等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　この覚書は、乙が消防活動のための水源として、甲が所管する排水栓を使用することについて基本的な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）配水管とは、甲が所管する水道管で、甲の給水区域への配水を目的として布設されたものをいう。

（２）排水栓とは、水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置されたものであり、甲が所管する水道施設をいう。

（３）自主防災組織とは、乙の市内の自治会、町会等の単位で自主防災を目的として結成された団体であり、乙が認めたものをいう。

（４）使用者とは、第４条第１項又は第３項の規定により排水栓を使用することにより消防活動を行う者をいう。

（５）訓練演習とは、使用者が排水栓を使用して実施する消防訓練、消防演習等をいう。

（排水栓の設置等に係る情報提供）

第３条　甲は、排水栓の新設、撤去又は移設のための工事を行った場合には、当該排水栓に関する情報を乙に通知するものとする。

（排水栓の使用）

第４条　乙は、消防活動、訓練演習及び防火水槽への充水のために排水栓を使用することができる。

２　乙は、排水栓の使用にあたって、配水管内の水質の保全及び甲の所管する水道施設の維持管理に支障を来たさないよう努めるものとする。

３　甲は、乙が自主防災組織に訓練演習及び消火のために排水栓を使用させることを認めるものとする。

４　乙は、排水栓を使用した場合は使用件数及び使用水量を、甲に報告するものとする。

５　乙は、訓練演習及び防火水槽への充水で排水栓を使用、又は自主防災組織に使用させる場合には、事前に甲へ協議するものとする。

（料金）

第５条　甲は、第４条第１項又は第３項の規定により使用した場合の水道料金は免除するものとする。

（費用の負担及び補償）

第６条　排水栓の設置費及び維持管理費は、甲が負担するものとする。

２　乙は、第４条第１項又は第３項の規定により排水栓を使用し、又は自主防災組織に使用させたことにより排水栓を破損させた場合にあっては、原則として、その修繕費用を甲に補償するものとする。

（使用者または第三者に及ぼした損害）

第７条　第４条第１項及び第３項の規定により排水栓を使用したことにより、使用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、原則として、乙がその損害を賠償しなければならない。

（実施細目）

第８条　この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（雑　則）

第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

（附則）

この覚書は、覚書締結の日から適用する。

この覚書を証するため、この覚書を１３通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２７年３月５日

甲　千葉市花見川区幕張町５丁目４１７番地２４
千葉県
千葉県水道局長　田　谷　徹　郎

乙　千葉市中央区千葉港１番１号
千葉市
千葉市長　熊　谷　俊　人

市川市八幡１丁目番１号
市川市
市川市長　大久保　博

船橋市湊町２丁目１０番２５号
船橋市
船橋市長　松　戸　徹

松戸市根本３８７番地５
松戸市
松戸市長　本郷谷　健　次

成田市花崎町７６０番地
成田市
成田市長　小　泉　一　成

習志野市鷺沼１丁目１番１号
習志野市
習志野市長　宮　本　泰　介

市原市国分寺台中央１丁目１番地１号
市原市
市原市長　佐久間　隆　義

鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

浦安市猫実１丁目１番１号

浦安市
浦安市長　　松　崎　　秀　樹

印西市大森２３６４番地２
印西市
印西市長　　板　倉　　正　直

白井市復１１２３番地
白井市
白井市長　　伊　澤　　史　夫

印西市牧の原２丁目３番地
印西地区消防組合
管理者　　伊　澤　　史　夫

# 上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書実施細目

千葉県（以下「甲」という。）と、鎌ケ谷市（以下「乙」という。）は、平成２７年３月５日に締結した「上水道における排水栓の取扱い等に関する覚書」（以下「覚書」という。）第８条に基づき、次のとおり実施細目を定める。

（設置等の通知）

第１条　覚書第３条に規定する排水栓の設置等に係る通知は、毎年度当初の製本管網図の配布をもって、通知に代えるものとする。

２　甲は、既存の排水栓を撤去又は移設した場合は、乙に通知するものとする。

（排水栓の取扱要領）

第２条　乙は、排水栓の使用に先立ち、排水栓の取扱いについて事前に甲と協議し、排水栓を使用した初期消火マニュアル（以下「マニュアル」という。）を作成するものとする。

（資機材の確保、管理）

第３条　乙は、排水栓使用に必要な資機材を確保するものとする。

２　乙は、排水栓の使用に先立ち、自主防災組織が使用する資機材の保管場所及び管理を行う者（以下「管理者」という。）を定め、資機材の管理者等届出書（別記第１号様式）により、甲に届出するものとする。

３　乙は、前項に変更が生じた場合は、速やかに甲に報告するものとする。

（訓練等の実施）

第４条　乙は、自主防災組織が排水栓を使用した訓練演習を実施する場合、第２条で作成したマニュアルに基づき訓練等を実施するものとする。

２　乙は、自主防災組織が排水栓を使用した訓練演習を実施する場合には、消防職員を立ち会わせるものとする。

３　乙は、前項の訓練演習の際に、消防職員に自主防災組織に対し、排水栓操作方法の指導を行わせるものとする。

（使用に関する届出等）

第５条　覚書第４条第４項に規定する排水栓の使用件数及び使用水量の報告は、排水栓使用報告書（別記第２号様式）により、行うものとする。

２　覚書第４条第５項に規定する排水栓の使用は、排水栓使用協議書（別記第３号様式）により、事前に甲へ協議するものとする。

３　甲は、前項の協議を受けた場合は、排水栓の機能保持を確認し、排水栓使用回答書（別記第４号様式）により回答するものとする。

（修繕に伴う協議）

第６条　乙は覚書第４条第１項及び第３項の規定により排水栓を使用し、又は使用させたことにより、排水栓を破損させた場合は、修繕依頼書（別記第５号様式）により甲に修繕を依頼する。

２　甲は、前項の依頼に対し修繕の内容等について、修繕等協議書（別記第６号様式）により乙に協議する。

３　乙は、前項の協議に対し協議内容を判断し、修繕等回答書（別記第７号様式）により甲に回答する。

４　甲は、前３項の協議による修繕が完了した場合は、完了通知書（別記第８号様式）により乙に通知

する。

（費用の補償等）

第７条　乙は、覚書第４条第１項及び第３項の規定により排水栓を使用し、又は使用させたことにより、排水栓を破損させた場合の修繕に要した実費を補償費として年度ごとに負担する。

２　甲は、前項の補償費について、明細書を添えた納入通知書により乙に請求するものとし、乙は甲の指定する期間内に納入をする。

（雑則）

第８条　この実施細目の定めのない事項及びこの実施細目の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決定する。

（附則）

この実施細目は、締結した日から適用する。

上記締結の証として本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各々１通を保有する。

平成２８年３月２４日

甲　千葉市花見川区幕張町５丁目４１７－２４
千葉県
千葉県水道局長　田　谷　　徹　郎

乙　鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　　聖　士

別記第１号様式

○○第○○号
平成○○年○○月○○日

○○水道事務所長　様

○○市長又は○○市消防長

資機材の管理者等届出書

上水道における排水栓の取り扱いに関する覚書実施細目第３条第２項の規定により下記のとおり届出します。

記

１　組　　織　　名　：
２　管　理　者　名　：
３　資機材の保管場所　：
４　町内自治会等名称　：
５　活　動　地　区　：
６　排水栓使用に必要な資機材等の保有状況

| No. | 品　　名 | 数　量 |
|---|---|---|
| １ | （例）スタンドパイプ | １　本 |
| ２ | | |
| ３ | | |
| ４ | | |
| ５ | | |
| ６ | | |
| ７ | | |
| ８ | | |
| ９ | | |
| １０ | | |

注）保管場所及び管理者に変更が生じたときは、変更届出書を提出してください。

別記第２号様式

○○第○○号
平成○○年○○月○○日

○○水道事務所長　様

○○市長又は○○市消防長

# 排　水　栓　使　用　報　告　書

このことについて、上水道における排水栓の取り扱いに関する覚書実施細目第５条第１項の規定により平成○○年○○月に使用した排水栓及び使用水量を報告します。

記

| | | |
|---|---|---|
| １ | 排水栓を使用した件数 | 件 |
| ２ | 排 水 栓 使 用 個 数 | 箇所 |
| ３ | 使　　用　　水　　量 | $m^3$ |

排水栓使用水量内訳表（平成○○年○○月分）

| 使用種別 | 件　　数 | 水量（㎥） | 備　　考 |
|---|---|---|---|
| 火　　災 | | | |
| 補　　水 | | | |
| 演　　習 | | | |
| そ の 他 | | | |
| 計 | | | |

| 月　日 | 種　別 | 使　用　場　所 | 使用排水栓数 | 水　　量 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

別記第３号様式

○○第○○号
平成○○年○○月○○日

○○水道事務所長　様

○○市長又は○○市消防長

# 排　水　栓　使　用　協　議　書

上水道における排水栓の取り扱いに関する覚書実施細目第５条第２項の規定により下記のとおり協議します。

記

１　使用年月日

２　使 用 場 所

３　使 用 目 的　　補　水　・　演習（訓練）　・　その他

４　使 用 水 量　　ｍ３

５　連　絡　先

６　そ　の　他

※排水栓使用を伴う演習訓練には、別紙を添付する。

【別　紙】

排水栓使用に伴う訓練演習内容

| 項　　目 | 内　　容 | |
|---|---|---|
| 訓練実施日時 | 平成　　年　　月　　日　　時から　　時まで | |
| 訓　練　場　所 | | |
| 訓　練　内　容 | | |
| 使　用　排　水　栓 | | |
| 訓練参加団体名 | | |
| 責　　任　　者 | | |
| 訓　練　立　会　者 | 所　属：<br>氏　名： | |
| 緊　急　連　絡　先 | 防災部局 | |
| | 消防部局 | |
| | 自主防災組織 | |

別記第４号様式

○○第○○号
平成○○年○○月○○日

○○市長又は○○市消防長　様

千葉県水道局
○○水道事務所長

# 排　水　栓　使　用　回　答　書

上水道における排水栓の取り扱いに関する覚書実施細目第５条第３項の規定により下記のとおり回答します。

記

平成○○年○○月○○日付け　○○第○○号にて協議のあった排水栓の使用を承認します。

【承認条件】
・使用前に点検すること。
・異常を発見したときは、使用を中止し届け出ること。

別記第５号様式

○○第○○号
平成○○年○○月○○日

○○水道事務所長　様

○○市長又は○○市消防長

# 修　繕　依　頼　書

上水道における排水栓の取り扱いに関する覚書実施細目第６条第１項の規定により下記のとおり依頼します。

記

１　修繕場所

２　修繕内容

３　連 絡 先

４　そ の 他

別記第６号様式

○○第○○号
平成○○年○○月○○日

○○市長又は○○市消防長　様

千葉県水道局
○○水道事務所長

# 修　繕　等　協　議　書

平成○○年○○月○○日付け○○第○○号にて依頼のあったこのことについては、下記のとおり修繕が必要であることから協議します。

記

１　修繕場所

２　修繕内容

３　概算金額

４　施行予定日

別記第７号様式

○○第○○号
平成○○年○○月○○日

○○水道事務所長　様

○○市長又は○○市消防長

修　繕　等　回　答　書

平成○○年○○月○○日付け○○第○○号にて協議のあったこのことについては、下記のとおり回答します。

記

１　修繕場所

２　修繕内容

３　回答内容

別記第８号様式

○○第○○号
平成○○年○○月○○日

○○市長又は○○市消防長　様

千葉県水道局
○○水道事務所長

# 完　了　通　知　書

平成○○年○○月○○日付け○○第○○号にて回答のあった下記の工事が完了したので通知します。

記

1　協 議 書　　平成○○年○○月○○日　　○○第○○○号

2　回 答 書　　平成○○年○○月○○日　　○○第○○○号

3　協議内容

4　工事費用

5　添付資料

# 資料－２－４８ 災害時における動物救護活動に関する協定書（千葉県獣医師会京葉地域獣医師会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県獣医師会京葉地域獣医師会（以下「乙」という。）は、鎌ケ谷市内に大規模な自然災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、甲と乙とが相互に協力して行う動物救護活動を実施するため、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第１条　この協定は、災害が発生した場合に、甲が動物による人への危害の防止、動物愛護及び管理等のために行う、動物救護活動等に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、鎌ケ谷市内に災害が発生した場合は、乙に対して動物救護活動の協力を要請するものとする。

（対象動物）

第３条　動物救護活動の対象となる動物は、家庭で飼育している犬及び猫（以下「被災動物」という。）とする。

（動物救護活動の内容）

第４条　乙が実施する動物救護活動の内容は次のとおりとする。

（１）被災動物の応急手当を実施すること。

（２）被災動物の保護及び管理をすること。

（３）被災動物に関する情報を甲に提供すること。

（４）被災した飼い主に対する飼育及び衛生に関する指導を行うこと。

（動物救護活動の履行）

第５条　乙は、甲から動物救護活動の要請を受けたときは、可能な限り誠意を持って必要な活動を行うものとする。

（動物救護活動の場所）

第６条　乙は、甲が設置する避難場所及び災害現場等及び乙に所属する支部員の保有する施設において、動物救護活動を実施するものとする。

（経費の負担）

第７条　甲からの要請に基づき、乙が実施した動物救護活動に係る次に掲げる経費については、甲が負担するものとする。

（１）診察、処置、手術その他の治療に係る経費

（２）薬剤及び薬品に係る経費

（３）器材、飼料等に係る経費

（４）その他甲乙協議の上定めた経費

２　前項の経費の額は、乙から提出された活動報告書を基に甲乙協議の上、決定するものとする。

（活動の終了）

第８条　乙は、次に掲げる場合には、甲と協議の上、動物救護活動を終了することができる。

（１）乙の判断により、動物救護活動を実施することが極めて困難又は不可能であると認める場合。

（２）甲が設置した災害対策本部の解散や災害場所等での動物救護活動が、終息したと認められる場合

（災害補償）

第９条　甲は、災害時における動物救護活動を実施した場合において、この協定に基づき業務に従事した者が、当該業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかったときは、災害救助法に準じた扶助費を甲が補償するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の末日までとする。ただし、期間満了の日の３カ月前までに甲又は乙が相手方に対して何らかの申出をしないときは、協定更新の手続きを経ることなく、この期間は更に１年間同一の条件をもって延長するものとし、その後において期間が満了したときも同様とする。

（委任）

第１１条　この協定に定めるもののほか、動物救護活動の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各１通を保有する。

平成２７年８月３１日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　　千葉県船橋市本町七丁目１３番１５号
公益社団法人　千葉県獣医師会
京葉地域獣医師会
会　長　　桑　島　規　行

# 災害時における動物救護活動に関する協定細目

（平常時の活動）

第１条　平時から、災害発生時に円滑な活動ができるよう、また情報の交換並びに情報の共有を目的とした打合せを、定期的に行うものとする。

（要請の手続等）

第２条　甲は、乙に対する動物救護活動の協力を要請するときは、必要な事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要すると認めるときは、口頭で要請し、後日文書をもって通知するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、乙は、災害の状況等により動物救護活動を実施する必要があると認められるときは、甲の要請を待たず自己の判断により動物救護活動を実施することができる。ただし、実施したときは、速やかに甲に通知するものとする。

（動物救護活動の履行）

第３条　乙は、甲から動物救護活動の協力の要請を受けた時は、可能な限り誠意をもって必要な活動を行うものとする。

（活動報告）

第４条　乙は、甲の要請に基づく動物救護活動を実施したときは、活動内容等を記録した活動報告書を甲に提出するものとする。

（マイクロチップ登録の推進）

第５条　甲乙は、個体識別に必要なマイクロチップ登録の推進に、努力しなくてはならない。

（連絡調整）

第６条　この協定に関する連絡調整については、甲にあっては所管課長が、乙にあっては、京葉地域獣医師会会長が行うものとする。

（経費の負担等）

第７条　乙は、経費の負担等に際し、ボランティアの活用、寄付金の利用並びに企業、団体及び個人による寄付品物品を用いる等の方法で、甲の負担を最小限にする様に務める。

２　乙の甲に対する経費の請求については、災害応急業務終了後、速やかに乙が一括して請求書と災害応急業務報告書を添えて行う。ただし、災害応急業務が長期に渡る場合は、双方協議の上途中で分割して請求することができる。

平成２７年８月３１日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　　千葉県船橋市本町七丁目１３番１５号
公益社団法人　千葉県獣医師会
京葉地域獣医師会
会　長　　桑　島　規　行

# 資料－２－４９ 災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書（千葉県土地家屋調査士会）

鎌ケ谷市（以下、「甲」という。）と千葉県土地家屋調査士会（以下、「乙」という。）は、災害時における家屋被害認定調査等（以下、「認定調査等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、甲の市内において地震、風水害その他の災害等が発生した場合に、甲から乙に対して行う認定調査等に関する支援協力の要請に関し、その手続きを定め、円滑な協力が実施できるよう必要な事項を定めるものとする。

（認定調査等への協力）

第２条　甲は、鎌ケ谷市内に災害が発生した場合において、乙の協力が必要と認めるときは、乙に対し、認定調査等の実施について要請書（別記様式第１号）により協力を要請することができる。ただし、要請書を交付する時間的余裕がないときは、口頭で要請し、その後、速やかに要請書を交付するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、乙の会員を甲に派遣し、甲と協力して認定調査等を実施させるとともに、受諾書（別記様式第２号）により実施者名を甲に報告するものとする。ただし、受諾書により報告する時間的余裕がないときは、口頭で受諾し、その後、速やかに受諾書を提出するものとする。

（認定調査等の内容）

第３条　認定調査等の内容は、次に掲げるものとする。

（１）災害に係る住家の被害認定基準運用指針に基づき、甲の職員と連携して行う市内の家屋の調査

（２）甲が発行したり災証明について市民からの相談の補助

（３）建物滅失登記申請手続きに関する相談

（４）土地境界復元等に関する相談

（費用の負担）

第４条　甲は、第１条の規定により派遣された乙の会員の人件費は負担しない。

２　甲は、家屋被害認定調査に必要な資機材を負担するものとする。

（研修会への参加）

第５条　甲は、必要に応じ家屋被害認定調査に関する研修会等を開催するものとし、乙の会員は、当該研修会等に参加することができる。

（秘密の保持）

第６条　乙及び乙の会員は、認定調査等の実施により知り得た甲又は第三者の秘密を漏らしてはならない。認定調査等の終了後も、また同様とする。

（従事者の災害補償）

第７条　乙は、家屋認定調査に従事した乙の会員が当該調査のために負傷し、疾病にかかり、又は死亡

した場合は、乙が別途加入する災害補償保険等により対応するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らの意思表示がないときは、この協定は更に１年間延長するものとし、以後も同様とする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、３０日前までに解除の申入れをしなければならない。

（この協定に定めのない事項等の処理）

第９条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、法令（鎌ケ谷市の条例、規則等を含む。）の定めによるもののほか、甲乙協議の上処理するものとする。

この協定の成立を証するため、この協定書を２通作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年１０月１５日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　　千葉市中央区中央港一丁目２３番２５号
千葉県土地家屋調査士会
会　長　　笠　原　　孝

別記様式第１号（第２条関係）

年　　月　　日

千葉県土地家屋調査士会
会　長　　様

鎌ケ谷市長

応急対策業務要請書

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書第２条第１項の規定により、下記のとおり要請します。

| | |
|---|---|
| １．要 請 番 号 | |
| ２．災 害 の 状 況 | |
| ３．要請する内容 | |
| ４．必要とする資機材等 | （資機材等の種類・数量）<br><br>（人員等） |
| ５．協力を要する日時等 | （日時）<br>（場所）<br>（期間） |
| ６．現 場 責 任 者 | （職氏名） |
| ７．そ　の　他 | |

別記様式第２号（第２条第２項関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　　様

千葉県土地家屋調査士会
会　長

応急対策業務受諾書

災害時における家屋被害認定調査等に関する協定書第２条第２項の規定により、下記のとおり報告します。

| | |
|---|---|
| １．要 請 番 号 | |
| ２．受 諾 日 時 | |
| ３．実 施 者 名 | |
| ４．出 動 日 時 | |
| ５．そ　の　他 | |

# 災害時における応急対策業務協力に関する緊急連絡先

**鎌ケ谷市**

| 昼間の連絡先（勤務時間内） | | 夜間及び休日の連絡先 | |
|---|---|---|---|
| 担当部署 | 市民生活部　安全対策課 | 担当部署 | 市民生活部　安全対策課 |
| 電話番号 | ０４７－４４５－１１４１ | 電話番号 | ０４７－４４５－１１４１ |
| ＦＡＸ | ０４７－４４５－１４００ | ＦＡＸ | ０４７－４４５－１４００ |

※　夜間の休日の場合は警備員または日直が対応後に担当部署へ連絡

**千葉県土地家屋調査士会**

| 昼間の連絡先（勤務時間内） | | 夜間及び休日の連絡先 | |
|---|---|---|---|
| 担当部署 | 千葉県土地家屋調査士会 | 担当部署 | 笠原孝土地家屋調査士事務所 |
| 電話番号 | ０４３<br>（２０４）２３１２ | 電話番号 | ０４<br>（７１６６）７５１０ |
| ＦＡＸ | ０４３<br>（２０４）２３１２ | ＦＡＸ | ０４<br>（７１６６）７７４８ |

# 資料－２－５０ 特設公衆電話の設置・利用に関する覚書（東日本電信電話株式会社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と東日本電信電話株式会社（以下「乙」という。）は、災害が発生した際に乙の提供する非常用電話（以下「特設公衆電話」という。）の設置及び利用・管理等に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）

第１条　本覚書は、災害の発生時において、甲乙協力の下、被災者等の通信の確保を目的とする。

（用語の定義）

第２条　本覚書に規定する「災害の発生」とは、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号。その後の改正を含む。）第２条に規定する政令で定める程度の災害、または同様の事象の発生により社会の混乱が発生していることをいう。

２　本覚書に規定する「特設公衆電話」とは、甲乙協議のうえ定めた設置場所に電気通信回線及び電話機接続端子を敷設し、災害の発生時に電話機を接続することで被災者等へ通信の提供を可能とするものをいう。

（特設公衆電話の設置場所及び設置箇所）

第３条　特設公衆電話の設置に係る設置場所（住所・地番・建物名をいう。以下同じ。）及び電気通信回線数については甲乙協議のうえ、乙が決定することとする。

２　特設公衆電話の設置に係る設置箇所（設置場所の建物内における特設公衆電話を利用する場所をいう。以下同じ。）については、甲乙協議のうえ甲が決定するものとする。

３　本条第１項及び第２項における設置場所、設置箇所及びこれらに付随する設置にかかる必要な情報（以下「設置場所等情報」という。）は甲乙互いに保管するものとする。なお、保管にあたっては、甲乙互いに情報管理責任者を任命し、その氏名を別紙１に定める様式をもって相互に通知することとする。

（通信機器等の管理）

第４条　甲は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、配管・引込み柱・端子盤等を甲の費用負担で設置するものとする。

２　甲は、災害の発生時に特設公衆電話を即座に利用が可能な状態となるよう、甲所有の電話機を適切な場所に保管の上、管理することとする。

（電話回線等の配備）

第５条　乙は、特設公衆電話の配備に必要な設備において、屋内配線（モジュラージャックを含む。以下同じ。）を乙の費用負担でもって設置をすることとする。

（移転、廃止等）

第６条　甲は、特設公衆電話の設置された場所の閉鎖、移転等の発生及び新たな設置場所が発生した場合は、速やかにその旨を乙に書面をもって報告しなければならない。

２　前項の設置に係る費用については、第４条及び第５条に基づき行うものとする。
ただし、設置箇所の移動に係る費用については甲の費用負担でもって行うものとする。

（利用の開始）

第７条　特設公衆電話の利用の開始については乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに設置し、被災者等の通信確保に努めるものとする。

（利用者の誘導）

第８条　甲は、特設公衆電話を開設した場合、利用者の適切な利用が行われるよう、可能な限り利用者の誘導に努めるものとする。

（利用の終了）

第９条　特設公衆電話の利用の終了については甲乙協議のうえ乙が決定するものとし、甲は特設公衆電話を速やかに撤去するものとする。

　ただし、乙が利用終了を通知する前に、避難所を閉鎖した場合においては、甲はすみやかに特設公衆電話を撤去し、甲は乙に対し撤去した場所の連絡を行うこととする。

（設置場所の公開）

第１０条　乙は、災害時の通信確保のために、特設公衆電話の設置場所等情報について、甲と協議の上、乙のホームページ上で公開するものとする。

（定期試験の実施）

第１１条　甲及び乙は、年に１回を目安として、災害発生時に特設公衆電話が速やかに設置できるよう、別紙２に定める接続試験を実施するものとする。

（故障発見時の扱い）

第１２条　甲及び乙は、特設公衆電話を設置する電気通信回線について何らかの異常を発見した場合は、速やかに相互に確認しあい、故障回復に向け協力するものとする。

（目的外利用の禁止）

第１３条　甲は、第７条に規定する利用の開始及び第１１条に規定する定期試験を除き、特設公衆電話の利用を禁止するものとする。

２　乙は特設公衆電話の利用状況について、定期的に検査することとする。

３　甲は、乙より目的外利用の実績の報告があった場合は、速やかに当該利用が発生しないように措置を講じ、その旨を乙に報告するものとする。

４　前項の措置にかかわらず、甲の目的外利用が継続する場合は、抜本的な措置を甲乙協議のうえ講ずるものとする。この場合において、特設公衆電話の撤去を行うこととなった場合は、撤去に関する工事費用等及び甲が目的外利用により発生した分の利用料は、甲が負担するものとする。

（機密保持）

第１４条　甲及び乙は、本覚書により知り得た相手方の営業上、技術上の機密を、その方法手段を問わず、第三者に漏洩してはならない。この義務は、本覚書終了後も同様とする。

（協議事項）

第１５条　本覚書に定めのない事項又は本覚書の解釈に疑義が生じた場合は、甲乙誠意をもって協議のうえ定めるものする。

本覚書を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自がその１通を保有する。

平成２８年１月２２日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　千葉県千葉市美浜区中瀬１丁目３番地
東日本電信電話株式会社
ビジネス＆オフィス営業推進本部
ビジネス営業部　千葉法人営業所
千葉法人営業所長　山本　功

【別紙１】

# 情報管理責任者（変更）通知書

「特設公衆電話の設置・利用に関する覚書」第３条に基づき、情報管理責任者（正）および（副）を下記のとおり任命する。

【鎌ケ谷市】

| 情報管理責任者氏名 | 連絡電話番号 |
|---|---|
| （正）<br>鎌ケ谷市<br>市民生活部安全対策課<br>課長　渡邊　忠明 | ＴＥＬ　０４７－４４５－１４１１（内２５１）<br>ＦＡＸ　０４７－４４５－１４００<br>E-Mail　antai-kacyou@city.kamagaya.chiba.jp |
| （副）<br>鎌ケ谷市<br>市民生活部安全対策課<br>神道　立丈 | ＴＥＬ　０４７－４４５－１４１１（内２５７）<br>ＦＡＸ　０４７－４４５－１４００<br>E-Mail　bousaibouhan@city.kamagaya.chiba.jp |

【東日本電信電話株式会社】

| 情報管理責任者氏名 | 連絡電話番号 |
|---|---|
| （正）<br>東日本電信電話株式会社<br>ビジネス＆オフィス営業推進本部<br>千葉法人営業所　ソリューション営業担当　担当課長　生田目　直温 | ＴＥＬ　０４３－３５０－４４３２<br>ＦＡＸ　０４３－２１２－８１５８<br>E-Mail　n.namatame@east.ntt.co.jp |
| （副）<br>東日本電信電話株式会社千葉支店<br>ビジネス＆オフィス営業推進本部<br>千葉法人営業所　ソリューション営業担当　成田　苑子 | ＴＥＬ　０４３－３５０－４４３２<br>ＦＡＸ　０４３－２１２－８１５８<br>E-Mail　sonoko.narita@east.ntt.co.jp |

平成２８年１月２２日

鎌ケ谷市
市民生活部安全対策課
課　長　　渡　邊　忠　明

東日本電信電話株式会社
ビジネス＆オフィス営業推進本部
千葉法人営業所　ソリューション営業担当
担当課長　　生田目　直温

【別紙２】鎌ケ谷市様　特設公衆電話　定期試験仕様書

鎌ケ谷市およびＮＴＴ東日本は、下記に定める定期試験を年１回を目安にして、実施することに努めることとする、

| 試験名 | 実施手順 | 備　考 |
|---|---|---|
| Ⅰ．ＮＴＴによる回線試験 | ①ＮＴＴから特設公衆電話の電気通信回線（モジュラージャックまで）の回線試験を実施します。 | ＊試験については、自治体様（避難所含む）への事前連絡は、実施しません。また、自治体様にて電話機を接続する必要はありません。 |
| | ②回線に異常が確認された場合は、ＮＴＴの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。 | ＊派遣について、事前に自治体様へご連絡いたします。また、回線の正常状態が、確認された場合は、自治体様へのご連絡は実施しません。 |
| | ③②の場合、ＮＴＴの故障修理者が特設公衆電話の設置場所にて、電気通信回線の修理を実施します。 | |
| Ⅱ．自治体様（避難所含む）による通話試験 | ①各避難所等にて、モジュラージャックに電話機を接続し、自治体等の固定電話に電話をかけ、正常に通話が出来るかの確認を実施します。 | |
| | ②通話が出来ないまたは雑音が入る等、異常が確認された場合は、ＮＴＴ故障受付部門（局番なしの１１３）へ連絡願います。 | |
| | ③ＮＴＴ故障受付部門（局番なしの１１３）にて、電気通信回線の試験を実施し、異常が確認された場合は、ＮＴＴの故障修理者を特設公衆電話の設置場所に派遣します。 | |
| | ④上記Ⅰ「ＮＴＴによる回線試験」③と同じ | |

# 資料－２－５１ 災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する定書（株式会社セブンーイレブン・ジャパン）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社セブンーイレブン・ジャパン（以下「乙」という。）は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）に規定する地震・風水害その他災害が発生した場合、被災住民等を救助するための物資（以下「物資」という。）の調達及び供給、並びに乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業継続又は早期営業再開に係る協力に関して次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、その調達が可能な範囲内で物資の供給を要請することができる。

（１）鎌ケ谷市に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（２）鎌ケ谷市以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（調達物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶、乙の加盟店への商品供給を優先する必要性等により物資の供給ができないことがあることを勘案して、乙が物資の調達の可否を決定するものとする。

（１）食料品

（２）飲料品

（３）日用品

（４）その他甲が指定する物資

（調達物資の数量）

第３条　甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

２　乙は前項の規定により照会を受けたときは、その状況を「物資調達可能数量・措置の状況報告書（別紙１）」により甲に提出するものとする。

（要請の方法）

第４条　第１条の要請は、「物資発注書（別紙２）」により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第５条　物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行なうものとする。

２　甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上引渡しを受けるものとする。

（費用）

第６条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

２　物資の代金は、災害発生時の直前における販売価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

３　前条の規定により乙が運搬を行った場合、係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第７条　甲は、平時または災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を来店者等に対し、情報提供するものとする。

（営業の継続又は早期再開）

第８条　甲は、市民の生活安定を確保するため、乙に対して乙又は乙のフランチャイズ加盟店の営業の継続又は早期営業再開を要請することができる。

（連絡責任者の報告）

第９条　甲と乙は、この協定書の成立にかかる連絡責任者を協定締結後速やかに「連絡責任者届（別紙３）」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第１０条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際の車両及び店舗の営業継続又は早期再開を支援するための車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

（協議）

第１１条　この協定書に定めない事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第１２条　この協定書の有効期限は協定締結日から翌年３月３１日までとする。

ただし、この期間満了の１ヶ月前までに甲乙いずれからも協定書解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（解除）

第１３条　この協定を解除する場合は、甲乙いずれか一方が解除日の１ヶ月前までに書面により相手方に通知するものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれが１通を保有するものとする。

平成２８年１月２８日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社セブン‐イレブン・ジャパン
代表取締役　　井　阪　隆　一

別紙１

# 物資調達可能数量・措置の状況報告書

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　様

株式会社　セブン-イレブン・ジャパン
担当部署：オペレーション本部　千葉・南茨城ゾーン

「災害時の物資供給及び店舗営業継続又は早期再開に関する協定」（第３条）
に基づき、当社の（物資調達可能数・措置の状況）を下記のとおり報告します。

記

1.調達可能数量又は措置の状況

| 発災直後（　　月　　日　　時） | | 発災後　　日以降（　　月　　日　　時） | |
|---|---|---|---|
| 供給物資の種類（品目） | 調達可能数量<br>又は措置の状況 | 供給物資の種類（品目） | 調達可能数量<br>又は措置の状況 |
| （主食＋副食品）<br>おにぎり<br>弁当<br>パン<br>缶詰<br>カップ味噌汁<br>カップラーメン<br>レトルト食品 | | | |
| （飲料）<br>水（500ml）<br>水（1Ｌ）<br>お茶（500ml）<br>お茶（1Ｌ）<br>飲料水 | | | |
| （日用品）<br>歯ブラシ<br>石鹸<br>洗剤<br>タオル<br>ティッシュ（ボックス）<br>ティッシュ（ポケット）<br>ティッシュ（ウエット）<br>ライター<br>ろうそく<br>生理用品<br>子供用オムツ　Ｌ・Ｍ<br>カッパ<br>スプーン<br>割り箸<br>懐中電灯<br>軍手<br>乾電池（　単１　個入り）<br>乾電池（　単２　個入り）<br>乾電池（　単３　個入り） | | | |
| （その他） | | | |

注：協定書第３条及び第４条による物資調達可能数量の報告は、被災がないと想定した場合の１日あたりの最大調達・製造可能数量の概数を記入する。

２：物資の搬入場所・方法（いずれかに○をつける）

① 市災害対策本部まで当社が搬入する　② 当社指定場所で県に引渡し　③ その他（県が指定する場所で引渡し等）

搬入方法（　陸路　空路　）

別紙２

# 物資発注書

年　　月　　日

株式会社 セブン-イレブン・ジャパン
代表取締役社長　井　阪　隆　一　様
担当部署：オペレーション本部 千葉・南茨城ゾーン

鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

災害時における物資の調達要請について

「災害時の物資供給及び店舗営業の継続又は早期再開に関する協定」（第４条）に基づき、下記のとおり要請します。

記

要請する物資

| 要請期間 | 要請品目 | 要請数量 | 搬入希望場所 |
|---|---|---|---|
| 月　日<br>～　　月　日まで | | | |

※要請数量は、１日あたり数量とする。

問い合わせ先
鎌ケ谷市 安全対策課　　担当

電話番号　　（内線）

別紙３

# 連絡責任者届

【鎌ケ谷市】

| 項目 | 第一連絡先 | 第二連絡先 |
|---|---|---|
| 連絡責任者 | | |
| 担当部署・役職 | | |
| ＴＥＬ | | |
| ＦＡＸ | | |
| 携帯 | | |
| Ｅメールアドレス | | |

※休日：　　受付時間：

２　時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第一連絡先 | 第二連絡先 |
|---|---|---|
| 連絡責任者 | | |
| 担当部署・役職 | | |
| ＴＥＬ | | |
| ＦＡＸ | | |
| 携帯 | | |
| Ｅメールアドレス | | |

【株式会社セブン-イレブン・ジャパン】

| 項目 | 第一連絡先 | 第二連絡先 |
|---|---|---|
| 連絡責任者 | | |
| 担当部署・役職 | | |
| ＴＥＬ | | |
| ＦＡＸ | | |
| 携帯 | | |
| Ｅメールアドレス | | |

※休日：　　受付時間：

２　時間外及び休日の場合の連絡先

| 項目 | 第一連絡先 | 第二連絡先 |
|---|---|---|
| 連絡責任者 | | |
| 担当部署・役職 | | |
| ＴＥＬ | | |
| ＦＡＸ | | |
| 携帯 | | |
| Ｅメールアドレス | | |

## 資料－２－５２ 千葉県広域防災拠点施設の利用に関する協定（千葉県）

千葉県（以下「甲」という。）と鎌ケ谷市（以下「乙」という。）は、乙が所有又は管理する施設の利用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、乙が所有又は管理する施設を利用して、甲が「千葉県大規模災害時における応援受入計画（以下「応援受入計画」という。）」に基づく広域防災拠点を開設及び運営するために必要な事項を定めるものとする。

（対象施設等）

第２条　本協定の対象施設（以下「広域防災拠点施設」という。）は、次のとおりとする。

（１）名　称：市営陸上競技場

（２）所在地：鎌ケ谷市初富９２４番地２８３

２　広域防災拠点施設の利用における留意事項等は、次に掲げるとおりとする。

（１）甲は、乙又は乙の委任を受けた者の指示等を踏まえて、広域防災拠点施設を利用するものとする。

（２）甲は、原則として、広域防災拠点施設を利用開始時の現状有姿のまま利用するものとする。ただし、乙の承諾を得て、所要の措置を講ずることができる。

（３）甲は、広域防災拠点を閉鎖したときは、速やかに広域防災拠点施設を返還するものとする。

（広域防災拠点施設の機能）

第３条　前条で規定する広域防災拠点施設は、応援受入計画に定める救援部隊、医療救護、救援物資、ボランティアのいずれか又は複数の拠点として、被災地の支援機能を担うものとする。

（協力要請）

第４条　甲は、乙が所有又は管理する施設を広域防災拠点施設として利用する必要があると認めるときは、乙に対して文書により要請するものとする。

ただし、文書による要請のいとまがない場合は、口頭により要請し、おって、要請文書を送付するものとする。

（連絡体制）

第５条　甲及び乙は、互いに緊急時の連絡先を報告し、随時更新する。

（災害時の対応）

第６条　乙は、災害時のおいて速やかに、広域防災拠点施設としての機能を果たせるよう施設の開錠や職員の招集など必要な措置を講ずるものとする。

２　乙は、前項で定める措置を行ったのち、甲による広域防災拠点の開設及び広域防災拠点施設の利用に協力するものとする。

３　甲が開設した広域防災拠点における施設利用の調整は、乙の広域防災拠点施設に派遣した甲の職員が責任をもって行うものとする、

４　広域防災拠点施設の利用にあたって、乙による人的又は物的応援が必要な場合には、甲の要請又は乙の状況判断により、乙は可能な範囲で甲に協力するものとする。

５　甲が広域防災拠点施設として利用している間は、乙は、必要に応じた範囲内で一般利用の制限を行

うとともに、一般利用者への施設利用中止等の連絡及び周知を行うものとする。

６　広域防災拠点の閉鎖については、災害応急対策の実施状況等を考慮し、甲が決定するものとする。

（経費の負担）

第７条　第４条の協力要請に基づいて、甲が広域防災拠点施設を利用したことにより生じた費用（乙の増加費用等、必要やむを得ないものであって、事後に精算可能なものに限る。）のうち、甲及び乙が協議し、甲が負担することとされた経費について、災害救助法等の関連法令等の定めるところにより、又はこれに準じ、乙からの請求に基づいて甲が負担する。

（施設の現状回復）

第８条　甲は、広域防災拠点を閉鎖し、広域防災拠点施設の利用を終えたときに、乙からの報告により、当該施設に損害が発生したことが確認された場合には、甲の経費負担により原状回復を行うものとし、原状回復のための方法等は、甲及び乙が協議して決定する。

（平常時からの連携）

第９条　甲及び乙は、平常時から、広域防災拠点の円滑な運営に資するため、防災関係機関等による施設の現地調査に対して協力するとともに、施設を活用した訓練の実施に努めるものとする。

（施設の変更及び廃止）

第１０条　乙は、第２条に規定する施設の所在地若しくは名称を変更し、又は廃止等により第３条に掲げる機能を担うことができなくなったときは、速やかにその旨を甲に通知しなければならない。

（その他）

第１１条　本協定に定めのない事項及び本協定に定める事項に疑義が生じた場合については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（継続）

第１２条　この協定書は、甲又は乙のいずれかからの書面による協定廃止の申出がない限り継続する。

本協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印のうえ各自１通を保有する。

平成２８年３月２５日

甲　　千葉県
千葉市中央区市場町１番１号
千葉県知事　鈴木　栄治

乙　　鎌ケ谷市
千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

# 資料－２－５３ 応急給水用仮設給水栓等による応急給水の実施等に関する覚書（千葉県）

千葉県（以下「甲」という。）と鎌ケ谷市（以下「乙」という。）とは、応急給水用仮設給水栓（以下「仮設給水栓」という。）及び応急給水用資機材（以下「資機材」といい、仮設給水栓と合わせて「仮設給水栓等」という。）の賃借並びに乙が甲から貸与を受ける仮設給水栓等による応急給水の実施等に関し、次のとおり覚書を締結する。

なお、乙が甲から貸与を受ける仮設給水栓等による応急給水の実施等についえては、乙の行政区域のうち千葉県水道局の給水区域内に限るものとする。

（目的）

第１条　この覚書は、千葉県水道局給水区域内の避難所等又はその周辺の消火栓等を活用し、給水拠点での応急給水を補完する仮設給水栓等による応急給水を行うに当たり、甲と乙との間において仮設給水栓等の貸借及び保管、防災訓練の実施等について必要な事項を定めることにより、災害発生時において、乙が地域等の協力を得て、速やかに応急給水を実施することを目的とする。

（用語の定義）

第２条　この覚書において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる、

（１）避難所等

地震等の自然災害による家屋の倒壊、焼失等により被害を受けた者又は現に被害を受けるおそれのある者を一時的に受け入れ、保護するための場所及び大地震時等に発生する延焼火災その他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する避難場所をいう。

（２）消火栓等

消火活動に必要な水を供給するために配水管に設置された消火栓又は水質保全等を目的として排水作業に使用するために配水管に設置された排水栓をいう。

（３）使用者

第１１条第１項の規定により応急給水を実施する乙の職員等及び乙が自主防災組織として認めた千葉県水道局の給水区域内の自治会等の単位で自主防災を目的として結成された団体をいう。

（仮設給水栓等の貸与等）

第３条　甲は、乙に対し、第５条に規定する基準を満たす場合において、次条第１項から第３項までに規定する手続により本条第１号に掲げる仮設給水栓及び本条第２号に掲げる資機材を貸与する。

（１）仮設給水栓

路上の消火栓等に接続して応急給水を実施するための機材

ア　仮設給水栓（仮設給水栓セット、収納バック、連結チーズを含む。）

（２）資機材

仮設給水栓を使用するにあたって必要となる次に掲げる資機材

ア　地下式消火栓用バルブキー

イ　スタンドパイプ

ウ　キーハンドル

エ　消火栓ホース

（仮設給水栓等の賃借等の手続）

第４条　乙は、甲から仮設給水栓等の貸与を受けようとする場合には、甲が指定する申込書により、甲に申し込むものとする。

２　前項の場合において、乙は、甲から貸与される仮設給水栓等の保管場所として、安全かつ継続的に保管することが可能な避難所、防災倉庫等を甲に届け出るものとする。

３　甲は、第１項の規定により乙から仮設給水栓等の貸与の申込みがあった場合には、次条の基準に照らし、乙にその結果を通知するものとする。

４　乙は、第２項の規定により甲に届け出ている仮設給水栓等の保管場所を変更しようとする場合には、甲に対し、保管場所の変更を届け出るものとする。

（仮設給水栓等の貸与等の基準）

第５条　甲が乙に仮設給水栓等を貸与する場合の基準は、次のとおりとする。

（１）仮設給水栓等の保管場所（倉庫等、風雨の影響を受けない施錠可能な場所）が確保されていること。

（２）仮設給水栓等の保管場所ごとに、年に１回以上応急給水等の訓練が行われること。

この場合において、複数の保管場所での訓練を合同で一つの訓練として行ってもよいものとする。

なお、当該訓練を受ける者は、仮設給水栓等を使用して応急給水を行う第２条第３号に定める使用者を対象にする。

（仮設給水栓等の配送及び受領）

第６条　甲は、乙に仮設給水栓等を貸与する場合には、甲が指定する場所で乙が受領し、乙が保管場所まで配送するものとする。

２　乙は、前項のとおり甲から仮設給水栓等を受領した場合には、甲が別途指定する様式により、受領報告を行うものとする。

（仮設給水栓等の保管及び管理）

第７条　乙は、甲から貸与を受けた仮設給水栓等について、災害発生時及び訓練時において直ちに使用することができるよう適切に保管及び管理を行うものとする。

２　乙が前項の規定による保管及び管理を怠ったことを起因として、紛失及び損傷した場合の修繕又は交換に係る費用は、乙が負担する。

３　乙は、年に１回、甲が求める時期に仮設給水栓等の棚卸しを行い、甲が指定する様式をもって保管状況の報告を行うこと。

（災害発生時の応急給水に使用する消火栓等の選定）

第８条　甲は、乙が指定する災害発生時に応急給水を行う予定の場所において、応急給水に使用する消火栓等を乙と協議の上選定し、乙に通知するものとする。

２　乙は、災害発生時において消火栓等から応急給水を行う場合には、前項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

（市職員への訓練等）

第９条　乙が次条第１項の規定により応急給水の訓練を実施するため、甲は、乙の防災担当職員等に対し、消火栓等及び仮設給水栓等を使用した応急給水の訓練等を行うものとする。

（消火栓等からの応急給水の訓練の実施）

第１０条　乙は、第９条の訓練等を受けた防災担当職員等を参加させ、使用者に、年に１回以上消火栓等及び仮設給水栓等を使用した応急給水の訓練を実施するものとする。

２　乙は、前項の訓練を実施しようとする場合には、事前に甲の許可を得るものとする。

３　乙は、第１項の規定により応急給水の訓練を実施する場合には、第８条第１項の規定により甲が通知した消火栓等を使用するものとする。

４　前項の規定にかかわらず、乙は、甲が通知した消火栓等以外の消火栓等を使用して応急給水の訓練を実施しようとする場合には、別途甲の許可を得るものとする。

５　使用者が消火栓等を使用し訓練等を行い甲に損害を与えた場合は、原則として、乙が当該費用を負担するものとする。

（消火栓等からの応急給水の実施）

第１１条　乙は、災害発生時において、住民への速やかな応急給水を行うために必要があると認める場合には、水道管の通水状況等を甲に確認した上で、第８条第１項の規定により甲が通知した消火栓等を使用して応急給水を実施するものとする。ただし、当該消火栓等を使用することができない場合には、乙は、甲と協議の上、避難所等又はその周辺の消火栓等のうち使用可能な消火栓等を使用して応急給水を実施することができるものとする。

２　使用者が消火栓等を使用し応急給水を行い甲に損害を与えた場合は、原則として、乙が当該費用を負担するものとする。

（使用者又は第三者に及ぼした損害に対する補償）

第１２条　乙が第１０条第１項の規定により応急給水の訓練を行った場合又は前条第１項の規定により応急給水を実施したことにより、使用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、その補償に係る費用は、原則として、乙が負担するものとする。

（仮設給水栓等の使用及び使用報告等）

第１３条　乙が甲から貸与を受ける仮設給水栓等の使用は、第１０条第１項の規定による応急給水の訓練を実施する場合と第１１条第１項の規定による応急給水を実施する場合に限るものとする。

２　乙は、第１０条第１項の規定により応急給水の訓練を行った場合又は第１１条第１項の規定により応急給水を実施した場合は、別に定める使用簿を作成して必要事項を記載し、保管するものとし、甲の定める様式により、年に１回、甲に報告するものとする。

（仮設給水栓等の更新）

第１４条　第３条の規定により乙が甲より貸与を受けた仮設給水栓等の更新年数は、１５年（消火栓ホースについては、１０年）とし、更新年数を過ぎたものは、甲乙協議の上、甲の負担により交換する。

２　更新年数に満たない場合で、乙が適切に保管、管理及び使用していたにもかかわらず、使用に支障があり甲に修繕又は更新を求める場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

（相互の連絡調整）

第１５条　甲及び乙は、必要に応じて連絡調整を行うものとする。

（疑義等に関する協議）

第１６条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書に際し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上決定するものとする。

甲と乙とは、本覚書締結の証として本覚書を２通作成し、それぞれ記名押印の上、その１通を保有するものとする。

平成２８年３月２５日

千葉県千葉市花見川区幕張町５－417－24
甲　千葉県
千葉県水道局長　田　谷　徹　郎

千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷２－６－１
乙　鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

## 資料－２－５４ 災害時における飲料水の提供に関する協定書（株式会社伊藤園）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社伊藤園（以下「乙」という。）は、災害時における飲料水の提供（以下「飲料水提供」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（協力の内容等）

第１条

１、甲が災害警戒本部又は災害対策本部を設置した場合において、甲から飲料水提供の要請があった時は、乙は、当該要請に協力するものとする。

２、甲の管轄する場所に設置してある清涼飲料水自動販売機の庫内在庫は救援物資として無償提供とする。

３、乙は、その営業拠点で保有する在庫飲料水のうちから、飲料水提供の協力を行うものとする。

４、第１項の規定にかかわらず、乙は、特別な理由がある時は、甲の要請に協力しないことができる。この場合において、乙は、この協定違反等の責任を負わない。

（要請方法等）

第２条

１、甲は、前条第１項の要請を文書により行わなければならない。

２、前項の規定にかかわらず、甲において文書を作成する時間的余裕がないときは、口頭で要請することができる。この場合において、甲は、後日速やかに文書を乙に提出するものとする。

（費用の負担）

第３条

１、飲料水提供に係わる費用は、甲が負担するものとする。

２、前項の費用の価格は、災害発生時における市場価格を基準に算定し、飲料水の引渡しまでの運搬に係わる運賃を含むものとする。

（運搬）

第４条

１、飲料水提供のために必要となる飲料水の運搬は、甲乙相互の協力のうえ行うものとする。

２、前項の場合において、甲は、乙に対して、必要とする飲料水の数量、引渡しの日時、運搬場所等を指示することができる。ただし、乙の営業拠点の在庫状況又は交通事情等により乙が甲に指示の変更を求めたときは、甲はこの求めに応じるものとする。

（有効期間等）

第５条

１、この協定の有効期間は、締結の日から１年とする。

２、有効期間が満了する日の１ヶ月前までに、甲又は乙のいずれかから協定解除の申入れがないときは、有効期間を１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定書に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

平成２８年７月１日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷２－６－１
　　鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　　東京都渋谷区本町３－４７－１０
　　株式会社伊藤園
　　総務部長　　国枝　保

# 資料－２－５５ 災害時等における給食支援業務等の協力に関する協定書（株式会社鎌ケ谷学校給食サービス）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社鎌ケ谷学校給食サービス（以下「乙」という。）とは，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合の給食支援業務等に関して，次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，市内に給食提供等を必要とする災害が発生した場合，乙の調理委託運営企業の積極的な協力を得ることにより，災害時における市民生活の安定を確保することを目的とする。

（協力）

第２条　乙は，災害時における甲の給食支援業務等の要請に対し，優先して業務を行い，甲の災害応急対策活動に積極的に協力するものとする。

２　乙の協力内容は，鎌ケ谷市学校給食センターを拠点として行う給食支援業務等とする。

（要請手続）

第３条　甲は，災害が発生し，給食支援業務等の必要があると認めたときは，災害時給食支援等要請書（第１号様式）により，乙に対し要請するものとする。

２　甲は，災害の状況により，緊急を要するときは，電話等の方法で協力要請することができるものとする。この場合は，甲は乙に対し，速やかに災害時給食支援等要請書（第１号様式）を提出するものとする。

３　甲は，乙に給食支援業務等を要請する場合は，要請の理由，業務内容，日時，場所，その他の必要事項を明らかにし，要請するものとする。

４　乙は，前項の要請があったときは，給食支援業務等に協力するものとする。

５　乙は，甲との連絡が取れないときは，甲の要請があったものとみなし，自らの責任において給食支援業務等を行うことができるものとする。

（配送）

第４条　乙は，給食の配送に関して，乙が所有もしくは乙が委託している企業の車両を使用するものとする。

（完了報告）

第５条　乙は，給食支援業務等を完了したときは，速やかに災害時給食支援等完了報告書（第２号様式）により甲に報告するものとする。ただし，緊急を要するときは，電話等の方法で報告し，事後に災害時給食支援等完了報告書（第２号様式）を提出するものとする。

（費用負担等）

第６条　甲の要請に基づき，乙が給食支援業務等を実施するために要した経費は，甲が負担するものとする。

２　物資の取引価格，調理業務及び給食の配送に係る経費は，災害発生時直前における適正な価格を基準とし，甲乙協議の上，決定するものとする。

３　甲は，乙から前項の請求があったときは，災害発生による混乱が沈静化した後，速やかに代金を乙に支払うものとする。

（従事者の災害補償）

第７条　甲の要請に基づき，給食支援業務等に従事した乙の職員が二次災害で負傷し，もしくは疾病にかかり，または死亡した場合は，乙の加入する労働災害保険を適用し，乙が災害補償を行うものとする。

（連絡責任者等）

第８条　給食支援業務等に関する事項の伝達を円滑に行うため，甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を定めるものとする。

２　協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は，速やかに相手先に報告するものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は，平成２８年３月３１日までとする。ただし，期間満了の１ヶ月前までに，甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは，さらに１年間延長するものとし，以後も同様とする。

（平常時の協力）

第１０条　乙は，平常時における防災啓発に協力するものとする。

２　甲が協力依頼を行う場合は，文書により行うものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項またはこの協定に定める事項に疑義が生じたときは，甲乙協議して定めるものとする。

この協定を証するため，本協定書２通を作成し，甲乙記名押印の上，各自その１通を保有するものとする。

平成２７年７月１日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号

鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長 清 水 聖 士　　印

乙　千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷八丁目２番６－201 号

株式会社鎌ケ谷学校給食サービス

代表取締役 山 本 徳 憲　　印

第１号様式

第　　号
平成　　年　　月　　日

様

鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

災害時給食支援等要請書

災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書第３条の規定により，下記のとおり協力を要請します。

記

| | |
|---|---|
| （1）災　　害　　名 | |
| （2）協　力　開　始　日　時 | 年　　月　　日　午前・午後　　時　　分から |
| （3）協　　力　　内　　容 | |
| （4）給　食　等　提　供　先 | |
| （5）配　　送　　の　　有　　無 | 有　　・　　無 |
| （6）そ の 他 必 要 な 事 項 | |
| （7）担　　当　　者　　等 | ①　所　属<br>②　職氏名<br>③　電　話 |

第２号様式

平成　　年　　月　　日

（宛先）鎌ケ谷市長

団体名

代表者名

災害時給食支援等完了報告書

災害時における給食支援業務等の協力に関する協定書第５条の規定により，下記のとおり完了したので報告します。

記

| 完　了<br>年月日 | 協　力　内　容 | 給　食　等　提　供　先 | 配送の有無 |
|---|---|---|---|
| | | | 有　・　無 |
| | | | 有　・　無 |
| | | | 有　・　無 |
| | | | 有　・　無 |
| | | | 有　・　無 |

# 資料－２－５６ 地震災害時における施設等の提供協力に関する協定（アクロスモール新鎌ケ谷）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、大和ハウスリアルティマネジメント株式会社（以下「乙」という。）は、地震災害時における施設等の提供協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模地震により、甲の区域内で鉄道が広範囲に一晩中運行停止となる場合（以下「災害時」という。）に、帰宅することが困難となった者（以下「帰宅困難者」という。）に対して、一時的に乙の施設を開放し、円滑な支援を行うため、甲乙相互の協力について必要な事項を定める。

（対象施設）

第２条　この協定の対象となる乙の施設（以下「一時滞在施設」という。）は、次のとおりとする。

所 在 地　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目１２番１号
施 設 名　アクロスモール新鎌ケ谷
受入場所　乙の指定する場所

（協力内容・公表）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとし、乙は、甲の要請に対し可能な範囲で協力すればよく、次に掲げる事項の全部又は一部の履行義務を負うものではない。なお、甲は、一時滞在施設の名称や位置をあらかじめ公表するものとする。

（１）　帰宅困難者を受入れること
（２）　帰宅困難者のために、乙の施設の一部を一時受入場所として無償提供すること。
（３）　帰宅困難者のために、トイレを無償提供すること。
（４）　その他乙が協力可能な事項

（協力の要請）

第４条　甲は、災害時に帰宅困難者への対応が必要と判断した場合には、乙に対し前条の協力を要請する。

２　前項の要請は、施設提供要請書（様式第１号）によるものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請するものとし、その後遅滞なく施設提供要請書を送付する。

（協力の実施）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、一時滞在施設の安全を確認した上で、甲への協力が可能な場合に実施する。

２　一時滞在施設の開設及び運営は乙が行う。ただし、甲は乙へ職員を派遣し、乙と協力して対応を行う。

３　甲が用意する毛布等の備蓄品を帰宅困難者へ提供するときは、乙と協力して対応を行う。

４　帰宅困難者の受け入れは、原則として一晩を経過した時点で終了する。ただし、やむを得ない事情がある時は、甲乙協議の上、受入期間の延長ができる。

５　乙は、帰宅困難者を受け入れたときは、可能な限りその状況を帰宅困難者受け入れに係る状況報告書（様式第２号）により甲に報告する。

６　甲は、帰宅困難者が発生した場合には、一時滞在施設の開設状況等の情報提供に努める。

７　甲は、第４項の規定により帰宅困難者の受け入れが終了した後において、なお施設から退去しない帰宅困難者がいるときは、乙と協力し帰宅困難者の退去を促す。

（費用の負担）
第６条　前条の規定による協力の実施に要する費用については、甲乙協議の上その額を決定し、甲が負担する。
２　前項の規定により甲が負担する費用は、災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）第４条第３項により定める額とする。
第７条　甲の要請により、乙が行った業務に従事した乙の従業員（乙の協力者を含む。）が当該業務に従事したことにより、死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態になったときは、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和５２年千葉県市町村総合事務組合条例第１号）の例により甲が補償する。
（使用時の事故等に係る責任）
第８条　乙は、帰宅困難者が施設等を使用した際に発生した事故等に責任を一切負わない。
２　乙は、一時滞在施設を開設した場合は、施設を利用する帰宅困難者に前項の内容を周知するための文章等を施設の入り口や施設内の目の触れる場所に掲示する。
（対象施設の復旧）
第９条　一時滞在施設の提供に伴い、当該施設に汚損、損傷等（地震によるものを除く。）が生じた場合の復旧に要する費用の負担については、甲乙協議の上、その額を決定し、甲が負担する。
（情報の交換）
第１０条　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平時においても必要に応じ、情報交換を行う。
（協定の有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の３か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がないときは、更に１年間同一条件にて延長するものとみなし、以後この例による。
（秘密保持）
第１２条　甲及び乙は、本協定に関連して知りえた他の当時者の技術上・経営上の一切の秘密を、他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りではない。
（１）　他の当事者から知得する以前に既に所有していたもの
（２）　他の当事者から知得する以前に既に公知のもの
（３）　他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
（４）　正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに知得したもの
（協議事項）
第１３条　この協定に定めがない事項、又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲及び乙は協議の上、これを定める。

甲と乙は、この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年　月　日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市

乙　東京都千代田区神田３丁目３番２１号
大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

様式第１号

年　　月　　日

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社　御中

鎌ケ谷市長

# 施設提供要請書

　　年　　月　　日に発生した震度　　の大地震により、帰宅困難者が発生したため「災害時における施設等の提供協力に関する協定」に基づき、受け入れについて要請いたします。

１　施設利用想定人数　　人

２　受け入れ年月日　　年　　月　　日

| |
|---|
| 鎌ケ谷市安全対策課<br>担当 |

様式第２号

鎌ケ谷市長　芝田　裕美　様

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社

# 帰宅困難者受け入れに係る状況報告書

１　要請日時　　年　　月　　日（　）　　時　　分

２　受入日時　　年　　月　　日（　）　　時から

３　受入人数（受入時点）　約　　人

４　その他状況報告

大和ハウスリアルティマネジメント株式会社
担当

# 資料－２－５７ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
# （社会福祉法人あわの会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人あわの会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者」という。） を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者とする。

（指定する施設）

第３条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。

また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第４条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援。

（２） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保。

（３） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求。

（手続き）

第５条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２ 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３ 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第６条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第７条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）。

（２） 要配慮者に要する食費。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

２ その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者の避難手段）

第８条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者が自身の責任において行うものとする。

ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。

２ 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するも のとする。

（個人情報の保護）

第９条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２ 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 10 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、 又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 11 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１） 要配慮者の氏名・滞在期間等。

（２） 要配慮者に提供した食事や物資の数量・価格等。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

（協定の解除）

第 12 条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成３０年３月末日までとする。

ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるもの とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年 ５月１９日

（甲）所在地　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
名　称　　鎌ケ谷市
代表者職氏名　鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士　㊞

（乙）所在地　　鎌ケ谷市粟野２２５－１
名　称　　社会福祉法人　あわの会
代表者職氏名　理事長　　石　井　洋　子　㊞

（別表）

## 福祉避難所協定締結施設

| 法　人　名 | 特別養護老人ホーム名称 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人<br>あわの会 | 幸豊苑 | 〒273-0132<br>粟野２２５－１ |

**別記　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲 の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た 個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために 甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第６　乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあること を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又 は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況に ついて必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第９　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第 10　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において も当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第 11　乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲 は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

# 資料－２－５８ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
# （社会福祉法人慶美会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人慶美会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者」という。） を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者とする。

（指定する施設）

第３条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。

また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第４条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援。

（２） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保。

（３） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求。

（手続き）

第５条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２ 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３ 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第６条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第７条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）。

（２） 要配慮者に要する食費。
（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。
２ その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。
（要配慮者の避難手段）
第８条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者が自身の責任において行うものとする。
ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。
２ 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するも のとする。
（個人情報の保護）
第９条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。
２ 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
（権利義務の譲渡等の制限）
第 10 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、 又はその権利を担保に供してはならない。
（関係書類の保管）
第 11 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。
（１） 要配慮者の氏名・滞在期間等。
（２） 要配慮者に提供した食事や物資の数量・価格等。
（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。
（協定の解除）
第 12 条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。
（有効期間）
第 13 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成３０年３月末日までとする。
ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。
（その他）
第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるもの とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年 ５月１９日

（甲）所在地　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
名　称　　鎌ケ谷市
代表者職氏名　鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士　㊞

（乙）所在地　　市川市柏井町４－３１４
名　称　　社会福祉法人　慶美会
代表者職氏名　理事長　　桑　原　経　子　㊞

（別表）

## 福祉避難所協定締結施設

| 法　人　名 | 特別養護老人ホーム名称 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人<br>慶美会 | 慈祐苑 | 〒273-0114<br>道野辺２１４－４ |

**別記　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲 の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た 個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために 甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第６　乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあること
を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又 は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況に ついて必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第９　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第 10　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において も当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第 11　乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲 は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

# 資料－２－５９ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
# （社会福祉法人弘成会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人弘成会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者」という。） を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者とする。

（指定する施設）

第３条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。

また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第４条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援。

（２） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保。

（３） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求。

（手続き）

第５条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２ 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３ 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第６条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第７条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）。

（２） 要配慮者に要する食費。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

２ その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者の避難手段）

第８条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者が自身の責任において行うものとする。

ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。

２ 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するも のとする。

（個人情報の保護）

第９条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２ 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 10 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、 又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 11 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１） 要配慮者の氏名・滞在期間等。

（２） 要配慮者に提供した食事や物資の数量・価格等。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

（協定の解除）

第 12 条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成３０年３月末日までとする。

ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるもの とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年 ５月１９日

（甲）所在地　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
名　称　　鎌ケ谷市
代表者職氏名　鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士　㊞

（乙）所在地　　鎌ケ谷市初富３５番地４
名　称　　社会福祉法人　弘成会
代表者職氏名　　理事長　　玉　元　弘　次　㊞

（別表）

## 福祉避難所協定締結施設

| 法　人　名 | 特別養護老人ホーム名称 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人<br>弘成会 | コミュニティー<br>ホーム<br>くぬぎ山 | 〒273-0121<br>初富３５－４ |

**別記　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲 の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た 個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために 甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第６　乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあること
を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又 は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況に ついて必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第９　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第 10　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において も当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第 11　乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲 は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

# 資料－２－６０ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
# （社会福祉法人高嶺福祉会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人高嶺福祉会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者」という。） を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者とする。

（指定する施設）

第３条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。

また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第４条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援。

（２） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保。

（３） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求。

（手続き）

第５条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２ 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３ 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第６条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第７条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）。

（２） 要配慮者に要する食費。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

２ その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者の避難手段）

第８条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者が自身の責任において行うものとする。

ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。

２ 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するも のとする。

（個人情報の保護）

第９条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２ 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 10 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、 又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 11 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１） 要配慮者の氏名・滞在期間等。

（２） 要配慮者に提供した食事や物資の数量・価格等。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

（協定の解除）

第 12 条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成３０年３月末日までとする。

ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるもの とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年 ５月１９日

（甲）所在地 鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

名　称　　鎌ケ谷市
代表者職氏名　鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士　㊞

（乙）所在地　　鎌ケ谷市佐津間９８９番地１
名　称　　社会福祉法人　高嶺福祉会
代表者職氏名　　理事長　　菅　原　暁　　㊞

（別表）

## 福祉避難所協定締結施設

| 法　人　名 | 特別養護老人ホーム名称 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人<br><br>高嶺福祉会 | 初富の里 | 〒273-0122<br>東初富１－４－３ |
| | さつまの里 | 〒273-0136<br>佐津間９８９－１ |

**別記　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲 の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た 個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために 甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第６　乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあること を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又 は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況に ついて必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第９　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第 10　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において も当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第 11　乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲 は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

# 資料－２－６１ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
# （社会福祉法人長寿の里）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人長寿の里（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者」という。） を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者とする。

（指定する施設）

第３条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。

また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第４条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援。

（２） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保。

（３） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求。

（手続き）

第５条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２ 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３ 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第６条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第７条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）。

（２） 要配慮者に要する食費。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

２ その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者の避難手段）

第８条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者が自身の責任において行うものとする。

ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。

２ 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するも のとする。

（個人情報の保護）

第９条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２ 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 10 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、 又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 11 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１） 要配慮者の氏名・滞在期間等。

（２） 要配慮者に提供した食事や物資の数量・価格等。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

（協定の解除）

第 12 条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成３０年３月末日までとする。

ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるもの とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成２９年　５月１９日

（甲）所在地　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
名　称　　鎌ケ谷市
代表者職氏名　鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士　㊞

（乙）所在地　　鎌ケ谷市初富字東野８４８－１０
名　称　　社会福祉法人　長寿の里
代表者職氏名　理事長　　神　成　祐　介　㊞

（別表）

## 福祉避難所協定締結施設

| 法　人　名 | 特別養護老人ホーム名称 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人<br>長寿の里 | 鎌ケ谷翔裕園 | 〒273-0121<br>初富８４８－１０ |

**別記　個人情報取扱特記事項**

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲 の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た 個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために 甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第６　乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあること
を知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

この契約が終了し、又 は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況に ついて必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第９　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第 10　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において も当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第 11　乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲 は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

## 資料－２－６２ 災害時における物資の供給協力に関する協定（株式会社くすりの福太郎）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、株式会社くすりの福太郎（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合又はこれらの災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者等の支援のため乙の取り扱う物資を甲に対して供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給要請をすることのできる物資は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（協力の要請及び手続）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める物資の供給を要請するときは、品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した物資供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、被災状況等を考慮の上、最も速やかに要請に対応できる物流倉庫又は店舗から甲の要請事項を積極的に実施するよう努めるものとする。なお、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡）

第５条　乙は、第３条により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は、供給された物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

２　甲は、乙が前項の規定による物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

３　乙は、必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

４　乙は、物資の引き渡し終了後、遅滞なく、供給物資の品目及び数量等を記載した物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第６条　第３条の規定による要請に基づき供給された物資の代金の額は、災害発生の直前における小売価格等を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

２　甲は、前項の代金のほか、乙が指定された場所まで物資を運搬した経費を負担するものとする。

３　乙は、物資を供給したときは、甲に対し、速やかに文書により費用を請求する。

４　甲は、前項の請求を受けたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡手段等）

第７条　甲及び乙は、本協定を実行するために必要な連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項、及びこの協定について疑義が生じた事項等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２９年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を終了する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年９月２８日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　　清　水　　聖　士

乙　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目８番１７号

新鎌ケ谷Ｆタワー８階

株式会社くすりの福太郎

代表取締役社長　小　川　　久　哉

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

# 物資供給要請書

株式会社　くすりの福太郎
担当：　　様

鎌ケ谷市　災害対策本部長

平成　　年　　月　　日付、災害時における物資の供給協力に関する協定第３条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 引渡場所 | | | | |
| 要請する<br>品目及び数量 | 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他<br>必要な事項 | | | | |

| | |
|---|---|
| 担当者 | 鎌ケ谷市災害対策本部<br>物資管理班 |
| 連絡先 | |

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

# 物資供給完了報告書

鎌ケ谷市　災害対策本部長　様

株式会社　くすりの福太郎

平成　　年　　月　　日付、災害時における物資の供給協力に関する協定第５条第４項に基づき、次のとおり物資の供給が完了したことを報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 納品日時 | 年　　月　　日　　時　　分 | | | |
| 引渡場所 | | | | |
| 供給する<br>品目及び数量 | 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他<br>必要な事項 | | | | |

| | |
|---|---|
| 担当者 | 株式会社　くすりの福太郎 |
| 連絡先 | |

# ＜連　絡　責　任　者　届＞

## 【 鎌ケ谷市 】

連絡責任者

| | |
|---|---|
| 役職・氏名 | |
| T　E　L | |
| 携　　帯 | |
| F　A　X | |
| E-MAIL | |

※ 勤務時間及び休日

- 勤務時間： 8:30 ～ 17:15
- 休　　日：土・日曜日、祝祭日

（休日及び時間外は守衛が応対します）

## 【株式会社　くすりの福太郎】

連絡責任者

| | |
|---|---|
| 役職・氏名 | |
| T　E　L | |
| 携　　帯 | |
| F　A　X | |
| E-MAIL | |

※ 勤務時間及び休日

- 勤務時間： 9:00 ～ 18:00
- 休　　日：土・日曜日、祝祭日

## 資料－２－６３ 災害時における物資の供給協力に関する協定（株式会社マツモトキヨシ）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、株式会社マツモトキヨシ（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合又はこれらの災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者等の支援のため乙の取り扱う物資を甲に対して供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給物資の範囲）

第２条　甲が乙に供給要請をすることのできる物資は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（協力の要請及び手続）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める物資の供給を要請するときは、品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した物資供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、被災状況等を考慮の上、最も速やかに要請に対応できる物流倉庫又は店舗から甲の要請事項を積極的に実施するよう努めるものとする。なお、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった物資の供給見込みについて、甲に通知するものとする。

（物資の引渡）

第５条　乙は、第３条により甲が指定した場所に物資を運搬するものとし、甲は、供給された物資を確認のうえ、これを引き取るものとする。

２　甲は、乙が前項の規定による物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

３　乙は、必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

４　乙は、物資の引き渡し終了後、遅滞なく、供給物資の品目及び数量等を記載した物資供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第６条　第３条の規定による要請に基づき供給された物資の代金の額は、災害発生の直前における小売価格等を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

２　甲は、前項の代金のほか、乙が指定された場所まで物資を運搬した経費を負担するものとする。

３　乙は、物資を供給したときは、甲に対し、速やかに文書により費用を請求する。

４　甲は、前項の請求を受けたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡手段等）

第７条　甲及び乙は、本協定を実行するために必要な連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項、及びこの協定について疑義が生じた事項等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（協定の廃止）

第９条　本協定の締結をもって、株式会社マツモトキヨシスーパー鎌ケ谷店との協定（平成７年１１月３０日締結）は、廃止する。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を終了する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成２９年９月２９日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

鎌ケ谷市長　　清　水　　聖　士

乙　千葉県松戸市新松戸東９番地１

株式会社マツモトキヨシ

代表取締役社長　大　田　　貴　雄

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

# 物資供給要請書

株式会社　マツモトキヨシ
担当：　　様

鎌ケ谷市　災害対策本部長

平成　　年　　月　　日付、災害時における物資の供給協力に関する協定第３条に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 引渡場所 | | | | |
| 要請する<br>品目及び数量 | 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他<br>必要な事項 | | | | |

| | |
|---|---|
| 担当者 | 鎌ケ谷市災害対策本部<br>物資管理班 |
| 連絡先 | |

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

# 物資供給完了報告書

鎌ケ谷市　災害対策本部長　様

株式会社　マツモトキヨシ

平成　　年　　月　　日付、災害時における物資の供給協力に関する協定第５条第４項に基づき、次のとおり物資の供給が完了したことを報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 納品日時 | 年　　月　　日　　時　　分 | | | |
| 引渡場所 | | | | |
| 供給する<br>品目及び数量 | 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他<br>必要な事項 | | | | |

| | |
|---|---|
| 担当者 | 株式会社　マツモトキヨシ |
| 連絡先 | |

# ＜連　絡　責　任　者　届＞

## 【 鎌ケ谷市 】

**連絡責任者**

| | |
|---|---|
| 役職・氏名 | |
| Ｔ　Ｅ　Ｌ | |
| 携　　帯 | |
| Ｆ　Ａ　Ｘ | |
| Ｅ－ＭＡＩＬ | |

**※ 勤務時間及び休日**

- **勤務時間： 8：30～17：15**
- **休　　日：土・日曜日、祝祭日**

**（休日及び時間外は守衛が応対します）**

## 【株式会社　マツモトキヨシ】

**連絡責任者**

| | |
|---|---|
| 役職・氏名 | |
| Ｔ　Ｅ　Ｌ | |
| 携　　帯 | |
| Ｆ　Ａ　Ｘ | |
| Ｅ－ＭＡＩＬ | |

**※ 勤務時間及び休日**

- **勤務時間：9：00～18：00**
- **休　　日：土・日曜日、祝祭日**

## 資料－２－６４ 災害時における理容生活衛生関係業務の提供に関する協定（千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部（以下「乙」という。）は、大規模な地震、風水害、その他の災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、乙が実施する理容生活衛生関係業務（以下「業務」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、災害時における避難者の生活衛生の向上を図るために必要な業務に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、災害時に、業務を実施する必要があると認めたとき、乙に協力を要請することができるものとする。

２　要請は文書（第１号様式）で行うものとする。ただし、緊急を要する場合には口頭により要請し、その後速やかに文書により行うものとする。

（業務の提供）

第３条　甲が乙に対し協力を要請する業務は、避難所等での理容ボランティアの実施とする。

（業務の提供及び報告）

第４条　乙は、甲から第２条に定める要請があったときは、組合内の調整を行ったうえで、業務の提供を行う組合員を決定するものとする。

２　前項で決定された組合員は、可能な限り、避難所又は組合員の営業施設等において前条に定める業務の提供を行うものとする。

３　前項の業務の提供を行った組合員は、業務が完了したときは、速やかに業務実施状況を乙に報告し、乙は文書（第２号様式）で甲に報告するものとする。

（費用の負担）

第５条　乙の業務の提供に要する経費は、原則として乙が負担するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲乙いずれからも文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続する。

（協議）

第７条　この協定に定めのない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙が協議して決定する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

平成２９年１０月３日

甲　　千葉県鎌ケ谷市二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　　聖　士

乙　　千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷三丁目７番２９号
千葉県理容生活衛生同業組合船橋支部
支　部　長　　伊　藤　　仁

第１号様式（第２条関係）

年　　月　　日

千葉県理容生活衛生同業組合
船橋支部長　様

鎌ケ谷市

理容サービス業務要請書

協定書第２条第２項の規定に基づき、下記のとおり要請します。

記

| | |
|---|---|
| 希望実施日時 | 年　　月　　日（　　）<br>時　　分から　　時　　分まで |
| 実施場所 | 住所：<br>（施設名等:　　） |
| 業務提供希望者数 | 約　　人 |
| 備考 | |

※連絡先
部署：　　電　話：
担当：　　ＦＡＸ：

第２号様式（第４条関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　　様

千葉県理容生活衛生同業組合
船橋支部長

理容サービス業務提供報告書

年　　月　　日付、理容サービス業務要請書に基づき、業務を完了しましたので、下記の通り報告します。

記

| | | |
|---|---|---|
| 実施日時 | 年　　月　　日（　　）<br>時　　分　　から　　時　　分　　まで | |
| 実施場所 | 住所：<br>（施設名等：　　） | |
| 業務提供を受けた人数及び業務内訳 | 人 | |
| | 内訳 | |
| 業務従事者 | 人 | |
| 備　　考 | | |

※連絡先
担当者：　　電　話：
ＦＡＸ：

# 資料－２－６５ 災害に係る情報発信等に関する協定（株式会社ヤフー）

鎌ケ谷市およびヤフー株式会社（以下「ヤフー」という）は、災害に係る情報発信等に関し、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

第 1 条（本協定の目的）

本協定は、鎌ケ谷市内の地震、津波、台風、豪雨、洪水、暴風その他の災害に備え、鎌ケ谷市が鎌ケ谷市民に対して必要な情報を迅速に提供し、かつ鎌ケ谷市の行政機能の低下を軽減させるため、鎌ケ谷市とヤフーが互いに協力して様々な取組みを行うことを目的とする。

第 2 条（本協定における取組み）

1. 本協定における取組みの内容は次の中から、鎌ケ谷市およびヤフーの両者の協議により具体的な内容および方法について合意が得られたものを実施するものとする。
   (1) ヤフーが、鎌ケ谷市の運営するホームページの災害時のアクセス負荷の軽減を目的として、鎌ケ谷市の運営するホームページのキャッシュサイトをヤフーサービス上に掲載し、一般の閲覧に供すること。
   (2) 鎌ケ谷市が、鎌ケ谷市内の避難所等の防災情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報を平常時からヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (3) 鎌ケ谷市が、鎌ケ谷市内の避難勧告、避難指示等の緊急情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (4) 鎌ケ谷市が、災害発生時の鎌ケ谷市内の被害状況、ライフラインに関する情報および避難所におけるボランティア受入れ情報をヤフーに提供し、ヤフーが、これらの情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (5) 鎌ケ谷市が、鎌ケ谷市内の避難所等における必要救援物資に関する情報をヤフーに提供し、ヤフーが、この必要救援物資に関する情報をヤフーサービス上に掲載するなどして、一般に広く周知すること。
   (6) ヤフーが、ヤフーの提供するブログサービスにおいて鎌ケ谷市が運営するブログ（以下「災害ブログ」という）にアクセスするための web リンクをヤフーサービス上に掲載するなどして、災害ブログを一般に広く周知すること。
   (7) 鎌ケ谷市が、鎌ケ谷市内の避難所に避難している避難者の名簿を作成する場合、ヤフーが提示する所定のフォーマットを用いて名簿を作成すること。
2. 鎌ケ谷市およびヤフーは、前項各号の事項が円滑になされるよう、お互いの窓口となる連絡先およびその担当者名を相手方に連絡するものとし、これに変更があった場合、速やかに相手方に連絡するものとする。
3. 第 1 項各号に関する事項および同項に記載のない事項についても、鎌ケ谷市およびヤフーは、両者で適宜協議を行い、決定した取組みを随時実施するものとする。

第 3 条（費用）

前条に基づく鎌ケ谷市およびヤフーの対応は別段の合意がない限り無償で行われるものとし、それぞれの対応にかかる旅費・通信費その他一切の経費は、各自が負担するものとする。

第 4 条（情報の周知）

ヤフーは、鎌ケ谷市から提供を受ける情報について、鎌ケ谷市が特段の留保を付さない限り、本協定の目的を達成するため、ヤフーが適切と判断する方法（提携先への提供、ヤフーサービス以外のサービス上での掲載等を含む）により、一般に広く周知することができる。ただし、ヤフーは、本協定の目的以外のために二次利用をしてはならないものとする。

第 5 条（本協定の公表）

本協定締結の事実および本協定の内容を公表する場合、鎌ケ谷市およびヤフーは、その時期、方法および内容について、両者で別途協議のうえ、決定するものとする。

第 6 条（本協定の期間）

本協定の有効期間は、本協定締結日から1年間とし、期間満了前までにいずれかの当事者から他の当事者に対し期間満了によって本協定を終了する旨の書面による通知がなされない限り、本協定はさらに1年間自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

第 7 条（協議）

本協定に定めのない事項および本協定に関して疑義が生じた事項については、鎌ケ谷市およびヤフーは、誠実に協議して解決を図る。

以上、本協定締結の証として本書 2 通を作成し、鎌ケ谷市とヤフー両者記名押印のうえ各 1 通を保有する。

2018 年 3 月 16 日

鎌ケ谷市：千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　　聖　士

ヤフー：東京都千代田区紀尾井町 1 番 3 号
ヤフー株式会社
代表取締役　　宮　坂　学

# 資料－２－６６ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
# （社会福祉法人創誠会）

**鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人創誠会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者」という。） を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。**

（目的）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者とする。

（指定する施設）

第３条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。

また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第４条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。　（１） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援。

（２） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保。

（３） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求。

（手続き）

第５条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２ 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３ 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第６条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第７条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）。

（２） 要配慮者に要する食費。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

２ その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者の避難手段）

第８条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者が自身の責任において行うものとする。

ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。

２ 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するも のとする。

（個人情報の保護）

第９条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２ 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 10 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、 又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 11 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１） 要配慮者の氏名・滞在期間等。

（２） 要配慮者に提供した食事や物資の数量・価格等。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

（協定の解除）

第 12 条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、平成３１年３月末日までとする。

ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるもの とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有

するものとする。

平成３０年　６月　１８日

（甲）所在地　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
名　称　鎌ケ谷市
代表者職氏名　鎌ケ谷市長　清　水　聖　士　㊞

（乙）所在地　船橋市二和西６－３－２０
名　称　社会福祉法人　創誠会
代表者職氏名　理事長　石　神　市　太　郎　㊞

（別表）

## 福祉避難所協定締結施設

| 法　人　名 | 特別養護老人ホーム名称 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人<br>創誠会 | あかり | 〒273-0105<br>鎌ケ谷7－13－33 |

# 資料－２－６７ 災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定（大東京歯科用品商協同組合）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、大東京歯科用品商協同組合千葉県支部（以下「乙」という。）は、災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市において地震、風水害等の大規模災害が発生した場合又はこれらの災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、被災者等の支援のため乙の取り扱う歯科用品及び医薬品等を甲に対して供給するために必要な事項を定めるものとする。

（供給歯科用品及び医薬品等の範囲）

第２条　甲が乙に供給要請をすることのできる歯科用品及び医薬品等は、乙が現に保有し、優先して供給が可能なものとする。

（協力の要請及び手続）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める歯科用品及び医薬品等の供給を要請するときは、品目、数量、引渡場所、その他必要な事項を記載した歯科用品及び医薬品等供給要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭または電話等をもって要請することができるものとし、事後に遅滞なく要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲の要請を受けたときは、被災状況等を考慮の上、最も速やかに要請に対応できる物流倉庫又は店舗から甲の要請事項を積極的に実施するよう努めるものとする。なお、前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、要請のあった歯科用品及び医薬品等の供給見込みについて、甲に通知するものとする。

（歯科用品及び医薬品等の引渡）

第５条　乙は、第３条により甲が指定した場所に歯科用品及び医薬品等を運搬するものとし、甲は、供給された歯科用品及び医薬品等を確認のうえ、これを引き取るものとする。

２　甲は、乙が前項の規定による歯科用品及び医薬品等を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

３　乙は、必要に応じ甲に対して運搬の協力を求めることができるものとする。

４　乙は、歯科用品及び医薬品等の引き渡し終了後、遅滞なく、供給歯科用品及び医薬品等の品目及び数量等を記載した歯科用品及び医薬品等供給完了報告書（様式第２号）により甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第６条　第３条の規定による要請に基づき供給された歯科用品及び医薬品等の代金の額は、災害発生の直前における小売価格等を基準として、甲と乙が協議の上決定するものとする。

２　甲は、前項の代金のほか、乙が指定された場所まで歯科用品及び医薬品等を運搬した経費を負担するものとする。

３　乙は、歯科用品及び医薬品等を供給したときは、甲に対し、速やかに文書により費用を請求する。

４　甲は、前項の請求を受けたときは、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（連絡手段等）

第７条　甲及び乙は、本協定を実行するために必要な連絡責任者を協定締結後速やかに別に定める「連絡責任者届」により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（協議）

第８条　この協定に定めのない事項、及びこの協定について疑義が生じた事項等については、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の１か月前までに、甲及び乙のいずれからも相手方に対してこの協定を終了する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年　７月　１日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　　清　水　　聖　士

乙　千葉県鴨川市東町１３３－８

大東京歯科用品商協同組合千葉県支部

支　部　長　　山　田　　敏　昭

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

# 歯科用品及び医薬品等供給要請書

大東京歯科用品商協同組合
千葉県支部
担当：　　様

鎌ケ谷市　災害対策本部長

平成　　年　　月　　日付、災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定第３条に基づき、次のとおり歯科用品及び医薬品等の供給を要請します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 引渡場所 | | | | |
| 要請する<br>品目及び数量 | 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他<br>必要な事項 | | | | |

| | |
|---|---|
| 担当者 | 鎌ケ谷市災害対策本部<br>物資管理班 |
| 連絡先 | |

様式第２号（第５条関係）

年　　月　　日

# 歯科用品及び医薬品等供給完了報告書

鎌ケ谷市　災害対策本部長　様

大東京歯科用品商協同組合
千葉県支部

平成　　年　　月　　日付、災害時における歯科用品及び医薬品等の供給協力に関する協定第５条第４項に基づき、次のとおり歯科用品及び医薬品等の供給が完了したことを報告します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 納品日時 | 年　月　日　時　分 | | | |
| 引渡場所 | | | | |
| 供給する品目及び数量 | 品目 | 数量 | 品目 | 数量 |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| その他必要な事項 | | | | |

| | |
|---|---|
| 担当者 | 大東京歯科用品商協同組合<br>千葉県支部 |
| 連絡先 | |

# ＜連　絡　責　任　者　届＞

## 【 鎌ケ谷市 】

連絡責任者

| | |
|---|---|
| 役職・氏名 | 健康増進課長　菅井　智美 |
| Ｔ　Ｅ　Ｌ | 047-445-1141(内)727 |
| 携　　帯 | 070-5571-0090 |
| Ｆ　Ａ　Ｘ | 047-445-8261 |
| Ｅ－ＭＡＩＬ | hokenyobou@city.kamagaya.chiba.jp |

※ 勤務時間及び休日

- 勤務時間： 8:30 ～ 17:15
- 休　　日：土・日曜日、祝祭日

（休日及び時間外は守衛が応対します）

## 【大東京歯科用品商協同組合千葉県支部】

連絡責任者

| | |
|---|---|
| 役職・氏名 | 大東京歯科用品商協同組合<br>千葉県支部長　　山田　敏昭 |
| Ｔ　Ｅ　Ｌ | 04-7092-0537 |
| 携　　帯 | 090-3068-3379 |
| Ｆ　Ａ　Ｘ | 04-7093-4268 |
| Ｅ－ＭＡＩＬ | Wishyouwerehere4.2@i.softbank.jp(携帯)<br>Yamada11.18@ion.ocn.ne.jp(パソコン) |

※ 勤務時間及び休日

- 勤務時間： 9:00 ～ 18:00
- 休　　日：土・日曜日、祝祭日

資料－２－６８ 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書
（株式会社ケーヨー）

# 千葉県鎌ケ谷市

# 株式会社ケーヨー

## 災害時におけるペットの飼育管理に係る物資等の支援に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市域において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合に、避難者に同行する動物による避難所等における人への危害の防止及び避難所等の環境衛生の維持等を図るため、鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社ケーヨー（以下「乙」という。）との間において、当該動物の避難所等における飼育管理に関する支援協力体制について定めるものである。

（支援の種類）

第２条　この協定に基づき、乙が実施する支援の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

（１）ペットフード、ペット用トイレ用品、ケージ、首輪、リード、その他避難所等における動物の飼育管理に必要となる物資の提供

（２）前１号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続き）

第３条　甲は、避難所等における動物の飼育管理等を行うに当たり、乙の支援を受けようとする場合には、次の事項を明らかにして書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、その旨を電話等により要請をすることができるものとする。

（１）被害の状況

（２）支援の種類

（３）支援の具体的な内容及び必要量

（４）支援を希望する期間

（５）前各号の規定にかかわらず、甲が必要と認める事項

（支援の実施）

第４条　乙は、前条の規定により、甲から支援要請を受けたときは、直ちに支援を実施するものとする。ただし、特別な事情により支援できない場合は、その旨を電話等により連絡するものとする。

（支援物資の引き渡し等）

第５条　物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上、定めるものとし、当該引き渡し場所においては、

甲及び乙が物資の種類、数量等を確認後、甲は物資の引き渡しを受けるものとする。

２　物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙による物資の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（経費の負担等）

第６条　この協定に基づき、乙が甲に供給した物資の費用及びその他必要経費については、甲が負担するものとする。この場合において、物資の対価は、災害の発生した直前の物資の原価を基準とし、甲乙協議の上、決定するものとする。

２　物資の費用の請求及び支払は、それぞれ遅滞なく行うものとし、その時期及び方法は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（災害補償等）

第７条　この協定の実施により、乙の従業員が死傷し、又は乙が提供した車両が損傷したときは、甲乙協議の上、災害補償等の内容を決定するものとする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、この協定期間満了日１か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合には、協定の期間満了日の翌日から１年間、自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第９条　この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

平成３０年８月３０日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
千葉県鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　清 水　　聖 士

乙　　千葉市若葉区みつわ台一丁目２８番１号
株式会社　ケーヨー
代表取締役　醍 醐　　茂　夫

## 資料－２－６９ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書
## （社会福祉法人南台五光福祉協会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人南台五光福祉協会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別な配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受入れの対象者）

第２条　受け入れの対象となる者は、身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳を所持する者で、甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者及びその家族（介助者を含む。以下「要配慮者等」という。）とする。

（指定する施設）

第３条　乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。

（管理運営）

第４条　乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）　要配慮者等への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援

（２）　要配慮者等の状況の急変等に対応できる体制の確保

（３）　福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求

２　甲は、福祉避難所の運営に必要な物資・器材の調達に努めるものとする。

（手続）

第５条　この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２　乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３　乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者等を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間等）

第６条　乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者等を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

２　甲は、福祉避難所の開設により、乙の事業に重大な影響を及ぼすことがないように配慮するとともに、乙が本来目的の活動を再開できるように、協力するものとする。

（費用の清算）

第７条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１）　介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）
（２）　要配慮者等に要する食費
（３）　その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

２　その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（備蓄）

第８条　甲は、福祉避難所で必要となる物資・器材の備蓄に努めるものとし、乙と協議の上、これらを乙の管理する施設の一部に保管できるものとする。

（要配慮者の避難手段）

第９条　福祉避難所への移送は、原則として要配慮者等が自身の責任において行うものとする。ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。

２　乙は、甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第１０条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第１１条　乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第１２条　乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１）　要配慮者等の氏名・滞在期間等
（２）　要配慮者等に提供した食事や物資の数量・価格等
（３）　その他乙が直接支払を行ったものに要した費用

（協定の解除）

第１３条　甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、この協定の締結の日から１年間とする。

ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年自動更新されるものとする。

（その他）

第１５条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

平成３０年９月１３日

（甲）所在地　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
名　称　鎌ケ谷市
代表者職氏名　鎌ケ谷市長　清　水　聖　士

（乙）所在地　鎌ケ谷市中沢字南台 311 番地の１
名　称　社会福祉法人　南台五光福祉協会
代表者職氏名　理事長　村　越　祐　民

別表

福祉避難所協定締結施設

| 法人名 | 施設名 | 住所 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人<br>南台五光福祉協会 | もくせい園 | 鎌ケ谷市中沢字南台３１１－１ |

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取り扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外使用及び第三者への提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

（事故発生時における報告義務）

第６　乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

　この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査又は随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するために甲から貸与され、又は乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

　ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第９　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第１０　乙は、この契約による業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害賠償）

第１１　乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとし、乙はその損害を賠償しなければならない。

**資料－２－７０ 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書（水戸市）**

# 原子力災害における水戸市民の県外広域避難に関する協定書

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と水戸市（以下「乙」という。）は東海第二発電所で原子力災害が発生し，又は発生するおそれがある場合（以下「原子力災害」という。）における水戸市民の県外広域一時滞在（以下「県外広域避難」という。）について，次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は，災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 86 条の９の規定及び原子力災害に備えた茨城県広域避難計画（平成 27 年３月策定）（以下「茨城県広域避難計画」という。）に基づき行う，水戸市民の甲への県外広域避難を円滑に実施するため，必要な事項を定める。

（県外広域避難の基本的事項）

第２条　原子力災害時において，水戸市民の生命又は身体を災害から保護するため，乙が県外広域避難の必要があると認めたときは，甲は，自らが被災するなど，正当な理由がある場合を除き，水戸市民を受け入れるものとする。

２　水戸市民を受け入れる場所は，甲の指定避難所等のうち，あらかじめ定めた施設の一部（以下「避難所」という。）とする。

３　避難所の開設等受入業務については，乙の要請を踏まえて甲が行うものとし，乙は速やかに甲から避難所の運営の移管を受ける。

４　県外広域避難の実施に当たっては，乙は，茨城県及び千葉県と連携し，甲の負担が過大とならないよう配慮する。

（県外広域避難の受入要請等）

第３条　甲に対する県外広域避難の受入要請は，乙が行うものとし，あらかじめ，その旨を茨城県及び千葉県に報告するものとする。

２　前項の受入要請は，原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書（様式１）により行う。ただし，緊急を要する場合は口頭により要請し，後日速やかに文書を提出する。

３　甲は，乙と県外広域避難の受入れについての協議が整った場合は，速やかに受入準備を開始する。

（受入期間）

第４条　前条の規定による要請を受け，甲が県外広域避難の受入れをする場合の期間は，原則として１か月以内とする。ただし，原子力災害の状況，避難者の収容状況，避難所の利用状況等を踏まえ，受入期間の見直しが必要となったときは，乙が茨城県及び千葉県並びに甲と協議して決定する。

（避難退域時検査（スクリーニング）等）

第５条　県外広域避難を実施する水戸市民に対する避難退域時検査及び除染は，当該避難による汚染の拡大防止及び水戸市民の安全確保のため，茨城県広域避難計画に基づき，茨城県が実施する。

（必要物資等）

第６条　避難所運営に必要な物資及び防災資機材等（以下「必要物資」という。）については，乙が茨城県と協力し，確保する。

２　前項の必要物資が不足する場合は，乙は，甲に対し，必要物資の一部を貸与し，又は提供してもらうよう要請することができる。

（費用の負担）

第７条　県外広域避難に要した費用は，法令その他別に定めがある場合を除き，乙が負担する。

２　乙は，前項に規定する費用を支弁する時間的余裕がない場合等やむを得ない事情があるときは，甲に対し，当該費用について，一時的に繰替えの支弁を求めることができる。

（情報の交換）

第８条　甲及び乙は，この協定に定める事項が円滑に実施されるよう，平素から必要に応じて情報の交換を行う。

（連絡責任者等）

第９条　この協定に関する連絡責任者は，甲及び乙の防災担当課長とする。また，原子力災害における連絡体制（様式２）を整え，毎年度更新する。

（相互応援）

第 10 条　乙は，甲が被災し，復旧のための支援など，応援を必要とする場合においては，全面的に甲に対する支援を行うものとする。

（協議事項）

第 11 条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については，甲及び乙が協議の上，決定する。

（有効期間）

第 12 条　本協定の有効期間は，協定締結日から平成 31 年３月 31 日までとする。

２　前項の期間満了の日の３か月前までに甲又は乙のいずれからもこの協定の終了の意思表示がない場合は，期間満了の日の翌日から１年間，本協定を延長するものとし，以後も同様とする。

この協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲・乙記名押印の上，各１通を保有する。

平成 30 年 10 月 31 日

鎌 ケ 谷 市

甲

鎌 ケ 谷 市 長　　清　水　聖　士

水　戸　市

乙

水　戸　市　長　　高　橋　　靖

様式１（第３条関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　○○　○○　様

水戸市長

原子力災害における水戸市民の県外広域避難受入要請書

災害発生により下記のとおり要請します。

| | |
|---|---|
| ［災害発生日時］ | 年　　月　　日　，　午前・午後　　時　　分 |
| ［災害の状況］ | |
| ［要請する理由］ | |
| ［要請する内容］ | |
| ［備考］ | |
| ［送信者］ | 連絡担当課：<br>氏　　名：<br>電　　話：<br>ＦＡＸ：<br>携帯電話： |

様式２（第９条関係）

# 原子力災害における連絡体制

【鎌ケ谷市】

| | |
|---|---|
| 所属名 | |
| 所在地 | |
| 電話１ | |
| 電話２ | |
| 携帯電話（非公開） | |
| 衛星携帯電話（非公開） | |
| ＦＡＸ | |
| 電子メール | |
| 責任者 | |

休日・夜間緊急連絡先

| | |
|---|---|
| 連絡先１ | |
| 電話１ | |
| 連絡先２ | |
| 電話２ | |
| 特記事項等 | |

【水戸市】

| | |
|---|---|
| 所属名 | |
| 所在地 | |
| 電話１ | |
| 電話２ | |
| 携帯電話（非公開） | |
| 衛星携帯電話（非公開） | |
| ＦＡＸ | |
| 電子メール | |
| 責任者 | |

休日・夜間緊急連絡先

| | |
|---|---|
| 連絡先１ | |
| 電話１ | |
| 連絡先２ | |
| 電話２ | |
| 特記事項等 | |

# 資料－２－７１ 災害時用における備蓄医薬品等に関する協定（一般社団法人鎌ケ谷市医師会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、一般社団法人　鎌ケ谷市医師会（以下「乙」という。）は、災害時における備蓄医薬品等（以下「災害時用医薬品等」という。）の整備、管理及び供給に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市域において地震、風水害等の大規模災害、感染症の蔓延等が発生した場合又はこれらの事態が発生するおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に備えて、乙が選定した医療機関（以下「医療機関」という。）において災害時用医薬品等を整備及び管理し、災害時等に甲に対して供給するために必要な事項を定めるものとする。

（災害時用医薬品等の整備）

第２条　医療機関は、災害時用医薬品等を確保するものとする。

２　医療機関が確保する災害時用医薬品等は、別途、甲乙双方の協議の上、定めるものとする。

（災害時用医薬品等の管理）

第３条　乙は医療機関が所有する施設で災害時用医薬品等を管理することを依頼する。

２　前条に規定する医療機関による管理は、次の各号により行うこととする。

（１）　第２条第１項により確保した災害時用医薬品等を、日頃から所管する医薬品等と併せ、日常の診療において使用期限に留意しながら院内で使用、及び補充する方法（以下「循環型備蓄」という。）により、災害に備えて備蓄すること。

（２）　前号に規定する医薬品等の補充にあたり、第２条第２項の規定により定める災害時用医薬品等と同等の効能及び数量を維持すること。

（３）　災害時用医薬品等に変更が生じたときは、甲乙双方の協議の上、内容の変更を行うこと。

（４）　災害時用医薬品等の自主回収に伴う手続を行うこと。

（５）　第１号の規定による循環型備蓄に関わる事故については、乙がその責任を負うものとすること。

（６）　前各号に定めるもののほか、必要と認められることは、甲乙双方の協議の上、決定すること。

（供給要請の対象となる医薬品等）

第４条　甲が医療機関に供給要請をすることのできる医薬品等は、前条により備蓄した災害時用医薬品等とする。

（災害時用医薬品等の供給の要請）

第５条　甲は、医療機関に対し、前条に規定する医薬品等の供給を要請するときは、引渡し場所等の必要な事項を記載した医薬品等供給要請書（別記第１号様式。以下、「要請書」という。）により行うものとする。

２　前項の規定による要請は、緊急を要する場合は、口頭、電話等により行うことができるものとする。

３　甲は、前項の規定により口頭、電話等により災害時用医薬品等の供給の要請をした場

合は、医療機関に対し、事後に遅滞なく要請書を提出するものとする。

（災害時用医薬品等の供給の実施）

第６条　医療機関は、前条の規定による要請を受けたときは、被災状況等を考慮の上、甲の要請事項を可能な限り速やかに実施し、その実施状況を甲に連絡するものとする。

２　前条の要請に応じることが困難な場合は、その旨を申し出るとともに、供給見込みについて、甲に連絡するものとする。

（災害時用医薬品等の引渡）

第７条　医療機関は、第５条の規定により甲が要請した災害時用医薬品等を供給するにあたっては、医薬品等供給完了報告書（別記　第２号様式。以下、「報告書」という。）に引渡日時、引渡場所等の必要な事項を記載し、甲は報告書と供給された災害時用医薬品等を確認の上、これを引き取るものとする。

２　甲は、医療機関に対して、必要に応じ、第５条の規定により要請した災害時用医薬品等の運搬について協力を求めることができるものとする。

３　甲は、前項の規定により医療機関が災害時用医薬品等を運搬する車両を、優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用負担等）

第８条　第２条に規定する災害時用医薬品等の確保後、乙は、速やかに負担金の交付申請をしなければならない。

２　甲は、前項の規定による申請を受けたときは、関係書類を審査の上、速やかに負担金を交付しなければならない。

（連絡手段等）

第９条　甲及び医療機関は、本協定に定める事項の伝達を確実かつ円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相互に文書により報告するものとする。この場合において、それぞれ連絡責任者に変更があった場合は、直ちに相手方に報告するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和７年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間終了の日の１か月前までに、甲乙のいずれからも相手方に対してこの協定を終了する旨の申出がないときは、この協定の有効期間終了の日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新されるものとし、以降においても同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項、この協定について疑義が生じた事項等については、甲乙双方の協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　６年　４月　１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　芝田　裕美

乙　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
一般社団法人　鎌ケ谷市医師会
代表理事　　原沢　健壽

別　記

第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

# 医薬品等供給要請書

様

鎌ケ谷市　災害対策本部長

災害時における備蓄医薬品等に関する協定書第５条に基づき、次のとおり災害時用医薬品等の供給を要請いたします。

| | |
|---|---|
| 引　渡　場　所 | |
| 要請する品目・数量 | 鎌ケ谷市　災害時用医薬品等一式 |
| その他連絡事項 | |

| | |
|---|---|
| 担当者 | 鎌ケ谷市役所 |
| 連絡先 | |

別　記

第２号様式（第７条関係）

年　　月　　日

# 医薬品等供給完了報告書

鎌ケ谷市　災害対策本部長　様

医療機関名

災害時における備蓄医薬品等に関する協定書第７条に基づき、次のとおり災害時用医薬品等の供給が完了したことを報告します。

| | |
|---|---|
| 引　渡　日　時 | 年　月　日　時　分 |
| 引　渡　場　所 | |
| 供給する品目・数量 | 鎌ケ谷市　災害時用医薬品等一式 |
| その他連絡事項 | |

| | |
|---|---|
| 担当者 | |
| 連絡先 | |

# 資料－２－７２ 災害発生時における地域支援のための人員及び車両等の提供に関する協定（株式会社ジェイコム千葉 東関東局）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社ジェイコム千葉 東関東局（以下「乙」という。）は、災害発生時における人員及び車両等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、鎌ケ谷市に「鎌ケ谷市地域防災計画」が扱う対象とする地震、風水害及び大規模事故災害等が発生した場合において、甲が行う災害対策に対し、乙が提供する協力内容等について明示することを目的とする。

（協力事項）

第２条　乙は、次の各号に掲げる事項について、甲に対し協力することができる。

（１）乙の社員及び関係者による人的支援

（２）乙の保有する車両及び物資等の提供

（３）その他甲又は乙が必要と認めた事項

（協力要請の手続き）

第３条　甲は、前条の規定による協力要請又は乙からの協力申し出を受け、前条の規定による協力要請を行う際は、原則として、第１０条に規定する連絡担当者を通じ、別に定める「協力要請書」により要請を行うものとする。

ただし、緊急を要する場合には、口頭、電話又は電信等により、連絡担当者以外の者も要請できるものとし、その後速やかに「協力要請書」を提出するものとする。

（協力の実施）

第４条　乙は、前条の規定により甲から協力要請を受けた場合は、法令その他特別に定めがある場合、その他特別な事情がある場合を除くほか、これに応じ協力するよう努めるものとする。

２　乙は、前条の規定により協力を実施した場合は、原則として、第１０条に規定する連絡担当者を通じ、「協力実施報告書」により速やかに甲に報告するものとする。

ただし、報告書による報告が困難な場合には、口頭、電話又は電信等により、連絡担当者以外の者も報告できるものとし、その後速やかに「協力実施報告書」を提出するものとする。

（守秘義務）

第５条　甲及び乙は、本協定書に規定する業務の遂行にあたり知り得た相手方の事業上・技術上の事項について、第三者に開示してはならない。ただし、甲・乙協議のうえ、災害対応において開示する必要があると認める事項はこの限りではない。

（経費の負担）
第６条　本協定に基づく要請により生じた経費については、法令その他特別に定めがある場合を除くほか、原則として乙の負担とする。

（服務）
第７条　甲の要請に基づき活動する乙の社員の服務その他の取り扱いは、乙の定めによるものとする。

（災害補償）
第８条　本協定に基づき支援業務に従事した者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。

（車両保険の取り扱い）
第９条　乙は乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、これらの保険適用を受けるに際しかかる費用については、全て乙の負担とする。

（連絡担当者）
第１０条　甲及び乙は、本協定の実施に必要な甲乙双方の連絡先及び担当者等を別途定めるものとし、内容に変更が生じた場合は、速やかに相手方に報告するものとする。

（平常時の活動）
第１１条　甲及び乙は、本協定に基づく相互協力の円滑な実施を図るため、平常時も、次に掲げる事項について相互に協力等を行うものとする。
（１）防災に関する計画等必要な情報の交換
（２）甲の行う防災訓練等への参加
（３）「協力体制に関する報告書」に基づく、乙が協力可能な人員体制及び車両等の数量に関する、甲への情報提供
（４）その他災害時に協力が必要な事項

（有効期間）
第１２条　本協定の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１箇月前までに、甲乙いずれからも協定解除の申し出がないときは、さらに１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）
第１３条　本協定に定めのない事項又は本協定の実施について疑義が生じた場合は、甲乙両者が協議の上、定めるものとする。

本協定の締結を証するため、この書面２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年７月１日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清水　聖士

乙　千葉県柏市名戸ケ谷９００番１号
株式会社ジェイコム千葉 東関東局
局長　　植田　和宏

# 資料－２－７３ 災害時におけるタクシー車両による緊急輸送等に関する協定書
# （一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県タクシー協会京葉支部（以下「乙」という。）とは、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生したとき又はそのおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）において、甲及び乙が相互に協力して鎌ケ谷市域内における第４条に規定する業務（以下「緊急輸送等」という。）を円滑に行うことにより、災害による被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（協力義務）

第２条　乙は、甲から緊急輸送等の要請を受けたときは、やむをえない事由のない限り、通常業務に優先して緊急輸送等を行うものとする。

（協力要請）

第３条　甲は、乙に対し、緊急輸送等を要請する場合は、要請書（様式１）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ＦＡＸ、メール、口頭等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、その要請事項を実施するために必要な措置を講じるものとする。

（緊急輸送等）

第４条　乙は、災害発生時等において、次の業務を行う。

（１）　甲の職員等の輸送業務

（２）　要配慮者（災害対策基本法第８条第２項第１５号）の輸送業務

（３）　災害による傷病者、帰宅困難者等の輸送業務

（４）　災害応急対策に必要な要員及び資器材等の輸送業務

（５）　被害状況の情報収集及び情報提供に関する業務

（６）　乙の会員が保有する井戸の水を提供する業務

（７）　その他甲が必要と認めた業務

（情報提供等）

第５条　甲及び乙は、緊急輸送等を円滑に行うため、その保有する災害に関する情報を相互に提供するものとする。

２　前項の提供は、電話、ＦＡＸ、メール、口頭、甲が設置する無線機等及び乙が設置、管理するカメラ、サイネージ等により行うものとする。

３　乙は、甲に対し、カメラ等により撮影した映像を提供するとともに、甲において当該動画を閲覧す

るために必要となるＩＤを発行するものとする。

４　乙は、甲と調整のうえ市民等に対し、サイネージ等により災害情報、避難者誘導等の情報提供を行うものとする。

（業務報告）

第６条　乙は、緊急輸送等を実施したときは、当該業務終了後、速やかに報告書（様式２）により甲へ報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話、ＦＡＸ、メール、口頭等により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（協力体制）

第７条　乙は、緊急輸送等に関し、あらかじめ協力体制及び連絡体制を整備し、甲に報告するものとする。

２　乙は、前項に規定する協力体制及び連絡体制を変更した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

３　甲は、乙が緊急輸送等に使用する車両等について、関係機関への緊急車両等の認定手続を行うものとする。

４　乙は、毎年度、緊急輸送等に使用することのできる車両等の台数について、甲に報告するものとする。

（費用負担等）

第８条　緊急輸送等に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額は、緊急輸送等を行った時点における適正価格を基準として、第６条の規定による報告に基づき、甲及び乙の協議により決定するものとする。

（災害補償等）

第９条　緊急輸送等の実施により、乙の会員の運転手等が死傷し、又は緊急輸送等に使用した車両等が損傷したときは、甲乙協議の上、災害補償等の内容を決定するものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の１か月前までに、甲又は乙から何らの申出がない場合には、さらに１年間自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（個人情報の保護）

第１１条　乙は、この協定による業務を処理するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（協議）

第１２条　この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙押印の上、各自１通を保有する。

令和２年９月１６日

甲　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清水　聖士

乙　　船橋市本町７丁目１番１号
一般社団法人千葉県タクシー協会
京葉支部
支部長　武藤　厚

# 資料－２－７４ 上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関する覚書（千葉県）

千葉県（以下「甲」という。）鎌ケ谷市（以下「乙」という。）は、上水道における自主防災組織による消火栓の使用に関し、次のとおり覚書を締結する。

（目的）
第１条　この覚書は、乙が認めた自主防災組織が消防活動のための水源として、甲が所管する消火栓を使用することについて基本的な事項を定めることを目的とする。

（用語の定義）
第２条　この覚書において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。
（１）配水管とは、甲が所管する水道管で、甲の給水区域への配水を目的として布設されたものをいう。
（２）消火栓とは、配水管に設置された公共の消防のための水栓で、甲が所管する施設をいう。
（３）自主防災組織とは、乙の市内の自治会、町会等の単位で自主防災を目的として結成された団体であり、乙が自主防災組織として認めたものをいう。
（４）使用者とは、第４条第１項の規定により消火栓を使用することにより消防活動を行う者をいう。
（５）訓練演習とは、使用者が消火栓を使用して実施する消防訓練等をいう。

（消火栓の設置等に係る情報提供）
第３条　甲は、消火栓の新設、撤去又は移設のための工事を行った場合には、当該消火栓に関する情報を乙に通知するものとする。

（消火栓の使用）
第４条　甲は、乙が自主防災組織に訓練演習及び消火のために消火栓を使用させることを認めるものとする。
２　乙は、自主防災組織による消火栓の使用にあたって、配水管内の水質の保全及び甲の所管する水道施設の維持管理に支障を来たさないよう努めるものとする。
３　乙は、自主防災組織に消火栓を使用させた場合は使用件数及び使用水量を甲に報告するものとする。
４　乙は、自主防災組織に訓練演習で消火栓を使用させる場合には、事前に甲へ協議するものとする。

（料金）
第５条　甲は、第４条第１項の規定により使用した場合の水道料金は免除するものとする。

（費用の負担及び補償）
第６条　消火栓の設置費及び維持管理費は、乙が負担するものとする。
２　乙は、第４条第１項の規定により自主防災組織に使用させたことにより消火栓を破損させた場合にあっては、原則として、その修繕費用を甲に補償するものとする。

（使用者又は第三者に及ぼした損害）
第７条　第４条第１項の規定により自主防災組織に使用させたことにより、使用者又は第三者に損害を及ぼしたときは、原則として、乙がその損害を補償しなければならない。

（実施細目）
第８条　この覚書の具体的な運用について必要な事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

（雑則）
第９条　この覚書に定めのない事項及びこの覚書の実施に際し疑義が生じた場合は、甲乙が協議して決

定する。
（附則）
この覚書は、覚書締結の日から摘要する。

この覚書を証するため、この覚書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和２年１０月１日

甲　千葉市花見川区幕張町５丁目４１７番地２４
千葉県
千葉県企業局長　岡　本　　和　貴

乙　鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清　水　　聖　士

# 資料－２－７５ 鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定
# （日本郵便株式会社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、甲及び乙のそれぞれが有する人的・物的資源を有効に活用して、市民サービスの向上を図ることを目的とする。
（連携事項）
第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、連携して次に掲げる事項について、業務に支障のない範囲で取り組むものとする。なお、緊急を要する場合には、直接消防又は警察等の関係機関に通報するものとする。
（１）　高齢者、障がい者、子どもその他の甲の住民等の何らかの異変に気付いた場合
（２）　道路の異状を発見した場合
（３）　不法投棄が疑われる廃棄物を発見した場合
（４）　災害発生時における協力に関すること
（５）　安全・安心な暮らしの実現に関すること
（６）　地域経済活性化に関すること
（７）　未来を担う子どもの育成に関すること
（８）　その他、地域の活性化・市民サービス向上に関すること
２　甲及び乙は、前項各号に掲げる事項を効果的に実施するため、定期的な協議を行うものとする。この場合において、具体的な協力内容については、甲乙合意のうえ、覚書等により決定する。
（協力郵便局）
第３条　本協定の協力郵便局は、別表に定める郵便局とする。
（協定内容の変更）
第４条　甲又は乙の本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議のうえ、必要な変更を行うものとする。
（免責）
第５条　乙は、第２条第１項の規定による協力をした場合及び協力をしなかった場合のいずれかにおいても、その責任を負わないものとする。
（守秘義務）
第６条　甲及び乙は、第２条に定める連携事項の検討・実施により知り得た相手方の秘密情報を、相手方の承認なしに第三者に開示又は提供してはならない。
２　甲及び乙は、本協定が理由の如何を問わず終了した後も、前項に定める秘密保持責任を負うものとする。
（有効期間）
第７条　本協定の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出が無い場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年間、本協定を更新するものとし、以降もまた同様とする。
（協議）
第８条　本協定にさだめのない事項又は本協定に定める事項に疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

附　則

本協定の締結により、以下の協定は廃止する。

・ 災害時における鎌ケ谷郵便局、特定郵便局鎌ケ谷部会、鎌ケ谷市間の協力に関する覚書（平成９年１２月１８日）
・ 鎌ケ谷市防災行政無線（ＭＣＡ無線）の設置等に関する協定書（平成２３年３月３１日）
・ 鎌ケ谷市地域見守り事業の協力に関する協定書（平成２７年３月１９日）
・ 道路損傷等についての情報提供に関する協定書（平成２７年３月１９日）

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和３年３月２２日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　千葉県鎌ケ谷市右京塚１３番２６号
日本郵便株式会社
鎌ケ谷郵便局長　　加　藤　隆　光

# 資料－２－７６ 鎌ケ谷市防災行政無線（ＩＰ無線）の設置等に関する覚書
## （日本郵便株式会社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と日本郵便株式会社（以下「乙」という。）は、鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、鎌ケ谷市地域防災計画に基づく災害対策に関し、相互に緊密な連絡を図り、災害から市民の生命及び財産を守るため、鎌ケ谷市防災行政無線（ＩＰ無線）の設置及び管理運営に関して次のとおり覚書を交換する。

（ＩＰ無線の設置）
第１条　乙は、第５条に掲げるＩＰ無線の無線設備を乙の所有する施設内に設置するものとする。なお、設置場所は甲乙協議のうえ決定する。
（ＩＰ無線の経費負担）
第２条　ＩＰ無線の設置に関する費用は、甲の負担とする。
（設置場所の無償提供）
第３条　ＩＰ無線の設置場所の使用料は、無償とする。
（設置場所の変更）
第４条　乙は、自己の都合により設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由を提示し協議するものとする。
（設置するＩＰ無線の無線設備）
第５条　設置するＩＰ無線の無線設備は、ハンディ型無線機とする。
（設置するＩＰ無線設備維持管理）
第６条　設置した無線設備の維持管理、保守点検及び修理は、甲が行うものとする。
（電力料の負担）
第６条　設置した無線設備の運用に要する電気料は、乙が負担する。
（有効期限）
第７条　本覚書の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに甲又は乙から書面による解約の申し出が無い場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年間、本覚書を更新するものとし、以降もまた同様とする。ただし、協定書が解約された場合は、協定書の有効期限と同様とする。
（協議）
第９条　本覚書に定めのない事項又は本覚書に定める事項に疑義が生じた場合は、その都度甲乙協議のうえ、定めるものとする。

本覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとする。

令和３年３月２２日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　清　水　聖　士

乙　千葉県鎌ケ谷市右京塚１３番２６号
日本郵便株式会社
鎌ケ谷郵便局長　　加　藤　隆　光

# 資料－２－７７ 災害発生時における鎌ケ谷市と鎌ケ谷市内郵便局の協力に関する覚書

鎌ケ谷市(以下「甲」という。)と日本郵便株式会社(以下「乙」という。)は、鎌ケ谷市と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定書（以下「協定書」という。）に基づき、鎌ケ谷市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙の鎌ケ谷市内郵便局が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり覚書を交換する。

（定義）

第１条　本覚書において、「災害」とは、災害対策基本法(昭和３６年法律第２２３号)第２条第１号に定める被害をいう。

（協力要請）

第２条　甲及び乙は、鎌ケ谷市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。

（１）　緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし郵便配達用車両は除く。）

（２）　甲又は乙が収集した避難所開設状況及び被災者の同意のうえで作成した避難先リスト等の情報の相互提供

（３）　郵便局ネットワークを活用した広報活動

（４）　災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策

ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除

ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除

エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除

（５）　乙が業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供

（６）　避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート(避難先届)又は転居届の配布・回収を含む。）

（７）　株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い。

（８）　甲が所有し、又は管理する施設及び用地の提供

（９）　乙が所有し、又は管理する施設及び用地の避難場所、物資集積場等としての提供

（１０）　前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）

第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）

第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出した金額を、要請した者が負担する。

２　前項の規定により、負担すべき金額は、適正な方法により算出するものとし、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

（災害情報連絡体制の整備）

第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）

第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）

第７条　本覚書に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。

甲　鎌ケ谷市　市民生活部長（安全対策課長）

乙　日本郵便株式会社　鎌ケ谷郵便局長（総務課長）

（有効期間）

第８条　本覚書の有効期間は、締結日から令和３年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の１ヵ月前までに甲又は乙から書面による解約の申出がない場合は、当該有効期間満了の日の翌日から起算して１年間、本覚書を更新するものとし、以降もまた同様とする。ただし、協定書が解約された場合は、協定書の有効期限と同様とする。

（協議）
第９条　本覚書に定めのない事項及び本覚書に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

本覚書の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有するものとするものとする。

令和３年３月２２日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　清水　聖士

乙　千葉県鎌ケ谷市右京塚１３番２６号
日本郵便株式会社
鎌ケ谷郵便局長　加藤　隆光

# 資料－２－７８ 災害時における物資供給に関する協定書（株式会社イトーヨーカ堂）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社イトーヨーカ堂（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第２条第１号に規定する災害時における必要な物資（以下「物資」という。）の供給について、以下の内容で合意し「災害時における物資供給に関する協定書」（以下「本協定」という。）を締結する。

（要請）

第１条　甲は、鎌ケ谷市内において災害が発生し、又は発生する恐れがあり、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、事態が急迫して文書によることができない場合は、口頭又は電信若しくは電話その他の方法によることができる。

３　前項のただし書きの場合において、甲は、事後速やかに要請の内容を記載した文書を乙に提出するものとする。

（協力）

第２条　乙は、甲から前条第１項規定による要請があったときは、当該要請に対し業務に支障のない可能な範囲において協力するものとする。

（物資の範囲及び報告）

第３条　甲が、乙に要請する物資の範囲は、次に掲げるものとする。なお、乙は甲から物資供給の要請を受けたときは、当該物資について供給の可否・供給可能な日時・数量等について甲に報告するものとし、甲乙協議の上で決定するものとする。

（１）　乙が保有する食料品及び生活必需品の物資

（２）　その他甲が指定する物資

（物資の引渡し）

第４条　物資の引渡し場所及び引渡し日時は、甲が状況に応じて指定するのもとし、当該引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙又はその業務委託先（以下総称して「乙等」という。）が行うものとする。ただし、乙等が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行うものとする。

２　甲は前項の引渡し場所において、物資の品目、数量等を確認の上、物資を受領するものとし、受領後は、速やかに乙に書面による受領書を交付するものとする。

（車両の通行）

第５条　甲は、乙等の車両を緊急又は優先車両として通行できるように支援するものとする。

（物資等の費用）

第６条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求書に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

２　物資の代金は、災害発生の直前における適正な価格とする。

３　第４条第１項の物資の運搬について、乙が引渡し場所までの運搬に要した費用は、甲が負担するものとする。

（連絡責任者）

第７条　本協定を円滑に運用するため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別途定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとす

る。

（協議）

第８条　本協定について疑義が生じた事項又は本協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議して定めるものとする。

（効力）

第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和３年９月１５日までとする。ただし、有効期間満了の１ヶ月前までに、甲乙のいずれからも更新しない旨の意思表示がないときは、本協定は有効期間満了日の翌日より更に１年間同一条件で自動的に更新されるものとし、以後も同様とする。

（解約）

第１０条　本協定は、解約日の１ヶ月前までに書面により相手方に通知することで解約することができるものとする。

附　則

甲乙間で平成８年５月１日付で締結された、「協定書」については、本協定をもって失効するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、両名記名押印のうえ、各自その１通を保有する。

令和３年９月１５日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　芝　田　　裕　美

乙　東京都千代田区二番町８番地８
株式会社イトーヨーカ堂
代表取締役社長　　三　枝　　富　弘

# 資料－２－７９ 災害時における感染症対策等に関する協定書
## （一般社団法人千葉県ペストコントロール協会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人千葉県ペストコントロール協会（以下「乙」という。）とは、鎌ケ谷市に大規模な地震、風水害その他の災害又は広範囲に渡る感染症等の発生（以下「大規模災害等の発生」という。）があった場合、感染症の拡大を防ぐため次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、大規模災害等の発生時に、甲が行う感染症対策に関して、甲及び乙が相互に協力することに対して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　この協定による業務は、次の各号に掲げる活動（以下「防疫活動等」という。）とする。

（１）　水害時の防疫活動

（２）　ネズミ等衛生害獣若しくは衛生害虫の駆除

（３）　感染症発生時の消毒活動

（４）　その他、甲が必要と認めた作業

２　甲は前号各号に掲げる事項の協力を要請するときは、感染症対策防疫活動要請書（別記第１号様式。以下（「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（防疫活動等の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、直ちに要請された防疫活動等の実施場所に出勤し、甲の職員の指示により防疫活動等を実施するものとする。

２　前項の場合において、防疫活動等に従事する者は、防疫活動等の実施場所に甲の職員が派遣されていない場合は、甲からの要請事項に従い、自らの判断により防疫活動等を実施するものとする。

（業務報告）

第４条　乙は前条の規定に基づき防疫活動等を実施したときは、感染症対策防疫活動報告書（別記２号様式）以下「報告書」という。）を防疫活動完了の日から２週間以内に提出するものとする。ただし、報告書を２週間以内に提出することが困難な場合は、電話等で報告し、後日、これを提出するものとする。

（経費の負担等）

第５条　第２条の規定によって要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、災害の発生の直前における市場の適正価格を基準とし、甲乙協議して決定するものとする。

３　乙は、前々項の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、請求するものとする。

４　乙が、建築物所有者等の要請により、甲の要請の範囲を超える防疫業務を実施した場合は、その経費は乙が当該要請をした建築物所有者等に請求するものとする。

（損害賠償）

第６条　乙は、防疫活動等に際し、乙の責めに帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（個人情報の保護）

第７条　乙は、この協定による業務を実施するための個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（連絡体制の整備）

第８条　甲及び乙は、災害等が発生したときに双方が必要とする情報を相互に、かつ、速やかに連絡することができる体制を整備するものとする。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結日から１年間とする。ただし、協定の有効期間満了日の１か月前までに、甲又は乙から何らの申し出がない場合には、さらに１年間自動更新するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定について、疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙がその都度協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙押印の上、各自１通を保有する。

令和３年１０月１日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　芝　田　　裕　美

乙　千葉市中央区中央三丁目３番１号
一般社団法人　千葉県ペストコントロール協会
会　　長　　矢　代　　秀　明

# 資料－２－８０ 災害時における停電復旧の連携等に関する基本協定（東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社（以下「乙」という。）は鎌ケ谷市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に定める災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時等」という。）に、広範囲の長時間停電が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「大規模停電等」という。）の早期復旧及び事前対応についての甲及び乙における相互協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、災害時等の大規模停電等において、市民生活の安定を図るため、甲及び乙が連携して電力復旧等の活動に取り組むことを目的とする。

（連絡体制）

第２条　甲及び乙は、災害時等の大規模停電等の場合は、停電復旧作業の連携等のための連絡体制を確立する。

２　甲及び乙は、双方の連絡先を定め、定期的に確認する。

（相互協力の範囲）

第３条　甲及び乙は、早期の停電復旧のために必要と認められるときは、それぞれがもつ資機材・施設・用地・人材等の資源提供を要請することができる。

２　甲及び乙が要請する主な内容を次の各号に定める。

（１）　乙による甲への主な要請

ア　甲が保有する土地や施設について、乙の復旧作業拠点としての使用

イ　停電復旧作業に支障となる障害物除去

ウ　甲が保有する広報手段による停電情報の発信

（２）　甲による乙への主な要請

ア　連絡調整員の派遣

イ　電源車の配備

ウ　停電復旧作業及び啓開作業に伴う障害物除去

エ　乙が保有する広報車等による広報活動

３　甲及び乙は、前項の要請を受けたときは、当該要請に応じることが困難な事情がない限り、速やかに協力するものとする。

（停電情報及び道路・河川状況の情報共有）

第４条　乙は、大規模停電等の場合は、速やかに甲へ報告するとともに、早期の停電復旧に努める。

２　甲は、鎌ケ谷市内において道路・河川等の被害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、乙へ報告するとともに、早期の復旧に努める。

３　甲及び乙は、それぞれの復旧の進捗状況について、適時双方へ報告する。

４　甲は、鎌ケ谷市内において停電の発生情報を取得した場合は、速やかに乙へ情報を提供する。

５　乙は、鎌ケ谷市内において道路・河川等の被害情報を取得した場合は、速やかに甲へ情報を提供する。

６　甲及び乙が共有する主な情報を次の各号に定める。

（１）　乙が甲に提供する情報

ア　停電発生時間、停電地域、停電軒数、停電の原因、停電復旧作業の状況及び見込み

イ　知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況

ウ　プレスリリースの内容

（２）　甲が乙に提供する情報

ア　知り得た道路被害及び樹木倒壊の状況、市民等から提供された停電情報

イ　道路啓開、樹木・土砂等の除去状況

ウ　市民等が避難している地域、甲が開設している避難所等

（重要施設の優先復旧）

第５条　鎌ケ谷市内の電力復旧を優先すべき重要施設は、次のとおりとし、甲は施設リストを乙に提供する。

（１）　生命の危険に直結する医療施設や福祉施設等

（２）　避難所等として開設されている施設

（３）　災害対応の中枢機能となる市災害対策本部等が存在する施設

２　乙は、電力復旧計画の策定に当たっては、前項各号に掲げる重要施設の優先復旧について十分に配慮しなければならない。ただし、優先順位に沿った電力復旧が困難な場合は、甲へ報告の上、双方で調整を図る。

（広報活動）

第６条　乙は、鎌ケ谷市内において停電が発生した場合は、広報車による住民向け広報活動や乙のホームページ等への停電情報の掲載を行う。

２　乙は、前項の規定による広報手段のみでは、市民に対して十分な周知ができないと認められるときは、甲に対して停電情報の発信を要請することができる。

３　甲は、前項の規定に基づき乙から要請を受けた場合には、甲が実施可能な広報手段にて情報発信を行う。

（覚書の締結）

第７条　甲及び乙は、本協定各条に定める甲及び乙の役割や具体的な実施事項について、別に覚書等に定める。

（秘密の保持）

第８条　甲及び乙は、本協定に基づく活動を通じて知り得た秘密情報を他人に開示又は、漏えいしてはならない。

２　本協定の締結事実を自己又は他人を利するための手段として利用してはならない。

（協定期間）

第９条　本協定の有効期間は、協定締結の日から令和４年３月３１日までとする。ただし、有効期間が満了する１か月前までに、甲又は乙から特段の意思表示がない場合は、本協定は、期間満了日の翌日から更に１年間同一の条件をもって更新するものとし、以後も同様とする。

（定めのない事項等）

第１０条　本協定に関し、定めのない事項又は疑義が生じた場合は、甲乙協議して定める。

本協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和３年１１月１日

鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

甲　　鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　芝　田　裕　美

船橋市湊町二丁目２番１６号

乙　　東京電力パワーグリッド株式会社京葉支社

京葉支社長　濱　山　満

## 資料－２－８１ 災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定書（社会福祉法人草加福祉会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と社会福祉法人草加福祉会（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項第１号に規定する災害（以下、「災害」という。）が発生した場合において、避難所での生活において特別の配慮を要する者及びその家族（以下「要配慮者」という。）　を受け入れるための福祉避難所について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第２条 この協定は、災害発生時に要配慮者が避難所生活に支障が生じないよう、乙の運営する福祉施設内において、福祉避難所を設置することに関し必要な事項を定めるものとする。

（受け入れの対象者）

第２条 受け入れの対象となる者は、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の者など甲があらかじめ指定する避難所での生活が困難であると判断した要配慮者とする。

（指定する施設）

第３条 乙が運営する施設のうち、福祉避難所に指定する施設は、別表のとおりとする。

また、対象施設に変更等が生じた場合又は新たに対象となる施設の追加を要する場合は、速やかに甲に報告し、別途協議のうえ、必要により当該協定書別表を変更するものとする。

（管理運営）

第４条 乙は、福祉避難所の設置運営にあたり、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１） 要配慮者への相談等に応じる介助員等の配置及び福祉避難所に避難した要配慮者の日常生活上の支援。

（２） 要配慮者の状況の急変等に対応できる体制の確保。

（３） 福祉避難所の設置運営に係る実績報告及び費用に係る毎月の請求。

（手続き）

第５条 この協定における福祉避難所の開設は、甲の要請に基づき行うものとする。

２ 乙は、甲からの要請に可能な範囲で応じるものとする。

３ 乙は、甲からの要請に基づき、要配慮者を受け入れたときは、甲に受入人数等を報告するものとする。

（運営期間）

第６条 乙が開設する福祉避難所の運営期間は、甲からの要請に基づき要配慮者を受け入れたときから一般の避難所が閉鎖するまでの期間とする。

ただし、特段の事情のあるときはこの限りでない。

（費用の清算）

第７条 甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものについて支払をするものとする。

（１） 介助員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む）。

（２） 要配慮者に要する食費。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

２ その他必要な費用の負担については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

（要配慮者の避難手段）

第８条 福祉避難所への移送は、原則として要配慮者が自身の責任において行うものとする。

ただし、避難にあたり支援が必要であると判断した場合は、甲が要配慮者を移送するものとする。

２ 乙は甲から移送に関する協力の要請があった場合は、可能な範囲で移送に協力するものとする。

（個人情報の保護）

第９条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営に当たり業務上知り得た要配慮者又はその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２ 前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（権利義務の譲渡等の制限）

第 10 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

（関係書類の保管）

第 11 条 乙は、この協定に関する書類等を事業所に整備するほか、次に掲げる記録を事業実施後５年間保管しなければならない。

（１） 要配慮者の氏名・滞在期間等。

（２） 要配慮者に提供した食事や物資の数量・価格等。

（３） その他乙が直接支払を行ったものに要した費用。

（協定の解除）

第 12 条 甲は、乙がこの協定に基づく目的を達成することができないと認めるときは、これを解除できるものとする。

（有効期間）

第 13 条 この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和４年３月末日までとする。

ただし、期間満了の２月前までに甲、乙いずれかから書面により更新しない旨の申立がない限り、毎年度自動更新されるものとする。

（その他）

第 14 条 この協定に定めのない事項及び疑義が生じた事項は、甲、乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和３年　１２月　２０日

（甲）所在地　　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
名　称　　鎌ケ谷市
代表者職氏名　鎌ケ谷市長　　芝　田　裕　美

（乙）所在地　　埼玉県草加市長栄町二丁目１番地８
名　称　　社会福祉法人　草加福祉会
代表者職氏名　理事長　　湖　山　泰　成

（別表）

**福祉避難所協定締結施設**

| 法　人　名 | 特別養護老人ホーム名称 | 住　　所 |
|---|---|---|
| 社会福祉法人<br>草加福祉会 | アウル鎌ケ谷 | 〒273-0136<br>佐津間568 |
| | アウル鎌ケ谷ネクスト | 〒273-0136<br>佐津間631 |

## 資料－２－８２ 災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定書（弘済商事株式会社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と弘済商事株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における仮設トイレ等の提供に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市地域防災計画及び鎌ケ谷市災害廃棄物処理計画を踏まえて、地震や風水害その他の災害が発生し、または発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して仮設トイレ等の提供を要請すること及びその手続き等について必要な事項を定めることにより、災害時における市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

（協力の内容）

第２条　市内において災害が発生した場合に、甲は乙に対し、仮設トイレ、その他のレンタル機材等（以下「仮設トイレ等」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の業務の支障が生じない範囲で可能な限り協力するものである。

（協力体制）

第３条　甲と乙は、あらかじめこの協定に基づく協力の内容について協議し、協力体制を明らかにしておくものとする。

２　乙は、災害時において、円滑に協力することができるように、平常時から協力体制の整備に努めるものとする。

（連絡担当者）

第４条　甲と乙は、この協定に関する連絡担当者を定め、それぞれ相手方に通知する。連絡担当者を変更したときも、同様とする。

（協力要請）

第５条 甲は、鎌ケ谷市内に災害が発生し、環境衛生を保全するために、仮設トイレ等を設置する必要があるときは、乙に対して、甲が指定する場所に乙の保有する仮設トイレ等を提供するよう要請することができる。

２　前項に規定する要請は、仮設トイレを設置する場所及び設置数その他必要な事項を仮設トイレ等提供要請書（様式第１号）により行うものとする。ただし、急を要する場合、口頭、電話等により要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（協力の実施）

第６条　乙は、前条第１項の規定により要請を受けた場合、優先的に保有する仮設トイレ等を設置するものとする。

２　乙は、仮設トイレ等の設置後速やかに、甲に対して、設置場所及び設置数その他必要

な事項を記載した仮設トイレ等提供完了報告書(様式第２号)を提出し、甲の承認を得るものとする。

（経費の負担等）

第７条　甲は、この協定に基づき、乙が仮設トイレ等を設置するために要した人員、機材等に関する経費について、甲が必要と認めた額を負担する。

２　甲が負担する経費の価格は、災害発生時の直前（平常時）における賃料等を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　乙は、協力内容等について甲の承認を得た後、甲に対して第１項及び前項において規定する経費の支払いを請求する。

４　甲は、乙から前項に規定する請求があった場合、請求日から３０日以内に乙に支払うものとする。

（補償）

第８条 この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、その者又は、その者の遺族に対する災害補償については、乙の加入する労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）の補償給付によるものとする。

（有効期間）

第９条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは１年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（解除）

第 10 条　この協定を解除する場合は、甲又は乙のいずれか一方が解除日の１か月前までに書面により相手方に通知するものとする。

（協議事項）

第 11 条　この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

千葉県鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　芝田　裕美

乙　千葉県千葉市花見川区犢橋町１６１５－１２
弘済商事株式会社

代表取締役　平井　作実

様式第１号(第５条関係)

年　　月　　日

　様

鎌ケ谷市長
(公印省略)

# 仮設トイレ等提供要請書

災害時における仮設トイレ等の供給について、災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定第５条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

| 物資の種類 | 数量 | 配置日時 | 配置場所 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(連絡担当者)

| | |
|---|---|
| 所　　属 | |
| 職名・氏名 | |
| 連　絡　先 | |

様式第２号(第６条関係)

年　　月　　日

鎌ケ谷市長

(設置者)

# 仮設トイレ等提供完了報告書

災害時における仮設トイレ等の供給について、災害時における仮設トイレ等の提供に関する協定第６条の規定に基づき、次のとおり提供したことを報告します。

| 物資の種類 | 数量 | 配置日時 | 配置場所 | 備考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

(設置担当者)

| | |
|---|---|
| 所　　属 | |
| 職名・氏名 | |
| 連　絡　先 | |

# 資料－２－８３ 災害時における支援協力に関する協定書（一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会（以下「乙」という。）は災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲において地震、風水害、その他の災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的または集中的に発生する場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定めるものとする。

（協力の実施）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認めるときは、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（１）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

（２）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

（３）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

（４）帰宅困難者に対する避難場所の提供（結婚式場等）

（５）甲が設置した一時避難所及び、乙が提供する避難場所における、被災者に対する炊き出しや継続的な食事等（弁当等）の提供

（６）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第３条　前条の要請は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第１号様式）をもって行なうものとする。ただし、やむを得ない事態が発生したとき、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

（１）要請を行なった者の職・氏名及び担当者氏名

（２）要請の理由

（３）要請の内容

（４）協力を要請する期間

（５）その他、要請に必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第２条各号の協力を行なうものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をしたときは、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第２号様式）をもって甲に報告するものとする。

（１）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所

（２）遺体を安置した施設（葬儀式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数

（３）避難所に供給した食事等の数量

（４）生活支援等の各種サービスの内容

（５）その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行なった場合、その経費は、乙が当該要請を行なった遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条に基づき乙からの請求があった場合には、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図れるよう、広域における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡先等確認）

第１１条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとし、甲にあたっては災害対策本部健康福祉１班の職にあたる者を、乙にあたっては、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会北関東ブロック長の職にあたる者を当該責任者とする。

ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（災害時の情報提供）
第１２条　乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）
第１３条　乙は、支援を行なう場合において知り得た災害に関わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）
第１４条　乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年３月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）
第１５条　この協定に定めの無い事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた事項は、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

（効力）
第１６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和５年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了の２か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がないときは、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年１１月１１日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号

鎌ケ谷市

市　　長　　芝田　裕美

乙　東京都港区西新橋１丁目１８番１２号
ＣＯＭＳ虎ノ門６階
一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会

会　　長　　渡邊　正典

第１号様式

年　　月　　日

# 災害時協力要請書

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会会長　様

鎌ケ谷市長

災害時における支援協力に関する協定第３条規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

| | |
|---|---|
| 要請担当者 | 職　　名　　部　　課<br>氏　　名　　電話番号 |
| 口頭、電話等による要請の日時 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分頃 |
| 要請理由 | |
| 要請内容 | |
| 履行場所 | |
| 履行期日又は期間 | 期日：　　年　　月　　日<br>期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 備考 | |

第２号様式

年　　月　　日

# 災害時要請業務報告書

（あて先）鎌ケ谷市長

一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会
会　長　　渡　邊　　正　典　　印

災害時における支援協力に関する協定第５条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

| | |
|---|---|
| 要請担当者 | 職　名　　部　　課<br>氏　名　　電話番号 |
| 口頭、電話等による要請の日時 | 年　　月　　日（　）　　時　　分頃 |
| 実施業務内容 | |
| 従事者氏名 | |
| 履行の場所 | |
| 遺体の安置 | 遺体収容数等 |
| | 施設名称 |
| | 使用室数　　室 |
| | 使用期間　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 履行期日又は期間 | 期日：　　年　　月　　日<br>期間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 備考 | |

# 資料－２－８４ 災害時における支援協力に関する協定書（千葉中央葬祭業協同組合）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と千葉中央葬祭業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲において地震、風水害、その他の災害の発生により、甲に災害対策本部が設置される災害時（以下「災害時」という。）に多数の死者及び被災者が一時的又は集中的に発生した場合の迅速かつ円滑な応急対策を行うため、必要な手続き等について定める。

（協力の実施）

第２条　甲は、災害時に乙の協力が必要と認める時は、次に掲げる事項について乙に要請し、乙はやむを得ない事由のない限り、通常業務に優先して協力するものとする。

（１）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに作業等の役務の提供

（２）遺体を安置する施設（葬儀式場等）の提供

（３）遺体搬送用寝台車及び霊柩車等による遺体搬送

（４）その他、甲の要請により乙が応じられる事項

（協力の要請）

第３条　前条の協力は、次に掲げる事項を記載した災害時協力要請書（第１号様式）をもって行うものとする。ただし、やむを得ない事態が発生した時、甲は、電話、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに災害時協力要請書を乙に送付するものとする。

（１）要請を行った者の職・指名及び担当者氏名

（２）要請の理由

（３）要請の内容

（４）協力を要請する期間

（５）その他、要請に必要な事項

（協力の方法）

第４条　乙は、前条による甲の要請があった場合、乙のでき得る範囲において、甲の指示に従い、第２条各号の協力を行うものとする。

（報告）

第５条　乙は、第２条各号の協力をした時は、次に掲げる事項を記載した災害時要請業務実施報告書（第２号様式）をもって甲に報告するものとする。

（１）遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品の数量並びに当該作業に従事した者の氏名及び住所

（２）遺体を安置した施設（葬祭式場等）の使用した部屋の数及び使用した日数

（３）その他、甲が乙に指示した事項

（経費の負担）

第６条　甲は、前条による報告があった場合、甲の要請に相違ないことを確認のうえ、乙が要した経費について、甲が負担するものとする。

（経費の請求）

第７条　乙は、前条の経費を甲に請求する場合は、甲の指定する方法により、一括して請求するものとする。

２　乙が遺族等の要請により、甲の要請事項の範囲を超える協力を行った場合、その経費は、乙が当該要請を行った遺族等に請求する。

（経費の支払）

第８条　甲は、前条に基づき乙から請求があった場合は、乙が指定する支払先に速やかに支払うものとする。

（価格の決定）

第９条　遺体の収容及び安置に必要な機材、資材及び消耗品並びに遺体を安置した施設の使用料等の価格は、災害の発生直前における災害救助法（昭和２２年法律第１１８号）の基準額及び市場の適正な価格を基準とし、甲、乙協議して決定するものとする。

（支援体制の整備）

第１０条　乙は、災害時における円滑な協力体制が図られるよう、広報における応援体制及び情報収集伝達体制の整備に努めるものとする。

（連絡先等確認）

第１１条　この協定の円滑な実施を図るため、甲、乙双方の連絡先及び連絡責任者を定めるものとする。ただし、期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（災害時の情報提供）

第１２条　乙は、協力業務の実施中に得た災害情報を、積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）

第１３条　乙は、支援を行う場合において知り得た災害に関わる情報を、甲以外の者に漏らしてはならない。

（通知）

第１４条　乙は、災害時における円滑な協力が図れるよう、この協定により協力できる乙の会員名簿を毎年３月末までに、甲に通知するものとする。

（協議）
第１５条　この協定に定めのない事項又はこの協定の解釈に疑義が生じた時は、その都度、甲、乙協議の上定めるものとする。

（協定の適用）
第１６条　この協定は、締結の日から効力を発生するものとし、令和５年３月３１日までとする。
　ただし、期間満了２か月前までに、甲又は乙から書面による解約の申し出がない時は、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定書の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有するものとする。

令和４年１１月１１日

甲　鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号
鎌ケ谷市
市　　長　　芝田　裕美

乙　千葉市中央区中央３丁目５番３号
千葉中央葬祭業協同組合
代表理事　　渡部　和夫

第１号様式

年　　月　　日

# 災 害 時 協 力 要 請 書

千葉中央葬祭業協同組合代表理事　様

鎌ケ谷市長

災害時における支援協力に関する協定第３条の規定に基づき、次のとおり協力を要請します。

| | |
|---|---|
| 要請担当者<br>氏名・電話番号 | 職　　名　　部　　課<br>氏　　名　　電話番号 |
| 口頭、電話による要請の日時 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分頃 |
| 要請理由 | |
| 要請内容 | |
| 履行場所 | |
| 履　行　日<br>履行期間 | 履行日：　　年　　月　　日<br>期　間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| 備　　考 | |

第２号様式

年　　月　　日

# 災害時要請業務実施報告書

（あて先）鎌ケ谷市長

千葉中央葬祭業協同組合
代表理事　　印

災害時における支援協力に関する協定第５条の規定に基づき、次のとおり要請業務を実施しましたので報告します。

| | | |
|---|---|---|
| 要請担当者<br>氏名・電話番号 | 職　名　　部　　課<br>氏　名　　電話番号 | |
| 口頭、電話による要請の日時 | 年　　月　　日（　）　　時　　分頃 | |
| 実施業務内容 | | |
| 従事者氏名 | 住　所<br>氏　名 | |
| 履行場所 | | |
| 履行日<br>履行期間 | 履行日：　　年　　月　　日<br>期　間：　　年　　月　　日　～　　年　　月　　日 | |
| 使用物資・数量 | | |
| 遺体の安置 | 遺体収容数等 | |
| | 施設名称 | |
| | 使用室数 | 室 |
| | 使用期間 | 年　　月　　日　～　　年　　月　　日 |
| その他・備考 | | |

# 資料－２－８５ 災害時における支援協力に関する協定書（一般社団法人全国霊柩自動車協会）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、千葉県霊柩自動車協会（以下「乙」という。）及び一般社団法人全国霊柩自動車協会（以下「丙」という。）は、災害時の遺体搬送に関し、つぎのとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１項に規定する災害（以下「災害時」という。）発生時において、多数の死亡者が発生した場合に、甲が乙又は丙に対して霊柩自動車による遺体搬送（以下「搬送」という。）の要請及びその場合の手続きについて必要な事項を定めるものとする。

（搬送要請）

第２条　甲は、災害時に遺体搬送を必要とするときは、乙に対して搬送を要請することができる。ただし、乙が対応できない場合には、甲は丙に対し直接搬送を要請することができることとする。

（搬送拠点の確保及び火葬計画）

第３条　甲は、前条の要請を行う場合は、予め要請の規模に応じた搬送拠点（駐車スペース、宿泊スペース等）を確保するとともに、火葬計画を作成するものとする。

（要請の方法）

第４条　甲は第２条の規定による要請をするときは、次に掲げる事項を記載した遺体搬送要請書（別紙第１号様式）により行う。ただし、急を要する場合には、担当者が事前に電話等による要請を行うものとする。

（１）担当者の連絡先

（２）要請の理由

（３）必要とする霊柩車両数

（４）搬送拠点の場所（所在地、施設名、連絡先）

（５）その他の必要事項

（搬送業務）

第５条　甲の要請により、搬送に従事する乙又は丙の会員事業者は、甲の指示に従い火葬場、斎場等への遺体の搬送に従事するものとする。

（搬送実績報告）

第６条　乙又は丙は、前条の規定に基づき搬送を行ったときは、次に掲げる事項を

記載した遺体搬送実績報告書（別紙様式第２）をもって甲に報告するものとする。

（１）担当者の連絡先

（２）搬送従事者名

（３）搬送従事車両

（４）搬送を行った期間、主な搬送区間

（５）その他必要な事項

（費用の負担及び算定方法）

第７条　遺体搬送に要した費用及びその付帯費用は、甲が負担する。

２　遺体搬送に関する費用の算定は、地方運輸局長への届出運賃を基準として、甲、乙及び丙協議のうえ、決定するものとする。

３　搬送従事者の搬送拠点までの走行費用及び搬送拠点での滞在費用については、実費を基準として、甲、乙及び丙協議のうえ、決定するものとする。

（費用の請求）

第８条　乙又は丙は、前条により算定した費用を甲に一括して請求するものとする。

２　費用の請求は、算出根拠を明示した資料を添付した請求書により行うものとする。

３　甲の要請事項の他に、乙又は丙が遺族の要請によりご遺体搬送の範囲を超える協力を行った場合には、この部分に要した費用は、乙又は丙が当該要請を行った遺族に請求するものとする。

（費用の支払い）

第９条　甲は、前条の規定に基づき乙又は丙から費用の支払請求があったときは、乙又は丙に対して速やかに支払うものとする。

（広域的な応援体制）

第１０条　乙又は丙は災害の状況を勘案し、必要があると認めるときは単一県協会を超えた広域的な応援体制の構築に努めるものとする。

（会員名簿の提供）

第１１条　搬送業務の円滑化に資するため、事前に丙の会員事業者名簿を甲に提供するものとする。協定の有効期間を延長したときも同様とする。

（連絡体制）

第１２条　甲、乙及び丙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないよう、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

（災害情報の提供）
第１３条　乙又は丙は、搬送業務中に現認した災害情報を積極的に甲に提供するものとする。

（守秘義務）
第１４条　乙又は丙は、搬送業務中に知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。

（職員の同乗等）
第１５条　甲は必要に応じて乙又は丙の搬送車両に職員を同乗させることができるものとする。
２　乙又は丙は、搬送業務を実施しようとするときは、必要に応じて甲に職員の同乗を要請することができるものとする。

（変更の通知）
第１６条　甲は、本協定に定める事項に重要な変更が生じたときは、その旨を速やかに乙又は丙に通知するものとする。

（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、その都度、甲、乙及び丙協議して定めるものとする。

（協定の施行日）
第１８条　この協定は、協定締結の日から実施する。

（協定の有効期間）
第１９条　この協定は、締結の日から１年とする。ただし、期間満了の２ヶ月前までに、甲乙丙いずれからも書面による解約の申し出がないときは、本協定を１年間更新し、以降もまた同様とする。

この協定締結の証として、本協定書を３通作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

令和４年１１月１１日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷２丁目６番１号
鎌ケ谷市
市　長　芝田　裕美　印

乙　千葉県八街市八街ほ３６番地
有限会社アラキ内
千葉県霊柩自動車協会
会　長　荒木　由光　印

丙　東京都新宿区四谷３丁目２番地５
全日本トラック総合会館２階
一般社団法人全国霊柩自動車協会
会　長　岡　伸二郎　印

（様式第１）

年　　月　　日

# 遺　体　搬　送　要　請　書

（搬送要請先の長）　殿

鎌ケ谷市長　　印

災害時の遺体搬送に関する協定第４条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送を要請します。

| | |
|---|---|
| 担当者の連絡先 | 所在地　　：<br>氏名・役職　：<br>電　話　　（　　）<br>ＦＡＸ　　（　　）<br>メールアドレス |
| 要請の理由 | |
| 必要とする霊柩車両数 | 両 |
| 搬送拠点の場所 | 所在地：<br>施設名：<br>連絡先： |
| 搬送要請期間 | 令和　　年　　月　　日　より<br>令和　　年　　月　　日　まで |
| 事前連絡の日時 | 令和　　年　　月　　日　　時　　分 |
| 備　　考 | |

（様式第２）

年　　月　　日

# 遺　体　搬　送　実　績　報　告　書

（宛先）
鎌ケ谷市長

（搬送要請先の長）　　印

災害時の遺体搬送に関する協定第６条の規定に基づき、次のとおり遺体搬送実績を報告します。

| | |
|---|---|
| 担当者の連絡先 | 住　所：<br>氏　名：<br>電　話：　　（　　）<br>ＦＡＸ：　　（　　）<br>メールアドレス： |
| 搬送従事者名 | 社　（詳細別紙） |
| 搬送従事車両 | 両　（詳細別紙） |
| 搬送を行った期間 | 令和　年　月　日　より<br>令和　年　月　日　まで（　　日間） |
| 主な搬送区間 | （　　）～（　　） |
| 備考 | |

# 資料－２－８６ 災害時における物資（ユニットハウス等）の供給に関する協定書（三協フロンテア株式会社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と三協フロンテア株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救援物資の供給に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、市民生活の早期安定を図るため、救援物資の供給に関し必要な事項を定めるものとする。

（供給物資）

第２条　甲が乙に供給を要請する物資は、ユニットハウス等（仮設事務所、仮設トイレ等）の乙が取扱い可能な物資とするものとする。

（要請の方法）

第３条　甲は物資（ユニットハウス等）供給要請書（様式第１号）により、乙に対して要請手続きを行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請し後日物資（ユニットハウス等）供給要請書を提出するものとする。

（供給の実施）

第４条　乙は、前条の要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、速やかに業務を実施するものとする。

（引渡し等）

第５条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬設置は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬できない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

（報告及び承認）

第６条　乙は、甲から要請を受けた業務を完了したときは、実施状況を救援物供給完了報告書（様式２号）により甲に報告し、甲の承認を得るものとする。

（費用の負担等）

第７条　物資の供給に要した費用は甲が負担するものとし、負担額は災害時直前における適正な価格を基準に、甲乙協議の上決定するものとする。

（費用の支払い）

第８条　物資の供給に要した費用は、乙が第６条に規定する実施状況について甲の承認を得た後、乙の請求により甲が支払うものとする。

２　甲は乙から前項に規定する請求があった場合、その内容を確認し、速やかに乙に支払うものとする。

（情報交換）

第９条　甲と乙は平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての意見交換を行い、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲又は乙のいずれからも意思表示がないときは１年間更新されたものとみなし、以後も同様とする。

（協議）

第１１条　この協定について疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年１月１９日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
市長　　芝　田　裕　美

乙　千葉県柏市新十余二５番地
三協フロンテア株式会社
代表取締役社長　　長　妻　貴　嗣

## 資料－２－８７ 災害時における応急対策の協力に関する協定書（千葉土建一般労働組合鎌ケ谷支部）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と、千葉土建一般労働組合鎌ケ谷支部（以下「乙」という。）とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）発生時における応急体制の協力について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内において災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、応急対策を迅速に行うことにより、被災者生活の安定を図るとともに、災害復旧活動の円滑な実施を目的とする。

（協力要請）

第２条　甲は、応急対策を実施する必要があると認めるときは、乙に対して次に掲げる事項の協力を要請するものとする。

（１）　避難所等の公共施設の応急補修

（２）　公費解体対象の倒壊家屋等の解体及び撤去

（３）　応急仮設住宅の建設

（４）　災害救助法に基づく住宅の応急修理

（５）　必要な資機材の調達及び運搬

（６）　その他、市が必要と認める緊急応急作業

（要請手続等）

第３条　甲は、前条に規定する協力を要請する場合は、応急対策協力要請書（別紙第１号様式）により行うものとする。ただし、文書による要請が困難なときや緊急を要するときは、電話、メール、ファクシミリ等で要請し、その後速やかに当該要請書を提出するものとする。

２　乙は、前項の要請を受けたときは、応急対策に必要な人員、資機材等を出動させ、甲の指示に従い応急対策を実施するものとする。

（協力体制の整備）

第４条　乙は、協力要請を受けた場合において、速やかに応急対策を実施できるよう、乙の組合員の出動体制及び被害情報に応じた資機材の供給体制について、整備するものとする。

２　乙は、乙の組合員が不足する場合においては、千葉土建本・支部を含む各関係団体へ組合員等の派遣を申し入れ、広域的な応援体制の確保に努めるものとする。

（情報の交換）

第５条　甲及び乙は、災害時において、相互が保有する災害情報等を交換し、情報の共有を図る。

２　甲及び乙は、この協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じて情報の交換を行うものとする。

（報告）

第６条　乙は、協力要請に基づく応急対策を完了したときは、応急対策完了報告書（別紙第２号様式）を、遅滞なく甲に提出するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、第２条の規定により乙が実施した応急対策に要した費用を負担するものとする。

２　前項に規定する費用の算出は、要請の直前における適正価格を基準として、甲乙協議の上決定するものとする。

３　業務の履行や支払等に係る事務手続については、甲で定める諸規程に基づき行うものとする。

（損害補償）

第８条　甲の協力要請に基づき応急対策に従事した乙の組合員が、死亡又は負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合の本人又はその遺族若しくは被扶養者に対する損害の補償については、労働者災害補償保険法（昭和２２年法律第５０号）を適用する。

（連絡体制）

第９条　甲及び乙は、連絡体制、連絡方法及び連絡手段について、この協定の目的達成に対し支障をきたすことがないよう、常に点検するとともに改善に努めるものとする。

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、甲又は乙から期間満了の１か月前までに相手方に対し、別段の意思表示がない場合は、本協定を１年間更新し、以後もまた同様とする。

（協議）

第１１条　この協定に関する疑義が生じたとき又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲乙協議して決定する。

この協定締結の証として本協定書を２通作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和　年　　月　　日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　　芝田　裕美

乙　千葉県鎌ケ谷市南佐津間６－５

千葉土建一般労働組合鎌ケ谷支部

執行委員長　　石井　重光

# 資料－２－８８ 災害時における物資供給に関する協定書（NPO 法人コメリ災害対策センター）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と NPO 法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、　乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可　能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるも　のとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものと

する。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（協議）

第 11 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年６月２４日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
市長　芝　田　裕　美

乙　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
NPO 法人　コメリ災害対策センター
理事長　捧　雄　一　郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

| 大分類 | 主な品種 |
|---|---|
| 作業関係 | 作業シート、標識ロープ、 |
| | ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 |
| | 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 |
| | 雨具、土のう袋、ガラ袋、 |
| | スコップ、ホースリール |
| 日用品等 | 毛布、タオル、 |
| | 割箸、使い捨て食器、 |
| | ポリ袋、ホイル、ラップ、 |
| | ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） |
| | バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 |
| | 簡易ライター、使い捨てカイロ |
| 水関係 | 飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク |
| 冷暖房機器等 | 大型石油ストーブ、木炭､木炭コンロ |
| 電気用品等 | 投光器、懐中電灯、乾電池、 |
| | カセットコンロ、カセットボンベ |
| トイレ関係等 | 救急ミニトイレ |

## 資料－２－８９ 災害時における通信機器等に係るレンタル機材の提供に関する協定書（株式会社トレミール）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と株式会社トレミール（以下「乙」という。）は、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、鎌ケ谷市の区域内で別紙に定める自然災害発生その他の事象が起きた際の通信機器等に係るレンタル機材の提供（以下「レンタル機材」という。）の提供について必要な事項を定めるものとする。

（内容）

第２条　甲は、自然災害発生その他の事象が起きた際、乙に対し乙の保有する衛星携帯電話、スマートフォンその他のレンタル通信機器セット（以下「ＤＩＰＢＯＸ」という。）の提供を要請することができ、乙はこの要請に対し乙の営業に支障のない範囲において可能な限り協力するものとする。

２　提供するレンタル機材の内容は別紙で通知するものとし、機材に変更があった場合は、別紙を適宜更新する。

（支援要請の手続）

第３条　甲は、前条第１項の要請を行う場合、別添様式「要請書」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話等をもって要請し、事後速やかに文書を提出する。

（連絡責任者）

第４条　甲及び乙は、本協定に基づく要請及び相手方への回答を円滑に行うため、甲乙双方の連絡先及び連絡責任者・担当者を別添様式「連絡責任者届」により定めるものとする。ただし、本協定の有効期間の途中において内容の変更が生じた場合は、速やかに相手先に報告するものとする。

（保有機材の運搬及び引渡し）

第５条　甲の要請により乙が甲に提供するレンタル機材の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までのレンタル機材の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲乙協議の上、運搬方法を決定するものとする。

２　前項のレンタル機材の引渡しは、乙がレンタル機材を第３条に定める要請文書の写しを提示する甲の職員又は甲の指定する者に引き渡す方法により行う。ただし、やむを得ない事情により要請文書の写しを提示できない場合は、あらかじめ甲乙間にて確認した身分証等の提示をもってこれに代える。なお、当該甲の職員又は甲の指定する者によるレンタル機材の確認及び受領をもって、当該引渡しの完了とする。

（経費の負担）

第６条　レンタル機材の提供に係る賃貸借料及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。

２　前項の賃貸借料は、自然災害発生時直前における市場価格や過去の取引実績を基準とし、適切かつ合理的な範囲内で甲乙協議の上決定するものとする。

（代金の支払）

第７条　甲及び乙は、甲がレンタル機材の提供を受けた後、支払の時期を甲乙協議の上決定するものとする。

２　前項の決定に従い、乙は甲に請求書を送付し、甲は乙からの請求書を受理した後、遅滞なく乙に支払うものとする。

（円滑な運用）

第８条　甲及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう平素から情報の交換を行うとともに相互連携を図るための訓練を定期的に行うものとする。なお、訓練で使用する機材については、乙が甲に対して有償で提供するものとする。

（履行義務の免除）

第９条　乙の営業拠点が被災した場合又は乙の営業状況（在庫不足を含む）により提供が困難な場合は、甲乙協議の上、履行義務の一部又は全部を免除することができるものとする。

２　甲は、輸送網及び道路の被害並びに交通網の状況により、遅延又はサービスの提供ができない場合があることを了承するものとする。

（免責事項）

第１０条　乙は、レンタル機材の提供に関連して発生したいかなる損害・逸失利益について一切の責任を負わないものとし、甲は自己の責任においてこれを利用するものとする。

２　甲は、乙が提供するレンタル機材の提供は、場所・通信環境・ネットワークの混雑状況、物流の混乱及び麻痺等の影響を受けるものであり、正確性、完全性、有用性、特定目的への適合性、事態の解決改善又はその他の通信性能等を保証するものではないことを了承するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間は、令和７年６月１日から令和８年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の１か月前までに甲乙いずれからも協定解除の申出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（協議事項）

第１２条　この協定に定めがない事項及びこの協定の実施について疑義が生じたときは、その都度甲乙双方が誠意をもって協議し、決定するものとする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和７年６月２４日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
市長　　芝　田　裕　美

乙　東京都港区赤坂四丁目２番１９号
株式会社トレミール
代表取締役　　茶　谷　幸　次

１　提供機材の内容：

- DIP BOX　１セット：

・衛星電話　×　2
・スマートフォン　×　3
・タブレット　×　1
・モバイル WiFi ルーター　×　10
・GPS 端末　×　3

２　提供条件：

- 以下の自然災害発生時に提供します：

・震度６弱以上
・大雨特別警報
・大雪特別警報
・大津波警報
・噴火レベル５
・暴風特別警報
・暴風雪特別警報
・津波警報
・噴火レベル４
・波浪特別警報
・高潮警報/特別警報
・土砂災害警戒情報
・氾濫発生情報

- その他の事象発生時に提供します：

・火災
・落雷
・破裂/爆発
・風災/雹災/雪災/水災
・電気的事故
・機械的事故
・車両・航空機の衝突
・水濡れ
・外部からの落下/飛来
・サイバー事故
・不測且つ突発的事故

３　備考：

- 提供機材の内容は必要に応じて変更される場合があります。
- 変更があった場合は、本別紙を適宜更新し、最新の内容を通知します。

令和７年６月２４日

# 資料－２－９０ 災害時における物資の輸送等に関する協定書（赤帽首都圏軽自動車運送協同組合）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と赤帽首都圏軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、大規模災害時等における物資輸送等の業務（以下「業務」という。）の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鎌ケ谷市内に地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）、また、鎌ケ谷市外での災害発生により甲が被災地に対して支援（以下「支援」という。）を行う場合に、甲が実施する災害応急対策活動及び活動支援の円滑化に寄与するために、乙の支援協力に関して必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、乙に協力を要請する場合は、業務の内容、日時、場所、その他必要な事項を明確にして、文書または口頭で要請するものとする。なお、口頭で要請した場合においては事後、文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第３条　乙が行う協力内容は、次の各号に掲げるものとし、可能な範囲内において、これに協力するものとする。

（１）甲が指定する場所への物資、その他輸送が必要と認められるもの（以下「物資」という。）の輸送

（２）その他、乙が実施できる業務範囲内において甲が必要と認める業務

（費用の負担）

第４条　この協定に基づく業務に要した費用は、原則として甲が負担するものとし、費用負担に関して疑義が生じた場合には、甲乙協議のうえ決定するものとする。

２　前条第１号に規定する物資の輸送費用は、災害発生直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上、定めるものとする。

（請求及び支払い）

第５条　乙は、業務が終了した後、速やかに甲に報告し、前条に定める費用を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項による乙の請求があったときは、その内容を確認の上、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（事故等）

第６条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがない場合には、口頭

によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第７条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第８条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項については、甲乙協議の上、別途定めるものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

（照会）

第 11 条　甲及び乙は、この協定締結後、毎年４月に本協定内容及び連絡体制を相互に照会するものとする。

（有効期間及び更新）

第 12 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定締結の証として、本協定書２通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年６月２４日

甲　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
市長　芝　田　裕　美

乙　千葉県千葉市花見川区三角町１８０－１
赤帽首都圏軽自動車運送協同組合
千葉県支部
支部長　新　藤　鉄　郎

# 資料－２－９１ 災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便株式会社）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、鎌ケ谷市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料及び生活必需品等の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入及び配送等の要請手続等必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）「調達物資」とは、被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）「義援物資」とは、被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）「支援物資」とは、調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）「避難所等」とは、支援物資の配達先となる鎌ケ谷市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所等をいう。

（５）「物資集積・搬送拠点」とは、大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）若しくは、配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、鎌ケ谷市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）

第４条　甲は、第３条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次の各号に掲げる業務を文書により要請することができる。ただし、文書により要請するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）配送時における被災者の物資ニーズの収集

（３）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施

（４）荷役作業に必要な人員及び機材の提供

２　甲は、支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）

第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙が被災等により支援が困難と判断した場合は、この限りではない。

（報告）

第６条　乙は、第４条第１項の規定による要請により物資の受入及び配送業務を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

２　乙は、第４条第２項の規定により派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

３　甲及び乙は、第４条及び第６条前２項の規定により、要請又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を相互に文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）

第７条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。

３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払い請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）

第８条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）

第９条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）

第 10 条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、当該者の責に帰することができない理由により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）

第 11 条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後又は解除された後についても同様とする。

　また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者）

第 12 条　甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定するものとする。

２　甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知するものとする。

（協議）

第 13 条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）

第 14 条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を２通作成し、甲乙署名又は押印の上、それぞれ　１通を保有する。

令和７年６月２４日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
市長　　芝　田　裕　美

乙　　千葉県船橋市潮見町４２番地５
佐川急便株式会社　東関東支店
支店長　岡　島　由　純

## 資料－２－９２ 大規模災害時における病院前救護所に関する協定書（医療法人徳洲会　鎌ケ谷総合病院）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と医療法人徳洲会鎌ケ谷総合病院（以下「乙」という。）は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時において市域全体の医療提供体制を確保するために行われる応急救護活動並びに救護所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　本協定は、甲及び乙が応急救護活動を行うことにより傷病者に対し適切な医療を提供する体制を整備することを目的とし、甲と乙の役割は次の各号に掲げる事項とする。

（１）　甲　一般社団法人鎌ケ谷市医師会（以下「医師会」という。）、公益社団法人船橋歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）、一般社団法人船橋薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）、公益社団法人千葉県柔道整復師会船橋・鎌ケ谷支部（以下「柔道整復師会」という。）と救護所を開設し、運営を行う。

（２）　乙　傷病者のトリアージ、応急処置等の医療救護活動に専念する。

（救護所の開設）

第２条　救護所の開設は、次の各号に掲げる事項とする。

（１）　甲は、大規模災害発生時の超急性期（発災直後から原則として７２時間以内）において傷病者の応急救護活動を行うため、乙の病院施設の一部に病院前救護所（以下「救護所」という。）を開設する。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲を甲及び乙の協議のうえ、あらかじめ定めておくものとする。

（２）　救護所の開設は、市域内で震度６弱以上の地震が発生したときに直ちに設置し、運営を開始するものとする。ただし、救護所の設置が著しく困難であるときには、甲及び乙は対応を協議するものとする。

（３）　甲は、救護所の運営のために参集した医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会の名簿を作成し、乙と共有するものとする。

（４）　救護所を運営するために必要となる医薬品、医療資機材等は、甲及び乙が保有しているものを使用するものとする。

（５）　前各号に定めるもののほか、甲は乙に災害医療対策上必要と認めた事項について協力するよう要請できるものとし、乙はこれを受託するよう努めるものとする。

（開設場所等）

第３条　救護所の開設場所は、前条第１号により定める場所とする。

２　甲は、救護所の管理及び運営を行い、救護所として利用する必要がなくなった場合

は、速やかに当該救護所を閉鎖するものとする。

（開設期間）

第４条　救護所の開設期間は、災害発生の時から原則として７２時間以内とする。

２　前項に定めるもののほか、甲は救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、これを延長することができる。

（原状回復）

第５条　甲は、第２条第１号の規定による救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に回復し、乙の確認を受けるものとする。

（連絡体制）

第６条　甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、あらかじめ傷病者の支援活動に関する連絡体制の整備、調整等を図るものとする。

（防災訓練等の協力）

第７条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練等に参加し、又は協力するものとする。

（医療機関の施設・設備補償）

第８条　この協定による救護活動により、乙の施設、設備等に損傷が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ、対応するものとする。

（災害補償）

第９条　甲は、救護所での救護活動従事中に乙の職員（以下「丙」という。）が救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法に準じた補償を行うものとする。

（責任の負担等）

第１０条　この協定に基づき、丙が救護所で実施した救護活動により、患者等との間で医事紛争が生じた場合（調停を含む。）は、甲及び乙が緊密に連携し、対応するものとする。

（調査）

第１１条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して実地の調査を行うとともに、必要な資料の提出を求めることができる。

（個人情報の保護）

第１２条　救護所の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６７条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮すると

ともに、救護所の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならず、救護所の閉鎖後においても同様とする。

（協議）

第１３条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ、別途定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が終了する１か月前までに、双方からこの協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和７年５月１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　芝　田　　裕　美

乙　　千葉県鎌ケ谷市初富９２９－６
医療法人徳洲会　鎌ケ谷総合病院
院　　長　　堀　　隆　樹

# 資料－２－９３ 大規模災害時における病院前救護所に関する協定書（医療法人社団東邦鎌谷病院）

鎌ケ谷市（以下「甲」という。）と医療法人社団東邦鎌谷病院（以下「乙」という。）は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づき、大規模災害発生時において市域全体の医療提供体制を確保するために行われる応急救護活動並びに救護所の開設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第２条　本協定は、甲及び乙が応急救護活動を行うことにより傷病者に対し適切な医療を提供する体制を整備することを目的とし、甲と乙の役割は次の各号に掲げる事項とする。

（３）　甲　一般社団法人鎌ケ谷市医師会（以下「医師会」という。）、公益社団法人船橋歯科医師会（以下「歯科医師会」という。）、一般社団法人船橋薬剤師会（以下「薬剤師会」という。）、公益社団法人千葉県柔道整復師会船橋・鎌ケ谷支部（以下「柔道整復師会」という。）と救護所を開設し、運営を行う。

（４）　乙　傷病者のトリアージ、応急処置等の医療救護活動に専念する。

（救護所の開設）

第２条　救護所の開設は、次の各号に掲げる事項とする。

（２）　甲は、大規模災害発生時の超急性期（発災直後から原則として７２時間以内）において傷病者の応急救護活動を行うため、乙の病院施設の一部に病院前救護所（以下「救護所」という。）を開設する。この場合において、乙は、提供する乙の施設の範囲を甲及び乙の協議のうえ、あらかじめ定めておくものとする。

（２）　救護所の開設は、市域内で震度６弱以上の地震が発生したときに直ちに設置し、運営を開始するものとする。ただし、救護所の設置が著しく困難であるときには、甲及び乙は対応を協議するものとする。

（３）　甲は、救護所の運営のために参集した医師会、歯科医師会、薬剤師会及び柔道整復師会の名簿を作成し、乙と共有するものとする。

（４）　救護所を運営するために必要となる医薬品、医療資機材等は、甲及び乙が保有しているものを使用するものとする。

（５）　前各号に定めるもののほか、甲は乙に災害医療対策上必要と認めた事項について協力するよう要請できるものとし、乙はこれを受託するよう努めるものとする。

（開設場所等）

第３条　救護所の開設場所は、前条第１号により定める場所とする。

２　甲は、救護所の管理及び運営を行い、救護所として利用する必要がなくなった場合

は、速やかに当該救護所を閉鎖するものとする。

（開設期間）

第４条　救護所の開設期間は、災害発生の時から原則として７２時間以内とする。

２　前項に定めるもののほか、甲は救護所の開設期間を延長する必要があると認めたときは、乙と協議のうえ、これを延長することができる。

（原状回復）

第５条　甲は、第２条第１号の規定による救護所を閉鎖するときは、乙の施設を原状に回復し、乙の確認を受けるものとする。

（連絡体制）

第６条　甲及び乙は、この協定の円滑な実施を図るため、あらかじめ傷病者の支援活動に関する連絡体制の整備、調整等を図るものとする。

（防災訓練等の協力）

第７条　甲及び乙は、相互が計画する防災訓練等に参加し、又は協力するものとする。

（医療機関の施設・設備補償）

第８条　この協定による救護活動により、乙の施設、設備等に損傷が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ、対応するものとする。

（災害補償）

第９条　甲は、救護所での救護活動従事中に乙の職員（以下「丙」という。）が救助に関する業務に従事したため負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、災害救助法に準じた補償を行うものとする。

（責任の負担等）

第１０条　この協定に基づき、丙が救護所で実施した救護活動により、患者等との間で医事紛争が生じた場合（調停を含む。）は、甲及び乙が緊密に連携し、対応するものとする。

（調査）

第１１条　甲は、必要があると認めるときは、乙に対して実地の調査を行うとともに、必要な資料の提出を求めることができる。

（個人情報の保護）

第１２条　救護所の業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）第６７条の規定を遵守し、個人情報が適切に保護されるよう配慮すると

ともに、救護所の管理に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならず、救護所の閉鎖後においても同様とする。

（協議）

第１３条　この協定の各条項の解釈について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない事項が生じた場合は、甲及び乙の協議のうえ、別途定めるものとする。

（有効期間）

第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、有効期間が終了する１か月前までに、双方からこの協定の解除又は変更の申し出がない限り継続するものとする。

この協定を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和７年５月１日

甲　　千葉県鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号
鎌ケ谷市
鎌ケ谷市長　　芝　田　　裕　美

乙　　千葉県鎌ケ谷市粟野５９４
医療法人社団　東邦鎌谷病院
院　　長　　金　井　　英　樹

# 資料－２－９４ 千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書（千葉県）

千葉県（以下「甲」という。）と鎌ケ谷市（以下「乙」という。）とは、甲が整備する千葉県防災行政無線局（以下「無線局」という。）、千葉県防災情報システム端末装置（以下「システム端末」という。）及び千葉県震度情報ネットワーク装置（以下「震度ネット」という。また、無線局、システム端末及び震度ネットをあわせて「防災情報装置」という。）の設置及び管理運用に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣　旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法及び千葉県地域防災計画に基づく防災行政の円滑な推進を図るため、防災情報装置の設置、管理及び運用並びに経費の負担等に関し必要な事項を定めるものとする。

（防災情報装置の設置）

第２条　甲は、乙の所管する施設内に防災情報装置を設置するものとする。

２　防災情報装置は、別表に掲げる機器とする。

（施設等の使用）

第３条　乙は、防災情報装置を設置するために必要な設置場所及びその附属設備並びにその他工作物を甲に無償で使用させるものとする。

（防災情報装置の運用）

第４条　乙は、無線局の運用に際しては電波法（昭和２５年法律第１３１号）、千葉県防災行政無線運営規程及び千葉県防災行政無線運営要領に基づき、システム端末の利用に際しては千葉県防災情報システム運営規程に基づき運用するものとする。

（防災情報装置の維持管理）

第５条　防災情報装置の日常的な点検・清掃等の維持管理は、乙が行うものとし、保守点検及び修繕は甲が行うものとする。

（設置場所の変更）

第６条　乙は、自己の都合により、防災情報装置の設置場所を変更しようとするときは、甲にその理由及び新たな設置場所を提示の上、協議するものとする。

２　甲が、自己の都合により、防災情報装置の設置場所を変更しようとするときは、乙にその理由を提示し、協議するものとする。

（経費等の負担）

第７条　無線局の設置に要する経費は甲乙で半分ずつ負担し、システム端末及び震度ネットの設置に要する経費は甲の負担とする。

２　防災情報装置の維持管理等に要する経費の負担は次の各号のとおりとする。

（１）第５条の規定による保守点検及び修繕に要する経費は、甲の負担とする。ただし、乙が善良な管理を怠ったために生じた防災情報装置の修繕に要する経費は、乙の負担とする。

（２）電気料金、消耗品その他防災情報装置の運用に要する経費は、乙の負担とする。ただし、通信衛星の使用料及び甲と乙を結ぶ専用回線の使用料については、甲が負担するものとする。

（３）前条第１項の規定による経費は、乙の負担とする。

（４）前条第２項の規定による経費は、甲の負担とする。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は協定締結の日から令和８年３月３１日までとする。ただし、満了の日の１か月前までに、甲乙いずれからもなんら意思表示がない場合は、この協定はさらに１年間延長されたものとみなし、以後この例による。

（協定外の事項）

第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、必要に応じて甲乙協議の上定めるものとする。

（その他）

第１０条　甲と乙が平成２０年３月３１日に締結した「千葉県防災行政無線局等の設置等に関する協定書」はこの協定の締結日時点で廃止する。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印の上各自１通を保有する。

令和７年　　月　　日

甲　千葉市中央区市場町１番１号

千葉県

千葉県知事　　熊　谷　俊　人

乙　鎌ケ谷市新鎌ケ谷二丁目６番１号

鎌ケ谷市

鎌ケ谷市長　　芝　田　裕　美

別表

１　無線局

| 鎌ケ谷市役所 | | | 鎌ケ谷市消防本部 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| No. | 品名 | 数量 | No. | 品名 | 数量 |
| 1 | パラボラアンテナ | １基 | 1 | パラボラアンテナ | １基 |
| 2 | 通信機器ラック | １式 | 2 | 通信機器ラック | １式 |
| 3 | 端末機器ラック | １式 | 3 | 防災無線用分電盤 | １台 |
| 4 | 防災無線用分電盤 | １台 | 4 | 電話機 | ３台 |
| 5 | 電話機 | ２台 | 5 | 一斉受令端末 | １台 |
| 6 | 外部電源接続箱 | １台 | 6 | モニタ | １台 |
| 7 | 一斉受令端末(宿直用) | １台 | 7 | タブレット | １台 |
| 8 | 電線及びケーブル | １式 | 8 | 複合機 | １台 |
| | | | 9 | 電線及びケーブル | １式 |

２　システム端末

| 鎌ケ谷市役所 | | | 鎌ケ谷市消防本部 | | |
|---|---|---|---|---|---|
| No. | 品名 | 数量 | NO. | 品名 | 数量 |
| 1 | ノートパソコン | １台 | 1 | ノートパソコン | １台 |
| 2 | ルーター | １台 | 2 | ルーター | １台 |

３　震度ネット

| 鎌ケ谷市役所 | | |
|---|---|---|
| No. | 品名 | 数量 |
| 1 | 感震器 | １台 |
| 2 | 計測震度計 | １台 |
| 3 | GPS アンテナ | １台 |
| 4 | 外部表示器 | １台 |

# ３ 消防及び救助・救急・医療救護活動関係

# 千葉県消防広域応援基本計画

【令和６年５月２０日　一部改正】

千　葉　県

千葉県消防広域応援基本計画　目次

第１章　総　　則 ---------- 1
1　趣　　旨
2　用語の定義
3　応援要請等に係る災害の種別
4　応援出動の種別
5　広域応援統括消防機関等
第２章　事前計画 ---------- 2
1　情報連絡体制
2　広域応援部隊の登録
3　広域応援部隊編成
4　指揮体制
5　通信運用体制
6　広域応援部隊の補給物資について
7　受援計画
第３章　発災段階 ---------- 7
1　現地消防本部の対応
2　応援側消防機関の対応
第４章　災害派遣医療チーム（DMAT）との関係 ---------- １１
第５章　緊急消防援助隊との関係 ---------- １１
1　千葉県知事に対する緊急消防援助隊の要請
2　緊急消防援助隊と広域応援部隊の連携
第６章　千葉県知事の対応 ---------- １２
1　消防庁長官に対する緊急消防援助隊の要請
2　消防広域応援体制確立の指示
第７章　活動報告書の作成 ---------- １２
1　現地消防本部が作成するもの
2　応援側消防機関が作成するもの
第８章　経費の負担 ---------- １２
1　消防組織法第８条及び千葉県広域消防相互応援協定に基づく経費の負担
2　消防組織法第４３条に基づく知事の指示による経費の負担
3　千葉県広域消防相互応援協定に基づく航空特別応援に係る交付金制度

# 千葉県消防広域応援基本計画

## 第１章　総　則

１　趣　旨

本計画は、千葉県内市町村において大規模又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）の発生によって、地方公共団体の地域を越えて広域的な消防部隊の応援を行う必要が生じた場合における応援要請等及び応援消防部隊の派遣並びに消防部隊の運用を円滑かつ迅速に行うための必要事項について定めるものである。

２　用語の定義

（１）被災地とは、大規模災害等が発生した市町村をいう。
（２）被災地消防本部とは、被災地を管轄する消防本部をいう。
（３）指揮者とは、被災地消防本部の消防長をいう。
（４）広域応援部隊とは、千葉県広域消防相互応援協定に基づき、県内広域消防応援に出動する消防部隊をいう。
（５）応援側消防機関とは、広域応援を実施又はしようとする消防機関をいう。
（６）広域応援統括消防機関とは、千葉県内消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。
（７）統括代行消防機関とは、広域応援統括消防機関が被災等のためその任務を遂行できない場合に、広域応援統括消防機関の機能を代行する消防機関をいう。
（８）ブロックとは、千葉県消防長会の第１．２．３．４ブロックをいう。
（９）ブロック幹事消防機関とは、ブロックの代表として広域応援統括消防機関及びブロック内消防機関との連絡調整を行う消防機関をいう。
(10) ブロック幹事代行消防機関とは、ブロック幹事消防機関が被災等のためその任務を遂行できない場合に、ブロック幹事消防機関の機能を代行する消防機関をいう。
(11) 特殊災害とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成１５年政令第３７９号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は高層建築物火災、航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び施設、装備を必要とする災害をいう。
(12) 代表消防機関は、千葉市消防局をいう。
(13) 応援市町村とは、応援側消防機関の属する市町村をいう。
(14) 無線とは、消防救急デジタル無線をいう。

３　応援要請等に係る災害の種別

応援に係る災害の種別は、概ね次のとおりとする。
（１）大規模災害　地震、風水害、林野火災、大規模火災等



（２）特殊災害　ＮＢＣ災害、大規模危険物火災（石油コンビナート火災含む。）、高層建築物火災、航空機災害等
（３）その他

４　応援出動の種別

（１）火災出動　消火活動のための出動
（２）水災出動　水防活動のための出動
（３）救助出動　人命救助のための出動
（４）救急出動　救急活動のための出動
（５）調査出動　現場把握、情報収集、調査、広報活動のための出動
（６）救援出動　救援物資、資機材、人員等の搬送のための出動

５　広域応援統括消防機関等

（１）広域応援統括消防機関は、千葉県消防長会会長消防機関とする。
（２）統括代行消防機関は、千葉県消防長会副会長消防機関の中から、広域応援統括消防機関が状況に応じて代行する消防機関を選定するものとする。（別表１－１）
（３）ブロック幹事消防機関及びブロック幹事代行消防機関

ブロック幹事消防機関は、千葉県消防長会副会長消防機関とし、ブロック幹事代行消防機関はブロック内で選出された消防機関とする。（別表１－２）

## 第２章　事　前　計　画

１　情報連絡体制

大規模災害等に対して、迅速かつ適正で効率的な消防広域応援活動を実施するため、次により情報連絡体制を確立し、応援活動の迅速化を図るものとする。

（１）情報連絡系統

情報連絡系統は次のとおりとする。

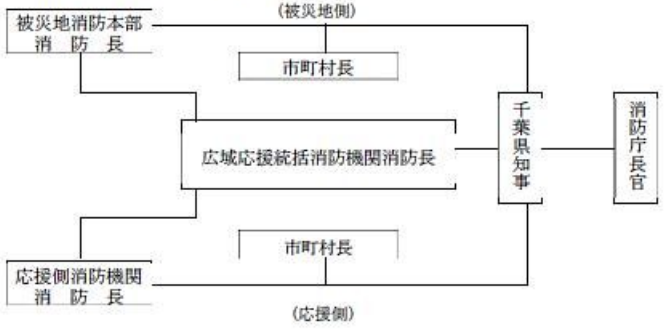

（2）情報連絡窓口及び方法

ア　情報連絡の窓口

別表２のとおりとする。

イ　情報連絡方法

情報連絡の方法は、原則として有線によるものとするが、有線途絶の場合は、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、無線の主運用波２を使用するものとする。

（3）広域応援に係る情報連絡内容

情報連絡の内容は、次のとおりとする。

ア　災害の発生日時

イ　災害の発生場所

ウ　災害の状況（現況、拡大の予想）

エ　人的・物的被害の状況

オ　気象・地形・市街地の状況

カ　受援計画に定める進出拠点への経路および道路状況

キ　その他必要事項

2　広域応援部隊の登録

応援側消防機関の消防長は、緊急消防援助隊登録部隊及び県内広域応援が可能な消防部隊を広域応援部隊として、別表３「広域応援登録部隊一覧」により事前に登録しておくものとする。

3　広域応援部隊編成

迅速な応援出動体制を確保するため、広域応援部隊の編成は次によるものとする。

（1）県内応援における広域応援部隊の編成は、原則として別表３「広域応援登録部隊一覧」の中から、被災地の災害状況に応じて広域応援統括消防機関が、広域応援統括指揮隊、ブロック方面隊、航空隊、水上隊の中から必要により編成するものとする。

ア　広域応援統括指揮隊は、原則として広域応援統括消防機関が、災害の状況から必要に応じて編成するものとする。ただし、被災地が複数発生し、広域応援統括消防機関のみで編成することが困難な場合は、広域応援統括消防機関が選定したブロック幹事消防機関及びブロック幹事代行消防機関から編成できるものとする。

広域応援統括消防機関が被災等のため出動できない場合は、統括代行消防機関が編成するものとする。ただし、被災地が複数発生し、統括代行消防機関のみで編成することが困難な場合は、統括代行消防機関が選定したブロック幹事消防機関及びブロック幹事代行消防機関から編成できるものとする。

イ　ブロック方面指揮隊は、ブロック幹事消防機関が編成するものとするが、前記アによりブロック幹事消防機関が広域応援統括指揮隊を編成し、ブロック方面指揮隊を編成することが困難な場合、若しくはブロック幹事消防機関が被災等のため出動できない場合においては、ブロック幹事代行消防機関がブロック方面指揮隊を編成するものとする。



ウ　ブロック方面隊は、ブロック方面指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊（拠点機能形成車両は広域応援統括消防機関と第１ブロック幹事消防機関との協議とする。）、特殊装備部隊（震災対応特殊車両隊、はしご車隊、電源照明車隊、大型水槽車隊、空気ボンベ充填車隊、衛星通信装備隊、特別高度工作車隊、その他の特殊装備隊）により編成するものとし、ブロック方面指揮隊長の命令によりそれぞれの部隊長の指名（特殊装備部隊の運用は、各隊単位とする。）を行い活動する。

また、他のブロック方面隊から部隊及び隊の応援等を受けた場合は、これらを包括して編成するものとする。

エ　特殊災害部隊は、広域応援統括指揮隊長を指揮者とし、毒劇物等対応隊、大規模危険物火災等対応隊、密閉空間火災等対応隊の中から必要に応じて編成するものとする。

オ　広域応援統括消防機関は、応援要請の内容から応援部隊の指定がある場合等ブロック方面隊の編成を必要としない場合は、登録隊の中から必要な隊を指定し編成するものとする。

（2）応援が長期間となる場合を考慮して、応援側消防機関は原則として７２時間後からの交代要員を確保しておくものとする。

（3）応援資機材

ア　広域応援部隊を編成する消防本部は、別表４－１、４－２、４－３、４－４に掲げる応援可能資機材及び応援可能無線機等の中から災害の規模、災害種別に応じて装備するものとする。

イ　広域応援部隊の無線機は原則として無線の統制波１～３、主運用波１～７を実装しているものとする。

4　指揮体制

広域応援部隊を円滑に運用し、消防活動を有効に行うため、次により指揮体制の強化を図るものとする。

（1）指揮本部

ア　指揮本部は、被災地消防本部に設置し、指揮本部長は指揮者とする。

イ　指揮本部に、作戦班、指揮連絡班、情報班、広報班及び後方支援班等をつかさどる担当班を必要に応じて配置する。指揮本部要員については応援部隊からも必要に応じ応援を得ることができるものとする。

ウ　指揮者は、部隊の増強、交替等に備え、広域応援部隊の中からそれに対応できる部隊の確保に努めるものとする。

（2）広域応援統括指揮隊長等

ア　広域応援統括指揮隊長は、広域応援統括消防機関の職員がその任にあたるものとし、広域応援統括消防機関の職員が被災等により出動できない場合には、統括代行消防機関の職員がその任にあたるものとする。

ただし、第２章３（1）アによる場合には、ブロック幹事消防機関及びブロック幹事代行消防機関の職員もその任にあたるものとする。

広域応援統括指揮隊長は、当該被災地に係る指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け広域応援部隊の活動を管理することを任務とする。

イ　ブロック方面指揮隊長は、ブロック幹事消防機関の職員がこの任にあたるものとする。

ただし、第２章３（１）イによる場合には、ブロック幹事代行消防機関の職員がその任にあたるものとする。

ブロック方面指揮隊長は、広域応援統括指揮隊長の管理を受け当該ブロック内の広域応援部隊の活動を管理するものとする。

（３）指揮系統

広域応援部隊の指揮系統は原則として次のとおりとする。（別図１）

指揮者は、広域応援統括指揮隊長が未到着の場合は、ブロック方面指揮隊長若しくは広域応援部隊の各隊長に対して必要な指示を行うものとする。

**指揮者→広域応援統括指揮隊長→ブロック方面指揮隊長→各部隊長→各隊長**

（４）部隊運用

ア　広域応援部隊の運用は、原則としてブロック方面隊単位とする。

ただし、災害の状況から応援要請の内容が、部隊が指定されている場合又はブロック方面隊単位の応援に至らない場合は、各隊単位とする。

なお、広域的な大規模災害等により、ブロック方面隊単位の運用が不可能な場合は、応援消防本部単位の運用とする。

イ　航空隊、水上隊の運用は、各隊単位とする。

ただし、必要と認める場合は、広域応援統括消防機関の消防長又は広域応援統括指揮隊長が部隊長の指定を行うものとする。

５　通信運用体制

広域応援に係る通信連絡体制は、原則として次により行うものとする。（別図２）

（１）千葉県、指揮本部、広域応援統括消防機関、応援側消防機関の通信連絡は、原則として有線回線によるものとするが、有線途絶の場合は、県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、無線の主運用波２を使用するものとする。

（２）指揮本部、広域応援統括消防機関、広域応援統括指揮隊長、ブロック方面指揮隊長、航空隊の隊長、水上隊の隊長相互間の通信は、無線の主運用波２を使用するものとし、統制局は指揮本部におく。

なお、他の使用等により輻輳が生じる場合は、指揮本部が調整するものとする。

（３）広域応援部隊の相互間

広域応援部隊相互間の通信は、無線の主運用波２を使用するものとする。

なお、他の使用等により輻輳が生じる場合は、広域応援統括指揮隊長が調整するものとする。

６　広域応援部隊の補給物資について

広域応援部隊は原則として自給自足で食料、飲料水、燃料等を確保するものとし、



補給体制は各応援側消防機関が確立するものとする。

７　受援計画

各消防本部は、当該市町村（一部事務組合構成市町村を含む。）が被災し、県内広域応援を受ける場合に必要となる事項について、次の例により予め受援計画を策定するものとする。

【主な策定項目】

（１）応援要請基準

（２）応援要請手続き

（３）関係機関との連絡体制

ア　被災地消防本部と市町村との連絡体制

イ　広域応援統括消防機関及び県との連絡体制

ウ　活動拠点（宿営可能場所）、燃料補給場所、食糧品等物資の補給場所との連絡体制

エ　その他関係機関との連絡体制

（４）指揮本部の体制

ア　作戦班、イ　指揮連絡班、ウ　情報班、エ　広報班、オ　後方支援班

カ　その他活動班

（５）広域応援部隊の受入体制

ア　進出拠点及び到達ルート

広域応援部隊に活動場所等を、連絡、指示する進出拠点及び到達ルートを、次の事項を考慮し予め方面ごとに定めておくものとする

（ア）高速道路等の出口又は幹線道路（国道等）で、広域応援部隊の目標となる場所

（イ）広域応援部隊が集結するスペースが確保できる場所

（ウ）避難所等以外の場所

イ　進出拠点との連絡体制

（ア）進出拠点には、広域応援部隊に対し、指示判断できる職員を責任者として配置する。

（イ）必要に応じ進出拠点への誘導員を、主要国道から進入路への交差点、高速道路等の出口に配置する。

（ウ）到達ルートについては、緊急交通路として優先使用できるよう警察機関等に交通整理を依頼するものとする。

ウ　活動拠点予定地（宿営可能場所）

広域応援部隊の活動の拠点（長期間の応援を考慮した宿営可能場所）となる場所を、次の事項を考慮し定めておくものとする。（原則として避難所等以外の場所）

（ア）広域応援部隊の宿営が可能な場所

（イ）広域応援部隊の車両が駐車可能な場所

エ　ヘリコプターの離着陸場

ヘリコプターの離着陸場となる場所及び連絡体制等を、予め定めておくもの

とする。

オ　広域応援部隊に対する情報提供

災害状況、活動方針及び活動支援情報の提供

（６）地図等の作成

広域応援部隊が円滑な活動が実施できるよう、下記の事項について予め地図等を作成し、広域応援部隊に配布できるよう準備しておくものとする。

ア　消防水利の位置を明示した地図

（ア）消火栓（特殊なスピンドル仕様等の特記事項付記）

（イ）消火栓以外の消防水利（防火水槽、プール、河川）

（ウ）ヘリコプターが取水可能な水利（河川、池、ダム）

イ　燃料補給場所、食糧品等物資補給場所を明示した地図

ウ　活動拠点予定地（宿営可能場所）を明示した地図

エ　広域応援部隊の活動地付近の詳細な住宅地図等

オ　住民の避難所等を明示した地図

カ　ヘリコプター離着陸場を明示した地図

キ　災害拠点病院等、救急医療機関の位置を明示した地図

## 第３章　発　災　段　階

１　被災地消防本部の対応

大規模災害等を覚知した被災地消防本部の消防長は、次の措置を行うものとする。

（１）災害状況の把握

災害状況の把握は次の事項とする。

ア　災害の発生日時

イ　災害の発生場所

ウ　災害の状況（現況、拡大の予想）

エ　人的・物的被害の状況

オ　気象・地形・市街地の状況

カ　その他必要事項

（２）被害状況の連絡及び応援要請準備

前号により応援要請の可能性がある場合は、「第２章１（１）情報連絡系統」により速やかに災害状況を連絡するとともに応援要請準備のため、次の事項の確認を行うものとする。

ア　指揮体制

イ　無線通信体制

ウ　後方支援体制

エ　受援計画

オ　その他必要事項

（３）応援要請基準

ア　大規模災害又は災害の多発等により、災害の防ぎょが困難又は困難が予想さ



れる場合。

イ　災害が拡大し、千葉県内の他市町村又は千葉県以外に被害が及ぶ恐れのある場合。

ウ　多数の要救助者があり、早期に多数の人員、資機材等が必要な場合。

エ　特殊装備資機材を使用することが災害の防ぎょに有効である場合。

オ　その他応援要請の必要があると判断される場合。

（４）応援要請手順

ア　応援要請の窓口は、別表２のとおりとする。

イ　応援要請の連絡方法は、原則として電話、県防災行政無線ファックス（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、電話及び県防災行政無線が不能のときには、無線の主運用波２を使用して口頭により連絡を行うものとする。

ウ　応援要請手順は次のとおりとする。

（ア）被災地消防本部の消防長は、応援要請を決定した場合、直ちに被災地の市町村長に報告の上、その旨を広域応援統括消防機関の消防長に電話により連絡するものとし、以下に掲げる事項が明らかになり次第電話により報告するものとする。その後、詳細な災害の状況及び応援等に必要な部隊の種別・規模等に関する書面による報告を、様式１により広域応援統括消防機関へ県防災行政無線を使用しファックス送信するものとする。

a　災害状況

b　人的・物的被害の状況

c　その他参考となるべき事項（必要部隊・車両・資機材等）

（イ）広域応援統括消防機関等の対応

a　広域応援統括消防機関の消防長は、被災地消防本部の消防長から応援要請の連絡を受けた場合、千葉県知事に電話により報告するとともに、直ちに広域応援登録部隊一覧（別表３）により、広域応援部隊を選定し、被災地消防本部の消防長から送信された様式１に必要事項を追加記載のうえ、原則として県防災行政無線の全消防本部一斉ファックスを使用して出動要請するものとする。

b　応援側消防機関の消防長は、出動の可否にかかわらず、広域応援統括消防機関に様式２により必要事項を連絡（千葉市消防局へのファックス送信は、第１、４ブロックは「警防課」、第２ブロックは「救急課」、第３ブロックは「指令課」とし、メール送信はすべて「警防課」とする。）するものとする。

c　広域応援統括消防機関の消防長は、被災地消防本部の消防長から応援要請等について連絡を受けたとき及び応援側消防機関の消防長から出動の連絡を受けたときは、速やかに千葉県知事に様式１及び様式３により報告するものとする。

（ウ）県内で震度５強以上の地震災害が発生又は大津波警報が発表された場合、各消防本部は、管轄市町村の被害状況を確認の上、出動の可否にかかわらず、広域応援統括消防機関に様式２により必要事項を連絡（千葉市消防局へのフ

ァックス送信は、第１、４ブロックは「警防課」、第２ブロックは「救急課」、第３ブロックは「指令課」とし、メール送信はすべて「警防課」とする。）するものとする。

（５）広域応援部隊等への連絡・指示

ア　広域応援統括指揮隊長への連絡・指示

指揮者は、到着した広域応援統括指揮隊長に対し次に掲げる事項について連絡・指示（様式４－１）するものとする。

（ア）役割分担に関する事項

（イ）現在の災害状況

（ウ）関係機関の対応状況

（エ）活動支援情報

（オ）その他広域応援活動に関する必要な事項

イ　ブロック方面隊、航空隊、水上隊への連絡・指示

広域応援統括指揮隊長は、ブロック方面隊、航空隊、水上隊が到着したときは、ブロック方面指揮隊長及び航空隊、水上隊の各隊長から速やかに隊名、人員、車両、資機材の内容の報告（様式５－１又は様式５－２）を受けるとともに、次の事項を連絡又は指示（様式４－２）するものとする。

（ア）災害状況

（イ）活動方針

（ウ）活動支援情報

（エ）その他必要な事項

ウ　連絡担当員等の配置

指揮本部は、必要に応じて進出拠点等に広域応援部隊に対する連絡担当員等を配置するものとする。

２　応援側消防機関の対応

（１）出動

ア　広域応援統括指揮隊

広域応援統括指揮隊は、直ちに被災地消防本部へ出動するものとする。

イ　ブロック方面指揮隊

ブロック方面指揮隊は、様式１にてブロック内消防本部に連絡した集結場所に直ちに出動し、ブロック方面隊が集結完了次第、出動部隊を確認し広域応援統括消防機関に連絡後、被災地に出動するものとする。

ウ　ブロック方面隊

（ア）ブロック方面隊は、ブロック幹事消防機関からの連絡（様式１）を受け、直ちに集結場所へ参集するものとする。

なお、ブロック方面隊のうち被災地ブロック内の広域応援部隊及び被災地に隣接している等、直接被災地に出動することが効果的な応援活動ができると隊長が判断したときは、ブロック方面指揮隊長に連絡し被災地へ出動できるものとする。

この場合、ブロック方面指揮隊長が被災地へ到着したときは、ブロック方面指揮隊長の管理下に入るものとする。

（イ）ブロック方面隊の各隊は、各方面隊集結場所においてブロック方面指揮隊



長に次の事項を報告（様式５－１）するものとする。

ａ　隊名

ｂ　各隊長の職、氏名

ｃ　人員、車両、資機材

ｄ　その他必要事項

エ　航空隊及び水上隊

航空隊及び水上隊は、広域応援統括消防機関から指定された場所へ直ちに出動するものとする。

（２）途上の確認

ア　広域応援統括指揮隊長は、出動途上、指揮本部及び広域応援統括消防機関と連絡を密にして、情報収集に努めるものとする。

イ　ブロック方面指揮隊長又は航空隊、水上隊の各隊長は、指揮本部及び広域応援統括指揮隊長と連絡を密にし、進出拠点及び活動場所について確認するものとする。

（３）現場到着時の指示及び報告

ア　広域応援統括指揮隊長

広域応援統括指揮隊長は、指揮本部において前記１（５）アの事項を確認し指揮者から必要な指示を受けるものとする。

イ　ブロック方面指揮隊長

ブロック方面指揮隊長は、指揮者及び広域応援統括指揮隊長に対し、次の事項について様式５－２の内容を無線等で報告し、前記１（５）イの指示（様式４－２）を受けるものとする。

（ア）ブロック方面隊名

（イ）ブロック方面指揮隊長の職、氏名

（ウ）ブロック方面隊の人員、車両、資機材

（エ）その他必要事項

ウ　航空隊、水上隊

航空隊、水上隊の各隊長は、指揮者及び広域応援統括指揮隊長に対し、次の事項について様式５－１の内容を無線等で報告し、前記１（５）イの指示（様式４－２）を受けるものとする。

（ア）隊名

（イ）隊長の職、氏名

（ウ）人員、航空機、消防艇、資機材

（エ）その他必要事項

（４）応援活動の終了

応援活動終了の協議

指揮者は、災害の推移により応援活動を終了させようとするときは、広域応援統括指揮隊長と協議するものとする。

（５）被災地引揚げ

ア　広域応援統括指揮隊長は、指揮者の引揚げ指示を受けたときは、速やかに活動終了をブロック方面指揮隊長又は航空隊、水上隊の各隊長に指示するとともに、次の事項について、指揮者に対して引揚げ報告（様式６）を行ったのち、引揚げるものとする。

（ア）広域応援部隊の活動概要（場所、時間、隊数等）
（イ）活動中の異常の有無
（ウ）隊員の負傷の有無
（エ）車両、資機材等の損傷の有無
（オ）その他必要な事項

イ　ブロック方面指揮隊長又は航空隊、水上隊の各隊長は、広域応援統括指揮隊長の指示により、引揚げるものとする。

（６）帰署（所）通報

ア　広域応援部隊が帰署（所）した場合には、当該応援側消防機関の消防長は、帰署（所）時刻及び異常の有無について、ブロック幹事消防機関の消防長に報告するものとする。

イ　ブロック幹事消防機関の消防長は、前記ア帰署（所）報告を取りまとめ、広域応援統括消防機関の消防長に報告するものとする。

ウ　広域応援統括消防機関の消防長は、前記イ帰署（所）報告を取りまとめ、千葉県知事に報告するものとする。

（７）その他

ア　応援の始期

応援の始期は、広域応援部隊が出場した時点とする。

イ　応援の終期

応援の終期は、広域応援部隊が帰署（所）した時点とする。

ウ　応援の中断

応援市町村の都合で広域応援部隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じた場合は、応援市町村の長は被災地の市町村長に状況説明の上、応援を中断することができる。

なお、応援市町村の長は、応援出動の決定通知と同系統で、応援を中断する旨を通知するものとする。

## 第４章　災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ・ＣＬＤＭＡＴ）との関係

災害派遣医療チーム（以下「ＤＭＡＴ」（ＣＬＤＭＡＴ含む）という。）の要請及びＤＭＡＴへの支援活動並びにＤＭＡＴとの連携活動については、「千葉県ＤＭＡＴ等運営要綱」（平成２８年１月２５日付け医第１９５０号）に定めるところによるものとする。

なお、千葉県ＤＭＡＴ等運営要綱によりＤＭＡＴの支援活動として災害現場までＤＭＡＴを搬送した消防部隊にあっては、本計画の広域応援部隊として出動したものとする。

## 第５章　緊急消防援助隊との関係

１　千葉県知事に対する緊急消防援助隊の要請

被災地消防本部の消防長は、災害の状況から緊急消防援助隊の応援が必要であると判断したときは、直ちに被災地の市町村長へ報告する。報告を受けた被災地の市町村長は、別に定める「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき、千葉県知事に緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

２　緊急消防援助隊と広域応援部隊の連携

緊急消防援助隊が出動し、被災地に緊急消防援助隊指揮支援本部が設置された場合、広域応援部隊は、緊急消防援助隊と緊密な連携を図るものとする。

## 第６章　千葉県知事の対応

１　消防庁長官に対する緊急消防援助隊の要請

千葉県知事は、被災地の市町村長又は被災地消防本部の消防長から緊急消防援助隊の要請があった場合若しくは災害の状況から代表消防機関の消防長と協議し、県内の消防応援では対応できないと判断したときは、別に定める「千葉県緊急消防援助隊受援計画」に基づき消防庁長官に対し、緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

２　消防広域応援体制確立の指示

千葉県知事は、大規模かつ広域的な災害又は特殊災害が発生し、緊急消防援助隊を要請する等、消防組織法第４３条に規定する非常事態に該当しかつ緊急の必要があると認めた場合は、別に定める「消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱」第５条に基づき、被災地以外の市町村長及び消防本部の消防長に対し、迅速な消防広域応援体制を確立するよう指示するものとする。

## 第７章　活動報告書の作成

被災地消防本部及び応援側消防機関は、災害の状況を次により作成し、事後速やかに広域応援統括消防機関に報告し、広域応援統括消防機関は県及び被災地消防本部（応援側消防機関から報告があったもののみ）に報告する。

１　被災地消防本部が作成するもの

（１）災害報告　１（概要表）　（様式７）
（２）災害報告　２（被災地概要表）　（様式８）

２　応援側消防機関が作成するもの

（１）災害報告　３（応援活動報告）　（様式９）

## 第８章　経費の負担

１　応援に要した経費の負担は、消防組織法第８条の規定によるほか、千葉県広域消防相互応援協定に基づく応援については同協定の定めるところによる。

2　第６章２知事の指示に基づく応援に要した活動経費の負担は、別に定めるところにより、県が負担するものとする。

3　交付金制度

千葉県広域消防相互応援協定に基づき、千葉県内の市町村の区域を越えて行われる航空特別応援に対しては、（公財）千葉県市町村振興協会が応援に要する経費の一部を支弁する交付金制度があり、申請手続きは別添のとおりである。





【広域応援統括消防機関及び統括代行消防機関】（R6.4.1現在）　　別表　1－1

| | |
|---|---|
| 広域応援統括消防機関 | 千葉市消防局 |
| 統括代行消防機関 | 災害状況に応じて広域応援統括消防機関が、千葉県消防長会副会長消防機関の中から選定する。 |

別表　1－2

【ブロック幹事消防機関及びブロック幹事代行消防機関】（R6.4.1現在）

| ブロック方面隊 | 幹事（代行） | 消防本部 |
|---|---|---|
| 第１ブロック方面隊 | 幹事消防機関 | 船橋市消防局 |
| | 幹事代行消防機関 | 市原市消防局 |
| 第２ブロック方面隊 | 幹事消防機関 | 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 |
| | 幹事代行消防機関 | 成田市消防本部 |
| 第３ブロック方面隊 | 幹事消防機関 | 山武郡市広域行政組合消防本部 |
| | 幹事代行消防機関 | 木更津市消防本部 |
| 第４ブロック方面隊 | 幹事消防機関 | 松戸市消防局 |
| | 幹事代行消防機関 | 市川市消防局 |

別表2

# 関係機関連絡先

## 1. 総務省消防庁

2024(R6)4.1現在

| 名称 | 連絡先 | | 電話 | | | FAX | | | メールアドレス | 消防無線呼出名称 | 広域応援時に使用する無線局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | NTT | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク | NTT | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク | | | |
| 広域応援室 | 昼間 | 広域応援室 | 03-5253-7569 | 120-90-49127 | 048-500-90-49127 | 03-5253-7537 | 120-90-49037 | 048-500-90-49037 | kinentai0119@soumu.go.jp | | |
| | 夜間(休日) | 宿直室 | 03-5253-7777 | 120-90-49102 | 048-500-90-49102 | 03-5253-7553 | 120-90-49036 | 048-500-90-49036 | | | |

## 2. 千葉県

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 防災危機管理防災対策課 | 昼間 | 災害対策室 | 043-223-2175 | 500-7319<br>500-7320 | 012-500-7320 | 043-222-1127 | 500-7298 | 012-500-7298 | bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp | ちばけんしょうぼうちょうせいほんぶ | |
| | 夜間(休日) | 情報通信管理室 | 043-223-2178 | 500-7225 | 012-500-7225 | 043-222-5219 | 500-7110 | 012-500-7110 | | 千葉県消防調整本部 | |

## 3. 広域応援統括消防機関及びブロック幹事消防機関

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 広域応援統括消防機関 | 千葉市 | 昼間 | 警防課 | 043-202-1647 | 101-800-3111 | 012-101-800-3111 | 043-202-1654<br>(1・4ブロック) | 101-800-3109 | 012-101-800-3109 | keibo.FPD@city.chiba.lg.jp | えんせい<br>ちばしょうぼう | ちば101 |
| | | 夜間(休日) | 指令課 | 043-202-1722 | 101-800-3690 | 012-101-800-3690 | 043-202-1678<br>(3ブロック) | 101-800-3669 | 012-101-800-3669 | | 遠制千葉消防 | 千葉101 |
| | | | 救急課 | 043-202-1657 | 101-800-3211 | 012-101-800-3211 | 043-202-1659<br>(2ブロック) | 101-800-3209 | 012-101-800-3209 | | | |
| ブロック幹事消防機関 | 船橋市 | 昼間 | 警防課 | 047-435-1190 | 204-731 | 012-204-731 | 047-435-7878<br>(1・4ブロック) | 204-732 | 012-204-732 | sho-keibo@city.funabashi.lg.jp | えんせい<br>ふなばししょうぼう | ふなばし100 |
| | | 夜間(休日) | 指揮指令課 | 047-435-1186 | | | 047-432-8229<br>(2・3ブロック) | | | sho-shirei@city.funabashi.lg.jp | 遠制船橋消防 | 船橋100 |
| | 佐・八・酒 | 昼間 | 警防課 | 043-481-1245 | 625-721 | 012-625-721 | 043-485-2310<br>(1・2ブロック) | 625-722 | 012-625-722 | keibouka@119-sys.jp | えんせい<br>さくらしょうぼう | さくらほんぶ703 |
| | | 夜間(休日) | 指揮指令課 | 043-481-1119 | | | 043-484-2502<br>(3・4ブロック) | | | shikishirei@119-sys.jp | 遠制佐倉消防 | 佐倉本部703 |
| | 山武郡市 | 昼間 | 警防課 | 0475-52-8752 | 628-721 | 012-628-721 | 0475-55-0131<br>(1・2ブロック) | 628-722 | 012-628-722 | fd.keibou@sanbukouiki-chiba.jp | えんせい<br>さんぶしょうぼう | さんぶほんぶ501 |
| | | 夜間(休日) | 指令課 | 0475-55-0119 | | | 0475-50-2501<br>(3・4ブロック) | | | fd.shirei@sanbukouiki-chiba.jp | 遠制山武消防 | 山武本部501 |
| | 松戸市 | 昼間 | 警防課 | 047-363-1115 | 604-721 | 012-604-721 | 047-363-1138<br>(1・2ブロック) | 604-722 | 012-604-722 | mcfdkeibou@city.matsudo.lg.jp | えんせい<br>まつどしょうぼう | まつど<br>きょくかはん2 |
| | | 夜間(休日) | 情報通信課 | 047-363-1117 | | | 047-363-1140<br>(3・4ブロック) | | | mcfdshirei@city.matsudo.lg.jp | 遠制松戸消防 | 松戸局可搬2 |

※ FAX番号(○ブロック):FAXを送付する際に、○ブロックの消防本部が使用する番号

別表2

# 関係機関連絡先

## 4. 県内消防本部

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 消防本部 | 連絡先 | | 電話 NTT | 電話 消防防災無線 | 電話 地域衛星通信ネットワーク | FAX NTT | FAX 消防防災無線 | FAX 地域衛星通信ネットワーク | メールアドレス | 消防本部無線呼出名称 | 広域応援時に消防本部内で使用する無線局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1ブロック | (統)千葉市 | 昼間 | 警防課 | 043-202-1647 | 101-800-3111 | 012-101-800-3111 | 043-202-1654 | 101-800-3109 | 012-101-800-3109 | keibo.FPD@city.chiba.lg.jp | えんせい ちばしょうぼう | ちば101 |
| | | 夜間(休日) | 指令課 | 043-202-1722 | 101-800-3690 | 012-101-800-3690 | 043-202-1678 | 101-800-3669 | 012-101-800-3669 | | 遠制千葉消防 | 千葉101 |
| | | | 救急課 | 043-202-1657 | 101-800-3211 | 012-101-800-3211 | 043-202-1659 | 101-800-3209 | 012-101-800-3209 | | | |
| | (幹)船橋市 | 昼間 | 警防課 | 047-435-1190 | 204-731 | 012-204-731 | 047-435-7878 | 204-732 | 012-204-732 | sho-keibo@city.funabashi.lg.jp | えんせい ふなばししょうぼう | ふなばし100 |
| | | 夜間(休日) | 指揮指令課 | 047-435-1186 | | | 047-432-8229 | | | sho-shirei@city.funabashi.lg.jp | 遠制船橋消防 | 船橋100 |
| | (代)市原市 | 昼間 | 警防救急課 | 0436-22-8117 | 219-731 | 012-219-731 | 0436-21-6874 | 219-732 | 012-219-732 | keibou@city.ichihara.lg.jp | えんせい いちはらしょうぼう | いちはら501 |
| | | 夜間(休日) | | 0436-23-0119 | | | | | | | 遠制市原消防 | 市原501 |
| | 習志野市 | 昼間 | 警防課 | 047-452-1283 | 605-721 | 012-605-721 | 047-451-6569 | 605-722 | 012-605-722 | keibou-f@city.narashino.lg.jp | えんせい ならしのしょうぼう | ならしの1 |
| | | 夜間(休日) | 中央消防署 | 047-452-1212 | | | | | | tyuou-f@city.narashino.lg.jp | 遠制習志野消防 | 習志野1 |
| | 八千代市 | 昼間 | 警防課 | 047-459-7805 | 608-721 | 012-608-721 | 047-459-2446 | 608-722 | 012-608-722 | keibou1@city.yachiyo.lg.jp | えんせい やちよしょうぼう | やちよしょうぼう2 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | shirei1@city.yachiyo.lg.jp | 遠制八千代消防 | 八千代消防2 |
| 第2ブロック | (幹)佐・八・酒 | 昼間 | 指揮指令課 | 043-481-1119 | 625-721 | 012-625-721 | 043-485-2310 | 625-722 | 012-625-722 | keibouka@119-sys.jp | えんせい さくらしょうぼう | さくらほんぶ703 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | shikishirei@119-sys.jp | 遠制佐倉消防 | 佐倉本部703 |
| | (代)成田市 | 昼間 | 警防課指令係 | 0476-20-1593 | 211-731 | 012-211-731 | 0476-24-4828 | 211-732 | 012-211-732 | keibo@city.narita.lg.jp | えんせい なりたしょうぼう | なりたほんぶ301 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | | 遠制成田消防 | 成田本部301 |
| | 銚子市 | 昼間 | 消防総務課 | 0479-22-3296 | 602-721 | 012-602-721 | 0479-20-5085 | 602-722 | 012-602-722 | cfd-keibou2@city.choshi.lg.jp | えんせい ちょうししょうぼう | ちょうし501 |
| | | 夜間(休日) | 通信情報班 | 0479-22-0119 | | | 0479-23-0119 | | | cfd-honsho1@city.choshi.lg.jp | 遠制銚子消防 | 銚子501 |
| | 旭市 | 昼間 | 警防課通信班 | 0479-63-0119 | 621-721 | 012-621-721 | 0479-63-7769 | 621-722 | 012-621-722 | asahi119-keibo@city.asahi.lg.jp | えんせい あさひしょうぼう | あさひほんぶ501 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | asahi119-shirei@city.asahi.lg.jp | 遠制旭消防 | 旭本部501 |
| | 四街道市 | 昼間 | 警防課 | 043-422-0119 | 614-721 | 012-614-721 | 043-423-7212 | 614-722 | 012-614-722 | yshobokeibo@city.yotsukaido.lg.jp | えんせい よつかいどうしょうぼう | よつかいどう501 |
| | | 夜間(休日) | 消防署指揮指令係 | | | | | | | yshobosho@city.yotsukaido.lg.jp | 遠制四街道消防 | 四街道501 |
| | 富里市 | 昼間 | 通信班 | 0476-92-1311 | 618-721 | 012-618-721 | 0476-93-9949 | 618-722 | 012-618-722 | syobo@city.tomisato.lg.jp | えんせい とみさとしょうぼう | とみさと501 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | tomisato-shirei@kjc.biglobe.ne.jp | 遠制富里消防 | 富里501 |
| | 栄町 | 昼間 | 通信指令室 | 0476-95-0119 | 629-721 | 012-629-721 | 0476-95-7630 | 629-722 | 012-629-722 | shoubou@town.sakae.chiba.jp | えんせい さかえしょうぼう | さかえほんぶ501 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | | 遠制栄消防 | 栄本部501 |
| | 匝瑳・横芝 | 昼間 | 警防課 | 0479-72-0119 | 622-721 | 012-622-721 | 0479-72-1119 | 622-722 | 012-622-722 | keibo@sosa119.jp | えんせい そうさしょうぼう | そうさほんぶ501 |
| | | 夜間(休日) | 警防課指令班 | | | | | | | shirei@sosa119.jp | 遠制匝瑳消防 | 匝瑳本部501 |
| | 香取広域 | 昼間 | 情報管理室 | 0478-52-0119 | 619-721 | 012-619-721 | 0478-52-1198 | 619-722 | 012-619-722 | keibou@fd-katori.jp | えんせい かとりしょうぼう | かとり601 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | sirei_o@fd-katori.jp | 遠制香取消防 | 香取601 |
| | 印西地区 | 昼間 | 警防課 | 0476-46-9962 | 626-721 | 012-626-721 | 0476-46-9986 | 626-722 | 012-626-722 | keibou-inzaichiku@nifty.com | えんせい いんざいしょうぼう | いんざい ほんぶ501 |
| | | 夜間(休日) | 指揮指令課 | 0476-46-9981 | | | | | | shirei-inzaichiku@nifty.com | 遠制印西消防 | 印西本部501 |

# 関係機関連絡先

4. 県内消防本部

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 消防本部 | 連絡先 | | 電話 | | | FAX | | | メールアドレス | 消防本部無線呼出名称 | 広域応援時に消防本部内で使用する無線局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | NTT | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク | NTT | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク | | | |
| 第3ブロック | (幹)山武郡市 | 昼間 | 警防課 | 0475-52-8752 | 628-721 | 012-628-721 | 0475-55-0131 | 628-722 | 012-628-722 | fd.keibou@sanbukouiki-chiba.jp | えんせい さんぶしょうぼう | さんぶほんぶ501 |
| | | 夜間(休日) | 指令課 | 0475-55-0119 | | | 0475-50-2501 | | | fd.shirei@sanbukouiki-chiba.jp | 遠制山武消防 | 山武本部501 |
| | (代)木更津市 | 昼間 | 警防課 | 0438-23-9184 | 206-731 | 012-206-731 | 0438-23-9096 | 206-732 | 012-206-732 | sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp | えんせい きさらづしょうぼう | きさらづ501 |
| | | 夜間(休日) | 作戦室 | 0438-22-0119 | | | 0438-22-0151 | | | sho-shoubo@city.kisarazu.lg.jp | 遠制木更津消防 | 木更津501 |
| | 君津市 | 昼間 | 本署 | 0439-53-0119 | 611-723 | 012-611-723 | 0439-57-0119 | 611-722 | 012-611-722 | kfd-somu@city.kimitsu.lg.jp | えんせい きみつしょうぼう | きみつほんぶ501 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | kfd-honsho@city.kimitsu.lg.jp | 遠制君津消防 | 君津本部501 |
| | 富津市 | 昼間 | 消防署 | 0439-88-0119 | 612-721 | 012-612-721 | 0439-88-6500 | 612-722 | 012-612-722 | mb040@city.futtsu.chiba.jp | えんせい ふっつしょうぼう | ふっつ501 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | mb042@city.futtsu.chiba.jp | 遠制富津消防 | 富津501 |
| | 袖ケ浦市 | 昼間 | 警防課 | 0438-64-0119 | 615-721 | 012-615-721 | 0438-62-9729 | 615-722 | 012-615-722 | sode68@city.sodegaura.lg.jp | えんせい そでがうらしょうぼう | そでがうら501 |
| | | 夜間(休日) | 指揮統制班 | | | | | | | sode68@city.sodegaura.chiba.jp | 遠制袖ケ浦消防 | 袖ケ浦501 |
| | 安房郡市 | 昼間 | 警防課 | 0470-22-2233 | 627-721 | 012-627-721 | 0470-22-2905 | 627-722 | 012-627-722 | tuusin02@awakouiki.jp | えんせい あわしょうぼう | たてやま501 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | | 遠制安房消防 | 館山501 |
| | 長生郡市 | 昼間 | 通信指令係 | 0475-24-0119 | 623-721 | 012-623-721 | 0475-25-8448 | 623-722 | 012-623-722 | fd.shirei@choseikouiki.jp | えんせい ちょうせいしょうぼう | ちょうせい ちゅうおう501 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | | 遠制長生消防 | 長生中央501 |
| | 夷隅郡市 | 昼間 | 警防課 | 0470-80-0119 | 624-721 | 012-624-721 | 0470-82-5000 | 624-722 | 012-624-722 | shirei@isumi-fd.jp | えんせい いすみしょうぼう | いすみほんぶ202 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | | 遠制夷隅消防 | 夷隅本部202 |
| 第4ブロック | (幹)松戸市 | 昼間 | 警防課 | 047-363-1115 | 604-721 | 012-604-721 | 047-363-1138 | 604-722 | 012-604-722 | mcfdkeibou@city.matsudo.lg.jp | えんせい まつどしょうぼう | まつど きょくかはん2 |
| | | 夜間(休日) | 情報通信課 | 047-363-1117 | | | 047-363-1140 | | | mcfdshirei@city.matsudo.lg.jp | 遠制松戸消防 | 松戸局可搬2 |
| | (代)市川市 | 昼間 | 指令課 | 047-333-2118 | 603-721 | 012-603-721 | 047-335-8181 | 603-722 | 012-603-722 | keibo@city.ichikawa.lg.jp | えんせい いちかわしょうぼう | いちかわ けいびほんぶ1 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | shirei@city.ichikawa.lg.jp | 遠制市川消防 | 市川警備本部1 |
| | 野田市 | 昼間 | 通信室 | 04-7124-0119 | 208-731 | 012-208-731 | 04-7197-1411 | 208-732 | 012-208-732 | syoukeibou@city.noda.lg.jp | えんせい のだしょうぼう | のだいたい1 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | syouboushirei@city.noda.lg.jp | 遠制野田消防 | 野田災対1 |
| | 柏市 | 昼間 | 警防課 | 04-7133-0117 | 606-721 | 012-606-721 | 04-7133-4000 | 606-722 | 012-606-722 | keibo1@city.kashiwa.chiba.jp | えんせい かしわしょうぼう | かしわ けいぼうじょうほう |
| | | 夜間(休日) | 指揮統制課 | 04-7133-8793 | | | 04-7133-8795 | | | shikitosei@city.kashiwa.chiba.jp | 遠制柏消防 | 柏警防情報2 |
| | 流山市 | 昼間 | 消防防災課 | 04-7158-0151 | 607-721 | 012-607-721 | 04-7159-0889 | 607-722 | 012-607-722 | shirei@city.nagareyama.lg.jp | えんせい ながれやましょうぼう | ながれやま201 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | chushoubou@city.nagareyama.lg.jp | 遠制流山消防 | 流山201 |
| | 我孫子市 | 昼間 | 指揮統制係 | 04-7184-0119 | 609-721 | 012-609-721 | 04-7184-0165 | 609-722 | 012-609-722 | abk_shirei@city.abiko.lg.jp | えんせい あびこしょうぼう | あびこほんぶ501 |
| | | 夜間(休日) | | | | | | | | | 遠制我孫子消防 | 我孫子本部501 |
| | 鎌ケ谷市 | 昼間 | 警防課 | 047-444-3235 | 610-721 | 012-610-721 | 047-445-1224 | 610-722 | 012-610-722 | honbukeibo@city.kamagaya.lg.jp | えんせい かまがやしょうぼう | かまがや けいぼうしざい1 |
| | | 夜間(休日) | 鎌ケ谷消防署 | 047-444-3221 | | | 047-442-7119 | | | shirei119@city.kamagaya.lg.jp | 遠制鎌ケ谷消防 | 鎌ケ谷警防資材1 |
| | 浦安市 | 昼間 | 警防課 | 047-304-0119 | 613-721 | 012-613-721 | 047-352-3597 | 613-722 | 012-613-722 | fd.keibo@city.urayasu.lg.jp | えんせい うらやすしょうぼう | うらやす1 |
| | | 夜間(休日) | 署指揮指令係 | | | | | | | fd.sho@city.urayasu.lg.jp | 遠制浦安消防 | 浦安1 |

# 関係機関連絡先

## 5. 県内市町村

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 管轄消防本部 | 市町村 | 連絡先 | | 電話 NTT | 電話 消防防災無線 | 電話 地域衛星通信ネットワーク | FAX NTT | FAX 消防防災無線 | FAX 地域衛星通信ネットワーク | 支部・地域振興事務所別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1ブロック | (統)千葉市 | 千葉市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理課 | 043-245-5151 | 100-721 | 012-100-721 | 043-245-5597 | 100-722 | 012-100-722 | 千葉支部 |
| | (幹)船橋市 | 船橋市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理課<br>(船橋消防) | 047-436-2032<br>047-435-1186 | 204-721<br>204-795 | 012-204-721<br>012-204-795 | 047-436-2030<br>047-432-8229 | 204-722 | 012-204-722 | 葛南 |
| | (代)市原市 | 市原市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理課<br>守衛室 | 0436-23-9823<br>0436-22-1111 | 219-721 | 012-219-721 | 0436-23-9556<br>- | 219-722 | 012-219-722 | 千葉支部 |
| | 習志野市 | 習志野市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理課 | 047-453-9211 | 216-721<br>216-723 | 012-216-721<br>012-216-723 | 047-453-9386 | 216-722 | 012-216-722 | 葛南 |
| 第2ブロック | 八千代市 | 八千代市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理課<br>守衛室 | 047-421-6716<br>047-483-1151 | 221-721<br>221-723 | 012-221-721<br>012-221-723 | 047-483-1094<br>- | 221-722 | 012-221-722 | 葛南 |
| | (幹)佐・八・酒 | 佐倉市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理課<br>守衛室 | 043-484-6131<br>043-484-1111 | 212-721 | 012-212-721 | 043-486-2502 | 212-722 | 012-212-722 | 印旛 |
| | | 八街市 | 昼間<br>夜間(休日) | 防災課 | 043-443-1119<br>080-1169-7373 | 230-721 | 012-230-721 | 043-444-0815 | 230-722 | 012-230-722 | 印旛 |
| | | 酒々井町 | 昼間<br>夜間(休日) | くらし安全協働課 | 043-496-1171 | 322-721 | 012-322-721 | 043-496-5455 | 322-722 | 012-322-722 | 印旛 |
| | (代)成田市 | 成田市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理課<br>守衛室 | 0476-20-1523<br>0476-22-1111 | 211-721 | 012-211-721 | 0476-20-1687 | 211-722 | 012-211-722 | 印旛 |
| | | 神崎町 | 昼間<br>夜間(休日) | 総務課<br>(成田消防) | 0478-72-2111<br>0476-20-1593 | 342-721<br>342-723 | 012-342-721<br>012-342-723 | 0478-72-2110<br>0476-24-4368 | 342-722 | 012-342-722 | 香取 |
| | 銚子市 | 銚子市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理室<br>警備員室 | 0479-24-8193<br>0479-24-8181 | 202-721 | 012-202-721 | 0479-25-0277 | 202-722 | 012-202-722 | 海匝 |
| | 旭市 | 旭市 | 昼間<br>夜間(休日) | 総務課<br>警備員室 | 0479-62-5311<br>0479-62-1212 | 215-721<br>215-723<br>215-724 | 012-215-721<br>012-215-723<br>012-215-724 | 0479-63-4946 | 215-722 | 012-215-722 | 海匝 |
| | 四街道市 | 四街道市 | 昼間<br>夜間(休日) | 危機管理室<br>(四街道消防) | 043-421-6102<br>043-422-0119 | 228-721 | 012-228-721 | 043-424-8922<br>043-423-7212 | 228-722 | 012-228-722 | 印旛 |
| | 富里市 | 富里市 | 昼間<br>夜間(休日) | 防災課<br>警備室 | 0476-93-1114<br>0476-93-1111 | 233-721 | 012-233-721 | 0476-93-7810 | 233-722 | 012-233-722 | 印旛 |
| | 栄町 | 栄町 | 昼間<br>夜間(休日) | くらし安全課<br>栄消防 | 0476-95-1111<br>0476-95-0119 | 329-721<br>629-721 | 012-329-721<br>012-629-721 | 0476-95-4274<br>0476-95-7630 | 329-722<br>629-722 | 012-329-722<br>012-629-722 | 印旛 |
| | 匝瑳・横芝 | 匝瑳市 | 昼間<br>夜間(休日) | 総務課 | 0479-73-0084 | 214-721<br>214-723 | 012-214-721<br>012-214-723 | 0479-72-1114 | 214-722 | 012-214-722 | 海匝 |
| | | 横芝光町 | 昼間<br>夜間(休日) | 環境防災課<br>警備員 | 0479-84-1216 | 381-721 | 012-381-721 | 0479-84-2713 | 381-722 | 012-381-722 | 山武 |

別表2

# 関係機関連絡先

## 5. 県内市町村

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 管轄消防本部 | 市町村 | 連絡先 | | 電話 | | | FAX | | | 支部・地域振興事務所別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | NTT | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク | NTT | 消防防災無線 | 地域衛星通信ネットワーク | |
| 第2ブロック | 香取広域 | 香取市 | 昼間 | 総務部総務課 | 0478-50-1201 | 209-721 | 012-209-721 | 0478-52-4566 | 209-722 | 012-209-722 | 香取 |
| | | | 夜間(休日) | 警備員室 | 0478-54-1111 | 209-723 | 012-209-723 | － | | | |
| | | 多古町 | 昼間 | 総務課 | 0479-76-2611 | 347-721 | 012-347-721 | 0479-76-7144 | 347-722 | 012-347-722 | 香取 |
| | | | 夜間(休日) | (香取広域消防) | 0478-52-0119 | | | 0478-52-1198 | | | |
| | | 東庄町 | 昼間 | 総務課 | 0478-86-1111 | 349-721 | 012-349-721 | 0478-86-2312 | 349-722 | 012-349-722 | 香取 |
| | | | 夜間(休日) | (香取広域消防) | 0478-52-0119 | | | 0478-52-1198 | | | |
| | 印西地区 | 印西市 | 昼間 | 防災課危機管理室 | 0476-33-4428 | 231-721 | 012-231-721 | 0476-42-5800 | 231-722 | 012-231-722 | 印旛 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛室 | 0476-42-5111 | | | | | | |
| | | 白井市 | 昼間 | 危機管理課 | 047-401-4650 | 232-721 | 012-232-721 | 047-491-3554 | 232-722 | 012-232-722 | 印旛 |
| | | | 夜間(休日) | | 080-7484-5946 | | | | | | |
| 第3ブロック | (幹)山武郡市 | 東金市 | 昼間 | 消防防災課 | 0475-50-1226 | 213-721 | 012-213-721 | 0475-50-1299 | 213-722 | 012-213-722 | 山武 |
| | | | 夜間(休日) | 警備 | 0475-50-1111 | | | | | | |
| | | 山武市 | 昼間 | 消防防災課 | 0475-80-1116 | 236-721 | 012-236-721 | 0475-82-2107 | 236-722 | 012-236-722 | 山武 |
| | | | 夜間(休日) | 警備室 | | | | | | | |
| | | 大網白里市 | 昼間 | 安全対策課 | 0475-70-0303 | 402-721 | 012-402-721 | 0475-72-8454 | 402-722 | 012-402-722 | 山武 |
| | | | 夜間(休日) | 警備員 | | 402-723 | 012-402-723 | | | | |
| | | 九十九里町 | 昼間 | 総務課 | 0475-70-3107 | 403-721 | 012-403-721 | 0475-70-3188 | 403-722 | 012-403-722 | 山武 |
| | | | 夜間(休日) | 警備員室 | 0475-70-3153 | | | | | | |
| | | 芝山町 | 昼間 | 総務課 | 0479-77-3903 | 409-721 | 012-409-721 | 0479-77-3957 | 409-722 | 012-409-722 | 山武 |
| | | | 夜間(休日) | 警備員室 | | | | | | | |
| | (代)木更津市 | 木更津市 | 昼間 | 危機管理課 | 0438-23-8194 | 206-721 | 012-206-721 | 0438-25-1351 | 206-722 | 012-206-722 | 君津 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛室 | 0438-23-7111 | 206-723 | 012-206-723 | － | | | |
| | 君津市 | 君津市 | 昼間 | 危機管理課 | 0439-56-1290 | 225-721 | 012-225-721 | 0439-56-1404 | 225-722 | 012-225-722 | 君津 |
| | | | 夜間(休日) | 警備室 | 0439-56-1453 | | | | | | |
| | 富津市 | 富津市 | 昼間 | 防災安全課 | 0439-80-1266 | 226-721 | 012-226-721 | 0439-80-1350 | 226-722 | 012-226-722 | 君津 |
| | | | 夜間(休日) | 警備室 | 0439-80-1222 | 226-723 | 012-226-723 | － | | | |
| | 袖ケ浦市 | 袖ケ浦市 | 昼間 | 防災安全課 | 0438-62-2119 | 229-721 | 012-229-721 | 0438-62-5916 | 229-722 | 012-229-722 | 君津 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛日直室 | | | | | | | |
| | 安房郡市 | 館山市 | 昼間 | 危機管理課 | 0470-22-3442 | 205-721 | 012-205-721 | 0470-22-8901 | 205-722 | 012-205-722 | 安房 |
| | | | 夜間(休日) | 宿直室 | 0470-22-3111 | | | 0470-23-3115 | | | |
| | | 鴨川市 | 昼間 | 危機管理課 | 04-7093-7833 | 223-721 | 012-223-721 | 04-7093-3626 | 223-722 | 012-223-722 | 安房 |
| | | | 夜間(休日) | 警備員室 | 04-7092-1111 | | | 04-7093-7851 | | | |
| | | 南房総市 | 昼間 | 消防防災課 | 0470-33-1052 | 235-721 | 012-235-721 | 0470-33-2323 | 235-722 | 012-235-722 | 安房 |
| | | | 夜間(休日) | 宿直室 | | | | | | | |
| | | 鋸南町 | 昼間 | 総務企画課総務管理室 | 0470-55-4801 | 463-721 | 012-463-721 | 0470-55-1342 | 463-722 | 012-463-722 | 安房 |
| | | | 夜間(休日) | 宿直室 | 0470-55-2111 | | | | | | |

別表2

# 関係機関連絡先

## 5. 県内市町村

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 管轄消防本部 | 市町村 | 連絡先 | | 電話 NTT | 電話 消防防災無線 | 電話 地域衛星通信ネットワーク | FAX NTT | FAX 消防防災無線 | FAX 地域衛星通信ネットワーク | 支部・地域振興事務所別 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第３ブロック | 長生郡市 | 茂原市 | 昼間 | 総務課 | 0475-23-2111 | 210-721 | 012-210-721 | 0475-20-1602 | 210-722 | 012-210-722 | 長生 |
| | | | 夜間(休日) | 宿直室 | 0475-23-2111 | | | | | | |
| | | 一宮町 | 昼間<br>夜間(休日) | 総務課 | 0475-42-2111 | 421-721 | 012-421-721 | 0475-42-2465 | 421-722 | 012-421-722 | 長生 |
| | | 睦沢町 | 昼間 | 総務課 | 0475-44-2500 | 422-721 | 012-422-721 | 0475-44-1729 | 422-722 | 012-422-722 | 長生 |
| | | | 夜間(休日) | 宿直室 | 0475-44-1111 | | | | | | |
| | | 長生村 | 昼間<br>夜間(休日) | 総務課 | 0475-32-2111 | 423-721 | 012-423-721 | 0475-32-1194 | 423-722 | 012-423-722 | 長生 |
| | | 白子町 | 昼間 | 総務課 | 0475-33-2110 | 424-721 | 012-424-721 | 0475-33-4132 | 424-722 | 012-424-722 | 長生 |
| | | | 夜間(休日) | 宿直室 | 0475-33-2111 | | | | | | |
| | | 長柄町 | 昼間 | 総務課 | 0475-35-2111 | 426-721 | 012-426-721 | 0475-35-4732 | 426-722 | 012-426-722 | 長生 |
| | | | 夜間(休日) | 宿日直室 | | | | | | | |
| | | 長南町 | 昼間 | 総務課総務室 | 0475-46-2111 | 427-721<br>427-723 | 012-427-721<br>012-427-723 | 0475-46-1214 | 427-722 | 012-427-722 | 長生 |
| | | | 夜間(休日) | 宿日直室 | | | | | | | |
| | 夷隅郡市 | 勝浦市 | 昼間 | 総務課 | 0470-73-6640 | 218-721 | 012-218-721 | 0470-73-3937 | 218-722 | 012-218-722 | 夷隅 |
| | | | 夜間(休日) | 警備室 | 0470-73-1211 | | | | | | |
| | | いすみ市 | 昼間 | 危機管理課 | 0470-62-2000 | 234-721<br>234-723 | 012-234-721<br>012-234-723 | 0470-63-1252 | 234-722 | 012-234-722 | 夷隅 |
| | | | 夜間(休日) | 宿日直室 | 0470-62-1111 | | | | | | |
| | | 大多喜町 | 昼間<br>夜間(休日) | 総務課 | 0470-82-2111<br>－ | 441-721 | 012-441-721 | 0470-82-4461 | 441-722 | 012-441-722 | 夷隅 |
| | | 御宿町 | 昼間<br>夜間(休日) | 総務課 | 0470-68-2511 | 443-721 | 012-443-721 | 0470-68-3293 | 443-722 | 012-443-722 | 夷隅 |
| 第４ブロック | (幹)松戸市 | 松戸市 | 昼間 | 総務部危機管理課 | 047-366-7309 | 207-721<br>207-723 | 012-207-721<br>012-207-723 | 047-368-0202<br>047-364-3295 | 207-722 | 012-207-722 | 東葛飾 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛室 | 047-366-7300 | | | | | | |
| | (代)市川市 | 市川市 | 昼間 | 危機管理課 | 047-712-8563 | 203-721<br>203-723 | 012-203-721<br>012-203-723 | 047-712-8791<br>－ | 203-722 | 012-203-722 | 葛南 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛室 | 047-712-8691 | | | | | | |
| | 野田市 | 野田市 | 昼間 | 防災安全課 | 04-7136-1779 | 208-721 | 012-208-721 | 04-7123-1737 | 208-722 | 012-208-722 | 東葛飾 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛室 | 04-7125-1111 | | | | | | |
| | 柏市 | 柏市 | 昼間 | 防災安全課 | 04-7167-1115 | 217-721 | 012-217-721 | 04-7163-2188 | 217-722 | 012-217-722 | 東葛飾 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛室 | 04-7167-5551 | | | | | | |
| | 流山市 | 流山市 | 昼間 | 防災危機管理課 | 04-7150-6312 | 220-721 | 012-220-721 | 04-7158-6696<br>－ | 220-722 | 012-220-722 | 東葛飾 |
| | | | 夜間(休日) | 財産活用課 | 04-7158-1180 | | | | | | |
| | 我孫子市 | 我孫子市 | 昼間 | 市民安全課 | 04-7185-1843 | 222-721 | 012-222-721 | 04-7185-5777 | 222-722 | 012-222-722 | 東葛飾 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛室 | 04-7185-1111 | | | | | | |
| | 鎌ケ谷市 | 鎌ケ谷市 | 昼間<br>夜間(休日) | 安全対策課 | 047-498-5240 | 224-721 | 012-224-721 | 047-498-5241 | 224-722 | 012-224-722 | 東葛飾 |
| | 浦安市 | 浦安市 | 昼間 | 危機管理課 | 047-351-1111 | 227-721 | 012-227-721 | 047-355-6239 | 227-722 | 012-227-722 | 葛南 |
| | | | 夜間(休日) | 守衛室 | 047-351-1111 | | | 047-381-4028 | | | |

# 広域応援登録部隊一覧

2024(R6).4.1現在

| ブロック方面隊 | 登録部隊 / 登録市町村（消防機関） | 広域応援統括指揮隊 | | ブロック方面指揮隊 | | 消火部隊 | | 救助部隊 | | 救急部隊 | | 後方支援部隊 | | 航空部隊 | | 水上部隊 | | 計① | | 特別災害対応部隊 | | | | | | | | | | | | | | 計② | | 合計（①+②） | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 特殊災害部隊 | | | | | | 特殊装備部隊 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 毒劇物等対応隊 | | 大規模危険物火災等対応隊 | | 密閉空間火災等対応隊 | | 震災対応特殊車両隊 | | はしご車隊 | | 電源照明車隊 | | 大型水槽車隊 | | 空気ボンベ充填車隊 | | 衛星通信装備隊 | | 特別高度工作車隊 | | その他の特殊装備隊 | | | | | |
| | | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 | 隊 | 人 |
| 第1ブロック | (統)千葉市 | 2 | 10 | | | 9（※1(2)） | 36 | 3（※2(2)） | 15 | 6 | 18 | 5 | 13 | 2 | 8 | 1 | 8 | 28 | 108 | 7（※1(2)、※2(2)） | 32 | 3 | 9 | | | | | 1 | 4 | 1 | 3 | | | 1 | 3 | 1 | 3 | 1 | 2 | 1 | 4 | 16 | 60 | 44 | 168 |
| | (幹)船橋市 | 1 | 4 | 1 | 4 | 8（※1(1)） | 40 | 2（※2(2)） | 10 | 3 | 9 | 3 | 8 | | | | | 18 | 75 | 3（※1(1)、※2(2)） | 15 | | | | | 1 | 3 | 1 | 3 | | | | | | | | | | | 5 | 21 | 23 | 96 |
| | (代)市原市 | 1 | 4 | 1 | 4 | 2 | 10 | 2 | 10 | 3 | 9 | 2 | 6 | | | | | 11 | 43 | | | 6 | 17 | | | | | 1 | 4 | 1 | 2 | | | 1 | 2 | | | | | 1 | 7 | 10 | 32 | 21 | 75 |
| | 習志野市 | | | | | 3 | 15 | 1 | 5 | 2 | 6 | 3 | 11 | | | | | 9 | 37 | | | | | | | | | 1 | 5 | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 10 | 42 |
| | 八千代市 | | | | | 3 | 15 | | | | | 1 | 3 | | | | | 4 | 18 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 4 | 18 |
| | 計 | 4 | 18 | 2 | 8 | 25 | 116 | 8 | 40 | 14 | 42 | 14 | 41 | 2 | 8 | 1 | 8 | 70 | 281 | 10 | 47 | 9 | 26 | 0 | 0 | 1 | 3 | 4 | 16 | 2 | 5 | 0 | 0 | 2 | 5 | 1 | 3 | 1 | 2 | 2 | 11 | 32 | 118 | 102 | 399 |
| 第2ブロック | (幹)佐・八・酒 | 1 | 5 | 1 | 4 | 9（※1(1)） | 45 | 3 | 14 | 6 | 18 | 2 | 4 | | | | | 22 | 90 | 1（※1(1)） | 5 | | | | | | | 1 | 4 | | | | | 1 | 3 | | | | | | | 3 | 12 | 25 | 102 |
| | (代)成田市 | 1 | 4 | 1 | 4 | 4（※1(1)） | 17 | 2（※4） | 5 | 2 | 6 | 2（※4） | 5 | | | | | 12 | 41 | 1（※1(1)） | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 13 | 46 |
| | 銚子市 | | | | | 1 | 5 | 1 | 5 | 1 | 3 | 1 | 3 | | | | | 4 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 4 | 16 |
| | 旭市 | | | | | 2 | 10 | 0 | 0 | 2 | 6 | 1 | 3 | | | | | 5 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 5 | 19 |
| | 四街道市 | | | | | 1 | 5 | 1 | 5 | 2 | 6 | 1 | 3 | | | | | 5 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 5 | 19 |
| | 富里市 | | | | | 1 | 5 | | | 1 | 3 | 1 | 3 | | | | | 3 | 11 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 3 | 11 |
| | 栄町 | | | | | 2 | 10 | | | 1 | 3 | 1 | 3 | | | | | 4 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 4 | 16 |
| | 匝瑳・横芝 | | | | | 3 | 15 | 1 | 5 | 2 | 6 | 1 | 3 | | | | | 7 | 29 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 7 | 29 |
| | 香取広域 | | | | | 4 | 20 | | | 4 | 12 | 1 | 3 | | | | | 9 | 35 | | | | | | | | | 1 | 5 | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 10 | 40 |
| | 印西地区 | | | | | 7 | 33 | 1 | 5 | 4 | 12 | 2 | 6 | | | | | 14 | 56 | | | | | | | | | 1 | 5 | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 15 | 61 |
| | 計 | 2 | 9 | 2 | 8 | 34 | 165 | 9 | 39 | 25 | 75 | 13 | 36 | 0 | 0 | 0 | 0 | 85 | 332 | 2 | 10 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 3 | 14 | 0 | 0 | 1 | 3 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 6 | 27 | 91 | 359 |
| 第3ブロック | (幹)山武郡市 | 1 | 4 | 1 | 4 | 6 | 24 | 2（※2(1)） | 10 | 2 | 6 | 3 | 9 | | | | | 15 | 57 | 1（※2(1)） | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 2 | 5 | 3 | 10 | 18 | 67 |
| | (代)木更津市 | 1 | 5 | 1 | 5 | 3 | 15 | 1 | 5 | 1 | 3 | 1（※3(1)） | 5 | | | | | 8 | 38 | 1（※3(1)） | 5 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 9 | 43 |
| | 君津市 | | | | | 2 | 10 | | | 1 | 3 | 1 | 3 | | | | | 4 | 16 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 4 | 16 |
| | 富津市 | | | | | 2 | 10 | | | 2 | 6 | 1 | 3 | | | | | 5 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 5 | 19 |
| | 袖ケ浦市 | | | | | 1 | 5 | | | 1 | 3 | 1 | 5 | | | | | 3 | 13 | | | 3 | 8 | | | | | | | | | 1 | 2 | | | | | | | 4 | 10 | 7 | 23 |
| | 安房郡市 | | | | | 3 | 15 | 1 | 5 | 2 | 6 | 1 | 4 | | | | | 7 | 30 | | | | | | | | | 1 | 5 | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 8 | 35 |
| | 長生郡市 | | | | | 5 | 22 | | | 4 | 12 | 2 | 5 | | | | | 11 | 39 | | | | | | | | | 1 | 5 | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 12 | 44 |
| | 夷隅郡市 | | | | | 2 | 10 | 1 | 5 | 2 | 6 | 1 | 3 | | | | | 6 | 24 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 6 | 24 |
| | 計 | 2 | 9 | 2 | 9 | 24 | 111 | 5 | 25 | 15 | 45 | 11 | 37 | 0 | 0 | 0 | 0 | 59 | 236 | 2 | 10 | 3 | 8 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 10 | 0 | 0 | 1 | 2 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 5 | 10 | 35 | 69 | 271 |
| 第4ブロック | (幹)松戸市 | 1 | 4 | 1 | 4 | 8 | 40 | 2（※2(2)） | 10 | 5 | 15 | 2 | 6 | | | | | 19 | 79 | 2（※2(2)） | 10 | | | | | | | 2 | 6 | | | | | | | | | | | | | 4 | 16 | 23 | 95 |
| | (代)市川市 | 1 | 4 | 1 | 4 | 4 | 20 | 2（※2(1)） | 10 | 10 | 30 | 3 | 11 | | | 1 | 5 | 22 | 84 | 1（※2(1)） | 5 | 2 | 6 | | | 1 | 2 | 1 | 5 | | | | | | | | | | | 2 | 10 | 7 | 28 | 29 | 112 |
| | 野田市 | | | | | 2 | 10 | 1 | 5 | 2 | 6 | 1 | 3 | | | | | 6 | 24 | | | | | | | | | 1 | 5 | | | 1 | 2 | | | | | | | | | 2 | 7 | 8 | 31 |
| | 柏市 | | | | | 3 | 15 | 2 | 10 | 8 | 24 | 3 | 6 | | | | | 16 | 55 | | | | | 1 | 4 | | | 2 | 8 | | | | | | | | | | | | | 3 | 12 | 19 | 67 |
| | 流山市 | | | | | 3 | 15 | 1 | 5 | 4 | 12 | 1 | 3 | | | | | 9 | 35 | | | | | | | | | | | | | 1 | 3 | | | | | | | | | 1 | 3 | 10 | 38 |
| | 我孫子市 | | | | | 1 | 5 | | | 2 | 6 | 1 | 3 | | | | | 4 | 14 | | | | | | | | | 1 | 5 | | | | | | | | | | | 1 | 5 | 5 | 19 |
| | 鎌ケ谷市 | | | | | 2 | 10 | | | 2 | 6 | 1 | 4 | | | | | 5 | 20 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 5 | 20 |
| | 浦安市 | | | | | 2 | 10 | | | 2 | 6 | 1 | 3 | | | | | 5 | 19 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 0 | 0 | 5 | 19 |
| | 計 | 2 | 8 | 2 | 8 | 25 | 125 | 8 | 40 | 35 | 105 | 13 | 39 | 0 | 0 | 1 | 5 | 86 | 330 | 3 | 15 | 2 | 6 | 1 | 4 | 1 | 2 | 7 | 29 | 0 | 0 | 2 | 5 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 10 | 18 | 71 | 104 | 401 |
| 合計 | | 10 | 44 | 8 | 33 | 108 | 517 | 30 | 144 | 89 | 267 | 51 | 153 | 2 | 8 | 2 | 13 | 300 | 1179 | 17 | 82 | 14 | 40 | 1 | 4 | 2 | 5 | 16 | 69 | 2 | 5 | 4 | 10 | 2 | 5 | 1 | 3 | 1 | 2 | 6 | 26 | 66 | 251 | 366 | 1430 |

※1「消火部隊」と「毒劇物対応隊」の重複登録（○）は隊数

※2「救助部隊」と「毒劇物対応隊」の重複登録（○）は隊数

※3「後方支援部隊」と「毒劇物対応隊」の重複登録（○）は隊数

※4 救助工作車＋資機材搬送車の一体運用のため、実質1隊

別表4-1

# 応援可能資機材一覧表

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 資機材 / 消防本部 | 重量物排助用器具 | | | | | | | 切断用器具 | | | | | | | 破壊用器具 | | 高度救助用資機材 | | | | | 測定用器具 | | | | 水難救助用器具 | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 油圧ジャッキ | 油圧スプレッダー | 可搬式ウィンチ | ワイヤーロープ | マット型空気ジャッキ一式 | 大型油圧スプレッダー | 救助用支柱器具 | 油圧切断機 | エンジンカッター | ガス溶断器 | チェーンソー | 鉄線カッター | 空気鋸 | 大型油圧切断機 | 削岩機 | ハンマドリル | 画像探索機Ⅰ型 | 画像探索機Ⅱ型 | 地中音響探知機 | 熱画像直視装置 | 夜間用暗視装置 | 可燃性ガス測定器 | 有毒ガス測定器 | 酸素濃度測定器 | 放射線測定器 | 潜水器具一式 | 救命胴衣 | 水中用投光器 | 救命浮き輪 | 救命ボート | 高機能救命ボート | 水中スクーター |
| 第1ブロック | (統)千葉市 | 3 | 3 | 2 | 42 | 6 | 6 | 3 | 3 | 12 | 3 | 12 | 12 | 3 | 6 | 3 | 3 | 3 | 3 | 3 | 8 | 3 | 17 | 3 | 3 | 46 | 15 | 102 | 15 | 40 | 4 | | 3 |
| | (幹)船橋市 | 2 | 2 | 2 | 10 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 4 | 2 | 2 | 2 | | 3 | 5 | 5 | 5 | 1 | 2 | | |
| | (代)市原市 | 2 | 2 | 2 | 16 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 10 | 10 | 10 | 3 | 2 | | |
| | 習志野市 | 2 | | 1 | 8 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 | 3 | 25 | 3 | 19 | 2 | 4 | 1 | | |
| | 八千代市 | | | | 1 | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | 4 | | 5 | | | | | |
| 第2ブロック | (幹)佐・八・酒 | 3 | 1 | 2 | 6 | 2 | 2 | 1 | 1 | 10 | 2 | 12 | 18 | 2 | 3 | 4 | 4 | 1 | 2 | 1 | 8 | 1 | 9 | 9 | | 7 | | 26 | | | 2 | | |
| | (代)成田市 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 5 | 1 | 4 | 5 | 1 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 4 | 1 | 4 | 4 | 4 | 7 | 10 | 10 | 10 | 7 | 2 | | |
| | 銚子市 | 0 | 0 | 1 | 1 | 0 | 1 | | 0 | 1 | | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 4 | | 1 | 1 | | |
| | 旭市 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 1 | 2 | | 0 | | 0 | | 0 | | | | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 5 | 0 | 0 | 0 | | |
| | 四街道市 | 0 | 1 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 0 | 0 | | | 0 | | 0 | | 1 | 1 | 1 | 2 | | 5 | | | | | |
| | 富里市 | | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | 0 | | | 0 | | | | | | | | | 1 | | 3 | | | | | |
| | 栄町 | | | 1 | 1 | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | 1 | | | | | | | | | | |
| | 匝瑳・横芝 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 2 | | 2 | 5 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | 2 | | 2 | 2 | 2 | 1 | | 8 | | 1 | 1 | | |
| | 香取広域 | | | 4 | 12 | | | | | 4 | | 5 | 9 | | | | | | | | | | 4 | 4 | 4 | 4 | | 19 | | 9 | | | |
| | 印西地区 | 1 | | 1 | 4 | 1 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 1 | | | | | | | |
| 第3ブロック | (幹)山武郡市 | 1 | | 1 | 11 | 1 | 3 | | 1 | 2 | 1 | 4 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 4 | 5 | 4 | 6 | | 18 | | 35 | | 5 | | | |
| | (代)木更津市 | 2 | | 2 | 5 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 3 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | 3 | 3 | 3 | 6 | 5 | 15 | 6 | 4 | 2 | | |
| | 君津市 | | 2 | 2 | 10 | | | | 2 | 2 | | 2 | 2 | | | | | | | | | | 2 | 2 | 2 | | | 13 | | | | | |
| | 富津市 | | | | 1 | | | | | 2 | | 2 | 2 | | | | | | | | 1 | | 2 | | | | | 11 | | 2 | | | |
| | 袖ケ浦市 | | 1 | | | | | | 1 | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 5 | | 5 | | | | | |
| | 安房郡市 | 1 | 0 | 1 | 10 | 1 | 2 | 1 | 0 | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 5 | | 1 | 1 | | |
| | 長生郡市 | | | 1 | 2 | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | 1 | | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | | 10 | | 1 | 1 | | |
| | 夷隅郡市 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | 1 | | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | | | | | | | 1 | | | | | 6 | | 1 | | | |
| 第4ブロック | (幹)松戸市 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | | 10 | 1 | 4 | 2 | | |
| | (代)市川市 | 7 | | 2 | 9 | 2 | 2 | 3 | 1 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | 3 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | 3 | 3 | 3 | 12 | 5 | 10 | 5 | 2 | 1 | | |
| | 野田市 | 1 | 1 | 1 | 2 | 1 | | 1 | 0 | 1 | 1 | 4 | 1 | 1 | | 1 | | | | | | | 2 | | 2 | 3 | 4 | 10 | 2 | 4 | 1 | 1 | |
| | 柏市 | 2 | 2 | 2 | 9 | 2 | 2 | 2 | | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 2 | 3 | 2 | | 4 | | 10 | 8 | 4 | 2 | | |
| | 流山市 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | 1 | | 1 | 1 | 1 | 5 | | 5 | | 1 | 1 | | |
| | 我孫子市 | | | 0 | 0 | | | | | 1 | | 1 | 2 | | | 1 | 1 | | | | | | 1 | 1 | 1 | | | 10 | | | | | |
| | 鎌ケ谷市 | | | | | | | | | 1 | | 1 | 1 | | | | | | | | | | | 1 | | 5 | | 8 | | | | | |
| | 浦安市 | | | | | | | | | 1 | | 1 | 2 | | | | | | | | | | 1 | | | | | 2 | | 2 | | | |
| 計 | | 34 | 22 | 37 | 170 | 30 | 33 | 21 | 22 | 68 | 22 | 75 | 90 | 30 | 34 | 31 | 31 | 15 | 18 | 16 | 45 | 20 | 79 | 59 | 40 | 166 | 57 | 386 | 64 | 97 | 26 | 1 | 3 |

別表4-2

## 応援可能資機材一覧表

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 資機材 / NBC災害出動編成 | | NBC対応資機材 | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 測定・検知器具 | | | | | | | | 保護服 | | | | 除染シャワー | 中和剤散布器 |
| | | | | | | | | | | | | 陽圧式以外 | | | | |
| | | | 有毒ガス測定器 | 有毒ガス検知管 | 携帯型生物剤検知装置 | 生物剤検知紙 | 携帯型化学剤検知器 | 化学剤検知紙 | 放射線測定器 | 放射線ポケット線量計 | 放射線防護服 | 陽圧式 | B専用 | C専用 | BC専用 | |
| 第1ブロック | (統)千葉市 | NBC災害対応（広域応援統括指揮隊、毒劇物等対応隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、航空部隊） | 20 | 24 | 20 | | 9 | 15 | 46 | 124 | 9 | 37 | | | 73 | 3 | 4 |
| | (幹)船橋市 | BC災害対応（消火部隊、救助部隊） | 4 | 6 | 2 | | 1 | 27 | 6 | 33 | 6 | 17 | | | 9 | 3 | 3 |
| | (代)市原市 | BC災害対応（救助部隊） | 1 | 1 | 1 | | 2 | | 2 | 8 | 2 | 5 | | | 2 | 1 | 2 |
| 第2ブロック | (幹)佐・八・酒 | 一般毒劇物災害対応（消火部隊） | 1 | 1 | 1 | 5 | 1 | | 1 | 5 | 5 | 5 | | | 3 | 2 | 2 |
| | (代)成田市 | NBC災害対応（消火部隊） | 1 | 3 | 2 | | 2 | 147 | 2 | 8 | | 15 | | | 21 | 3 | 3 |
| 第3ブロック | (幹)山武郡市 | BC災害対応（救助部隊） | 7 | 1 | 1 | | 1 | | 6 | 6 | 4 | 5 | | | 4 | | 3 |
| | (代)木更津市 | BC災害対応（後方支援部隊と重複登録） | 3 | | 1 | | 3 | | 6 | 20 | 3 | 19 | | | 60 | 2 | 7 |
| 第4ブロック | (幹)松戸市 | 一般毒劇物災害対応（救助部隊） | 2 | 2 | | | 2 | | 2 | 6 | 4 | 12 | | | 8 | 2 | 4 |
| | (代)市川市 | BC災害対応（毒劇物等対応隊、救助部隊） | 3 | 3 | 2 | | 1 | 6 | 9 | 10 | 4 | 8 | | | 7 | 3 | 4 |
| 計 | | | 42 | 41 | 30 | 5 | 22 | 195 | 80 | 220 | 37 | 123 | 0 | 0 | 187 | 19 | 32 |

別表 4-3

## 応援可能消火薬剤等一覧表

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 消防本部 | 化学消火薬剤種別 | | | | | | | | | | 油類吸着剤(kg) | 油類処理剤(kg) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | たん白系(ℓ) | | フッ化たん白(ℓ) | 合成界面活性剤(ℓ) | 水成膜泡消火薬剤(ℓ) | 水溶性液体用泡消火薬剤（耐アルコール用）(ℓ) | 粉末(kg) | | | | | |
| | | 3%型 | 6%型 | | | | | 第1種 | 第2種 | 第3種 | 第4種 | | |
| 第1ブロック | (統)千葉市 | | | 9,160 | | | 0 | | | | | | |
| | (幹)船橋市 | | | 7,700<br>(7,700) | 1,920 | 0 | 3,480 | | | | | | |
| | (代)市原市 | | | 107,200<br>(97,700) | 32,710 | 0 | 0 | | | | | | |
| | 習志野市 | | | | | | 1,000<br>(1,000) | | | | | | |
| | 八千代市 | | | | | | | | | | | | |
| 第2ブロック | (幹)佐・八・酒 | | | | 60 | | 80 | | | | | | |
| | (代)成田市 | | | | | 1,600 | | | | | | | |
| | 銚子市 | | | | | | | | | | | | |
| | 旭市 | | | | | | | | | | | | |
| | 四街道市 | | | | | | | | | | | | |
| | 富里市 | | | | 500 | | | | | | | | |
| | 栄町 | | | | | | | | | | | | |
| | 匝瑳・横芝 | | | | | | | | | | | | |
| | 香取広域 | | | | | 300 | | | | | | | |
| | 印西地区 | | | | 500 | | | | | | | | |
| 第3ブロック | (幹)山武郡市 | | | | | 250 | 250 | | | | | | 2 |
| | (代)木更津市 | 1,000<br>(1,000) | | | | | | | | | | | |
| | 君津市 | | | | | | 2,400<br>(2,400) | | | | | | |
| | 富津市 | | | | | | 1,000<br>(1,000) | | | | | | |
| | 袖ケ浦市 | 54,000<br>(27,000) | | | | | 0 | | | | | | |
| | 安房郡市 | | | | 100 | | | | | | | | |
| | 長生郡市 | | | | 100 | 100 | | | | | | | |
| | 夷隅郡市 | | | 500 | | | | | | | | | |
| 第4ブロック | (幹)松戸市 | | | | 120 | | | | | | | | |
| | (代)市川市 | | | 50,740<br>(43,940) | | | 500 | | | | | | |
| | 野田市 | | | | 200 | | | | | | | | |
| | 柏市 | | | | 360 | | | | | | | | |
| | 流山市 | | | | | | | | | | | | |
| | 我孫子市 | | | | 200 | | | | | | | | |
| | 鎌ケ谷市 | | | | | | | | | | | | |
| | 浦安市 | | | | | | 1,000 | | | | | | |
| 計 | | 55,000<br>(28,000) | 0 | 175,300<br>(149,340) | 36,770 | 2,250 | 9,710<br>(4,400) | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 |

※（　）は、保有薬剤中の県備蓄分

別表 4-4

## 応援可能無線機等一覧

2024(R6).4.1現在

| ブロック | 無線機 / 消防本部 | 車載無線 ※共通波を実装したものに限る。 | 可搬無線 | 携帯無線 | 署活系無線(400MHz帯) ※関東共通波を実装したものに限る。 | 携帯電話 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1ブロック | (統)千葉市 | 42 | 8 | 42 | 84 | 070-1312-0851<br>070-3163-6256 |
| | (幹)船橋市 | 17 | 1 | 16 | 28 | 080-1117-5336(衛星携帯)<br>090-4700-1602 |
| | (代)市原市 | 21 | 1 | 15 | 25 | 090-1055-5914 |
| | 習志野市 | 10 | | 8 | 18 | 010-87077632482O(拠点機能形成車)<br>090-3217-8972(救助部隊衛星携帯) |
| | 八千代市 | 4 | | 4 | 8 | 090-3203-7804(消火小隊)<br>080-8837-6259(後方支援小隊) |
| 第2ブロック | (幹)佐・八・酒 | 24 | | 31 | 74 | 080-2033-2076 |
| | (代)成田市 | 10 | | 3 | 15 | 090-4379-6510(警防課) |
| | 銚子市 | 4 | | 4 | 5 | 090-4670-7372(指揮隊)<br>090-3236-4899(東部救急1) |
| | 旭市 | 5 | | 5 | 4 | 090-2452-9528(警防課) |
| | 四街道市 | 5 | | 7 | 19 | 090-5772-6855(警防課) |
| | 富里市 | 3 | | 3 | 7 | 090-2149-1949(富里救急1) |
| | 栄町 | 4 | | 2 | 2 | 090-1531-6260(栄水槽1)<br>080-1120-6191(栄救急1) |
| | 匝瑳・横芝 | 4 | | 6 | 4 | 090-4910-7057(横芝光ポンプ1)<br>090-4660-3301(横芝光救急1) |
| | 香取広域 | 10 | | 10 | 17 | 070-4105-6561(消防本部) |
| | 印西地区 | 15 | | 10 | 48 | 090-7725-7915(警防課) |
| 第3ブロック | (幹)山武郡市 | 17 | 2 | 16 | 20 | 090-3202-4532(後方支援) |
| | (代)木更津市 | 8 | 1 | 8 | 13 | 070-7054-7514(指揮隊) |
| | 君津市 | 4 | | 8 | 12 | |
| | 富津市 | 4 | | 2 | 3 | |
| | 袖ケ浦市 | 7 | | 7 | 7 | 090-3402-7569 |
| | 安房郡市 | 8 | | 8 | 14 | 090-2468-6978 |
| | 長生郡市 | 2 | | 3 | 8 | 090-7171-6688(後方支援) |
| | 夷隅郡市 | 6 | 1 | 4 | 4 | 090-3092-3309 |
| 第4ブロック | (幹)松戸市 | 21 | 1 | 21 | 24 | 080-1388-6707 |
| | (代)市川市 | 28 | | 28 | 56 | 090-3200-1400 |
| | 野田市 | 8 | | 8 | 9 | |
| | 柏市 | 18 | | 18 | 20 | 080-5873-8580(後方支援小隊) |
| | 流山市 | 10 | 1 | 8 | 14 | 080-1034-8078(派遣隊隊長所持) |
| | 我孫子市 | 5 | | 5 | 7 | 090-5419-6240 |
| | 鎌ケ谷市 | 5 | | 5 | 15 | 090-4531-8887(警防課) |
| | 浦安市 | 3 | 2 | 3 | 10 | 090-3137-1136 |
| 計 | | 332 | 18 | 318 | 594 | |



様式 1

## 千葉県消防広域応援要請書

第　　報
年　月　日

広域応援統括消防機関 消防長　　様
(応援側消防機関 消防長)

(被災地消防本部要請者)
消防機関名＿＿＿＿＿＿＿＿
職・氏名 消防長＿＿＿＿＿＿＿＿

☐ 千葉県広域消防相互応援協定第3条の規定に基づき、次のとおり応援要請を行います。
☐ 消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県広域消防相互応援隊運用要綱第5条第5項の規定に基づき、次のとおり連絡します。

| | | |
|---|---|---|
| 災害発生日時 | 年　月　日　時　分 | |
| 応援要請日時 | 年　月　日　時　分 | |
| 災害状況 | | |
| 人的・物的被害の状況 | | |
| 必要部隊・車両・資機材 | | |
| 進出拠点(受入) | | |
| 被災地指揮本部連絡責任者・連絡先 | (責任者) | (連絡先) |
| その他必要な事項 | | |

※1 広域応援統括消防機関記入欄【　　消防本部(局)】

| | |
|---|---|
| 出動ブロック方面隊 | 第1ブロック ・ 第2ブロック ・ 第3ブロック ・ 第4ブロック |
| 特別災害対応部隊 | (別表3のうち○で囲んだ部隊) |
| 上記以外の指定部隊 | |
| 使用無線 | |
| 広域応援統括指揮隊(携帯) | |
| ブロック方面指揮隊(携帯) | |
| その他必要な事項 | |

※2 ブロック幹事消防機関記入欄 [　　消防本部(局)]

| | |
|---|---|
| 集結場所・集結時間 | |

①応援要請(被災地消防本部 ⟶ 広域応援統括消防機関)
②出動要請(広域応援統括消防機関 ⟶ 応援側消防機関)【全消防本部一斉通報】
③集結場所指定(ブロック幹事消防機関 ⟶ ブロック内消防機関)
④広域応援報告(ブロック幹事消防機関 ⟶ 広域応援統括消防機関 ⟷ 千葉県)

様式２

広域応援統括消防機関　消防長　様

応援側消防機関名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（第　　ブロック消防機関）

職・氏名　消防長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

◎ 広 域 応 援　可　能　／　不　能

## 広域応援出動連絡表

| （基本的な出動部隊） | | | |
|---|---|---|---|
| 広域応援統括指揮隊 | | 隊 | 人 |
| 携帯電話番号 | | | |
| ブロック方面指揮隊 | | 隊 | 人 |
| 携帯電話番号 | | | |
| 消　火　隊 | | 隊 | 人 |
| 救　助　隊 | | 隊 | 人 |
| 救　急　隊 | | 隊 | 人 |
| 後方支援隊 | | 隊 | 人 |
| 航　空　隊 | | 隊 | 人 |
| 水　上　隊 | | 隊 | 人 |
| （特別災害対応部隊） | | | |
| 特殊災害部隊 | 毒劇物等対応隊 | 隊 | 人 |
| | 大規模危険物火災等対応隊 | 隊 | 人 |
| | 密閉空間火災等対応隊 | 隊 | 人 |
| 特殊装備部隊 | 震災対応特殊車両隊 | 隊 | 人 |
| | はしご車隊 | 隊 | 人 |
| | 電源照明車隊 | 隊 | 人 |
| | 大型水槽車隊 | 隊 | 人 |
| | 空気ボンベ充填車隊 | 隊 | 人 |
| | 衛星通信装備隊 | 隊 | 人 |
| | 特別高度工作車隊 | 隊 | 人 |
| | その他（　　） | 隊 | 人 |
| 合　計 | | 隊 | 人 |

| | |
|---|---|
| 所属名(部課名) | |
| 担　当　者 | |
| 電　　話 | |

様式３

年　月　日

千　葉　県　知　事　様
応援側消防機関　消防長

（広域応援統括消防機関）
消防機関名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿
広域応援統括消防機関 消防長＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

## 広域応援部隊出動状況連絡表

（　年　月　日　時現在）

☐ 千葉県広域消防相互応援協定第3条
☐ 消防組織法第43条に基づく知事の指示による 千葉県消防広域応援隊運用要綱第5条

の規定により出動する応援部隊は、別紙（様式3　別紙）のとおりです。

| 広域応援統括消防機関（　　） | |
|---|---|
| 所　属 | |
| 担当者 | |
| 電　話 | |
| ＦＡＸ | |

県内消防広域応援出動部隊　一覧

様式3 別紙

| ブロック対応隊 | 登録部隊 / 登録市町村（消防機関） | 緊急消防援助隊指揮支援部隊 | 大規模特殊災害時広域航空消防応援ブロック | 消火部隊 | 救助部隊 | 救急部隊 | 後方支援部隊 | 航空部隊 | 水上部隊 | 計① | 特別災害対応部隊 | | | | | | | | | | | | | | | | 計② | 合計（①+②） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | 特殊災害部隊 | | | 特殊装備部隊 | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | 毒劇物等対応隊 | 大規模風水害等対応隊 | 都市型災害対応隊 | 震災対応特殊車両隊 | はしご車隊 | 電源車隊 | 大型水槽車隊 | 空気ボンベ充填車隊 | 照明車隊 | 特別高度工作車隊 | その他の特殊装備隊 | | | | | | | |
| | | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 | 隊 人 |
| 第1ブロック | (統)千葉市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (幹)船橋市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (代)市原市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 習志野市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 八千代市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第2ブロック | (幹)佐・八・酒 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (代)成田市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 銚子市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 旭市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 四街道市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 富里市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 栄町 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 匝瑳・横芝 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 香取広域 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 印西地区 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第3ブロック | (幹)山武郡市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (代)木更津市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 君津市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 富津市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 袖ケ浦市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 安房郡市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 長生郡市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 夷隅郡市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 第4ブロック | (幹)松戸市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | (代)市川市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 野田市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 柏市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 流山市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 我孫子市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 鎌ケ谷市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 浦安市 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

様式４－１

年　月　日
午前・午後　時　分

# 広域応援統括指揮隊長への連絡・指示事項

広域応援統括指揮隊長

指揮者　　消防本部消防長

| | |
|---|---|
| 役割分担に関する事項 | |
| 現在の災害状況 | |
| 関係機関の対応状況 | |
| 活動支援情報 | 様式４－２のとおり |
| その他広域応援活動に関する必要な事項 | |

※　役割分担については、災害状況及び被災地消防本部の活動状況から、広域応援部隊の任務等について指示する。

様式 4－2

| 年　月　日 |
|---|
| 午前・午後　時　分 |

# 広域応援部隊活動支援情報

広域応援統括指揮隊長
第　　ブロック方面指揮隊長
（航空部隊・水上部隊　各部隊長）

指揮本部　　指揮者
（広域応援統括指揮隊長）

| | | |
|---|---|---|
| 災害状況 | 災害発生日時 | 年　月　日　時　分 |
| | 災害発生場所 | |
| | 災害の概要 | |
| | 人的・物的被害状況 | |
| | 現在活動中の部隊名・部隊数及び活動内容 | |
| 活動方針 | | |
| 活動支援情報 | 活動地域及び任務<br>災害地までの道路状況 | |
| | 活動拠点 | |
| | 水利の状況 | |
| | 災害拠点病院 | |
| | 航空部隊臨時離着陸場 | |
| | 使用無線系統 | |
| | 指揮連絡担当者 | |
| その他必要な事項 | | ・案内図、水利図等応援活動に必要な資料<br>・活動拠点（宿営地）位置<br>・燃料補給場所位置<br>・災害拠点病院位置<br>・航空部隊臨時離着陸場位置 |

様式　5－1

# 広域応援部隊内訳表

| | |
|---|---|
| ブロック方面隊 | 第1・第2・第3・第4 |
| 航空隊 ・ 水上隊 | |
| 消防本部名 | |
| 隊　名 | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 車両名 | | 無線呼称 | |

| No. | ◎は隊長 | 階級 | 氏名 | 年齢 | 性別 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | ◎ | | | | 男・女 |
| 2 | | | | | 男・女 |
| 3 | | | | | 男・女 |
| 4 | | | | | 男・女 |
| 5 | | | | | 男・女 |
| 6 | | | | | 男・女 |
| 7 | | | | | 男・女 |
| 8 | | | | | 男・女 |

連絡先電話番号　昼　（　　）
夜　（　　）
隊長携帯電話番号　（　　）
主な隊の装備

※　出動時、**ブロック方面隊集結場所**において各隊長は、ブロック方面隊長に提出する。

様式　５－２

# ブロック方面隊内訳表

| ブロック方面隊 | 方面隊 | |
|---|---|---|
| ブロック方面指揮隊長 | 所　属 | |
| | 階級・氏名 | |

| 隊 名 | 部隊長◎印 | 消防本部名（所　属） | 隊員数 | 隊長（階級・氏名） | 車 両 名（無線呼称） | 携帯電話番号 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| 合計 | | | | 隊 | 名 | |

| 主な隊の装備 |
|---|
| |

※　被災地到着時、**ブロック方面指揮隊長**は、指揮者（広域応援統括指揮隊長）に提出する。

様式　６

# 千葉県消防広域応援隊　活動概要報告

広域応援統括指揮隊長 所　属

階級・氏名

| 被災地到着日時 | | 年　月　日　時　分 |
|---|---|---|
| 被災地を離れた日時 | | 年　月　日　時　分 |
| 主な活動内容 | 活動場所 | |
| | 活動内容 | |
| | 活動開始日時 | |
| | 活動時間 | |
| | 活動隊数 | |
| 活動中の異常の有無 | | |
| 隊員の負傷の有無 | | |
| 車両・資機材の損傷の有無 | | |
| その他特記事項 | | |

※　被災地引揚げ時、広域応援統括指揮隊長は、指揮者に報告する。

様式７

## 災害報告１（概要表）

| No. | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 災害発生場所 | 都道　市　区<br>府県　郡　町村　丁目　番地 |
| 2 | 災害発生日時 | 年　月　日　時　分頃 |
| 3 | 災害概要 | |
| 4 | 被害状況 | 人的被害　死者　行方不明　負傷者<br>名　名　名 |
| | | 物的被害 |
| 5 | 出動車両等及び人員 | 計　台(機・艇)<br>計　名 |
| 6 | 活動台数及び人員 | 計　台(機・艇)<br>計　名 |
| 7 | 活動概要 | |

様式８

## 災害報告２（被災地概要表）

| No. | 項目 | 内容 |
|---|---|---|
| 1 | 災害発生場所 | 都道　市　区<br>府県　郡　町村　丁目　番地 |
| 2 | 災害発生日時 | 年　月　日　時　分 |
| 3 | 応援要請日時 | 年　月　日　時　分 |
| 4 | 応援消防機関 | |
| 5 | 応援開始日時<br>応援終了日時 | 出場　年　月　日　時　分<br>集結場所到着　時　分<br>引揚　年　月　日　時　分<br>帰署(所)　時　分 |
| 6 | 応援車両等(日別、種別、数量) | (活動台数)<br>計　台(機・艇) |
| 7 | 応援人員(日別、部隊別) | (作業人員)<br>計　名 |
| 8 | 応援資機材(種別、数量) | |
| 9 | 応援活動概要 | |
| 10 | 特記事項 | |

様式９

# 災害報告３（応援活動報告）

１ 出動の状況

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 市町村名 | | | 消防本部名 | | | |
| 災害名 | | | | | | |
| 出動先市町村 | | | | | | |
| 応援要請又は指示を受けた年月日 | | | 年　月　日 | | | |
| 出動した期間 | 出動した日時 | | 年　月　日　時　分 | | | |
| | 帰署(所)した日時 | | 年　月　日　時　分 | | | |
| | 期間 | | 日間 | | | |
| 出動の状況 | 隊の種類 | | 出動隊数 | 出動車両等 | | 出動隊員数 |
| | 広域応援統括指揮隊 | | 隊 | 指揮車 | 台 | 人 |
| | | | | その他の車両 | 台 | |
| | ブロック方面指揮隊 | | 隊 | 指揮車 | 台 | 人 |
| | | | | その他の車両 | 台 | |
| | 消火部隊 | | 隊 | 消防ポンプ車（水槽・化学車含む） | 台 | 人 |
| | 救助部隊 | | 隊 | 救助工作車 | 台 | 人 |
| | | | | その他の車両 | 台 | |
| | 救急部隊 | | | 救急車 | 台 | 人 |
| | 後方支援部隊 | | 隊 | 支援車（Ⅰ・Ⅱ型） | 台 | 人 |
| | | | | その他車両 | 台 | |
| | 航空部隊 | | | ヘリコプター | 機 | 人 |
| | 水上部隊 | | | 消防艇 | 艇 | 人 |
| | 特殊災害部隊 | 毒劇物等対応隊 | 隊 | 特殊車両 | 台 | 人 |
| | | | | その他の車両 | 台 | |
| | | 大規模危険物火災等対応隊 | 隊 | 大型化学車 | 台 | 人 |
| | | | | 大型高所放水車 | 台 | 人 |
| | | | | 泡原液搬送車 | 台 | 人 |
| | | | | 屈折放水塔車 | 台 | 人 |
| | | | | 大容量送水ポンプ車 | 台 | 人 |
| | | | | 大型放水砲搭載ホース延長車 | 台 | 人 |
| | | | | その他の車両 | 台 | 人 |
| | | 密閉空間火災等対応隊 | 隊 | 高発泡車 | 台 | 人 |
| | 特殊装備部隊 | 震災対応特殊車両隊 | 隊 | 震災工作車 | 台 | 人 |
| | | | | 重機及び重機搬送車 | 台 | 人 |
| | | はしご車隊 | 隊 | はしご車 | 台 | 人 |
| | | 電源照明車隊 | 隊 | 電源照明車 | 台 | 人 |
| | | 大型水槽車隊 | 隊 | 大型水槽車 | 台 | 人 |
| | | 空気ボンベ充填車隊 | 隊 | 空気ボンベ充填車 | 台 | 人 |
| | | 衛星通信装備隊 | 隊 | 衛星通信装備車 | 台 | 人 |
| | | 特別高度工作車隊 | 隊 | 特別高度工作車 | 台 | 人 |
| | | その他の特殊装備隊 | 隊 | 上記以外の特殊装備車両 | 台 | 人 |
| 合　計 | | | 隊 | 車両 | 台 | 人 |
| | | | | のべ | 台 | 人 |
| | | | | ヘリコプター | 機 | 人 |
| | | | | のべ | 機 | 人 |
| | | | | 消防艇 | 艇 | 人 |
| | | | | のべ | 艇 | 人 |



様式９

2活動の状況

| | | |
|---|---|---|
| 被災地到着日時 | | 年　月　日　時　分 |
| 被災地を離れた日時 | | 年　月　日　時　分 |
| 主な活動内容 | 活動場所<br>活動概要 | |
| | 活動開始日時<br>活動時間 | |
| | 活動隊数 | |
| 活動中の異常の有無 | | |
| 隊員の負傷の有無 | | |
| 車両・資機材の損傷 | | |
| その他特記事項 | | |

別図２

通信連絡体制

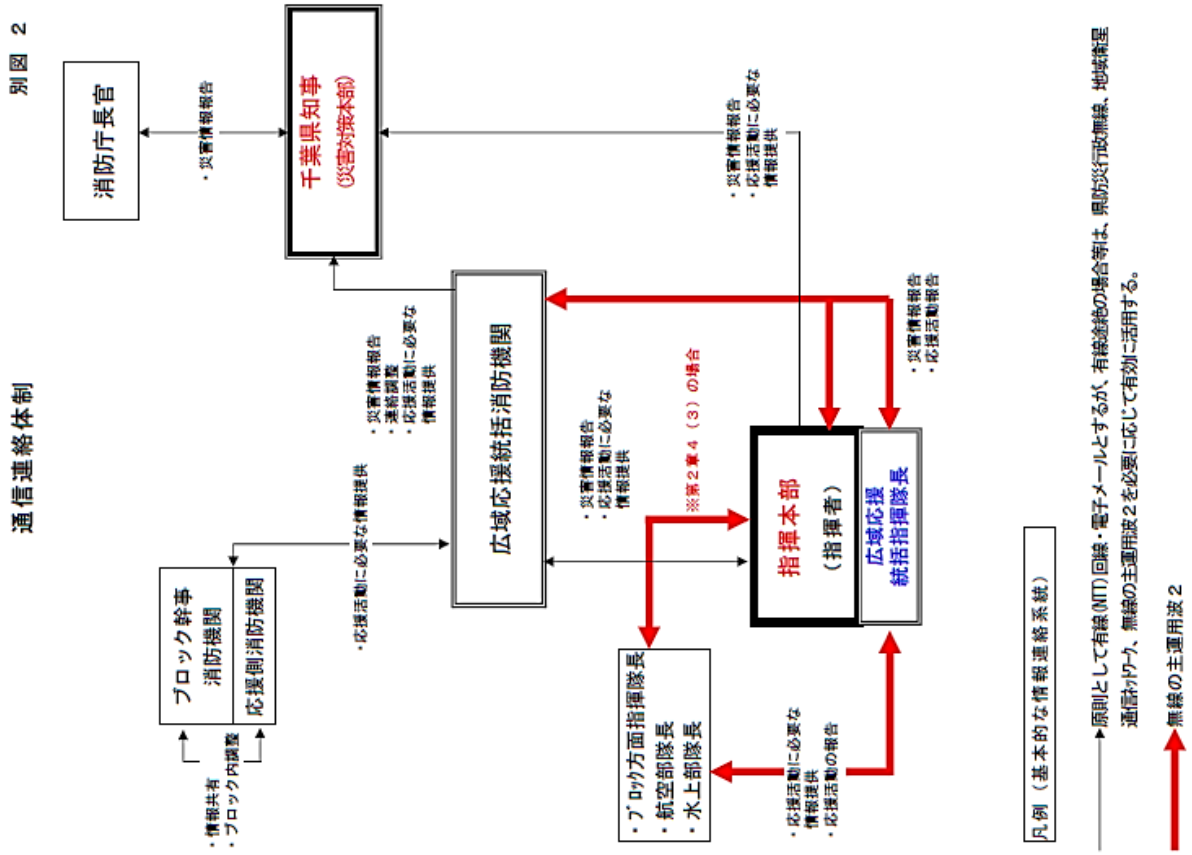


別図１

指揮系統

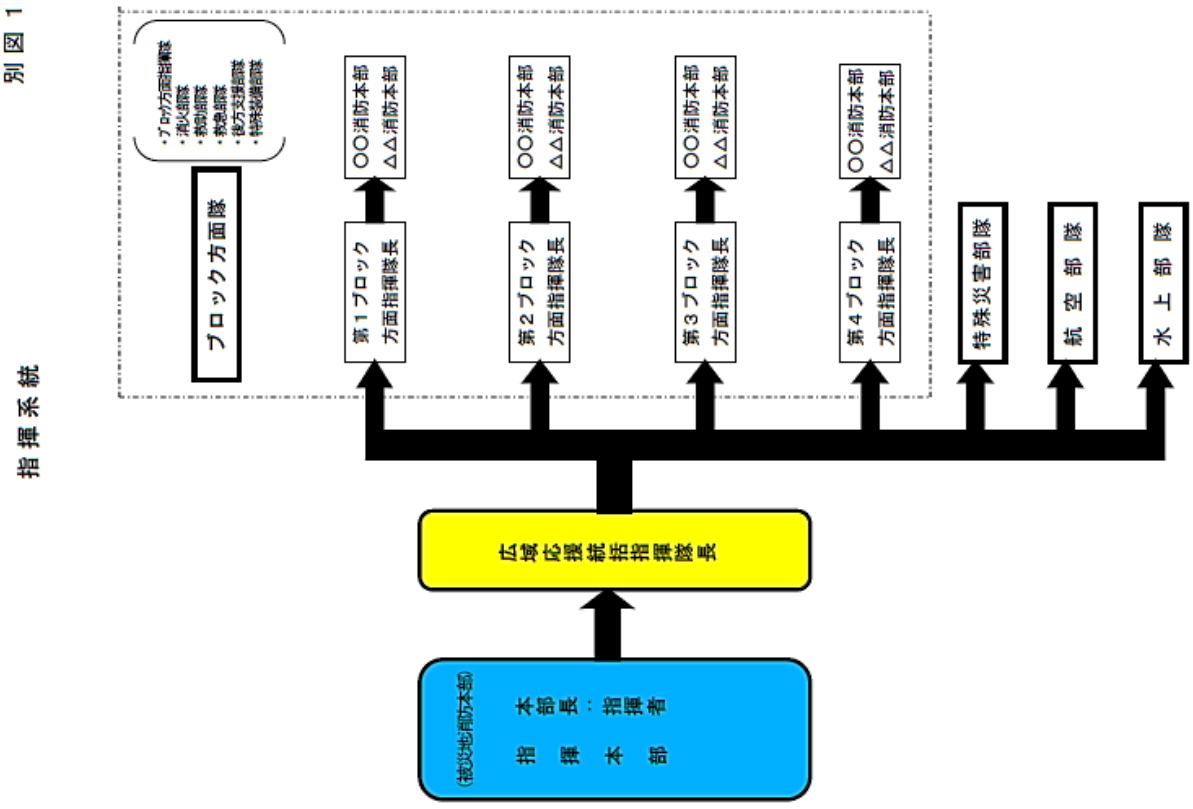

# 資料－３－２ 千葉県広域消防相互応援協定書

締結　平成　４年　４月１日
改正　平成１５年３月２４日
改正　平成１８年８月２２日

（協定の目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）第３９条の規定により、千葉県下の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、大規模災害、産業災害その他の災害（以下「災害」という。）の予防、鎮圧等に万全を期し、併せて民心の安定を図るため相互応援体制を確立し、不測の事態に対処することを目的として締結するものである。

（応援の種類）

第２条　この協定による応援は、次のとおりとする。

(1)　普通応援　市町村等が当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部で災害が発生した場合に、発生地の市町村等の長又は消防長（以下「要請側市町村等の長」という。）の要請を待たずに出動する応援

(2)　特別応援　市町村等が当該市町村等の区域外において災害が発生した場合に、要請側市町村等の長の要請に基づいて出動する応援

(3)　航空特別応援　前号の場合において、回転翼航空機が出動する応援

(4)　火災調査等特別応援　市町村等が当該市町村等の区域外において、火災・爆発が発生した場合に要請側市町村等の長の要請に基づいて行う火災原因・損害調査の応援及び鑑定・鑑識等の支援

（応援要請の方法）

第３条　応援を要請しようとするときは、次の事項を明確にし、要請側市町村等の長から電話、その他の方法により要請し、事後速やかに応援要請に必要な文書を提出する。

(1)　災害の種別

(2)　災害発生の場所

(3)　応援を要する人員、機械器具、消火薬剤等の種別、数量

(4)　応援隊受入れ場所

(5)　その他必要な事項

２　普通応援で出動した場合、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）は、直ちに要請側市町村等の長に連絡するものとする。

（応援隊の派遣）

第４条　前条の規定により応援要請を受けた応援側市町村等の長は、当該団体の区域内の警備に支障のない範囲内において応援隊を派遣するものとする。ただし、派遣しがたいときは、その旨を、遅滞なく要請側市町村等の長に通報するものとする。

２　応援側市町村等の長は、応援隊を派遣したときは、出発時刻、出動人員、機械器具、消火薬剤等の数量及び到着予定時刻を要請側市町村等の長に通報するものとする。

３　応援隊の隊数については、応援側市町村等の長と要請側市町村等の長との間において協議するものとする。

（応援の中断）

第５条　応援側の市町村等の都合により応援隊を復帰させるべき特別の事態が生じた場合においては、応援側市町村等の長は、要請側市町村等の長と協議のうえ、応援を中断することができるものとする。

（応援隊の指揮）

第６条　応援隊の指揮は、法第４７条の規定に基づき要請側の市町村等の消防長の定める現場最高指揮

者が応援隊の長を通じ、これを行うものとする。ただし、緊急を要し、応援隊の長を通じ指揮するいとまがない場合は、直接応援隊員を指揮することができる。

（応援隊の報告）

第７条　応援隊の長は、現場到着、引き上げ及び消防活動の状況を要請側の市町村等の現場最高指揮者に報告するものとする。

（費用の負担）

第８条　　応援に要した費用については、次の区分に従いそれぞれ負担するものとする。

(1)　機械器具の小破損の修理、燃料、消防職（団）員の手当及び被服の損料等に関する費用は、応援側の市町村等の負担とする。

(2)　機械器具の大破損の修理、応援隊員及び一般人の死傷に係る災害保障等に関する重要事項に係る費用は、応援側の市町村等と要請側の市町村等との間において協議するものとする。

(3)　前各号以外の費用は、原則として要請側の市町村等の負担とする。

（航空特別応援）

第９条　航空特別応援については、第３条から第８条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

（火災調査等特別応援）

第１０条　火災調査等特別応援については、第３条から第８条の規定にかかわらず、別に定める要綱によるものとする。

（委任）

第１１条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、市町村等間において定めることができる。

附　則

１　この協定は、平成４年４月１日から施行する。

２　この協定の締結を証するため、市町村等の長は、本書を５通作成し、記名押印のうえ、千葉県、千葉県市長会、千葉県町村会、千葉県消防長会及び財団法人千葉県消防協会に保管を依頼するとともに、その写しを各１通所持するものとする。

附　則

この協定は、平成１５年４月１日から施行する。

附　則

この協定は、平成１８年８月２２日から施行する。

# 資料－３－３ 千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱

改正　平成１３年１２月１日千消会第１２０号

（目　的）

第１条　この要綱は、千葉県広域消防相互応援協定書（平成４年４月１日締結）第９条の規定に基づき、災害発生地の市町村及び一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、回転翼航空機（以下「ヘリ」という。）を使用した航空特別応援を要請する場合の必要な事項について定めるものとする。

（航空特別応援の対象）

第２条　航空特別応援の対象とする災害は、ヘリを使用することが消防機関の活動にとって極めて有効であると考えられる場合で、次の各号に掲げる災害とする。

(1)　地震、風水害その他大規模な自然災害

(2)　陸上又は海上からの接近が著しく困難な地域で発生した大規模な林野火災

(3)　高層建築物火災

(4)　コンビナート災害

(5)　航空機、列車事故等で大規模又は特殊な救急救助事故

(6)　その他前各号に掲げる災害に準じる災害

（航空特別応援の種別）

第３条　航空特別応援の種別は、主な任務により次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　調査出動　現場把握、情報収集、指揮支援等のための出動

(2)　火災出動　消火活動のための出動

(3)　救助出動　人命救助のための特別な活動を必要とする場合の出動（これに付随した救急搬送活動を含む。）

(4)　救急出動　重篤傷病者等の搬送のための出動で、特別な人命救助活動を伴わないもの

(5)　救援出動　救援物資、資機材、人員等の輸送のための出動

（航空特別応援の出動限定条件）

第４条　航空特別応援の出動限定条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　出動時間帯は、原則として日出から日没までとする。

(2)　気象状態は、災害の発生場所において雲高（地表面から雲までの高さ）３００メートル以上、視程３，０００メートル以上、風速毎秒１５メートル以下であるとともに、凍結気象状態でないこと。

（航空特別応援の要請手続）

第５条　航空特別応援の必要があると認めた要請側の市町村等の長又は消防長（以下「要　請側市町村等の長」という。）は、次の各号に掲げる事項を明らかにして、応援側の市町村等の長又は消防長（以下「応援側市町村等の長」という。）に要請するものとする。

(1)　必要とする応援の種別及びその具体的な活動内容

(2)　応援活動に必要な資機材等

(3)　離発着可能な場所

(4)　災害現場の最高指揮者の職及び氏名並びに無線による連絡方法

(5)　離発着場における資機材の準備状況

(6)　他の消防機関にヘリの応援を要請している場合は要請した消防本部名

(7) 現場付近で活動中の他機関の航空機及びヘリの活動状況
(8) 気象状況
(9) ヘリの誘導方法
(10) その他必要な事項

２　応援側消防本部の連絡先は、別表のとおりとする。

３　航空特別応援の要請は、航空特別応援要請連絡票（様式第１号）によるものとし、電話、ファックス等により明確に連絡するとともに、後日正式文書を送付するものとする。

（航空特別応援の決定通知）

第６条　応援側市町村等の長は、前条の要請に基づき、航空特別応援を行うことが可能と判断した場合は、要請側市町村等の長へ航空特別応援を決定した旨を連絡するものとする。

（航空特別応援の中断）

第７条　応援側市町村等の長は、ヘリを復帰させるべき特別な事態が応援側の市町村等で発生した場合は、要請側市町村等の長と協議のうえ航空特別応援を中断することができるものとする。

（航空特別応援の始期及び終期）

第８条　航空特別応援は、ヘリが航空特別応援の命令を受け応援側のヘリポートを離陸した時点から始まり、ヘリポートに帰着した時点に終了するものとする。

２　ヘリが応援側のヘリポート以外の場所にあるときに、飛行目的を変更して航空特別応援のため出動すべき命令があったときは、その時点から航空特別応援が始まるものとする。

３　ヘリが航空特別応援に出動中、前条の規定に基づき航空特別応援が中断され、応援側の市町村等に復帰すべく命令があったときは、その時点をもって航空特別応援は終了するものとする。

（出動したヘリに対する指揮等）

第９条　航空特別応援に出動したヘリに対する指揮は、要請側の市町村等の消防長又は消防団長の定める現場最高指揮者が行うものとする。ただし、ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、現場最高指揮者の命令内容が、ヘリの運航に重大な支障があると認めた場合は、その旨を現場最高指揮者に通告できるものとする。

２　ヘリに搭乗している応援側の市町村等の指揮者は、活動に当たって要請側消防本部等の基地局及び現場最高指揮者と緊密な連絡を行うものとする。

３　ヘリと要請側消防本部等あるいは現場最高指揮者間の通信連絡は主運用波２を使用し、輻輳時等は統制波を使用する。無線の運用統制については、要請側消防本部等の統制に従うものとする。

（航空特別応援の報告）

第１０条　応援側市町村等の長は、ヘリが帰着したときは速やかに応援活動の概要を航空特別応援活動報告書（様式第２号）により、要請側市町村等の長に報告するものとする。

２　要請側市町村等の長は、災害が終息したときは速やかに当該災害の概要を航空特別応援災害報告書（様式第３号）により、応援側市町村等の長に報告するものとする。

（要請側の市町村等の事前計画）

第１１条　要請側市町村等の長は、航空特別応援を受ける場合の事前計画を作成しておくものとする。

２　前項に規定する事前計画の内容は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1)　地域防災計画に定める離発着場のうち、ヘリの活動拠点として最適な飛行場外離発着場（以下「臨着場」という。）の位置図等
(2)　ヘリと消防本部等との通信連絡方法
(3)　臨着場への職員の派遣
(4)　離発着に伴う一般人及び建物等に対する各種障害の除去等の必要な措置
(5)　救急救助用資機材及び隊員等の補給体制
(6)　その他必要と認める事項

３　前項各号の計画のうち、第１号については飛行場外離発着場調査表（様式第４号）により作成し、あらかじめ応援側市町村等の長に提出しておくとともに、内容等の変更を行った場合についても同様とするものとする。

（応援側の情報提供）

第１２条　航空特別応援の応援側市町村等の長は、新規にヘリを保有した場合又は更新した場合若しくは性能等に変更があった場合は、ヘリコプター性能表（様式第５号）により、その情報を各市町村等の長へ提供するものとする。

（航空特別応援に要する費用の負担区分）

第１３条　航空特別応援に要する費用の負担区分は、次の各号に定めるところによるものとする。
(1)　ヘリの燃料費、隊員の出動手当、旅費、日当等応援に直接要する費用は、要請側の市町村等の負担とする。
(2)　応援中に発生した事故処理に要する土地、建物、工作物等に対する補償費及び一般人の死傷に伴う損害賠償その他の費用は、要請側の市町村等の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により生じた損害は、応援側の市町村等の負担とする。
(3)　前号に規定する要請側の市町村等の負担額は、応援側の市町村等が加入する航空保険により支払われる金額を控除した金額とする。
(4)　前３号に規定する以外に要した諸費用の負担については、その都度応援側市町村等の長と要請側市町村等の長が協議し決定するものとする。

２　応援側市町村等の長は、航空特別応援が終了した場合は、前項第１号に規定する費用については、航空特別応援に要した費用請求書（様式第６号）により、速やかに要請側市町村等の長に請求するものとする。

（ヘリの事故発生時の連絡）

第１４条　要請側市町村等の長は、航空特別応援のため出動したヘリが、次の各号に掲げる事故を発生した場合は、速やかに応援側市町村等の長に連絡するものとする。
(1)　人の死傷を伴う事故
(2)　ヘリの重大な損傷事故
(3)　救難対策を必要とする事故

（救急出動に関する運用）

第１５条　第３条第４号に定める救急出動に関する運用については、この要綱に定めるもののほか別に定める要領により実施するものとする。

附　則

この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成１３年１２月１日から施行する。

附　則

この要綱は、平成２８年６月１日から施行する。

**別表**（第５条関係）

応援側消防本部の連絡先

| 消防本部名 | 所　在　地 | 電　話　番　号　等 | 連絡先 |
|---|---|---|---|
| 千葉市消防局 | 千葉市中央区長洲<br>１丁目２番１号 | 電話　０４３－２２３－１８３１<br>FAX０４３－２０２－１６７６ | 消防局<br>警防部指令課 |

様式第１号

# 航空特別応援要請連絡票

| 要請側消防本部等連絡者 | 応援側消防本部受報者 |
|---|---|
| | |

| | |
|---|---|
| 要請側市町村等名 | |
| 要請者職・氏名 | |
| 要請日時 | 平成　　年　　月　　日　　時　　分 |
| 災害発生日時 | 平成　　年　　月　　日　　時　　分 |
| 災害発生場所 | |
| 災害の概要 | |
| 応援の種別 | １調査　２火災　３救助　４救急　５救援 |
| 活動の拠点 | 定置場　　離発着場 |
| 応援の具体的内容 | |
| 必要資機材 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 離発着可能な場所 | 第　1　順位 | | | |
| | 第　2　順位 | | | |
| 現場最高指揮者<br>職・氏名<br>無線局名 | 職・<br>氏名 | | 無線<br>局名 | |
| 離発着場における資機材の準備状況 | | | | |
| 他の消防本部に対するヘリの応援要請状況 | | | | |
| 他機関の航空機及びヘリの活動状況 | | | | |
| 気象状況 | 天候　　風向　　風速　　m/s　　視程　　m | | | |
| 特殊気象の発令状況 | | | | |
| ヘリの誘導方法 | 消防無線による誘導 | | | |
| 要請側消防本部等連絡先 | | | | |
| その他参考事項 | | | | |

様式第２号

# 航空特別応援活動報告書

（消防本部名　　）

<table>
<tr><td>応援の種別</td><td colspan="3">１調査　２火災　３救助　４救急　５救援</td><td rowspan="2">要請者<br>職・氏名</td><td>職名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>応援要請<br>受報日時</td><td colspan="3">平成　　年　　月　　日　　時　　分</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>出動時分<br>(離陸)</td><td>平成　年　月　日<br>時　分</td><td>帰投時分<br>(着陸)</td><td>平成　年　月　日<br>時　分</td><td>応援時間</td><td colspan="2">時間　分</td></tr>
<tr><td>現場到着時分</td><td>平成　年　月　日<br>時　分</td><td>活動開始時分</td><td>平成　年　月　日<br>時　分</td><td>活動終了時分</td><td colspan="2">平成　年　月　日<br>時　分</td></tr>
<tr><td>災害発生場所</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>活動概要</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="6">被救助者</td><td>氏　名</td><td>年　齢</td><td>性　別</td><td>職　業</td><td colspan="2">住　所</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>使用資機材</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td rowspan="5">応援出動隊員</td><td>隊長</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td rowspan="5">その他<br>搭乗者</td><td></td></tr>
<tr><td>機長</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>隊員</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>隊員</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>隊員</td><td></td><td>隊員</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>人員・資機材の異常の有無</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>その他</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

担当者・職名

氏名

電話　　（内線）

**様式第３号**

# 航空特別応援災害報告書

（市町村等名　　）

| | | | |
|---|---|---|---|
| 災害発生日時 | 平成　年　月　日　時　分 | 覚知日時 | 平成　年　月　日　時　分 |
| 災害終息日時 | | 災害活動時間 | |
| 災害発生場所 | | | |
| 災害の種別 | | | |
| 災害の概要 | | | |
| 被害の程度（死傷者） | １．住所<br>２．氏名<br>３．性別<br>４．生年月日<br>５．年齢　　歳<br>６．職業<br>７．病名 | | |
| 消防隊の活動概要 | | | |
| 消防隊の出動状況 | 要請側 | １．<br>２．<br>３． | |
| | 応援側 | | |
| 他機関の航空機等の出動状況及び活動内容 | | | |
| その他 | | | |

担当者・職名

氏名

電話　（　）　（内線）

**様式第４号**

# 飛行場外離発着場調査表

<table>
<tr><td colspan="2">離発着場名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">所有者</td><td>地名・番地</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">所有者又は<br>管理者</td><td>住 所</td><td></td><td>電 話</td><td></td></tr>
<tr><td>氏 名</td><td></td><td>職 業</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">土地の状況</td><td>長さ・幅</td><td colspan="4">長さ　　ｍ・　幅　　ｍ</td></tr>
<tr><td>勾配</td><td colspan="4">縦断勾配　　横断勾配</td></tr>
<tr><td>面積</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">恒風方向</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">付近の障害物の状況</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">離発着場との<br>連絡方法</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2">その他</td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

（市町村等名　　）

| 離発着場位置図（１／　　） | 離発着場位置図（１／　　） |
|---|---|
| １／５０，０００ | １／１０，０００ |
| 離発着場見取図（恒風方向を矢印で記入すること） | |
| １／３，０００ | |

**様式第５号**

# ヘリコプター性能表

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 消防本部名 | | | | |
| 機種・機名 | | | | |
| 愛称名・無線呼称 | | | | |
| 機体 | 製造会社名 | | | |
| | 型式 | | | |
| | 全長（ｍ） | | | |
| | 主回転翼直径（ｍ） | | | |
| 座席数 | 乗務員数（人） | | | |
| | その他（人） | | | |
| 重 | 全備重量（ｋｇ） | | | |
| | 空虚重量（ｋｇ） | | | |
| | 有効搭載量（ｋｇ） | | | |
| エンジン | 製造会社 | | | |
| | 型式 | | | |
| | 基数 | | | |
| 性能 | 最大速度（ｋｍ／ｈ） | | | |
| | 巡航速度（ｋｍ／ｈ） | | | |
| | 航続距離（ｋｍ） | | | |
| | 航続時間（ｈ） | | | |
| | 実用上昇速度（ｍ） | | | |
| | 耐風性能（ｍ／ｓ） | | | |
| 燃料 | 使用燃料 | | | |
| | タンク容量（Ｌ） | | | |
| | 増設タンク容量（L） | | | |
| | 消費量（Ｌ／ｈ） | | | |
| 装置 | カーゴスリング（kg） | | | |
| | ホイスト（ｋｇ） | | | |
| | タンカ（人分） | | | |
| | 主な装備 拡声装置（W） | | | |
| | 主な装備 サーチライト（W） | | | |
| | 主な装備 消火バケット（L） | | | |
| 保険 | 対人 | | | |
| | 対物 | | | |
| | 搭乗者 | | | |
| | 機体 | | | |
| | 年間保険料（円） | | | |

**様式第６号**

第　　号
年　　月　　日

様

請求者
市町村等名
職 ・ 氏 名

航空特別応援に要した費用請求書

年　　月　　日千葉県広域消防相互応援協定書に基づく航空特別応援実施要綱に基づき出動しましたので、同要綱第１３条第２項の規定により、下記のとおり応援に要した費用を請求します。

記

請求金額　　円

| 費用内訳 | 項目・内容 | | 金額 |
|---|---|---|---|
| | 義務事項 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 協議事項 | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 合計 | | | 円 |

※　添付資料‥‥‥‥‥‥‥‥‥積算基礎資料

# 資料－３－４ 航空特別応援実施要綱に基づく回転翼航空機による救急活動運用要領

（趣　旨）

第１条　この要領は，航空特別応援実施要綱（平成４年４月１日施行。以下「要綱」という。）第１５条の規定に基づき，航空特別応援による救急出動を実施する場合に必要な事項を定める。

（適応症例等）

第２条　回転翼航空機による救急搬送（以下「ヘリ救急搬送」という。）をする場合の適応症例は，要綱第３条第４号に規定する重篤傷病者等で，重度熱傷，重度外傷，四肢の切断，重症脳疾患，重症心疾患，その他別表第１に定めるものでこれらに準ずる疾患，若しくは他の医療機関へ緊急に搬送する必要のある場合。

（応援出動隊の編成）

第３条　要綱第３条第４号に基づく救急出動を行う場合の応援出動隊の編成は，応援側消防本部の救急隊員２人以上を編入することにより，回転翼航空機による救急隊（以下「航空救急隊」という。）を編成するものとする。

（航空特別応援の要請手続き）

第４条　災害現場指揮者又は救急隊長は，時間及び場所等を勘案し，医療機関までの搬送についてヘリ救急搬送が有効であると認めた場合は，航空救急隊の出動について，自己の所属する消防本部に要請するものとする。

２　前項の要請を受けた消防本部の指令管制業務に従事する職員（以下「指令管制員」という。）は，応援側消防本部に航空救急隊の出動を要請するものとする。

３　要請側消防本部の指令管制員は，災害の受報時に第２条の適応症例に該当し，かつ，ヘリ救急搬送が有効であると認めた場合に，応援側消防本部へ航空救急隊の出動を要請することができるものとする。

４　要請側消防本部の指令管制員は，航空救急隊の出動を要請する場合は次の各号に掲げる事項を明らかにするものとする。

(1) 事故概要及び傷病者概要

(2) 現場活動救急隊名及び救急活動概要

（航空特別応援の決定及び出動指令）

第５条　前条の要請を受けた応援側消防本部の指令管制員は，当該市町村の消防業務又は回転翼航空機の運航体制等を考慮し，要請側消防本部の指令管制員あて応援可否の決定を連絡するものとする。

２　応援側消防本部の指令管制員は，前項により応援可能の決定を連絡した場合は，直ちに航空救急隊の出動を指令するものとする。

（要請内容の変更等）

第６条　要請側消防本部の指令管制員は，航空救急隊の要請内容に関し，追加又は変更を要する事項を認めた場合は，応援側消防本部の指令管制員あて速やかに連絡するものとする。ただし，その暇がない場合は次により航空救急隊あて速やかに連絡するものとする。

（連絡方法）

| 連絡方法 | チャンネル | 無線周波数 | 航空救急隊無線呼称 |
|---|---|---|---|
| 無線交信 | 県内共通波 | １５２．８１ＭＨＺ | ちばしょうへリ１又はへリ２ |

（搬送先医療機関の決定等）

第７条　要請側消防本部は，傷病者の円滑かつ迅速な医療機関収容を図るため，次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 要請側消防本部は，傷病者の搬送先医療機関を決定するものとする。なお，傷病者に及ぼす飛行環境の影響が憂慮され，ヘリ救急搬送の可否判断が困難な場合は，医療機関への収容交渉時において医師の指示又は指導を受けることとする。

(2) 搬送先医療機関への傷病者収容に際して，使用する緊急時離着陸場から当該医療機関までの搬送に，救急自動車等が必要と認められる場合には，当該医療機関又は使用する緊急時離着陸場を管轄する消防本部に対して要請を行うものとする。

（緊急時離着陸場の使用）

第８条　航空特別応援に使用する緊急時離着陸場は，航空法第８１条の２に規定する捜索及び救助の特例に基づき，ヘリ救急搬送時に限り使用するものとする。ただし，飛行場外離着陸場の使用許可を受ける緊急時離着陸場については，この限りではない。

（事前計画に基づく連携訓練等）

第９条　要請側消防本部は，要綱第１１条に定める事前計画に基づき，応援側消防本部と連携訓練等を実施するよう努めるものとする。

（補　則）

第10条　この要領の施行に関し，必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は，平成１３年１２月１日から施行する。

**別表第１**（第２条関係）

ヘリ救急搬送適応症例の判断基準

| 区　　分 | | 事　故　の　概　要　等 |
|---|---|---|
| 受傷原因等 | 自動車事故 | ・自動車からの放出<br>・同乗者の死亡<br>・自動車の横転<br>・車が概ね５０Ｃｍ以上つぶれた<br>・客室が概ね３０Ｃｍ以上つぶれた<br>・歩行者若しくは自転車が自動車にはね飛ばされ又は引き倒された |
| | オートバイ事故 | ・時速３５Ｋｍ程度以上で衝突した<br>・ライダーがオートバイから放り出された |
| | 転落事故 | ・３階以上の高さからの転落<br>・山間部での滑落 |
| | 窒息事故 | ・溺水<br>・生き埋め |
| | その他の事故 | ・列車衝突事故，航空機墜落事故，傷害事件（銃・刃物等）<br>・重症が疑われる中毒事故 |
| 傷病者の状態 | バイタルサイン | ・意識レベルがＪＣＳで３０以上<br>・脈拍が弱くてかすかしか触れない，全く脈がない状態<br>・呼吸が弱くて止まりそうであること，遠く，浅い呼吸をしていること，呼吸停止 |
| | 外傷 | ・頭部，頸部，躯幹又は肘若しくは膝関節より近位の四肢の外傷性出血<br>・２か所以上の四肢変形又は四肢（手指，足趾を含む）の切断<br>・麻痺を伴う肢の外傷<br>・広範囲の熱傷（体の３分の１を超えるやけど，気道熱傷）<br>・意識障害を伴う電撃傷（雷や電線事故で意識がない）<br>・意識障害を伴う外傷 |
| | 疾病 | ・けいれん発作<br>・不穏状態（酔っぱらいのように暴れる）<br>・新たな四肢麻痺の出現<br>・強い痛みの訴え（頭痛，胸痛，腹痛） |

# 資料－３－５ 消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

## 消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱

目次

第一章　総　則
第二章　消防広域応援体制の確立
第三章　費用負担
第四章　教育訓練
第五章　その他

### 第一章　総　則

（目的）

第１条　この要綱は、消防組織法（昭和２２年１２月２３日法律第２２６号。以下「法」という。）第４３条に規定する非常事態時において、千葉県知事（以下「知事」という。）が千葉県広域消防相互応援協定に基づく広域応援部隊を運用するため必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　「千葉県消防広域応援隊」とは、前条に基づく非常事態時において知事の指示を受け被災地の消防の応援のため速やかに被災地に赴き、人命救助活動等を行うことを任務とする広域応援部隊をいう。

(2)　「被災地」とは、法第４３条に規定する非常事態が発生した市町村をいう。

(3)　「被災地消防本部」とは、被災地に係る消防本部をいう。

(4)　「広域応援統括消防機関」とは、千葉県消防広域応援基本計画で定めるところにより、千葉県内の消防広域応援に係る消防機関の代表として、千葉県及び各消防機関との連絡調整及び情報交換を行う消防機関をいう。

(5)　「応援市町村」とは、千葉県消防広域応援隊を出動させる又は出動させた市町村（一部事務組合を含む。以下同じ）をいう。

(6)　「特殊災害」とは、毒性物質の発散、その他緊急消防援助隊に関する政令（平成１５年政令第３７９号）で定める原因により生ずる特殊な災害及び大規模危険物火災等、又は航空機災害等で多数の要救助者の発生が見込まれる災害で、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする災害をいう。

（千葉県消防広域応援隊の登録）

第３条　知事は、千葉県消防広域応援基本計画に基づき登録された広域応援部隊を千葉県消防広域応援隊として登録するものとする。

２　登録する千葉県消防広域応援隊については、法第４５条第４項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防部隊及び県内広域応援出動が可能な消防部隊とし、知事が別に定める。

３　知事は必要があると認めるときは、市町村長に対し前項の登録について協力を求めるものとする。

（千葉県消防広域応援隊の基本的な編成）

第４条　千葉県消防広域応援隊の基本的な出動編成については別図１のとおりとする。

２　基本的な部隊編成は、前条に登録された広域応援部隊のうち、被災地において行う応援に必要な部隊をもって編成する。（別表１）

### 第二章　消防広域応援体制の確立

（消防広域応援体制確立の指示）

第５条　知事は、法第４３条に基づく非常事態時又はこれに準ずる大規模災害が発生した場合は、被災地の市町村長及び被災地消防本部の消防長並びに広域応援統括消防機関の消防長と協議し、緊急の必要があると判断したときは、応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に迅速な消防広域応援体制の確立を指示するものとする。（別記様式１）

なお、知事の指示基準は原則として次の各号によるものとする。

(1)　被災地から緊急消防援助隊の要請があった場合。

(2)　首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプランが発動された場合。

(3)　本県が甚大な被害を被る大規模地震が発生した場合。

(4)　特殊災害が発生し、特別な部隊及び特殊な施設、装備を必要とする場合。

(5)　被災地及び被災地消防本部とのあらゆる情報連絡網が寸断されるなど、非常事態と認める場合。

２　前項の指示を受けた応援市町村の長及び千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長は、速やかに広域応援部隊を出動させるものとする。

ただし、災害等により広域応援部隊が出動できない場合は、広域応援統括消防機関にその旨連絡するものとする。

３　千葉県消防広域応援隊の出動体制、指揮体制及び部隊運用等については、千葉県消防広域応援基本計画を準用するものとする。

４　情報連絡系統は、別図２のとおりとする。

５　要請手順は、別図３のとおりとする。

（消防広域応援体制の終了）

第６条　知事は、災害の推移により被災地の市町村長及び広域応援統括消防機関の消防長と協議し、消防広域応援体制の必要がなくなったと判断したときは、千葉県消防広域応援隊による応援活動を終了させるものとする。

この場合、その旨を被災地の市町村長及び応援市町村の長並びに千葉県消防広域応援隊の属する消防機関の消防長に速やかに通知するものとする。

## 第三章　費用負担

（千葉県消防広域応援隊の活動に係る費用負担）
第７条　第５条第１項に基づく指示を受けて出動した千葉県消防広域応援隊の活動により増加し又は新たに必要となる消防に要する費用のうち、当該千葉県消防広域応援隊の隊員の特殊勤務手当及び時間外勤務手当等の負担区分は、次の各号の定めるところによるものとする。
(1)　千葉県の負担とするもの
ア　特殊勤務手当
イ　時間外勤務手当
ウ　管理職員特別勤務手当
エ　夜間勤務手当
オ　休日勤務手当
カ　旅費
キ　応援活動のために使用した当該応援隊の施設に係る修繕料
ク　役務費
ケ　当該応援活動のために使用したことにより、当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
コ　応援活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料、その他の物件費
(2)　前号の応援活動に係る経費については､別に定めるところにより県が負担するものとする。
２　応援市町村の負担とするもの
(1)　公務災害補償に要する経費
(2)　被災地等への移動中及び被災地等からの帰還途中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等
(3)　前項及び前各号以外の人件費その他の経費
３　被災地が負担とするもの
(1)　応援活動中に第三者に与えた損害の賠償に要する経費等（応援市町村に対して当該損害賠償を対象とした保険金が支払われる場合には、当該保険金の額を控除した額。）ただし、応援市町村の重大な過失等に基づく損害賠償に要する費用は応援市町村の負担とする。
(2)　応援活動中に調達した化学消火薬剤等資機材費
４　前各項以外の費用は、原則として被災地の負担とする。

## 第四章　教育訓練

（教育訓練）
第８条　知事は、法第４３条に基づく非常事態時における千葉県消防広域応援隊の常時即応体制を確保するとともに、技術の向上及び連携活動能力の向上を図るため、市町村及び消防機関の協力を得て千葉県消防広域応援隊の合同訓練を実施するものとする。



## 第五章　その他

（関係行政機関との連絡調整）
第９条　知事は、千葉県消防広域応援隊の出動等に関し、必要と認める関係行政機関の長等との連絡調整を行うものとする。（別表２）

（千葉県消防広域応援隊旗）
第 10 条　知事は､千葉県消防広域応援隊旗を千葉県消防広域応援隊の部隊に交付するものとする。
２　千葉県消防広域応援隊旗の制式については、知事が別に定める。

（その他）
第 11 条　その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項は､知事が別に定める。

附　則
この要綱は、平成１７年１２月１６日から施行する
附　則
この要綱は、平成１８年７月３日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２２年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２３年１０月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２４年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２５年５月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２６年５月２１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２７年５月１８日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２８年５月２０日から施行する。
附　則
この要綱は、平成２９年５月２４日から施行する。

別記様式1

**千葉県消防広域応援隊　出動連絡**

応援市町村の長
広域応援統括消防機関　消防長　　様
千葉県消防広域応援隊受援消防機関　消防長

千葉県知事

平成　年　月　日　時　分頃、　市・町・村において、下記のとおり消防組織法第43条の規定に基づく非常事態が発生したので、迅速な消防広域応援体制を確立するよう指示します。

1. 発生日時　平成　年　月　日　時　分頃
2. 発生場所　市・町・村
3. 災害種別（災害内容）
4. その他

【連絡方法】（県防災行政無線FAX等による一斉連絡）
（発）千葉県
① 応援市町村
② 広域応援統括消防機関
③ 千葉県消防広域応援隊受援消防機関

基本的な部隊編成

別表1

| 災害種別＼部隊種類 | | 広域応援統括指揮隊 | ブロック方面隊 | | | | | 航空部隊 | 水上部隊 | 特別災害対応部隊 | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | 特殊災害部隊 | | | 特殊装備隊 | | | | | | |
| | | | ブロック方面指揮隊 | 消火部隊 | 救助部隊 | 救急部隊 | 後方支援部隊 | | | 毒劇物等対応隊 | 大規模危険物火災等対応隊 | 密閉空間火災等対応隊 | 震災対応特殊車両隊 | その他特殊装備隊 | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | はしご車隊 | 電源照明車隊 | 大型水槽車隊 | 空気ボンベ充填車隊 | 衛星通信装備隊 | 特別高度工作車隊 |
| 大規模地震災害 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | △ | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| 大規模風水害 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | △ | △ | △ | △ | | | △ | △ |
| 大規模火災 | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| 特殊災害 | NBC災害 | ○ | | | | | | | | ○ | | | | | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 大規模危険物火災 | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ | △ | | ○ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| | 大規模航空機事故災害 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | △ | ○ |
| | 大規模列車事故災害 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | △ | △ | △ | △ | | | △ | ○ |

【凡例】　○　原則として出動
△　災害状況に応じて出動

関係機関連絡先(情報連絡窓口)

別表2

1. 総務省消防庁

| 名　称 | 時間帯別 | 連絡要請窓口 | (NTT)電話 | (NTT)FAX | 消防防災無線(電話) | 消防防災無線(FAX) | 地域衛星通信ネットワーク(電話) | 地域衛星通信ネットワーク(FAX) | メールアドレス | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 広域応援室 | 昼　間 | 広域応援室 | 03-5253-7527 | 03-5253-7537 | 120-90-49013 | 120-90-49033 | 048-500-90-49013 | 048-500-90-49033 | kinentai@soumu.go.jp | | |
| | 夜間(休日) | 宿直室 | 03-5253-7777 | 03-5253-7553 | 120-90-49102 | 120-90-49036 | 048-500-90-49102 | 048-500-90-49036 | | | |

2. 千葉県

| 名　称 | 時間帯別 | 連絡要請窓口 | (NTT)電話 | (NTT)FAX | 県防災行政無線電話 | 県防災行政無線FAX | 地域衛星通信ネットワーク(電話) | 地域衛星通信ネットワーク(FAX) | メールアドレス | 消防無線呼出名称 | 広域応援時に使用する無線局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 防災危機管理部危機管理課 | 昼　間 | 災害対策室 | 043-223-2175 | 043-222-1127 | 500-7319<br>500-7320 | 500-7298 | 012-500-7320 | 012-500-7298 | bousai6@mz.pref.chiba.lg.jp | ちばけんしょうぼうちょうせいほんぶ | |
| | 夜間(休日) | 危機管理課(情報通信管理室) | 043-223-2178 | 043-222-5219 | 500-7225 | 500-7110 | 012-500-7225 | 012-500-7110 | | | |

3. 広域応援統括消防機関

| 消防機関 | 時間帯別 | 連絡要請窓口 | (NTT)電話 | (NTT)FAX | 県防災行政無線電話 | 県防災行政無線FAX | 地域衛星通信ネットワーク(電話) | 地域衛星通信ネットワーク(FAX) | メールアドレス | 消防(局)本部無線呼出名称 | 広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉市消防局 | 昼　間 | 警防課 | 043-202-1612 | 043-202-1654 | 101-800-3121 | 101-800-3109 | 012-101-800-3111 | 012-101-800-3109 | keibo.FPD@city.chiba.lg.jp | えんせいちばしょうぼう | ちば101 |
| | 夜間(休日) | ちば消防共同指令センター | 043-223-1831 | 043-202-1678 | 101-800-3661 | 101-800-3669 | 012-101-800-3661 | 012-101-800-3669 | | 遠制千葉消防 | 千葉101 |
| | | 救急課 | 043-202-1657 | 043-202-1659 | 101-800-3211 | 101-800-3209 | 012-101-800-3211 | 012-101-800-3209 | | | |

# 関係機関連絡先

別表2
(H29.4.1現在)

4. 県内消防機関

| ブロック | ブロック及び構成消防本部<br>☆印…統括消防機関<br>◎印…幹事消防機関<br>○印…幹事代行消防機関 | 連絡先 | | NTT回線 | | 県防災行政無線 | | 地域衛星通信ネットワーク | | メールアドレス | 消防(局)本部無線呼出名称 | 広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 電話 | FAX | 電話 | FAX | 電話 | FAX | | | |
| 第1ブロック | ☆千葉市消防局 | 昼間 | 警防課 | 043-202-1612 | 043-202-1654 | 101-800-3111 | 101-800-3109 | 012-101-800-3111 | 012-101-800-3109 | keibo.FPD@city.chiba.lg.jp | えんせいちばしょうぼう | ちば101 |
| | | 夜間 | 指令課 | 043-223-1831 | 043-202-1678 | 101-800-3661 | 101-800-3669 | 012-101-800-3661 | 012-101-800-3669 | | 遠制千葉消防 | 千葉101 |
| | | | 救急課 | 043-202-1657 | 043-202-1659 | 101-800-3211 | 101-800-3209 | 012-101-800-3211 | 012-101-800-3209 | | | |
| | ◎船橋市消防局 | 昼間 | 警防課 | 047-435-1190 | 047-435-7878 | 204-731 | 204-732 | 012-204-731 | 012-204-732 | sho-keibo@city.funabashi.lg.jp | えんせいふなばししょうぼう | ふなばしほんぶ |
| | | 夜間 | 指令課 | 047-435-8649 | 047-432-8229 | | | | | sho-shirei@city.funabashi.lg.jp | 遠制船橋消防 | 船橋中央署隊本部1 |
| | 習志野市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 指令課 | 047-452-1212 | 047-451-6569 | 605-721 | 605-722 | 012-605-721 | 012-605-722 | keibou-f@city.narashino.lg.jp | えんせいならしのしょうぼう | ならしの1 |
| | | | | | | | | | | sirei-f@city.narashino.lg.jp | 遠制習志野消防 | 習志野1 |
| | ○市原市消防局 | 昼間 | 警防救急課 | 0436-22-8117 | 0436-21-6874 | 219-731 | 219-732 | 012-219-731 | 012-219-732 | keibou@city.ichihara.lg.jp | えんせいいちはらしょうぼう | いちはら602 |
| | | 夜間 | | 0436-23-0119 | | | | | | keibou@city.ichihara.lg.jp | 遠制市原消防 | 市原602 |
| | 八千代市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 指令課 | 047-459-7805 | 047-459-2446 | 608-721 | 608-722 | 012-608-721 | 012-608-722 | keibou1@city.yachiyo.lg.jp | えんせいやちよしょうぼう | やちよしょうぼう2 |
| | | | | | | | | | | shirei1@city.yachiyo.lg.jp | 遠制八千代消防 | 八千代消防2 |
| 第2ブロック | 銚子市消防本部 | 昼間 | 消防総務課 | 0479-22-3296 | 0479-20-5085 | 602-721 | 602-722 | 012-602-721 | 012-602-722 | cfd-keibou2@city.choshi.lg.jp | えんせいちょうしょうぼう | ちょうし501 |
| | | 夜間 | 通信情報班 | 0479-22-0119 | 0479-23-0119 | | | | | cfd-honsho2@city.choshi.chiba.jp | 遠制銚子消防 | 銚子501 |
| | ○成田市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 指揮指令課 | 0476-20-1593 | 0476-24-4828 | 211-731 | 211-732 | 012-211-731 | 012-211-732 | keibo@city.narita.chiba.jp | えんせいなりたしょうぼう | なりたほんぶ301 |
| | | | | | | | | | | shirei@city.narita.chiba.jp | 遠制成田消防 | 成田本部301 |
| | 旭市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 警防課通信班 | 0479-63-0119 | 0479-63-7769 | 621-721 | 621-722 | 012-621-721 | 012-621-722 | asahi119-keibo@city.asahi.lg.jp | えんせいあさひしょうぼう | あさひほんぶ501 |
| | | | | | | | | | | asahi119-shirei@city.asahi.lg.jp | 遠制旭消防 | 旭本部501 |
| | 四街道市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 消防署指揮指令グループ | 043-422-0119 | 043-423-7212 | 614-721 | 614-722 | 012-614-721 | 012-614-722 | yshobokeibo@city.yotsukaido.chiba.jp | えんせいよつかいどうしょうぼう | よつかいどう501 |
| | | | | | | | | | | yshobosho@city.yotsukaido.chiba.jp | 遠制四街道消防 | 四街道501 |
| | 富里市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 通信班 | 0476-92-1311 | 0476-93-9949 | 618-721 | 618-722 | 012-618-721 | 012-618-722 | syobo@city.tomisato.lg.jp | えんせいとみさとしょうぼう | とみさと501 |
| | | | | | | | | | | tomisato-shirei@kjc.biglobe.ne.jp | 遠制富里消防 | 富里501 |
| | 栄町消防本部 | 昼間<br>夜間 | 通信指令室 | 0476-95-0119 | 0476-95-7630 | 629-721 | 629-722 | 012-629-721 | 012-629-722 | shoubou@town.sakae.chiba.jp | さかえまちしょうぼう | さかえほんぶ501 |
| | | | | | | | | | | | 遠制栄消防 | 栄本部501 |
| | 香取広域市町村圏事務組合消防本部 | 昼間<br>夜間 | 情報管理室 | 0478-52-0119 | 0478-52-1198 | 619-721 | 619-722 | 012-619-721 | 012-619-722 | keibou@fd-katori.jp | えんせいかとりしょうぼう | かとりしょうぼうけんほんぶ |
| | | | | | | | | | | sirei_o@fd-katori.jp | 遠制香取消防 | 香取消防現場本部 |
| | 匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 | 昼間<br>夜間 | 警防課<br>指令班 | 0479-72-0119 | 0479-72-1119 | 622-721 | 622-722 | 012-622-721 | 012-622-722 | keibo@sosa119.jp | えんせいそうさしょうぼう | そうさ101 |
| | | | | | | | | | | shirei@sosa119.jp | 遠制匝瑳消防 | 匝瑳101 |
| | ◎佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 | 昼間<br>夜間 | 指揮指令課 | 043-481-1119 | 043-485-2310 | 625-721 | 625-722 | 012-625-721 | 012-625-722 | keibouka@119-sys.jp | えんせいさくらしょうぼう | さくらほんぶ703 |
| | | | | | | | | | | shikishirei@119-sys.jp | 遠制佐倉消防 | 佐倉本部703 |
| | 印西地区消防組合消防本部 | 昼間<br>夜間 | 指揮指令係 | 0476-46-9981 | 0476-46-9986 | 626-721 | 626-722 | 012-626-721 | 012-626-722 | keibou-inzaichiku@nifty.com | えんせいいんざいしょうぼう | いんざいほんぶ501 |
| | | | | | | | | | | shirei-inzaichiku@nifty.com | 遠制印西消防 | 印西本部501 |

別表2
（H29.4.1現在）

# 関係機関連絡先

4. 県内消防機関

| ブロック及び構成消防本部<br>☆印…統括消防機関<br>◎印…幹事消防機関<br>○印…幹事代行消防機関 | | 連絡先 | | NTT回線 | | 県防災行政無線 | | 地域衛星通信ネットワーク | | メールアドレス | 消防(局)本部無線呼出名称 | 広域応援時に消防(局)本部内で使用する無線局 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 電話 | FAX | 電話 | FAX | 電話 | FAX | | | |
| 第3ブロック | ○木更津市消防本部 | 昼間 | 警防課 | 0438-23-9184 | 0438-23-9096 | 206-731 | 206-732 | 012-206-731 | 012-206-732 | sho-keibo@city.kisarazu.lg.jp | きさらづしょうぼう | きさらづ501 |
| | | 夜間 | 指令室 | 0438-22-0119 | 0438-22-0151 | | | | | sho-shoubo@city.kisarazu.lg.jp | 遠制木更津消防 | 木更津501 |
| | 君津市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 本署 | 0439-53-0119 | 0439-57-0119 | 611-723 | 611-722 | 012-611-723 | 012-611-722 | kfd-somu@city.kimitsu.lg.jp<br>kfd-honsho@city.kimitsu.lg.jp | きみつしょうぼう<br>遠制君津消防 | きみつほんぶ501<br>君津本部501 |
| | 富津市消防本部 | 昼間 | 総務予防課 | 0439-88-6403 | 0439-88-6500 | 612-721 | 612-722 | 012-612-721 | 012-612-722 | mb040@city.futtsu.chiba.jp | ふっつしょうぼう | ふっつ501 |
| | | 夜間 | 消防署 | 0439-88-0119 | | | | | | mb042@city.futtsu.chiba.jp | 遠制富津消防 | 富津501 |
| | 袖ケ浦市消防本部 | 昼間 | 総務課 | 0438-64-0119 | 0438-62-9729 | 615-721 | 615-722 | 012-615-721 | 012-615-722 | sfdsoumu@cup.ocn.ne.jp | そでがうら | そでがうら114 |
| | | 夜間 | 指揮統制班 | | | | | | | sfdsoumu@cup.ocn.ne.jp | 遠制袖ケ浦消防 | 袖ケ浦中央114 |
| | 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 | 昼間<br>夜間 | 警防課 | 0470-22-2233 | 0470-22-2905 | 627-721 | 627-722 | 012-627-721 | 012-627-722 | keibou02@awakouiki.jp<br>tuusin02@awakouiki.jp | えんせいあわしょうぼう<br>遠制安房消防 | たてやま501<br>館山501 |
| | 長生郡市広域市町村圏組合消防本部 | 昼間<br>夜間 | 指揮情報係 | 0475-24-0119 | 0475-25-8449 | 623-721 | 623-722 | 012-623-721 | 012-623-722 | fd.shirei@choseikouiki.jp | ちょうせいしょうぼう<br>遠制長生消防 | ちょうせい701<br>長生701 |
| | ◎山武郡市広域行政組合消防本部 | 昼間<br>夜間 | 指令課 | 0475-55-0119 | 0475-50-2501 | 628-721 | 628-722 | 012-628-721 | 012-628-722 | fd.shirei@sanbukouiki-chiba.jp | さんぶぐんしょうぼう<br>遠制山武消防 | さんぶほんぶ<br>山武本部501 |
| | 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 | 昼間<br>夜間 | 警防課 | 0470-80-0119 | 0470-82-5000 | 624-721 | 624-722 | 012-624-721 | 012-624-722 | shirei@isumi-fd.jp | いすみしょうぼう<br>遠制夷隅消防 | いすみほんぶ202<br>夷隅本部202 |
| 第4ブロック | ○市川市消防局 | 昼間<br>夜間 | 指令課 | 047-333-2118 | 047-335-8181 | 603-721 | 603-722 | 012-603-721 | 012-603-722 | keibo@city.ichikawa.chiba.jp<br>shirei@city.ichikawa.chiba.jp | いちかわけいぼうかかり<br>遠制市川消防 | いちかわけいぼうかかり1<br>市川警備本部1 |
| | ◎松戸市消防局 | 昼間<br>夜間 | 警防課 | 047-363-1115<br>047-363-1117 | 047-363-1138<br>047-363-1140 | 604-721 | 604-722 | 012-604-721 | 012-604-722 | mcfdkeibou@city.matsudo.chiba.jp | まつどきょくかかり<br>遠制松戸消防 | まつどきょくかかり2<br>松戸局可搬2 |
| | 野田市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 通信室 | 04-7124-0119 | 04-7125-8782 | 208-731 | 208-732 | 012-208-731 | 012-208-732 | syoukeibou@mail.city.noda.chiba.jp<br>syoubousyo@mail.city.noda.chiba.jp | えんせいのだしょうぼう<br>遠制野田消防 | のださいたい1<br>野田災対1 |
| | 柏市消防局 | 昼間 | 警防課 | 04-7133-0117 | 04-7133-4000 | 606-721 | 606-722 | 012-606-721 | 012-606-722 | keibo1@city.kashiwa.chiba.jp | かしわしかしょうぼうほう<br>遠制柏消防 | かしわいぼうこうほう<br>柏警防情報2 |
| | | 夜間 | 消防指令センター | 04-7133-8793 | 04-7133-8795 | | | | | | | |
| | 流山市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 消防防災課 | 04-7158-0151 | 04-7159-0889 | 607-721 | 607-722 | 012-607-721 | 012-607-722 | shirei@city.nagareyama.chiba.jp<br>shirei@city.nagareyama.chiba.jp | ながれやましょうぼう<br>遠制流山消防 | ながれやま201<br>流山201 |
| | 我孫子市消防本部 | 昼間 | 警防課 | 04-7181-7701 | 04-7184-0120 | 609-721 | 609-722 | 012-609-721 | 012-609-722 | abk_keibou@city.abiko.chiba.jp | あびこしょうぼうかかり | あびこほんぶ501 |
| | | 夜間 | 西消防署 | 04-7184-0119 | 04-7184-0165 | | | | | abk_nichisyoubou@city.abiko.chiba.jp | 遠制我孫子消防 | 我孫子本部501 |
| | 鎌ケ谷市消防本部 | 昼間 | 警防課 | 047-444-3235 | 047-445-1224 | 610-721 | 610-722 | 012-610-721 | 012-610-722 | honbukeibo@city.kamagaya.lg.jp | かまがやけいぼうかかり | かまがやけいぼうかかり1 |
| | | 夜間 | 鎌ケ谷消防署 | 047-444-3221 | 047-442-7119 | | | | | shirei119@city.kamagaya.lg.jp | 遠制鎌ケ谷消防 | 鎌ケ谷警防資材1 |
| | 浦安市消防本部 | 昼間<br>夜間 | 警防課<br>通信指令 | 047-304-0119 | 047-352-3597 | 613-721 | 613-722 | 012-613-721 | 012-613-721 | fd.keibo@city.urayasu.lg.jp<br>fd.shirei@city.urayasu.lg.jp | えんせいうらやすしょうぼう<br>遠制浦安消防 | うらやす1<br>浦安1 |

別表2
（H29.4.1現在）

# 関係機関連絡先

5. 千葉県内市町村

| 支部・地域振興事務所別 | 市町村 | 時間帯別 | 連絡窓口 | NTT | | 県防災行政無線(012:地域衛星通信) | | 管轄消防(局)本部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 電話 | FAX | 電話 | FAX | |
| 千葉支部 | 千葉市 | 昼間<br>夜間 | 防災対策課 | 043-245-5113 | 043-245-5552 | 100-721 | 100-722 | 千葉市消防局 |
| | 市原市 | 昼間 | 危機管理課 | 0436-23-9823 | 0436-23-9556 | 219-721 | 219-722 | 市原市消防局 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 0436-22-1111 | － | | | |
| 葛南地域振興事務所 | 市川市 | 昼間 | 危機管理課 | 047-334-1600 | 047-333-8080 | 203-721.723.724 | 203-722 | 市川市消防局 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 047-334-1334 | － | | | |
| | 船橋市 | 昼間 | 危機管理課 | 047-436-2032 | 047-436-2030 | 204-721.795 | 204-722 | 船橋市消防局 |
| | | 夜間 | (船橋消防) | 047-435-1111 | 047-432-8229 | | | |
| | 習志野市 | 昼間<br>夜間 | 危機管理課 | 047-453-9211 | 047-453-9386 | 216-721.723 | 216-722 | 習志野市消防本部 |
| | 八千代市 | 昼間 | 総合防災課 | 047-483-1151 | 047-483-1094 | 221-721.723 | 221-722 | 八千代市消防本部 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 047-483-1151 | － | | | |
| | 浦安市 | 昼間 | 防災課 | 047-351-1111 | 047-355-6239 | 227-721 | 227-722 | 浦安市消防本部 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 047-351-1111 | 047-381-4028 | | | |
| 東葛飾地域振興事務所 | 松戸市 | 昼間 | 総務部危機管理課 | 047-366-7309 | 047-368-0202 | 207-721.723 | 207-722 | 松戸市消防局 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 047-366-7300 | 047-364-3295 | | | |
| | 野田市 | 昼間 | 防災安全課 | 04-7136-1779 | 04-7123-1737 | 208-721 | 208-722 | 野田市消防本部 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 04-7125-1111 | 04-7123-1737 | | | |
| | 柏市 | 昼間 | 防災安全課 | 04-7167-1115 | 04-7163-2188 | 217-721 | 217-722 | 柏市消防局 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 04-7167-5551 | | | | |
| | 流山市 | 昼間 | 防災危機管理課 | 04-7150-6312 | 04-7150-2862 | 220-721 | 220-722 | 流山市消防本部 |
| | | 夜間 | 財産活用課 | 04-7158-1180 | － | | | |
| | 我孫子市 | 昼間<br>夜間 | 市民安全課 | 04-7185-1843 | 04-7185-5777 | 222-721 | 222-722 | 我孫子市消防本部 |
| | 鎌ケ谷市 | 昼間<br>夜間 | 安全対策課 | 047-498-5240 | 047-445-1400 | 224-721 | 224-722 | 鎌ケ谷市消防本部 |

別表2

## 関係機関連絡先

5. 千葉県内市町村

（H29.4.1現在）

| 支部・地域振興事務所別 | 市町村 | 時間帯別 | 連絡窓口 | NTT 電話 | NTT FAX | 県防災行政無線（012：地域衛星通信） 電話 | 県防災行政無線（012：地域衛星通信） FAX | 管轄消防（局）本部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 印旛地域振興事務所 | 成田市 | 昼間 | 危機管理課 | 0476-20-1523 | 0476-20-1687 | 211-721 | 211-722 | 成田市消防本部 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 0476-22-1111 | | | | |
| | 佐倉市 | 昼間 | 防災防犯課 | 043-484-6131 | 043-486-2502 | 212-721 | 212-722 | 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 043-484-1111 | | | | |
| | 四街道市 | 昼間 | 危機管理室 | 043-421-6102 | 043-424-8922 | 228-721 | 228-722 | 四街道市消防本部 |
| | | 夜間 | （四街道消防） | 043-422-0119 | 043-423-7212 | | | |
| | 八街市 | 昼間 | 防災課 | 043-443-1119 | 043-444-0815 | 230-721 | 230-722 | 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 |
| | | 夜間 | | 090-3575-4753 | | | | |
| | 印西市 | 昼間 | 防災課 | 0476-42-5800 | 0476-42-7242 | 231-721 | 231-722 | 印西地区消防組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |
| | 白井市 | 昼間 | 市民安全課 | 047-492-1111 | 047-491-3510 | 232-721.723 | 232-722 | 印西地区消防組合消防本部 |
| | | 夜間 | | 047-492-0090 | 047-491-3518 | | | |
| | 富里市 | 昼間 | 市民活動推進課 | 0476-93-1114 | 0476-93-9954 | 233-721 | 233-722 | 富里市消防本部 |
| | | 夜間 | 守衛室 | 0476-93-1111 | | | | |
| | 酒々井町 | 昼間 | 総務課 | 043-496-1171 | 043-496-4541 | 322-721 | 322-722 | 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |
| | 栄町 | 昼間 | 消防防災課 | 0476-95-8983 | 0476-95-7630 | 629-721 | 629-722 | 栄町消防本部 |
| | | 夜間 | 栄消防 | 0476-95-0119 | | | | |
| 香取地域振興事務所 | 香取市 | 昼間 | 総務部総務課 | 0478-50-1201 | 0478-52-4566 | 209-721.723 | 209-722 | 香取広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 財政課 | 0478-54-1111 | － | | | |
| | 神崎町 | 昼間 | 総務課 | 0478-72-2111 | 0478-72-2110 | 342-721.723 | 342-722 | 成田市消防本部 |
| | | 夜間 | （成田消防） | 0476-20-1593 | 0476-24-4368 | | | |
| | 多古町 | 昼間 | 総務課 | 0479-76-2611 | 0479-76-7144 | 347-721 | 347-722 | 香取広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | （香取広域消防） | 0478-52-0119 | 0478-52-1198 | | | |
| | 東庄町 | 昼間 | 総務課 | 0478-86-1111 | 0478-86-2312 | 349-721 | 349-722 | 香取広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | （香取広域消防） | 0478-52-0119 | 0478-52-1198 | | | |
| 海匝地域振興事務所 | 銚子市 | 昼間 | 危機管理室 | 0479-24-8193 | 0479-25-0277 | 202-721 | 202-722 | 銚子市消防本部 |
| | | 夜間 | 警備員室 | 0479-24-8181 | | | | |
| | 旭市 | 昼間 | 総務課 | 0479-62-5311 | 0479-63-4946 | 215-721.723.724 | 215-722 | 旭市消防本部 |
| | | 夜間 | 警備員室 | 0479-62-1212 | | | | |
| | 匝瑳市 | 昼間 | 総務課 | 0479-73-0084 | 0479-72-1114 | 214-721.723 | 214-722 | 匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |

別表2

## 関係機関連絡先

5. 千葉県内市町村

（H29.4.1現在）

| 支部・地域振興事務所別 | 市町村 | 時間帯別 | 連絡窓口 | NTT 電話 | NTT FAX | 県防災行政無線（012：地域衛星通信） 電話 | 県防災行政無線（012：地域衛星通信） FAX | 管轄消防（局）本部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 長生地域振興事務所 | 茂原市 | 昼間 | 総務課 | 0475-20-1519 | 0475-20-1602 | 210-721 | 210-722 | 長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 宿直室 | 0475-23-2111 | | | | |
| | 一宮町 | 昼間 | 総務課 | 0475-42-2111 | 0475-42-2465 | 421-721 | 421-722 | 長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |
| | 睦沢町 | 昼間 | 総務課 | 0475-44-2500 | 0475-44-1729 | 422-721 | 422-722 | 長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |
| | 長生村 | 昼間 | 総務課 | 0475-32-2111 | 0475-32-1194 | 423-721 | 423-722 | 長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |
| | 白子町 | 昼間 | 総務課 | 0475-33-2111 | 0475-33-4132 | 424-721 | 424-722 | 長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |
| | 長柄町 | 昼間 | 総務課 | 0475-35-2111 | 0475-35-4732 | 426-721 | 426-722 | 長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 宿日直 | | | | | |
| | 長南町 | 昼間 | 総務課総務室 | 0475-46-2111 | 0475-46-1214 | 427-721.723 | 427-722 | 長生郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 宿日直室 | | | | | |
| 山武地域振興事務所 | 東金市 | 昼間 | 総務課 | 0475-50-1119 | 0475-50-1299 | 213-721 | 213-722 | 山武郡市広域行政組合消防本部 |
| | | 夜間 | 警備 | 0475-50-1111 | | | | |
| | 山武市 | 昼間 | 消防防災課 | 0475-80-1116 | 0475-82-2107 | 236-721 | 236-722 | 山武郡市広域行政組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |
| | 大網白里市 | 昼間 | 安全対策課 | 0475-70-0303 | 0475-72-8454 | 402-721.723 | 402-722 | 山武郡市広域行政組合消防本部 |
| | | 夜間 | 警備員 | | | | | |
| | 九十九里町 | 昼間 | 総務課 | 0475-70-3107 | 0475-70-3188 | 403-721 | 403-722 | 山武郡市広域行政組合消防本部 |
| | | 夜間 | 警備員室 | | | | | |
| | 芝山町 | 昼間 | 総務課 | 0479-77-3903 | 0479-77-3957 | 409-721 | 409-722 | 山武郡市広域行政組合消防本部 |
| | | 夜間 | 警備員室 | | | | | |
| | 横芝光町 | 昼間 | 環境防災課 | 0479-84-1216 | 0479-84-2713 | 381-721 | 381-722 | 匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 |
| | | 夜間 | 警備員 | | | | | |
| 夷隅地域振興事務所 | 勝浦市 | 昼間 | 総務課 | 0470-73-6640 | 0470-73-3937 | 218-721 | 218-722 | 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 警備室 | 0470-73-1211 | | | | |
| | いすみ市 | 昼間 | 危機管理課 | 0470-62-2000 | 0470-63-1252 | 234-721.723 | 234-722 | 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 宿日直室 | 0470-62-1111 | | | | |
| | 大多喜町 | 昼間 | 総務課 | 0470-82-2111 | 0470-82-4461 | 441-721 | 441-722 | 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | | － | | | | |
| | 御宿町 | 昼間 | 総務課 | 0470-68-2511 | 0470-68-3293 | 443-721 | 443-722 | 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | | | | | | |

別表2

## 関係機関連絡先

（H29.4.1現在）

5. 千葉県内市町村

| 支部・地域振興事務所別 | 市町村 | 時間帯別 | 連絡窓口 | NTT 電話 | NTT FAX | 県防災行政無線（012：地域衛星通信）電話 | 県防災行政無線（012：地域衛星通信）FAX | 管轄消防（局）本部 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 君津地域振興事務所 | 木更津市 | 昼間 | 危機管理課 | 0438-23-7094 | 0438-25-1351 | 206-721.723 | 206-722 | 木更津市消防本部 |
| | | 夜間 | （木更津消防） | 0438-22-0119 | 0438-22-0151 | | | |
| | 君津市 | 昼間 | 危機管理課 | 0439-56-1290 | 0439-56-1404 | 225-721 | 225-722 | 君津市消防本部 |
| | | 夜間 | 警備室 | 0439-56-1453 | | | | |
| | 富津市 | 昼間 | 防災課 | 0439-80-1266 | 0439-80-1350 | 226-721.723 | 226-722 | 富津市消防本部 |
| | | 夜間 | 警備室 | | － | | | |
| | 袖ケ浦市 | 昼間 | 危機管理課 | 0438-62-2119 | 0438-62-5916 | 229-721 | 229-722 | 袖ケ浦市消防本部 |
| | | 夜間 | 守衛日直室 | | | | | |
| 安房地域振興事務所 | 館山市 | 昼間 | 社会安全課 | 0470-22-3442 | 0470-22-8901 | 205-721 | 205-722 | 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 宿直室 | 0470-22-3113 | 0470-23-3115 | | | |
| | 鴨川市 | 昼間 | 消防防災課 | 04-7093-7833 | 04-7093-7851 | 223-721 | 223-722 | 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 警備員室 | 04-7092-1111 | | | | |
| | 南房総市 | 昼間 | 消防防災課 | 0470-33-1052 | 0470-33-3451 | 235-721 | 235-722 | 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 宿直室 | | | | | |
| | 鋸南町 | 昼間 | 総務企画課 | 0470-55-4801 | 0470-55-1342 | 463-721 | 463-722 | 安房郡市広域市町村圏事務組合消防本部 |
| | | 夜間 | 宿直室 | 0470-55-2111 | | | | |

別図１

基本的な出動編成

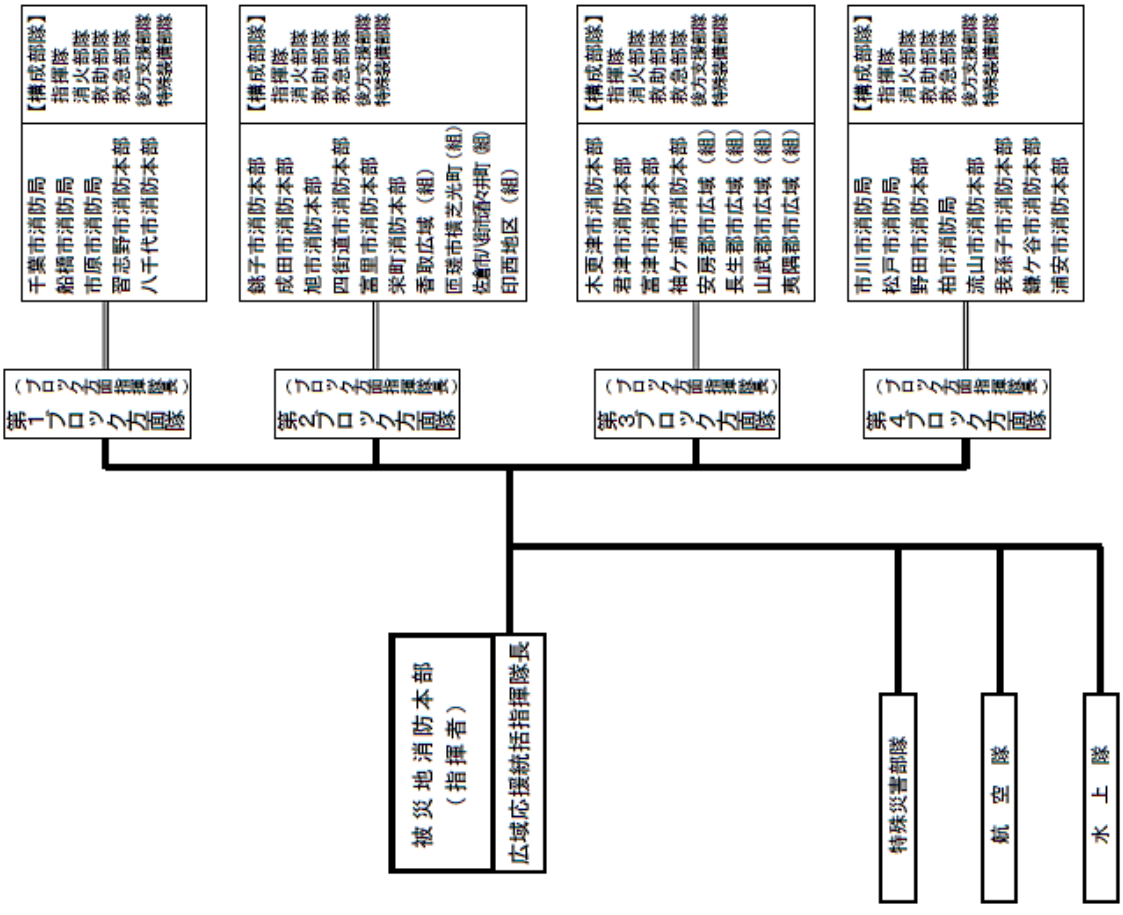

別図３

知事の指示による出動要請等実施手順

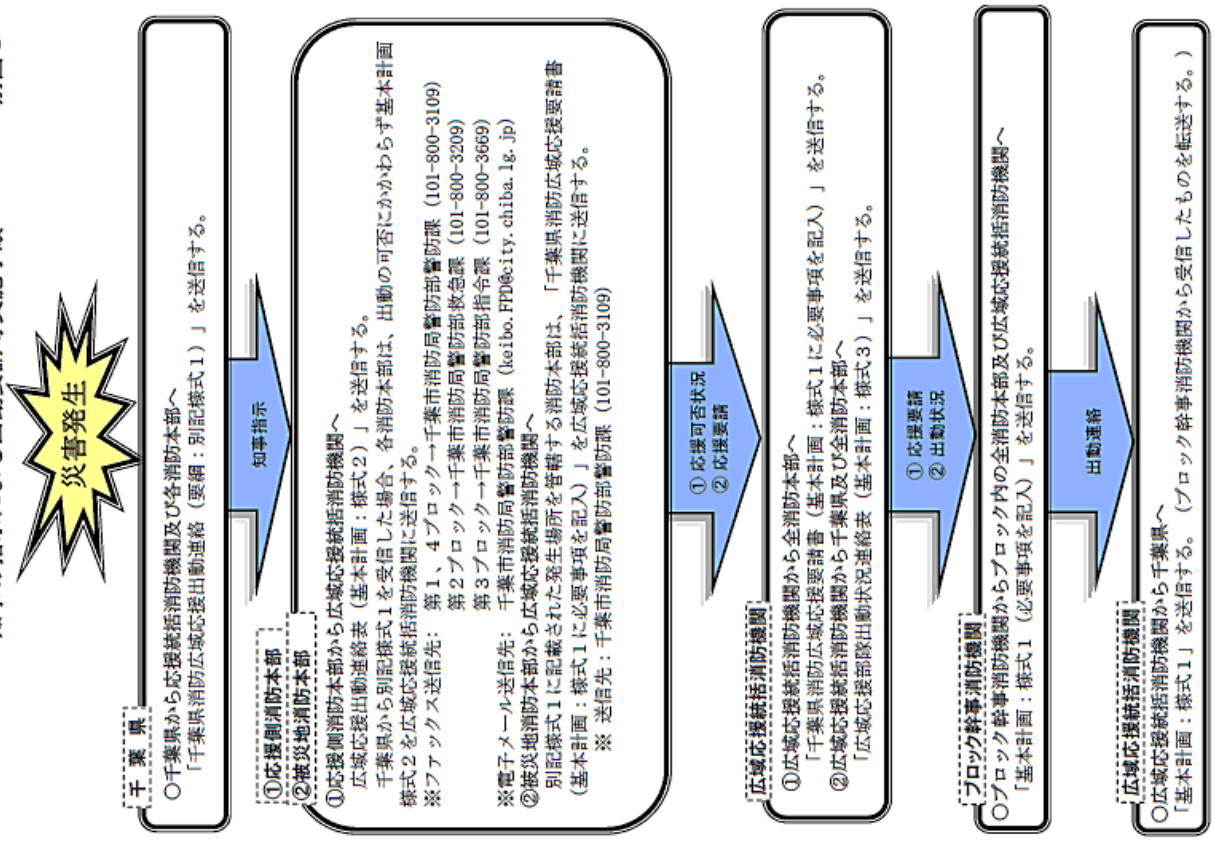


別図２

情報連絡系統

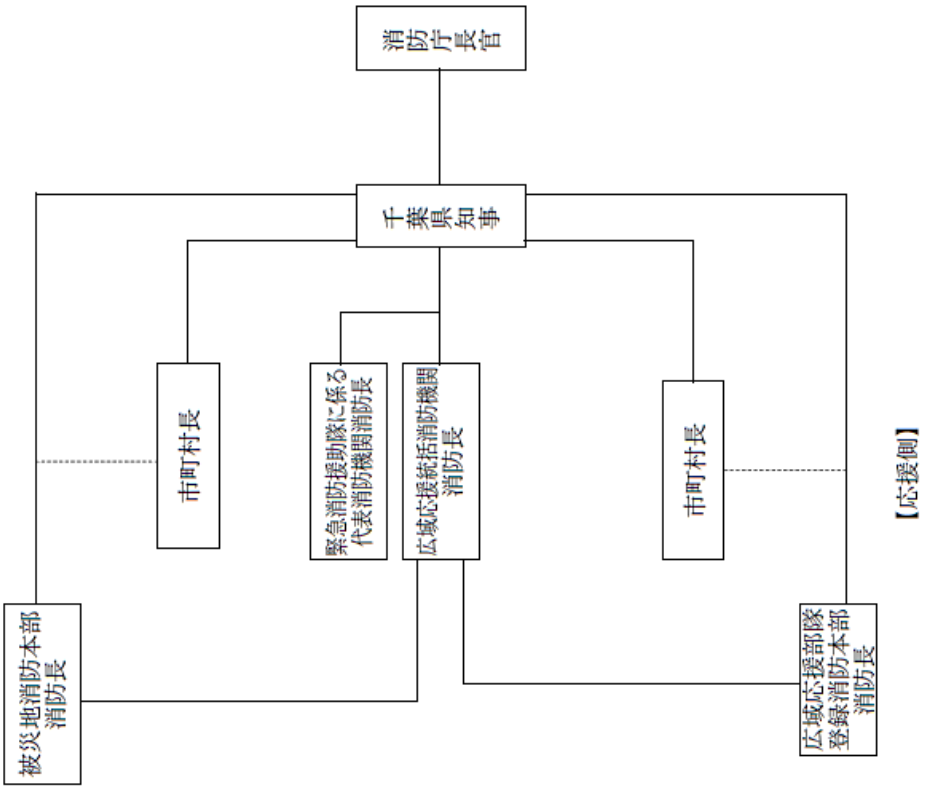

千葉県消防広域応援隊旗の制式

消防組織法第４３条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第１０条第２項の規定に基づき、千葉県消防広域応援隊旗の制式を次のとおり定める。

1　千葉県消防広域応援隊旗

サイズ　縦７０㎝×横１００㎝
彩　色　地　　水色
　　県き章　黒
　　消防章　黄
　　文　字　千葉県消防広域応援隊　赤

2　広域応援統括指揮隊旗

サイズ　縦７０㎝×横１００㎝
彩　色　地　　白
　　県き章　黒
　　消防章　黄
　　文　字　広域応援統括指揮隊　黒
　　千葉県消防広域応援隊　赤
　　線　　黄　４本

3　ブロック方面指揮隊旗

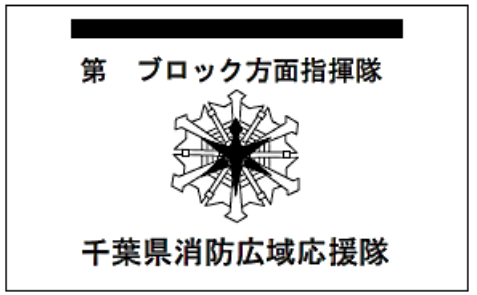


サイズ　縦７０㎝×横１００㎝
彩　色　地　　白
　　県き章　黒
　　消防章　黄色
　　文　字　第　ブロック方面指揮隊　黒
　　千葉県消防広域応援隊　赤
　　線　　黄　１本

千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式

消防組織法第43条に基づく知事の指示による千葉県消防広域応援隊運用要綱第11条に基づく、その他千葉県消防広域応援隊について必要な事項として、千葉県消防広域応援隊指揮隊の腕章等の制式を次のとおり定める。
（平成23年9月20日 防第515号）

1 広域応援統括指揮隊腕章

(1)広域応援統括指揮隊長

ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩 色
(ア)地 白色(反射素材)
(イ)県記章 黒色
(ウ)消防章 黄色
(エ)文字 黒色
(オ)線 赤色(4本)

(2)広域応援統括指揮隊員

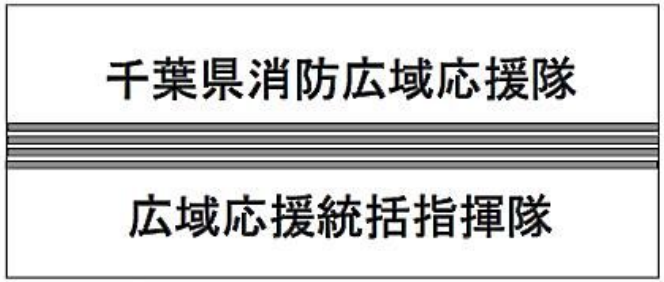


ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩 色
(ア)地 白色(反射素材)
(イ)文字 黒色
(ウ)線 赤色(4本)

2 ブロック方面指揮隊腕章

(1)ブロック方面指揮隊長

ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩 色
(ア)地 白色(反射素材)
(イ)県記章 黒色
(ウ)消防章 黄色
(エ)文字 黒色
(オ)線 赤色(1本)

(2)ブロック方面指揮隊員

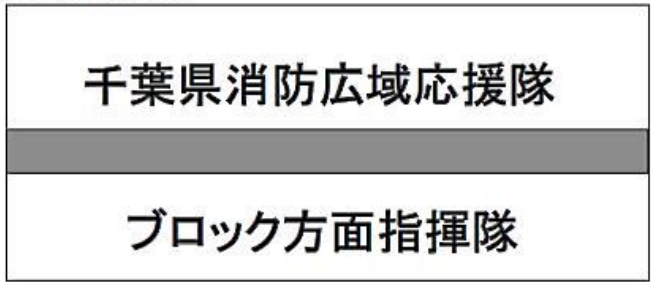


ア サイズ 縦11cm×横45cm
イ 彩 色
(ア)地 白色(反射素材)
(イ)文字 黒色
(ウ)線 赤色(1本)

３ 広域応援統括指揮隊ベスト

・前面

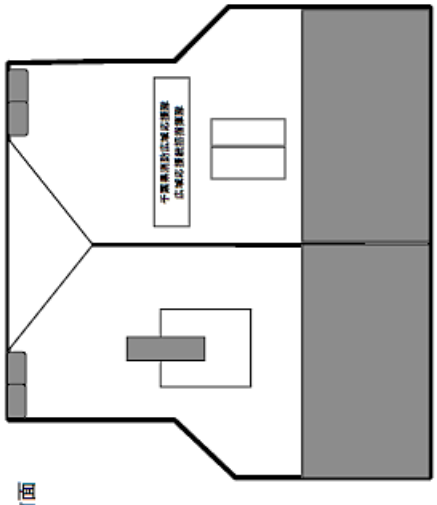

・背面

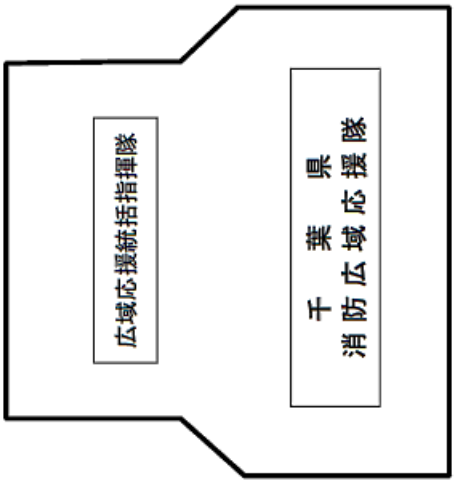


(1)彩　色(生地:メッシュ素材)
　紺色、オレンジ色(前面下部)
(2)名入れ(左胸・背面上下の3箇所)
　ア 地　　灰色(反射素材)
　イ 文字　黒色

# 千葉県緊急消防援助隊
# 受　援　計　画

令和５年１０月１日
千　葉　県



千葉県緊急消防援助隊受援計画　目　次

第１章　総　則 ---------- 1
第２章　応援等の要請---------- 1
第３章　受援体制 ---------- 3
第４章　指揮体制及び通信運用体制 ---------- 5
第５章　消防応援活動の調整等 ---------- 7
第６章　応援等の引揚げの決定 ---------- １０
第７章　その他 ---------- １０

資料等

要請要綱別記様式１－１　緊急消防援助隊の応援等要請
要請要綱別記様式１－２　応援等要請のための連絡事項
要請要綱別記様式６－２　部隊移動に関する意見（回答）
要請要綱別記様式６－５　緊急消防援助隊の部隊移動通知
要請要綱別記様式６－６　緊急消防援助隊の部隊移動の指示
要請要綱別記様式７　　○○都道府県　○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制
別紙１　緊急消防援助隊応援要請系統図
別紙２　調整本部の運営に係るチェックリスト
別紙３　指揮系統（基本計画に基づく場合）
別紙４　指揮系統（首都直下地震におけるアクションプランの場合）
別紙５　緊急消防援助隊部隊移動系統図（長官による部隊移動の求め又は指示）
別紙６　緊急消防援助隊部隊移動系統図（千葉県知事による部隊移動の指示）
別表１　用語の定義
別表２　千葉県進出拠点に係る消防本部職員配置予定表
別表３　協定締結団体一覧
別表４　無線通信運用体制
別表５　消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況
別表６　署活動用無線周波数一覧
資料１－１　　応援要請時連絡先一覧表（県・国・代表消防機関・指揮支援部隊）
資料１－２　　応援要請時連絡先一覧表（陸上小隊）
資料１－３　　応援要請時連絡先一覧表（航空小隊）
資料１－４　　応援要請時連絡先一覧表（都道府県防災主管課）
資料１－５　　応援要請時連絡先一覧表（防災関係機関）
資料２　　県及び市町村災害対策本部主管課連絡先一覧表
資料３　　県内消防機関連絡先一覧表
資料４　　陸上隊千葉県進出拠点及び担当消防本部
資料５　　陸上隊市町村進出拠点及び担当消防本部
資料６　　燃料補給場所等一覧表（陸上隊）

資料７　　消火栓スピンドルドライバー一覧表
資料８　　食糧品等物品調達先一覧表（燃料除く）
資料９　　宿営場所一覧表
資料１０－１　　応援都道府県隊（航空小隊）
資料１０－２　　消防防災ヘリコプター諸元性能一覧





# 千葉県緊急消防援助隊受援計画

平成１８年　５月　１日　消第　１５４号
改正　平成１８年　７月２５日　消第　５２１号
平成２０年　８月２７日　消第１６６４号
平成２１年　６月　１日　消第　４８５号
平成２２年１０月　１日　消第１６９３号
平成２３年１０月　１日　防第　５１４号
平成２４年　４月　１日　危第　２００号
平成２５年　５月　１日　危第　１６３号
平成２７年１０月１５日　危第　６０２号
平成２９年　３月１７日　危第　９７７号
平成３０年　３月１４日　危第１０６７号
令和　元年　６月１１日　危第　２５２号
令和　３年１１月２２日　危第　６９１号
令和　４年１０月　１日　防対第　５５５号
令和　５年　３月３１日　防対第１１９０号
令和　５年１０月　１日　防対第　５９６号

## 第１章　総則

（目的）
第１　この計画は、千葉県内の市町村において、緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（令和４年６月２４日付け消防広第２１２号。以下「要請要綱」という。）第４０条の規定により、緊急消防援助隊の応援を受ける場合の受援体制について必要な事項を定め、緊急消防援助隊が円滑に活動できる体制の確保を図ることを目的とする。

（用語の定義）
第２　代表消防機関は、千葉市消防局とする。
２　代表消防機関代行は、船橋市消防局とする。
３　前項までに定めるもののほか、用語については別表１のとおりとする。

## 第２章　応援等の要請

（応援等要請の手続き）
第３　緊急消防援助隊の応援等要請及び当該要請に係る連絡は、別紙１のとおり行うものとする。
２　被災地の市町村長は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況並びに当該

被災地の市町村及び千葉県の消防力を考慮して、大規模な消防の応援等が必要であると判断した場合は、千葉県知事（以下「知事」という。）に対して、当該応援が必要である旨を直ちに電話により連絡するものとし、次に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でＦＡＸ等により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

（１）災害の概況

（２）出動が必要な区域や活動内容

（３）その他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項

3　被災地の市町村長は、前項に規定する連絡を行った場合において、特に必要があると認めるときは、その旨及び当該市町村の災害の状況を消防庁長官（以下「長官」という。）に直ちに電話により連絡するものとする。

4　被災地の市町村長は、知事に対して第２項の連絡ができない場合には、その旨を長官に直ちに電話により連絡するものとし、第２項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による連絡は、これらを把握した段階でＦＡＸ等により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－２）。

5　知事は、大規模災害又は特殊災害が発生し、災害の状況及び千葉県内の消防力を考慮して、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断した場合は、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を電話により直ちに行うものとし、第２項各号に掲げる事項が明らかになり次第電話により連絡するものとする。詳細な災害の状況及び応援等に必要な隊の種別・規模等に関する書面による報告は、これらを把握した段階でＦＡＸ等により速やかに行うものとする（要請要綱別記様式１－１）。

6　知事は、災害による死者数その他の詳細な災害の状況が迅速に判断できない場合であっても、甚大な被害に拡大することが見込まれ、緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であると判断したときは、長官に対して緊急消防援助隊の応援等の要請を行うものとする。

7　知事は、被災地の市町村長から連絡がない場合であっても、代表消防機関（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行）と協議し、緊急消防援助隊の出動が必要と判断した場合は、長官に対して応援等の要請を行うものとする。

8　知事は、自衛隊法（昭和２９年法律第１６５号）第８３条の規定に基づく自衛隊の災害派遣要請を行う場合又は緊急消防援助隊の応援等が必要な非常事態であるか否かの判断に迷う場合は、長官に対して、被害状況や消防活動の状況等を連絡し、対応について協議する。

9　知事は、被災地の市町村長から、定期に災害の状況やその他緊急消防援助隊の活動のために必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。特に、被災地及びその周辺地域に原子力施設、石油コンビナートその他の緊急消防援助隊の活動に重大な支障を生ずるおそれのある施設が存在するときは、当該施設における災害の状況及び緊急消防援助隊の活動上必要な事項について情報収集を行い、長官に対して報告する。

10　知事は、緊急消防援助隊の応援要請を行った場合は、その旨を被災地の市町村長及び代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）に対して速やかに通知するものとする。

（緊急消防援助隊の応援等決定通知等）

第４　知事は、長官から要請要綱別記様式３－２により応援等決定通知を受けた場合は、その旨を被災地の市町村長及び代表消防機関の長（代表消防機関が被災している場合は、代表消防機関代行の長）に対して速やかに通知するものとする。なお、被災地が複数に及び、出動の求め又は指示を行う段階では応援先市町村を指定することが困難なため、長官が応援先都道府県を指定している場合、知事は長官と応援先市町村を調整するものとする。

2　知事は、長官から要請要綱別記様式３－３により出動隊数通知を受けた場合は、その旨を被災地を管轄する消防本部に対して通知するものとする。

（迅速出動等適用時の対応）

第５　千葉県内の消防本部は、要請要綱第５条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第３０条に規定する迅速出動が適用となる災害が千葉県内で発生した場合は、直ちに被害状況の収集、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等の確認を行い、千葉県に対して報告するものとする。

2　千葉県は、要請要綱第５条に規定する出動準備を行う災害又は要請要綱第３０条に規定する迅速出動が適用となる災害が千葉県内で発生した場合は、早期に千葉県内の被害状況、緊急消防援助隊の応援が必要な地域等について取りまとめ、消防庁に対して報告するものとする。

3　千葉県は、被害状況等により、緊急消防援助隊の応援が必要ではないと判断した場合は、速やかに消防庁に対して報告するものとする。

（連絡体制）

第６　応援要請時の連絡体制は、次に掲げるとおりとする。

（１）応援要請時の関係機関連絡先は、資料１-１～５のとおりとする。

（２）連絡方法は、原則として有線電話又はＦＡＸ（これと併せて電子メールによっても可能とする。）によるものとする。ただし、有線断絶時には千葉県防災行政無線、地域衛星通信ネットワーク、消防救急無線の主運用波２ｃｈ等を活用するものとする。

## 第３章　受援体制

（千葉県消防応援活動調整本部の設置）

第７　知事は、被災地での緊急消防援助隊等の迅速かつ的確な活動等に資するため、法第４４条の規定に基づき緊急消防援助隊が出動し、又は被災地が複数の場合は、消防応援活動調整本部（以下「調整本部」という。）を設置するものとする。なお、被災地が一の市町村の場合であっても、警察、自衛隊、海上保安庁、ＤＭＡＴ等の関係機関との調整等の必要性を踏まえ、知事が必要と認める場合は、調整本部と同様の組織を設置するものとする。

２　調整本部（調整本部と同様の組織を含む。以下同じ。）は、千葉県災害対策本部（以下「災対本部」という。）と密接な連携を図る必要があることから、千葉県庁中庁舎６階の防災危機管理センターに設置するものとする。

３　調整本部の本部長（以下「調整本部長」という。）は、知事（又は知事の委任を受けた者）をもって充てるものとする。

４　調整本部の副本部長は、千葉県防災危機管理部次長及び本県に出動した指揮支援部隊長をもって充てるものとする。

５　調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
なお、被害状況により調整本部に参集することができない場合は、電話等により調整本部と連絡を取り合うなど、適宜対応するものとする。

（１）千葉県防災危機管理部消防課長

（２）千葉市消防局警防部航空課員又は千葉市消防局長が指名する職員

（３）代表消防機関（千葉市消防局）又は代表消防機関代行（船橋市消防局）の長が指名する職員
ただし、代表消防機関又は代表消防機関代行が対応できない場合は、千葉県消防広域応援基本計画による統括代行消防機関（船橋市消防局を除く）の長が指名する職員

（４）被災地市町村を管轄する消防本部の職員

６　調整本部は、「千葉県消防応援活動調整本部」と呼称するものとする。

７　知事は、調整本部を設置した場合は、設置日時、設置場所、本部員、連絡先等について長官等に対して速やかに連絡するものとする。

８　調整本部は、災対本部及び政府現地対策本部で決められた方針の下で、次に掲げる事務を行うものとする。

（１）緊急消防援助隊の部隊移動に関すること。

（２）被災地を管轄する消防本部の消防隊、千葉県消防広域応援隊及び緊急消防援助隊の消火、救助、救急活動、後方支援等の活動の調整に関すること。

（３）千葉県内で活動する緊急消防援助隊の安全管理体制に関すること。

（４）その他必要な事項に関すること。

９　調整本部は、別紙２及び千葉県が整備する資器材等を活用し運用するものとする。

10　調整本部長は、法第４４条の２第８項の規定に基づき、国の職員その他の者を調整本部の会議へ出席させる必要があると認め、その要請を行った場合は、消防庁に対して連絡するものとする。

11　調整本部は、被害状況、活動状況その他必要な事項について、適宜、消防庁に対して連絡するものとする。

12　調整本部は、消防庁と調整の上、指揮支援部隊長を受入れるヘリコプター離着陸場や当該離着陸場から調整本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

13　調整本部は、指揮支援部隊長が調整本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、千葉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

14　調整本部は、被災地消防本部に設置した指揮本部から、緊急消防援助隊の受け入れ態勢が整わないとの連絡があった場合は、代表消防機関とその任務に係る調整を行うものとする。

（指揮本部の設置）

第８　被災地消防本部は、緊急消防援助隊の出動が決定した場合は、被災地での緊急消防援助隊の迅速かつ的確な活動等に資するため、指揮本部を設置するものとする。

２　指揮本部は、次に掲げる事務を行うものとする。

（１）被害状況（ライフラインの状況、道路通行状況を含む。）の収集に関すること。

（２）被害状況並びに被災地消防本部及び消防団の活動に係る記録に関すること。

（３）緊急消防援助隊の受援体制の確立及び受援活動の実施に関すること。

（４）その他緊急消防援助隊の受援に必要な事項に関すること。

３　指揮本部は、指揮支援部隊長より指揮支援本部を設置するとの連絡を受けた場合、指揮支援部隊長に指揮支援本部を設置する場所、受入れ担当者等を報告するとともに、調整本部と調整の上、指揮支援隊を受入れるヘリコプター離着陸場所や当該離着陸場から指揮支援本部までの移動手段の確保等を行うものとする。

４　指揮本部は、指揮支援本部長が指揮支援本部に到着後、速やかに被害状況、被災地消防本部及び消防団の活動状況、千葉県内消防応援隊の編成状況及び活動状況等を報告するものとする。

５　指揮本部は、緊急消防援助隊の受入れ体制が整わないと判断する場合は、千葉県及び代表消防機関に遅滞なくその任務に係る調整を求めるものとする。

６　指揮本部は、被害が発生している構成市町村の災害対策本部に職員を派遣し、連絡体制の構築を図るものとする。

## 第４章　指揮体制及び通信運用体制

（指揮体制等）

第９　調整本部長は、調整本部の事務を総括するものとする。

２　指揮支援部隊長は、調整本部の副本部長として、千葉県内で活動する指揮支援隊を統括し、災対本部又は調整本部長を補佐し、及びその指揮の下で、緊急消防援助隊の活動を管理するものとする。

３　指揮者は、指揮支援本部長の補佐を受け、被災地で活動する各都道府県大隊の

活動を指揮するものとする。
4　指揮支援本部長は、指揮者を補佐し、及びその指揮の下で、被災地における陸上に係る緊急消防援助隊の活動の管理を行うものとする。
5　統合機動部隊長は、都道府県大隊等が被災地に到着するまでの間、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該統合機動部隊の活動の指揮を行うものとする。
6　エネルギー・産業基盤災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該エネルギー・産業基盤災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
7　ＮＢＣ災害即応部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該ＮＢＣ災害即応部隊の活動の指揮を行うものとする。
8　土砂・風水害機動支援部隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援部隊長の管理の下で、当該土砂・風水害機動支援部隊の活動の指揮を行うものとする。
9　都道府県大隊長は、指揮者の指揮の下又は指揮支援部隊長若しくは指揮支援本部長の管理の下で、当該都道府県大隊の活動の指揮を行うものとする。
10　緊急消防援助隊の連絡体制は、要請要綱別記様式７のとおりとする。

（通信運用体制）
第10　千葉県内における無線通信運用体制は、別表４のとおりとする。
2　消防救急デジタル無線
（1）統制波
ア　指揮本部、調整本部、指揮支援本部及び都道府県大隊本部相互間の通信は、統制波１ｃｈを使用する。
イ　被災地が複数にわたる等のため指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長が統制波２ｃｈ又は統制波３ｃｈのいずれかから、消防力の配備及び活動状況に応じて使用波を指定する。
（2）統制波の無線統制
統制波の運用に際し輻輳が確認された場合、当該無線波の運用は、原則として次により行うものとする。
ア　無線統制は、指揮支援部隊長又は指揮支援本部長の指示により行う。
イ　無線統制が実施された場合、調整本部又は指揮支援本部以外での運用は下記の場合を除き、調整本部又は指揮支援本部からの送信に対する応答のみとする。
（ア）応援要請を行う場合
（イ）職団員又は消防車両の重大な事故が発生した場合
（ウ）新たな災害が発生した場合
（エ）調整本部又は指揮支援本部からの特命事項について報告する場合
（3）他都道府県の主運用波



応援都道府県大隊内における小隊間の通信に使用するものとし、統制は応援都道府県大隊長の属する都道府県大隊本部が行う。
（4）被災地の活動波
被災地消防本部と都道府県大隊との交信に使用するものとし、この場合、被災地の市町村長等は、都道府県大隊への無線機の貸与又は無線機を所持する連絡員の派遣を行う。
3　消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況は、別表５のとおりとする。
4　千葉県内の消防本部が保有する署活動用無線機のチャンネルは、別表６のとおりとする。

## 第５章　消防応援活動の調整等

（進出拠点）
第11　調整本部は、緊急消防援助隊の進出拠点について消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。
2　陸上隊の進出拠点及び担当消防本部は、資料４及び資料５のとおりとする。
3　調整本部は、消防庁において決定された進出拠点について、被災地消防本部及び千葉県進出拠点担当消防本部に対して連絡するものとする。
4　千葉県進出拠点担当消防本部は、別表２のとおり進出拠点に連絡員等を派遣するものとする。
5　連絡員等は、到着した応援都道府県大隊、応援都道府県統合機動部隊、応援都道府県エネルギー・産業基盤災害即応部隊、応援都道府県消防（局）本部ＮＢＣ災害即応部隊、応援都道府県土砂・風水害機動支援部隊（以下、「応援都道府県大隊等」という。）の隊名及び規模について確認し、調整本部に対して報告するとともに、応援都道府県大隊長等に対して応援先市町村、任務等の情報提供を行うものとする。
6　被災地の市町村長等は、市町村進出拠点に災害の状況等を判断できる職員を責任者として配置し、到着する緊急消防援助隊に対し、活動拠点、活動場所等必要事項を連絡し、誘導するものとする。
なお、必要に応じ、市町村進出拠点への誘導員を主要国道から進入路への交差点、高速道路出口等に配置するとともに、到達ルートの交通整理について警察機関に依頼するものとする。

（任務付与）
第12　指揮者は、次に掲げる事項について到着した応援都道府県大隊長等に対して情報提供を行うとともに、任務付与するものとする。
（1）被害状況
（2）活動方針
（3）活動地域及び任務

（４）安全管理に関する体制
（５）使用無線系統
（６）地理及び水利の状況
（７）燃料補給場所
（８）その他活動上必要な事項

（資機材の貸出し及び地図の配付）
第13　指揮者は、応援都道府県大隊長等に対して無線機、スピンドルドライバー及びその他活動上必要な資機材を可能な範囲で貸し出すものとする。
２　各市町村の消火栓スピンドルドライバーの口径及び形状は、資料７のとおりとする。

（関係機関との活動調整）
第14　知事は、災害対策本部等において、自衛隊、警察、海上保安庁、ＤＭＡＴ等関係機関間における情報共有及び活動調整等を行うため、必要に応じて活動調整会議を開催するものとする。

（宿営場所）
第15　市町村は、緊急消防援助隊が円滑な応援活動が実施できるよう宿営場所をあらかじめ市町村地域防災計画と整合を図り定めておくものとし、各地域の宿営場所は、資料９のとおりとする。
　なお、宿営場所は、被災者への配慮及び隊員の心理的負担軽減を考慮し、できる限り被災者の避難施設と共用しない場所から決定するものとする。
２　調整本部は、災害の状況、緊急消防援助隊の規模等を考慮し、資料９のうちから宿営場所を選定し、消防庁及び被災地消防本部と協議するものとする。協議に当たっては、状況に応じ、被災地の近隣市町村に設置することも考慮するものとする。
３　調整本部は、消防庁において決定された宿営場所について、宿営場所担当消防本部に対して連絡するものとする。
４　宿営場所担当消防本部は、宿営場所の施設管理者と調整するとともに、緊急消防援助隊の受入れのための人員を必要に応じて派遣するものとする。

（燃料補給場所）
第16　市町村は、陸上隊の燃料補給体制を確立しておくものとし、陸上隊の燃料補給可能場所は、資料６のとおりとする。ただし、現地給油が必要な場合は、被災地の市町村長等が給油用タンクローリー等の要請を行うものとする。

（燃料調達要請）
第17　調整本部長は、燃料の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時における石油類燃料の供給に関する協定に基づき要請するものとする。



２　前項の協定を締結している団体は、別表３のとおりとする。

（物資等調達要請）
第18　市町村は、緊急消防援助隊に係る発災日より４日目以降の食糧品等物資の補給体制を確立しておくものとし、食糧品等物資の補給可能場所は、資料８のとおりとする。
２　調整本部長は、食糧、医療品等の調達が必要と判断した場合は災対本部と協議し、災害時の物資供給等に関する協定等に基づき要請するものとする。
３　前項の協定を締結している団体は、別表３のとおりとする。

（重機派遣要請）
第19　調整本部長は、重機保有団体の協力が必要と判断した場合は災対本部と協議し、地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定に基づき要請するものとする。
２　前項の協定を締結している団体は、別表３のとおりとする。

（増隊要請）
第20　知事は、緊急消防援助隊の活動状況を踏まえ、人員又は装備等の観点から緊急消防援助隊を増隊する必要があると判断した場合には、長官に増隊の要請を行うものとする。

（部隊移動）
第21　緊急消防援助隊の部隊移動に関する手続きは、別紙５及び６のとおり行うものとする。

（長官の求め又は指示による部隊移動）
第22　知事は、長官から要請要綱別記様式６－１により意見を求められた場合は、指揮者に対して意見を求めるものとする。
２　指揮者は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、知事に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。
３　知事は、指揮者の意見を付して、長官に対して要請要綱別記様式６－２により回答するものとする。
４　知事は、長官から要請要綱別記様式６－４により連絡を受けた場合は、被災地の市町村長に対して連絡するものとする。
５　知事は、長官からの要請要綱別記様式６－５により千葉県への部隊移動の求め又は指示を行った旨の連絡を受けた場合は、部隊移動先の市町村長に対して連絡するものとする。

（知事による部隊移動）

第23　知事は、部隊の移動先、規模及び必要性を明示して、調整本部に対して部隊移動に関する意見を求めるものとする。
2　調整本部は、前項の規定に基づく意見を求められた場合は、指揮者の意見を把握するよう努めるとともに、県内の消防の応援等の状況を総合的に勘案して、知事に対して部隊移動に関する意見を回答するものとする。
3　知事は、調整本部の意見を踏まえ、指揮支援本部長を経由して応援都道府県大隊等の長に対し、要請要綱別記様式６－６により指示を行うものとする。
4　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、部隊移動先の市町村長に対して要請要綱別記様式６－７により通知するものとする。
5　知事は、部隊移動の指示を行った場合は、長官に対して速やかに要請要綱別記様式６－８により通知するものとする。
6　調整本部は、部隊移動の指示内容について、適切に記録しておくものとする。

（部隊移動に係る連絡）
第24　調整本部は、部隊移動を行う場合は、災対本部に対して部隊規模、移動経路等を連絡し、道路啓開、先導等の処置を要求するものとする。

## 第６章　応援等の引揚げの決定

（活動終了及び引揚げの決定）
第25　被災地の市町村長は、指揮支援本部長からの活動報告等を勘案し、緊急消防援助隊の活動終了を判断するものとし、知事へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
2　第１項の連絡を受けた知事は、政府現地対策本部等と調整の上、緊急消防援助隊の引揚げを決定する。この場合において、長官、被災地の市町村長及び指揮支援部隊長に対して直ちに電話によりその旨を通知するものとし、書面による通知をＦＡＸにより速やかに行うものとする（要請要綱別記様式４－１）。
3　第１項の場合において、調整本部長は、応援活動に従事した緊急消防援助隊について次の事項を確認するとともに、知事に報告するものとする。
（１）活動概要（場所、時間、隊数等）
（２）活動中の異常の有無
（３）隊員の負傷の有無
（４）車両、資機材等の損傷の有無
（５）その他必要な事項
4　知事は、緊急消防援助隊の活動終了に伴い調整本部を廃止した場合は、長官に対して、速やかにその旨を報告するものとする。

## 第７章 その他



（情報共有）
第26　調整本部、指揮支援本部及び指揮本部は、緊急消防援助隊動態情報システム、及びヘリコプター動態管理システム等を積極的に活用し、緊急消防援助隊等との情報共有に努めるものとする。
　特に、緊急消防援助隊動態情報システムを活用し、被害状況や活動状況を撮影した動画及び静止画の共有に努めるものとする。

（地理情報）
第27　各消防本部は、緊急消防援助隊の活動が円滑に行われるように、次に掲げる事項を記した地図を作成しておくものとする。
（１）広域地図
（２）住宅地図
（３）ヘリコプターの離着陸場所位置図
（４）燃料補給場所位置図
（５）消防水利位置図
（６）物資等の調達可能場所位置図
（７）救急搬送医療機関位置図

（災害時の体制整備）
第28　知事、各市町村長及び各消防本部の消防長は、関係機関と連携し、災害時における重機派遣に関する協力体制、燃料等の供給体制及び物資等の調達体制を構築し、災害時の体制整備に努めるものとする。

（訓練の実施）
第29　大規模災害発生時における緊急消防援助隊の要請及び被災地への部隊等配備の迅速かつ的確な実施を期するため、調整本部の運営及び防災関係機関との連携に重点をおいた訓練を次のとおり実施する。
（１）緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に基づき、定期的に関東ブロック（茨城県、栃木県、群馬県、千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県）合同訓練が実施されることから、当番県の場合には、市町村および関係機関の協力を得て合同訓練を実施する。
（２）被害情報の収集・伝達、応援要請の要否決定、関係機関への連絡等、災対本部と一体となった調整本部の設置運営に係る訓練を実施する。

（消防本部の受援計画の策定）
第30　各消防本部の消防長は、緊急消防援助隊の受入れが円滑に行われるように、緊急消防援助隊受援計画を策定するものとする。
2　各消防本部の消防長は、受援計画の策定及び変更に当たっては、千葉県が策定する受援計画及び地域防災計画の内容と整合を図るものとする。

3　各消防本部の消防長は、当該計画を策定又は変更した場合は、知事に対して報告するものとする。

（航空部隊の受援計画）

第31　航空部隊に係る受援計画については、「千葉県緊急消防援助隊航空部隊受援計画」によるものとする。





※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式１－１　（第３条、第22条関係）

# 緊急消防援助隊の応援等要請

| ※いずれかに● | | 応援等の要請 | | 増隊要請（第　報） |
|---|---|---|---|---|
| 送信時間 | ○○　年　月　日　時　分 | | | |

消防庁長官　殿

（被災地の属する都道府県の知事）

消防組織法第44条第１項の規定に基づき、○○年　月　日　時　分に電話により行った緊急消防援助隊の応援等の要請について、詳細の災害の状況等を報告します。

| | |
|---|---|
| 災害発生日時 | ○○　年　月　日　時　分頃 |
| 災害発生場所 | 都道府県　市区町村 |
| 応援等要請日時 | ○○　年　月　日　時　分 |
| 災害の状況 | |
| 活動を要望する地域 | |
| 要望する活動 | |

・必要な都道府県大隊

| 対象 ※いずれかに● | | 出動可能な全隊 | | 一部の指定した隊※下記に指定する隊 |
|---|---|---|---|---|
| 編成に係る連絡事項 | | | | |
| 必要な隊、資機材 | | | | |

・必要な部隊　※必要な隊（部隊）に●を付ける。必要（部）隊数が分かる場合は、隊数を記入。

| 部隊名 | | | 連絡事項 |
|---|---|---|---|
| 指揮支援部隊 | 統括指揮支援隊 | | |
| | 指揮支援隊 | | |
| | 航空指揮支援隊 | | |
| 航空部隊 | 航空小隊 | | |
| | 航空後方支援小隊 | | |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊 | | | |
| NBC災害即応部隊 | | | |
| 土砂・風水害機動支援部隊 | | | |

＜連絡責任者＞

| 担当課室 | | 氏　名 | |
|---|---|---|---|
| NTT回線電話 | | NTT回線FAX | |
| 地域衛星電話 | | 地域衛星FAX | |

※応援等の要請は電話により直ちに行うこと。また、本様式による要請は、下記事項を把握した段階で速やかに行うこと。

別記様式１－２　（第4条、第23条関係）

# 応援等要請のための連絡事項

| ※いずれかに● | | 応援等の要請 | | 増隊要請　（第　　報） |
|---|---|---|---|---|
| 送信時間 | ○○　年　月　日　時　分 | | | |

（消防庁長官又は都道府県知事）殿

（被災地の市町村長）

緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱第4条の規定に基づき、次のとおり詳細な災害の状況及び大規模な消防の応援等に関する事項を連絡します。

| | |
|---|---|
| 災害発生日時 | ○○　年　月　日　時　分頃 |
| 災害発生場所 | 都道府県　　市区町村 |
| 応援等要請日時 | ○○　年　月　日　時　分 |
| 災害の状況 | |
| 活動を要望する地域 | |
| 要望する活動 | |

・必要な都道府県大隊

| 対象 ※いずれかに● | 出動可能な全隊 | 一部の指定した隊※下記に指定する隊 |
|---|---|---|
| 編成に係る連絡事項 | | |
| 必要な隊、資機材 | | |

・必要な部隊　※必要な隊（部隊）に●を付ける。必要（部）隊数が分かる場合は、隊数を記入。

| 部隊名 | | | 連絡事項 |
|---|---|---|---|
| 指揮支援部隊 | 統括指揮支援隊 | | |
| | 指揮支援隊 | | |
| | 航空指揮支援隊 | | |
| 航空部隊 | 航空小隊 | | |
| | 航空後方支援小隊 | | |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊 | | | |
| NBC災害即応部隊 | | | |
| 土砂・風水害機動支援部隊 | | | |

＜連絡責任者＞

| 担当課室 | | 氏　名 | |
|---|---|---|---|
| NTT回線電話 | | NTT回線FAX | |
| 地域衛星電話 | | 地域衛星FAX | |

別記様式４－１　（第25条関係）

# 緊急消防援助隊の引揚げ決定通知

送信時間　○○　年　月　日　時　分

消防庁長官
受援市町村の長
指揮支援部隊長　殿

（受援都道府県の知事）

次のとおり緊急消防援助隊の引揚げを決定しましたので通知します。

| | |
|---|---|
| 引揚げ決定日時 | ○○　年　月　日　時　分 |
| 被災地引揚げ日時 | ○○　年　月　日　時　分 |
| 引揚げ決定した隊 | |
| 連絡事項 | |

＜連絡責任者＞

| 担当課室 | | 氏　名 | |
|---|---|---|---|
| NTT回線電話 | | NTT回線FAX | |
| 地域衛星電話 | | 地域衛星FAX | |

別記様式6－2　　（第20条関係）

# 部隊移動に関する意見（回答）

送信時間　〇〇　年　月　日　時　分

消防庁長官　殿

（緊急消防援助隊行動都道府県知事 又は 緊急消防援助隊行動市町村の長）

消防組織法第44条第8項の規定に基づき求められた部隊移動に関する意見について、次のとおり回答します。

□ 了承します。
□ その他

| 部隊移動に関する意見 |
|---|
| |

| | | |
|---|---|---|
| 部隊移動の対象 | 所属する都道府県（市町村） | |
| | 隊種別 | |
| | 特記事項 | |

| | | |
|---|---|---|
| 現在の出動先 | 都道府県 | 市区町村 |
| 部隊移動先 | 都道府県 | 市区町村 |

＜連絡責任者＞

| | | | |
|---|---|---|---|
| 担当課室 | | 氏　名 | |
| NTT回線電話 | | NTT回線FAX | |
| 地域衛星電話 | | 地域衛星FAX | |

別記様式6－5　　（第20条関係）

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間　〇〇　年　月　日　時　分

部隊移動先の都道府県の知事
部隊移動先の市町村の長　} 殿

消防庁長官

〇〇都道府県内で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり部隊移動を求め又は指示しましたので通知します。

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 部隊移動区分 | | 求め | 指示 | （求め・指示の根拠：消防組織法第44条第　項） |
| 求め又は指示日時 | 〇〇　年　月　日　時　分 | | | |
| 求め又は指示した隊 | 別添（別記様式6－3）のとおり | | | |
| 連絡事項 | | | | |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 問い合わせ先 | 消防庁災害対策本部　広域応援班 | | |
| NTT回線電話 | 03－5253－7527 | NTT回線FAX | 03－5253－7552 |
| 地域衛星電話 | 048－500－90－49013 | 地域衛星FAX | 048－500－90－49036 |

別記様式6－6　（第21条関係）

# 緊急消防援助隊の部隊移動の指示

送信時間　〇〇　年　月　日　時　分

都道府県大隊長又は各部隊長
（指揮支援本部長　経由）

（受援都道府県の知事）

次のとおり部隊移動を指示します。

| 部隊移動区分 | 指示（指示の根拠：消防組織法第44条の3第1項） |
|---|---|
| 指示日時 | 〇〇　年　月　日　時　分 |

・都道府県大隊

| | | |
|---|---|---|
| 対象<br>※いずれかに● | 全隊 | 一部の指定した隊※下記に指定する隊 |
| | 【隊の指定情報】 | |
| 連絡事項 | | |

・部隊　※対象となる隊に●

| 部隊名 | | | 連絡事項 |
|---|---|---|---|
| 指揮支援部隊 | 統括指揮支援隊 | | |
| | 指揮支援隊 | | |
| | 航空指揮支援隊 | | |
| 航空部隊 | 航空小隊 | | |
| | 航空後方支援小隊 | | |
| 統合機動部隊 | | | |
| エネルギー・産業基盤災害即応部隊 | | | |
| NBC災害即応部隊 | | | |
| 土砂・風水害機動支援部隊 | | | |

| | | |
|---|---|---|
| 現在の出動先 | 都道府県 | 市区町村 |
| 部隊移動先 | 都道府県 | 市区町村 |

＜連絡責任者＞

| 担当課室 | | 氏名 | |
|---|---|---|---|
| NTT回線電話 | | NTT回線FAX | |
| 地域衛星電話 | | 地域衛星FAX | |

別記様式6－7　（第21条関係）

# 緊急消防援助隊の部隊移動通知

送信時間　〇〇　年　月　日　時　分

緊急消防援助隊行動市町村の長
部隊移動先の市町村の長　殿

（受援都道府県の知事）

本都道府県〇〇市で活動している緊急消防援助隊について、次のとおり××市へ部隊移動を指示しましたので通知します。

| | |
|---|---|
| 部隊移動区分 | 指示（指示の根拠：消防組織法第44条の3第1項） |
| 指示日時 | 〇〇　年　月　日　時　分 |
| 指示した隊 | 別添（別記様式6－6）のとおり |
| 連絡事項 | |

＜連絡責任者＞

| 担当課室 | | 氏名 | |
|---|---|---|---|
| NTT回線電話 | | NTT回線FAX | |
| 地域衛星電話 | | 地域衛星FAX | |

別記様式7

（第18条関係）

# ○○都道府県　○○災害に係る緊急消防援助隊連絡体制

○○　年　月　日　時　分 現在

## 消防庁

災害対策本部(広域応援班　陸上・航空)

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| NTT回線 | TEL | 03-5253-7527 | FAX | 03-5253-7552 |
| 消防防災無線 | TEL | 90-49013 | FAX | 90-49036 |
| 地域衛星回線 | TEL | 048-500-90-49013 | FAX | 048-500-90-49036 |
| メールアドレス | kinentai0119@soumu.go.jp | | | |

## 現地派遣職員

| 派遣場所 | 職・氏名 | TEL |
|---|---|---|
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |

## ○○都道府県

災害対策本部　設置場所：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| NTT回線 | TEL | | FAX | |
| 消防防災無線 | TEL | | FAX | |
| 地域衛星回線 | TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | | |
| 本部長 | 氏名 | | TEL | |
| 航空運用調整班 | 所属 | | 職・氏名 | |
| | TEL | | FAX | |

調整本部　設置場所：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| NTT回線 | TEL | | FAX | |
| 消防防災無線 | TEL | | FAX | |
| 地域衛星回線 | TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | | |
| 本部長 | 氏名 | | TEL | |
| 統括指揮支援隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |

政府現地対策本部　設置場所：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| NTT回線 | TEL | | FAX | |
| 消防防災無線 | TEL | | FAX | |
| 地域衛星回線 | TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | | |
| 本部長 | 職・氏名 | | TEL | |

## ○○市町村

災害対策本部　設置場所：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| NTT回線 | TEL | | FAX | |
| 消防防災無線 | TEL | | FAX | |
| 地域衛星回線 | TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | | |
| 本部長 | 氏名 | | TEL | |

指揮本部　設置場所：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| NTT回線 | TEL | | FAX | |
| 消防防災無線 | TEL | | FAX | |
| 地域衛星回線 | TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | | |
| 本部長 | 氏名 | | TEL | |

指揮支援本部　設置場所：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| NTT回線 | TEL | | FAX | |
| 消防防災無線 | TEL | | FAX | |
| 地域衛星回線 | TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | | |
| 指揮支援本部長 | 所属 | | TEL | |
| (指揮支援隊長) | 氏名 | | | |

## 緊急消防援助隊

### 陸上

○○都道府県大隊

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |
| 統合機動部隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |
| 後方支援本部 | 所属 | | | |
| | TEL | | FAX | |
| | メールアドレス | | | |

○○都道府県大隊

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |
| 統合機動部隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |
| 後方支援本部 | 所属 | | | |
| | TEL | | FAX | |
| | メールアドレス | | | |

○○都道府県大隊

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |
| 統合機動部隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |
| 後方支援本部 | 所属 | | | |
| | TEL | | FAX | |
| | メールアドレス | | | |

○○都道府県大隊

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 大隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |
| 統合機動部隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |
| 後方支援本部 | 所属 | | | |
| | TEL | | FAX | |
| | メールアドレス | | | |

### 航空

ヘリベース(HB)　設置場所：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| NTT回線 | TEL | | FAX | |
| 消防防災無線 | TEL | | FAX | |
| 地域衛星回線 | TEL | | FAX | |
| メールアドレス | | | | |
| HB指揮者 | 所属 | | TEL | |
| | 職・氏名 | | | |
| 航空指揮支援本部長 | 所属 | | TEL | |
| (航空指揮支援隊長) | 氏名 | | | |
| 航空後方支援隊長 | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |

フォワードベース(FB)　設置場所：

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| FB指揮者 | 所属 | | TEL | |
| | 職・氏名 | | | |
| | 所属 | | TEL | |
| | 氏名 | | | |

別紙１

## 緊急消防援助隊応援要請系統図

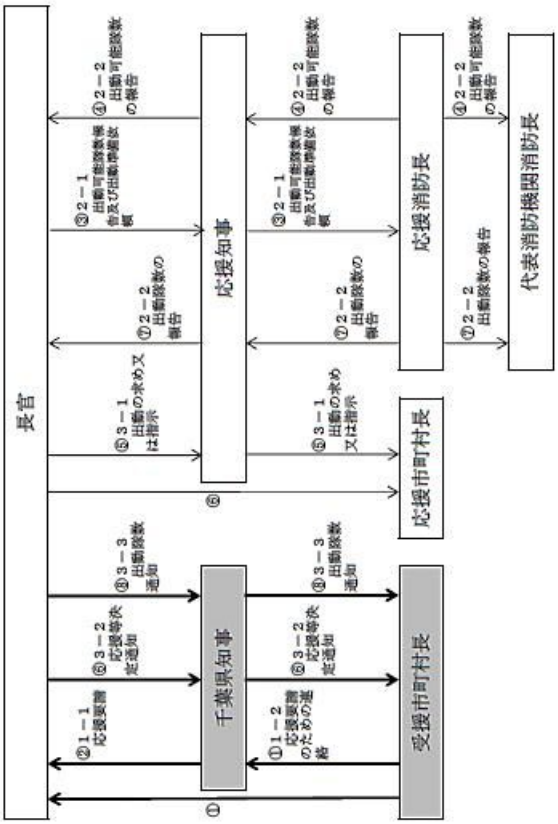


1 応援要請のための市町村長等の連絡
① 要請要綱別記様式1－2　市町村長（受援）→　千葉県知事・長官

2 応援要請（法第44条第1項）
② 要請要綱別記様式1－1　千葉県知事→　長官

3 出動可能隊数報告及び出動準備依頼
③ 要請要綱別記様式2－1　消防庁（広域応援差長）→　知事・市町村長（応援）

4 出動可能隊数の報告
④ 要請要綱別記様式2－2　消防本部（応援）→　都道府県・代表消防機関（応援）→　消防庁（広域応援差長）

5 出動のもめ又は指示（法第44条第1項～第5項）
⑤ 要請要綱別記様式3－1　長官→　知事（応援）・市町村長（応援）

6 応援等決定通知
⑥ 要請要綱別記様式3－2　長官→　千葉県知事→　市町村長（受援）

7 出動隊数の報告
⑦ 要請要綱別記様式2－2　消防本部（応援）→　都道府県・代表消防機関（応援）→　消防庁（広域応援差長）

8 出動隊数通知
⑧ 要請要綱別記様式3－3　長官→　千葉県知事→　市町村長（受援）

別紙２

## 調整本部の運営に係るチェックリスト

| Ⅰ 事前準備 | | チェック欄 |
|---|---|---|
| 1 | 調整本部に使用する部屋又は場所を、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部に近接した場所に設置されているか？ | □ |
| 2 | 調整本部の運営に必要な資機材は揃っているか？<br>電　話　＿＿本　消防無線<br>テレビ　＿＿台　統制波１　＿＿基<br>パソコン　＿＿台　統制波２　＿＿基<br>ホワイトボード　＿＿脚　統制波３　＿＿基<br>衛星携帯電話　＿＿基　主運用波　＿＿基 | □ |
| 3 | 調整本部の運営に必要な物品（地図、事務用品等）は揃っているか？ | □ |
| 4 | 受援計画、連絡先リスト、様式等は揃っているか？ | □ |

| Ⅱ 緊急消防援助隊の応援要請の検討 | | チェック欄 |
|---|---|---|
| 1 | 代表消防機関との連絡体制について実際に確認したか？ | □ |
| 2 | 各市町村の被害状況を確認したか、また、連絡のとれない消防本部はないか？ | □ |
| 3 | 消防の応援（都道府県内応援隊・緊急消防援助隊）を必要とする市町村（消防本部）を確認したか？ | □ |
| 4 | 都道府県内応援隊の応援要請を行ったか？ | □ |
| 5 | 応援を必要とする市町村（消防本部）の被害状況に対して、都道府県内の消防力で対応可能か判断したか？ | □ |
| 6 | 自衛隊に対し、災害派遣要請を行ったか？<br>要請時刻　平成　年　月　日（　）　時　分<br>派遣場所<br>派遣規模<br>活動内容 | □ |
| 7 | 緊急消防援助隊の応援を必要とする市町村（消防本部）について、必要な隊の種別及び規模を確認したか？ | □ |
| 8 | 緊急消防援助隊の応援要請について、要請する隊の種別及び規模を検討しているか？ | □ |
| 9 | 緊急消防援助隊の応援要請について、知事（又は知事の委任を受けた者）の意思を確認したか？ | □ |
| 10 | 緊急消防援助隊の応援要請について、代表消防機関に連絡したか？ | □ |

| Ⅲ 調整本部の設置 | | チェック欄 |
|---|---|---|
| 1 | 緊急消防援助隊の要請時刻を確認したか？<br>要請時刻　平成　年　月　日（　）　時　分 | □ |
| 2 | 調整本部の設置時刻を確認したか？<br>設置時刻　平成　年　月　日（　）　時　分 | □ |
| 3 | 調整本部の設置に係る関係機関に、職員（本部員）の派遣を要請したか？ | □ |
| 4 | 都道府県災害対策本部及び消防庁に対し、調整本部設置の連絡をしたか？ | □ |
| 5 | 関係市町村及び消防本部に対し、緊急消防援助隊の要請及び調整本部の設置について連絡したか？　連絡時刻　時　分 | □ |
| 6 | 都道府県災害対策本部と被害状況等の情報を共有しているか？ | □ |
| 7 | 調整本部の本部員を確認したか？<br>本部長　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿　入室時刻　時　分 | □ |
| | 副本部長　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿　入室時刻　時　分 | □ |
| | 副本部長　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿　入室時刻　時　分 | □ |
| | 部内の職員　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿　入室時刻　時　分 | □ |
| | 代表消防機関　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿　入室時刻　時　分 | □ |
| | 被災地消防本部　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿　入室時刻　時　分 | □ |
| | 防災航空隊　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿　入室時刻　時　分 | □ |
| 8 | 都道府県災害対応本部の設置状況を確認をしたか？<br>本部名＿＿＿＿　設置時刻　時　分 | □ |
| 9 | 消防庁とのホットラインを確保したか（電話番号を伝達したか？）？ | □ |
| 10 | 消防庁に対し、緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式７）について連絡したか？ | □ |
| 11 | 関係機関の指揮者（責任者）を確認したか？<br>自衛隊　所属＿＿＿＿　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿ | □ |
| | 警察　所属＿＿＿＿　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿ | □ |
| | 海上保安庁　所属＿＿＿＿　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿ | □ |
| | DMAT　所属＿＿＿＿　職＿＿＿＿　氏名＿＿＿＿ | □ |

| Ⅳ 緊急消防援助隊の受入れ | | チェック欄 |
|---|---|---|
| 1 | 自都道府県の消防防災ヘリが情報収集に出動したことを確認したか？また、ヘリテレ等での映像伝送を確認したか？ | □ |
| 2 | 緊急消防援助隊の応援を必要とする市町村の災害対策本部の設置状況を確認したか？<br>市町村名＿＿＿＿＿＿ TEL＿＿＿＿＿＿ FAX＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 市町村名＿＿＿＿＿＿ TEL＿＿＿＿＿＿ FAX＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 市町村名＿＿＿＿＿＿ TEL＿＿＿＿＿＿ FAX＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 市町村名＿＿＿＿＿＿ TEL＿＿＿＿＿＿ FAX＿＿＿＿＿＿ | □ |
| 3 | 都道府県内応援隊の編成状況及び活動状況について確認したか？（応援実施状況について取りまとめているか。） | □ |
| 4 | ヘリポートは確保されているか？ | □ |
| 5 | 指揮支援部隊長の着陸場所を確保したか？また、消防庁へ連絡したか？ | □ |
| 6 | 指揮支援部隊長の調整本部への輸送手段を確保したか？ | □ |
| 7 | 指揮支援部隊長の着陸場所に県職員又は消防職員の派遣を指示したか？ | □ |
| 8 | 指揮支援部隊長の着陸場所に派遣された職員との連絡体制を確保したか？ | □ |
| 9 | 緊急消防援助隊として入る都道府県大隊名及び隊の規模は確認できているか？ | □ |
| 10 | 緊急消防援助隊として入る都道府県大隊の進出拠点について、消防庁と調整したか？<br>都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 進出拠点＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 進出拠点＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 進出拠点＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 進出拠点＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 進出拠点＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 進出拠点＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 進出拠点＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 進出拠点＿＿＿＿＿＿ | □ |
| 11 | 緊急消防援助隊として入る都道府県大隊の宿営場所について、消防庁と調整したか？（厳冬期、豪雨等の場合、宿営可能か考慮したか？）<br>都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 宿営場所＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 宿営場所＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 宿営場所＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 宿営場所＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 宿営場所＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 宿営場所＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 都道府県大隊名＿＿＿＿＿＿ 宿営場所＿＿＿＿＿＿ | □ |

| | | |
|---|---|---|
| 12 | 進出拠点に県職員又は消防職員の派遣を指示したか？ | □ |
| 13 | 進出拠点に派遣された職員との連絡体制を確保したか？ | □ |
| 14 | 進出拠点から宿営場所への案内について、具体的指示を行ったか？ | □ |
| 15 | 地元警察に対し、緊急消防援助隊の先導等を依頼したか？ | □ |
| 16 | 主要幹線道路（特に高速道路・自動車専用道路）はどこまで通行可能か？<br>道路名称＿＿＿＿＿＿ 通行可能区間＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 道路名称＿＿＿＿＿＿ 通行可能区間＿＿＿＿＿＿ | □ |
| | 道路名称＿＿＿＿＿＿ 通行可能区間＿＿＿＿＿＿ | □ |
| 17 | 災害時における燃料等の供給に関する協定に基づき、燃料補給体制を確保したか？ | □ |
| 18 | 災害時における重機派遣に関する協定に基づき、重機派遣体制を確保したか？ | □ |
| 19 | 災害時における物資調達に関する協定に基づき、物資調達体制を確保したか？ | □ |
| 20 | 都道府県内油業組合への燃料確保依頼など、燃料補給体制は確保されているか？ | □ |
| 21 | 被災地の被害状況を定期的に収集し、整理しているか？ | □ |
| 22 | 動態情報システム又は支援情報共有ツールを使用し、必要な情報提供をしているか？ | □ |
| 23 | 消防庁から送付される緊急消防援助隊連絡体制（要請要綱別記様式７）を把握しているか？ | □ |
| 24 | 指揮支援部隊長へ被害状況、応援隊の要請状況等を報告したか？ | □ |
| 25 | 都道府県内応援隊及び緊急消防援助隊の活動状況の取りまとめについて、指揮支援隊長（指揮支援本部）に指示したか？ | □ |
| 26 | 各都道府県大隊等の配備は適切か？ | □ |
| 27 | 緊急消防援助隊の増隊要請の有無について指揮支援隊長（指揮支援本部）に確認したか？ | □ |
| 28 | 交代する隊の派遣は必要か、指揮支援隊長（指揮支援本部）に確認したか？ | □ |
| 29 | 緊急消防援助隊の増隊要請の有無について検討したか？ | □ |
| 30 | 消防庁派遣職員の職・氏名等を確認したか？ | □ |

| Ⅴ 引揚げの検討 | | チェック欄 |
|---|---|---|
| 1 | 被災地における緊急消防援助隊の活動終了見込みについて、指揮支援部隊長及び消防庁派遣職員と協議したか？ | □ |
| 2 | 緊急消防援助隊の活動終了について、被災地消防本部の消防長と協議したか？ | □ |
| 3 | 市町村長の意思を確認したか？ | |
| 4 | 緊急消防援助隊の活動終了の見込みについて、都道府県災害対策本部及び政府現地対策本部等に協議したか？ | □ |
| 5 | 知事の意思を確認したか？ | □ |
| 6 | 引揚げ後の休憩施設について、都道府県大隊に周知したか？<br>※引揚げ後の休憩施設とは、引き揚げる都道府県隊が長距離の移動に備えて休憩するための施設を言い、被災地外に設けることが望ましい。なお、休憩施設については消防庁が調整する。 | □ |

別紙３

## 指 揮 系 統（基本計画に基づく場合）

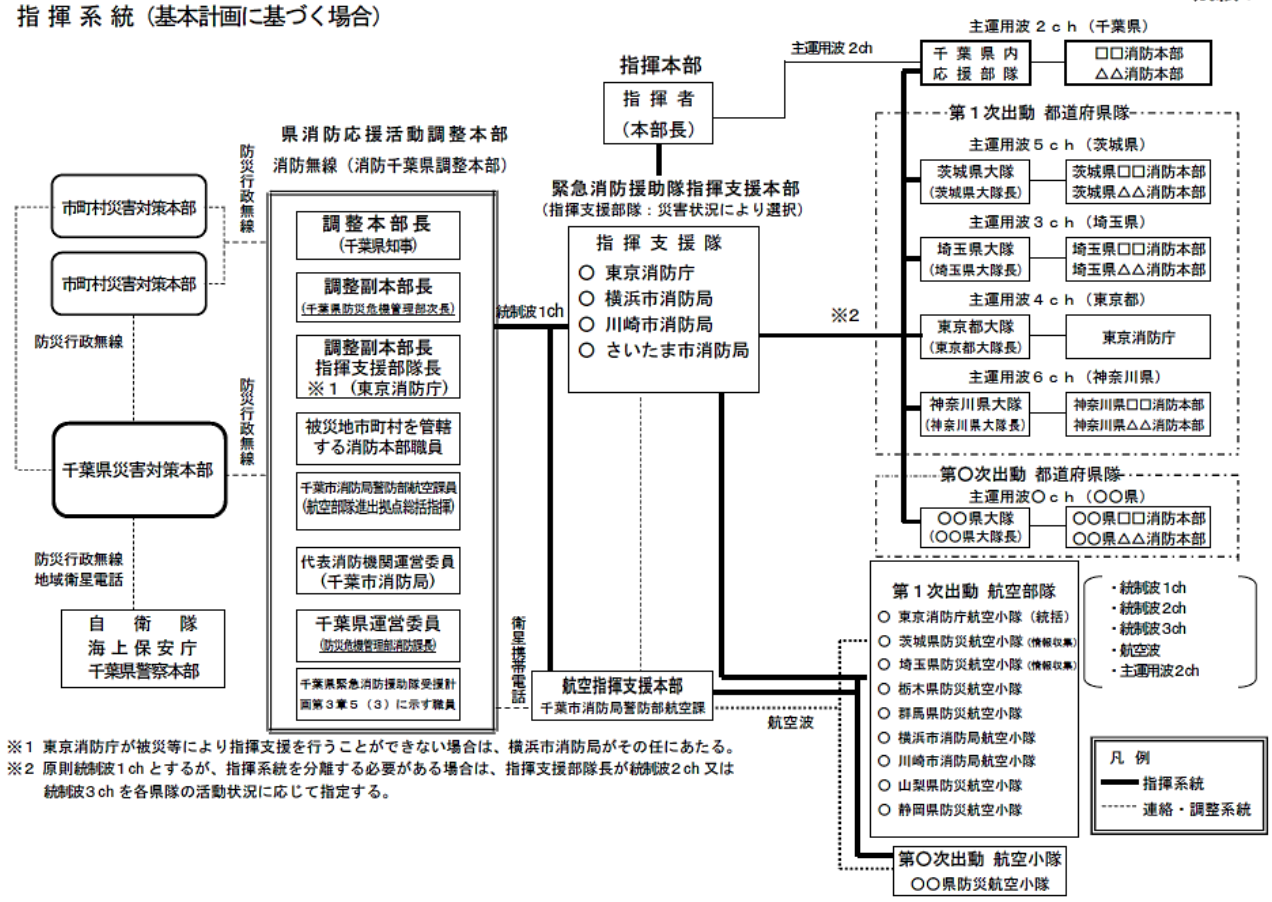


※１ 東京消防庁が被災等により指揮支援を行うことができない場合は、横浜市消防局がその任にあたる。
※２ 原則統制波１ch とするが、指揮系統を分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長が統制波２ch 又は統制波３ch を各県隊の活動状況に応じて指定する。

別紙４

## 指 揮 系 統（首都直下地震におけるアクションプランの場合）

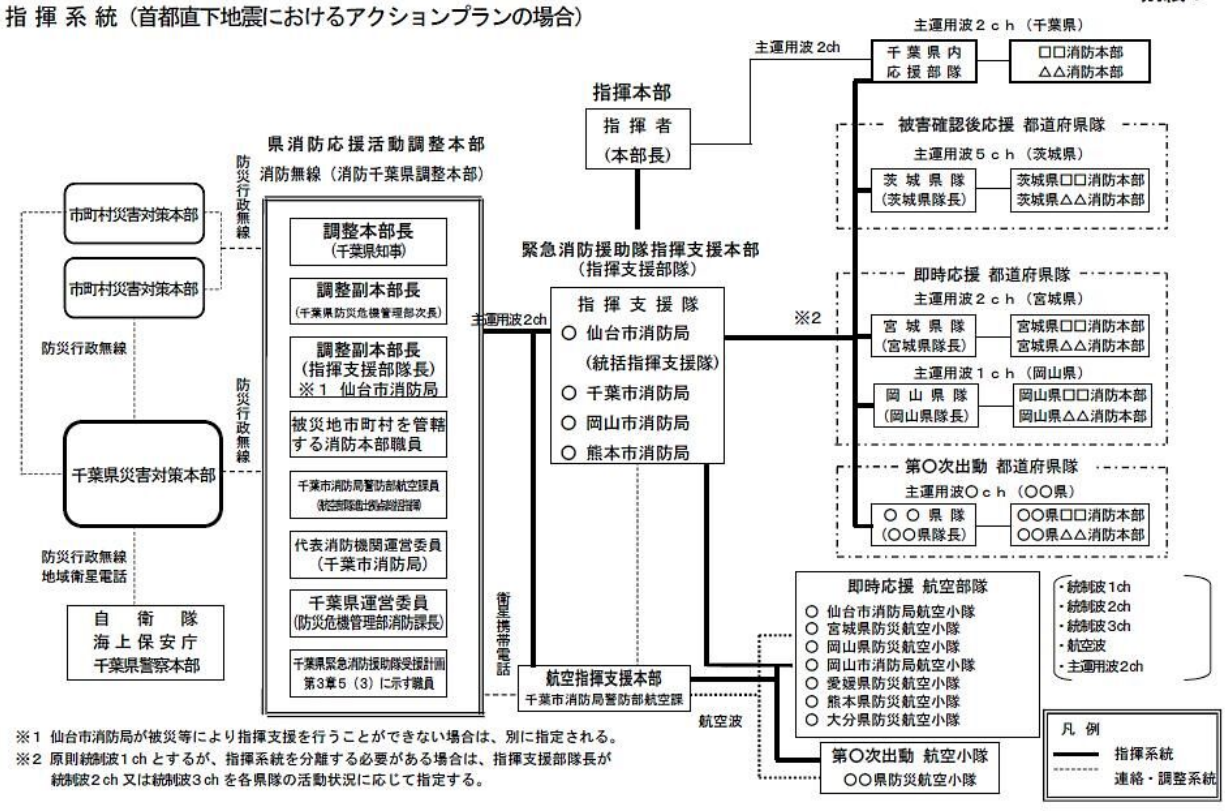


※１ 仙台市消防局が被災等により指揮支援を行うことができない場合は、別に指定される。
※２ 原則統制波１ch とするが、指揮系統を分離する必要がある場合は、指揮支援部隊長が統制波２ch 又は統制波３ch を各県隊の活動状況に応じて指定する。

# 緊急消防援助隊部隊移動系統図

○ 長官による部隊移動の求め又は指示

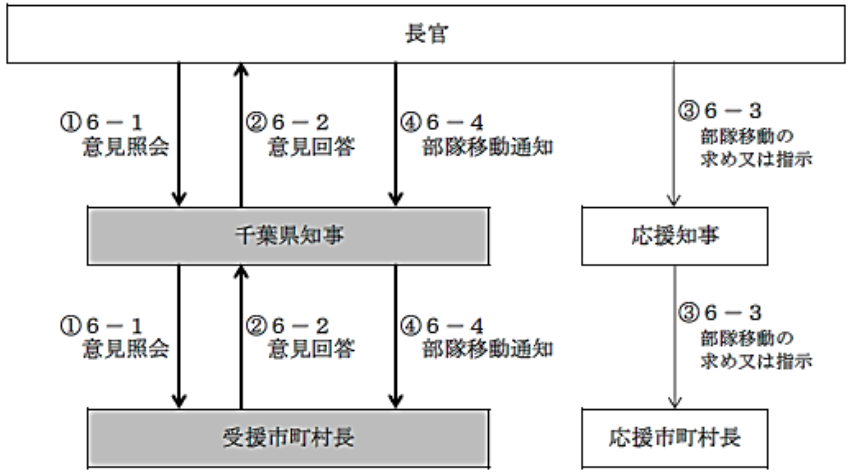


1 部隊移動に関する意見（照会）
① 要請要綱別記様式６－１　長官　→　千葉県知事・市町村長（受援）

2 部隊移動移動に関する意見（回答）
② 要請要綱別記様式６－２　千葉県知事・市町村長（受援）→　長官

3 部隊移動の求め又は指示
③ 要請要綱別記様式６－３　長官　→　知事・市町村長（応援）

4 部隊移動通知
④ 要請要綱別記様式６－４　長官　→　千葉県知事・市町村長（受援）





# 緊急消防援助隊部隊移動系統図

○ 千葉県知事による部隊移動の指示

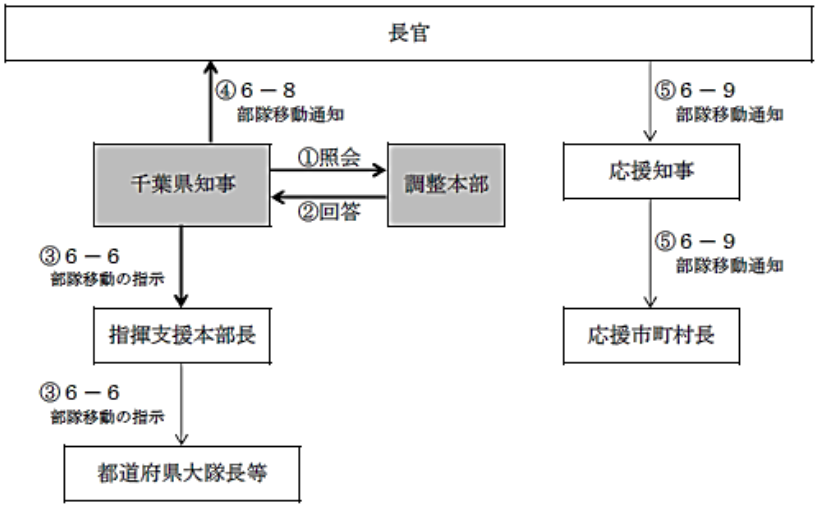


1 部隊移動に関する意見（照会）
① 千葉県知事→　調整本部

2 部隊移動移動に関する意見（回答）
② 調整本部　→　千葉県知事

3 部隊移動の指示
③ 要請要綱別記様式６－６
千葉県知事　→　指揮支援本部長・都道府県大隊長等

4 部隊移動通知
④ 要請要綱別記様式６－８　千葉県知事　→　長官
⑤ 要請要綱別記様式６－９　長官　→　知事・市町村長（応援）

※ 調整本部は、部隊移動の指示の内容を適切に記録しておくこと。
※ 調整本部は、部隊移動を行う場合は、千葉県災害対策本部に対して、移動先、規模、経路等を連絡し、道路啓開、先導等の所要の措置を要請すること。

別表１

## 用語の定義

| No. | 用語 | 内容 | 備考 |
|---|---|---|---|
| 1 | 法 | 「消防組織法（昭和22年12月23日法律第226号）」をいう。 | |
| 2 | 基本計画 | 「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画（平成16年2月6日消防震第9号）」をいう。 | |
| 3 | 要請要綱 | 「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年3月31日消防広第74号）」をいう。 | |
| 4 | 運用要綱 | 「緊急消防援助隊の運用に関する要綱（平成16年3月26日消防震第19号）」をいう。 | |
| 5 | アクションプラン | 基本計画第4章4に基づき、長官が別に定めた出動に係る計画。具体的には、「首都直下地震における緊急消防援助隊アクションプラン」、「南海トラフ地震における緊急消防援助隊アクションプラン」を指す。 | |
| 6 | 政令市等 | 東京都特別区及び政令指定都市をいう。 | |
| 7 | 応援等 | 災害が発生した市町村の消防の応援又は支援をいう。 | 法第44条第1項 |
| 8 | 応援都道府県 | 緊急消防援助隊を出動させる又は出動させた都道府県をいう。 | 運用要綱第2条(7) |
| 9 | 第一次出動都道府県 | 大規模災害又は特殊災害が発生した場合、原則として第一次的に応援出動する都道府県をいう。 | 基本計画<br>第4章2(1) |
| 10 | 出動準備都道府県 | 大規模災害又は特殊災害が発生したとの情報を得た場合、速やかに応援出動の準備を行う都道府県をいう。 | 基本計画<br>第4章2(2) |
| 11 | ブロック | 都道府県大隊の迅速な出動及び効果的な後方支援活動を図るため、都道府県内の消防本部をグループ分けしたものをいう。 | |
| 12 | 幹事消防本部 | ブロック内の緊急消防援助隊に係る連絡及び調整の取りまとめ行う消防本部をいう。 | |
| 13 | 後方支援本部 | 出動した部隊の円滑な後方支援を実施するため、応援都道府県に属する代表消防機関に設置する本部をいう。 | 運用要綱第13条 |
| 14 | 集結場所 | 都道府県大隊が、被災地へ向かう前に集結する都道府県内又はその周辺の場所をいう。 | 運用要綱第21条 |
| 15 | 進出拠点 | 緊急消防援助隊が被災地に進出するための目標とする拠点（一次的に集結する場所を含む。）をいう。 | 運用要綱第2条(15) |
| 16 | 受援都道府県 | 緊急消防援助隊による応援等を受ける又は受けた被災地の属する都道府県をいう。 | 要請要綱第2条(6) |
| 17 | 被災地 | 大規模災害又は特殊災害が発生した市町村をいう。 | 基本計画<br>第1章第2節 |
| 18 | 被災地消防本部 | 被災地を管轄する消防本部をいう。 | 運用要綱第2条(1) |
| 19 | 指揮本部 | 被災地消防本部の指揮本部をいう。 | 運用要綱第2条(2) |
| 20 | 指揮者 | 被災地の市町村長又はその委任を受けた消防長をいう。 | 基本計画<br>第2章第5節1(4) |
| 21 | 調整本部 | 被災地の応援等のため当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、被災地の属する都道府県知事が設置する消防応援活動調整本部をいう。 | 法第44条の2 |
| 22 | 指揮支援本部 | 被災地の消防本部及び消防団、都道府県内消防応援隊並びに緊急消防援助隊の活動調整、関係機関との活動調整、調整本部に対する報告等を行うため、指揮支援隊長を本部長として被災地に設置する本部をいう。 | 運用要綱第25条 |
| 23 | 指揮支援部隊 | 大規模災害又は特殊災害の発生に際し、ヘリコプター等で緊急に被災地に赴き、災害に関する情報を収集し、長官及び関係のある都道府県知事等に伝達するとともに、被災地における緊急消防援助隊に係る指揮が円滑に行われるように支援活動を行うことを任務とする部隊をいう。 | 基本計画<br>第2章第5節1(1) |
| 24 | 指揮支援部隊長 | 指揮支援部隊を統括し、被災地に係る都道府県災害対策本部長又は調整本部長を補佐し、及び指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。 | 基本計画<br>第2章第5節1(3) |
| 25 | 指揮支援隊長 | 被災地の指揮者を補佐し、及び指揮者の指揮を受け被災地における緊急消防援助隊の活動を管理することを任務とする者をいう。 | 基本計画<br>第2章第5節1(4) |
| 26 | 都道府県大隊本部 | 都道府県大隊の活動管理、後方支援等を行うため、都道府県大隊長が設置する本部をいう。 | 運用要綱第28条 |
| 27 | 都道府県大隊長 | 都道府県大隊を統括して被災地へ赴くとともに、指揮者の指揮の下、指揮支援隊長の管理を受け、被災地における都道府県大隊の活動を管理することを任務とする者をいう。 | 基本計画<br>第2章第2節3 |
| 28 | 都道府県大隊指揮隊 | 都道府県大隊長の任務を遂行するために設置され、指揮及び情報の収集伝達・通信等を任務とする隊をいう。 | 基本計画<br>第2章第4節1 |
| 29 | 統合機動部隊 | 大規模災害又は特殊災害の発生後、都道府県大隊長の指示を受けて、迅速に先遣出動し、後続する都道府県大隊の円滑な活動に資する情報の収集及び提供を行うとともに、被災地において消防活動を緊急に行うことを任務とする部隊をいう。 | 基本計画<br>第2章第5節2 |
| 30 | エネルギー・産業基盤災害即応部隊（ドラゴンハイパー・コマンドユニット） | 石油コンビナート、化学プラント等エネルギー・産業基盤の立地する地域における特殊災害に対し、高度かつ専門的な消防活動を迅速かつ的確に行うことを任務とする部隊をいう。 | 基本計画<br>第2章第5節3 |
| 31 | 迅速出動 | 法第44条に基づき、あらかじめ長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。 | 要請要綱第2条(14) |
| 32 | 陸上隊 | 航空小隊及び水上小隊以外の隊をいう。 | |
| 33 | 第一次編成陸上隊 | 迅速出動対象災害が発生した場合、統合機動部隊に引き続き、直ちに出動するために編成される隊をいう。 | |
| 34 | 第二次編成陸上隊 | 第一次編成陸上隊の後に編成される隊をいう。<br>比較的走行速度が遅い車両（後方支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊等）を含む。 | |
| 35 | NBC災害 | 次に掲げる災害の総称をいう。<br>・N災害とは、放射線物質若しくは放射線の異常な水準の放出又はおそれがある事故により生じる災害をいう。<br>・B災害とは、生物剤若しくは毒素の発散又はそのおそれがある事故により生ずる災害をいう。<br>・C災害とは、毒性物質若しくはこれと同等の毒性を有する物質の発散又はそのおそれがある事項により生ずる災害をいう。 | 運用要綱<br>第2条(12)～(14) |
| 36 | 部隊移動 | 法第44条の規定に基づく長官の措置の求め又は指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が都道府県をまたいで別の被災地へ出動すること、又は法第44条の3の規定に基づく都道府県知事の指示により、被災地において既に行動している緊急消防援助隊が当該都道府県内の別の被災地に出動することをいう。 | 要請要綱第2条(18) |
| 37 | 消防救急無線 | 消防救急デジタル無線をいう。 | |
| 38 | 千葉県大隊長等 | 千葉県大隊長、千葉県統合機動部隊長、千葉県エネルギー・産業基盤災害即応部隊長、千葉市消防局NBC災害即応部隊長、千葉県土砂・風水害機動支援部隊長及び各ブロック中隊長をいう。 | |

## 別表２

千葉県進出拠点に係る消防本部職員配置予定表

【陸上隊】　　R5.4.1 現在

| 方面別 | No. | ルート | 千葉県進出拠点 | 予定消防本部 | ＮＴＴ | 県防災行政無線 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 茨城県 | 1 | 常磐自動車道 | 守谷ＳＡ | 柏市消防局 | (電話)<br>昼間：04-7133-0117<br>夜間：04-7133-8793<br>(FAX)<br>昼間：04-7133-4000<br>夜間：04-7133-8795 | (電話)　606-721<br>(FAX)　606-722 |
| | 2 | 長豊橋～<br>国道 408 号線 | (成田市)<br>北羽鳥多目的広場 | 成田市消防本部 | (電話)　0476-20-1593<br>(FAX)　0476-24-4828 | (電話)　211-731<br>(FAX)　211-732 |
| 埼玉県<br>東京都<br>神奈川県 | 3 | 京葉道路 | 市川出口 | 市川市消防局 | (電話)　047-333-2118<br>(FAX)　047-335-8181 | (電話)　603-721<br>(FAX)　603-722 |
| | 4 | 首都高速道路<br>(湾岸線) | 浦安出口 | 浦安市消防本部 | (電話)　047-304-0119<br>(FAX)　047-352-3597 | (電話)　613-721<br>(FAX)　613-722 |
| | 5 | 国道<br>３５７号線 | 幕張メッセ<br>駐車場<br>Ｌブロック※ | 千葉市消防局 | (電話)<br>昼間:043-202-1612<br>夜間:043-223-1722<br>(FAX)<br>昼間:043-202-1654<br>夜間:043-202-1678 | (電話)<br>昼間:101-800-3111<br>夜間:101-800-3690<br>(FAX)<br>昼間:101-800-3109<br>夜間:101-800-3669 |
| | 6 | アクアライン | 海ほたるＰＡ | 木更津市消防本部 | (電話)<br>昼間：0438-23-9184<br>夜間：0438-22-0119<br>(FAX)<br>昼間：0438-23-9096<br>夜間：0438-22-0151 | (電話)　206-731<br>(FAX)　206-732 |

※　幕張メッセ駐車場Ｌブロックを選定する場合は、使用可否について
　平日 9:00～17:30　　㈱幕張メッセ 事業第二課　　043-296-0602
　上記以外　　㈱幕張メッセ 総合管理センター　　043-296-0531
　に確認すること。

【首都直下地震アクションプランに基づく場合】

| 方面別 | No. | ルート | 千葉県進出拠点 | 予定消防本部 | ＮＴＴ | 県防災行政無線 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 宮城県<br>茨城県 | 1 | 東関東自動車道 | 酒々井ＰＡ | 佐倉市消防本部<br>酒々井町消防団 | (電話)　043-481-1119<br>(FAX)　043-485-2310 | (電話)　625-721<br>(FAX)　625-722 |
| | 2 | 東関東自動車道 | 湾岸幕張ＰＡ | 千葉市消防局 | (電話)<br>昼間:043-202-1612<br>夜間:043-223-1722<br>(FAX)<br>昼間:043-202-1654<br>夜間:043-202-1678 | (電話)<br>昼間:101-800-3111<br>夜間:101-800-3690<br>(FAX)<br>昼間:101-800-3109<br>夜間:101-800-3669 |
| | 3 | 京葉道路 | 幕張ＰＡ | | | |
| | 4 | 国道<br>357 号線 | 幕張メッセ<br>駐車場<br>Ｌブロック※ | | | |
| 岡山県 | 5 | 館山自動車道 | 市原ＳＡ | 市原市消防局 | (電話)<br>昼間:0436-22-8117<br>夜間:0436-23-0119<br>(FAX) 0436-21-6874 | (電話)　219-731<br>(FAX)　219-732 |

※　幕張メッセ駐車場Ｌブロックを選定する場合は、使用可否について
　平日 9:00～17:30　　㈱幕張メッセ 事業第二課　　043-296-0602
　上記以外　　㈱幕張メッセ 総合管理センター　　043-296-0531
　に確認すること。

別表３

## 協定締結団体一覧

| 協定名 | 相手方 | 連絡先 | | 内容 |
|---|---|---|---|---|
| | | 電話 | ＦＡＸ | |
| 1　燃料調達要請関係 | | | | |
| 災害時における石油類燃料の供給に関する協定書 | 千葉県石油商業組合 | 043-246-5225 | 043-242-0172 | 公用車燃料、自家発電設備等に使用する石油類燃料の供給（ガソリン、灯油、軽油、重油等） |
| 2　物資等調達要請関係 | | | | |
| 災害時の救護活動に関する協定書 | 千葉県医薬品卸協同組合 | 043-236-7184 | 043-236-7008 | 医薬品等の確保・供給、集積所における医薬品等の管理、医薬品等の需給状況の情報把握・提供 |
| | (一社)千葉県製薬協会 | 043-274-3006 | 043-274-5636 | 救護所等で使用する医薬品等の確保・供給 |
| | (一社)日本産業・医療ガス協会 | 03-6400-4321 | 03-6400-4323 | 医療ガス等、資機材等の確保、供給及び安全確認 |
| 災害時の物資供給等に関する協定書 | イオンリテール㈱北関東カンパニー | 03-3296-7896 | 03-3296-7465 | 飲料品、食料品、日用生活品、その他県が指定する物資の提供 |
| | ㈱ローソン | 03-5435-2770 | 03-5759-6909 | |
| | ㈱セブンイレブン・ジャパン | 03-6238-3711 | 03-3261-2496 | |
| | ㈱サークルＫサンクス | 03-6220-9300 | 03(6220)9350 | |
| | ㈱ファミリーマート | 03-3989-6600 | 03-3981-2476 | |
| 災害時の食料供給等に関する協定書 | (特非)コメリ災害対策センター | 025-371-4185 | 025-371-4151 | 作業関係、日用品等、水関係、冷暖房機器、電気用品、トイレ関係等の提供 |
| 3　重機派遣要請関係 | | | | |
| 地震等大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定 | ㈳千葉県産業廃棄物協会 | 043-246-9581 | 043-248-0529 | 災害廃棄物の撤去、収集・運搬及び処分に係る協定 |
| 地震等大規模災害時における被災建物の解体撤去等に関する協定 | 千葉県解体工事業協同組合 | 043-202-5505 | 043-202-0500 | 災害廃棄物の撤去等に付随して必要となる被災した建物等の解体等に係る協定 |

別表４

無線通信運用体制

１使用無線一覧

| 対象範囲 | 使用無線チャンネル | 備考 |
|---|---|---|
| 関東本部<br>市町村災害対策本部<br>指揮本部 | 県防災行政無線 | |
| 関東本部<br>指揮本部<br>指揮支援本部<br>緊急消防援助隊各大隊本部<br>緊急消防援助隊各部隊の指揮隊 | 統制波1<br>(消防救急デジタル無線) | 【無線統制】指揮支援部隊長<br>※指揮支援部隊長は、被災地が複数に及び、指揮系統を複数に分離する必要がある場合は、統制波2又は統制波3のいずれかから使用波を指定する。 |
| 都道府県内応援隊各隊間 | 主運用波2<br>(消防救急デジタル無線)<br>※自都道府県に割り当てられた主運用波 | 【無線統制】都道府県内応援隊の代表者<br>※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。 |
| 緊急消防援助隊各隊間 | 主運用波2<br>(消防救急デジタル無線)<br>※各都道府県ごとに指定された主運用波 | 【無線統制】都道府県大隊長、都道府県各部隊の指揮隊長<br>※同一の主運用波を使用する緊急消防援助隊各大隊・各部隊が近接して活動し、無線が輻輳している場合は、指揮支援本部長に使用波の調整を依頼する。 |
| 各隊員相互 | 署活動用無線 | 緊急消防援助隊は、移動範囲を全国としている場合のみ使用可。 |

※　通信は、必要最小限度にとどめるものとする。

別表5

## 消防救急デジタル無線の共通波の設備整備状況

（R5.4.1現在）

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称<br>連絡先 | |
| 千葉市消防局 | 千葉県庁内<br>千葉市中央区市場町1-1<br>N　35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 銚子市消防本部 | 東庄中継所<br>香取郡東庄町大字宮野台1-59<br>N　35度 47分 55秒<br>E 140度 41分 18秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 市川市消防局 | 千葉県庁内<br>千葉市中央区市場町1-1<br>N　35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 船橋市消防局 | 千葉県庁内<br>千葉市中央区市場町1-1<br>N　35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 木更津市消防本部 | 鹿野山中継所<br>君津市鹿野山大字一本松461-1<br>N　35度 15分 16秒<br>E 139度 57分 32秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 松戸市消防局 | 松戸市消防局内<br>松戸市松戸新田114-5<br>N　35度 46分 54秒<br>E 139度 54分 59秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称<br>連絡先 | |
| 野田市消防本部 | 野田市役所内<br>野田市鶴奉7-1<br>N　35度 57分 19秒<br>E 139度 52分 28秒 | 5W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 成田市消防本部 | 成田中継所<br>成田市並木町字大久保台221-191<br>N　35度 44分 53秒<br>E 140度 18分 09秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 成田市消防本部大栄消防署下総分署内<br>成田市名木1055-1<br>N　35度 52分 36秒<br>E 140度 23分 34秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 小田山中継所<br>茨城県土浦市東城寺字割石国有林216林班ね小班<br>N　36度 09分 58秒<br>E 140度 07分 51秒 | 5W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | バックアップ回線のため通常時選択不可 |
| 旭市消防本部 | 東庄中継所<br>香取郡東庄町大字宮野台1-59<br>N　35度 47分 55秒<br>E 140度 41分 18秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 海匝土木事務所内<br>匝瑳市八日市場イ1999<br>N　35度 42分 05秒<br>E 140度 32分 38秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称<br>連絡先 | |
| 習志野市消防本部 | 千葉県庁内<br><br>千葉市中央区市場町1-1<br>N　35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 柏市消防局 | 柏市消防局内<br><br>柏市松葉町7-16-7<br>N　35度 53分 14秒<br>E 139度 57分 46秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 小田山中継所<br><br>茨城県土浦市東城寺字割石国有林216林班ね小班<br>N　36度 09分 58秒<br>E 140度 07分 51秒 | 5W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | バックアップ回線のため通常時選択不可 |
| 市原市消防局 | 千葉県庁内<br><br>千葉市中央区市場町1-1<br>N　35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 石尊山中継所<br><br>夷隅郡大多喜町筒森字鹿野1536-2<br>N　35度 12分 54秒<br>E 140度 08分 47秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 流山市消防本部 | 松戸市消防局内<br><br>松戸市松戸新田114-5<br>N　35度 46分 54秒<br>E 139度 54分 59秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称<br>連絡先 | |
| 八千代市消防本部 | 千葉県庁内<br><br>千葉市中央区市場町1-1<br>N　35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 我孫子市消防本部 | 柏市消防局内<br><br>柏市松葉町7-16-7<br>N　35度 53分 14秒<br>E 139度 57分 46秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 小田山中継所<br><br>茨城県土浦市東城寺字割石国有林216林班ね小班<br>N　36度 09分 58秒<br>E 140度 07分 51秒 | 5W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | バックアップ回線のため通常時選択不可 |
| 鎌ケ谷市消防本部 | 松戸市消防局内<br><br>松戸市松戸新田114-5<br>N　35度 46分 54秒<br>E 139度 54分 59秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 君津市消防本部 | 石尊山中継所<br><br>夷隅郡大多喜町筒森字鹿野1536-2<br>N　35度 12分 54秒<br>E 140度 08分 47秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 鹿野山中継所<br><br>君津市鹿野山大字一本松461-1<br>N　35度 15分 16秒<br>E 139度 57分 32秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称 連絡先 | |
| 富津市消防本部 | 鹿野山中継所<br>君津市鹿野山大字一本松461-1<br>N 35度 15分 16秒<br>E 139度 57分 32秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 浦安市消防本部 | 千葉県庁内<br>千葉市中央区市場町1-1<br>N 35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 四街道市消防本部 | 千葉県庁内<br>千葉市中央区市場町1-1<br>N 35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 袖ケ浦市消防本部 | 鹿野山中継所<br>君津市鹿野山大字一本松461-1<br>N 35度 15分 16秒<br>E 139度 57分 32秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 富里市消防本部 | 成田中継所<br>成田市並木町字大久保台221-191<br>N 35度 44分 53秒<br>E 140度 18分 09秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 小田山中継所<br>茨城県土浦市東城寺字割石国有林216林班ね小班<br>N 36度 09分 58秒<br>E 140度 07分 51秒 | 5W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | バックアップ回線のため通常時選択不可 |

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称 連絡先 | |
| 栄町消防本部 | 成田中継所<br>成田市並木町字大久保台221-191<br>N 35度 44分 53秒<br>E 140度 18分 09秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 小田山中継所<br>茨城県土浦市東城寺字割石国有林216林班ね小班<br>N 36度 09分 58秒<br>E 140度 07分 51秒 | 5W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | バックアップ回線のため通常時選択不可 |
| 安房郡市広域市町村圏組合消防本部 | 安房中継所<br>館山市南条字南条山内野749-11<br>N 34度 56分 56秒<br>E 139度 53分 56秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | 山間部等で一部不感地域あり |
| | 清澄山中継所<br>鴨川市清澄字飛越321-8<br>N 35度 09分 48秒<br>E 140度 09分 19秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | 山間部等で一部不感地域あり |
| | 富山中継所<br>南房総市合戸字奥澤292<br>N 35度 05分 56秒<br>E 139度 52分 52秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | 山間部等で一部不感地域あり |
| 長生郡市広域市町村圏組合消防本部 | 長生合同庁舎内<br>茂原市茂原1102-1<br>N 35度 25分 35秒<br>E 140度 17分 12秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | 山間部等で一部不感地帯あり |

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称 連絡先 | |
| 匝瑳市横芝光町消防組合消防本部 | 海匝土木事務所内<br><br>匝瑳市八日市場イ1999<br>N 35度 42分 05秒<br>E 140度 32分 38秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 山武郡市広域行政組合消防本部 | 海匝土木事務所内<br><br>匝瑳市八日市場イ1999<br>N 35度 42分 05秒<br>E 140度 32分 38秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 長生合同庁舎内<br><br>茂原市茂原1102-1<br>N 35度 25分 35秒<br>E 140度 17分 12秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 香取広域市町村圏事務組合消防本部 | 成田市消防本部大栄消防署下総分署内<br><br>成田市名木1055-1<br>N 35度 52分 36秒<br>E 140度 23分 34秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 東庄中継所<br><br>香取郡東庄町大字宮野台1-59<br>N 35度 47分 55秒<br>E 140度 41分 18秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称 連絡先 | |
| 佐倉市八街市酒々井町消防組合消防本部 | 千葉県庁内<br><br>千葉市中央区市場町1-1<br>N 35度 36分 18秒<br>E 140度 07分 25秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 成田市消防本部大栄消防署下総分署内<br><br>成田市名木1055-1<br>N 35度 52分 36秒<br>E 140度 23分 34秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| 印西地区消防組合消防本部 | 成田中継所<br><br>成田市並木町字大久保台221-191<br>N 35度 44分 53秒<br>E 140度 18分 09秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 柏市消防局内<br><br>柏市松葉町7-16-7<br>N 35度 53分 14秒<br>E 139度 57分 46秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 小田山中継所<br><br>茨城県土浦市東城寺字割石国有林216林班ね小班<br>N 36度 09分 58秒<br>E 140度 07分 51秒 | 5W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、3波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | バックアップ回線のため通常時選択不可 |

| 消防本部名 | 基地局名称・住所・座標 | 送信出力 | 統制波の切替方式 | 基地局折り返し機能の起動方法 | 当該基地局を直接遠隔操作できる場所・連絡先 | 調整本部接続機能 | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 直接接続の可否 | 指令センター経由での接続 | 指令センター名称<br>連絡先 | |
| 夷隅郡市広域市町村圏事務組合消防本部 | 清澄山中継所<br><br>鴨川市清澄字飛越321-8<br>N　35度 09分 48秒<br>E 140度 09分 19秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、３波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 水産情報通信センター内<br><br>鴨川市清澄字飛越321-8<br>N　35度 09分 48秒<br>E 140度 09分 19秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、３波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |
| | 石尊山中継所<br><br>夷隅郡大多喜町筒森字霞野1536-2<br>N　35度 12分 54秒<br>E 140度 08分 47秒 | 20W | 各遠隔操作器に統制波を割り当てることで、３波同時受信/送信が可能 | 上位系装置（指令系装置、遠隔制御器等）が共通波で通信を行ったときのみ、折り返し機能が10秒間起動 | ・調整本部（千葉県庁内）<br>・ちば消防共同指令センター<br>・ちば北西部消防指令センター<br>・全消防本部 | ○ | × | | |

別表6

## 署活動用無線周波数一覧

○：通常使用している無線周波数　●：実装しているが使用していない無線周波数　（R5.4.1現在）

| ブロック | 消防本部名 | 周波数名称 G1 | G2 | G3 | G4 | G5 | G6 | G7 | G8 | G9 | G10 | G11 | G12 | G13 | G14 | G15 | G16 | G17 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 第1ブロック | 千葉市消防局 | | ○ | | ○ | | | | | ○ | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| | 船橋市消防局 | ● | ○ | ● | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 習志野市消防本部 | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● |
| | 市原市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ○ | ● | ● |
| | 八千代市消防本部 | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| 第2ブロック | 銚子市消防本部 | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● |
| | 成田市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ○ |
| | 旭市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 四街道市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | 富里市消防本部 | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 栄町消防本部 | | | | | | | | | | | | | ○ | | ○ | | |
| | 香取広域(組) | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ○ | | ● | ● | |
| | 匝瑳市横芝光町(組) | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | |
| | 佐倉市八街市酒々井町(組) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | |
| | 印西地区(組) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 第3ブロック | 木更津市消防本部 | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | |
| | 君津市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | |
| | 富津市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ○ | | ● | ● | |
| | 袖ケ浦市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | |
| | 安房郡市広域(組) | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 長生郡市広域(組) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 山武郡市広域(組) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| | 夷隅郡市広域(組) | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | |
| 第4ブロック | 市川市消防局 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● |
| | 松戸市消防局 | ○ | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 野田市消防本部 | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 柏市消防局 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● |
| | 流山市消防本部 | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ○ | ● | ● | ● | ● |
| | 我孫子市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| | 鎌ケ谷市消防本部 | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ● | ○ | ● | ○ | ● | ○ |
| | 浦安市消防本部 | ● | | | | | | | | | | | | ● | | ○ | | |

※：指揮者又は災害現場の管轄消防署長は、必要に応じて緊急消防援助隊各大隊・各部隊の隊長と使用する周波数の調整を行う。

# 資料－３－７　大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱

１　目的

この要綱は、消防組織法（昭和２２年法律第２２６号。以下「法」という。）、緊急消防援助隊に関する政令（平成１５年政令第３７９号）、「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画」（平成１６年２月６日付け消防震第９号。以下「基本計画」という。）、「緊急消防援助隊運用要綱」（平成１６年３月２６日付け消防震第１９号。以下「運用要綱」という。）及び「緊急消防援助隊の編成及び施設の整備等に係る基本的な事項に関する計画に沿った緊急消防援助隊の登録についての協力等について」（平成１６年２月６日付け消防震第１０号。以下「長官通知」という。）に定めるもののほか、緊急消防援助隊が被災地に迅速に出動する体制について、必要な事項を定めることを目的とする。

２　用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 「迅速出動」とは、法第４４条に基づき、あらかじめ消防庁長官と都道府県知事及び市町村長の間で一定の条件付きの緊急消防援助隊の出動等に関する措置要求等の準備行為を行っておき、災害等の規模が該当条件を満たした場合に当該措置要求を行い、これに応じて出動することをいう。

(2) 「震央管轄都道府県」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の当該地震の震央が存する都道府県をいう。

(3) 「震央管轄消防機関」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の当該地震の震央が存する市町村を管轄する消防機関をいう。

(4) 「最大震度都道府県」とは、この要綱に定める各区分に該当する地震が発生した場合の最大震度を計測した都道府県をいう。

(5) 「アクションプラン」とは、基本計画第２章第３節３に基づき、消防庁長官が別に定めた出動に係る計画をいう。

(6) 「陸上部隊」とは、都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊、救急部隊、後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊をいう。

(7) 「陸上部隊先遣隊」とは、地震発生直後に直ちに出動して、[illegible]期の緊急消防援助隊活動を行う陸上部隊をいう。

(8) 「情報収集航空部隊」とは、ヘリコプターテレビ電送システムを活用した情報収集活動を行う航空部隊をいう。

(9) 「救助・救急航空部隊」とは、救助用資機材、救急用資機材を活用した救助・救急活動を行う航空部隊をいう。

３　対象災害及び適用基準

迅速出動の対象とする災害は地震災害とし、震央管轄都道府県内の市町村の応援等に関して、次の各号に掲げる区分により適用する。

なお、震央管轄都道府県以外の市町村の応援等に関しては、運用要綱による。

(1) 区分Ⅰ

最大震度７（東京都特別区は６強以上）の地震災害が発生した場合

(2) 区分Ⅱ

最大震度６強（東京都特別区は６弱）の地震災害が発生した場合

(3) 区分Ⅲ

ア　最大震度６弱（東京都特別区は５強）の地震災害が発生した場合

イ　津波警報（大津波）が発令された場合

４　迅速出動に係る措置要求の内容

迅速出動の各区分に係る措置要求の内容は、次の各号によるものとする。（「区分Ⅰ」及び「区分Ⅱ」に係る要請文については別記様式のとおり）

なお、消防庁長官は、災害状況等により必要があると認められる場合は、速やかに応援部隊の増強等を要請するものとする。

(1) 区分Ⅰ

発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊（第１次出動航空部隊を含む。以下同じ。）及び出動準備都道府県隊（出動準備航空部隊を含む。以下同じ。）に緊急消防援助隊の出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。

(2) 区分Ⅱ

発災後直ちに、震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求めるとともに、別表に基づき、各部隊に出動の要請を行う。

(3) 区分Ⅲ

発災後又は津波警報発令後、直ちに震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に出動の準備を求める。その後、状況に応じ消防庁長官が出動要請等を行うものとする。

(4) 適用除外

ア　震央管轄都道府県に対応する第１次出動都道府県隊が、被災等により迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、当該都道府県は、速やかに消防庁にその旨を報告するものとする。この場合、消防庁長官は、必要と認められる場合、出動準備都道府県隊に出動要請等を行うものとする。

イ　震央が海域の場合、最大震度都道府県に対応する指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、「区分Ⅰ」・「区分Ⅱ」のいずれの場合も出動準備のみ求めるものとし、その後、必要と認められる場合、消防庁長官が出動要請等を行うものとする。

ウ「区分Ⅲイ」の場合、当該警報が発令された都道府県に対応する、指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊が出動準備を行うものとする。

(5) 航空部隊の出動に関する留意事項

ア　情報収集航空部隊が迅速出動の求めに応ずることができない場合、その代替出動を行う航空部隊として、あらかじめ代替出動のための順位を付した航空部隊の中から、高順位のものに順次、情報収集航空部隊として出動要請等を行うものとする。

なお、当該順位については、長官通知に掲げる別表第１及び別表第２によるものとする。

イ「区分Ⅰ」において、情報収集航空部隊の代替出動のための順位を付された航空部隊が代替出動の必要がない場合は、救助・救急航空部隊として当該隊に対して出動要請等を行うものとする。

５　出動準備の解除又は出動の中止

震央が無人島、原野等で、明らかに人的・住家被害等がないと認められる場合、消防庁長官は、指揮支援部隊、第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、出動準備の解除又は出動の中止を

連絡するものとする。

６　緊急消防援助隊の出動先

緊急消防援助隊の各部隊の出動先（進出拠点を兼ねる。）は、原則として、次のとおりとする。

(1) 指揮支援部隊

ア　指揮支援部隊長

震央管轄都道府県の都道府県庁舎とする。

イ　指揮支援隊長

消防庁又は震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部が連絡する消防機関の消防本部の庁舎（消防本部を置かない町村にあっては、町村役場。以下同じ。）とする。

(2) 陸上部隊

震央管轄消防機関の消防本部の庁舎とする。

(3) 航空部隊

震央管轄都道府県又は震央管轄消防機関の航空隊基地等とする。

(4) 水上部隊

消防庁から別途連絡する場所とする。

７　出動先の変更等

(1) 出動途上において、被害状況等により、出動先の変更又は応援部隊規模の縮小等の必要があると認められる場合は、消防庁長官が震央管轄都道府県の消防応援活動調整本部と調整の上、指揮支援部隊長、指揮支援隊長及び都道府県隊長に連絡するものとする。

(2) 震央管轄都道府県は、被災地又はその隣接する市町村に原子力施設等を有する場合には、当該第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊に対して、当該原子力施設等における被害状況等、緊急消防援助隊の安全管理上必要な情報について、速やかに提供するものとする。また、当該第１次出動都道府県隊及び出動準備都道府県隊は当該安全管理上必要な情報を確認し、必要な装備等を準備した後、出動するものとする。

８　出動可能隊数等の報告

都道府県は、当該都道府県隊が迅速出動により出動（出動準備を含む。）する場合は、速やかに当該出動する予定の緊急消防援助隊の部隊数等（運用要綱第９条第１項に基づく出場可能隊数を含む。）を消防庁に報告すること。

なお、既に出動した場合は、当該出動した緊急消防援助隊の部隊数等を消防庁に報告すること。

９　陸上部隊先遣隊の編成と任務

(1) 編成

都道府県隊指揮隊１隊、消火部隊１隊、救助部隊１隊、救急部隊１隊、後方支援部隊１隊

(2) 任務

ア　被災地への進出経路の確認

イ　被害状況等の情報収集

ウ　緊急消防援助隊受入れ等の震央管轄消防機関との連絡調整

エ　初期の消火・救助・救急活動

オ　航空隊の支援活動

10　アクションプランへの対応

アクションプランを適用する地震が発生した場合は、消防庁から関係都道府県等に対して速やかに連絡を行い、本要綱にかかわらず、当該アクションプランに基づき、緊急消防援助隊の運用を行うものとする。

11　応援等実施計画

都道府県知事は、迅速出動に関する必要な事項を都道府県隊応援等実施計画に定めるものとする。

(1) 陸上部隊の編成

ア　陸上部隊を、陸上部隊先遣隊、第一次編成陸上部隊、第二次編成陸上部隊等（以下「第一次編成陸上部隊等」という。）の中隊に分けて編成すること。

イ　陸上部隊先遣隊は、原則として、代表消防機関等の一つの消防機関で編成することとする。ただし、実情に応じて、代表消防機関代行消防機関等と分担して編成することも考慮すること。

ウ　第一次編成陸上部隊として、地震発生後、直ちに出動可能な都道府県隊指揮隊、消火部隊、救助部隊及び救急部隊等をあらかじめ指定しておくこと。

エ　第一次編成陸上部隊以降編成される第二次編成陸上部隊等は、車両の走行速度や自己管轄内消防力確保のための職員参集等の状況を踏まえ指定すること。

オ　第一次編成陸上部隊等を編成する場合、各部隊には各中隊長等を指定しておくこと。

カ　第一次編成陸上部隊等を指定する場合、実情に応じて次の事項を考慮すること。

(ｱ) 第一次編成陸上部隊等の指定にあたっては、当番制等明確な基準により定めておくこと。

(ｲ) 後方支援部隊、特殊災害部隊及び特殊装備部隊は、比較的走行速度が遅いことから、当該第二次編成陸上部隊等とすること。

(2) 航空部隊の任務等

各航空部隊は、情報収集等各任務に応じた必要資機材及び搭乗人員等に関する事項について定めておくこと。

(3) 出動方法

出動方法について、実情に応じて次の事項を考慮して定めること。

ア　応援先都道府県に応じて集結場所を指定すること。

イ　都道府県内をブロックに分けるとともに、集結完了したブロックごとの部隊ごとに適宜出動すること。

12　受援計画

都道府県知事は、迅速出動に関する必要な事項を、受援計画に定めるものとする。

(1) 消防応援活動調整本部の早期設置に関すること。

(2) 出動先の変更等に係る消防庁、代表消防機関、震央管轄消防機関等との連絡調整に関すること。

(3) 緊急消防援助隊の早期受け入れに係る関係機関との連絡調整に関すること。

(4) 緊急消防援助隊の安全管理に係る情報の提供に関すること。

(5) その他必要な事項に関すること。

13　その他

その他緊急消防援助隊の迅速出動について必要な事項は、応急対策室長が別に定める。

附則

この要綱は、平成２０年７月１４日から施行する。

（ただし、陸上部隊については「消防法及び消防組織法の一部を改正する法律」（平成２０年５月２８日法律第４１号）の施行日）

別　表

大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に係る措置要求の内容

<table>
<tr><th>区分</th><th>指揮支援部隊</th><th>陸上部隊</th><th>航空部隊</th><th>水上部隊</th></tr>
<tr><td>【Ⅰ】<br>最大震度７<br>（東京都特別区は６強）</td><td>全ての指揮支援隊</td><td>第１次出動都道府県隊（４都道府県）の出動可能な全隊</td><td>第１次出動航空部隊<br>（情報収集航空部隊：２隊<br>救助・救急航空部隊：２隊以上）</td><td rowspan="2">消防庁長官の要請による</td></tr>
<tr><td>【Ⅱ】<br>最大震度６強<br>（東京都特別区は６弱）</td><td>指揮支援部隊長の属する指揮支援隊</td><td>第１次出動都道府県隊（４都道府県）の陸上部隊先遣隊</td><td>第１次出動航空部隊のうち、情報収集航空部隊２隊</td></tr>
<tr><td>【Ⅲ】<br>ア　最大震度６弱<br>（東京都特別区は５強）<br>イ　津波警報（大津波）</td><td colspan="4">消防庁長官の要請による</td></tr>
</table>

別記様式

# 緊急消防援助隊の出動の求め

平成　　年　　月　　日

都道府県知事
市 町 村 長　殿

消 防 庁 長 官

緊急消防援助隊の出動の求め

災害の規模等が「大規模地震における緊急消防援助隊の迅速出動に関する実施要綱」（平成20年7月1日消防応第104号消防庁次長通知）（以下、「実施要綱」という。）に定める条件に該当したとき、消防組織法第44条第2項及び4項の規定に基づき、下記のとおり緊急消防援助隊の出動を求めます。

1　出動市町村及び出場先

①　出動市町村
**震央の位置する市町村**

②　出動先
**実施要綱に定める出動先**

2　出動を求める部隊

| 区分 | 指揮支援部隊 | 陸上部隊 | 航空部隊 | 水上部隊 |
|---|---|---|---|---|
| 【Ⅰ】<br>最大震度7<br>（東京都特別区は6強） | 震央管轄都道府県に対応する全ての指揮支援隊（原則ヘリコプター活用） | 震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県隊（4都道府県）の出動可能な全隊 | 震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空部隊<br>（情報収集航空部隊：2隊<br>救助・救急航空部隊：2隊以上） | 消防庁長官の要請に基づき出動 |
| 【Ⅱ】<br>最大震度6強<br>（東京都特別区は6弱） | 震央管轄都道府県に対応する指揮支援部隊長の属する指揮支援隊（原則ヘリコプター活用） | 震央管轄都道府県に対応する第1次出動都道府県隊（4都道府県）から陸上部隊先遣隊として、<br>①　都道府県隊指揮<br>②　救助部隊<br>③　救急部隊<br>④　消火部隊<br>⑤　後方支援部隊<br>の各1隊 | 震央管轄都道府県に対応する第1次出動航空部隊のうち、情報収集航空部隊2隊 | |

3　出動を求めた日時　　**当該地震が発生した日時**

4　その他　　①　出動した場合には、出動日時、出動部隊の種別及び人数を報告してください。
②　被災等により、迅速出動の求めの全て又は一部に応ずることができない場合、都道府県は速やかに消防庁にその旨を報告してください。

問い合わせ先　：　消防庁応急対策室　広域応援班
消防防災無線電話　（アクセスNo.）＋7860～7862　　電　話　03－5253－7527
消防防災無線FAX　（アクセスNo.）＋7789　　FAX　03－5253－7537

## 資料－３－８　ヘリコプター臨時離発着場適地一覧

| 離発着場名称 | 所在地 | | 施設管理者又は占有者 | 広さ | | 最寄消防署から | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 地名・地番 | 座標 | | 巾×長さ(m) | 区分 | | |
| 市制記念公園 | 初富924-6 | N:35,46,47<br>E:140,00,32 | 市長 | 120×120 | 大 | 1,000(m) | 広域避難場所 |
| 陸上競技場 | 初富924-283 | N:35,46,41<br>E:140,00,54 | 市長 | 185×125 | 大 | 2,000(m) | 避難所隣接 |
| 第三中学校 | 粟野450 | N:35,46,54<br>E:139,59,58 | 学校長 | 110× 75 | 中 | 1,500(m) | 避難所隣接 |
| 第四中学校 | 中沢1024-1 | N:35,45,38<br>E:139,58,59 | 学校長 | 110× 70 | 中 | 4,000(m) | 避難所隣接 |
| 第五中学校 | 初富806-262 | N:35,46,37<br>E:140,01,29 | 学校長 | 150× 95 | 中 | 3,000(m) | 避難所隣接 |
| 鎌ヶ谷高等学校 | 東道野辺1-4-1 | N:35,45,15<br>E:139,59,52 | 学校長 | 280×150 | 大 | 3,000(m) | 広域避難場所<br>避難所隣接 |
| 鎌ヶ谷西高等学校 | 初富284-7 | N:35,47,09<br>E:139,59,30 | 学校長 | 105× 60 | 中 | 1,000(m) | 広域避難場所<br>避難所隣接 |

# 資料－３－９　医療機関・後方医療施設等一覧

■医科（診療科目）　（令和７年４月時点）

| 医療機関名 | 診療科目 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 東邦鎌谷病院 | 内、耳、胃、循、外、整、眼、リハ、婦、呼、麻、皮、泌、消内、消外、形、放、精内、脳 | 粟野 594 | 445-6411 |
| 秋元病院 | 精、神、心内、内、整、リ、皮、歯 | 初富 808-54 | 446-8100 |
| 第２北総病院 | 整、内、外、リハ、形成外、消内、小 | 初富 803 | 445-5552 |
| 初富保健病院 | 内、リハ、眼、整、皮、泌、脳、脳内、循内、緩和ケア | 初富 114 | 442-0811 |
| 白戸眼科 | 眼、小、内 | 初富 924-1844 | 445-8001 |
| 宇野眼科 | 眼 | 富岡 1-6-5(1F) | 445-6767 |
| かまがや河野皮膚科 | 皮 | 富岡 1-6-5(2F) | 445-9888 |
| つばさクリニック | 精、心内 | 富岡 1-6-5(2F) | 404-7989 |
| 石川整形外科クリニック | 整、リハ、皮 | 道野辺中央 2-5-16 | 441-8818 |
| 畑医院 | 小 | 道野辺中央 5-1-74 | 443-4051 |
| 青い鳥こどもクリニック | 小、アレルギー | 南鎌ケ谷 1-5-24 | 441-5457 |
| いそのクリニック | 内、外 | 南鎌ケ谷 1-5-27 | 498-5500 |
| みちのべクリニック | 内、外、胃、肛 | 東道野辺 4-1-38 | 446-5957 |
| 飯ケ谷内科クリニック | 内、腎内、糖内、神内 | 東道野辺 5-19-15 | 445-8881 |
| 大石内科胃腸科医院 | 内、胃、肛、小 | 東初富 6-7-16(1F) | 498-5700 |
| さらしな耳鼻咽喉科クリニック | 耳 | 東初富 6-7-16(2F) | 443-3346 |
| 鎌ケ谷第一クリニック | 内、透 | 東初富 6-9-47 | 441-7730 |
| 鎌ケ谷整形外科・内科 | 整、内 | 南初富 6-5-14 | 444-2236 |
| まるやま眼科 | 眼 | 丸山 1-2-14 | 441-5633 |

| 医療機関名 | 診療科目 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 新鎌ケ谷駅前クリニック | 内、心内、漢内、アレルギー | 新鎌ケ谷 1-17-2-2Ｆ | 441-3336 |
| のむらファミリークリニック | 内、消内、胃 | 新鎌ケ谷 1-18-5　ディアヴェルジュ（1Ｆ） | 401-3611 |
| 新鎌ケ谷耳鼻咽喉科 | 耳、アレルギー | 新鎌ケ谷 1-18-5　ディアヴェルジュ（2Ｆ） | 441-3387 |
| 新鎌ケ谷皮ふ科 | 皮、小皮、美皮 | 新鎌ケ谷 1-18-5 ディアヴェルジュ（2Ｆ） | 407-1601 |
| 新鎌ケ谷眼科 | 眼 | 新鎌ケ谷 2-12-1　2Ｆ | 404-4111 |
| アクロスモール新鎌ケ谷クリニック | 内、泌 | 新鎌ケ谷 2-12-1　3Ｆ | 401-1171 |
| 鎌ケ谷山下眼科 | 眼 | 鎌ケ谷 1-6-49(2F) | 444-6979 |
| 大仏整形外科 | 整 | 鎌ケ谷 1-5-56 | 442-0281 |
| 長谷川皮フ科 | 皮 | 鎌ケ谷 1-6-49(1F) | 445-4112 |
| 原沢外科内科整形外科 | 外、内、整 | 鎌ケ谷 3-3-45 | 443-8226 |
| まこと医院 | 内、整、皮、呼、消、循、神経内、眼、他 | 東道野辺 5-9-28 | 489-1899 |
| 片桐内科医院 | 内、小、循、呼、神経内 | 道野辺 1051-1 | 446-2000 |
| 道野辺診療所 | 内、外、整、皮 | 道野辺 226-1 | 446-3307 |
| うらわ整形外科 | 整 | 道野辺本町 1-3-1 ｶｰﾗｼﾃｨ鎌ケ谷(2F) | 441-7888 |
| 内藤耳鼻咽喉科医院 | 耳 | 道野辺本町 1-3-1 ｶｰﾗｼﾃｨ鎌ケ谷(2F) | 443-3387 |
| 中川内科胃腸科クリニック | 内、胃、小 | 道野辺本町 1-3-1 ｶｰﾗｼﾃｨ鎌ケ谷(2F) | 498-6661 |
| 鎌ケ谷駅前眼科 | 眼 | 道野辺本町 2-1-28 ｶｰﾗｼﾃｨ鎌ケ谷弐番館 2F | 404-4058 |
| かまがやクリニック | 小、内 | 東中沢 1-15-61 | 446-3611 |
| くぬぎ山内科医院 | 内、循 | くぬぎ山 4-2-40-106 | 388-5931 |

| 医療機関名 | 診療科目 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 鎌ケ谷総合病院 | 内、小、耳、外、整、呼、眼、麻、皮、泌、消、放、他 | 初富 929-6 | 498-8111 |
| あいざわキッズクリニック | 小 | 初富本町 1-1-24 | 446-1170 |
| かのう内科クリニック | 内、循 | 道野辺中央 2-5-18 | 446-7122 |
| 新鎌ケ谷北口クリニック | 内、外、皮、整 | 新鎌ケ谷 1-14-36 | 401-3376 |
| 初富内科医院 | 内、糖内 | 初富本町 1-1-24 | 468-8103 |
| 鎌ケ谷バースクリニック | 産、婦 | 初富 929-9 | 446-1177 |
| さいきクリニック | 内、消内、外、肛外 | 東道野辺 7-22-46　KU 馬込沢ビル２階 | 439-3929 |
| オリーブ眼科クリニック | 眼 | 東道野辺 7-22-46　KU 馬込沢ビル３階 | 430-1146 |
| あおぞらファミリークリニック | 内、小 | 鎌ケ谷 1-4-31　３階 | 401-2351 |
| 鎌ケ谷メディカルクリニック | 内、外 | 初富 26-15 | 401-8282 |
| 馬込沢ふじい皮ふ科 | 皮、美皮 | 東道野辺 7-22-46　KU 馬込沢ビル２階 | 404-6005 |
| しんかま駅前整形外科 | 整、リハ、リ、スポーツ整 | 新鎌ケ谷 1-15-2　1 階 | 498-5585 |
| はもれびクリニック | 内、在宅 | 初富本町 1-3-8　エクセルハイツ KEYAKI 1 階 | 401-1986 |
| 鎌ケ谷ＡＲＴクリニック | 産、婦 | 新鎌ケ谷 4-2-10 | 442-337 |
| アクロスモール新鎌ケ谷駅前眼科 | 眼 | 新鎌ケ谷 2-12-1 | 407-1010 |
| 鎌ケ谷レディースクリニック | 産、婦 | 新鎌ケ谷 1-16-1 ムワトウール　2 階 | 441-4477 |
| キャップスクリニック新鎌ケ谷 | 小 | 新鎌ケ谷 3-2-9　2 階 | 404-7481 |
| 鎌ケ谷しらと内科・消化器内科 | 内、消内 | 新鎌ケ谷 3-2-9　2 階 | 401-2848 |
| しんかまほっとクリニック | 心内、精神 | 新鎌ケ谷 3-2-9　2 階 | 404-1236 |
| 新鎌ケ谷くぼた皮膚科・泌尿器科 | 皮、泌、アレルギー | 新鎌ケ谷 3-2-9　1 階 | 401-1633 |

| 医療機関名 | 診療科目 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| つばさ在宅クリニック新鎌ケ谷 | 内、循内、泌 | 新鎌ケ谷 1-16-1<br>ムワトウール　1 階 | 468-8065 |
| 新鎌ケ谷整形外科リハビリテーション　こころクリニック | 整、リハ | 新鎌ケ谷 3-2-9　2 階 | 401-1856 |
| ぞうさんクリニック | 内、皮、精神、緩和 | 新鎌ケ谷 2-8-13　2 階 | 404-8680 |

## ■後方医療施設

| | | | |
|---|---|---|---|
| 市　内　病　院 | | | 初富保健病院、東邦鎌谷病院、秋元病院、第２北総病院<br>鎌ケ谷総合病院 |
| 災害拠点病院 | 基幹災害医療センター | | 日本医科大学千葉北総病院 |
| | 地域災害医療センター | 東葛南部 | 船橋市立医療センター、東京歯科大学市川総合病院<br>順天堂大学医学部附属浦安病院、<br>東京女子医科大学付属八千代医療センター<br>東京ベイ・浦安市川医療センター、<br>千葉県済生会習志野病院 |
| | | 東葛北部 | 松戸市立総合医療センター、<br>東京慈恵会医科大学附属柏病院、千葉西総合病院 |

■歯科

| 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| さつま歯科 | 中佐津間 2-10-4 | 446-0418 |
| 大野歯科医院 | 東中沢 1-15-45 | 446-1748 |
| ほほえみ歯科 | 東中沢 3-35-1 | 443-8020 |
| 今井歯科医院 | くぬぎ山 4-7-11 ワコーレ鎌ケ谷 2 号館２Ｆ | 384-8211 |
| くぬぎ山デンタルクリニック | くぬぎ山 4-8-29 | 385-5040 |
| 大山歯科医院 | 初富 23-117 | 445-5987 |
| 秋元病院（歯科） | 初富 808-54 | 446-8100 |
| 鎌ケ谷総合病院歯科口腔外科 | 初富 929-6 | 498-8111 |
| 浅賀歯科クリニック | 東中沢 3-16-13 | 442-5005 |
| すみれ歯科診療所 | 北初富 5-17 | 445-8241 |
| 甘利歯科医院 | 中央 1-8-16 | 442-1321 |
| 宮本歯科医院 | 中央 1-3-20 山新ビル２Ｆ | 444-2379 |
| こしば歯科 | 富岡 1-8-13 | 444-6666 |
| 五本松歯科 | 南初富 2-1-11 | 446-4181 |
| 江藤歯科クリニック | 東初富 4-16-19 | 446-0230 |
| だいぶつ歯科 | 東初富 6-7-16 ＳＫビル 2F | 442-8241 |
| はら歯科クリニック | 東初富 3-3-8 | 446-8434 |
| 永峰堂歯科医院 | 東初富 4-17-18 | 443-1182 |
| 花香歯科医院 | 東初富 5-19-37 | 444-8215 |
| 東初富アルプス歯科 | 東初富 5-7-15 | 442-1354 |
| 高澤歯科 | 道野辺中央 5-1-21 | 444-6886 |
| しろみず歯科 | 道野辺中央 2-10-10 | 444-6760 |
| 寺本歯科医院 | 道野辺 1041-5 | 446-0012 |

| 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| かもめ歯科クリニック | 右京塚 1-18 ＫＥＩビル２Ｆ | 442-3585 |
| くまさんデンタルクリニック鎌ケ谷診療所 | 丸山 3-15-15 | 446-3666 |
| 長浜歯科医院 | 丸山 3-3-59 | 407-2332 |
| あき歯科医院 | 鎌ケ谷 4-6-47-4 | 446-2666 |
| 大門歯科 | 鎌ケ谷 1-8-2 | 442-1182 |
| ほうじょう歯科医院 | 鎌ケ谷 5-1-39 | 443-1455 |
| たかだ歯科・口腔外科クリニック | 新鎌ケ谷 1-10-5 グランツ１Ｆ | 498-5525 |
| なかたに歯科 | 新鎌ケ谷 1-11-20 メルベーユ新鎌ケ谷 101 | 441-3322 |
| オリオン歯科医院鎌ケ谷クリニック | 新鎌ケ谷 2-7-1 イオンショッピングセンター2Ｆ | 441-4618 |
| 新鎌ケ谷歯科 | 新鎌ケ谷 4-7-26 | 444-4124 |
| コスモス歯科診療所 | 鎌ケ谷 3-2-37 | 444-8244 |
| マーブル歯科クリニック | 鎌ケ谷 1-5-44 タカラビル １Ｆ | 442-6381 |
| みずさわ歯科医院 | 東鎌ケ谷 2-21-5 | 446-4422 |
| 東鎌ケ谷歯科 | 東鎌ケ谷 3-23-46 | 445-4184 |
| 石川歯科クリニック | 西道野辺 4-3 | 443-4184 |
| 真木歯科医院 | 西道野辺 6-41 | 445-5521 |
| 宮島歯科 | 馬込沢 4-25 | 438-2766 |
| みつもり歯科医院 | 馬込沢 2-16 2F | 438-8090 |
| 馬込沢歯科クリニック | 馬込沢 1-13 | 438-2468 |
| みつはし歯科医院 | 東道野辺 7-19-44 | 439-8241 |
| たんぽぽ歯科診療所 | 東道野辺 6-5-34-1Ｆ | 498-8214 |
| おおぞら歯科クリニック鎌ケ谷 | 東道野辺 5-16-38 ヨークタウン１Ｆ | 443-8848 |
| やまだ歯科医院 | 東道野辺 4-16-36 | 442-2002 |

| 医療機関名 | 所在地 | 電話番号 |
|---|---|---|
| さくら歯科医院 | 南鎌ケ谷 3-1-18 | 446-4182 |
| 皆川歯科医院 | 東中沢 2-1-50　エムガーデン１階 | 446-0888 |
| みちのべ歯科医院 | 道野辺本町 1-4-1 | 442-6480 |
| ひまわり歯科診療所 | 道野辺本町 1-4-29 サムズ鎌ケ谷ビル１F | 446-8214 |
| カーラ歯科クリニック | 道野辺本町 2-1-28　カラーラシティ鎌ケ谷弐番館１階 | 446-3500 |
| あおい歯科医院 | 富岡 1-1-1　ショッピングプラザ鎌ケ谷別棟１階 | 441-2111 |
| 鎌ケ谷ファミリー歯科 | 東鎌ケ谷 2-1-45 | 498-8884 |
| ひがしだ歯科クリニック | 中央 2-16-16 | 404-2474 |
| いわまる歯科クリニック鎌ケ谷 | 鎌ケ谷 3-7-32　エスポワール１階 | 401-1410 |
| 馬込沢うすくら歯科 | 東道野辺 7-22-46　KU 馬込沢ビル１階 | 497-8461 |
| アクロスモール三国歯科 | 新鎌ケ谷 2-12-1　アクロスモール新鎌ケ谷３階 | 0120-580-462 |
| すずかけ歯科 | 新鎌ケ谷 4-1-3 | 441-0648 |
| 東初富アモール歯科クリニック | 東初富 6-10-38 | 436-8826 |
| ティースリンク鎌ケ谷歯科 | 道野辺中央 2-1-10 | 080-4785-3907 |
| 新鎌ケ谷グローリア歯科 | 新鎌ケ谷 2-11-12　センダイ新鎌ケ谷１階 | 407-1800 |
| ひかりの森歯科医院 | 東道野辺 4-9-45 | 404-2522 |
| わたなべ歯科医院 | 北初富 10-2 | 401-1795 |

## 資料－３－１０　救護班の班編成一覧

| | |
|---|---|
| 鎌ケ谷市災害対策本部 | 事務局　鎌ケ谷市市役所３階市長応接室 |
| 鎌ケ谷市医師会地域防災本部 | 鎌ケ谷市医師会会長<br>鎌ケ谷市医師会担当理事 |

※救護所の班長・班員数については、「衛生医療班対応マニュアル」等にて定める。

# ４ 情報の収集・伝達

# 資料－４－１　防災行政無線広報文例

## 【地震】

### ●防災行政無線（同報系）放送文

| ＜震度４又は震度５弱の場合＞ |
| --- |
| こちらは鎌ケ谷市役所です。<br>ただ今、強い地震がありました。<br>落ち着いて行動してください。<br>まず身の安全を守り、火の始末をしてください。<br>今後のテレビ、ラジオ等の正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。<br>市では、災害警戒本部体制をとります。<br>（以上繰り返し） |

| ＜震度５強の場合＞ |
| --- |
| こちらは鎌ケ谷市役所です。<br>ただ今、非常に強い地震がありました。<br>落ち着いて行動してください。<br>まず身の安全を守り、火の始末をしてください。<br>今後のテレビ、ラジオ等の正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。<br>隣近所と助け合い安全を確保してください。<br>市では、災害対策本部第１配備体制をとります。<br>（以上繰り返し） |

| ＜震度６弱以上の場合＞ |
| --- |
| こちらは鎌ケ谷市役所です。<br>ただ今、非常に強い地震がありました。<br>落ち着いて行動してください。<br>まず身の安全を守り、火の始末をしてください。<br>今後のテレビ、ラジオ等の正しい地震情報を聞いて、落ち着いて行動してください。<br>今後の余震に注意し、隣近所と助け合い安全を確保してください。<br>市では、全職員をもって、災害対策本部第２配備体制をとります。<br>（以上繰り返し） |

## ●かまがや安心ｅメール（防災情報）

| 件名　　地震情報 |
| --- |
| 地震情報をお知らせします。<br>平成○○年○○月○○日○○時○○分頃、鎌ケ谷市で強い地震がありました。<br>落ち着いて行動してください。<br>まず身の安全を守り、火の始末をしてください。<br>今後のテレビ・ラジオ等の正しい情報を聞いて落ち着いて行動してください。<br><br>鎌ケ谷市災害対策本部　　（鎌ケ谷市市民生活部安全対策課） |

## 【風水害】

### ●防災行政無線（同報系）放送文

| ＜台風情報＞ |
| --- |
| こちらは鎌ケ谷市役所です。<br>鎌ケ谷市役所より、台風情報をお知らせします。<br>台風○○号の影響で、これから雨風ともに強くなりますので、今後の台風情報に十分注意して下さい。<br>（以上繰り返し） |

### ●かまがや安心ｅメール（防災情報）

| ＜○○警報発令＞ |
| --- |
| **件名　　気象情報** |
| 防災情報　かまがや安心ｅメール<br>気象情報をお知らせします。<br>平成○○年○○月○○日○○時○○分 銚子地方気象台発表<br>鎌ケ谷市に大雨（大雪、洪水）警報が発表されました。<br>今後の気象情報に十分注意してください。<br><br>鎌ケ谷市市民生活部安全対策課 |

| ＜○○警報解除＞ |
| --- |
| **件名　　気象情報** |
| 防災情報　かまがや安心ｅメール<br>気象情報をお知らせします。<br>平成○○年○○月○○日○○時○○分　銚子気象台発表<br>平成○○年○○月○○日○○時○○分鎌ケ谷市に発表されていました大雨（大雪、洪水）警報は、平成○○年○○月○○日○○時○○分に解除されました。<br><br>鎌ケ谷市市民生活部安全対策課 |

## 資料－４－２　鎌ケ谷市防災行政用無線局管理運用規程

（趣旨）

第１条　この規程は、鎌ケ谷市地域防災計画に基づく災害対策に係る防災業務及び行政事務に関し、円滑な通信の確保を図るため設置する鎌ケ谷市防災行政用無線局（以下「無線局」という。）の管理運用について、電波法（昭和２５年法律第１３１号）及び関係法令（以下「電波法等関係法令」という。）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　無線局　無線設備及び無線設備の操作を行う者の総体をいう。

（２）　同報系　同報系親局、同報系遠隔制御装置及び同報系子局の間の通信系をいう。

（３）　同報系親局　特定の２以上の同報系子局に対し、同時に同一内容の通報をするため、鎌ケ谷市庁舎（以下「庁舎」という。）に設置する無線局をいう。

（４）　同報系遠隔制御装置　同報系親局と有線で接続された通信設備で、同報系親局の設備を共用し、放送を行う設備をいう。

（５）　同報系子局　同報系親局を通信の相手方とする送受信設備をいう。

（６）　移動系　移動系基地局及び移動系陸上移動局の間並びに移動系陸上移動局相互間の通信系で４００メガヘルツ帯の周波数を使用するものをいう。

（７）　移動系基地局　移動系陸上移動局を通信の相手方とする無線局をいう。

（８）　移動系陸上移動局　移動系による通信を行うため、陸上を移動中又はその特定しない地点において、停止中に運用する無線局をいう。

（９）　ＩＰ無線系　携帯電話網を使用するものをいう。

（１０）　無線系　無線局及びその付帯設備を含めた通信システムをいう。

（１１）　無線従事者　無線設備の操作を行う者であって、電波法第４１条第１項の規定による免許を受けたもののうち、当該無線設備を操作する資格を有する者をいう。

（無線局の構成）

第３条　無線局の構成及び設置場所は、別表のとおりとする。

（無線系の統括管理者）

第４条　無線系に統括管理者を置く。

２　統括管理者は、無線系の管理、運用の業務を統括し、管理責任者を指揮監督する。

３　統括管理者は、防災主管部長をもって充てる。

（管理責任者）

第５条　無線系に管理責任者を置く。

２　管理責任者は、統括管理者の命を受け、無線系の管理、運用の業務を行うとともに、通信取扱責任者、管理者を指揮監督する。

３　管理責任者は、防災主管課長の職にある者を充てる。

（管理者）

第６条　次に掲げる部署に管理者を置く。

（１）　同報系親局及び移動系基地局の通信操作を行う部署

（２）　移動系陸上移動局を配備した部署

２　管理者は、管理責任者の命を受け、当該部署に設置した無線局及び施設等の管理、監督の業務を所掌する。
３　管理者は、本庁にあっては当該部署の課長、庁外においてはその長、又はその長に指名された者をもって充てる。
（通信取扱責任者）
第７条　無線系に通信取扱責任者を置く。
２　通信取扱責任者は、管理者の命を受け、無線局を管理運用し、無線局に係る業務を掌握する。
３　通信取扱責任者は、管理責任者が無線従事者の資格を有する者の中から指名する。
（無線従事者の配置、養成等）
第８条　統括管理者は、無線系に属する無線局の運用体制に見合った員数だけ無線従事者を配置するものとする。
２　統括管理者は、無線従事者の適正な配置を確保するため、常に無線従事者の養成に留意するものとする。
３　統括管理者は、無線従事者の現状を把握するため毎年４月１日をもって無線従事者名簿（別記第１号様式）を作成するものとする。
（無線従事者の任務）
第９条　無線従事者は、無線系に属する無線設備の操作を行うほか、無線設備の操作を行う通信取扱者を指揮監督する。
２　同報系親局及び移動系基地局に配置された無線従事者は、無線業務日誌（別記第２号様式）の記載を行うものとする。
（通信取扱者）
第１０条　通信取扱者は、無線従事者の管理のもとに電波法等関係法令を遵守し、法令に基づいた無線局の運用を行う。
２　通信取扱者は、無線局の運用に携わる一般職員とする。
（備付書類等の管理）
第１１条　通信取扱責任者は、電波法等関係法令に基づく業務書類を管理保管する。
２　通信取扱責任者は、電波法令集を常に現行のものに維持するものとする。
３　通信取扱責任者は、無線従事者選解任届の写しを整理保管するものとする。
（業務報告）
第１２条　無線局運用の業務報告は、管理責任者の無線業務日誌の査閲によるものとする。
（無線局の運用）
第１３条　無線局の運用方法については、別に定める運用細則によるものとする。
（無線設備の保守点検）
第１４条　管理責任者は、無線設備の正常な機能維持を確保するため、別に定める点検内容に基づき、定期的に整備点検を行うものとする。
（通信訓練）
第１５条　統括管理者は、非常災害発生に備え、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため、次の各号に掲げる通信訓練の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるところにより定期的な通信訓練を行うものとする。
（１）総合防災訓練に併せた総合通信訓練　　１年に１回
（２）定期通信訓練　　半年に１回

２　通信訓練は、通信統制訓練、住民への警報通報等の伝達訓練並びに移動系及びＩＰ無線系による情報収集訓練並びに伝達訓練を重点として行うものとする。

（研修）

第１６条　統括管理者は、無線従事者及び通信取扱者に対して電波法等関係法令及び無線機の取扱要領等の研修を毎年１回以上行うものとする。

（移動系陸上移動局の管理）

第１７条　移動系陸上移動局の無線設備の管理については、別に定める。

**別表第１**（第３条関係）

１　同報系

（１）　同報系親局及び同報系遠隔制御装置

| 呼出名称 | 設置場所 | 所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ぼうさいかまがや | 鎌ケ谷市役所 | 新鎌ケ谷二丁目６番１号 | 同報系親局 |
| ぼうさいかまがや | 鎌ケ谷消防署 | 初富９２８番地の４７２ | 同報系遠隔制御装置 |

（２）同報系子局

| 番号 | 設置場所 | 所在地 |
|---|---|---|
| 1 | 西佐津間一丁目公園 | 西佐津間一丁目２６番 |
| 2 | 山王下 | 佐津間９０８番地の２ |
| 3 | 北部公民館 | 佐津間６３１番地 |
| 4 | 北部小学校 | 粟野７３５番地 |
| 5 | 鎌ケ谷消防署 | 初富９２８番地の４７２ |
| 6 | 軽井沢 | 軽井沢２０８７番地の２ |
| 7 | お堂 | 軽井沢２０２９番地の１ |
| 8 | 第三中学校 | 粟野４５０番地 |
| 9 | 木刈橋公民館 | 北初富７番３０号 |
| 10 | 第５分団 | 初富２０４番地の１ |
| 11 | 西部小学校 | 初富１１０番地 |
| 12 | くぬぎ山消防署 | 初富２３番地の７２ |
| 13 | くぬぎ山交番 | 初富８６番地１０ |
| 14 | 富里第四公園 | くぬぎ山二丁目２番 |
| 15 | 富里第二公園 | くぬぎ山三丁目５番 |
| 16 | 中の峠 | 中沢１４４４番地の２ |
| 17 | 向山 | 初富本町二丁目２１番 |
| 18 | 東中沢自治会館 | 東中沢一丁目１３番５号 |
| 19 | 西ノ砂第三公園 | 北中沢二丁目３番 |
| 20 | 中部小学校 | 道野辺中央三丁目１２番３号 |
| 21 | 根郷 | 中沢５６５番地 |
| 22 | 弓道場・アーチェリー場 | 中沢８４３番地１ |
| 23 | 藤台中央公園 | 西道野辺４番 |
| 24 | 谷地川 | 中沢１７６番地の１ |
| 25 | 上新山 | 東道野辺七丁目７番 |
| 26 | 地蔵前 | 南鎌ケ谷一丁目９番 |
| 27 | 鎌ケ谷九丁目児童遊園 | 鎌ケ谷九丁目１２番 |
| 28 | 本田第三公園 | 鎌ケ谷五丁目９番 |

| 番号 | 設置場所 | 所在地 |
|---|---|---|
| 29 | 第二中学校 | 東道野辺四丁目１９番２６号 |
| 30 | 道野辺小学校 | 東道野辺五丁目５番１号 |
| 31 | 第２分団 | 東道野辺三丁目１８番 |
| 32 | 飯田ビル | 道野辺本町一丁目２番３号 |
| 33 | オーベル鎌ケ谷弐番館 | 道野辺本町二丁目１１番７号 |
| 34 | 丸山 | 丸山一丁目１番 |
| 35 | 鎌ケ谷コミュニティセンター | 鎌ケ谷一丁目６番８号 |
| 36 | 三本椚 | 東鎌ケ谷二丁目８番 |
| 37 | 第一新田公園 | 東初富三丁目１８番 |
| 38 | 消防本部 | 右京塚１０番１２号 |
| 39 | 鎌ケ谷中学校 | 富岡一丁目２番１号 |
| 40 | 南初富五丁目 | 南初富五丁目７番 |
| 41 | 第４分団 | 東初富一丁目５番 |
| 42 | 社会福祉センター | 初富８０２番地の１１６ |
| 43 | 市民体育館 | 初富８６０番地の３ |
| 44 | 五本松小学校 | 南初富一丁目１６番１号 |
| 45 | 馬込沢 | 馬込沢１２番 |
| 46 | 馬の下 | 東道野辺七丁目２０番 |
| 47 | 藤台第二公園 | 西道野辺１３番 |
| 48 | 下新山 | 東道野辺六丁目１番 |
| 49 | 第三新田公園 | 東初富六丁目８番 |
| 50 | 北下公園 | 道野辺中央四丁目１１番 |
| 51 | 図書館 | 中央一丁目８番３５号 |
| 52 | 粟野交番 | 粟野６１４番地の３ |
| 53 | 五舛蒔第一公園 | 東道野辺三丁目１３番 |
| 54 | 木戸脇第二公園 | 北中沢二丁目２３番 |
| 55 | 鎌ケ谷井草県営住宅 | 東鎌ケ谷三丁目２５番 |
| 56 | 新堀込公園 | 東中沢三丁目３６番 |
| 57 | 東初富公民館 | 東初富一丁目１０番１号 |
| 58 | 西佐津間二丁目 | 西佐津間二丁目１３番 |
| 59 | 貝柄山公園 | 南初富本町二丁目２２番 |
| 60 | 新鎌ケ谷三丁目第一公園 | 新鎌ケ谷三丁目２２番 |
| 61 | 初富小学校 | 東初富一丁目２０番１号 |
| 62 | 丸山第二公園 | 丸山二丁目７番 |
| 63 | 一本椚第四公園 | 鎌ケ谷七丁目６番 |

| 番号 | 設置場所 | 所在地 |
|---|---|---|
| 64 | 豆ヶ台公園 | 南鎌ケ谷四丁目８番 |
| 65 | 二和貯留池 | 東道野辺七丁目１６番 |
| 66 | 馬込沢自治会館 | 馬込沢７番２４号 |
| 67 | 南向第二公園 | 東道野辺五丁目２番 |
| 68 | 新鎌ふれあい公園 | 新鎌ケ谷二丁目２０番 |
| 69 | 新鎌ケ谷四丁目公園 | 新鎌ケ谷四丁目７番 |
| 70 | 長谷津第二公園 | 中央二丁目１７番 |
| 71 | 南初富三丁目 | 南初富三丁目１６番 |
| 72 | 道野辺中央一丁目公園 | 道野辺中央一丁目６番 |
| 73 | 道野辺保育園 | 道野辺中央五丁目７番１０号 |
| 74 | 妙蓮寺下 | 東道野辺一丁目６番 |
| 75 | 東部小学校 | 鎌ケ谷八丁目３番１１号 |
| 100 | 鎌ケ谷市役所 | 新鎌ケ谷二丁目６番１号 |

２　移動系基地局及び移動系陸上移動局

| 呼出名称 | 配置場所 | 備考 |
|---|---|---|
| ぼうさいかまがや | 安全対策課 | 移動系基地局 |
| かまがや５１ | 安全対策課 | 移動系陸上移動局 |
| かまがや５２ | 安全対策課 | 移動系陸上移動局 |
| かまがや５３ | 安全対策課 | 移動系陸上移動局 |
| かまがや５４ | 安全対策課 | 移動系陸上移動局 |

３　ＩＰ無線系

| 局名（常設場所） | | グループ |
|---|---|---|
| 1 | 安全対策課１ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 2 | 安全対策課２ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 3 | 安全対策課３ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 4 | 安全対策課４ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 5 | 安全対策課５ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 6 | 安全対策課６ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 7 | 安全対策課７ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 8 | 安全対策課８ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 9 | 第１現対 | １１、２、３ |
| 10 | 第１現対 | ２１、２、３ |
| 11 | 第１現対 | ３１、２、３ |
| 12 | 第１現対 | ４１、２、３ |
| 13 | 第１現対 | ５１、２、３ |
| 14 | 第２現対 | １１、２、４ |
| 15 | 第２現対 | ２１，２，４ |
| 16 | 第２現対 | ３１、２、４ |
| 17 | 第２現対 | ４１、２、４ |
| 18 | 第２現対 | ５１、２、４ |
| 19 | 市長 | １、２ |
| 20 | 副市長 | １、２ |
| 21 | 教育長 | １、２ |
| 22 | 総務課行政室 | １、２ |
| 23 | 市民活動推進課 | １、２、４、９ |
| 24 | 鎌ケ谷コミュニティセンター | １、２、９ |
| 25 | 南初富コミュニティセンター | １、２、９ |
| 26 | 道野辺中央コミュニティセンター | １、２、９ |
| 27 | 粟野コミュニティセンター | １、２、９、１０ |
| 28 | くぬぎ山コミュニティセンター | １、２、８、９、１０ |
| 29 | 北中沢コミュニティセンター | １、２、９、１０ |
| 30 | 中央児童センター | １、２、９、１０ |
| 31 | 南児童センター | １、２、９、１０ |
| 32 | クリーン推進課 | １、２、４ |
| 33 | こども発達センター | １１、２ |
| 34 | こども発達センター | ２１、２ |

| 局名（常設場所） | | グループ |
|---|---|---|
| 35 | こども発達センター | ３１、２ |
| 36 | 幼児保育課 | １、２、３、１０ |
| 37 | 道野辺保育園 | １、２、８、１０ |
| 38 | 南初富保育園 | １、２、８、１０ |
| 39 | 粟野保育園 | １、２、１０ |
| 40 | 鎌ケ谷保育園 | １、２、１０ |
| 41 | 高齢者支援課 | １、２、３ |
| 42 | 社会福祉センター | １、２、８ |
| 43 | 健康増進課 | １、２、３、１６ |
| 44 | 医師会事務局 | １、１５、１６ |
| 45 | 東邦鎌谷病院 | １、１５、１６ |
| 46 | 第２北総病院 | １、１５、１６ |
| 47 | 秋元病院 | １、１５、１６ |
| 48 | 初富保健病院 | １、１５、１６ |
| 49 | 鎌ケ谷総合病院 | １、１５、１６ |
| 50 | 船橋市立医療センター | １、１５、１６ |
| 51 | 船橋歯科医師会 | １、１５、１６ |
| 52 | 都市計画課 | １１、２、５ |
| 53 | 都市計画課 | ２１、２、５ |
| 54 | 道路河川整備課 | １１、２、５ |
| 55 | 道路河川整備課 | ２１、２、５ |
| 56 | 道路河川管理課 | １１、２、５ |
| 57 | 道路河川管理課 | ２１、２、５ |
| 58 | 道路河川管理課 | ３１、２、５ |
| 59 | 建築住宅課 | １１、２、５ |
| 60 | 建築住宅課 | ２１、２、５ |
| 61 | 下水道課１ | １、２、５ |
| 62 | 下水道課２ | １、２、５ |
| 63 | 教育総務課 | １、２、３、８、１１、１２、１３ |
| 64 | 学校教育課 | １、２、３、８、１１、１２、１３ |
| 65 | 鎌ケ谷小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 66 | 東部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 67 | 南部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 68 | 北部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 69 | 西部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 70 | 中部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 71 | 初富小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 72 | 道野辺小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 73 | 五本松小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 74 | 鎌ケ谷中学校 | １、２、８、１１、１３ |
| 75 | 第二中学校 | １、２、８、１１、１３ |
| 76 | 第三中学校 | １、２、８、１１、１３ |
| 77 | 第四中学校 | １、２、８、１１、１３ |

| 局名（常設場所） | | グループ |
|---|---|---|
| 78 | 第五中学校 | １、２、８、１１、１３ |
| 79 | 鎌ケ谷高等学校 | １、２、８ |
| 80 | 鎌ケ谷西高等学校 | １、２、８ |
| 81 | 生涯学習推進課 | １、２、３、８，１４ |
| 82 | 東部学習センター | １、２、１４ |
| 83 | 中央公民館 | １、２、１４ |
| 84 | 北部公民館 | １、２、１４ |
| 85 | 南部公民館 | １、２、１４ |
| 86 | 東初富公民館 | １、２、１４ |
| 87 | 文化・スポーツ課 | １、２、３、８ |
| 88 | 市民体育館 | １、２、８ |
| 89 | 消防本部１ | １、２、６、７、１５、１７ |
| 90 | 消防本部２ | １、２、６、７、１５、１７ |
| 91 | 中央消防署 | １、２、６ |
| 92 | くぬぎ山消防署 | １、２、６ |
| 93 | 鎌ケ谷消防署 | １、２、６ |
| 94 | 第１分団 | １、２、６、７ |
| 95 | 第２分団 | １、２、６、７ |
| 96 | 第３分団 | １、２、６、７ |
| 97 | 第４分団 | １、２、６、７ |
| 98 | 第５分団 | １、２、６、７ |
| 99 | 第６分団 | １、２、６、７ |
| 100 | 第７分団 | １、２、６、７ |
| 101 | 第８分団 | １、２、６、７ |
| 102 | 陸上自衛隊松戸駐屯地 | １、８、１５ |
| 103 | 海上自衛隊下総航空基地 | １、８、１５ |
| 104 | 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | １、１５ |
| 105 | さわやかプラザ軽井沢 | １、１５ |
| 106 | 鎌ケ谷郵便局 | １、１５ |
| 107 | 鎌ケ谷警察署 | １、１５、１７ |
| 108 | 欠番 | |
| 109 | 新京成電鉄 | １、１７ |
| 110 | 東武鉄道 | １、１７ |
| 111 | 北総鉄道 | １、１７ |
| 112 | イオン鎌ケ谷 | １、１７ |
| 113 | くすりの福太郎 | １、１７ |
| 114 | 東横イン | １、１７ |
| 115 | アクロスモール | １、１７ |
| 116 | 鎌ケ谷観光バス | １、17 |
| 117 | ちばレインボーバス | １、17 |
| 118 | 船橋新京成バス | １、17 |
| 119 | タクシー協会 | １、17 |
| 120 | 身体障がい者福祉センター | １１、２ |

| 局名（常設場所） | | グループ |
|---|---|---|
| 121 | 身体障がい者福祉センター | ２１、２ |
| 122 | 安全対策課９ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |

グループ編成

| | | | |
|---|---|---|---|
| １ | 全グル | １１ | 小・中学校 |
| ２ | 市全グル | １２ | 小学校 |
| ３ | 第１現対 | １３ | 中学校 |
| ４ | 第２現対 | １４ | 生涯学習施設 |
| ５ | 都市建設部 | １５ | 防災関係機関 |
| ６ | 消防 | １６ | 医療機関 |
| ７ | 消防団 | １７ | 帰宅困難者 |
| ８ | 避難所等 | | |
| ９ | コミセン・児童センター | | |
| １０ | 保育園・児童センター | | |

**第１号様式**（第８条関係）

無　線　従　事　者　名　簿

年　月　日　現在

| 所　属 | 職　名 | 氏　名 | 無線従事者の資格 | 免許証の番号 | 選任年月日 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |
| | | | | | | |

**第２号様式**（第９条関係）

自　　年　　月　　日
至　　年　　月　　日

# 無　線　業　務　日　誌

（　固　定　系　）

資-４１１

| | |
|---|---|
| 免許人 | 鎌　ケ　谷　市 |
| 種別 | 固　定　局 |
| 呼出名称 | ぼうさいかまがや |
| 送信周波数 | 62.675　ＭＨＺ |
| 空中線電力 | 2.5W |

| 管理責任者 | 通信責任者 |
|---|---|
| | |

# 無線業務日誌（固定局用）

| 呼出名称 | ぼうさいかまがや |
|---|---|

年　　月

| 日 | 曜日 | 通信回数 | | 特記事項　施行規則第４０条の規程による事項等 | 無線従事者 資格 | 無線従事者 氏名（印） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |
| 11 | | | | | | |
| 12 | | | | | | |
| 13 | | | | | | |
| 14 | | | | | | |
| 15 | | | | | | |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | | | | | | |
| 17 | | | | | | |
| 18 | | | | | | |
| 19 | | | | | | |
| 20 | | | | | | |
| 21 | | | | | | |
| 22 | | | | | | |
| 23 | | | | | | |
| | | | | | | |
| 24 | | | | | | |
| 25 | | | | | | |
| 26 | | | | | | |
| 27 | | | | | | |
| 28 | | | | | | |
| 29 | | | | | | |
| 30 | | | | | | |
| 31 | | | | | | |
| 計 | 回 | | | | | |

# 鎌ケ谷市防災行政用無線局（固定局）運用細則

第１　趣旨

この細則は、鎌ケ谷市防災行政用無線局管理運用規程（平成１４年鎌ケ谷市訓令第４号）第１３条の規定により、鎌ケ谷市防災行政用無線局（固定局）の運用に関し必要な事項を定めるものとする。

第２　放送の種類

１　放送の種類は、緊急放送、一般放送及び試験放送とする。

２　緊急放送とは、災害時あるいは災害発生のおそれがあるとき等に必要な情報を伝達する放送をいい、一般放送とは緊急放送及び試験放送以外のものをいう。

第３　放送の範囲

放送の範囲は、次に掲げるとおりとする。

（１）　災害についての予報、警報その他の災害情報に関すること。

（２）　人命に関すること。

（３）　市政の普及及び周知に関すること。

（４）　防災行政用無線局（固定局）の試験放送に関すること。

（５）　その他市長が特に必要と認めたこと。

第４　放送時間等

１　一般放送は、午前７時から午後９時までの間に行うものとする。

２　試験放送は、第３（４）に係るものとし、毎日夕方１回行うものとする。この場合、春季（２月～４月）においては午後５時、夏季（５月～８月）においては午後６時、秋季（９月～１０月）においては午後５時、冬季（１１月～１月）においては午後４時とする。

３　緊急放送は、第３（１）及び（２）に係るものとし、事態が発生し、又は発生が予測されるときに、その都度放送する。

第５　放送の申込

固定系親局から放送する場合の手続きは、次に掲げるところによる。

（１）　所属長等は、所掌事務で、住民に伝達する必要があるときは、無線放送依頼書（別記様式）により行うものとし、放送を希望する日の２日前の正午までに管理責任者に提出しなければならない。ただし、緊急放送その他やむを得ないと認められるときは、口頭により依頼し、その後無線放送依頼書を提出することをもって行うことができる。

（２）　管理責任者は（１）に定める無線放送依頼書の提出を受けたときは、その内容を検討し、放送を必要とするものについてのみ放送する。

第６　放送の特例

１　鎌ケ谷市消防本部は、遠隔制御器（親局）により放送することができる。この場合、第５の規定の適用については、第５中「管理責任者」とあるのは「通信を所管する消防署長」とする。



資-４１３

２　１による放送を行ったときは、通信を所管する消防署長は、速やかに管理責任者に報告するものとする。

第７　放送の制限

管理責任者は、災害の発生その他特に理由があるときは、放送を制限することができる。

附　則

この細則は、平成２０年４月１日から施行する。

この細則は、平成２６年４月１８日から施行する。



資-４１４

別記様式

# 無線放送依頼書

年　　月　　日

鎌ケ谷市防災行政用無線管理責任者　様

所　属

所属長　　印

担当者　　内線

防災行政用無線放送について、次のとおり依頼します。

| | | |
|---|---|---|
| 件　　名 | | |
| 放送希望日 | 一般放送 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分 |
| | 緊急放送 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分 |
| 放送地域 | １．市内全域　２．一部地域（　　地域） | |
| かまがや安心ｅメールの配信の可否 | | 可　・　否 |
| 行方不明者捜索放送による発見後の放送の承諾 | | 済・未済 |
| 放　送　文 | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| | | |
| 放送日時 | 一般 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分 |
| | 緊急 | 年　　月　　日（　　）　　時　　分 |

上記依頼により防災行政用無線による放送を実施してよろしいか。

| | | 課　長 | 補　佐 | 係　長 | 係　　員 | 担　当 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | |



資-４１５

# 鎌ケ谷市防災行政用無線局（固定局）の緊急放送取扱い基準

平成１９年９月１０日制定
平成２６年１月１０日改正

鎌ケ谷市防災行政用無線局（固定局）運用細則（以下「運用細則」という。）第２の２の規定による緊急放送について、その運用の適正化と円滑化を図るため、次のとおり取扱い基準を定める。

なお、各放送の要領は別に定める。

１　緊急放送の範囲

運用細則に定める緊急放送の類型と放送の範囲を次のとおりとする。

（１）災害情報に関する放送（運用細則第３（１））

災害対策本部設置の有無に関わらず、必要に応じて次の放送をする。

①　地震災害

ア　東海地震に関する警戒宣言の発令の伝達

イ　避難勧告及び避難指示の伝達

ウ　学校の登下校及び休校等に関する決定の伝達

エ　その他災害対策本部等からの各種情報の伝達

②　風水害及び雪害

ア　気象情報により甚大な被害が想定される場合の防災意識喚起の伝達

イ　避難準備情報、避難勧告及び避難指示の伝達

ウ　学校の登下校及び休校等に関する決定の伝達

エ　その他災害対策本部等からの各種情報の伝達

（２）その他の災害に関する放送（運用細則第３（１））

大規模事故災害等に関する放送

①　事故等の規模によっては必要に応じて災害対策本部を設置するが、設置に至らない場合でも次のような事故により市民生活に重大な影響があると判断する場合は、状況、注意喚起、回復見込み、危険な区域に対する避難勧告及び避難指示等の内容について放送する。

ア　大規模火災

イ　危険物災害

ウ　航空機災害

エ　鉄道災害

オ　道路災害

カ　落雷や降雪等による市内全域または一部地域におけるライフライン（鉄道、電気、電話）の障害

キ　その他防災主管部長が必要と認めた事項等

（３）人命に関すること、その他緊急重要な放送（運用細則第３（２））

①　行方不明者捜索の放送



資-４１６

行方不明者の捜索は警察の本来的業務であるため、緊急を要する場合で補完的な捜索手段として必要があると判断した場合に放送する。

この場合、警察への捜索願が提出されており、警察が捜索活動の一環として放送が適当であると認めていることを条件とする。

② その他緊急事項の放送

市民等に危険が及ぶおそれのある犯罪等についての注意喚起のように警察の依頼に基づくもの

2 放送手続き等

上記の緊急放送の範囲に従い、それぞれ次の手続きにより放送を行う。

（1） 災害情報に関する放送

① 放送の決定は、災害対策本部設置時は本部長、それ以外は防災主管部長（無線局総括責任者）が行う。

② 放送は原則として防災主管課長（無線局の管理責任者）が行う。ただし、災害対策本部が設置されていない場合で、防災主管課の正規の勤務時間以外の時間、鎌ケ谷市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第３条第１項に定める週休日並びに同条例第９条に定める休日の場合（以下「勤務時間外等」という。）には、通信を所管する消防署長（無線局の管理者）（以下「通信所管署長」という。）に放送を依頼することができる。

③ 放送は、災害の状況により全局放送または個別放送とする。

④ 放送内容の緊急性及び重要性に鑑み、放送時間の制限を設けない。

（2） その他の災害に関する放送

① 大規模事故災害等に関する放送

ア 放送の決定は、無線局統括管理者が行う。

イ 放送は管理責任者が行うが、勤務時間外等においては通信所管署長が行う。

ウ 通信所管署長が放送を行った場合は、速やかに管理責任者に報告する。

エ ライフライン関係の事故の場合は、運用細則に定める無線放送依頼書（以下「依頼書」という。）により放送の申込みを行う。

オ 放送は、事項等の状況により全局放送または個別放送とする。

カ 放送内容の緊急性及び重要性に鑑み、放送時間の制限は設けない。

（3） 人命に関すること、その他緊急重要な放送

① 行方不明者捜索の放送

ア 放送の申込は、依頼書により行う。

イ 放送の決定及び放送は管理責任者が行うが、勤務時間外等においては通信所管署長が行う。

ウ 通信所管署長が放送を行った場合は、速やかに管理責任者に報告する。

エ 放送は、原則として全局放送とする。

オ 放送時間帯及び回数を次のとおり定め、放送の適正化を図る。

放送時間帯　　午前７時から午後９時まで

放送回数　　１日２回　２日間を限度とする



資-４１７

カ　放送内容における連絡先は、原則として警察署とする。

②　その他緊急事項の放送は、（２）①に準じる。

ただし、詐欺事件などは、市内で実際に被害が発生している場合に限り、防災主管課の正規の勤務時間内において、１日１回の放送とする。



資-４１８

# 気象警報等の発表時における防災行政用無線放送要領

平成２７年５月１９日制定

（趣旨）

第１条　この要領は気象庁が発表する気象警報等の発表時における鎌ケ谷市防災行政用無線の放送要領について定めるものである。

（用語の定義）

第２条　この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）気象警報等とは気象庁が発表する各特別警報、各警報、目撃情報を含む竜巻注意情報をいう。

（２）災害対策本部等とは災害警戒本部及び災害対策本部のことをいう。

（３）連動放送とは全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）との連動による防災行政用無線の自動放送をいう。

（４）手動放送とは覚知した後に機器の操作を行い放送する防災行政用無線放送をいう。

（放送の方法）

第３条　気象警報等が発表された場合は次の各号により直ちに放送を行うこととする。

（１）防災主管課の正規の勤務時間内及び災害対策本部設置時

ア　特別警報及び警報発表時

連動放送により放送する。

イ　目撃情報を含む竜巻注意情報発表時

手動放送により防災主管課長（無線局の管理責任者）が放送する。

（２）防災主管課の正規の勤務時間以外の時間で災害対策本部未設置時

ア　特別警報及び警報発表時

連動放送により放送する。

イ　目撃情報を含む竜巻注意情報発表時

手動放送により通信を所管する消防署長（無線局の管理者）が放送する。

（放送の手続）

第４条　気象警報等が発表された場合の防災行政用無線放送に伴う手続き等は次の各号により行うこととする。

（１）特別警報及び警報発表時の放送は連動放送のため、特段の手続きを要しない。

（２）目撃情報を含む竜巻注意情報発表時の放送は放送内容の緊急性及び重要性に鑑み特段の手続きを経ることなく放送することができる。ただし、第３条第２号イによる放送を行った場合は、通信を所管する消防署長は防災主管課長に放送した内容を報告する。

（情報配信）



資-４１９

第５条　気象警報等の発表により防災行政用無線放送を行った場合は、併せて次の各号により遅滞なく情報配信することとする。

（１）防災主管課の正規の勤務時間内及び災害対策本部等設置時は、防災主管課長がかまがや安心ｅメール及びツイッターにより情報配信を行う。

（２）防災主管課の正規の勤務時間以外の時間で災害対策本部等未設置時は、通信を所管する消防署長がかまがや安心ｅメール及びツイッターにより情報配信を行う。

２　前項の規定により行う情報配信は防災情報かまがや安心ｅメールに関する基準及び鎌ケ谷市公式Twitterアカウント運用マニュアルに基づき行うものとする。

（放送内容）

第６条　気象警報等発表時の放送内容及び情報配信内容は別表１のとおりとする。

（施行期日）

１　この要領は、平成２７年６月１日から適用する。

別表１

| | 防災行政用無線放送 | かまがや安心ｅメール | ツイッター |
|---|---|---|---|
| 特別警報及び警報発表時 | １上りチャイム<br>２こちらは防災鎌ケ谷です<br>３地域情報<br>４気象情報<br>５警報がでました。今後の気象情報に注意してください。<br>６こちらは防災鎌ケ谷です<br>７地域情報<br>８気象情報<br>９警報がでました。今後の気象情報に注意してください。<br>１０下りチャイム | 防災情報<br>かまがや安心ｅメール<br>気象情報をお知らせします。<br>平成○○年○月○日○○時○○分銚子地方気象台発表<br>鎌ケ谷市に○○警報が発表されました。<br>今後の気象情報に十分注意してください。【配信部署名】 | 気象情報をお知らせします。<br>平成○○年○月○日○○時○○分銚子地方気象台発表<br>鎌ケ谷市に○○警報が発表されました。<br>今後の気象情報に十分注意してください。【配信部署名】 |



資-４２０

| | | | |
|---|---|---|---|
| 目撃情報を含む竜巻注意情報発表時 | １上りチャイム<br>２こちらは防災鎌ケ谷です<br>３千葉県北西部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます<br>４空の様子に注意し、異変がある場合は頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めてください。<br>５こちらは防災鎌ケ谷です<br>６千葉県北西部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます<br>７空の様子に注意し、異変がある場合は頑丈な建物内に移動するなど安全確保に努めてください。<br>８下りチャイム | 防災情報<br>かまがや安心ｅメール<br>千葉県竜巻注意情報第〇号<br>平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分銚子地方気象台発表<br>【目撃情報あり】<br>千葉県北西部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。<br>竜巻などの激しい突風が発生する恐れが非常に高まっています。<br>空の様子に注意してください。<br>雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。<br>落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。<br>この情報は〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。【配信部署名】 | 千葉県竜巻注意情報第〇号<br>気象情報をお知らせします。<br>平成〇〇年〇月〇日〇〇時〇〇分銚子地方気象台発表。<br>【目撃情報あり】<br>千葉県北西部で竜巻などの激しい突風が発生したとみられます。<br>竜巻などの激しい突風が発生する恐れが非常に高まっています。(※千葉県竜巻注意情報②へ続く)【配信部署名】<br><br>（千葉県竜巻注意情報②)<br>空の様子に注意してください。<br>雷や急な風の変化など積乱雲が近づく兆しがある場合には、頑丈な建物内に移動するなど、安全確保に努めてください。落雷、ひょう、急な強い雨にも注意してください。<br>この情報は、〇〇日〇〇時〇〇分まで有効です。<br>【配信部署名】 |

※目撃情報を含む竜巻注意情報発令時のツイッターは制限文字数である１４０文字を超えてしまうため、２回に分けて配信すること。



資-４２１

防災主管課の正規の勤務時間以外の時間で災害対策本部等未設置時のフロー

気象警報等発表

## 【鎌ケ谷消防署】

**①防災行政用無線放送　※警報の場合は連動放送**

↓ 警報等が発表されたときは直ちに防災行政用無線放送を行う。

**②かまがや安心ｅメール配信・ツイッター配信**

↓ 防災行政用無線放送と併せてかまがや安心ｅメール及びツイッターにて情報配信を行う。

**③安全対策課に配信内容を報告**

↓ 安全対策課に放送内容及び情報配信内容を報告する。

**④以後の事務を安全対策課に引き継ぐ**

安全対策課職員の参集が完了したら以後の事務を安全対策課に引き継ぐ。

## 【安全対策課】

**①職員参集開始**

↓ 安全対策課職員は警報等が発表されたときは直ちに自動参集する。

**②職員参集完了**

↓ ４名以上の職員が参集した時点で参集完了とする。

**③鎌ケ谷消防署に参集報告**

↓ 参集が完了した時点で鎌ケ谷消防署に参集完了報告をする。

**④以後の事務を鎌ケ谷消防署から引き継ぐ**

鎌ケ谷消防署から放送内容・配信内容の報告を受け、以後の事務を引き継ぐ。

# 資料－４－３ 通信施設

別表第１（第３条関係）

１　同報系

（２）　同報系親局及び同報系遠隔制御装置

| 呼出名称 | 設置場所 | 所在地 | 備考 |
|---|---|---|---|
| ぼうさいかまがや | 鎌ケ谷市役所 | 新鎌ケ谷二丁目６番１号 | 同報系親局 |
| ぼうさいかまがや | 鎌ケ谷消防署 | 初富９２８番地の４７２ | 同報系遠隔制御装置 |

（２）同報系子局

| 番号 | 設置場所 | 所在地 |
|---|---|---|
| 1 | 西佐津間一丁目公園 | 西佐津間一丁目２６番 |
| 2 | 山王下 | 佐津間９０８番地の２ |
| 3 | 北部公民館 | 佐津間６３１番地 |
| 4 | 北部小学校 | 粟野７３５番地 |
| 5 | 鎌ケ谷消防署 | 初富９２８番地の４７２ |
| 6 | 軽井沢 | 軽井沢２０８７番地の２ |
| 7 | お堂 | 軽井沢２０２９番地の１ |
| 8 | 第三中学校 | 粟野４５０番地 |
| 9 | 木刈橋公民館 | 北初富７番３０号 |
| 10 | 第５分団 | 初富２０４番地の１ |
| 11 | 西部小学校 | 初富１１０番地 |
| 12 | くぬぎ山消防署 | 初富２３番地の７２ |
| 13 | くぬぎ山交番 | 初富８６番地１０ |
| 14 | 富里第四公園 | くぬぎ山二丁目２番 |
| 15 | 富里第二公園 | くぬぎ山三丁目５番 |
| 16 | 中の峠 | 中沢１４４４番地の２ |
| 17 | 向山 | 初富本町二丁目２１番 |
| 18 | 東中沢自治会館 | 東中沢一丁目１３番５号 |
| 19 | 西ノ砂第三公園 | 北中沢二丁目３番 |
| 20 | 中部小学校 | 道野辺中央三丁目１２番３号 |
| 21 | 根郷 | 中沢５６５番地 |
| 22 | 弓道場・アーチェリー場 | 中沢８４３番地１ |
| 23 | 藤台中央公園 | 西道野辺４番 |
| 24 | 谷地川 | 中沢１７６番地の１ |
| 25 | 上新山 | 東道野辺七丁目７番 |
| 26 | 地蔵前 | 南鎌ケ谷一丁目９番 |
| 27 | 鎌ケ谷九丁目児童遊園 | 鎌ケ谷九丁目１２番 |

| 番号 | 設置場所 | 所在地 |
|---|---|---|
| 28 | 本田第三公園 | 鎌ケ谷五丁目９番 |
| 29 | 第二中学校 | 東道野辺四丁目１９番２６号 |
| 30 | 道野辺小学校 | 東道野辺五丁目５番１号 |
| 31 | 第２分団 | 東道野辺三丁目１８番 |
| 32 | 飯田ビル | 道野辺本町一丁目２番３号 |
| 33 | オーベル鎌ケ谷弐番館 | 道野辺本町二丁目１１番７号 |
| 34 | 丸山 | 丸山一丁目１番 |
| 35 | 鎌ケ谷コミュニティセンター | 鎌ケ谷一丁目６番８号 |
| 36 | 三本椚 | 東鎌ケ谷二丁目８番 |
| 37 | 第一新田公園 | 東初富三丁目１８番 |
| 38 | 消防本部 | 右京塚１０番１２号 |
| 39 | 鎌ケ谷中学校 | 富岡一丁目２番１号 |
| 40 | 南初富五丁目 | 南初富五丁目７番 |
| 41 | 第４分団 | 東初富一丁目５番 |
| 42 | 社会福祉センター | 初富８０２番地の１１６ |
| 43 | 市民体育館 | 初富８６０番地の３ |
| 44 | 五本松小学校 | 南初富一丁目１６番１号 |
| 45 | 馬込沢 | 馬込沢１２番 |
| 46 | 馬の下 | 東道野辺七丁目２０番 |
| 47 | 藤台第二公園 | 西道野辺１３番 |
| 48 | 下新山 | 東道野辺六丁目１番 |
| 49 | 第三新田公園 | 東初富六丁目８番 |
| 50 | 北下公園 | 道野辺中央四丁目１１番 |
| 51 | 図書館 | 中央一丁目８番３５号 |
| 52 | 粟野交番 | 粟野６１４番地の３ |
| 53 | 五舛蒔第一公園 | 東道野辺三丁目１３番 |
| 54 | 木戸脇第二公園 | 北中沢二丁目２３番 |
| 55 | 鎌ケ谷井草県営住宅 | 東鎌ケ谷三丁目２５番 |
| 56 | 新堀込公園 | 東中沢三丁目３６番 |
| 57 | 東初富公民館 | 東初富一丁目１０番１号 |
| 58 | 西佐津間二丁目 | 西佐津間二丁目１３番 |
| 59 | 貝柄山公園 | 南初富本町二丁目２２番 |
| 60 | 新鎌ケ谷三丁目第一公園 | 新鎌ケ谷三丁目２２番 |
| 61 | 初富小学校 | 東初富一丁目２０番１号 |

| 番号 | 設置場所 | 所在地 |
|---|---|---|
| 62 | 丸山第二公園 | 丸山二丁目７番 |
| 63 | 一本椚第四公園 | 鎌ケ谷七丁目６番 |
| 64 | 豆ヶ台公園 | 南鎌ケ谷四丁目８番 |
| 65 | 二和貯留池 | 東道野辺七丁目１６番 |
| 66 | 馬込沢自治会館 | 馬込沢７番２４号 |
| 67 | 南向第二公園 | 東道野辺五丁目２番 |
| 68 | 新鎌ふれあい公園 | 新鎌ケ谷二丁目２０番 |
| 69 | 新鎌ケ谷四丁目公園 | 新鎌ケ谷四丁目７番 |
| 70 | 長谷津第二公園 | 中央二丁目１７番 |
| 71 | 南初富三丁目 | 南初富三丁目１６番 |
| 72 | 道野辺中央一丁目公園 | 道野辺中央一丁目６番 |
| 73 | 道野辺保育園 | 道野辺中央五丁目７番１０号 |
| 74 | 妙蓮寺下 | 東道野辺一丁目６番 |
| 75 | 東部小学校 | 鎌ケ谷八丁目３番１１号 |
| 100 | 鎌ケ谷市役所 | 新鎌ケ谷二丁目６番１号 |

２　移動系基地局及び移動系陸上移動局

| 呼出名称 | 配置場所 | 備考 |
|---|---|---|
| ぼうさいかまがや | 安全対策課 | 移動系基地局 |
| かまがや５１ | 安全対策課 | 移動系陸上移動局 |
| かまがや５２ | 安全対策課 | 移動系陸上移動局 |
| かまがや５３ | 安全対策課 | 移動系陸上移動局 |
| かまがや５４ | 安全対策課 | 移動系陸上移動局 |

３　ＩＰ無線系

| 局名（常設場所） | グループ |
|---|---|
| 1 安全対策課１ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 2 安全対策課２ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 3 安全対策課３ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 4 安全対策課４ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 5 安全対策課５ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 6 安全対策課６ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 7 安全対策課７ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 8 安全対策課８ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |
| 9 第１現対 | １１、２、３ |

| 局名（常設場所） | グループ |
|---|---|
| 10 第１現対 | ２１、２、３ |
| 11 第１現対 | ３１、２、３ |
| 12 第１現対 | ４１、２、３ |
| 13 第１現対 | ５１、２、３ |
| 14 第２現対 | １１、２、４ |
| 15 第２現対 | ２１，２，４ |
| 16 第２現対 | ３１、２、４ |
| 17 第２現対 | ４１、２、４ |
| 18 第２現対 | ５１、２、４ |
| 19 市長 | １、２ |
| 20 副市長 | １、２ |
| 21 教育長 | １、２ |
| 22 総務課行政室 | １、２ |
| 23 市民活動推進課 | １、２、４、９ |
| 24 鎌ケ谷コミュニティセンター | １、２、９ |
| 25 南初富コミュニティセンター | １、２、９ |
| 26 道野辺中央コミュニティセンター | １、２、９ |
| 27 粟野コミュニティセンター | １、２、９、１０ |
| 28 くぬぎ山コミュニティセンター | １、２、８、９、１０ |
| 29 北中沢コミュニティセンター | １、２、９、１０ |
| 30 中央児童センター | １、２、９、１０ |
| 31 南児童センター | １、２、９、１０ |
| 32 クリーン推進課 | １、２、４ |
| 33 こども発達センター | １１、２ |
| 34 こども発達センター | ２１、２ |
| 35 こども発達センター | ３１、２ |
| 36 幼児保育課 | １、２、３、１０ |
| 37 道野辺保育園 | １、２、８、１０ |
| 38 南初富保育園 | １、２、８、１０ |
| 39 粟野保育園 | １、２、１０ |
| 40 鎌ケ谷保育園 | １、２、１０ |
| 41 高齢者支援課 | １、２、３ |
| 42 社会福祉センター | １、２、８ |
| 43 健康増進課 | １、２、３、１６ |

| 局名（常設場所） | グループ |
|---|---|
| 44 医師会事務局 | １、１５、１６ |
| 45 東邦鎌谷病院 | １、１５、１６ |
| 46 第２北総病院 | １、１５、１６ |
| 47 秋元病院 | １、１５、１６ |
| 48 初富保健病院 | １、１５、１６ |
| 49 鎌ケ谷総合病院 | １、１５、１６ |
| 50 船橋市立医療センター | １、１５、１６ |
| 51 船橋歯科医師会 | １、１５、１６ |
| 52 都市計画課 | １１、２、５ |
| 53 都市計画課 | ２１、２、５ |
| 54 道路河川整備課 | １１、２、５ |
| 55 道路河川整備課 | ２１、２、５ |
| 56 道路河川管理課 | １１、２、５ |
| 57 道路河川管理課 | ２１、２、５ |
| 58 道路河川管理課 | ３１、２、５ |
| 59 建築住宅課 | １１、２、５ |
| 60 建築住宅課 | ２１、２、５ |
| 61 下水道課１ | １、２、５ |
| 62 下水道課２ | １、２、５ |
| 63 教育総務課 | １、２、３、８、１１、１２、１３ |
| 64 学校教育課 | １、２、３、８、１１、１２、１３ |
| 65 鎌ケ谷小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 66 東部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 67 南部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 68 北部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 69 西部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 70 中部小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 71 初富小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 72 道野辺小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 73 五本松小学校 | １、２、８、１１、１２ |
| 74 鎌ケ谷中学校 | １、２、８、１１、１３ |
| 75 第二中学校 | １、２、８、１１、１３ |
| 76 第三中学校 | １、２、８、１１、１３ |
| 77 第四中学校 | １、２、８、１１、１３ |

| 局名（常設場所） | グループ |
|---|---|
| 78 第五中学校 | １、２、８、１１、１３ |
| 79 鎌ケ谷高等学校 | １、２、８ |
| 80 鎌ケ谷西高等学校 | １、２、８ |
| 81 生涯学習推進課 | １、２、３、８、１４ |
| 82 東部学習センター | １、２、１４ |
| 83 中央公民館 | １、２、１４ |
| 84 北部公民館 | １、２、１４ |
| 85 南部公民館 | １、２、１４ |
| 86 東初富公民館 | １、２、１４ |
| 87 文化・スポーツ課 | １、２、３、８ |
| 88 市民体育館 | １、２、８ |
| 89 消防本部１ | １、２、６、７、１５、１７ |
| 90 消防本部２ | １、２、６、７、１５、１７ |
| 91 中央消防署 | １、２、６ |
| 92 くぬぎ山消防署 | １、２、６ |
| 93 鎌ケ谷消防署 | １、２、６ |
| 94 第１分団 | １、２、６、７ |
| 95 第２分団 | １、２、６、７ |
| 96 第３分団 | １、２、６、７ |
| 97 第４分団 | １、２、６、７ |
| 98 第５分団 | １、２、６、７ |
| 99 第６分団 | １、２、６、７ |
| 100 第７分団 | １、２、６、７ |
| 101 第８分団 | １、２、６、７ |
| 102 陸上自衛隊松戸駐屯地 | １、８、１５ |
| 103 海上自衛隊下総航空基地 | １、８、１５ |
| 104 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | １、１５ |
| 105 さわやかプラザ軽井沢 | １、１５ |
| 106 鎌ケ谷郵便局 | １、１５ |
| 107 鎌ケ谷警察署 | １、１５、１７ |
| 109 新京成電鉄 | １、１７ |
| 110 東武鉄道 | １、１７ |
| 111 北総鉄道 | １、１７ |
| 112 イオン鎌ケ谷 | １、１７ |

| 局名（常設場所） | グループ |
|---|---|
| 113 くすりの福太郎 | １、１７ |
| 114 東横イン | １、１７ |
| 115 アクロスモール | １、１７ |
| 116 鎌ケ谷観光バス | １、17 |
| 117 ちばレインボーバス | １、17 |
| 118 船橋新京成バス | １、17 |
| 119 タクシー協会 | １、17 |
| 120 身体障がい者福祉センター | １１、２ |
| 121 身体障がい者福祉センター | ２１、２ |
| 121 安全対策課９ | １、２、３、４、５、８、１５，１６，１７ |

グループ編成

| | | | |
|---|---|---|---|
| １ | 全グル | １１ | 小・中学校 |
| ２ | 市全グル | １２ | 小学校 |
| ３ | 第１現対 | １３ | 中学校 |
| ４ | 第２現対 | １４ | 生涯学習施設 |
| ５ | 都市建設部 | １５ | 防災関係機関 |
| ６ | 消防 | １６ | 医療機関 |
| ７ | 消防団 | １７ | 帰宅困難者 |
| ８ | 避難所等 | | |
| ９ | コミセン・児童センター | | |
| １０ | 保育園・児童センター | | |

## 資料－４－４　防災関係機関連絡先

| 機関名 | | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| 鎌ケ谷市 | 鎌ケ谷市役所 | 鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1 | 047-445-1141 | 047-445-1400 |
| | 鎌ケ谷市消防本部 | 鎌ケ谷市右京塚 10-12 | 047-444-3235 | 047-445-1224 |
| | 中央消防署 | 鎌ケ谷市 10-2 | 047-444-3222 | 047-444-3413 |
| | くぬぎ山消防署 | 鎌ケ谷市初富 23-72 | 047-442-1119 | 047-442-1229 |
| | 鎌ケ谷消防署 | 鎌ケ谷市初富 928-472 | 047-442-6119 | 047-442-7119 |
| 千葉県 | 千葉県東葛飾地域振興事務所 | 松戸市小根本 7 | 047-361-2111 | 047-367-4348 |
| | 千葉県東葛飾土木事務所 | 松戸市竹ヶ花 24 | 047-364-5143 | 047-362-4884 |
| | 千葉県習志野健康福祉センター（保健所） | 習志野市本大久保 5-7-14 | 047-475-5151 | 047-475-5122 |
| | 千葉県水道局船橋水道事務所船橋北支所 | 船橋市高根台 1-5-1 | 047-465-9133 | 047-461-3441 |
| | 千葉県警察 鎌ケ谷警察署 | 鎌ケ谷市新鎌ケ谷 4-8-35 | 047-444-0110 | 047-444-0110 |
| | 千葉県動物愛護センター東葛飾支所 | 柏市高柳 1018-6 | 04-7191-0050 | 04-7193-2387 |
| 指定地方行政機関 | 国土交通省関東地方整備局江戸川河川事務所 | 野田市宮崎 134 | 04-7125-7436 | 04-7123-1741 |
| | 国土交通省関東地方整備局千葉国道事務所 | 千葉市稲毛区天台 5-27-1 | 043-287-0315 | 043-285-0412 |
| | 国土交通省関東地方整備局首都国道事務所 | 松戸市竹ヶ花 86 | 047-362-4114 | |
| | 農林水産省関東農政局千葉県拠点 | 千葉市中央区本千葉町 10-18 | 043-224-5611 | 043-227-7135 |
| | 気象庁東京管区気象台銚子地方気象台 | 銚子市川口町 2-6431 | 0479-23-7705 | 0479-22-0382 |
| 自衛隊 | 陸上自衛隊松戸駐屯地 | 松戸市五香六実 17 | 047-387-2171 | |
| | 海上自衛隊下総教育航空群 | 柏市藤ヶ谷 1614-1 | 04-7191-2321 | |
| 指定公共機関 | 東京電力パワーグリッド㈱京葉支社 | 船橋市湊町 2-2-16 | 047-769-2137 | 047-435-9661 |
| | ＮＴＴ東日本㈱千葉事業部 | 千葉市中央区富士見 1-12-7-5Ｆ | 043-445-8900 | |
| | 日本郵政㈱ 鎌ケ谷郵便局 | 鎌ケ谷市右京塚 13-26 | 047-443-0716 | 047-444-7315 |
| | 日本赤十字社 千葉県支部 | 千葉市中央区千葉港 5-7 | 043-241-7531 | 043-248-6812 |

| 機関名 | | 所在地 | 電話番号 | FAX |
|---|---|---|---|---|
| | 日本放送協会 千葉放送局 | 千葉市中央区千葉港 5-1 | 043-203-0593 | 043-203-0396 |
| 指定地方公共機関 | 千葉県 LP ガス協会　船橋支部 | 八千代市大和田新田 1151 | 047-450-8228 | 047-450-7766 |
| | 京葉瓦斯㈱供給保安部<br>保安指令センター船橋 | 船橋市市場 5-16-18 | 047-424-5485 | 047-423-3725 |
| | 千葉テレビ放送㈱ | 千葉市中央区都町 1-1-25 | 043-231-3111 | 043-232-4990 |
| 公共的団体等 | 鎌ケ谷市医師会 | 鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1 | 047-444-8928 | 047-445-8796 |
| | 船橋歯科医師会 | 船橋市北本町 1-16-55 | 047-424-4855 | 047-446-4940 |
| | 船橋薬剤師会 | 船橋市北本町 1-16-55 | 047-424-2330 | 047-424-5700 |
| | 千葉県接骨師会 船橋鎌ケ谷支部 | 鎌ケ谷市くぬぎ山 4-11-18 | 047-385-4720 | 047-384-4512 |
| | 鎌ケ谷市社会福祉協議会 | 鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1 | 047-444-2231 | 047-446-4545 |
| | 鎌ケ谷市多文化共生連絡協議会 | 鎌ケ谷市富岡 1-1-3 | 047-442-1850 | 047-442-1851 |
| | 鎌ケ谷市商工会 | 鎌ケ谷市南初富 6-5-60 | 047-443-5565 | 047-384-4512 |
| | 千葉県獣医師会 | 千葉市中央区都町 463-3 | 043-232-6980 | 043-232-6986 |
| | とうかつ中央農業協同組合 | 松戸市上本郷 2243-1 | 047-361-2201 | 047-366-7101 |
| | 柏・白井・鎌ケ谷環境衛生組合 | 鎌ケ谷市軽井沢 2102-1 | 047-443-7497 | 047-442-3491 |
| その他 | 鎌ケ谷市消防団 | 鎌ケ谷市右京塚 10-12 | 047-444-3235 | 047-445-1224 |
| | ジェイコム千葉 | 柏市名戸ヶ谷 900－1 | 04-7139-5010 | 04-7169-6000 |
| | 鎌ケ谷総合病院 | 鎌ケ谷市初富 929-6 | 047-498-8111 | 047-498-5050 |

## 資料－４－５　ＮＴＴの災害用伝言ダイヤルサービス

ご利用にあたっての事前契約は一切不要です。

提供開始、録音件数、提供条件についてはＮＴＴで決定し、ラジオ・テレビ等でお知らせします。

・171 をダイヤルすれば、あとはガイダンスにしたがって簡単操作。

・暗証番号付きでご利用される場合は、家族や親戚、知人等との間で、「暗証番号」を予め決めておく必要があります。

・限られた録音時間内で的確に情報を録音できるようにお話しください。

・発信されるお客様から伝言の録音または再生する電話番号までの通話料（通常、電話をおかけになる場合と同様の料金）がかかります。

なお、通話料は伝言ダイヤルセンタに接続した時点からとなります。（下記図の（4）から）

※携帯電話、PHS の電話番号を「キーとする電話番号」には設定できません。

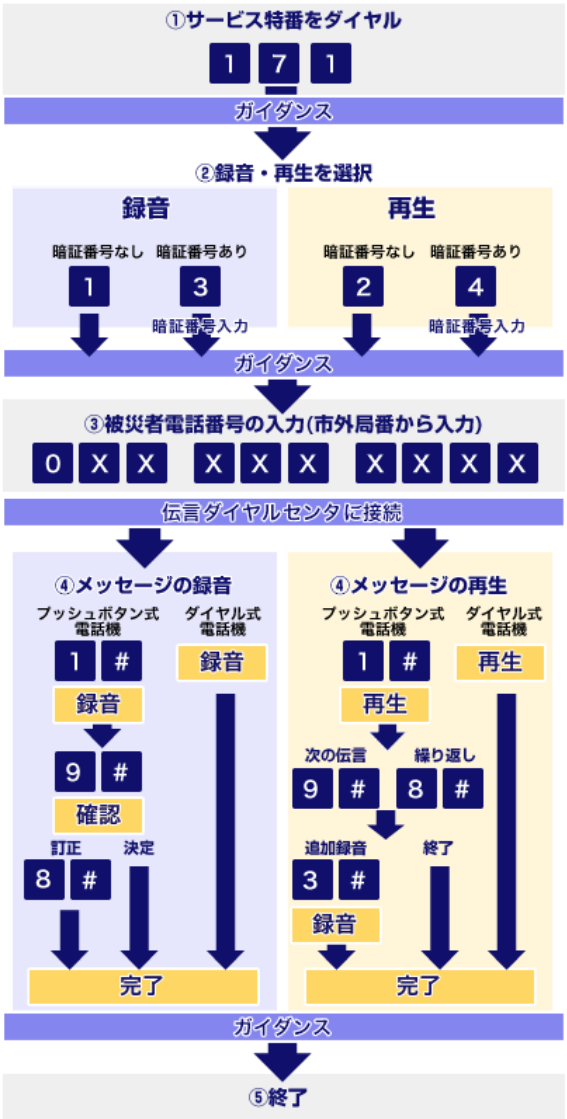


※プッシュボタン選択について

ダイヤル回線からボタン式電話機をご利用の場合、センタ接続後にプッシュ信号送出モードに切替え「1#」を入力すると、プッシュ信号による操作(訂正、繰返し、次ステップ等)が可能です。

ダイヤル式電話機をご利用の場合はプッシュ信号による操作ができないため、「録音訂正」や「繰返再生」ができません。

（出典：ＮＴＴコミュニケーションズ「災害用伝言ダイヤル操作方法」

http://506506.ntt.com/service/saigai/details.html）

# 資料－４－６ 災害用伝言板（サービス）

震度６弱以上の地震などの大きな災害が発生したときに、自分の携帯電話機を利用して地震の安否情報を登録することができます。伝言の登録には、携帯電話各社のサービスに契約されていることが条件となります。利用の詳細は、各社のページでご確認下さい。

## 伝言の登録方法

1. 携帯電話・PHS から災害用伝言板にアクセスします。
（災害時は各社の公式サイトのトップ画面に災害用伝言板の案内が表示されます。体験利用の際はメニューリスト内からアクセスしてください。）
2. 「災害用伝言板」の中の「登録」を選択します。
（登録は被災地域内の携帯電話・PHS からのアクセスのみが可能です。）
3. 現在の状態について「無事です。」等の選択肢から選び、任意で 100 文字以内のコメントを入力します。（状態の複数選択や、コメントのみの利用も可能です。）
4. 最後に「登録」を押して、伝言板への登録が完了となります。

## 伝言の確認方法

1. 災害用伝言板にアクセスします。（伝言の確認は PC 等からも行うことができます。）
NTT ドコモ　http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
KDDI（au）　http://dengon.ezweb.ne.jp/
ソフトバンク／ワイモバイル　http://dengon.softbank.ne.jp/
楽天モバイル　https://public-safety.mobile.rakuten.co.jp/
2. 「災害用伝言板」の中の「確認」を選択します。（確認は全国からのアクセスが可能です。）
3. 安否を確認したい方の携帯電話・PHS 番号を入力し「検索」を押します。
4. 伝言一覧が表示されますので、詳細を確認したい伝言を選択してください。

## 注意点

1 電話番号当たり、最大 10 伝言まで登録できます。
（10 件を超える伝言は古いものから上書きされます。）
伝言の保存期間は、1 つの災害での災害用伝言板を終了するまでです。
災害用伝言板の利用料・パケット通信料は無料です。
（他社の災害用伝言板のアクセスにはパケット通信料が必要です。）
提供の開始、登録可能地域等の運用方法については、状況に応じて各電気通信事業者が設定し、テレビやラジオ、インターネットで告知されます。

## 参考リンク

災害用伝言板の詳細については、運営している携帯電話・PHS 各社のページをご覧ください。
ドコモ 災害用伝言板　https://www.nttdocomo.co.jp/info/disaster/disaster_board/index.html
KDDI（au）災害用伝言板サービス　https://www.au.com/mobile/anti-disaster/saigai-dengon/
ソフトバンク 災害用伝言板　https://www.softbank.jp/mobile/service/dengon/
ワイモバイル 災害用伝言版サービス　https://www.ymobile.jp/service/dengon/
楽天モバイル 災害用伝言板　https://network.mobile.rakuten.co.jp/service/disaster_board/

出典　総務省ホームページ　災害用伝言サービス

# ５ 避難・生活救援関係

# 資料－５－１ 指定緊急避難場所及び指定避難所一覧

令和８年１月末現在

| 番号 | 施設名 | 所在地<br>電話番号 | 使用施設 | 避難場所及び避難所 | 有効面積（㎡） | 収容可能人員 | | 主な対象区 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 最大 | 長期 | |
| 1 | 鎌ケ谷<br>小学校 | 中央二丁目１番１号<br>047-442-1105 | 体育館 | ◇ | 1,000 | 500 | 125 | 初富、南初富、中央、東初富、新鎌ケ谷 |
| | | | 運動場 | ◆ | 7,838 | 3,919 | ― | |
| 2 | 東部<br>小学校 | 鎌ケ谷八丁目３番11号<br>443-2070 | 体育館 | ◇ | 1,028 | 514 | 128 | 丸山、鎌ケ谷、東道野辺 |
| | | | 運動場 | ◆ | 5,448 | 2,724 | ― | |
| 3 | 北部<br>小学校 | 粟野 735 番地<br>443-2410 | 体育館 | ◇ | 865 | 432 | 108 | 粟野、佐津間、中・西・南佐津間 |
| | | | 運動場 | ◆ | 5,736 | 2,868 | ― | |
| 4 | 南部<br>小学校 | 中沢 726 番地<br>443-5148 | 体育館 | ◇ | 1,008 | 504 | 126 | 馬込沢、中沢、東中沢、中沢新町 |
| | | | 運動場 | ◆ | 6,373 | 3,186 | ― | |
| 5 | 西部<br>小学校 | 初富 110 番地<br>443-6621 | 体育館 | ◇ | 904 | 452 | 113 | 北中沢、初富、くぬぎ山、北初富、串崎新田 |
| | | | 運動場 | ◆ | 5,715 | 2,857 | ― | |
| 6 | 中部<br>小学校 | 道野辺中央三丁目 12 番３号<br>443-0029 | 体育館 | ◇ | 837 | 418 | 104 | 丸山、道野辺中央、道野辺本町、中沢、東中沢、中沢新町、富岡 |
| | | | 運動場 | ◆ | 6,886 | 3,443 | ― | |
| 7 | 初富<br>小学校 | 東初富一丁目 20 番１号<br>445-2321 | 体育館 | ◇・◆ | 914 | 457 | 114 | 東鎌ケ谷、初富、南初富、東初富 |
| 8 | 道野辺<br>小学校 | 東道野辺五丁目５番１号　445-5041 | 体育館 | ◇ | 999 | 499 | 124 | 丸山、鎌ケ谷、南鎌ケ谷、東道野辺 |
| | | | 運動場 | ◆ | 5,994 | 2,997 | ― | |
| 9 | 五本松<br>小学校 | 南初富一丁目16番1号<br>445-2366 | 体育館 | ◇ | 886 | 443 | 110 | 初富、南初富、中央、東初富、新鎌ケ谷 |
| | | | 運動場 | ◆ | 7,014 | 3,507 | ― | |
| 10 | 鎌ケ谷<br>中学校 | 富岡一丁目2番1号<br>444-0456 | 体育館 | ◇ | 1,230 | 615 | 153 | 道野辺本町、東中沢、南初富、富岡、初富本町、新鎌ケ谷 |
| | | | 運動場 | ◆ | 10,736 | 5,368 | ― | |
| 11 | 第二<br>中学校 | 東道野辺四丁目19番26号　444-6751 | 体育館 | ◇ | 1,027 | 513 | 128 | 丸山、鎌ケ谷、東道野辺、道野辺本町、右京塚 |
| | | | 運動場 | ◆ | 9,443 | 4,721 | ― | |
| 12 | 第三<br>中学校 | 粟野450番地<br>443-3473 | 体育館 | ◇ | 995 | 497 | 124 | 中沢、北中沢、初富、北初富、新鎌ケ谷、粟野、佐津間、 |
| | | | 運動場 | ◆ | 15,504 | 7,752 | ― | |
| 13 | 第四<br>中学校 | 中沢1024番地の1<br>444-2185 | 体育館 | ◇ | 999 | 499 | 124 | 中沢、東中沢、北中沢 |
| | | | 運動場 | ◆ | 8,681 | 4,340 | ― | |

| 番号 | 施設名 | 所在地<br>電話番号 | 使用施設 | 避難場所及び避難所 | 有効面積（㎡） | 収容可能人員 | | 主な対象区 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 最大 | 長期 | |
| 14 | 第五中学校 | 初富806番地の262<br>443-3410 | 体育館 | ◇ | 1,002 | 501 | 125 | 初富、東初富 |
| | | | 運動場 | ◆ | 18,264 | 9,132 | — | |
| ⑮ | 鎌ケ谷<br>高等学校 | 東道野辺一丁目４番１号　444-2171 | 体育館 | ◇ | 2,152 | 1,076 | 269 | 道野辺、東道野辺、西道野辺、道野辺中央、道野辺本町、中沢、中沢新町 |
| | | | 運動場 | ◆ | 22,638 | 11,319 | — | |
| ⑯ | 鎌ケ谷西<br>高等学校 | 初富284番地の7<br>446-0051 | 体育館 | ◇ | 2,849 | 1,424 | 356 | 初富、くぬぎ山、栗野、佐津間 |
| | | | 運動場 | ◆ | 20,073 | 10,036 | — | |
| 17 | 南初富保育園 | 東初富二丁目６番50号　443-2093 | 全　室 | ◇ | 1,320 | 660 | 165 | 南初富、東初富 |
| | | | 運動場 | ◆ | 2,107 | 1,053 | — | |
| 18 | 道野辺保育園 | 道野辺中央五丁目7番10号　444-1885 | 全　室 | ◇ | 1,391 | 695 | 173 | 道野辺、東道野辺、道野辺中央、中沢、中沢新町 |
| | | | 運動場 | ◆ | 2,407 | 1,203 | — | |
| 19 | くぬぎ山コミュニティセンター・くぬぎ山公園 | くぬぎ山4-2-46-10<br>389-1401 | ｺﾐｭﾆﾃｨｾﾝﾀｰ | ◇ | 986 | 493 | 123 | 初富、くぬぎ山、串崎新田 |
| | | | 公園 | ◆ | 3,336 | 1,668 | — | |
| ⑳ | 市制記念公園 | 初富924番地の6<br>445-0285 | 公園 | ◆ | 33,000 | 16,500 | — | 初富、南初富、中央、東初富、新鎌ケ谷、栗野、佐津間 |
| 21 | 鎌ケ谷市民体育館 | 初富860番地の3<br>444-8585 | 体育館 | ◇ | 7,650 | 3,825 | 956 | 初富、東初富、南初富、栗野、軽井沢、 |
| | | | 駐車場 | ◆ | 9,895 | 4,947 | — | |
| 22 | 陸上自衛隊松戸駐屯地 | 松戸市五香六実17番地　047-387-2171 | ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ | ◆ | 19,500 | 9,750 | — | くぬぎ山 |
| 23 | 鎌ケ谷カントリークラブ | 中沢1338番地の３<br>444-4111 | ゴルフ練習場 | ◆ | 21,400 | 10,700 | — | 中沢、東中沢、北中沢 |
| 24 | 海上自衛隊下総航空基地 | 柏市藤ヶ谷1614番地の1<br>04-7191-2321 | 体育館 | ◇ | 1,392 | 300 | 174 | 東初富、栗野、佐津間、軽井沢、中・西・南佐津間 |
| | | | ｸﾞﾗｳﾝﾄﾞ | ◆ | 14,761 | 3,500 | — | |
| 25 | 社会福祉センター | 初富802番地の116<br>444-0121 | — | — | — | — | — | 要配慮者を対象 |

備考：番号の列で、番号を〇で囲ったものは、広域避難場所を表し、□で囲ったものは、福祉避難所を表す。　　避難場所及び避難所の列で、◆は避難場所・◇は避難所を表す

収容可能人員の最大は緊急対応として就寝することができる程度の占有面積一人当たり２㎡とし、長期的には一人当たり８㎡（居住スペースの他、避難所の運営に必要なスペース含む）の確保に努めていく。

# 資料－５－２ 土砂災害警戒区域の避難基準等

１　土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定箇所

| 番号 | 指定箇所 | 区域名 | 自然現象の種類 | 土砂災害警戒区域 | 土砂災害特別警戒区域 | 告示日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 鎌ケ谷市道野辺北下 | 北下１ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 平成 24 年 3 月 30 日 |
| 2 | 鎌ケ谷市道野辺囃子水 | 囃子水 3 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 平成 24 年 3 月 30 日 |
| 3 | 鎌ケ谷市道野辺北下 | 北下２ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | | 平成 24 年 3 月 30 日 |
| 4 | 鎌ケ谷市道野辺 | 下西山 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和 2 年 3 月 10 日 |
| 5 | 鎌ケ谷市東道野辺７丁目 | 東道野辺１ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和 2 年 3 月 10 日 |
| 6 | 鎌ケ谷市中沢、市川市大野町４丁目 | 大野町 18 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和 3 年 2 月 16 日 |
| 7 | 鎌ケ谷市東道野辺３丁目、船橋市丸山３丁目、丸山４丁目 | 東道野辺２ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和 3 年 3 月 5 日 |
| 8 | 船橋市丸山３丁目、鎌ケ谷市道野辺 | 丸山 5 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年２月 28 日 |
| 9 | 船橋市丸山３丁目、鎌ケ谷市道野辺 | 丸山 6 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年２月 28 日 |
| 10 | 船橋市丸山３丁目、鎌ケ谷市東道野辺１丁目 | 丸山 7 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | | 令和７年２月 28 日 |
| 11 | 船橋市丸山４丁目、鎌ケ谷市東道野辺３丁目 | 丸山 8 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年２月 28 日 |
| 12 | 船橋市藤原８丁目、鎌ケ谷市道野辺 | 藤原 7 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年２月 28 日 |
| 13 | 鎌ケ谷市軽井沢 | 軽井沢１ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 14 | 鎌ケ谷市東中沢２丁目、初富本町２丁目、富岡３丁目 | 東中沢１ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 15 | 鎌ケ谷市東中沢３丁目 | 東中沢２ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 16 | 鎌ケ谷市道野辺、西道野辺 | 道野辺 1 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | | 令和７年３月７日 |
| 17 | 鎌ケ谷市道野辺 | 道野辺 2 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 18 | 鎌ケ谷市中沢、西道野辺 | 中沢 1 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 19 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢 2 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 20 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢 3 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 21 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢 4 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 22 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢 5 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 23 | 鎌ケ谷市中沢、東中沢３丁目、中沢新町 | 中沢 6 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 24 | 鎌ケ谷市中沢、船橋市藤原８丁目 | 中沢 7 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 25 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢 8 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 26 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢 9 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 27 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢 10 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 28 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢 11 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 29 | 鎌ケ谷市東道野辺１丁目 | 東道野辺 3 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 30 | 鎌ケ谷市東道野辺１丁目、道野辺中央５丁目 | 東道野辺 4 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 31 | 鎌ケ谷市東道野辺３丁目、東道野辺１丁目、船橋市丸山４丁目、丸山３丁目 | 東道野辺 5 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 32 | 鎌ケ谷市東道野辺５丁目 | 東道野辺 6 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 33 | 鎌ケ谷市東道野辺７丁目 | 東道野辺 7 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |

| | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 34 | 鎌ケ谷市東道野辺１丁目、道野辺 | 東道野辺８ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 35 | 鎌ケ谷市東道野辺１丁目、道野辺 | 東道野辺９ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 36 | 鎌ケ谷市道野辺中央３丁目、東中沢３丁目、中沢新町 | 道野辺中央１ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 37 | 鎌ケ谷市道野辺本町２丁目 | 道野辺本町１ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 38 | 鎌ケ谷市初富本町２丁目 | 初富本町１ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年３月７日 |
| 39 | 船橋市金杉台２丁目、金杉町、金杉５丁目、鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目 | 金杉台３ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年９月５日 |
| 40 | 鎌ケ谷市南鎌ケ谷４丁目、船橋市馬込町、金杉町 | 南鎌ケ谷１ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | | 令和７年９月５日 |
| 41 | 船橋市藤原８丁目、鎌ケ谷市道野辺 | 藤原８ | 急傾斜地の崩壊 | ○ | ○ | 令和７年11月21日 |
| 42 | 鎌ケ谷市中沢 | 中沢12 | 急傾斜地の崩壊 | ○ | | 令和８年２月27日 |

２　避難基準

土砂災害警戒情報が発表された場合に、避難指示等を発令する。

| 避難情報 | 発令基準 |
|---|---|
| 高齢者等避難 | レベル３土砂災害警報が発表された場合 |
| 避難指示 | レベル４土砂災害危険警報が発表された場合 |
| 緊急安全確保 | レベル５土砂災害特別警報が発表された場合 |

## 資料－５－３ 井戸付耐震性貯水槽設置箇所一覧

| 設置場所 | 所　在　地 | 設置年月 | 井戸深さ | 貯水量 | 非常発電 | ろ過装置 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 第二中学校 | 東道野辺4-19-26 | 昭和53年 | 80m | 40屯 | 15KVA | フィルター滅菌器 |
| 五本松小学校 | 南初富1-16-1 | 昭和54年 | 80m | 40屯 | 12KVA | フィルター滅菌器 |
| 第三中学校 | 粟野450 | 昭和55年 | 80m | 40屯 | 12KVA | フィルター滅菌器 |
| 中部小学校 | 道野辺中央3-12-3 | 昭和56年 | 80m | 40屯 | 15KVA | 除鉄装置滅菌器 |
| 北部小学校 | 粟野735 | 平成9年3月 | 80m | 40屯 | 17KVA | 除鉄装置滅菌器 |
| 第四中学校 | 中沢1024-1 | 平成27年6月 | 80m | 40屯 | 10.5KVA | 塩素注入設備<br>除鉄・徐マンガン設備 |

## 資料－５－４ 防災備蓄倉庫・備蓄物資一覧

# 防災備蓄倉庫

令和４年３月末現在

| | 名　　称 | 設置場所 | 面　　積 | 設置年月日 |
|---|---|---|---|---|
| １ | 鎌ケ谷市防災倉庫 | 新鎌ケ谷2-6-1<br>（庁舎敷地内） | 62.26㎡<br>鉄骨造　平屋建 | 令和４年度 |
| ２ | 北部小学校防災倉庫 | 粟野735 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成１９年度 |
| ３ | 道野辺小学校防災倉庫 | 東道野辺5-5-1 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２０年度 |
| ４ | 東部小学校防災倉庫 | 鎌ケ谷8-3-11 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２１年度 |
| ５ | 南部小学校防災倉庫 | 中沢726 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２１年度 |
| ６ | 初富小学校防災倉庫 | 東初富1-20-1 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２１年度 |
| ７ | 西部小学校防災倉庫 | 初富110 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２１年度 |
| ８ | 鎌ケ谷中学校防災倉庫 | 富岡1-2-1 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２２年度 |
| ９ | 中部小学校防災倉庫 | 道野辺中央3-12-3 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２３年度 |
| １０ | 五本松小学校防災倉庫 | 南初富1-16-1 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２３年度 |
| １１ | 第二中学校防災倉庫 | 東道野辺4-19-26 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２３年度 |
| １２ | 第三中学校防災倉庫 | 粟野450 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２３年度 |
| １３ | 第四中学校防災倉庫 | 中沢1024-1 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２４年度 |
| １４ | 第五中学校防災倉庫 | 初富806-262 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２４年度 |
| １５ | 鎌ケ谷小学校防災倉庫 | 中央2-1-1 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２４年度 |
| １６ | 道野辺保育園防災倉庫 | 道野辺中央5-7-10 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２４年度 |
| １７ | 南初富保育園防災倉庫 | 東初富2-6-50 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２４年度 |
| １８ | 鎌ケ谷市民体育館 | 初富860-3 | 105.6㎡<br>鉄骨造　平家建 | 平成２５年度 |
| １９ | くぬぎ山コミュニティセンター | くぬぎ山4-2-46-10 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２５年度 |

| | 名　　称 | 設置場所 | 面　　積 | 設置年月日 |
|---|---|---|---|---|
| ２０ | 鎌ケ谷高等学校 | 東道野辺1-4-1 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２５年度 |
| ２１ | 鎌ケ谷西高等学校 | 初富284-7 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２５年度 |
| ２２ | 海上自衛隊<br>下総航空基地 | 柏市藤ヶ谷1614-1 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２５年度 |
| ２３ | 社会福祉センター | 初富802-116 | 9.6㎡<br>アルミパネル | 平成２５年度 |

## 備蓄物資

平成 28 年 3 月末現在

| | 品　　名 | 数　　量 |
|---|---|---|
| 1 | サバイバルフーズ<br>(ﾌｧﾐﾘｰｾｯﾄ含む) | 100,360食 |
| 2 | 毛　布 | 22,468枚 |
| 3 | 飲料水用袋 | 11,300袋 |
| 4 | 医薬品セット | 56セット |
| 5 | スプーン<br>食　　器 | 16,000本<br>13,200枚 |
| 6 | 仮設トイレ | 187台 |
| 7 | 簡易トイレ用テント | 75式 |
| 8 | ラップポンバッテリー | 47台 |
| 9 | ラップポンセット<br>(50回セット) | 2,342セット |
| １０ | 凝固・衛生セット | 92,973パック |
| １１ | 防災テント | 12張 |
| １２ | 簡易担架 | 60枚 |
| １３ | スコップ | 52本 |
| １４ | メガホン<br>(拡声器) | 32器 |
| １５ | 炊き出しセット | 44式 |
| １６ | 燃料携行缶 | 22缶 |

| | | |
|---|---|---|
| １７ | 非常用発電機<br>（ガソリン） | 6台 |
| １８ | 非常用発電機<br>（エネポ） | 52台 |
| １９ | 非常用発電機燃料<br>（ガソリン） | 11セット |
| ２０ | 非常用発電機燃料<br>（カセットボンベ） | 2,496本 |
| ２１ | 炊き出し用燃料<br>（灯油） | 94箱 |
| ２２ | 投光器 | 58セット |
| ２３ | ランタン | 187個 |
| ２４ | マリンテナー | 5式 |
| ２５ | 運営用品一式 | 22式 |
| ２６ | 紙おむつ<br>（大人用Mサイズ） | 640枚 |
| ２７ | 紙おむつ<br>（大人用Ｌサイズ） | 504枚 |
| ２８ | 尿取パット | 3,420枚 |
| ２９ | 紙おむつ<br>（新生児用） | 1,080枚 |
| ３０ | 紙おむつ<br>（乳幼児用Ｓサイズ） | 2,268枚 |
| ３１ | 紙おむつ<br>（乳幼児用Mサイズ） | 3,264枚 |
| ３２ | 紙おむつ<br>（乳幼児用Ｌサイズ） | 3,240枚 |
| ３３ | 生理用品 | 17,280枚 |
| ３４ | 粉ミルク<br>（固形） | 171箱 |
| ３５ | 哺乳瓶 | 460本 |
| ３６ | 飲料水<br>（500ml） | 600本 |
| ３７ | 発電機用並列コード<br>（エネポ） | 26本 |
| ３８ | マイナスドライバー<br>（エネポ） | 10本 |

| | | |
|---|---|---|
| ３９ | 六角パクトビニールシート | 28箱 |
| ４０ | レスキューサーブ回収タンク | 12個 |
| ４１ | ござ | 16枚 |
| ４２ | 畳 | 28枚 |
| ４３ | 水中ポンプ | 18台 |
| ４４ | 噴霧器 | 5台 |
| ４５ | ブルーシート | 740枚 |
| ４６ | 車載式ウォーターバルーン<br>（給水架台含） | 1式 |
| ４７ | バール | 13本 |
| ４８ | 掛けや | 8個 |
| ４９ | 電工ドラム | 5台 |

# 資料－５－６ 浸水想定区域内の災害時要配慮者施設一覧

令和４年３月現在

| No | 施設名 | 所在 | 備考 | 真間川浸水想定区域注１） | 大津川浸水想定区域注１） | 内水浸水想定区域注２） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 3 | 医療法人社団　東邦鎌谷病院 | 粟野５９４ | 病院 | | | ○ |
| 5 | 粟野児童センター | 粟野７９－１ | 児童センター | | | ○ |
| 7 | お年寄りお世話一家「ほがらか」 | 右京塚８－７－２ | 有料老人ホーム | | | ○ |
| 12 | 放課後等デイサービスひまわり | くぬぎ山四丁目２－４０ワコーレ鎌ケ谷一号館１０５ | 放課後等デイサービス事業所 | | | ○ |
| 14 | グループホームクラブハウス | くぬぎ山四丁目５－２９ | 共同生活援助（グループホーム） | | | ○ |
| 17 | アウル鎌ケ谷 | 佐津間５６８ | 特別養護老人ホーム | | ○ | |
| 18 | 第二みちる園 | 佐津間７２６－２ | 生活介護 | | ○ | |
| 19 | さつま幼稚園 | 佐津間８９３ | 幼稚園 | | ○ | |
| 20 | さつまの里 | 佐津間９８９－１ | 特別養護老人ホーム | | ○ | |
| 21 | ハグピア | 佐津間字小池橋１３６５、１３６６－各一部 | 児童発達支援事業所 | | | ○ |
| 23 | もくせい園 | 中沢３１１－１ | 障害者支援施設 | ○ | | |
| 26 | 鎌ケ谷ふじ第二幼稚園 | 西道野辺１２－２５ | 幼稚園 | ○ | | |
| 29 | デイサービスセンターささら | 初富１３９０－３ | 通所介護 | | | ○ |
| 46 | 特別養護老人ホーム鎌ケ谷翔裕園（ユニット型） | 初富８４８－１０ | 特別養護老人ホーム | | | ○ |
| 55 | 鎌ケ谷翔裕園ショートステイサービス | 初富字東野８４８－１０ | 短期入所生活介護 | | | ○ |
| 56 | 南児童センター | 道野辺１０４２－２ | 児童センター | ○ | | |
| 57 | 特別養護老人ホーム慈祐苑 | 道野辺２１４－４ | 特別養護老人ホーム | ○ | | |
| 63 | スクルドエンジェル保育園鎌ケ谷大仏園 | 鎌ケ谷一丁目５－２５ＡＢＩＬＥＫ鎌ケ谷３階 | 小規模保育事業所 | | | ○ |
| 66 | たかし保育園鎌ケ谷大仏 | 鎌ケ谷五丁目８－５５ | 保育所 | | | ○ |
| 67 | プライマリーデイサービス鎌ケ谷 | 鎌ケ谷五丁目９－５６ | 地域密着型通所介護 | | | ○ |
| 71 | わおんグループホームモナミ | 鎌ケ谷二丁目３－１ | 共同生活援助（グループホーム） | | | ○ |
| 72 | メゾン de ウィスカーパッド | 鎌ケ谷六丁目２－１８ | 共同生活援助（グループホーム） | | | ○ |
| 77 | リハビリデイサービスアールズ | 丸山三丁目７－７ | 地域密着型通所介護 | | | ○ |
| 102 | Ｄｏｏｒｌｙ | 西佐津間一丁目３－１５ | 児童発達支援 | | | ○ |
| 106 | かまがや幼稚園 | 中央一丁目１６－３ | 幼稚園 | | | ○ |
| 111 | 福祉作業所友和園 | 中央二丁目２１－３０ | 生活介護 | | | ○ |
| 116 | てらぴぁぽけっと鎌ケ谷教室 | 東鎌ケ谷１丁目７－５３道工三角ビル２階 | 児童発達支援 | | | ○ |

| No | 施設名 | 所在 | 備考 | 真間川浸水想定区域（注１） | 大津川浸水想定区域（注１） | 内水浸水想定区域（注２） |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 119 | デイサービスセンター和楽弐番館 | 東鎌ケ谷三丁目２６－１０ | 通所介護 | | | ○ |
| 125 | 特別養護老人ホーム初富の里１ | 東初富一丁目４－３ | 地域密着型介護老人福祉施設（小規模特別養護老人ホーム） | | | ○ |
| 127 | ソーシャルインクルーホーム鎌ケ谷東初富 | 東初富五丁目２０－７４ | 共同生活援助（グループホーム） | | | ○ |
| 128 | 東京聖栄大学附属わたなべ幼稚園 | 東初富五丁目２５－１６ | 幼稚園 | | | ○ |
| 131 | やすらぎの家鎌ケ谷亭 | 東初富二丁目２－３８ | 地域密着型通所介護 | | | ○ |
| 135 | シルバーハート東中沢デイサービスセンター | 東中沢一丁目１３－２０ | 地域密着型通所介護 | | | ○ |
| 138 | 青空ハウス１号 | 東中沢四丁目４－１１ | 共同生活援助（グループホーム） | | | ○ |
| 141 | 鎌ケ谷ふじ幼稚園 | 東道野辺五丁目１－５７ | 幼稚園 | | | ○ |
| 145 | リハビリデイサービスあかり | 東道野辺七丁目２２－５４ | 地域密着型通所介護 | ○ | | |
| 149 | 介護付有料老人ホーム「グランシア鎌ケ谷」 | 道野辺中央四丁目８－１ | 有料老人ホーム | | | ○ |
| 165 | 多機能型事業所きらら | 南初富三丁目１－２ | 就労継続支援Ｂ型 | | | ○ |
| 167 | 中央児童センター | 南初富三丁目１９－３１ | 児童センター | | | ○ |
| 180 | 北中沢児童センター | 北中沢二丁目１－２３ | 児童センター | | | ○ |
| 181 | アウル鎌ケ谷ネクスト | 佐津間６３１ | 特別養護老人ホーム | | ○ | ○ |

注１）
水防法第１４条１項に基づく洪水浸水想定区域内の要配慮者利用施設で、水防法第１５条第１項の規定により市地域防災計画に、その名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設については、水防法第１５条の３に基づく避難計画作成、避難訓練が義務付けられる。

注２）
水防法に基づく浸水想定区域ではないため、水防法第１５条の３に基づく避難計画、避難訓練の義務付けはないが、当該計画の作成、訓練の実施が望ましい。

真間川、大津川浸水想定区域（想定最大規模）

大津川浸水想定区域

真間川浸水想定区域

内水浸水想定区域（想定最大規模）

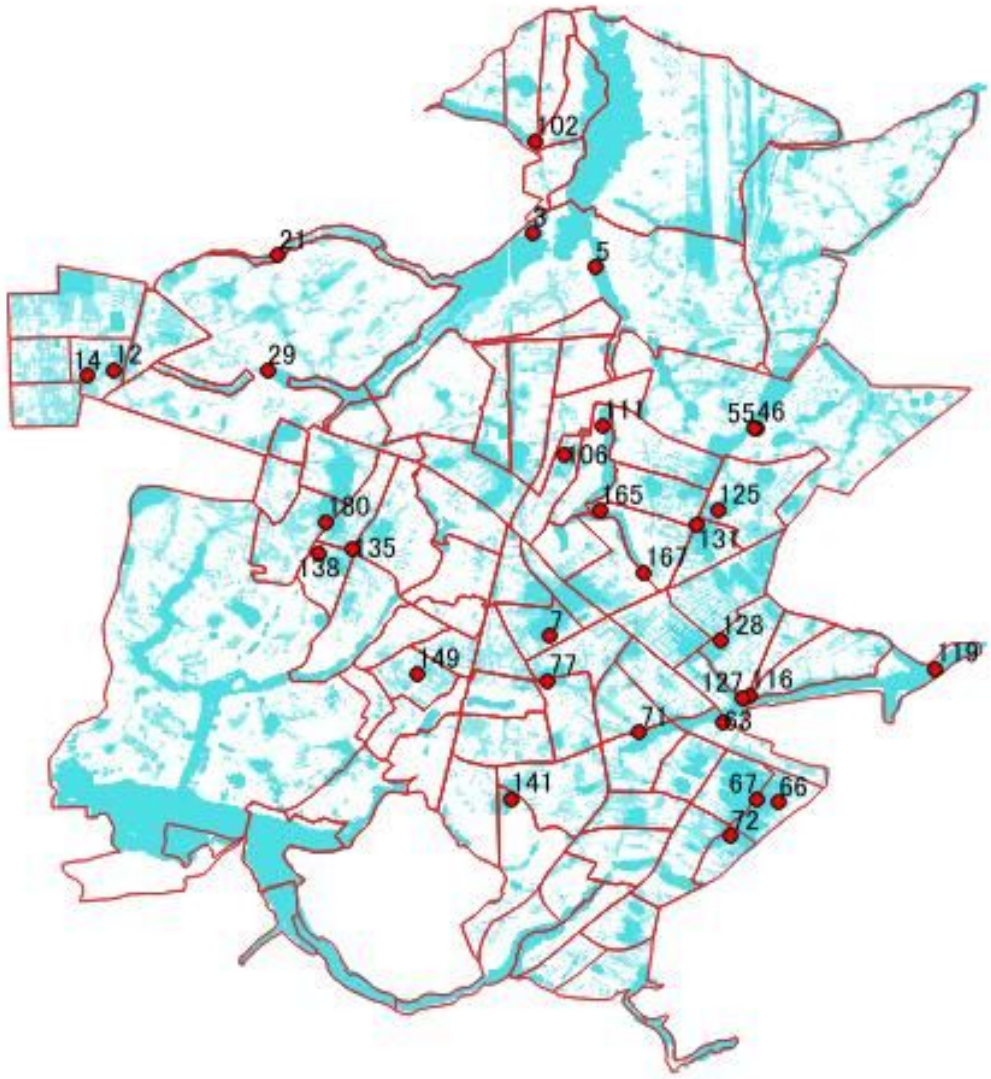


浸水想定区域

# ６ 交通関係

# 資料－６－１ 自衛隊の災害派遣要請の様式

第　　号
年　　月　　日

様

千葉県知事　　印

自衛隊の災害派遣について（要請）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定により下記のとおり派遣要請します。

記

1　災害の情況及び派遣を要請する事由
（1）災害の情況

（2）派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間
年　　月　　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3　派遣を希望する区域および活動内容
（1）活動希望区域

（2）活動内容

4　その他参考となるべき事項

第　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長　　印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、自衛隊法第83条第1項の規定による自衛隊の派遣を、下記のとおり依頼します。

記

1　災害の情況及び派遣を要請する事由
（1）災害の情況

（2）派遣を要請する事由

2　派遣を希望する期間
年　　月　　日（　　時　　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

3　派遣を希望する区域および活動内容
（1）活動希望区域

（2）活動内容

4　その他参考となるべき事項

第　　号
年　　月　　日

様

千葉県知事　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（要請）

年　　月　　日付け　第　　号で要請したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収を要請します。

記

１　撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤収理由

３　その他必要事項

第　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

市町村長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収要請について（依頼）

年　　月　　日付け　　号で依頼したこのことについては、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

１　撤収日時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤収理由

３　その他必要事項

## 資料－６－２ 自衛官及び消防吏員の作成する措置命令・措置通知書

（ 表 ）

<table>
<tr><td colspan="5">措　置　命　令<br>通　知　書<br>措　　置<br>年　　月　　日<br>署長　殿<br>第１項の規定により<br>災害対策基本法第７６条の３第３項及び第４項の規定において準用する<br>第２項の規定により<br>措置命令<br>を行ったので、同条第６項の規定により、下記のとおり通知します。<br>措　　置<br>所属<br>氏名　　㊞</td></tr>
<tr><td colspan="2">１　日　　時</td><td colspan="3">午　前<br>年　　月　　日　　時　　分<br>午　後</td></tr>
<tr><td colspan="2">２　場　　所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="2">３（命令・措置）<br>を行った者</td><td colspan="3">所属</td></tr>
<tr><td colspan="3">氏名</td></tr>
<tr><td rowspan="6">４</td><td rowspan="3">命令の<br>場　合</td><td rowspan="3">命　令　を<br>受　け　た　者</td><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>番号票に<br>表示されて<br>いる番号</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="3">措置の<br>場　合</td><td rowspan="3">措置に係る<br>物件の<br>（占有者<br>・所有者<br>・管理者）</td><td>住　　所</td><td></td></tr>
<tr><td>氏　　名</td><td></td></tr>
<tr><td>番号票に<br>表示されて<br>いる番号</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="3">５（命令・措置）の内容</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（　裏　）

| | |
|---|---|
| | |
| ６（命令・措置）を行った場所の前後の状況 | |
| ７　備　　考 | |

備考　１　６には、破損を行った場合、破損の有無及び破損状況も記載すること。
　　２　（　）内については、該当するものを○で囲むこと。
　　３　破損を行った場合には、破損前後の状況を撮影した写真を添付すること。
　　４　所定の欄に記載できないときは、別紙に記入の上、これを添付すること。

用紙の大きさは、Ａ４とする

# 資料－６－３ ヘリコプター臨時離発着場適地一覧表

平成26年4月1日現在

| | NO | 離発着場名称 | 所在地 | | 施設管理者 | 広さ | | 最寄消防署から | 避難所との競合 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 地名・地番 | 座標 | | 巾×長さ(m) | 区分 | | |
| 鎌ケ谷市 | 206 | 市制記念公園 | 初富924-6 | N:35,46,47<br>E:140,00,32 | 市 | 120×120 | 大 | 1000m | 広域(一時)避難場所 |
| | 207 | 陸上競技場 | 初富924-283 | N:35,46,41<br>E:140,00,54 | 市 | 185×125 | 大 | 2000m | 避難施設と隣接、同一敷地 |
| | 208 | 第三中学校 | 粟野450 | N:35,46,54<br>E:139,59,58 | 市教育委員会 | 110×75 | 中 | 1500m | 避難施設と隣接、同一敷地 |
| | 209 | 第四中学校 | 中沢1024-1 | N:35,45,38<br>E:139,58,59 | 市教育委員会 | 110×70 | 中 | 4000m | 避難施設と隣接、同一敷地 |
| | 210 | 第五中学校 | 初富806-262 | N:35,46,37<br>E:140,01,29 | 市教育委員会 | 150×95 | 中 | 3000m | 避難施設と隣接、同一敷地 |
| | 211 | 県立鎌ケ谷高等学校 | 東道野辺1-4-1 | N:35,45,15<br>E:139,59,52 | 千葉県教育庁 | 280×150 | 大 | 3000m | 避難施設と隣接、同一敷地 |
| | 212 | 県立鎌ケ谷西高等学校 | 初富284-7 | N:35,47,09<br>E:139,59,30 | 千葉県教育庁 | 105×60 | 中 | 1000m | 避難施設と隣接、同一敷地 |

# 資料－６－４ 県有施設ヘリサイン設置場所一覧

平成27年4月1日現在

| No. | 施設分類 | 施設名称 | ヘリサイン（表示名称） | 表示色 | 所在地 | | 座標 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 区市町村 | 住所 | | |
| 1 | 公共建築物 | 千葉県庁 | 千葉県庁 | 黄 | 千葉市 | 中央区市場町1-1 | [北緯]35度36分18秒[東経]140度07分23秒 | |
| 2 | 公共建築物 | 千葉県消防学校 | 県消防学校 | オレンジ | 千葉市 | 中央区仁戸名町666-2 | [北緯]35度34分55秒[東経]140度09分30秒 | |
| 3 | 公共建築物 | 西部防災センター | 西部防災 | 白 | 松戸市 | 松戸558-3 | [北緯]35度46分23秒[東経]139度54分09秒 | |
| 4 | 公共建築物 | 印旛地域振興事務所 | 県印旛合庁 | オレンジ | 佐倉市 | 鏑木仲田町8-1 | [北緯]35度42分50秒[東経]140度13分55秒 | |
| 5 | 公共建築物 | 香取地域振興事務所 | 県香取合庁 | 黄 | 香取市 | 北3-1-3 | [北緯]35度53分47秒[東経]140度29分41秒 | |
| 6 | 公共建築物 | 海匝地域振興事務所 | 県海匝合庁 | オレンジ | 旭市 | ニ1997-1 | [北緯]35度43分07秒[東経]140度38分48秒 | |
| 7 | 公共建築物 | 山武地域振興事務所 | 県山武合庁 | オレンジ | 東金市 | 東新宿1-11 | [北緯]35度33分36秒[東経]140度22分03秒 | |
| 8 | 公共建築物 | 長生地域振興事務所 | 県長生合庁 | オレンジ | 茂原市 | 茂原1102-1 | [北緯]35度25分35秒[東経]140度17分11秒 | |
| 9 | 公共建築物 | 君津地域振興事務所 | 県君津合庁 | オレンジ | 木更津市 | 貝渕3-13-34 | [北緯]35度22分15秒[東経]139度55分04秒 | |
| 10 | 公共建築物 | 山武健康福祉センター | 山武健康福祉Ｃ | オレンジ | 東金市 | 東金907-1 | [北緯]35度33分42秒[東経]140度22分02秒 | |
| 11 | 公立病院 | 千葉県がんセンター | がんセンター | オレンジ | 千葉市 | 中央区仁戸名町666-2 | [北緯]34度35分51秒[東経]140度09分42秒 | |
| 12 | 公立病院 | 千葉県救急医療センター | 県救急医療 | オレンジ | 千葉市 | 美浜区磯辺3-32-1 | [北緯]35度37分43秒[東経]140度03分06秒 | |
| 13 | 公立病院 | 千葉県こども病院 | こども病院 | オレンジ | 千葉市 | 緑区辺田町579-1 | [北緯]35度33分29秒[東経]140度11分25秒 | |
| 14 | 公立病院 | 千葉県循環器病センター | Chiba ＣＶ Ｃenter | 白 | 市原市 | 鶴舞575 | [北緯]35度23分08秒[東経]140度11分08秒 | ヘリポートに表示 |
| 15 | 公立病院 | 県立　佐原病院 | 佐原病院 | オレンジ | 香取市 | 佐原イ2285 | [北緯]35度53分07秒[東経]140度30分36秒 | |
| 16 | 公立高校 | 県立　千葉高校 | 県千葉高 | オレンジ | 千葉市 | 中央区葛城1-5-2 | [北緯]35度36分00秒[東経]140度07分44秒 | |
| 17 | 公立高校 | 県立　船橋高校 | 県船橋高 | オレンジ | 船橋市 | 東船橋6-1-1 | [北緯]35度41分44秒[東経]140度00分14秒 | |
| 18 | 公立高校 | 県立　船橋豊富高校 | 船橋豊富 | 黒 | 船橋市 | 豊富町656-8 | [北緯]35度45分55秒[東経]140度04分19秒 | |
| 19 | 公立高校 | 県立　東葛飾高校 | 東葛飾高 | オレンジ | 柏市 | 旭町3-2-1 | [北緯]35度51分41秒[東経]139度57分50秒 | |
| 20 | 公立高校 | 県立　佐原高校 | 佐原高 | 白 | 香取市 | 佐原イ2685 | [北緯]35度53分17秒[東経]140度30分18秒 | |
| 21 | 公立高校 | 県立　匝瑳高校 | 匝瑳高 | オレンジ | 匝瑳市 | 八日市場イ1630 | [北緯]35度42分28秒[東経]140度32分31秒 | |
| 22 | 公立高校 | 県立　長生高校 | 長生高 | オレンジ | 茂原市 | 高師286 | [北緯]35度25分56秒[東経]140度17分52秒 | |
| 23 | 公立高校 | 県立　大多喜高校 | 大多喜高 | オレンジ | 大多喜町 | 大多喜481 | [北緯]35度17分07秒[東経]140度17分24秒 | |
| 24 | 公立高校 | 県立　木更津高校 | 木更津高 | オレンジ | 木更津市 | 文京4-1-1 | [北緯]35度22分27秒[東経]139度55分57秒 | |
| 25 | 公立高校 | 県立　佐倉高校 | 佐倉高 | オレンジ | 佐倉市 | 鍋山18 | [北緯]35度43分26秒[東経]140度14分16秒 | |
| 26 | 公立高校 | 県立　成東高校 | 成東高 | オレンジ | 山武市 | 成東3596 | [北緯]35度36分03秒[東経]140度23分43秒 | |

## 資料－６－５ 道路の路肩決壊及び法面崩落による危険箇所

**資料６－６　道路の路肩決壊及び法面崩落による危険個所**

平成２６年４月１日現在

| 年度<br>種別 | 全体計画 | 平成２５年度末<br>実績 | 平成２６年度以降<br>残 |
|---|---|---|---|
| 危険個所 | ７４８ | ４０９ | ３３９ |

# 資料－６－６ 京葉・東葛地域直下型地震発生時の交通規制計画

| 項目 | 内　　容 |
|---|---|
| １通行禁止区域 | 下記及び別図のとおり、◇印 26 か所の車両通行禁止規制線(国道 16 号等)南西側の地域とする。 |
| ２通行制限区域 | 下記及び別図のとおり、○印 31 か所の車両通行制限規制線（国道 16 号、国道 464 号等）南西側の地域とする。 |
| ３緊急交通路 | 下記及び別図のとおり。 |
| ４実施事項 | （１）　通行禁止・制限規制線上の検問場所において、規制地域への一般車両の流入を禁止・抑制する。<br>（規制線を迂回路とし、車両を左右に誘導し規制地域への流入を禁止する）<br>（２）　別図の緊急交通路上の検問所において一般車両を排除し被災地に向かう緊急通行車両（救助活動等の車両）の緊急交通路を確保する。<br>（３）　上記検問所のうち交付検問所において、緊急通行車両の事前届出済証等の確認を行い、緊急通行車両標章及び確認証明書の交付を行う。<br>（４）　運転者及び住民等に対し、流入抑制場所や緊急交通路確保のための交通規制情報をラジオ等及び車両の拡声器等により積極的に提供し、交通総量の抑制に努める。 |

５　配置場所

| | | 道路名 | 検問場所 | | 配置人員 箇所 | 配置人員 人員 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 交通規制線 | 通行禁止 | 国道 6 号 | ◇第 2 中学校前、◇陣ヶ前、◇根木内 | | 3 | 6 |
| | | 国道 16 号（一部 297 号） | ◇大井、◇大島田、◇折立、◇白井、◇小室、◇島田台十字路、◇下市場、◇長沼、◇穴川インター北側、◇穴川インター千葉方向分岐、◇都橋南側、◇加曽利高架橋西側、◇松ヶ丘橋西側、◇浜野高架橋下東側、◇千葉石油前、◇千葉健康ランド前、◇八幡橋際、◇市原インター東側、◇岡島ビル前山側 | | 19 | 38 |
| | | 江戸川沿い | ◇広小路、◇今井橋取付部、◇浦安橋取付部、◇舞浜 | | 4 | 8 |
| | 通行制限 | 県道守谷・流山線 | ○南Ｔ字路、○コマ食堂前、○高田原交番前 | | 3 | 6 |
| | | 国道 464 号 | ○高橋方面、○多田羅ＩＣ、○天王前、○竜腹寺南、○瀬戸、○宗吾霊堂前、○乃ぞ美の園先 | | 7 | 14 |
| | | 国道 51 号 | ○ブリジストンタイヤ東側、○富里インター入口 | | 2 | 4 |
| | | 国道 409 号 | ○とん八亭前、○住野、○八街十字路 | | 3 | 6 |
| | | 国道 126 号 | ○丘山小学校入口 | | 1 | 2 |
| | | 国道 128 号 | ○大網バイパス入口、○経田十字路、○外房有料道路入口、○バイパス入口 | | 4 | 8 |
| | | 国道 409 号 | ○米沢、○高谷十字路、○笠原製綿西側、○トキワ肉店前、○清川、○長須加郵便局前、○長須加交番前 | | 7 | 14 |
| | | 江戸川 | ○流山ＩＣ入口、○流山八丁目、○古ヶ崎五差路、○浅間橋 | | 4 | 8 |
| | | 計 | | ◇通行禁止検問所 | 26 | 52 |
| | | | | ○通行制限検問所 | 31 | 62 |

| | | 道 路 名 | 検問場所 | 配置人員 箇所 | 配置人員 人員 |
|---|---|---|---|---|---|
| 第１次緊急交通路 | | 首都高速湾岸線<br>東関東自動車道 | □舞浜ＩＣ～□潮来ＩＣまでの各インターチェンジ | 9 | 24 |
| | | 新空港自動車道 | □成田ＪＣＴ～□空港までのインターチェンジ、料金所及び流入口 | 5 | 12 |
| | | 京葉道路 | □市川ＩＣ～蘇我ＩＣまでの各インターチェンジ | 10 | 26 |
| | | 館山自動車道<br>富津館山道路 | □市原ＩＣ～□富浦ＩＣまでの各インターチェンジ | 6 | 16 |
| | | 東京湾アクアライン連絡道<br>首都圏中央連絡自動車道<br>銚子連絡道路 | □木更津金田ＩＣ～□横芝光ＩＣまでの各インターチェンジ及び料金所 | 6 | 16 |
| | | 千葉東金道路 | □千葉東ＩＣ～□東金ＪＣＴまでの各インターチェンジ及び料金所 | 2 | 8 |
| | | 常磐自動車道 | □流山ＩＣ～柏ＩＣまでの間 | 2 | 10 |
| 第２次緊急交通路 | | 国道 14 号 | △本八幡駅前～△鷺沼一丁目までの間 | 9 | 18 |
| | | 国道 357 号 | △美浜立体～△県立衛生短大西側までの間 | 14 | 28 |
| | | 国道 14 号 | △千葉西警察署入口～△登戸までの間 | 4 | 8 |
| | | 国道 357 号 | △寒川大橋南側～△茂原街道入口までの間 | 2 | 4 |
| | | 国道 16 号（市原方面） | △五十谷橋際～△桜井交差点までの間 | 5 | 10 |
| | | 国道 51 号 | △車坂下～△新水郷橋際までの | 14 | 28 |
| | | 国道 6 号 | △七畝割～△青山台入口までの間 | 16 | 32 |
| | | 国道 16 号（野田方面） | △金野井大橋取付部～△コカコーラ前までの間 | 4 | 8 |
| | | 国道 126 号 | △穴川十字路～△宮田までの間 | 3 | 6 |
| | | 計 | □第１次緊急交通路 | 40 | 112 |
| | | | △第２次緊急交通路 | 71 | 142 |

| | |
|---|---|
| ６　備考 | （１）緊急交通路は、上記及び別図のとおりとするが、道路の損壊状況等に応じ、△の国道等を第２次緊急交通路として別に指定するものとする。<br>（２）各検問所の設置個所は別表１～４のとおりである。<br>（３）上記検問場所は、信号機の交差点名とし略称とした。 |

次項、「別図　京葉・東葛地域交通規制実施計画」は新規

別図

# 京葉・東葛地域交通規制実施計画

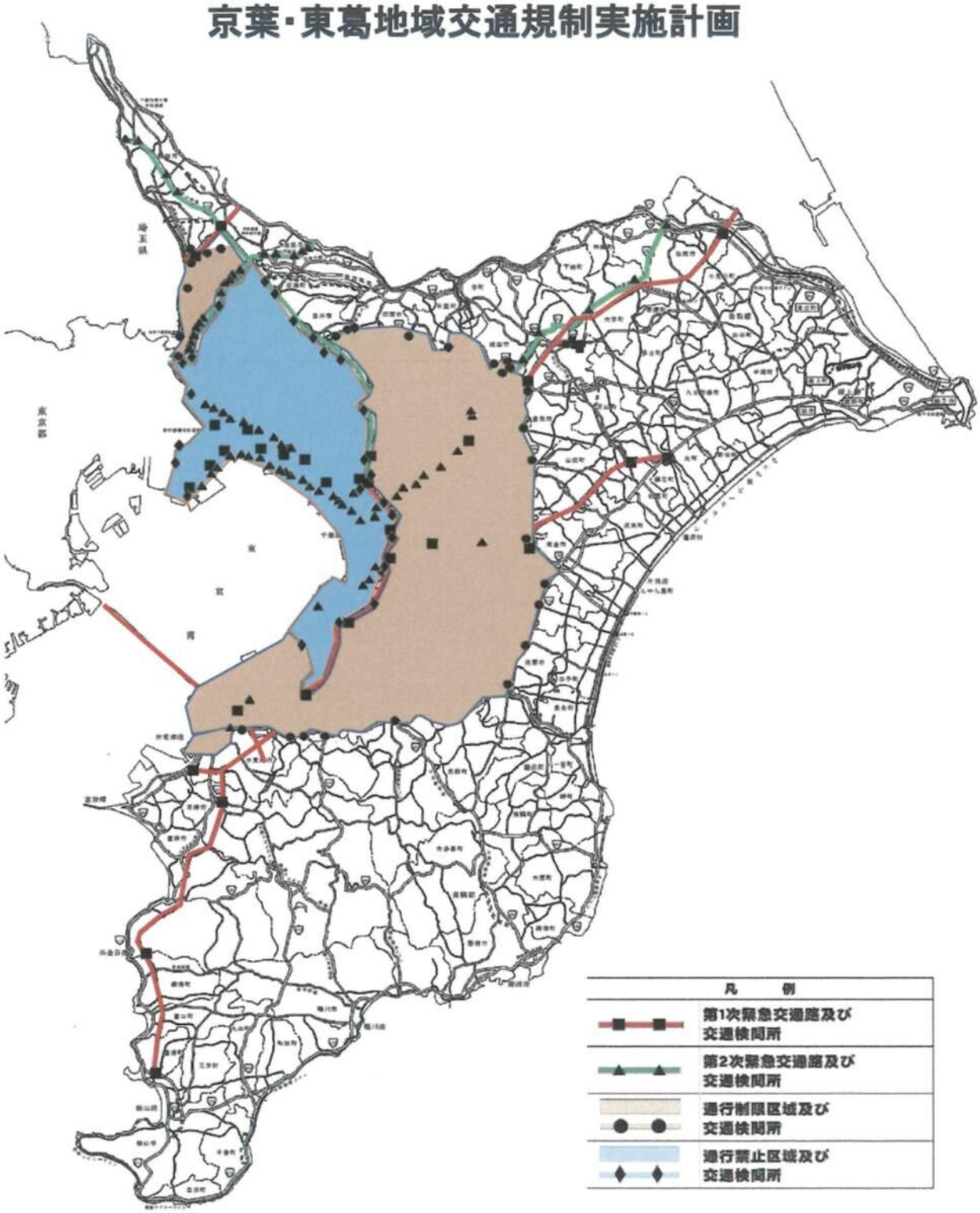

# 資料－６－８　千葉県緊急輸送ネットワーク（鎌ケ谷市付近）

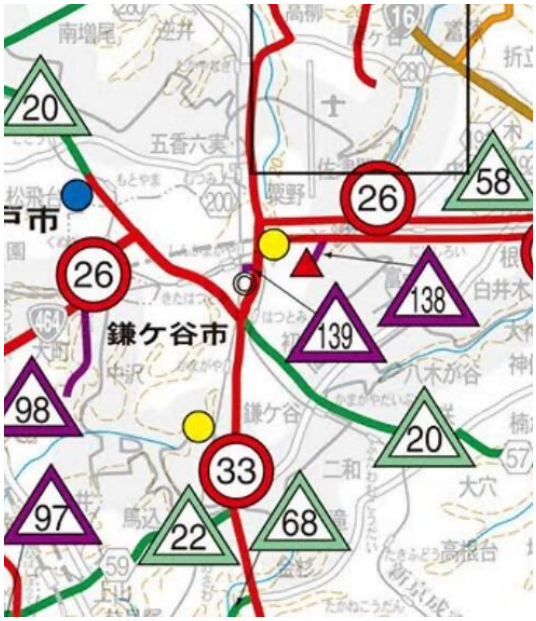


千葉県緊急輸送ネットワーク図

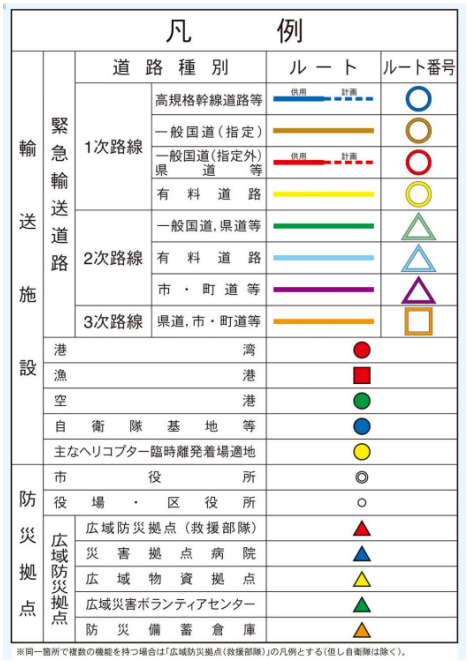


## 千葉県緊急輸送道路１次路線（交通規制対象道路）

| ルート番号 | 路線番号 | 路線種別 | 路線名 | 起点 | 終点 | 距離（ｋｍ） | 車線数 | 管理者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ２６ | | | 一般国道４６４号他１路線 | 松戸市松戸 | 成田市並木町 | ４３．４ | | |
| | ４６４ | 国 | 一般国道４６４号 | 松戸市松戸 | 成田市並木町 | ４２．７ | ２～８ | 県 |
| | ５７※ | 主 | 千葉鎌ケ谷松戸線 | 鎌ケ谷市くぬぎ山 | 松戸市五香六実 | ０．７ | ２ | 県 |
| ３３ | ８ | 主 | 船橋我孫子線 | 船橋市若松町 | 我孫子市柴崎 | ２０．８ | ２～４ | 県 |

※備考：陸上自衛隊松戸駐屯地アクセス

## 千葉県緊急輸送道路２次路線

| ルート番号 | 路線番号 | 路線種別 | 路線名 | 起点 | 終点 | 距離（ｋｍ） | 車線数 | 管理者 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ２０ | ５７ | 主 | 千葉鎌ケ谷松戸線 | 千葉市花見川区武石 | 松戸市根木内 | ２３．６ | ２～４ | 県<br>千葉市 |
| １３８ | ※1 | 市道 | 市道５１号線 | 鎌ケ谷市軽井沢 1982 | 同市初富 860 | ０．２ | ２ | 鎌ケ谷市 |
| １３９ | ※2 | 市道 | 市道４３号線 | 鎌ケ谷市新鎌ケ谷 2-6-1 | 同市新鎌ケ谷 2-6-1 | ０．１ | ２ | 鎌ケ谷市 |

※１　備考：広域防災拠点（救援部隊）市営陸上競技場

※２　備考：市役所

# 7 風水害関係

# 資料－７－１ 気象情報の種類と発表基準

令和８年５月 28 日現在

発表官署銚子地方気象台

| | | | |
|---|---|---|---|
| 鎌ケ谷市 | 府県予報区 | 千葉県 | |
| | 一次細分区域 | 北西部 | |
| | 市町村等をまとめた地域 | 東葛飾 | |
| 特別警報 | レベル5大雨 | 表面雨量指数基準 | 別紙１－１のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね30個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 |
| | | 流域雨量指数基準 | 別紙１－２のレベル5大雨特別警報の基準値以上となる1km格子がおおむね20個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 |
| | レベル5土砂災害 | 60分雨量及び土壌雨量指数基準 | 別紙２－１の基準値以上となる1km格子がおおむね10個以上まとまって出現し、さらに激しい雨が降り続くと予想される場合 |
| | レベル5高潮 | 水位（高潮予報区間に限る）又は潮位 | |
| | 暴風 | 中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合 | |
| | 暴風雪 | 中心気圧930hPa以下又は最大風速50m/s以上の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合 | |
| | 大雪 | 府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合 | |
| | 波浪 | | |
| 危険警報 | レベル4大雨 | 表面雨量指数基準 | 別紙１－３の対象格子において別紙１－１のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合 |
| | | 流域雨量指数基準 | 別紙１－４の対象河川の格子において別紙１－２のレベル4大雨危険警報の基準値に到達することが予想される場合 |
| | レベル4土砂災害 | 60分雨量及び土壌雨量指数基準 | 別紙２－２のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね2時間先までに基準値に到達することが予想される場合に発表） |
| | レベル4高潮 | 水位（高潮予報区間に限る）又は潮位 | |
| | レベル3大雨 | 表面雨量指数基準 | 別紙１－１のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合 |
| | | 流域雨量指数基準 | 別紙１－２のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合 |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 警報 | | 複合基準*1 | 別紙１－２のレベル3大雨警報の基準値に到達することが予想される場合 |
| | レベル3土砂災害 | 60分雨量及び土壌雨量指数基準 | 別紙２－２のレベル4土砂災害危険警報の基準値に到達することが予想される場合（おおむね3～6時間先に基準値に到達することが予想される場合に発表） |
| | レベル3高潮 | 水位（高潮予報区間に限る）又は潮位 | |
| | 暴風 | 平均風速 | 20m/s |
| | 暴風雪 | 平均風速 | 20m/s　雪を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ10cm |
| | 波浪 | 有義波高 | |
| 注意報 | レベル2大雨 | 表面雨量指数基準 | 別紙１－１のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合 |
| | | 流域雨量指数基準 | 別紙１－２のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合 |
| | | 複合基準*1 | 別紙１－２のレベル2大雨注意報の基準値に到達することが予想される場合 |
| | レベル2土砂災害 | 60分雨量及び土壌雨量指数基準 | 別紙２－３のレベル2土砂災害注意報の基準値に到達することが予想される場合 |
| | レベル2高潮 | 水位（高潮予報区間に限る）又は潮位 | |
| | 強風 | 平均風速 | 13m/s |
| | 風雪 | 平均風速 | 13m/s　雪を伴う |
| | 大雪 | 降雪の深さ | 12時間降雪の深さ5cm |
| | 波浪 | 有義波高 | |
| | 雷 | 落雷等により被害が予想される場合 | |
| | 融雪 | | |
| | 濃霧 | 視程 | 100m |
| | 乾燥 | 最小湿度30%で、実効湿度60% | |
| | なだれ | | |
| | 低温 | 夏季（最低気温）：銚子地方気象台で16℃以下の日が2日以上継続<br>冬季（最低気温）：銚子地方気象台で-3℃以下、千葉特別地域気象観測所で-5℃以下 | |
| | 霜 | 晩霜期に最低気温4℃以下 | |
| | 着氷・着雪 | 著しい着氷（雪）が予想される場合 | |

＊1　表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表しています。

別紙１－１レベル５大雨特別警報・レベル４大雨危険警報・レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の表面雨量指数基準値

更新日:令和８年５月28日現在

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | レベル５大雨特別警報の表面雨量指数基準値 | レベル４大雨危険警報の表面雨量指数基準値 | レベル３大雨警報の表面雨量指数基準値 | レベル２大雨注意報の表面雨量指数基準値 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 35 | 23 | 18 | 10 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 35 | 23 | 18 | 10 |

（別紙１－２）レベル５大雨特別警報・レベル４大雨危険警報・レベル３大雨警報・レベル２大雨注意報の流域雨量指数基準値、複合基準の基準値

更新日:令和 8 年 5 月 28 日現在

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 河川番号 | 河川名 | レベル5大雨特別警報の流域雨量指数基準値 | レベル4大雨危険警報の流域雨量指数基準値 | レベル3大雨警報の流域雨量指数基準値 | レベル3大雨警報の複合基準における流域雨量指数基準値 | レベル3大雨警報の複合基準における表面雨量指数基準値 | レベル2大雨注意報の流域雨量指数基準値 | レベル2大雨注意報の複合基準における流域雨量指数基準値 | レベル2大雨注意報の複合基準における表面雨量指数基準値 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 83028104 | 大柏川 | 128 | 116 | 81 | 66 | 8 | 64 | 57 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 83028960 | 二和川 | 80 | 73 | 45 | 33 | 12 | 36 | 27 | 8 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 83028961 | 中沢川 | 53 | 48 | 35 | 31 | 8 | 27 | 27 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 83028961 | 中沢川 | 53 | 48 | 35 | 31 | 8 | 27 | 27 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 83028104 | 大柏川 | 85 | 77 | 54 | 44 | 8 | 43 | 38 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 83028104 | 大柏川 | 79 | 72 | 50 | 41 | 8 | 40 | 35 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 83028961 | 中沢川 | 44 | 40 | 28 | 25 | 8 | 23 | 21 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 83028000 | ＿ | 40 | 30 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 83028000 | ＿ | 40 | 36 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 83028217 | 大津川 | 67 | 61 | 44 | 32 | 8 | 35 | 29 | 5 |

| | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 83028217 | 大津川 | 73 | 66 | 47 | 34 | 8 | 38 | 31 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 83028000 | ＿ | 40 | 34 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 83028217 | 大津川 | 95 | 86 | 61 | 44 | 8 | 49 | 40 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 83028960 | 二和川 | 56 | 51 | 33 | 23 | 12 | 25 | 19 | 8 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 83544000 | ＿ | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 83028960 | 二和川 | 44 | 40 | 26 | 18 | 12 | 20 | 15 | 8 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 83544000 | ＿ | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 83028961 | 中沢川 | 41 | 37 | 26 | 23 | 8 | 21 | 20 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 83544000 | ＿ | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 83028000 | ＿ | 40 | 24 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 83544000 | ＿ | 40 | 24 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 83028000 | ＿ | 40 | 36 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 83028000 | ＿ | 40 | 32 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 83028000 | ＿ | 40 | 31 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 83028217 | 大津川 | 102 | 93 | 66 | 48 | 8 | 53 | 43 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 83028214 | 下手賀川 | 50 | 45 | 40 | -1 | -1 | 28 | -1 | -1 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 83028217 | 大津川 | 107 | 97 | 69 | 50 | 8 | 55 | 45 | 5 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 83028214 | 下手賀川 | 53 | 48 | 43 | -1 | -1 | 30 | -1 | -1 |

（別紙１－４）レベル４大雨危険警報の流域雨量指数基準における対象河川の格子

更新日:令和８年５月28日現在

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 河川番号 | 河川名 |
|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 83028104 | 大柏川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 83028960 | 二和川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 83028961 | 中沢川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 83028961 | 中沢川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 83028104 | 大柏川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 83028104 | 大柏川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 83028961 | 中沢川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 83028217 | 大津川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 83028217 | 大津川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 83028217 | 大津川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 83028960 | 二和川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 83028960 | 二和川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 83028961 | 中沢川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 83028217 | 大津川 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 83028217 | 大津川 |

# （別紙２－１）レベル５土砂災害特別警報の基準値

更新日:令和8年5月28日

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量0ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量1ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量2ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量3ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量4ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量5ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量6ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量7ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量8ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量9ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量10ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量11ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量12ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量13ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量14ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量15ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量16ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量17ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量18ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量19ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量20ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量21ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量22ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量23ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量24ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量25ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量26ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量27ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量28ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量29ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 278 | 277 | 277 | 276 | 276 | 275 | 274 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 270 | 270 | 269 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 278 | 278 | 277 | 277 | 276 | 276 | 275 | 275 | 274 | 273 | 273 | 272 | 271 | 271 | 270 | 269 | 268 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 281 | 280 | 279 | 278 | 278 | 277 | 276 | 275 | 274 | 273 | 273 | 272 | 271 | 270 | 270 | 269 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 279 | 278 | 278 | 277 | 276 | 276 | 275 | 274 | 274 | 273 | 272 | 272 | 271 | 270 | 270 | 269 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 279 | 279 | 278 | 278 | 277 | 277 | 277 | 276 | 276 | 275 | 275 | 274 | 274 | 273 | 272 | 271 | 271 | 270 | 269 | 269 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 279 | 278 | 278 | 277 | 277 | 276 | 276 | 275 | 274 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 269 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 277 | 276 | 276 | 275 | 274 | 274 | 273 | 273 | 272 | 271 | 271 | 270 | 269 | 268 | 268 | 267 | 266 | 265 | 264 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 280 | 279 | 278 | 278 | 277 | 276 | 275 | 275 | 274 | 273 | 273 | 272 | 271 | 270 | 270 | 269 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 275 | 275 | 274 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 270 | 270 | 269 | 268 | 268 | 267 | 266 | 265 | 264 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 277 | 277 | 276 | 275 | 275 | 274 | 274 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 270 | 269 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 277 | 277 | 276 | 276 | 275 | 275 | 274 | 274 | 274 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 269 | 269 | 268 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 277 | 277 | 276 | 276 | 275 | 275 | 274 | 274 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 269 | 269 | 268 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 278 | 278 | 277 | 277 | 276 | 275 | 275 | 274 | 274 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 269 | 268 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 278 | 277 | 277 | 276 | 276 | 275 | 275 | 274 | 274 | 273 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 269 | 268 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 278 | 277 | 276 | 276 | 275 | 274 | 273 | 272 | 272 | 271 | 270 | 269 | 269 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 278 | 278 | 278 | 277 | 277 | 277 | 276 | 276 | 276 | 275 | 275 | 275 | 274 | 274 | 273 | 272 | 272 | 271 | 270 | 270 | 269 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 279 | 278 | 277 | 276 | 276 | 275 | 274 | 273 | 272 | 272 | 271 | 270 | 269 | 269 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 276 | 275 | 275 | 274 | 274 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 270 | 269 | 268 | 268 | 267 | 266 | 265 | 264 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 270 | 270 | 269 | 269 | 268 | 268 | 267 | 267 | 266 | 265 | 264 | 263 | 263 | 262 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 270 | 269 | 269 | 268 | 268 | 267 | 266 | 266 | 265 | 265 | 264 | 263 | 263 | 262 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 273 | 272 | 272 | 271 | 271 | 270 | 270 | 269 | 269 | 269 | 268 | 268 | 267 | 267 | 266 | 265 | 264 | 263 | 263 | 262 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量30ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量31ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量32ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量33ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量34ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量35ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量36ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量37ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量38ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量39ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量40ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量41ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量42ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量43ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量44ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量45ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量46ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量47ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量48ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量49ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量50ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量51ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量52ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量53ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量54ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量55ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量56ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量57ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量58ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量59ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量60ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量61ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量62ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量63ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量64ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量65ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量66ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量67ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量68ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量69ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量70ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量71ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量72ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量73ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量74ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量75ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量76ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量77ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量78ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量79ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量80ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量81ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量82ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量83ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量84ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量85ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量86ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量87ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量88ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量89ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量90ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量91ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量92ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量93ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量94ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量95ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量96ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量97ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量98ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量99ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量100ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量101ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量102ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量103ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量104ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量105ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量106ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量107ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量108ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量109ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量110ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量111ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量112ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量113ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量114ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量115ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量116ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量117ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量118ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量119ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量120ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量121ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量122ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量123ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量124ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量125ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量126ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量127ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量128ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量129ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量130ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量131ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量132ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量133ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量134ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量135ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量136ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量137ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量138ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量139ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量140ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量141ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量142ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量143ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量144ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量145ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量146ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量147ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量148ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量149ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量150ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 | 263 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 | 266 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 | 268 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 | 267 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 | 262 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 | 261 |

# （別紙２－２）レベル４土砂災害危険警報の基準値

更新日:令和8年5月28日

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量0ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量1ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量2ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量3ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量4ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量5ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量6ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量7ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量8ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量9ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量10ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量11ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量12ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量13ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量14ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量15ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量16ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量17ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量18ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量19ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量20ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量21ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量22ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量23ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量24ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量25ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量26ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量27ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量28ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量29ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 178 | 177 | 177 | 176 | 176 | 175 | 174 | 173 | 173 | 172 | 172 | 171 | 170 | 170 | 169 | 168 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 176 | 176 | 175 | 175 | 174 | 174 | 173 | 173 | 172 | 171 | 171 | 170 | 169 | 169 | 168 | 167 | 166 | 165 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 179 | 178 | 177 | 177 | 176 | 175 | 174 | 173 | 172 | 172 | 171 | 170 | 169 | 169 | 168 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 178 | 177 | 177 | 176 | 175 | 175 | 174 | 173 | 173 | 172 | 171 | 171 | 170 | 169 | 169 | 168 | 167 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 179 | 179 | 178 | 178 | 177 | 177 | 177 | 176 | 176 | 175 | 175 | 174 | 174 | 173 | 172 | 171 | 171 | 170 | 169 | 169 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 179 | 178 | 178 | 177 | 177 | 176 | 176 | 175 | 174 | 173 | 173 | 172 | 172 | 171 | 171 | 170 | 169 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 172 | 172 | 171 | 170 | 170 | 169 | 169 | 168 | 167 | 167 | 166 | 165 | 164 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 179 | 178 | 178 | 177 | 176 | 175 | 175 | 174 | 173 | 173 | 172 | 171 | 170 | 170 | 169 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 173 | 172 | 172 | 171 | 170 | 170 | 169 | 169 | 168 | 167 | 167 | 166 | 165 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 178 | 178 | 177 | 176 | 176 | 175 | 175 | 174 | 174 | 173 | 172 | 172 | 171 | 171 | 170 | 169 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 176 | 176 | 175 | 175 | 174 | 174 | 173 | 173 | 173 | 172 | 172 | 171 | 171 | 170 | 170 | 169 | 168 | 167 | 166 | 166 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 176 | 176 | 175 | 175 | 174 | 174 | 173 | 173 | 172 | 172 | 171 | 171 | 170 | 170 | 169 | 168 | 168 | 167 | 166 | 166 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 178 | 177 | 177 | 176 | 176 | 175 | 174 | 174 | 173 | 173 | 172 | 171 | 171 | 170 | 170 | 169 | 168 | 167 | 166 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 177 | 176 | 176 | 175 | 175 | 174 | 174 | 173 | 173 | 172 | 172 | 172 | 171 | 171 | 170 | 170 | 169 | 168 | 167 | 166 | 166 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 178 | 177 | 176 | 176 | 175 | 174 | 173 | 172 | 172 | 171 | 170 | 169 | 169 | 168 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 180 | 179 | 179 | 179 | 178 | 178 | 178 | 177 | 177 | 177 | 176 | 176 | 176 | 175 | 175 | 174 | 173 | 173 | 172 | 171 | 171 | 170 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 179 | 178 | 177 | 176 | 176 | 175 | 174 | 173 | 172 | 172 | 171 | 170 | 169 | 169 | 168 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 172 | 172 | 172 | 172 | 172 | 172 | 172 | 172 | 172 | 172 | 171 | 171 | 170 | 170 | 169 | 169 | 168 | 168 | 167 | 167 | 166 | 166 | 165 | 164 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 159 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 170 | 170 | 169 | 169 | 168 | 168 | 168 | 167 | 167 | 166 | 166 | 165 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 161 | 160 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 170 | 170 | 169 | 169 | 168 | 168 | 167 | 167 | 166 | 166 | 165 | 164 | 164 | 163 | 163 | 162 | 161 | 161 | 160 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 171 | 170 | 170 | 169 | 169 | 168 | 168 | 167 | 167 | 167 | 166 | 166 | 165 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 161 | 160 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量30ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量31ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量32ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量33ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量34ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量35ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量36ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量37ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量38ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量39ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量40ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量41ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量42ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量43ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量44ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量45ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量46ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量47ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量48ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量49ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量50ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量51ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量52ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量53ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量54ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量55ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量56ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量57ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量58ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量59ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 167 | 166 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 158 | 157 | 156 | 155 | 153 | 151 | 150 | 148 | 146 | 145 | 142 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 159 | 158 | 157 | 156 | 155 | 153 | 152 | 151 | 150 | 148 | 147 | 145 | 142 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 167 | 166 | 166 | 165 | 163 | 162 | 161 | 160 | 158 | 157 | 156 | 155 | 153 | 151 | 150 | 148 | 146 | 144 | 141 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 166 | 166 | 165 | 163 | 162 | 161 | 159 | 158 | 157 | 155 | 154 | 152 | 150 | 149 | 147 | 146 | 144 | 143 | 141 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 168 | 167 | 166 | 166 | 165 | 163 | 162 | 161 | 159 | 158 | 157 | 155 | 154 | 153 | 151 | 150 | 148 | 146 | 144 | 143 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 168 | 167 | 166 | 164 | 163 | 162 | 161 | 159 | 158 | 157 | 156 | 154 | 153 | 151 | 149 | 148 | 146 | 144 | 142 | 140 | 139 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 159 | 158 | 157 | 156 | 154 | 153 | 152 | 150 | 149 | 147 | 146 | 144 | 142 | 141 | 139 | 137 | 135 | 135 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 168 | 167 | 166 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 158 | 156 | 154 | 152 | 151 | 149 | 148 | 146 | 144 | 143 | 141 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 160 | 159 | 158 | 157 | 156 | 155 | 153 | 152 | 150 | 149 | 148 | 146 | 145 | 143 | 141 | 139 | 137 | 135 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 168 | 167 | 166 | 164 | 163 | 162 | 161 | 159 | 158 | 157 | 156 | 154 | 153 | 151 | 149 | 148 | 146 | 144 | 142 | 140 | 139 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 158 | 157 | 156 | 154 | 153 | 151 | 149 | 148 | 146 | 144 | 143 | 141 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 159 | 157 | 156 | 155 | 153 | 151 | 149 | 148 | 146 | 145 | 143 | 141 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 166 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 159 | 157 | 156 | 155 | 153 | 152 | 150 | 148 | 146 | 144 | 143 | 141 | 139 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 158 | 157 | 156 | 154 | 153 | 151 | 149 | 148 | 146 | 144 | 143 | 141 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 167 | 166 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 159 | 158 | 157 | 156 | 154 | 152 | 151 | 149 | 148 | 146 | 145 | 143 | 142 | 140 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 169 | 168 | 167 | 166 | 164 | 163 | 162 | 161 | 160 | 158 | 157 | 156 | 155 | 153 | 151 | 150 | 148 | 146 | 145 | 143 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 167 | 166 | 165 | 164 | 163 | 162 | 161 | 159 | 158 | 157 | 156 | 154 | 152 | 151 | 149 | 148 | 146 | 144 | 142 | 140 | 139 | 139 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 158 | 157 | 157 | 156 | 155 | 153 | 152 | 151 | 150 | 148 | 146 | 145 | 143 | 141 | 139 | 136 | 135 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 159 | 158 | 157 | 156 | 155 | 153 | 152 | 151 | 149 | 148 | 146 | 145 | 143 | 141 | 140 | 137 | 135 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 159 | 157 | 156 | 155 | 153 | 152 | 151 | 150 | 149 | 147 | 146 | 145 | 143 | 141 | 139 | 136 | 135 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 159 | 158 | 157 | 156 | 155 | 153 | 152 | 151 | 149 | 148 | 146 | 145 | 143 | 141 | 140 | 137 | 135 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量60ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量61ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量62ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量63ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量64ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量65ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量66ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量67ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量68ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量69ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量70ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量71ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量72ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量73ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量74ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量75ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量76ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量77ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量78ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量79ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量80ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量81ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量82ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量83ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量84ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量85ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量86ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量87ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量88ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量89ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量90ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量91ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量92ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量93ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量94ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量95ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量96ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量97ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量98ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量99ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量100ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量101ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量102ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量103ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量104ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量105ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量106ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量107ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量108ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量109ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量110ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量111ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量112ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量113ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量114ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量115ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量116ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量117ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量118ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量119ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量120ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量121ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量122ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量123ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量124ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量125ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量126ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量127ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量128ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量129ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量130ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量131ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量132ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量133ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量134ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量135ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量136ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量137ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量138ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量139ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量140ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量141ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量142ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量143ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量144ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量145ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量146ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量147ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量148ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量149ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量150ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 | 142 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 | 138 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 | 134 |

# （別紙２－３）レベル２土砂災害注意報の基準値

更新日:令和8年5月28日

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量0ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量1ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量2ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量3ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量4ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量5ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量6ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量7ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量8ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量9ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量10ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量11ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量12ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量13ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量14ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量15ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量16ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量17ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量18ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量19ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量20ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量21ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量22ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量23ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量24ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量25ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量26ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量27ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量28ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量29ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 109 | 108 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 104 | 104 | 104 | 103 | 102 | 102 | 102 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 108 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 104 | 104 | 104 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 104 | 104 | 104 | 103 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 110 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 108 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 104 | 104 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 109 | 108 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 104 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 104 | 103 | 103 | 102 | 102 | 101 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 104 | 103 | 103 | 102 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 104 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 105 | 104 | 104 | 103 | 102 | 102 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 104 | 103 | 102 | 102 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 108 | 107 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 103 | 102 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 103 | 102 | 102 | 102 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 108 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 104 | 104 | 104 | 104 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 111 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 109 | 109 | 108 | 108 | 107 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 110 | 109 | 109 | 109 | 108 | 107 | 107 | 106 | 106 | 106 | 105 | 104 | 104 | 104 | 104 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 104 | 104 | 103 | 103 | 102 | 102 | 102 | 101 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 98 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 104 | 104 | 104 | 103 | 103 | 102 | 102 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 99 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 104 | 104 | 104 | 103 | 103 | 102 | 102 | 102 | 101 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 99 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 106 | 105 | 105 | 104 | 104 | 104 | 104 | 103 | 103 | 103 | 102 | 102 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 99 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量30ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量31ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量32ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量33ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量34ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量35ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量36ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量37ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量38ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量39ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量40ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量41ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量42ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量43ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量44ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量45ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量46ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量47ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量48ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量49ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量50ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量51ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量52ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量53ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量54ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量55ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量56ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量57ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量58ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量59ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 103 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 97 | 97 | 96 | 96 | 94 | 93 | 93 | 91 | 90 | 89 | 88 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 98 | 97 | 97 | 96 | 96 | 94 | 94 | 93 | 93 | 91 | 91 | 89 | 88 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 103 | 102 | 102 | 102 | 101 | 100 | 99 | 99 | 97 | 97 | 96 | 96 | 94 | 93 | 93 | 91 | 90 | 89 | 87 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 102 | 102 | 102 | 101 | 100 | 99 | 98 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 104 | 103 | 102 | 102 | 102 | 101 | 100 | 99 | 98 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 93 | 91 | 90 | 89 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 104 | 103 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 98 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 86 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 98 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 84 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 104 | 103 | 102 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 99 | 98 | 97 | 97 | 96 | 96 | 94 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 84 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 104 | 103 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 98 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 86 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 98 | 97 | 96 | 96 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 98 | 97 | 96 | 96 | 94 | 94 | 93 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 103 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 98 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 88 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 104 | 104 | 103 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 99 | 97 | 97 | 96 | 96 | 94 | 93 | 93 | 91 | 90 | 89 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 103 | 102 | 102 | 101 | 101 | 100 | 99 | 98 | 97 | 97 | 96 | 95 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 86 | 86 | 86 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 97 | 97 | 97 | 96 | 96 | 94 | 94 | 93 | 93 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 84 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 98 | 97 | 97 | 96 | 96 | 94 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 84 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 98 | 97 | 96 | 96 | 94 | 94 | 93 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 84 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 98 | 97 | 97 | 96 | 96 | 94 | 94 | 93 | 92 | 91 | 90 | 89 | 88 | 87 | 86 | 84 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量60ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量61ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量62ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量63ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量64ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量65ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量66ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量67ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量68ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量69ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量70ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量71ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量72ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量73ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量74ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量75ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量76ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量77ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量78ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量79ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量80ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量81ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量82ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量83ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量84ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量85ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量86ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量87ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量88ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量89ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量90ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量91ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量92ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量93ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量94ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量95ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量96ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量97ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量98ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量99ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量100ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量101ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量102ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量103ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量104ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量105ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量106ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量107ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量108ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量109ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量110ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量111ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量112ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量113ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量114ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量115ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量116ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量117ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量118ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量119ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |

| 二次細分区域コード | 市町村等 | 格子番号 | 60分雨量120ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量121ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量122ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量123ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量124ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量125ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量126ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量127ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量128ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量129ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量130ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量131ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量132ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量133ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量134ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量135ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量136ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量137ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量138ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量139ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量140ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量141ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量142ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量143ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量144ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量145ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量146ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量147ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量148ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量149ミリの時の土壌雨量指数 | 60分雨量150ミリの時の土壌雨量指数 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395708 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395709 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395718 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395719 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395728 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395729 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395738 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395739 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395748 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53395749 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53404090 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405000 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405010 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405011 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405020 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405030 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 | 88 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405031 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 | 85 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405040 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405041 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405050 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |
| 1222400 | 鎌ケ谷市 | 53405051 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 | 83 |

# 資料－７－２ 災害履歴（風水害等）

令和 8 年 3 月末現在

| 発生年月日 | 災害要因 | 床上浸水 | 床下浸水 | 道路封鎖・道路冠水 |
|---|---|---|---|---|
| 昭和 53 年 2 月 28 日 | 突風 | | | |
| 昭和 53 年 7 月 8 日 | 集中豪雨 | 4 | 2 | |
| 昭和 54 年 7 月 27 日 | 雷雨 | | 6 | |
| 昭和 56 年 10 月 22 日 | 台風 24 号による大雨 | 80 | 110 | |
| 昭和 57 年 4 月 15 日 | 大雨 | 4 | 6 | |
| 昭和 57 年 6 月 10 日 | 雷雨 | | 2 | |
| 昭和 57 年 8 月 1 日 | 台風 10 号による大雨 | 17 | 27 | |
| 昭和 57 年 9 月 12 日 | 台風 18 号 | | | 詳細不明 |
| 昭和 57 年 9 月 25 日 | 大雨 | 3 | 12 | |
| 昭和 58 年 6 月 10 日 | 雷雨 | | 2 | |
| 昭和 58 年 7 月 27 日 | 大雨･洪水･雷雨 | | 6 | |
| 昭和 58 年 8 月 16 日 | 台風 5 号･6 号 | 2 | 35 | |
| 昭和 58 年 9 月 1 日 | 大雨・洪水 | 16 | 62 | |
| 昭和 59 年 6 月 23 日 | 大雨･洪水 | | | 詳細不明 |
| 昭和 59 年 7 月 11 日 | 大雨･洪水 | 6 | 51 | |
| 昭和 60 年 6 月 30 日 | 台風 6 号による大雨 | | 8 | |
| 昭和 60 年 8 月 30 日 | 台風 14 号による大雨 | | | |
| 昭和 61 年 8 月 2 日 | 雷雨 | | 3 | |
| 昭和 61 年 8 月 4 日 | 台風 10 号による大雨 | 16 | 69 | |
| 昭和 61 年 9 月 2 日 | 台風 15 号による大雨 | 1 | 22 | |
| 昭和 61 年 9 月 6 日 | 雷雨 | 6 | 20 | |
| 昭和 61 年 9 月 13 日 | 集中豪雨 | 12 | 71 | |
| 平成元年 8 月 6 日 | 台風 13 号による大雨 | | 21 | |
| 平成元年 8 月 10 日 | 集中豪雨 | 9 | 46 | |
| 平成元年 8 月 26 日 | 台風 17 号による大雨 | 36 | 111 | |
| 平成元年 9 月 20 日 | 台風 22 号による大雨 | | 4 | |
| 平成 3 年 9 月 8 日 | 台風 15 号による大雨 | 20 | 72 | |
| 平成 3 年 9 月 19 日 | 台風 18 号による大雨 | 74 | 160 | |
| 平成 3 年 10 月 11 日 | 台風 21 号による大雨 | 2 | 50 | |
| 平成 4 年 10 月 9 日 | 台風 4 号による大雨 | 4 | | |
| 平成 5 年 8 月 27 日 | 台風 11 号による大雨 | 48 | 138 | |
| 平成 6 年 9 月 2 日 | 雷雨 | 21 | 62 | |
| 平成 8 年 9 月 22 日 | 台風 17 号による大雨 | 86 | 132 | |
| 平成 10 年 8 月 29 日 | 台風 4 号による大雨 | 11 | 73 | |
| 平成 12 年 5 月 15 日 | 雷雲 | 47 | 114 | |
| 平成 12 年 7 月 7 日 | 台風 3 号による大雨 | 32 | 32 | |

| 発生年月日 | 災害要因 | 床上浸水 | 床下浸水 | 道路封鎖・道路冠水 |
|---|---|---|---|---|
| 平成 13 年 10 月 10 日 | 秋雨前線による大雨 | 6 | 27 | 道路封鎖:6 箇所 |
| 平成 15 年 8 月 15 日 | 大雨 | | | 道路冠水：４箇所 |
| 平成 15 年 10 月 13 日 | 集中豪雨 | 8 | 33 | 詳細不明 |
| 平成 16 年 10 月 8 日 | 台風 22＋秋雨前線 | 21 | 60 | |
| 平成 16 年 10 月 19 日 | 台風 23 号による大雨 | | 35 | 詳細不明 |
| 平成 16 年 12 月 4 日 | 暴風 | | | |
| 平成 17 年 7 月 26 日 | 台風 7 号 | | | 道路冠水:2 箇所 |
| 平成 17 年 9 月 11 日 | 大雨 | 2 | 4 | 道路冠水:多数 |
| 平成 18 年 12 月 26 日 | 大雨 | | | 道路封鎖：3 箇所 |
| 平成 19 年 6 月 10 日 | 大雨 | | | 道路冠水：9 箇所 |
| 平成 19 年 9 月 12 日 | 大雨 | | | 道路冠水：2 箇所 |
| 平成 20 年 4 月 8 日 | 大雨 | | | 道路封鎖：1 箇所　道路冠水：3 箇所 |
| 平成 20 年 5 月 20 日 | 台風４号 | 1 | 3 | 道路封鎖：1 箇所　道路冠水：10 箇所 |
| 平成 20 年 8 月 20 日 | 大雨 | | 1 | |
| 平成 20 年 8 月 30 日 | 大雨 | | 10 | 道路封鎖：2 箇所　道路冠水：13 箇所 |
| 平成 21 年 8 月 10 日 | 大雨・洪水 | 7 | 25 | 道路封鎖：3 箇所　道路冠水：10 箇所 |
| 平成 21 年 10 月 5 日 | 秋雨前線+台風 18 号 | | | 道路封鎖：3 箇所　道路冠水：15 箇所 |
| 平成 22 年 9 月 8 日 | 台風 9 号による大雨 | 7 | 19 | 道路封鎖：10 箇所　道路冠水：54 箇所 |
| 平成 22 年 9 月 13 日 | 大雨・洪水 | 10 | 15 | 道路封鎖：2 箇所　道路冠水：22 箇所 |
| 平成 22 年 12 月 3 日 | 大雨・洪水 | 8 | 20 | 道路封鎖：3 箇所　道路冠水：37 箇所 |
| 平成 24 年 6 月 19 日 | 台風 4 号による大雨 | | | 道路封鎖：4 箇所　道路冠水：14 箇所 |
| 平成 25 年 6 月 25 日 | 大雨・洪水 | | 8 | 道路冠水：30 箇所 |
| 平成 25 年 9 月 15 日 | 台風 18 号 | | 1 | 道路封鎖：5 箇所　道路冠水：6 箇所 |
| 平成 25 年 10 月 15 日 | 台風 26 号 | 186 | 326 | 道路冠水：54 箇所 |
| 平成 26 年 6 月 6 日 | 大雨 | | 3 | 道路冠水：4 箇所 |
| 平成 26 年 7 月 19 日 | 大雨 | | 2 | 道路封鎖：4 箇所　道路冠水：6 箇所 |
| 平成 26 年 8 月 9 日 | 台風 11 号 | | | 道路冠水：1 箇所 |
| 平成 26 年 10 月 5 日 | 台風 18 号 | 2 | 17 | 道路封鎖：14 箇所　道路冠水：19 箇所 |
| 平成 26 年 10 月 13 日 | 台風 19 号 | | 1 | 道路封鎖：　2 箇所 |
| 平成 27 年 8 月 10 日 | 大雨 | 1 | 1 | 道路封鎖：　2 箇所　道路冠水：　13 箇所 |
| 平成 27 年 9 月 6 日 | 突風 | | | |
| 平成 27 年 9 月 8 日 | 台風 18 号 | | 1 | 道路封鎖：6 箇所　道路冠水：13 箇所 |
| 平成 27 年 10 月 1 日 | 大雨・洪水・暴風 | | | 道路冠水：2 箇所 |
| 平成 28 年 8 月 22 日 | 台風 9 号 | | | 道路封鎖：3 箇所 |
| 平成 28 年 9 月 19 日 | 台風 16 号 | | | 道路封鎖：2 箇所 |
| 平成 30 年 9 月 1 日 | 大雨 | | 1 | 道路封鎖：3 箇所　道路冠水：3 箇所 |
| 令和元年 9 月 9 日 | 台風 15 号 | 7 | 21 | 道路封鎖：3 箇所　道路冠水：10 箇所 |
| 令和元年 10 月 12 日 | 台風 19 号 | 1 | | 道路封鎖：1 箇所　道路冠水：13 箇所 |

| 発生年月日 | 災害要因 | 床上浸水 | 床下浸水 | 道路封鎖・道路冠水 |
|---|---|---|---|---|
| 令和３年８月 15 日 | 大雨 | | 2 | 道路封鎖：7 箇所　道路冠水：7 箇所 |
| 令和４年９月 24 日 | 台風 15 号 | 1 | 1 | |
| 令和５年６月２日 | 台風２号 | 4 | 10 | 道路封鎖：４箇所 |
| 令和７年９月５日 | 台風 15 号 | 7 | 4 | 道路封鎖：３箇所　道路冠水：９箇所 |

・　降雨による氾濫が特に住宅区域に影響のある河川

| 河川名 | 危険箇所地区 | 備　　考 |
|---|---|---|
| 二和川 | 馬込沢地区　東道野辺６・７丁目地区 | 準用河川 |

## 資料－７－３ 急傾斜地崩壊危険区域

急傾斜地崩壊危険区域指定地

| 箇所名 | 面積（㎡） | 告示番号及び指定年月日 |
|---|---|---|
| 下西山 | １，７９３．２５ | 千第１８１号　Ｓ６１．３．７ |

# ８ 大規模事故関係

## 資料－８－１ 県内の核燃料物質使用事業所の現状

### １　県内の核燃料物質使用事業所の現状

平成 26 年 6 月 1 日現在

| 事業所 | 所在地 | 用途等 | 種類 |
|---|---|---|---|
| （財）日本分析センター | 千葉市 | ①使用（検査・分析）<br>②貯蔵 | ①プルトニウム、天然ウラン<br>②劣化ウラン、トリウム |
| 独立行政法人放射線医学総合研究所 | 千葉市 | 使用（試験研究） | プルトニウム、低濃縮ウラン、ウラン 233、天然ウラン、劣化ウラン、トリウム |
| (株)ｼﾞｬﾊﾟﾝﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲ　(旧(株)日立製作所ﾃﾞｨｽﾌﾟﾚｲｸﾞﾙｰﾌﾟ) | 茂原市 | 貯蔵 | トリウム（当該物質が付着した手袋などを保管） |
| ＪＮＣ石油化学(株)市原製造所<br>（旧チッソ石油化学(株)五井工場） | 市原市 | 貯蔵 | 劣化ウラン |
| （一財）電力中央研究所我孫子運営センター | 我孫子市 | 貯蔵 | プルトニウム、天然ウラン、トリウム |
| 住友化学(株)千葉工場<br>（旧住友化学工業（株）千葉工場） | 袖ケ浦市 | 貯蔵 | 天然ウラン、劣化ウラン |
| 日本メジフィジックス(株)<br>千葉工場 | 袖ケ浦市 | 使用（放射性同位元素の輸送） | 劣化ウラン（輸送に使用する遮蔽容器の素材の一部が劣化ウラン） |
| (株)藤井製作所千葉工場 | 白井市 | 貯蔵 | プルトニウム |
| 富士フィルムＲＩファーマ(株)<br>千葉事業所　(旧(株)第一ラジオアイソトープ研究所千葉事業所) | 山武市 | ①使用（放射性同位元素の輸送）<br>②貯蔵 | ①劣化ウラン（輸送に使用する遮蔽容器の素材の一部が劣化ウラン）<br>②天然ウラン |
| | | | |

### ２　県内の核原料物質使用事業所の現状

平成 26 年 10 月 23 日現在

| 事業所 | 所在地 | 用途等 | 種類 |
|---|---|---|---|
| 野口ビニール加工 | 銚子市 | 使用（浴用剤「トロン浴剤」の原料として使用） | モナザイト鉱 |

## 3　県内の放射性同位元素等使用事業所の現状

平成 26 年 3 月 31 日現在

| 区分 | 医療機関 | | | 研究機関 | | | 教育機関 | | | 民間機関 | | | その他機関 | | | 総　数 | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 千葉県 | 許可 | 届出 | 計 | 許可 | 届出 | 計 | 許可 | 届出 | 計 | 許可 | 届出 | 計 | 許可 | 届出 | 計 | 許可 | 届出 | 計 |
| | 33 | 1 | 34 | 6 | 18 | 24 | 15 | 4 | 19 | 49 | 172 | 221 | 2 | 38 | 40 | 105 | 223 | 338 |

＜出典：文部科学省ホームページ＞

## 4　近隣地域の原子力施設等（原子力艦含む）の現状

| 事業所名 | 所在地 |
|---|---|
| 独立行政法人日本原子力研究開発機構<br>東海研究開発センター原子力科学研究所 | 茨城県那珂郡東海村 |
| 独立行政法人日本原子力研究開発機構<br>東海研究開発センター核燃料ｻｲｸﾙ工学研究所 | 茨城県那珂郡東海村 |
| 独立行政法人日本原子力研究開発機構<br>大洗研究開発センター | 茨城県東茨城郡大洗町<br>鉾田市 |
| 日本原子力発電(株) | 茨城県那珂郡東海村 |
| 三菱原子燃料(株) | 茨城県那珂郡東海村<br>那珂市 |
| ニュークリア・デベロップメント(株) | 茨城県那珂郡東海村 |
| 国立大学法人東京大学大学院工学系研究科原子力専攻 | 茨城県那珂郡東海村 |
| 原子燃料工業(株)東海事業所 | 茨城県那珂郡東海村 |
| 日本核燃料開発(株) | 茨城県東茨城郡大洗町 |
| （公財）核物質管理センター東海保障措置センター | 茨城県那珂郡東海村 |

＜出典：茨城県地域防災計画＞

| 事業所名 | 所在地 |
|---|---|
| (株)グローバル・ニュークリア・フュエル・ジャパン | 神奈川県横須賀市 |
| (株)東芝原子力技術研究所 | 神奈川県川崎市 |

＜出典：神奈川県地域防災計画＞

横須賀は、佐世保（長崎県）、ホワイトビーチ（沖縄県）とともに、我が国における米原子力軍艦の寄港地となっています。＜出典：神奈川県ホームページ＞

# ９ 基準関係

## 資料－９－１ 被害の認定基準（災害総括報告）

被害の認定基準（災害総括報告）

| 区分 | 被害項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| 人的被害 | 共　通 | | 被害者の居住する市町村と被害発生場所の市町村とが異なる場合は、被害発生場所の市町村が被害報告を行う。 | 人的被害詳細報告 |
| | 死　者 | 当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者とする。 | 1　当該災害による負傷者が、発災後４８時間以内に死亡した場合は、「死者」として扱う。<br>2　重傷又は軽傷の別が明らかでない場合は、とりあえず「負傷者」として報告する。<br>3　要治療期間については、可能な限り、診断した医師又は病院から正確な情報を得ること。 | |
| | 行方不明者 | 当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。 | | |
| | 重傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月以上の治療を要する見込みの者とする。 | | |
| | 軽傷者 | 当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち１月未満で治療できる見込みの者とする。 | | |



資-４８３

# 被害の認定基準（災害総括報告）

| 区分 | 被害項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| 住家被害 | 共　通 | 住家とは、現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかは問わない。 | １　別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。<br>２　倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。<br>３　店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 | 住家被害詳細報告 |
| | 全　壊 | 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70% 以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50% 以上に達した程度のものとする。 | １　「棟」とは、一つの独立した建物をいい、離れ、納屋、倉庫等は母屋とは別に１棟として扱う。ただし、ごく小規模なものは除く。二つ以上の棟が渡廊下等で接続している場合には各１棟として計上する。<br>２　屋根瓦の相当部分が落ちた様な場合は、「一部破損」となるが、屋根の主要部分に被害が生じた場合は、「半壊」以上として扱う。<br>３　アパート、マンション等の集合住宅が被害を受けた場合は、被災棟数は１棟とし、被災世帯数はその建物に居住する世帯数を計上する。<br>４　アパート、マンション等の集合住宅で２階建以上の建物の被災世帯は、次のように取扱う。<br>（１）１階部分が床下浸水の場合、１階に居住する世帯数のみでなく、その建物に居住する世帯数を「床下浸水」に計上する。<br>（２）１階部分が床上浸水の場合、１階に居住する世帯数は「床上浸水」に、２階以上に居住する世帯数は「床下浸水」に計上する。 | |
| | 大規模半壊 | 「構造耐力上主要な部分」の補修が必要であるだけではなく、住宅における主要な居室、機能等を含む「大規模な補修」が必要なもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40% 以上50%未満のものとする。 | | |
| | 中規模半壊 | 大規模半壊に至らないまでも住宅に居住するために最低限必要な「居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分」の過半の補修を含む「相当規模の補修」が必要なもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30%以上40%未満のものとする。 | | |



資-４８４

# 被害の認定基準（災害総括報告）

| 区分 | 被害項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| | 半　壊 | 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上30%未満のものとする。 | | |
| | 準半壊 | 住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の10%以上20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%以上20%未満のもの。 | | |
| | 準半壊にいたらない（一部破損） | 準半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10%未満のもの。ただし、ガラスが 数枚破損した程度のごく小さなものは除く。 | | |
| | 床上浸水 | 住家の床より上に浸水したもの及び全壊・半壊には 該当しないが、土砂・竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。 | | |
| | 床下浸水 | 床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。 | | |



資-４８５

# 被害の認定基準（災害総括報告）

| 区分 | 被害項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| 非住家被害 | 共　通 | 住家以外の建築物で、この報告中他の被害箇所項目に属さないものとする。<br>これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。<br>○非住家被害は、全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。 | 1　別荘等で現に人が居住していないものは、「非住家」として扱う。<br>2　倉庫等は通常非住家と認められるが、人が居住している場合で、当該居住部分に被害を生じた場合は「住家被害」として計上する。<br>3　店舗併用住宅の居住部分は「住家」として扱い、店舗部分は「非住家」として扱う。また、両部分にわたり被害を生じた場合は「住家被害」として計上し、非住家被害としては計上しない。 | |
| | 公共建物 | 役場庁舎、公民館、公立保育所等で公用物又は公共の用に供する建物とする。 | 文教施設・港湾・清掃施設等別に項目を定めてあるものは、「公共建物」に含めない。 | 社会福祉施設被害詳細報告<br>その他被害詳細報告 |
| | その他 | 公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。 | 店舗併用住宅の店舗部分のみ被害を受けた場合は、「非住家・その他」として扱う。 | 商工被害詳細報告<br>その他被害詳細報告 |
| り災世帯 | | 1　災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。<br>2　一部破損及び床下浸水の場合は計上しない。 | 寄宿舎、下宿、その他これに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいるものについては、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても、生活が別であれば分けて扱うものとする。 | 住家被害詳細報告 |
| り災者 | | り災世帯の構成員とする。 | | |
| その他被害 | 文教施設 | 小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。 | 一つの学校の中で、校舎、体育館等複数の施設が被害を受けた場合でも、文教施設１箇所として被害に計上する。 | 文教施設被害詳細報告 |
| | 病院 | 医療法第１条第１項に規定する病院（患者２０人以上の収容施設を有するもの）とする。 | | 病院被害詳細報告 |



資-４８６

# 被害の認定基準（災害総括報告）

| 区分 | 被害項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| その他被害 | 道　路 | 道路法（昭和２７年法律第１８０号）第２条第１項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。 | １　高速自動車国道、一般国道、県道、市町村道の一般交通の用に供する道で、トンネル、渡船施設等を含む。（農業用道路、林道等は含まない。）<br>２　道路冠水は被害には含めないが、交通に影響を及ぼす程度のものについては、その状況について報告すること。 | 公共土木施設被害詳細報告 |
| | 橋りょう | 道路を連結するために河川、運河等のうえに架設された橋とする。 | | |
| | 河　川 | 河川法（昭和３９年法律第１６７号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止、その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。 | 溢水は被害に含めないが、その状況について報告すること。 | 公共土木施設被害詳細報告 |
| | 港　湾 | 港湾法（昭和２５年法律第２１８号）第２条第５項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。 | 漁港は「港湾」には含めない。 | 港湾施設等被害詳細報告 |
| | 砂　防 | 砂防法（明治３０年法律第２９号）第１条に規定する砂防設備、同法第３条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第３条の２の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。 | 砂防設備とは、砂防ダム・流路工等の土石流災害を防止するための設備をいう。 | 公共土木施設被害詳細報告 |
| | 清掃施設 | ごみ処理及びし尿処理施設とする。 | ごみ処理施設とは、一般廃棄物処理施設と産業廃棄物処理施設をいう。 | 清掃施設被害詳細報告 |
| | がけくずれ | | | がけくずれ被害詳細報告 |
| | 鉄道不通 | 汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。 | 豪雨、地震等に伴い、一時的に運行を停止し、施設に異常が無いことを確認し運行を再開した場合は、路線ごとに各１箇所として被害に計上する。 | 鉄道被害詳細報告 |
| | 被害船舶 | ろ・かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在が不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。 | | その他被害詳細報告 |



資-４８７

# 被害の認定基準（災害総括報告）

| 区分 | 被害項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| その他被害 | 湾　岸 | 海岸法（昭和３１年５月１２日法律第１０１号）第２条第１項に規定する「海岸保全施設」とする。 | | 公共土木施設被害詳細報告 |
| | 地すべり | 地すべり等防止法（昭和３３年３月３１日法律第３０号）第２条第３項に規定する「地すべり防止施設」とする。 | | |
| | 急傾斜地 | 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和４４年７月１日法律第５７号）第２条第２項に規定する「急傾斜地崩壊防止施設」とする。 | | |



資-４８８

# 被害の認定基準（災害総括報告）

| 区分 | 被害項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| その他被害 | 水道施設 | | 断水を伴う水道事業者等の施設の被害とする。 | 水道被害詳細報告（市町村、県水道)) |
| | 断水戸数 | 上水道又は簡易水道で断水している戸数で､最新時点における戸数とする。 | 地域により断水の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 | |
| | 電　気 | 災害により停電した戸数で､最新時点における戸数とする。 | 地域により停電の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。 | 電気被害詳細報告 |
| | 電　話 | 災害により通話不能となった電話の回線数とする。 | 発信規制により、電話がかかりにくい状態となった場合は、被害に含めない。 | 電話被害詳細報告 |
| | ガ　ス | 一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数で最新時点における戸数とする。 | 地域により供給停止の時間帯が異なる場合は、各地域ごとの最新時点における戸数を合計する。<br>各家庭に取付けられた安全器が、地震等を感知して作動し、供給が一時的に停止された場合は、被害に含めない。 | ガス被害詳細報告 |
| | ブロック石塀 | 倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。 | | その他被害詳細報告 |
| | 田の流出埋没 | 田の耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能になったものとする。 | | その他被害詳細報告 |
| | 田の冠水 | 稲の先端が見えなくなる程度に水をつかったものとする。 | | |
| | 畑の流失埋没 | 田の例に準じて取り扱うものとする。 | | |
| | 畑の冠水 | | | |
| 火災発生 | | 火災発生件数については､地震又は火山噴火の場合のみ報告するものとする。 | | 火災発生状況報告 |



資-４８９

# 被害の認定基準（災害総括報告）

| 区分 | 被害項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| 被害金額 | 共　通 | 災害年報の公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設については、査定済み額を記入し、未査定額（被害見込額）はかっこ外に朱書きするものとする。 | | |
| | 公共文教施　設 | 公立の文教施設とする。 | | |
| | 農林水産施　設 | 農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和２５年法律第１６９号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁港用施設及び共同利用施設とする。 | 左の施設として、かんがい排水施設、農業用道路、林道、沿岸漁場整備開発施設、農協・漁協等の所有する倉庫・加工施設・共同作業場等が該当する。（１箇所の災害復旧工事の事業費が４０万円未満のものは加算しない。） | |
| | 公共土木施　設 | 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和２６年法律第９７号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防設備、林地荒廃防止施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。 | （災害復旧事業の１箇所の工事の費用が県及び指定市に係るものにあっては１２０万円に、市町村に係るものにあっては６０万円に満たないものは加算しない。） | |
| | その他の公共施設 | 公立文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公共又は公共の用に供する施設とする。 | | |
| | 公共施設被害市町村 | 公立文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設の被害を受けた市町村とする。 | | |
| | 農産被害 | 農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。 | | |
| | 林業被害 | 農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。 | | |
| | 畜産被害 | 農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。 | | |
| | 水産被害 | 農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えばのり、魚具、漁船等の被害とする。 | | |
| | 商工被害 | 建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。 | | |



資-４９０

# 措置情報報告基準（災害総括報告）

| 区分 | 項目 | 基　準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| 活動体制 | 災害対策本部設置 | 報告時点において、市町村災害対策本部を設置している場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。<br>１　「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。<br>２　以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。）<br>３　また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」「廃止日時」を報告する。 | 確定報告については、同一災害についてとられた最大の体制の「設置日時」、「廃止日時」、「配備人員」を報告するものとする。 | |
| | 本部設置前の体制 | 報告時点において、市町村災害対策本部設置前の体制をとっている場合、その「設置日時」、「配備人員」を報告する。<br>１　「配備人員」は、配備されている市町村職員の数とする。<br>２　以後の報告時点において、「配備人員」に増減があった場合は、数を変更して報告する。（最新人数を継続報告。）また、災害対策本部を廃止している場合、「配備人員」は、最も多かった時点の数とし、「設置日時」、「廃止日時」を報告する。 | | |
| | 活動人員 | 報告時点までに活動している「消防職員」及び「消防団員」の延べ人数を報告する。 | | |



資-４９１

# 措置情報報告基準（災害総括報告）

| 区分 | 項目 | 認定基準 | 備　考 | 災害詳細報告 |
|---|---|---|---|---|
| 避難等 | 共通 | 避難の種別ごとに、「避難地区数」、「避難の日時」、「避難世帯数」、「避難人数」を報告するとともに、「警戒区域設定の有無」を報告する。 | | 避難状況詳細報告 |
| | 指示 | 災害対策基本法第６０条に基づく避難のための立ち退きの指示、その他法令に基づくもの。 | 気象情報、警戒巡視等によって得られた情報及び過去の災害事例等を勘案し、住民の生命、身体に被害が及ぶおそれがあると判断し、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対して行う指示、勧告。 | |
| | 勧告 | 災害対策基本法第６０条に基づく避難のための立ち退きの勧告、その他法令に基づくもの。 | | |
| | 自主避難 | 上記勧告又は指示によらない住民の自主的避難。（上記勧告又は指示に該当しない呼びかけによる避難を含む） | 気象予警報等により避難、家屋損壊による避難等「避難所を開設してあるので、避難の必要がある人は避難してください。」等、呼びかけ。 | |
| | 避難地区数 | 勧告又は指示においては、発令の対象地域又は区域の数を報告する。自主非難にあっては、自主的に避難した地域又は区域の数を報告する。 | 確定報告においては、延べ数を報告する。 | |
| | 避難の日時 | 最初に勧告又は指示あるいは自主避難した日時を報告する。 | 確定報告も同じ。 | |
| | 世帯数・人数 | 避難している世帯数及び人数を報告する。 | 確定報告においては、延べ数を報告する。 | |
| | 警戒区域の設定 | 災害対策基本法第６３条に基づく警戒区域の設定、その他法令に基づく警戒区域の設定の有無を報告する。 | 確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。 | |
| 避難所 | | 報告時点における避難所の開設数、並びに収容している世帯数及び人数を３報告する。 | 確定報告においては、同一の災害について開設した避難所の「開設数」並びに収容した「世帯数」及び「人数」の延べ数を報告する。 | 避難所・救護所開設状況報告 |
| 災害救助法 | | 災害救助法が適用された場合の、適用日時を報告する。 | | |



資-４９２

# 資料－９－２ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償について

（平成 28 年 4 月 1 日現在）

<table>
<tr><th>救助の種類</th><th>対　　象</th><th>費用の限度額</th><th>期　間</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td>避難所の設置</td><td>災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。</td><td>＜基本額＞<br>避難所設置費<br>１人　１日当たり<br>３２０円以内<br>＜加算額＞<br>冬季　別に定める額を加算<br>高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>１　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。<br>２　避難に当たっての輸送費は別途計上</td></tr>
<tr><td>応急仮設住宅の供与</td><td>住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者</td><td>１　規　格<br>１戸当り平均29.7㎡（９坪)を基準とする。<br>２　限度額<br>１戸当り<br>2,660,000円以内<br>３　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）</td><td>災害発生の日から20日以内に着工</td><td>１　平均1戸当たり29.7㎡、2,621,000円以内であればよい。<br>２　複数の高齢者等の要配慮者等に供与する「福祉仮設住宅」を設置できる。<br>３　供与期間　最高２年以内<br>４　民間賃貸住宅の借り上げによる設置も対象とする。</td></tr>
<tr><td>炊き出しその他による食品の供与</td><td>１　避難所に避難している者<br>２　全半壊(焼)、流失、床上浸水で炊事できない者</td><td>１　１人１日当たり<br>1,110円以内</td><td>災害発生の日から７日以内</td><td>食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（１食は1/3日）</td></tr>
<tr><td>飲料水の供給</td><td>現に飲料水を得ることができない者<br>（飲料水及び炊事のための水であること。）</td><td>当該地域における通常の実費</td><td>災害発生の日から7日以内</td><td>１　輸送費、人件費は別途計上</td></tr>
<tr><td>被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与</td><td>全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服・寝具、その他生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者</td><td>１　夏季（４月～９月)、冬季(10月～３月）の季別は災害発生の日をもって決定する。<br>２　下記金額の範囲内<br>
<table>
<tr><th colspan="2">区分</th><th>１人世帯</th><th>２人世帯</th><th>３人世帯</th><th>４人世帯</th><th>５人世帯</th><th>６人以上１人増すごとに加算</th></tr>
<tr><td>全　壊<br>全　焼<br>流　失</td><td>夏</td><td>18,400</td><td>23,700</td><td>34,900</td><td>41,800</td><td>53,000</td><td>7,700</td></tr>
</table>
</td><td>災害発生の日から10日以内</td><td>１　備蓄物資の価格は年度当初の評価額<br>２　現物給付に限ること</td></tr>
</table>

| | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 冬 | 30,400 | 39,500 | 55,000 | 64,300 | 80,900 | 11,100 |
| | | 半　壊<br>半　焼<br>床上浸水 | 夏 | 6,000 | 8,100 | 12,100 | 14,700 | 18,600 | 2,600 |
| | | | 冬 | 9,800 | 12,700 | 18,000 | 21,400 | 27,000 | 3,500 |

| 救助の種類 | 対　　象 | 費用の限度額 | 期　間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 医　　療 | 医療の途を失った者(応急的処置) | 1　救護班<br>使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費<br>2　病院又は診療所<br>国民健康保険診療報酬の額以内<br>3　施術者<br>協定料金額以内 | 災害発生の日から１４日以内 | 患者等の移送費は、別途計上 |
| 助　　産 | 災害発生の日以前又は以後７日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者(出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者) | 1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費<br>2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額 | 分べんした日から７日以内 | 妊婦等の移送費は、別途計上 |
| 被災者の救出 | 1　現に生命、身体が危険な状態にある者<br>2　生死不明な状態にある者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から３日以内 | 1　期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。<br>2　輸送費、人件費は、別途計上 |
| 被災した住宅の応急修理 | 1　住家が半壊(焼)し、自らの資力により応急修理をすることができない者<br>2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(焼)したもの | 居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分<br>１世帯当たり<br>576,000円以内 | 災害発生の日から１か月以内 | |
| 学用品の給与 | 住家の全壊(焼)、流失、半壊(焼)又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒 | 1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費<br>2　文房具及び通学用品は、１人当たり次の金額以内<br>小学校児童4,300円<br>中学校生徒4,600円<br>高等学校等生徒5,000円 | 災害発生の日から<br>(教科書)<br>１か月以内<br>(文房具及び通学用品)<br>15日以内 | 1　備蓄物資は評価額<br>2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。 |
| 埋　　葬 | 災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給 | １体当り<br>大人(12歳以上)<br>210,400円以内<br>小人(12歳未満)<br>168,300円以内 | 災害発生の日から10日以内 | 災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。 |

| 救助の種類 | 対　　象 | 費用の限度額 | 期　間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 死体の捜索 | 行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者 | 当該地域における通常の実費 | 災害発生の日から10日以内 | 1　輸送費、人件費は、別途計上<br>2　災害発生後３日を経過したものは一応死亡した者と推定している。 |
| 死体の処理 | 災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。）をする。 | (洗浄、消毒等)<br>１体当り3,400円以内<br>一時保存<br>既存建物借上費<br>通常の実費<br>既存建物以外<br>１体当り<br>5,300円以内<br>検　案<br>救護班以外は慣行料金 | 災害発生の日から10日以内 | 1　検案は原則として救護班<br>2　輸送費、人件費は、別途計上<br>3　死体の一時保存にドライアイスの購入等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。 |
| 障害物の除去 | 居室、炊事場、玄関等に障害物が運び込まれているため、生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者 | １世帯当り<br>134,800円以内 | 災害発生の日から10日以内 | |
| 輸送費及び賃金職員等雇上費 | 1　被災者の避難<br>2　医療及び助産<br>3　被災者の救出<br>4　飲料水の供給<br>5　死体の捜索<br>6　死体の処理<br>7　救済用物資の整理配分 | 当該地域における通常の実費 | 救助の実施が認められる期間以内 | |

| | 範　　囲 | 費用の限度額 | 期　間 | 備　　考 |
|---|---|---|---|---|
| 実費弁償 | 災害救助法施行令第10条第１号から第４号までに規定する者 | １人１日当り<br>医師、歯科医師<br>24,400円以内<br>薬剤師、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士及び歯科衛生士<br>14,100円以内<br>保健師、助産師、看護師及び准看護師<br>14,900円以内<br>救急救命士<br>14,900円以内<br>土木技術者、建築技術者<br>15,000円以内<br>大工<br>23,100円以内<br>左官<br>24,700円以内<br>とび職<br>24,800円以内 | 救助の実施が認められる期間以内 | 時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額 |

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 資料－９－３ 激甚災害指定基準

激甚災害に対処するための特別の財政援助等の措置を行う必要がある災害の指定基準
（昭和３７年１２月７日中央防災会議決定）

| 激甚災害法適用条項 | 適用措置 | 指定基準 |
|---|---|---|
| 第２章<br>（第３条）<br>（第４条） | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | A 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.5% |
| | | B 公共施設災害復旧事業費等の査定見込額＞全国標準税収入×0.2%<br>かつ<br>(1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の標準税収入×25%<br>……の県が１以上<br>又は<br>(2) 県内市町村の査定見込総額＞県内全市町村の標準税収入×5%<br>……の県が１以上 |
| 第５条 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 | A 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0 .5% |
| | | B 農地等の災害復旧事業費等の査定見込額＞全国農業所得推定額×0 .15%<br>かつ<br>(1) 一の都道府県の査定見込額＞当該都道府県の農業所得推定額×4%<br>……の県が１以上<br>又は<br>(2) 一の都道府県の査定見込額＞10 億円……の県が１以上 |
| 第６条 | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 | (1) 第５条の措置が適用される場合<br>又は<br>(2) 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合<br>ただし、(1)(2)とも、当該被害見込額が５千万円以下の場合は除く。<br>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、<br>当該災害に係る漁業被害見込額が農業被害見込額を超え、<br>かつ、次のいずれかに該当する激甚災害に適用する。<br>(3) 漁船等の被害見込額＞全国漁業所得推定額×0.5%<br>又は<br>(4) 漁業被害見込額＞全国漁業所得推定額×1.5%で第８条の措置が適用される場合<br>ただし、(3)(4)とも、水産業共同利用施設に係る被害見込額が５千万円以下の場合を除く。 |
| 第８条 | 天災による被害農林 | A 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.5% |

| 激甚災害法適用条項 | 適用措置 | 指定基準 |
|---|---|---|
| | 漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例 | Ｂ 農業被害見込額＞全国農業所得推定額×0.15%<br>かつ<br>一の都道府県の特別被害農業者＞当該都道府県の農業者×3%<br>……の県が１以上 |
| | | ただし、ＡＢとも、高潮、津波等特殊な原因による災害であって、その被害の態様から、この基準によりがたいと認められるものについては、災害の発生のつど被害の実情に応じて個別に考慮する。 |
| 第 11 条の２ | 森林災害復旧事業に対する補助 | Ａ 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×5% |
| | | Ｂ 林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1.5%<br>かつ<br>(1) 一の都道府県の林業被害見込額<br>＞当該都道府県の生産林業所得推定額×60%<br>……の県が１以上<br>又は<br>(2) 一の都道府県の林業被害見込額＞全国生産林業所得推定額×1%<br>……の県が１以上 |
| | | ただし、ＡＢとも、林業被害見込額は樹木に係るものに限り、生産林業所得推定額は木材生産部門に限る。 |
| 第 12 条 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 | Ａ 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.2% |
| | | Ｂ 中小企業関係被害額＞全国中小企業所得推定額×0.06%<br>かつ<br>(1) 一の都道府県の中小企業関係被害額<br>＞当該都道府県の中小企業所得推定額×2%<br>……の県が１以上<br>又は<br>(2) 一の都道府県の中小企業関係被害額＞1,400 億円<br>……の県が１以上<br>ただし、火災の場合又は第 12 条の適用の場合における中小企業関連被害額の全国中小企業所得推定額に対する割合については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。 |
| 第 16 条 | 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助 | 第２章（第３条及び第４条）の措置が適用される場合。<br>ただし、当該施設に係る被害又は当該事業量が軽微であると認められる場合を除く。 |
| 第 17 条 | 私立学校施設災害復旧事業に対する補助 | |

| 激甚災害法適用条項 | 適用措置 | 指定基準 |
|---|---|---|
| 第 19 条 | 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例 | |
| 第 22 条 | 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例 | A 被災地全域滅失戸数≧4,000 戸<br>B (1) 被災地全域滅失戸数≧2,000 戸<br>かつ<br>一の市町村の区域内の滅失戸数≧200 戸又は住宅戸数の 1 割以上<br>……の市町村が１以上<br>又は<br>(2) 被災地全域滅失戸数≧1 ,200 戸<br>かつ<br>一の市町村の区域内の滅失戸数≧400 戸又は住宅戸数の 2 割以上<br>……の市町村が１以上<br>ただし、(1)(2)とも、火災の場合における被災地全域の滅失戸数については、被害の実情に応じ特例的措置を講ずることがある。 |
| 第 24 条 | 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 | 第 2 章（第 3 条及び第 4 条）又は第 5 条の措置が適用される場合。 |
| 第 7 条 | 開拓者等の施設の災害復旧事業に対する補助 | 災害の実情に応じ、その都度検討する。 |
| 第 9 条 | 森林組合等の行なう堆積土砂の排除事業に対する補助 | |
| 第 10 条 | 土地改良区等の行なう湛水排除事業に対する補助 | |
| 第 11 条 | 共同利用小型漁船の建造費の補助 | |
| 第 14 条 | 事業協同組合等の施設の災害復旧事業に対する補助 | |
| 第 20 条 | 母子及び寡婦福祉法による国の貸付けの特例 | |
| 第 21 条 | 水防資材費の補助の特例 | |

| 激甚災害法適用条項 | 適用措置 | 指定基準 |
|---|---|---|
| 第 25 条 | 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例 | |

## 資料－９－４ 局地激甚災害指定基準

災害を市町村段階の被害の規模で捉え、その被害の深度のある災害について、激甚災害として指定する場合の指定基準（昭和４３年１１月２３日中央防災会議決定）

| 激甚災害法適用条項 | 適用措置 | 指定基準 |
|---|---|---|
| 第２章<br>（第３条）<br>（第４条） | 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助 | （１）次のいずれかに該当する災害<br>①（イ）当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額<br>＞当該市町村の標準税収入×50％<br>（査定事業費が１千万円未満のものを除く。）<br>（ロ）当該市町村の標準税収入が 50 億円以下であり、<br>かつ、<br>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額が 2 億 5 千万円を超える市町村<br>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額<br>＞当該市町村の標準税収入×20％<br>（ハ）当該市町村の標準税収入が 50 億円を超え、かつ、100 億円以下の市町村<br>当該市町村が負担する公共施設災害復旧事業費等の査定事業額<br>＞当該市町村の標準税収入×20％<br>＋（当該市町村の標準税収入−50 億円）×60％<br>ただし、この基準に該当する市町村ごとの査定事業費を合算した額がおおむね１億円未満である場合を除く。<br><br>②　①の公共施設災害復旧事業等の事業費の査定見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） |
| 第５条 | 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置 | （２）次のいずれかに該当する災害<br>①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費<br>＞当該市町村の農業所得推定額×10％<br>（災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く。）<br>ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。<br><br>②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。） |
| 第６条 | 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助特例 | （２）次のいずれかに該当する災害<br>①当該市町村内の農地等の災害復旧事業に要する経費<br>＞当該市町村の農業所得推定額×10％<br>（災害復旧事業に要する経費が１千万円未満のものを除く。）<br>ただし、当該経費の合算額がおおむね 5 千万円未満である場合を除く。<br><br>②　①の農地等の災害復旧事業に要する経費の見込額からみて①に掲げる災害に明らかに該当することとなると見込まれる災害（当該災害に係る被害箇所の数がおおむね十未満のものを除く。）<br>ただし、上記に該当しない場合であっても、水産業共同利用施設に係るものについて、<br>当該市町村内の漁業被害額が当該市町村内の農業被害額を超え、<br>かつ、 |

| | | |
|---|---|---|
| | | 当該市町村内の漁船等の被害額＞当該市町村の漁業所得推定額×10%<br>（漁船等の被害額が１千万円未満のものを除く。）<br>ただし、これに該当する市町村ごとの当該漁船等の被害額を合算した額がおおむね５千万円未満である場合を除く。 |
| 第 11 条の２ | 森林災害復旧事業に対する補助 | （３）当該市町村内の林業被害見込額(樹木に係るもの)<br>＞ 当該市町村に係る生産林業所得推定額（木材生産部門）×1.5<br>（林業被害見込額が当該年度の全国生産林業所得（木材生産部門）推定額のおおむね 0.05%未満のものを除く。）<br>かつ<br>(1) 大火による災害にあっては、要復旧見込面積＞300ha<br>又は<br>(2) その他の災害にあっては、<br>要復旧見込面積＞当該市町村の民有林面積(人工林に係るもの)×25% |
| 第 12 条 | 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例 | （４）中小企業関係被害額＞当該市町村の中小企業所得推定額×10%<br>（被害額が１千万円未満のものを除く。）<br>ただし、当該被害額を合算した額がおおむね５千万円未満である場合を除く。 |
| 第 24 条 | 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等 | 第２章（第３条及び第４条）又は第５条の措置が適用される場合。 |

# １０ その他

# 資料－１０－１ 鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱

（目的）
第１条　この要綱は、自主防災組織が防災活動を行うために必要な防災資器材（以下「資器材」という）を交付することにより、自主防災組織の育成及び整備並びに防災意識の高揚を図ることを目的とする。
（定義）
第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
(1)　自主組織　地域の住民が日常生活の安全確保を図るため、自主的に防災活動を行うことを目的に結成された団体をいう。
(2)　新規組織　加入世帯がおおむね 50 世帯以上の自主防災組織で、資器材の交付を受けていない自主防災組織をいう。
(3)　既存組織　既に資器材の交付を受けている自主防災組織で、加入世帯がおおむね 50 世帯以上のものをいう。
(4)　避難所外避難者の支援を担う自主防災組織　避難所外避難者への支援の拠点となる一定のスペースを確保し、その拠点を自主運営する自主防災組織をいう。
（交付の対象）
第３条　資器材の新規の交付は、新規組織を対象とする。
２　自主防災活動の充実を図るための資器材交付は、既存組織を対象とする。
３　避難所外避難者の支援拠点としての機能を図るための資器材の交付は、避難所外避難者の支援を担う自主防災組織を対象とする。
（交付の種目等）
第４条　新規及び自主防災活動の充実を図るために交付する資器材は、次の表に掲げる種目とする。
種目　　消火器・担架・救急薬品・ヘルメット・メガホン・ロープ・誘導旗
腕章・簡易型備蓄倉庫・その他新規及び自主防災活動の充実を図るための整備に必要な資器材
２　避難所外避難者の支援拠点としての機能を図るために交付する資器材は、次の表に掲げる種目とする。
種目　　炊き出しセット・仮設トイレ・給水袋・パーティション
その他避難所外避難者の支援拠点を運営するのに必要な資器材
３　資器材の新規の交付は、１回に限り当該自主防災組織に加入している世帯数に 1,500 円を乗じて得た額を加えた額に相当する資器材を交付する。ただし、500,000 円を限度とし、予算の範囲内において交付する。
４　自主防災活動の充実を図るための資器材の交付は、前回の交付から 10 年以上が経過した既存組織に加入している世帯数に 750 円を乗じた額に相当する資器材を交付する。ただし、200,000 円を限度とし、予算の範囲内において交付する。

５　避難所外避難者の支援拠点としての機能を図るための資器材の交付は、100,000 円を限度とし、予算の範囲内において新規組織又は既存組織に交付する資器材に併せて交付する。
６　この要綱の規定により資器材の交付を受けた組織が他の組織と統合した場合、当該統合後の組織は、既存組織とみなす。この場合において、当該統合後の組織に係る第４項に規定する前回の交付から 10 年の起算日は、統合前の組織においてこの要綱の規定により最後に資器材の交付を受けた日（この要綱の規定により資器材の交付を受けた統合前の組織が複数ある場合は、それらの組織が最後に資器材の交付を受けた日のうち最も遅い日）とする。
７　この要綱の規定により資器材の交付を受けた組織が分割し複数の組織に分かれた場合、当該分割後の組織は、いずれも既存組織とみなす。この場合において、当該分割後の組織に係る第４項に規定する前回の交付から 10 年の起算日は、分割前の組織においてこの要綱の規定により最後に資器材の交付を受けた日とする。
（交付の申請）
第５条　前条第１項の資器材の交付を受けようとする者は、自主防災器材交付申請書（別記第１号様式）に自主防災組織防災計画書、自主防災組織編成計画及び自主防災組織地域図を添えて市長に申請するものとする。
（交付の決定）
第６条　市長は、前条の規定により申請書の提出があったときは、その内容を審査し、その交付の可否を決定し、結果を自主防災資器材交付決定（却下）通知書（別記第２号様式）により、申請者に通知するものとする。
（交付の条件）
第７条　申請者は、次の各号に掲げた条件を遵守しなければならない。
(1)　資器材を常に良好な状態で使用できるよう維持管理に努めること。
(2)　資器材を利用した訓練を行うよう努めること。
(3)　資器材に係る修理、補充、交換等を申請者の負担により行うこと。
(4)　資器材について、広く公表し周知すること。
（受領）
第８条　資器材の交付を受けた組織は、自主防災資器材受領書（別記第３号様式）を市長に提出しなければならない。
（返還）
第９条　市長は、組織が次の各号のいずれかに該当するときは、交付した資器材の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長が別に定める期間を経過した資器材は、この限りでない。
(1)　解散したとき。
(2)　第７条各号に規定する条件に反したとき。
（補則）
第 10 条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。
附　則
（施行期日）

１　この告示は、平成 10 年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この告示の施行の際現に改正前の鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱の規定により資器材の交付を受けている自主防災組織は、改正後の鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱の規定により資器材の交付を受けた自主防災組織とみなす。
附　則（平成 28 年４月１日告示第 50 号）
この告示は、公示の日から施行する。
附　則（令和３年 12 月 28 日告示第 128 号）
（施行期日）
１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この告示の施行の際、現に残存する様式は、当分の間所要の修正を加え、なお使用することができる。
附　則（令和７年９月 10 日告示第 119 号）
（施行期日）
１　この告示は、令和８年４月１日から施行する。
（経過措置）
２　この告示の施行の際現に改正前の鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱の規定により資器材の交付を受けている自主防災組織は、改正後の鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱の規定により資器材の交付を受けた自主防災組織とみなす。

別　記
第１号様式（第５条関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　様

組　織　名
住　　所
代表者氏名

# 自主防災資器材交付申請書

自主防災資器材の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

記

１　資器材の新規交付又は自主防災活動の充実を図るための資器材交付

（１）　加入世帯数及び人数　　世帯　　人

（２）　結成年月日　　年　　月　　日
（前回交付年月日）　　（　　年　　月　　日　）

（３）　資器材名及び数量

| 種目・品名 | 規格・品番・色等 | ページ | 単価（税込） | 数　量 |
|---|---|---|---|---|
| 消火器 | | | | |
| 担架 | | | | |
| 救急薬品 | | | | |
| ヘルメット | | | | |
| メガホン | | | | |
| ロープ | | | | |
| 誘導旗 | | | | |
| 腕章 | | | | |
| 簡易型倉庫 | | | | |
| その他自主防災組織の整備に必要な資器材 | | | | |
| | | | | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

（４）　添付書類　自主防災組織防災計画書、自主防災組織編成計画、自主防災組織地域図

## ２　避難所外避難者の支援拠点としての機能を図るための資器材交付

### （１）避難所外避難者への支援の拠点となるスペース

| | |
|---|---|
| 建物名称 | |
| 住所 | |
| 建築年 | |
| 使用部屋名 | |
| 使用面積 | |
| 使用者数 | |

### （２）避難所外避難者への支援の内容

例：自主的な避難所、食事の提供、トイレの提供　など

| | |
|---|---|
| 支援内容１ | |
| 支援内容２ | |
| 支援内容３ | |
| 支援内容４ | |

### （３）資器材名及び数量

| 種目・品名 | 規格・品番・色等 | ページ | 単価（税込） | 数　量 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

第２号様式（第６条関係）

第　　号
年　　月　　日

様

鎌ケ谷市長　　印

自主防災資器材交付決定（却下）通知書

年　　月　　日付けで申請のありました自主防災資器材の交付について、次のとおり決定（却下）したので、鎌ケ谷市自主防災資器材交付要綱第６条の規定により次のとおり通知します。

記

１　決　定

交付する資器材及び数量

| 種目・品名 | 規格等 | 数量 | 単位 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

２　却下

却下理由

第３号様式（第８条関係）

年　　月　　日

鎌ケ谷市長　　様

組　織　名
住　　所
代表者氏名

自主防災資器材受領書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定のあった自主防災資器材を次のとおり受領しました。

記

| 種目・品名 | 規格・品番・色等 | ページ | 単価（税込） | 数　量 |
|---|---|---|---|---|
| 消火器 | | | | |
| 担架 | | | | |
| 救急薬品 | | | | |
| ヘルメット | | | | |
| メガホン | | | | |
| ロープ | | | | |
| 誘導旗 | | | | |
| 腕章 | | | | |
| 簡易型倉庫 | | | | |
| その他自主防災組織の整備に必要な資器材 | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

# 資料－１０－２ 鎌ケ谷市自主防災組織一覧表

平成8年3月現在

| エリア | NO | 組　織　名 | エリア | NO | 組　織　名 |
|---|---|---|---|---|---|
| 北部 | 1 | 佐津間自治会第一自主防災会 | 中央東 | 36 | 東武鎌ケ谷自主防災会 |
| | 2 | 佐津間自治会第二自主防災会 | | 37 | 東新田自主防災会 |
| | 3 | 佐津間自治会第三自主防災会 | | 38 | 五本松西自主防災会 |
| | 4 | 佐津間自治会第四自主防災会 | | 39 | 五本松自治会自主防災会 |
| | 5 | 佐津間自治会第五自主防災会 | | 40 | ひがし野自治会自主防災会 |
| | 6 | 佐津間自治会第六自主防災会 | | 41 | 東初富第三南自主防災会 |
| | 7 | 佐津間自治会第七自主防災会 | | 42 | 第四南自治会自主防災会 |
| | 8 | 佐津間自治会第八自主防災会 | | 43 | 第一東自主防災会 |
| | 9 | 軽井沢自治会自主防災会 | | 44 | ガーデンスクエア自主防災会 |
| | 10 | アイシティ鎌ケ谷自主防災会 | | 45 | 井草県営住宅自主防災会 |
| 西部 | 11 | 北初富第二自治会自主防災会 | 東部 | 46 | 大新田第一自治会自主防災会 |
| | 12 | 北初富第四自治会自主防災会 | | 47 | 大新田第二自治会自主防災会 |
| | 13 | 北初富第五自治会自主防災会 | | 48 | 大新田第三自治会自主防災会 |
| | 14 | 新鎌ケ谷自治会自主防災会 | | 49 | 浅間自治会自主防災会 |
| | 15 | 合同宿舎初富住宅自治会自主防災会 | | 50 | ホープタウン自治会自主防災会 |
| | 16 | くぬぎ山連合自治会自主防災会 | | 51 | あかしや自治会自主防災会 |
| | 17 | サンピア鎌ケ谷自主防災会 | | 52 | 睦自治会自主防災会 |
| 中央 | 18 | 鎌ケ谷駅前自治会第一自主防災会 | | 53 | 東雲自治会自主防災会 |
| | 19 | 鎌ケ谷駅前自治会第二自主防災会 | | 54 | ひまわり自治会自主防災会 |
| | 20 | 鎌ケ谷駅前第三自主防災会 | | 55 | 中新田自治会第１自主防災会 |
| | 21 | 鎌ケ谷駅前自治会第四自主防災会 | | 56 | 中新田自治会第２自主防災会 |
| | 22 | 鎌ケ谷駅前自治会第五自主防災会 | | 57 | 鎌ケ谷コーポラス自治会自主防災会 |
| | 23 | 中央自治会自主防災会 | | 58 | 若新田自治会自主防災会 |
| | 24 | 鎌ケ谷団地自主防災会 | | 59 | 豆ヶ台自治会自主防災会 |
| | 25 | 南初富第二北第一自主防災会 | | 60 | 宿第一自主防災会 |
| | 26 | 第一中自主防災会 | | 61 | 宿第二主防災会 |
| | 27 | 南初富第一南自主防災会 | | 62 | 宿第三自主防災会 |
| | 28 | 南初富中央自主防災会 | | 63 | 鎌ケ谷東自治会自主防災会 |
| | 29 | 富岡自治会自主防災会 | | 64 | ふれあい自主防災会 |
| | 30 | 第二西自主防災会 | | 65 | 本田自主防災会 |
| | 31 | 北初富第一自治会自主防災会 | | 66 | 光の里自治会自主防災会 |
| | 32 | プレンティライフ鎌ケ谷自主防災会 | | 67 | 鎌ケ谷大仏スカイハイツ自主防災会 |
| 中央東 | 33 | 鎌ケ谷ライフタウン自治会自主防災会 | | 68 | 丸山自主防災会 |
| | 34 | 鎌ケ谷グリーンタウン自主防災会 | | 69 | 原自主防災会 |
| | 35 | 三井鎌ケ谷自治会自主防災会 | | 70 | 道野辺第一区自治会自主防災会 |

| エリア | NO | 組　織　名 |
|---|---|---|
| 東部 | 71 | 新山町会自主防災会 |
| | 72 | 道野辺第二区自治会自主防災会 |
| | 73 | ビレッジハウス鎌ケ谷自治会自主防災会 |
| | 74 | みどり自治会防災会 |
| | 75 | 西二和ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ鎌ケ谷自治会自主防災会 |
| | 76 | コスモ鎌ケ谷自主防災会 |
| 南部 | 77 | 鎌ケ谷橋自治会自主防災会 |
| | 78 | 馬込沢自治会東部自主防災会 |
| | 79 | 馬込沢自治会西部自主防災会 |
| | 80 | 道野辺あおば自治会自主防災会 |
| | 81 | 中沢自治会自主防災会 |
| | 82 | 鎌ケ谷ｸﾞﾘｰﾝﾊｲﾂ自治会自主防災会 |
| | 83 | 東中沢一丁目町会自主防災会 |
| | 84 | 東中沢二丁目町会自主防災会 |
| | 85 | 東中沢三丁目町会自主防災会 |
| | 86 | 東中沢四丁目町会自主防災会 |
| | 87 | 受所自治会第一自主防災会 |
| | 88 | 受所自治会第二自主防災会 |
| | 89 | ロイヤルステージ鎌ケ谷自主防災会 |

## 資料－１０－３ 気象庁震度階級関連解説表

この表を使用する場合には、以下の点に注意してください。

（1）気象庁が発表する震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中であっても、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の１回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、５年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

| 用語 | 意味 |
|---|---|
| まれに<br>わずか<br>大半<br>ほとんど | 極めて少ない。めったにない。<br>数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。<br>半分以上。ほとんどよりは少ない。<br>全部ではないが、全部に近い。 |
| が（も）ある、<br>が（も）いる | 当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。 |
| 多くなる | 量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。 |
| さらに多くなる | 上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。 |

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度○相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

| 震度階級 | 人の体感・行動 | 屋内の状況 | 屋外の状況 |
|---|---|---|---|
| 0 | 人は揺れを感じないが、地震計には記録される。 | － | － |
| 1 | 屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。 | － | － |
| 2 | 屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。 | 電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。 | － |
| 3 | 屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。 | 棚にある食器類が音を立てることがある。 | 電線が少し揺れる。 |
| 4 | ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。 | 電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。 | 電線が大きく揺れる。自転車を運転していて、揺れに気付く人がいる。 |
| ５弱 | 大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。 | 電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類や書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 | まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。 |
| ５強 | 大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。 | 棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。 | 窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停車する車もある。 |
| ６弱 | 立っていることが困難になる。 | 固定していない家具の大半が移動し、倒れるものがある。ドアが開かなくなることがある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。 |
| ６強 | 立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。 | 固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどがッ崩れる。 |
| 7 | | 固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。 | 壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。 |

**●木造建物（住宅）の状況**

| 震度階級 | 木造建物（住宅） | |
|---|---|---|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| ５弱 | － | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| ５強 | － | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 |
| ６弱 | 壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などにひび割れ・亀裂が多くなる。<br>壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。<br>瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。 |
| ６強 | 壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。 | 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。<br>傾くものや、倒れるものが多くなる。 |
| ７ | 壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。<br>まれに傾くことがある。 | 傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。 |

（注１）木造建物（住宅）の耐震性により２つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和５６年（１９８１年）以前は耐震性が低く、昭和５７年（１９８２年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注３）木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成２０年（２００８年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

**●鉄筋コンクリート造建物の状況**

| 震度階級 | 鉄筋コンクリート造建物 | |
|---|---|---|
| | 耐震性が高い | 耐震性が低い |
| ５強 | － | 壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 |
| ６弱 | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。 | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 |
| ６強 | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。 | 壁、梁、柱などの部材に、斜めや Ｘ 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。<br>１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 |
| ７ | 壁、梁、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。<br>１階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。 | 壁、梁、柱などの部材に、斜めや Ｘ 状のひび割れ・亀裂が多くなる。<br>１階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。 |

（注１）鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和５６年（１９８１年）以前は耐震性が低く、昭和５７年（１９８２年）以降は耐震性が高い傾向にある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注２）鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

**●地盤・斜面等の状況**

| 震度階級 | 地盤の状況 | 斜面等の状況 |
|---|---|---|
| ５弱 | 亀裂※1や液状化※2が生じることがある。 | 落石やがけ崩れが発生することがある。 |
| ５強 | | |
| ６弱 | 地割れが生じることがある。 | がけ崩れや地すべりが発生することがある。 |
| ６強 | 大きな地割れが生じることがある。 | がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。 |
| ７ | | |

※１　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※２　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※３　大規模な地滑りや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

**●ライフライン・インフラ等への影響**

| | |
|---|---|
| ガス供給の停止 | 安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。<br>さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。 |
| 断水、停電の発生 | 震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。 |
| 鉄道の停止、高速道路の規制等 | 震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。） |
| 電話等通信の障害 | 地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合わせが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。 |

| | |
|---|---|
| エレベーターの停止 | 地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。 |

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

**●大規模構造物への影響**

| | |
|---|---|
| 長周期地震動※による超高層ビルの揺れ | 超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。 |
| 石油タンクのスロッシング | 長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。 |
| 大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落 | 体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。 |

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

## 資料－１０－４ 自衛隊の災害派遣要請依頼（依頼１）

**（様式１）**

第　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

鎌ケ谷市長　　印

自 衛 隊 の 災 害 派 遣 要 請 に つ い て

災害対策基本法第68条の２の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣を要請します。

記

１　災害の情況及び派遣を要請する事由
(1) 災害の情況

(2) 派遣を要請する事由

２　派遣を希望する期間
年　　月　　日（　時　分）から災害応急対策の実施が終了するまでの間

３　派遣を希望する区域及び活動内容
(1) 活動希望区域

(2) 活動内容

４　その他参考となるべき事項

## 資料－１０－５ 自衛隊の災害派遣撤収要請依頼（様式２）

（様式２）

第　　号
年　　月　　日

千葉県知事　　様

鎌ケ谷市長　　印

自衛隊の災害派遣部隊の撤収について（依頼）

年　　月　　日付け　　号で依頼したこのことについて、下記のとおり派遣部隊の撤収要請を依頼します。

記

１　撤 収 日 時　　年　　月　　日　　時　　分

２　撤 収 理 由

３　その他必要事項

## 資料－１０－６ 米穀等調達関係書類の様式

災害時の政府所有米穀の供給に係る都道府県からの要請手続きについて

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付 21 総食第 113 号総合食料局長通知（以下「要領」という。））第４章Ⅰ第１１に基づき、都道府県知事又は市町村長から要請があった災害救助用米穀の引渡方法等の具体的な手続きについては、下記のとおりとする。

記

１．災害救助用米穀の引渡要請

（１）都道府県知事は、要領第４章Ⅰ第 10 の１の（１）に基づく災害救助法等が発動され、政府所有米穀の引渡しが必要と判断された場合、農林水産省農産局長（以下「農産局長」という。）に対し、災害救助用米穀の引渡要請を行う。

（２）具体的には、都道府県又は市町村の担当者が、農産局農産政策部貿易業務課担当者（別紙１）に対し、「災害救助用米穀の引渡要請書」（別紙２）に基づく情報（希望数量、引渡場所、引渡方法、担当者名、連絡先等）を電話で連絡するとともに、併せてＦＡＸ又はメールを送信後、速やかに当該要請書を郵送する。

（３）なお、市町村長が直接、農産局長に要請を行う場合は、必ず、市町村担当者は、都道府県担当者に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

２．災害救助用米穀の引渡方法等の決定

農産局長は、１の（１）の要請があった場合、政府所有米穀の販売等業務を実施する民間事業体（以下「受託事業体」という。）及び都道府県知事と連絡調整を行い、災害救助用米穀及び引渡方法を決定する。

３．災害救助用米穀の売買契約の締結

（１）貿易業務課担当者は、２の調整の終了後速やかに、引渡す災害救助用米穀の品種、数量等を記入した売買契約書を都道府県担当者に２部送付する。

（２）都道府県担当者は、（１）で送付された売買契約書の内容を確認し、都道府県知事の記名、押印の上、貿易業務課の担当者に２部返送する。

（３）貿易業務課担当者は、（２）で返送された売買契約書について、農産局長の記名、押印を行い、１部を都道府県担当者に送付する。

（４）農産局長は、売買契約の締結後、速やかに受託事業体に災害救助用米穀の引渡しの指示及び納入告知書の発行に係る手続きを行う。

４．災害救助用米穀の引渡し

受託事業体は、３の（４）の指示された内容に従って、都道府県知事に対し、２で決定した引渡方法等により災害救助用米穀を引渡す。

５．災害救助用米穀の販売代金の納付

都道府県知事は、農産局長から送付される納入告知書により販売代金を納付する。
なお、納付期限は、要領第４章Ⅰ第 10 の１の（２）エの規定に基づき、納入告知書の発行日から、３０日以内又は３か月以内とする。

【参考】

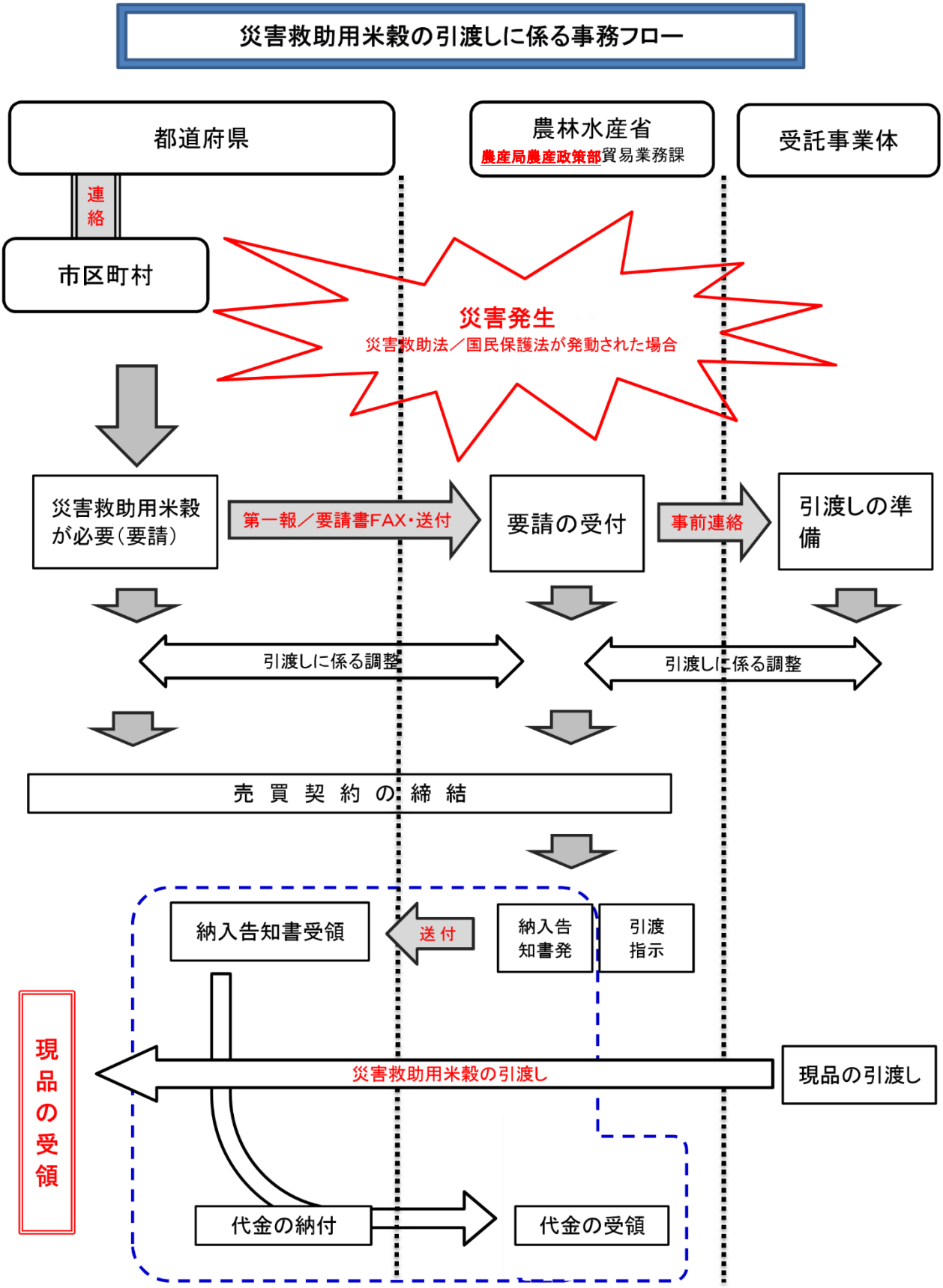


※ 代金の納付期限は、30日以内又は、3ヶ月以内で農産局長と都道府県知事が協議して決定

【別紙１】

災害時の農産局農産政策部貿易業務課担当者連絡先

１．担当部署（連絡先）

担当部署名：農林水産省農産局農産政策部貿易業務課契約第１班

連　絡　先：〒100-8650　東京都千代田区霞が関１－２－１

（TEL）03-6744-1353

（FAX）03-6744-1391

【別紙２】

平成　　年　　月　　日

農林水産省農産局長　殿

鎌ケ谷市長　　印

災害救助用米穀の引渡要請書

米穀の買入れ・販売等に関する基本要領（平成 21 年 5 月 29 日付け 21 総食第 113 号総合食料局長通知）第４章Ⅰ第 11 の１に基づき、以下のとおり要請します。

| 引渡希望数量（kg） | 引渡希望時期 | 引渡場所 | 引渡方法 | 備　考 |
|---|---|---|---|---|
| | | | | |

## 資料－１０－７ 避難所運営のための資料及び様式

【様式一覧】
資料１　被災状況チェックシート
資料２　ＩＰ無線使用方法
資料３　避難所運営委員会名簿
資料４　避難所生活の心得（例）
資料５　取材される方への注意事項等
資料６　ボランティア活動時の注意事項等
資料７　ペットの飼主の皆さんへの注意事項等
資料８　関係機関連絡先一覧表
資料９　資機材一覧（例）
様式１　避難所カード
様式２　避難所状況報告書
様式３　避難所名簿
様式４　グループ別避難者名簿
様式５　避難所運営記録簿
様式６　事務引継書
様式７　問い合わせ対応対応票
様式８　外出（外泊）届用紙
様式９　訪問者管理簿
様式 10　取材者用受付用紙
様式 11　郵便物等受取簿
様式 12　避難所ボランティア派遣依頼書
様式 13　避難所ボランティア受付簿
様式 14　避難所ペット登録台帳
様式 15　健康相談票
様式 16　要配慮者ニーズ調査票
様式 17　食料・物資要望票
様式 18　食料・物資依頼伝票
様式 19　避難所用物品受払簿
様式 20　食料・物資管理簿

資料１

# 被災状況チェックシート

鎌ケ谷市

# 被災状況チェックシート

| 点検日 | 年　月　日 | 点検者2名 | 1. | 2. |
|---|---|---|---|---|

点検した場所の□をチェックしてください。
学校の場合は、**体育館**と**校舎**のそれぞれについて点検を行い、点検した建物を◯で囲み、建物ごとにチェックシートを作成してください。

| | | | |
|---|---|---|---|
| □ | 鎌ケ谷小学校（　体育館　・　校舎　） | □ | 東部小学校（　体育館　・　校舎　） |
| □ | 北部小学校（　体育館　・　校舎　） | □ | 南部小学校（　体育館　・　校舎　） |
| □ | 西部小学校（　体育館　・　校舎　） | □ | 中部小学校（　体育館　・　校舎　） |
| □ | 初富小学校（　体育館　・　校舎　） | □ | 道野辺小学校（　体育館　・　校舎　） |
| □ | 五本松小学校（　体育館　・　校舎　） | □ | 鎌ケ谷中学校（　体育館　・　校舎　） |
| □ | 第二中学校（　体育館　・　校舎　） | □ | 第三中学校（　体育館　・　校舎　） |
| □ | 第四中学校（　体育館　・　校舎　） | □ | 第五中学校（　体育館　・　校舎　） |
| □ | 鎌ケ谷高等学校（　体育館　・　校舎　） | □ | 鎌ケ谷西高等学校（　体育館　・　校舎　） |
| □ | 南初富保育園 | □ | 道野辺保育園 |
| □ | くぬぎ山コミュニティセンター | □ | 福太郎アリーナ（市民体育館） |
| □ | 社会福祉センター | □ | 海上自衛隊下総航空基地 |
| □ | その他の施設（　　） | | |

**これから、被災状況の点検を行う方へ・・・**
**必ず下記事項を読んでから点検を開始してください。**

○危険個所に注意し、2人（点検者名記入）で、目視による点検を行ってください。
○資料1-3～4ページの**1～4の点検項目は、一見して危険と判断される場合のチェックです。1つでも「はい」があれば、点検を終了し、ただちに災害対策本部に連絡してください。**　また、1～4の項目がすべて「いいえ」の場合は、4ページの5以降の点検を行ってください。
○このチェックシートの質問項目にかかわらず、少しでも建物の被災状況に不安がある場合は、建物を使用せず災害対策本部に連絡し、被災建築物応急危険度判定を要請してください。

**○資料1-3～4ページの1～4の点検項目では、構造体とそのまわりの地盤をチェックします。**

1　避難所全体または基礎、柱、壁が崩壊していますか。下の写真を参考に点検してください。

□　はい　**⇒（点検終了・災害対策本部に連絡）**　　□　いいえ　⇒2の質問へ

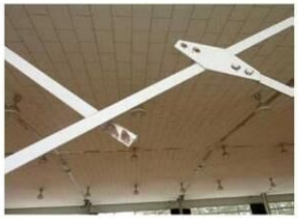

2　避難所周辺に地すべり、がけくずれ、地割れ、噴砂・液状化などが生じましたか。

□　はい　**⇒（点検終了・災害対策本部に連絡）**　　□　いいえ　⇒3の質問へ

3　避難所の周囲に10cm以上沈下または隆起していますか。

□　はい　**⇒（点検終了・災害対策本部に連絡）**　　□　いいえ　⇒　4の質問へ

4　避難所全体または一部が傾いていますか。

□　はい　**⇒（点検終了・災害対策本部に連絡）**　　□　いいえ　⇒次の注意書きを読み5の質問へ

**傾斜の大小にかかわらず、傾いているのが一見して感じられれば、「はい」にチェックして下さい。**

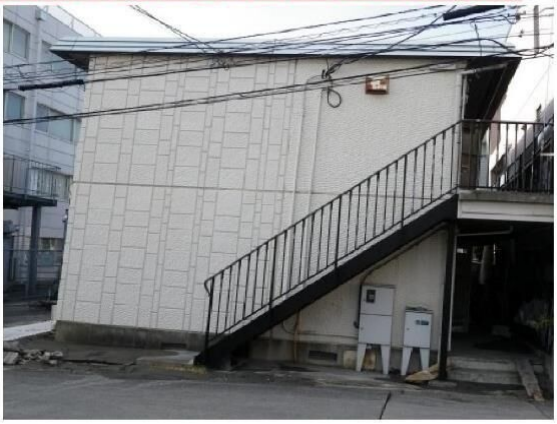

**○続いて、資料1-4～6ページの5～11の点検項目では、外観をチェックします。**

○ここからは、被災状況を、ABCの3段階またはACの2段階で判定し、右側の判定欄にAまたはBまたはCを記入してください。

**○「C」を選択した場合は、点検を終了し、直ちに災害対策本部に連絡してください。**

| | |
|---|---|
| 5　隣接する建物が倒れこむ危険性がありますか？<br>A　いいえ<br>B　多少傾いている気がする<br>**C　倒れそうだ　⇒（点検終了・災害対策本部に連絡）** | 判　定<br>□ |
| 6　隣接して火災が発生し、延焼の恐れがありますか？<br>A　いいえ<br><br>**C　火災が発生している。または、ガスの匂いや煙が確認できる　⇒<br>（点検終了・災害対策本部に連絡）** | 判　定<br>□ |

| | 判　定 |
|---|---|
| 7　柱、壁、基礎にひび割れがありますか？<br>A　いいえ。<br>B　1mm～2mmを超えないびび割れがある。<br>**C　2mmを超えるびび割れや、破損がある。　⇒（点検終了・災害対策本部に連絡）**<br> 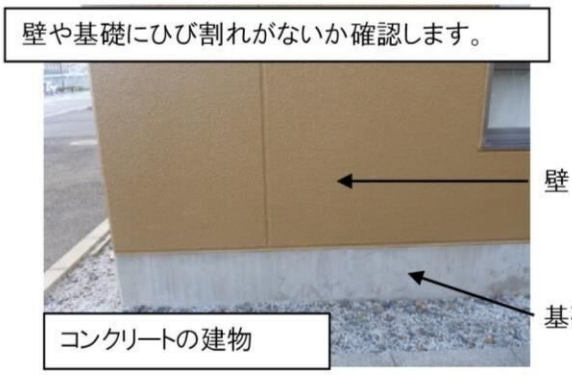 <br>壁や基礎にひび割れがないか確認します。<br>壁<br>基礎<br>コンクリートの建物<br> 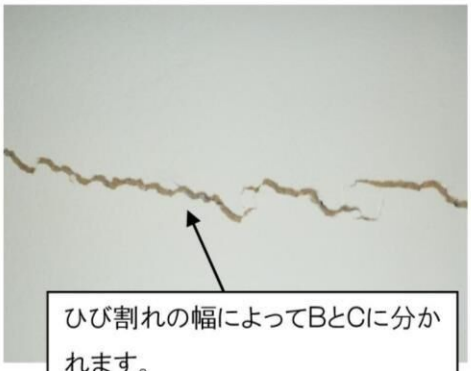 <br>ひび割れの幅によってBとCに分かれます。 | |
| 8　外壁材等の落下がありますか？<br>A　いいえ<br>B　部分的にタイルや壁材がはがれた。隙間や目地ずれがある<br>**C　壁や壁材がはがれ、鉄筋等が見えるところがある　⇒**<br>**（点検終了・災害対策本部に連絡）**<br> <br>壁<br>Bの事例。部分的に壁材がはがれた状態。<br> 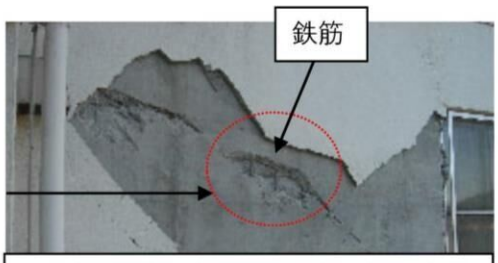 <br>鉄筋<br>Cの事例。部分的に壁材がはがれ、鉄筋が見えています。鉄筋が見えなければ、Bになります。 | |
| 9　屋根、バルコニー、庇（「屋根等」という。）の破損や落下等がありますか？<br>A　いいえ<br>**C　屋根等が落下した。または、雨漏りや落下の危険性がある。　⇒**<br>**（点検終了・災害対策本部に連絡）** | |
| 10　窓や窓枠に被害がありますか？<br>A　いいえ<br>B　歪みやひび割れがある。ごく一部のガラスが割れた。<br>**C　落下した。または落下の危険性がある。全体的にガラスが割れた。　⇒**<br>**（点検終了・災害対策本部に連絡）** | |

| 11　玄関や主要な出入口に壊れた個所がありますか？<br>A　いいえ<br>B　歪みがあるが利用できる<br>**C　扉の開閉ができない　⇒（点検終了・災害対策本部に連絡）** | 判　定 |
|---|---|

**○続いて、下の12～14の点検項目では、建物内部の被災状況をチェックします。**

○被災状況を、ABCの3段階で判定し、右側の判定欄にAまたはBまたはCを記入してください。

**○「C」を選択した場合は、点検を終了し、直ちに災害対策本部に連絡してください。**

| 12　床に傾斜等がありますか？<br>A　いいえ<br>B　傾斜や歪みが多少ある。<br>**C　大きく傾斜したり、歪んでいる。または、床がはがれている。　⇒<br>（点検終了・災害対策本部に連絡）** | 判　定 |
|---|---|
| 13　天井や照明器具の落下がありますか？<br>A　いいえ<br>B　ごく一部に落下があった。<br>**C　ほとんど落下した。　⇒（点検終了・災害対策本部に連絡）** | 判　定 |
| 14　家具の転倒がありますか？<br>A　いいえ<br>B　倒れたが容易に復旧できる。<br>**C　家具等がたおれ、足の踏み場もない状態である。　⇒<br>（点検終了・災害対策本部に連絡）** | 判　定 |

以上で点検終了です。点検結果は次のとおりです。

◎1～4に「はい」、5～14に「C」がある場合

建物内に入らず、**災害対策本部に連絡**をしてください。

災害対策本部において、他の避難所への移動等、必要な対応を検討します。

◎5～14に「B」がある場合

建物内に入らず、**災害対策本部に連絡**をしてください。

災害対策本部において、応急修復等の可否、避難所開設について判断します。

**◎5～14に「A」のみの場合**

**災害対策本部に連絡をしてください。危険個所に注意し、建物内を使用します。**

**※余震やその他の要因より被害が進んだと思われる場合は、再度チェックシートで被災状況を点検してください。**

メ モ

# IP無線機　簡易操作マニュアル①

2025.03版

## 1.無線機の基本操作（タッチパネル式ではありません　ボタン操作が必要です）

### ●サイドボタン

左図A＝黒色「＋」ボタン　音量を上げる際に使います

左図B＝グレーボタン　無線機のプレスボタンです、発信発報の際に使います
押した状態で話をします
トップメニューから無線メニューに
切り替える際にも使えます（長押し）

左図C＝黒色「－」ボタン　音量を下げる際に使います

### ●その他

左図D＝マイク：相手側に話をする際にこちらに近づけてお話ください（推奨10cm程度）
左図E＝Wスピーカー：相手側が話をした内容がこちらから流れてきます

### ●正面ボタン

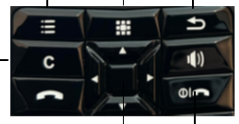

②トップメニューボタン：
トップメニューを表示する際に
使います

①メニューボタン：
メッセージ送信、
設定情報の更新時に使
います。

③モード切り替えボタン/戻るボタン：
無線機の
「グループ通信」「個別通信」
の選択ができます
その他戻るボタンとして使います

④クリアボタン：
各種訂正などに使います

⑥電源ボタン：
電源ON/電源OFFの際に
使います（長押し）
各種画面からトップメニューの
切り替えにも使えます（1回押し）

⑤選択/確定ボタン：
メニューの選択（上下左右）や
確定（中央）の際に使います
各メニューの選択は数字での選択も可能です

## 2.電源ON/電源OFFの操作(原則常に電源はONの状態で保管ください)

### ●電源の入れ方

左図①を長押し（3秒程度）してください、電源ONとなり無線機が立ち上がります

SoftBank ⇒ 起動中 ⇒

### ●電源の切り方

左図①を長押してください「電源を切る/シャットダウンしますか？」の
ポップアップが表示されますのでOKを選択→確定ボタンで電源OFFとなります

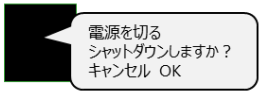


### ●スリープモードの解除

一定の操作をしないとスリープモード
「画面が表示されなくなる」
になります　を押すと解除されます

各端末には右記のテプラが貼られています
●の箇所が個別番号　▲の箇所が名称となります

## 3.画面の切り替え（トップメニュー ⇔ 無線モード）

トップメニュー画面の状態で
☆.IP無線を選択すると無線モードに切り替わります
B. プレスボタンを長押ししても無線モードに
　切り替わります

無線モード画面の状態で
トップメニューボタン　を押すと
トップメニューに切り替わります

# IP無線機　簡易操作マニュアル②

2025.03版

## 4.話す/聞く

### ●話す

無線モード画面（「3.画面の切り替え」参照）
で　モード切り替えボタン/戻るボタンを押すと
(1)グループ通信　⇔　(2)個別通信　を選択できます

(1)グループ通信、(2)個別通信を選択した場合、グループ番号、個別番号を　テンキーボタンで押す事で通信先を確定できます。

又　選択/確定ボタン下〃を操作する事で電話帳機能を利用出来ます。

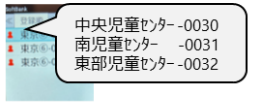


その後、**プレスボタンを押したまま発話してください**（右記、送信画面参照）

### ●聞く

相手側からの発信は自動的に受信します（右記、受信画面参照）
聞き漏れなどがあれば録音再生（自動録音機能）で何度でも確認可能です

### ●グループ発信

プレスボタンを長押しする事で
グループへの発信が可能です

### ●個別発信

プレスボタンを長押しする事で
個別番号への発信が可能です

充電は卓上充電器をご利用ください
その他、ACアダプター（type-C）を利用する場合は、無線機本体下部（端子）より充電してください

# IP無線　簡易操作マニュアル③

2025.03版

## 5.動画/静止画を送る

### ●トップメニュー画面から動画/静止画を送る

①

①＋

左図、☆.IP無線カメラを
「選択/確定ボタン」で
選択⇒確定

カメラ撮影後、「ファイル送信」に
移行する際は
モード切り替えボタン/戻るボタン
を押してください

②

左図[ファイル送信]を
「選択/確定ボタン」で
選択⇒確定

③

左図 送信する動画or静止画を
「選択/確定ボタン」で
選択⇒確定

④

左図 送信先（TO）の一段下
水色セルで選択/確定ボタン
を押すと（水色は選択されたセル）
1「位置情報」
2「番号帳」
3「個別番号入力」
が選択できます
⇒次ステップへ

### ●動画/静止画受信

☆.IP無線カメラ
⇓
「ファイル一覧」
⇓
選択⇒確定
⇒次ステップへ

通知
ファイルを受信しました
OK
のOKを選択⇒確定で
画像が確認できます

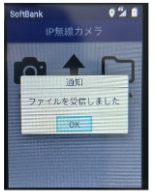


### ●動画/静止画はA.管理画面
### B.無線機の何れかに送信できます

**A.管理画面へ送信**

**B.無線機へ送信**

⑤

左図 1「位置情報」を
「選択/確定ボタン」で
選択⇒確定

【参考】
1「位置情報」⇒管理画面へ画像送信
2「番号帳」⇒電話帳で送信先を選択
他無線機へ画像を送信できます。
3「個別番号入力」⇒個別番号を
直接入力する方法で他無線機へ
画像を送信できます。

⑥

左図 一番下部の「送信」に
「選択/確定ボタン」下⇓で
セル選択を移動、
※「送信」を水色へ
確定し送信

（注）送信セル上部の
「重要画像として送信」横の□
にチェック（レ点）を入れると
[重要画像]として送信されます

⑦

送信完了

受信側の無線機、管理画面
側では着信音等が鳴らない為
送信後、動画/静止画を送った
旨を連絡してください。

# IP無線機　簡易操作マニュアル④

2025.03版

## 6.メッセージを送る

### ●メッセージ受信表示

メッセージを受信すると
トップメニュー左上に
メッセージマークが表示
されます。

### ●メッセージ受信

[送受信メッセージ]を
「選択/確定ボタン」下⇓
で選択、確定

又はテンキー[6]でも可
能

「選択/確定ボタン」
でメッセージを
選択⇒確定

### ●無線モード画面からメッセージを送る

①

左図 [メニューボタン]
を押し

②

③

左図の[メッセージ作成]を
「選択/確定ボタン」下⇓で選択、
確定

又は上図テンキー[5]でも可能

左図 TOの一段下
水色セルで選択/確定ボタン
を押すと（水色は選択されたセル）
⇒次ステップへ

④

左図
1「番号帳」
2「個別番号入力」
が選択できます
参考
1「番号帳」⇒電話帳で送信先を選択
他無線機へメッセージを送信できます。
2「個別番号入力」⇒個別番号を
直接入力する方法で他無線機へ
メッセージを送信できます。
⇒次ステップへ

⑤

左図 一番下部の「登録」に
「選択/確定ボタン」下⇓で
セル選択を移動、
※「登録」を水色へ
確定し送信

⑥

左図 中央の「メッセージ」に
「選択/確定ボタン」下⇓で
セル選択を移動、

テンキーボタンで
文字入力
⇒次ステップへ

⑦

左図 一番下部の「送信」に
「選択/確定ボタン」下⇓で
セル選択を移動、
※「送信」を水色へ
確定し送信

⑧

左図
通知
メッセージを送信しました
OK
の画面になり
OKを押すか、数秒すると
メニュー画面に戻ります

メニュー画面から更に
モード切り替えボタン/戻るボタン
で無線モード画面へ

# IP無線機　簡易操作マニュアル⑤

2025.03版

## 7.設定情報更新（最新版）ダウンロード

●管理部門で電話帳情報等の変更を行った場合、無線機毎更新を実施

①

左図 [メニュー]ボタンを押し

②

左図 ０の[設定]を
選択/確定ボタン
下⇓で選択、確定
又は上図テンキー[０]でも可能

③

左図 5の[設定情報管理]を
選択/確定ボタン
下⇓で選択、確定
又は上図テンキー[5]でも可能

④

左図 ダウンロードを
選択/確定ボタン
で選択、確定

⑤

左図 ダウンロード画面の下部
「いいえ」「はい」の「はい」を
選択/確定ボタン
で選択、確定

⑥

左図 通知画面
設定情報のダウンロード中は、
充電ケーブルを接続する事を推
奨します。の[OK]を
選択/確定ボタンで確定

⑦

左図 通知画面
設定情報のダウンロードに成功
しました。再起動します。
の[OK]を
選択/確定ボタンで確定

⑧

左図 再起動が完了すると
無線モード画面で立ち上がります。
※電話帳他、設定内容を確認ください

# IP無線機　簡易操作マニュアル⑥

2025.03版

## 8.トラブルシューティング事例（故障とお考えになる前に）

### ①充電が開始されない
- 電池が空になっていた可能性があります。
  一定時間経過したら充電が開始されるかご確認ください。

### ②充電時にLEDが点灯しない
- 接続が正しくされていない可能性があります。卓上充電器の指し直し、ACアダプターの場合、USB Type-Cを抜き、再度、奥までプラグを差しなおしてください。
- 端子にゴミなどが付着している可能性があります。無線機の各子など汚れがないこと確認の上、再度取り付けし直してください。

### ③特定の場所で電池の消耗が早い
- 電波の弱い場所や圏外の場所に長時間いると電池の消耗が早くなる場合があります。電波状況の良いところでご利用ください。

### ④発信／着信しない
- 待受画面の通話状態表示部が灰色になっている場合は、電波の弱い場所や圏外にいる可能性があります。電波状況が良いところに移動してください。

### ⑤音声を送信できない
- PTTスイッチを押し続けていますか、PTTスイッチを押し続けている間、音声が送信されます。
- PTTスイッチを押してから間を空けずに話し始めると、通話の頭が途切れる事があります。このような場合はPTTスイッチを押して、一呼吸おいてから話し始めてください。

### ⑥相手の声が聞こえない
- 音量設定は適切ですか。
- 通話が途切れる場合は電波状況が良いところに移動してください。

### ⑦通話が切断される
- 通話開始から5分を経過すると、自動的に通話が切断されます。
- 無通話状態が続いていませんか。無通話状態が続いた場合、一定設定時間を経過すると、自動的に切断されます。

資料３

# 避難所運営委員会名簿

避難所　　No.

〈運営委員会〉

| | | |
|---|---|---|
| 委員長 | ① | |
| 副委員長 | ① | ② |
| 避難所班<br>担当職員 | ①◎ | ②○ |
| | ③ | ④ |
| | ⑤ | ⑥ |
| 施設管理者等 | ① | ② |
| | ③ | ④ |

| 班　　名 | 氏　　名 | 避難者グループ | 氏　　名 | 避難者グループ |
|---|---|---|---|---|
| 総　務　班 | ◎ | | ○ | |
| | ○ | | ○ | |
| ボランティア調整班 | ◎ | | ○ | |
| | ○ | | ○ | |
| 環 境 衛 生 班 | ◎ | | ○ | |
| | ○ | | ○ | |
| 救護・要配慮者班 | ◎ | | ○ | |
| | ○ | | ○ | |
| 食料・物資班 | ◎ | | ○ | |
| | ○ | | ○ | |
| 各避難者グループ<br>の代表者 | ◎ | | ○ | |
| | ○ | | ○ | |
| 各避難者グループ<br>の代表者 | ◎ | | ○ | |
| | ○ | | ○ | |
| 各避難者グループ<br>の代表者 | ◎ | | ○ | |
| | ○ | | ○ | |

※◎印は班長・代表者、○印は副班長・副代表者の氏名を記入してください。
※避難所の状況により各班員及び班の増減を行います。
※避難者全員が、できる限り何らかの班等に属し活動をするようにして下さい。

資料４

# 避難所生活の心得（例）

避難所生活を少しでも快適にするために、以下の点に注意してください。

１ .決められた時間の厳守

⑴避難所では規則正しい生活を送るために、いくつか決まった時間を設定します。

ただし、準備の都合で時間が前後したり、個人の体調によってはこの限りではありません。

| | | | |
|---|---|---|---|
| 起 床 | ６：３０ | 清　　掃 | ８：００～８：３０ |
| 消 灯 | ２２：００ | 体　　操 | ９：００～９：３０ |
| 朝 食 | ７：１５～８：００ | 風　　呂 | １９：００～２１：００ |
| 昼 食 | １２：００～１３：００ | 巡回診療 | １０：００～１１：００ |
| 夕 食 | １８：００～１９：００ | そ の 他 | |

⑵その他、特別なサービスや行事については連絡用掲示板に貼り出しますので各自で確認してください。

２.協力し合って役割分担

⑴避難者グループでは、リーダーを置きます。リーダーは避難者グループの意見要望を取りまとめて避難所運営委員会へ報告して協議したり、決定事項などを避難者に報告したりします。

⑵避難所運営のための各活動班が設置されます。総務班、ボランティア調整班、環境衛生班、救護・要配慮者班、食料・物資班などがありますので、一人でも多くの方が積極的に避難所の運営に参加しましょう。

⑶その他、当番で清掃、炊き出し、物資・食料の荷下ろし・配布などの仕事も順番で回ってきます。

⑷一部の人だけに負担がかからないように、みんなでできることを分担して、協力し合いましょう。

３.外泊・退所の手続き

⑴ 避難所から黙っていなくなると周囲に心配をかけることになり、その後物資の配分などにも影響が出ます。

⑵外泊や退所の予定が決まったら、総務班へ必ず届出をしてください。

4.衛生・整理整頓の保持

(1)集団生活ですので、共有スペースはもちろん、個人のスペースであっても清潔に保ち整理整頓に努めましょう。

(2)食事の前には手洗い・うがいを励行し、体操に参加するなどして体を動かして健康の保持に努めましょう。

(3)避難所に医師や保健師などによる巡回診療がありますので、健康面や配慮者などで心配な点がありましたら、そちらをご利用してください。緊急の場合は、救護・要配慮者班に申し出てください。

(4)災害により、ごみの処理機能が低下していますので、ごみは徹底して分別して削減に努めましょう。

(5)ペットと同伴避難した方は、指定の場所にケージなどに入れて管理することを原則としていますので、給餌や排泄、清掃などの世話は飼主の責任で行ってください。

5.安全管理

(1)避難所は安全を確認して開設し、定期的に点検もしていますが、その後の余震などの状況により危険箇所が発生する可能性もあります。何か異常を発見したら、直ちに総務班に連絡してください。

(2)避難所には避難者以外にも、行政関係者、ボランティア、報道関係者などが出入りします。外部の方達には原則として、識別できるよう「取材者バッジ」や「腕章」などを携帯してもらうことになっています。この他の不審者を見かけましたら、直ちに総務班へお知らせください。

(3)避難所施設内は火気厳禁です。炊き出しなどの火を扱う際は、消火器や水バケツ等の消火器具を用意し、十分注意して行ってください。

6.その他求められる配慮

(1)居住スペースでは携帯電話はマナーモードとし、通話は共用スペースで行ってください。

⑵居住スペースでの飲酒はお控えください。

⑶共用スペースの使用は順番を守り、特定者で独占することが無いよう、交代で譲り合って利用してください。

⑷食料や物資は原則として平等です。全員に行き渡るよう、余分に持っていったり、蓄えたりしないでください。

⑸困っている人を見かけたら、積極的に声をかけて助け合い、総務班までお知らせください。

資料５

# 関係機関連絡先一覧

| 分類 | 名称 | 住所 | 電話番号 |
|---|---|---|---|
| 行政機関等 | 鎌ケ谷市役所 | 新鎌ケ谷２－６－１ | ０４７－４４５－１１４１ |
| | 鎌ケ谷市社会福祉協議会 | 新鎌ケ谷２－６－１ | ０４７－４４４－２２３１ |
| | 消防本部 | 右京塚１０－１２ | ０４７－４４４－３２２１（１１９） |
| | 中央消防署 | 右京塚１０－２ | ０４７－４４４－３２２２ |
| | くぬぎ山消防署 | 初富２３―７２ | ０４７－４４２－１１１９ |
| | 鎌ケ谷消防署 | 初富９２８－４７２ | ０４７－４４２－６１１９ |
| | 鎌ケ谷警察署 | 新鎌ケ谷４－８－３５ | ０４７－４４４－０１１０（１１０） |
| | 鎌ケ谷大仏交番 | 鎌ケ谷１－５－４０ | ０４７－４４２－４０８３ |
| | 鎌ケ谷駅前交番 | 道野辺中央２－１－２８ | ０４７－４４４－３２３１ |
| | 粟野交番 | 粟野６１４－３ | ０４７－４４３－９２２３ |
| | くぬぎ山交番 | 初富８６－１０ | ０４７－４４２－３５２３ |
| | 新鎌ケ谷駅前交番 | 新鎌ケ谷２－８－１ | ０４７－４４２－１６１９ |
| 医療機関 | 鎌ケ谷総合病院 | 初富９２９－６ | ０４７－４９８－８１１１ |
| | 東邦鎌谷病院 | 粟野５９４ | ０４７－４４５－６４１１ |
| | 秋元病院 | 初富８０８－５４ | ０４７－４４６－８１００ |
| | 第２北総病院 | 初富８０３ | ０４７－４４５－５５５２ |
| | 初富保険病院 | 初富１１４ | ０４７－４４２－０８１１ |
| 鉄道各社 | 東武アーバンパークライン（東武野田線） | 新鎌ケ谷２－１０－１ | ０４７－４４１－１５１１ |
| | 京成電鉄 | 新鎌ケ谷１－１３－１ | ０４７－４４６－５３１１ |
| | 北総鉄道 | 新鎌ケ谷４－２－３ | ０４７－４４５－７１６１ |
| ライフライン | 千葉県水道局（お客様センター） | | ０５７０－００１２４５ |

| | | |
|---|---|---|
| 管理機関 | 東京電力（千葉カスタマーセンター） | ０１２０－９９５－００７ |
| | 京葉ガス（コールセンター） | ０４７－３６１－０２１１ |
| | ＮＴＴ東日本（コールセンター） | ０１２０－１１６－０００（１１６） |

資料６

# 取材をされる方への注意事項等

避難所内にて取材を行う場合には以下の点に注意していただきますようお願いいたします。

**１．避難所内では身分を明らかにしてください。**

避難所内では、胸や上腕の見えやすい位置に必ず「取材者バッジ」や「腕章」を着用してください。

**２．避難者のプライバシーの保護にご協力ください。**

（１）避難所内の見学の際には、担当者の指示に従ってください。

（２）原則として見学できる部分は、避難所の共用スペースのみです。
居住スペースや避難所の施設として使用していない部分については立入禁止とします。

（３）避難所内の撮影や避難者へインタビューする場合には、必ず避難者本人及び担当者の許可をとってください。
特に避難者の了解なしに、勝手に避難者へインタビューを行ったり、
カメラを向けたりすることは慎んでください。

**３．取材に関する問い合わせは避難所運営委員会（総務班）へお願いします。**

（１）取材を行う場合、避難所受付で「取材者用受付用紙」に必要事項を記入し提出してください。

（２）本日の取材内容に関する放送日や記事発表の予定に変更が生じた場合には、下記の連絡先まで連絡をお願いします。
また、本日の取材に関する点などにつきましても同様に下記連絡先へ　お問い合わせください。

避難所

〒　　－

千葉県鎌ケ谷市

☎

資料７

# ボランティア活動時の注意事項等

このたびはボランティア活動に参加していただき、ありがとうございます。
皆さんには、安全で気持ちよく活動していただくために、次の各項目について活動の際の留意点としてご確認いただきますようお願いいたします。

１．ボランティア保険への加入はお済みですか？
ボランティア活動時には、必ず保険への加入をお願いします。保険未加入の方はボランティアセンターへお問い合わせの上、保険加入をお願いします。

２．ボランティア活動の際には、「ボランティア証」などの身分のわかる物を身に付けてください。

３．グループで活動をお願いする場合は、グループ内でリーダーを選出して頂き、仕事の進捗状況や完了時の報告をお願いします。

４．ボランティアの皆さんには危険な活動をお願いしませんが、万一疑問等があれば、作業に取りかかる前にボランティアセンター等にご相談ください。

５．体調の変化や健康管理等は、皆さん各自でご注意の上、決して無理をしないようにお願いいたします。

６．被災者の気持ちやプライバシーには十分配慮して、マナーのある行動や発言・言葉遣いに心がけましょう。

７．活動時の服装・持参品等
（１）動きやすい服装、帽子、ジャンパー、底の厚い靴、皮手袋、マスク等
（２）懐中電灯、雨具（カッパ)、携帯ラジオ
（３）飲料水、弁当、ゴミ持ち帰り用袋
（４）タオル、救急用品（傷薬、痛み止め、ガーゼ、救急ばんそうこう等)、
筆記用具、保険証のコピー、ティッシュ、小銭、地図、メモ帳
※ 災害の種類・季節等により持ち物を変更してください。

避難所運営委員会

資料８

# ペットの飼主の皆さんへの注意事項等

大規模災害発生後、火災や家屋の倒壊によって被害を受けて避難所生活を余儀なくされた時、多くの被災者は恐怖や不安から平常心を失っている状況下で、共同生活を送らなければなりません。

被災者のみならずペットにとっても、見知らぬ人たちの中で、限られたスペースでの生活はストレスの原因となり、異常行動を取ったり、病気になったりすることもあります。ペットとの同行避難は、避難所の責任者や他の被災者の理解と協力のもと、ペットの飼主が責任を持って飼育することを原則とします。

ペットの飼主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

１．ペットの飼主は、「ペット登録台帳」に必要事項を必ず記載してください。
２．犬は鑑札（登録）、注射済票（狂犬病予防注射）を付けてください。猫は、迷子札を付けてください。
３．ペットは、指定された場所につなぐか、オリやケージの中に入れて指定された場所で飼ってください。
４．飼育場所や施設は、飼主の手によって常に清潔にし、必要に応じて消毒を行ってください。
５．屋外の指定された場所で排便させ、後始末を必ず行ってください。
６．原則としてペットの食料は飼主が用意してください。
　また、給餌は時間を決めて、その都度きれいに片付けを行ってください。
７．運動やブラッシングは、必ず屋外で行ってください。
８．飼育困難な場合は、避難所運営委員会（環境衛生班）に申し出てください。
　（一次預かり可能なペットホテルや動物病院などの施設の照会をします。）
９．他の避難者との間でトラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営委員会（環境衛生班）まで連絡してください。

※ 盲導犬、介助犬、聴導犬などの補助犬については、ペットとは捉えず要配慮者への支援として考えます。

避難者運営委員会

資料９

# 資機材一覧（防災備蓄倉庫・体育館） ※例：鎌ケ谷小学校

## （1）防災備蓄倉庫内

| Ｎｏ | 品　名 | 規　　格 | 数量 | 単位 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 防災備蓄倉庫 | アルミ製防災備蓄倉庫　フラッシュドア付き<br>幅 4000mm×奥 1020mm×高 2350mm | 1 | 基 | |
| 2 | 食料<br>（一般用） | サバイバルフーズ(クラッカー×6 缶)<br>6 缶詰合/箱　※1 箱あたり 60 食換算 | 1800 | 食 | 一人当たり<br>7枚/食×3食/日を想定 |
| 3 | 食料<br>（要配慮者用） | サバイバルフーズ<br>(クラッカー×3 缶／野菜シチュー×3 缶)<br>6 缶詰合/箱　※1 箱あたり 60 食換算 | 360 | 食 | 一人当たり<br>3枚+シチュー/食<br>×3食/日を想定 |
| 4 | 飲料水袋 | 非常用飲料水袋（10L）　100 枚入/箱 | 300 | 枚 | 一人当たり1枚を想定 |
| 5 | 仮設トイレ | ワンタッチトイレニードP型 | 3 | 基 | |
| | | ワンタッチ設営テント　WT－1 | 3 | 張 | |
| | | ラップポン（トイレ本体） | 3 | 基 | |
| | | ダンビー（個室） | 3 | 基 | |
| | | ラク・アーム（手すり） | 3 | 基 | |
| | | ラップポン専用バッテリー　LIB5 | 1 | 台 | |
| | | ラップポンセット（50回分セット） | 42 | ｾｯﾄ | |
| | | 凝固・衛生セット | 4200 | ｾｯﾄ | |
| 6 | 毛布 | パック毛布　10 枚入/箱<br>幅 1400mm×長 1950mm　重量 1.6kg<br>素材　ポリエステル 100% | 600 | 枚 | 一人当たり2枚を想定 |
| 7 | 炊き出しセット | 組立式煮炊きレンジ R-2A 型（収納箱有） | 2 | ｾｯﾄ | |
| 8 | 炊き出し用燃料 | 灯油詰缶　1L×8 缶入/箱 | 4 | 箱 | |
| 9 | 非常用発電機 | ホンダエネポ EU9iGB （並列コード 1 本有） | 2 | 台 | |
| 10 | 非常用<br>発電機用燃料 | カセットボンベ（48 本入/箱） | 96 | 本 | |
| 11 | 非常用メガホン | TR-215SA | 1 | 台 | |
| 12 | 災害多人数用<br>救急箱 | 災害多人数用救急箱50人用<br>【内容は下記のとおり】<br>救急三角巾(滅菌済、八つ折巻済)×20<br>救急包帯（43ｾﾝﾁ×84ｾﾝﾁ）×６<br>ガーゼ×10、清浄綿（25包入）<br>救急絆創膏（大2、中4入）×３<br>救急絆創膏（18枚入）×２<br>自着性伸縮包帯×10個<br>紙絆創膏×3、止血帯×２<br>副木（大、中、小）×各2<br>体温計、ハサミ×３<br>トゲ抜き兼用ピンセット×３<br>粘着性伸縮包帯×２ | 2 | ｾｯﾄ | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | メモ帳×2、ボールペン×3<br>消毒液（75ml）×3<br>収納ケース（アルミ製） | | | |
| 13 | 投光器セット | 300Wライト・三脚・コードリール(30m) | 2 | ｾｯﾄ | |
| 14 | 燃料携行缶 | GM－20R | 1 | 缶 | |
| 15 | ランタン | LEDランタン3 | 8 | 個 | |
| 16 | 紙おむつ | 乳幼児用Mサイズ | 64 | 枚 | 一人当たり<br>6枚/日を想定 |
| | | 乳幼児用Lサイズ | 54 | 枚 | |
| | | 大人用Mサイズ | 20 | 枚 | 一人当たり<br>2枚/日を想定 |
| 17 | 尿取りパット | ﾌﾘｰﾀﾞﾑｱｸﾃｨ 尿とりﾊﾟｯﾄ 250 ﾍﾞｰｼｯｸｹｱ | 57 | 枚 | 一人当たり<br>6枚/日を想定 |
| 18 | 生理用品 | ｿﾌｨﾎﾞﾃﾞｨﾌｨｯﾄ 羽なし | 576 | 枚 | 一人当たり<br>6枚/日を想定 |
| 19 | 粉ミルク | 明治ほほえみらくらくキューブ 648g | 2 | 箱 | 一人当たり<br>5回/日を想定 |
| 20 | 哺乳瓶 | ラックーン防災用哺乳瓶 200ml | 15 | 本 | 一人当たり<br>1本/日を想定 |
| 21 | ペットボトル水 | 5年保存水 500m | 24 | 本 | ※粉ミルク調製用 |
| 22 | 避難所解説・運営用品一式 | マニュアル、様式、筆記具、<br>立入禁止テープ、多言語表示シート等 | 1 | 式 | |

（2）体育館

| NO. | 品名 | 数量 | 単位 | 保管場所 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | 黒板・ホワイトボード | 1 | 枚 | 器具庫 |
| 2 | 電気式ジェットヒーター | 1 | 台 | 器具庫 |
| 3 | 扇風機 | 4 | 台 | 器具庫 |

様式1

**もしもの時に備えよう！**

【作成日:平成　　年　　月　　日】

# 避難者カード（世帯単位で作成）　NO.

| | | | |
|---|---|---|---|
| 避難所名 | | 受付者名 | |
| 入所年月日 | 平成　　年　　月　　日 | 退所年月日 | 平成　　年　　月　　日 |

≪太枠内のみ記入願います≫

| 住所（連絡先） | 鎌ケ谷市<br>（電話）　－　　－ | | | | 地区名（自治会名） | |
|---|---|---|---|---|---|---|
| ふりがな<br>氏名<br>（生年月日） | 世帯主との続柄 | 性別 | 個別支援 | 特別な配慮事項<br>（障がい者手帳の種類、服薬有り、持病、妊婦、アレルギー等を記入）<br>（血液型） | 今後の合流見込み（該当者欄に「○」を記入） | 緊急連絡先<br>（親戚・知人など） |
| （明・大・昭・平　年　月　日生） | 本人 | 男・女 | 要・否 | 血液型（A・B・O・AB）Rh（＋・－） | | （氏名）<br>（電話） |
| （明・大・昭・平　年　月　日生） | | 男・女 | 要・否 | 血液型（A・B・O・AB）Rh（＋・－） | | （氏名）<br>（電話） |
| （明・大・昭・平　年　月　日生） | | 男・女 | 要・否 | 血液型（A・B・O・AB）Rh（＋・－） | | （氏名）<br>（電話） |
| （明・大・昭・平　年　月　日生） | | 男・女 | 要・否 | 血液型（A・B・O・AB）Rh（＋・－） | | （氏名）<br>（電話） |
| （明・大・昭・平　年　月　日生） | | 男・女 | 要・否 | 血液型（A・B・O・AB）Rh（＋・－） | | （氏名）<br>（電話） |
| （明・大・昭・平　年　月　日生） | | 男・女 | 要・否 | 血液型（A・B・O・AB）Rh（＋・－） | | （氏名）<br>（電話） |
| ※問い合わせや避難所掲示板などへの住所・氏名の公表の可否 | | | | | | 可　・　否 |

＜どこに逃げるのか、避難場所（避難所）を確認しておこう＞

■自治会などが決めた一時避難場所

■市が指定する避難場所（避難所）

備考（メモ）

様式２

# 避難所状況報告書 ［第　　報］

避難所　　No.

| | |
|---|---|
| 報告者 | 氏名：　　施設管理者等／避難班担当職員／その他（　　） |
| 報告日時 | 月　　日（　）　　時　　分 |
| 避難所連絡先 | ＴＥＬ：　　ＦＡＸ： |

| 報告事項 | | | 備考・特記事項（世帯・男女・地区別） |
|---|---|---|---|
| 避難者 | 避　難　者　数 | 名 | |
| | 負　傷　者　数 | 軽傷者　名<br>重傷者　名 | |
| | 災害時要配慮者数 | 名 | |
| | 在宅避難者数 | 名 | |
| 建物 | 建物の被害 | 有　・　無 | ＊建物に関すること |
| | 避難所としての使用 | 可　・　不可 | |
| ライフライン | 電気使用の可否 | 可　・　不可 | ＊ライフラインに関すること |
| | 水道使用の可否 | 可　・　不可 | |
| | 水洗トイレ使用可否 | 可　・　不可 | |
| | ガス使用の可否 | 可　・　不可 | |
| | 電話使用の可否 | 可　・不可 | |
| 職員参集 | 避難所班担当職員 | 名 | ＊職員の健康状態等を記載すること |
| | 施設管理者等 | 名 | |
| 避難所運営委員会 | | 設置済・未設置 | |

◇ 本部への要請事項・連絡事項

本部 FAX（　　－　　）

様式３

# 避難者名簿

避難所　　NO.

| （ふり　がな）<br>氏　　名 | 住　　所<br>（電話番号等） | 年　齢<br>性　別 | 入所日<br>退所日 | 退所理由 | 安否情報可否 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |
| | | 歳<br>□男□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | | □　可<br>□　否 |

※５０音順に記載し、世帯代表者には○印を記入し、世帯ごとに実線で区切ります。

※退所理由欄には、移動先を記載します。

様式４

# グループ別避難者名簿

避難所　　NO.

避難者グループ・　　家族　　人

| No. | （ふ　り　が　な）<br>氏　　名 | 生年月日 | 年齢<br>性別 | 入　所　日<br>退　所　日 | 活動班使用欄 |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 2 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 3 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 4 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 5 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 6 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 7 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 8 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 9 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |
| 10 | | M･T･S･H<br>・　・ | 歳<br>□男・□女 | 年　月　日<br>年　月　日 | |

※避難者グループごとに必要事項を記載し、グループリーダーの番号を○で囲んでください。

※支援を必要とする在宅避難者は、グループリーダーが取りまとめ、近隣の避難所に提出してくだ

さい。

※活動班使用欄は記載しないで下さい。

様式５

# 避難所運営記録簿

避難所　　NO.

| 年　月　日（　）　天気 | | 記入者 |
|---|---|---|
| 避難者数 | 新規入所者数 | 退所者数 |
| 世帯（　　人） | 世帯（　　人） | 世帯（　　人） |

| 避 難 所 運 営 委 員 会 会 議 内 容 | |
|---|---|
| | 連絡事項 |
| 総務班 | |
| ボランティア調整班 | |
| 環境衛生班 | |
| 救護・要配慮者班 | |
| 食料・物資班 | |

【会議での検討事項】

【行政からの伝達事項】

【避難所内の主な出来事】

様式６

# 事務引継書

避難所　　NO.

| | | |
|---|---|---|
| 引継日時 | 年　月　日（　）　時　分 | |
| 引継者 | 前任者 | 後任者 |
| | | |
| 避難者の移動状況 | | |
| 避難者からの要望事項 | | |
| 行政等の対応状況 | | |
| ボランティアの活動状況 | | |
| 施設管理者との打合せ事項 | | |
| 避難所運営委員会の活動状況 | | |
| その他 | | |

様式７

# 問い合わせ対応票

避難所　　NO.

<table>
<tr><td>受　付　日　時</td><td colspan="4">月　　日（　）　　時頃</td></tr>
<tr><td>受　　付　　者</td><td></td><td>受付方法</td><td colspan="2">電話　・訪問　・その他（　　）</td></tr>
<tr><td>問い合わせ内容</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">問 い 合 わ せ 者</td><td>氏名</td><td colspan="2"></td><td rowspan="2">掲示板等への貼付の了解</td><td rowspan="2">可　・拒否</td></tr>
<tr><td>連絡先</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>備　　考</td><td colspan="3"></td><td>掲示板等への貼付日</td><td>月　日</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>対 応 状 況</td><td colspan="5">未対応　・　対応中　・　対応済</td></tr>
<tr><td>対 応 内 容</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>対 応 者</td><td>氏　　名</td><td colspan="2"></td><td>連　絡　先</td><td></td></tr>
</table>

使い方［総務班使用］

○受付担当者は「受付 No.」～「掲示板等への貼付日」欄に記入します。

○問い合わせ者の氏名、連絡先、掲示板等への添付は可否を確認します。

○対応については、必要に応じて総務班及び各班と連携します。

様式８

# 外出（外泊）届用紙

避難所　　NO.

| | |
|---|---|
| ふ　り　が　な | |
| 氏名 | |
| 避難者グループ名称 | |
| 外　出　期　間 | 年　　月　　日　（　）　～　　年　　月　　日（　）(計　　日間) |
| 同　行　者　名 | |
| 緊急時の連絡先 | 〒<br>（　　）　　－ |
| 備 考 欄 | |

※外出（外泊）から戻られた時は、必ずお知らせください。

様式９

# 訪問者管理簿

避難所　　NO.

| 番号 | 氏名 | 訪問時刻 | 退所時刻 | 用件 |
|---|---|---|---|---|
| 1 | | : | : | |
| 2 | | : | : | |
| 3 | | : | : | |
| 4 | | : | : | |
| 5 | | : | : | |
| 6 | | : | : | |
| 7 | | : | : | |
| 8 | | : | : | |
| 9 | | : | : | |
| 10 | | : | : | |
| 11 | | : | : | |
| 12 | | : | : | |
| 13 | | : | : | |
| 14 | | : | : | |
| 15 | | : | : | |
| 16 | | : | : | |
| 17 | | : | : | |
| 18 | | : | : | |
| 19 | | : | : | |
| 20 | | : | : | |

使い方［総務班使用］

※外部からの訪問者の管理簿を作成します。

※「訪問時刻」、「退所時刻」を記入してもらいます。（介助など、やむを得ない事情により避難所で泊まりたいという要望がある場合は、スペースの状況等も考慮し、判断します。泊まりが可能な場合は、備考欄に退所予定日を記入してもらいます。

※日付単位で記入します。

様式 10

# 取材者用受付用紙

避難所　　NO.

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 受付日時 | 年　月　日（　）　時　分 | | | |
| 退所日時 | 年　月　日（　）　時　分 | | | |
| 代表者 | 氏名 | | 所属 | |
| | 連絡先（社名・所在地・電話番号など） | | | |
| 同行者 | 氏名 | | 所属 | |
| | 氏名 | | 所属 | |
| | 氏名 | | 所属 | |
| | 氏名 | | 所属 | |
| | 氏名 | | 所属 | |
| | 氏名 | | 所属 | |
| 取材目的 | | | | |
| 放送・掲載等予定日時 | 年　月　日（　）　[　　]誌に掲載予定<br>年　月　日（　）　[　]誌に掲載予定<br>年　月　日（　）　時　分～放送予定　ch<br>年　月　日（　）　時　分～放送予定　ch<br>年　月　日（　）　時　分～放送予定　ch | | | |
| 避難所運営委員会付添人 | | (名刺貼付位置) | | |
| 特記事項 | | | | |

※お帰りの際にも必ず受付へお寄りください。

※資料５「取材される方への注意事項等」をよくお読みください。

様式 11

# 郵便物等受取簿

避難所　　NO.

| No. | 受付月日 | 宛名 | 避難者グループ | 郵便物の種類 | 受取月日 | 受取人 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 2 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 3 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 4 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 5 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 6 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 7 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 8 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 9 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 10 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 11 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 12 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 13 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 14 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |
| 15 | 月　日 | | | □葉書・□封書・□小包<br>□その他（　　） | 月　日 | |

※総務班の担当者は、「受付月日」～「郵便物等の種類」欄に記入します。

※受取は、原則として避難者グループごとにリーダーが取りに来ることとし、受取の際は、「受取月日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

※本人に直接渡す必要がある郵便物等の場合は、班の担当者は受け取りに来た避難者グループのリーダーにその旨伝え、本人に受け取りに来てもらい、「受取日」と「受取人」欄に記入してもらいます。

様式 12

# 避難所ボランティア派遣依頼書

No.

避難所 → 鎌ケ谷市災害ボランティアセンター

| | |
|---|---|
| 発　信　日　時 | 年　月　日（　）　時　分 |
| 避　難　所　名 | |
| 避 難 所 連 絡 先 | (TEL)　—　—<br>(FAX)　—　— |
| 依　頼　者 | |
| ボランティア派遣が必要な業務の内容及び人数 | |

鎌ケ谷市災害ボランティアセンター　→　避難所

| | |
|---|---|
| 発　信　日　時 | 年　月　日（　）　時　分 |
| ボランティアセンター<br>発　信　者　名 | |
| ボランティアセンター<br>連　絡　先 | (TEL)　—　—<br>(FAX)　—　— |
| 派遣依頼に対する回答 | |

様式 13

# 避難所ボランティア受付簿

避難所　　NO.

| No. | 氏名・住所・電話 | 性 別 | 職 業 | 過去のボランティア経験の有無とその内容 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 2 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 3 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 4 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 5 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 6 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 7 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 8 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 9 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |
| 10 | 氏名:<br>住所: | □男<br>□女<br>歳 | | □有<br>□無 | (活動内容) |

※資料６「ボランティア活動時の注意事項等」をよくお読みください。

様式 14

# 避難所ペット登録台帳

避難所　　NO.

| No. | 飼育者 | 登録日 | 退所日 | 種類 | 性別 | 体格 | 毛色 | ペット名 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 2 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 3 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 4 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 5 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 6 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 7 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 8 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 9 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |
| 10 | 住所:<br>氏名:<br>電話: | | | | オス<br>メス | | | |

※資料７「ペットの飼主の皆さんへの注意事項等」をよくお読みください。

様式 15

# 健康相談票

避難所　　NO.

初回・（　）回

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 住所 | （電話番号　　） | | | 避　難　所 | |
| 氏名 | | 男・女 | M・T・S・H<br>年　月　日<br>（　歳） | 相　談　日 | 年　月　日（） |
| 情報源 | ・本人<br>・本人以外⇒本人との関係（　）<br>⇒連絡先（　　） | | | 家族について（連絡先等を記載） | |
| 既往歴 | | | | 現病歴治療状況 | 病名（　　）<br>医療機関名（　　）<br>主治医（　　）<br>現在の服薬状況（中断・継続）<br>薬品名（　　） |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 自覚症状（あてはまるものに） | ・頭痛<br>・不眠<br>・倦怠感<br>・吐き気<br>・めまい<br>・動悸・息切れ<br>・肩こり<br>・関節痛・腰痛<br>・目の症状<br>・咽頭の症状 | ・咳<br>・痰<br>・便の状態<br>・食欲<br>・体重減少<br>・精神運動減退<br>・空虚感<br>・不満足<br>・歯痛<br>・食事困難 | ・決断力低下<br>・焦燥感<br>・ゆううつ<br>・朝方ゆううつ<br>・精神運動興奮<br>・希望喪失<br>・悲哀感 | 被災状況<br>全焼 半焼 被害僅少<br>なし<br>家族状況(同居している家族、避難先など) |

| 日常生活の状況 | | 食事 | 移動 | 着脱 | 排泄 | 意思疎通 | 保清・入浴 | その他 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| あてはまるものに○ | 自立 | | | | | | | 認知症等の症状 |
| | 一部介助 | | | | | | | 有 ・ 無 |
| | 全介助 | | | | | | | |
| 備考（必要器具など） | | | | | | | | |

| | |
|---|---|
| 指導内容 | |
| 今後の計画（解決・継続） | |
| 相談区分 | ・乳幼児 ・妊産婦 ・生活習慣病 ・難病 ・ねたきり ・その他（　　） |

※この調査票は、要配慮者本人又はご家族が太枠内に記入して、救護・要配慮者班にお渡しください。

※記入できない場合は、救護・要配慮者班が聞き取りで記入しますので申し出てください。

様式 16

# 要配慮者ニーズ調査表

避難所　　NO.

| 記入日 | 年　月　日 |
|---|---|

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| ふりがな<br>氏　名 | | 男・女 | 明・大<br>昭・平 | 年　月　日　歳 | |
| 住　所 | | | 家屋の被害状況 | 全壊 半壊 全焼 半焼<br>被害僅少　被害なし | |
| 要配慮区分 | 1　要介護　2　身体障害　3　知的障害　4　精神障害<br>5　発達障害　6　認知症　7　乳幼児　8　妊産婦<br>9 難病（病名　　）　10　傷病（　　）　11 その他（　　） | | | | |
| 家　族 | 1　ひとり暮らし（別居の親族無）　2　ひとり暮らし（別居の親族有）<br>3　高齢者のみの世帯（夫婦等）　4　その他同居家族有 | | | | |
| 介護者 | 有（　　）　無<br>続柄（　　） | | 連絡先 | | |
| 自立度 | 1　ほぼ自立　2　一部介助（　　）　3　全介助 | | | | |
| 健康状態 | 1　良好　2　おおむね良好　3　普通　4　要注意　5　悪い | | | | |
| 医療依存 | 1 人工透析（ 回／週）　2 酸素吸入　3 経管栄養　4 服薬（　　）<br>5 その他（　　） | | | | |
| 帰住先の見込・意向 | 1　福祉避難所　2　緊急施設入所　3　短期入所<br>4　入院　5　親族等の受入れ　6　仮設住宅希望<br>7　条件次第で帰宅　8　見込・意向なし（どこでもよい） | | | | |
| 支援希望 | 1　福祉避難所へ移動　2　ホームヘルパー等の派遣<br>3　医師の診察・治療　4　保健師による巡回指導・訪問看護<br>5　補装具・日常生活用具の給付　6　物資・薬品の提供（　　）<br>7　生活に支障なし　8　その他（　　） | | | | |

| 記入者 | | 調査日時 | 年　月　日　時　分 |
|---|---|---|---|
| 対応結果 | 1 入院 2 緊急施設入所　3 短期入所 4 親族等受入れ<br>5 福祉避難所(施設)へ移送　6 仮設住宅・市営住宅等に入居<br>7 福祉避難スペースへ移動　8 ホームヘルパー派遣　9 医師の診察・治療<br>10 保健師による巡回指導・訪問看護 11　定期的見守り 12 補装具・日常生活用具の給付<br>13 物資の提供（　　）　14 その他（　　） | | |
| 備　考 | | | |

※この調査票は、要配慮者本人又はご家族が太枠内に記入して、救護・要配慮者班にお渡しください。

※記入できない場合は、救護・要配慮者班が聞き取りで記入しますので申し出てください。

様式 17

# 食料・物資要望票

避難所　　NO.

避難者グループ リーダー名

| 要望提出日時 | 年　月　日（　）　時　分 | | |
|---|---|---|---|
| 要望品名・摘要・数量ほか | | | |
| 品　名 | 摘要（サイズ等） | 数量 | 備 考 欄 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |

※ 一行につき一品、サイズごとに記入して下さい。

※ 性別等は、「摘要（サイズ等）」の欄に記入してください。

※ その他必要な事項（説明しておくべき事情や、緊急に要するものであるのか等）は、備考欄に記入してください。

様式 18

# 食料・物資依頼伝票

避難所　　NO.

①避難所

| 依頼日時 | 月　日（ ）　時　分 |
|---|---|
| 避難所名 | |
| 住　所 | |
| 担当者名<br>電話<br>ＦＡＸ | |

②災害対策本部

| 発注先事業者名<br>電話<br>FAX | | | |
|---|---|---|---|
| 伝票No. | | 伝票枚数 | |
| 本部受付日時 | 月　日　時　分 | | |
| 本部受信者名<br>電話<br>FAX | | | |

| | 品　名 | サイズなど | 数量 | 出荷数量 | 個　口 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | | | | | | |
| 2 | | | | | | |
| 3 | | | | | | |
| 4 | | | | | | |
| 5 | | | | | | |
| 6 | | | | | | |
| 7 | | | | | | |
| 8 | | | | | | |
| 9 | | | | | | |
| 10 | | | | | | |

| 個口合計 | |
|---|---|

・１行につき一品、サイズごとに記入し、数量はキリのいい数で注文してください。
・性別などは「サイズなど」の欄に記入してください。
・食料・物資班はこの伝票に記入し、災害対策本部に原則としてＦＡＸで配達・注文を依頼してください。
・ＦＡＸが使えない場合は、必ず控えを残しておいてください。
・食料・物資班は受領時に様式１８「避難所要物品受払簿」に記入してください。

③配達担当

| 出荷日時 | |
|---|---|
| 配送業者<br>電話<br>FAX | |
| 配達日時 | |

| ④ | |
|---|---|
| 避難所受領サイン | |

様式 19

# 避難所用物品受払簿

避難所　　NO.

| 品名 | | 単位呼称 | |
|---|---|---|---|
| | | | 商品コード： |

| 年月日 | | | 納入先 | 出し先 | 納入数 | 出し数 | 残数 | 記入者 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

| 月　日現在における数量の合計 | 受入 | 払出 | 残数 |
|---|---|---|---|
| | | | |

※この用紙は，避難所で保管しておきます。

※代金の決済が必要な場合は，備考欄のところに「支払伝票の No.」を記入します。

様式 20

# 食料・物資管理簿

避難所　　NO.

| 品　　名 | | 消費期限<br>賞味期限等 | 保管場所 | ／ | ／ | ／ | ／ | ／ |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |
| | | | | | | | | |

# 資料－１０－８ 鎌ケ谷市罹災証明書等交付要綱

平成30年10月24日告示第91号
**改正**
令和２年８月18日告示第87号
令和２年12月25日告示第129号
令和６年３月29日告示第29号

## 鎌ケ谷市罹災証明書等交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市で発生した災害による被害を受けた者の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)　災害　災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（火災及び爆発により生ずる被害を除く。）をいう。

(2)　家屋　地方税法（昭和25年法律第226号）第341条第３号に規定する家屋その他市長が特に認めるものをいう。

(3)　住家　家屋及び家屋の一部のうち、現に居住のために使用している建物及び建物の部分をいう。

（証明書の種類及び内容）

第３条　この要綱により交付する証明書の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、それぞれの証明の内容は、当該各号に定めるところによる。

(1)　罹災証明書　法第90条の２第１項に規定する罹災証明書で、災害による住家の被害について、市長が調査できる範囲で被害状況を調査した結果によって認定した被害の有無及び被害の程度を証明するものをいう。

(2)　被災証明書　災害による住家及び住家以外の被害（罹災証明書で証明する以外の被害）について、市長が調査できる範囲で被害状況を調査した結果によって認定した被害の有無及び被害の程度を証明するものをいう。

(3)　被害届出証明書　災害による住家及び住家以外の被害について、災害との因果関係が認められない場合であって、市長が別表の証明事項に該当する被害が生じていると認めるときに被害があったことを届け出たことを証明するものをいう。

２　前項の規定に基づき市長が交付する証明書は、災害による被害額は証明しないものとする。

（証明書の証明事項）

第４条　証明書等の証明事項は、別表のとおりとする。

（証明書の交付対象者）

第５条　証明書の交付を申請することができる者は、次に掲げる者とする。

(1)　住家又は住家以外の物件の所有者（その相続人を含む。）

(2)　住家又は住家以外の物件の占有者

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が認める者

（証明書の交付の申請）

第６条　罹災証明書の交付の申請をしようとする者は、罹災証明書交付申請書（別記第１号様式）により市長に申請しなければならない。この場合において、原則として次に掲げる書類を併せて提出するものとする。

(1)　被害の状況が分かる写真

(2)　被害のあった住家の場所が分かる地図及び当該住家内で被害のあった箇所が分かる図面

(3)　前２号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

２　被災証明書の交付の申請をしようとする者は、被災証明書交付申請書（別記第２号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)　被害の状況が分かる写真

(2)　被害のあった住家以外の物件の場所が分かる地図及び当該物件内で被害のあった箇所が分かる図面

(3)　住家又は住家以外の物件の所有者又は占有者の身体に被害を受けたときは、その者の診断書

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

３　被害届出証明書の交付の申請をしようとする者は、被害届出証明書交付申請書兼被害届出証明書（別記第３号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。

(1)　被害の状況が分かる写真

(2)　被害のあった住家又は住家以外の物件の場所が分かる地図及び当該住家内又は住家以外の物件内で被害のあった箇所が分かる図面

４　前３項の規定にかかわらず、市長が前３項の書類を添付することができない理由があると認めるときは、当該書類の添付を省略することができる。

（証明書の申請に係る本人の証明に必要な書類）

第７条　市長は、前条に規定する申請があったときは、証明書の申請者が災害によって被害を受けた本人であることを確認しなければならない。

２　証明書の申請者は、申請時に次の各号に掲げる書類のいずれかを提示し、本人であることを証明しなければならない。

(1)　運転免許証

(2)　旅券

(3)　前２号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）

３　前項の規定にかかわらず、証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により本人であることの

証明をすることができる。

（代理人の証明に必要な書類）

第８条　本人以外の者であって、本人から申請に関する手続の委任を受けたもの（以下「代理人」という。）は、証明書の申請をしようとするときは、申請時に委任状（別記第４号様式）のほかに、次の各号に掲げる書類のいずれかを提示して代理人であることを証明しなければならない。

(1)　運転免許証

(2)　旅券

(3)　前２号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等（代理人の写真が貼付されたものに限る。）

２　前項の規定にかかわらず、証明書の申請者は、市長が適当と認める方法により代理人であることの証明をすることができる。

（罹災証明書及び被災証明書の交付の申請の期間）

第９条　第６条第１項及び第２項に規定する申請ができる期間は、災害発生の日から１月を経過する日までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間を延長することができる。

(1)　甚大な災害の被害のために申請に時間を要すると市長が認めるとき　３月

(2)　罹災者又は被災者が長期の入院をしていたとき　１月

(3)　罹災者又は被災者が長期の出張をしていたとき　１月

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき　市長が必要と認める期間

（被害の状況の調査）

第10条　市長は、第６条第１項の規定による交付の申請があったとき又は市長が必要と認めたときは、内閣府の定める災害に係る住家の被害認定基準運用指針等に基づき、住家に生じた被害の状況を実地にて調査しなければならない。ただし、当該申請書に係る被害について、申請者が準半壊に至らない被害であることを自ら判定しており、かつ、被害の状況を示す写真等の資料から準半壊に至らないことが一見して明らかに判定できる場合は、申請者の同意を得た上で実地調査を省略することができる。

２　市長は、第６条第２項の規定による交付の申請があったときは、実地調査を行い被害の状況を確認しなければならない。ただし、被害の状況を示す写真等の資料から被害の状況が確認できる場合は実地調査を省略することができる。

３　市長は、第６条第３項の規定による交付の申請があったときは、実地調査は行わないものとする。

（証明書の交付）

第11条　市長は、前条の調査の結果、別表の証明事項に該当する被害が生じていると認められるときは、次の各号に定める区分に応じて当該各号に定める証明書を交付するものとする。

(1)　第６条第１項の申請に係るもの　罹災証明書（別記第５号様式）

(2)　第６条第２項の申請に係るもの　被災証明書（別記第６号様式）

(3)　第６条第３項の申請に係るもの　被害届出証明書交付申請書兼被害届出証明書

（証明書の交付の枚数）

第12条　証明書の交付の枚数は、原則として申請者１人につき１枚までとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、この限りでない。

（再調査の申請）

第13条　罹災証明書の交付を受けた者が、当該証明書により証明された被害の程度について、相当の理由をもって修正を求めるときは、被害再調査申請書（別記第７号様式）に交付された罹災証明書を添えて、市長に対し再調査を申請をすることができる。

２　前項の再調査を申請することができる期間は、災害発生の日から３月を経過する日までの期間とする。ただし、次の各号に掲げる場合に該当するときは、それぞれ当該各号に定める期間を延長することができる。

(1)　甚大な災害の被害のために申請に時間を要すると市長が認めるとき　６月

(2)　罹災者が長期の入院をしていたとき　１月

(3)　罹災者が長期の出張をしていたとき　１月

(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき　市長が必要と認める期間

（証明書の交付に係る手数料）

第14条　証明書の交付に係る手数料は、無料とする。

（その他）

第15条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

附　則（令和２年８月18日告示第87号）

（施行期日）

１　この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２　この要綱の施行前に発生した災害による被害については、なお従前の例による。

附　則（令和２年12月25日告示第129号）

この告示は、公示の日から施行し、この告示による改正後の鎌ケ谷市被災証明書等交付要綱の規定は、令和２年７月３日以後に発生した災害による被害から適用する。

附　則（令和３年12月28日告示第128号）

（施行期日）

１　この告示は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の際、現に残存する様式は、当分の間所要の修正を加え、なお使用することがで

きる。

附　則（令和６年３月29日告示第29号）

この告示は、公示の日から施行する。

別表（第４条、第11条関係）

| 証明書の種類 | 証明事項 |
|---|---|
| 罹災証明書（住家） | 災害により被害を受けた住家の次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める事項<br>(1)　全壊　住家の全部が倒壊、流失、埋没又は焼失し、家屋の基本的機能を喪失したもの、住家の損壊が甚だしく、補修により元どおりに再使用することが困難なもので、住家の損壊、消失若しくは流失した部分の床面積（以下「住家の損壊した部分の延床面積」という。）がその住家の延床面積の70パーセント以上に達した程度のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50パーセント以上に達した程度のもの<br>(2)　大規模半壊　住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の50パーセント以上70パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が40パーセント以上50パーセント未満のもので、住家が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの<br>(3)　中規模半壊　住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の30パーセント以上50パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が30パーセント以上40パーセント未満のもので、住家が半壊し、大規模半壊に至らないまでも居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住家を使用することが困難なもの<br>(4)　半壊　住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の20パーセント以上30パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20パーセント以上30パーセント未満のもので、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元どおりに使用できる程度のもので、居住のための住家の基本的機能の一部を喪失したもの<br>(5)　準半壊　住家の損壊した部分の延床面積がその住家の延床面積の10パーセント以上20パーセント未満のもの又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が10パーセント以上20パーセント未満のもので、住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもの<br>(6)　準半壊に至らない（一部損壊）　全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊に至らない程度の住家の損壊で、補修を必要とする程度のもの |

| | |
|---|---|
| | (7)　床上浸水　住家の土台部分が浸水し、住家の床の高さ以上に浸水したもの又は全壊、大規模半壊、中規模半壊若しくは半壊には至らないが、土砂等の堆積により一時的に当該住家を使用することができない程度のもの<br>(8)　床下浸水　床上浸水には至らないが、住家の土台部分が浸水したもの<br>(9)　浸水　床上浸水又は床下浸水には至らないが、周壁を越えて住家に浸水したもの |
| 被災証明書（住家及び住家以外） | 災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産（事業の用に供する機械設備、商品等をいう。以下同じ。）に生じた被害並びに人的な被害に関する事項 |
| 被害届出証明書 | 災害により建物、塀その他の工作物並びに家財及び事業用資産が被害を受けたことを市に届け出たことに関する事項 |

別　記
第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

罹災証明書交付申請書

鎌ケ谷市長　　様

鎌ケ谷市罹災証明書等交付要綱第６条第１項の規定により、罹災証明書の交付を次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者（窓口に来た方）</td><td colspan="3">住所<br>電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ふりがな<br>氏　　名</td><td>罹災者との関係<br>□本人　　□その他<br>※その他の場合は、委任状が必要</td></tr>
<tr><td>この証明書の提出先及び使用目的</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>罹災者（申請者と同じ場合は記載不要）</td><td colspan="3">住所<br>ふりがな<br>氏　　名<br>電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">罹災世帯の構成員</td><td>氏名</td><td>続柄</td><td>生年月日</td><td>摘要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>罹災した家屋等の所在地等</td><td colspan="3">□罹災者の住所と同じ（記載不要）<br>所在地<br>□持家　□貸家　□借家（所有者　　）</td></tr>
<tr><td>罹災の原因</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>罹災年月日</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>被害の状況</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="4">※市の説明を受けてから記入して下さい。<br>【自己判定方式にて交付するする場合（要綱第１０条関係）】<br>□「準半壊に至らない（一部損壊）」という調査結果に同意します。<br>自己判定方式の場合、被害状況が分かる写真等をご提出ください。原則、実地調査は実施しません。</td></tr>
</table>

以下は、記入しないでください。

| | |
|---|---|
| 添付書類 | □被害状況が確認できる写真<br>□被害場所の位置図<br>□その他市長が必要と認める書類 |
| 本人確認書類 | □運転免許証　□旅券　□許可証（　　）<br>□資格証明証（　　）<br>□その他（　　） |

第２号様式（第６条関係）

年　　月　　日

被災証明書交付申請書

鎌ケ谷市長　　様

鎌ケ谷市罹災証明書等交付要綱第６条第２項の規定により、被災証明書の交付を次のとおり申請します。

<table>
<tr><td rowspan="2">申請者（窓口に来た方）</td><td colspan="5">住所<br>電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td colspan="4">ふりがな<br>氏　　名</td><td colspan="2">被災者との関係<br>□本人　　□その他<br>※その他の場合は、委任状が必要</td></tr>
<tr><td>この証明書の提出先及び使用目的</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>被災者（申請者と同じ場合は記載不要）</td><td colspan="6">住所<br>ふりがな<br>氏　　名<br>電話　　（　　）</td></tr>
<tr><td rowspan="6">人的被害</td><td colspan="2">□死亡（　　人）</td><td colspan="4">□行方不明（　　人）　□負傷（　　人）</td></tr>
<tr><td rowspan="5">被災世帯の構成員</td><td>氏名</td><td>続柄</td><td>性別</td><td>年齢</td><td>学年</td><td>摘要</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">被災した家屋等の所在地等</td><td colspan="6">□被災者の住所と同じ（記載不要）<br>所在地<br>□持家　□貸家　□借家（所有者　　）</td></tr>
<tr><td colspan="6">家屋以外の被災物件<br>（　　）</td></tr>
<tr><td>被災の原因</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>被災年月日</td><td colspan="6"></td></tr>
<tr><td>被害の状況</td><td colspan="6"></td></tr>
</table>

注１　証明事項に被災世帯の構成員が不要な場合は、斜線を引いてください。
　２　以下は、記入しないでください。

| | |
|---|---|
| 添付書類 | □被害状況が確認できる写真<br>□被害場所の位置図<br>□被害世帯構成員の診断書<br>□その他市長が必要と認める書類 |
| 本人確認書類 | □運転免許証　□旅券　□許可証（　　）<br>□資格証明証（　　）<br>□その他（　　） |

第３号様式（第６条、第１１条関係）

年　　月　　日

被害届出証明書交付申請書兼被害届出証明書

鎌ケ谷市長　　様

鎌ケ谷市罹災証明書等交付要綱第６条第３項の規定により、次のとおり申請（届出）します。

| | | |
|---|---|---|
| 申請者（窓口に来た方） | 住所<br>電話　　（　　） | |
| | ふりがな<br>氏　　名 | 被災者との関係<br>□本人　　□その他<br>※その他の場合は、委任状が必要 |
| この証明書の提出先及び使用目的 | | |
| 被災者（申請者と同じ場合は記入不要） | 住所<br>ふりがな<br>氏　　名<br>電話　　（　　） | |
| 被災した建物等の所在地等 | □被災者の住所と同じ（記載不要）<br>所在地 | |
| | 被災物件（　　） | |
| 被災の原因 | | |
| 被災年月日 | | |
| 被害の状況 | | |

注　以下は、記入しないで下さい。

| | |
|---|---|
| 添付書類 | □被害状況が確認できる写真<br>□被害場所の位置図<br>□その他市長が必要と認める書類 |
| 本人確認書類 | □運転免許証　□旅券　□許可証（　　）<br>□資格証明証（　　）<br>□その他（　　） |

被害届出証明書

上記の届出があったことを証明します。

第　　号

年　　月　　日

鎌ケ谷市長

第４号様式（第８条関係）

年　　月　　日

委任状

鎌ケ谷市長　　様

委任者
住　所
氏　名

私は、次の者を代理人と定め、罹災証明書・被災証明書・被害届出証明書の申請に関する一切の権限を委任します。

受任者
住　所
氏　名

# 資料－１０－９ 鎌ケ谷市消防本部被災証明書交付要綱

令和７年５月16日消本告示第１号

## 鎌ケ谷市消防本部被災証明書交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、本市で発生した火災による被害を受けた者の証明に関し必要な事項を定めるものとする。

（被災の証明）

第２条　火災による被災の証明は、消防長が証明し、交付手続は火災調査主管課が行うものとする。

２　証明する事項は、火災による焼損及び消火活動による水損等で、火災調査に従事した消防職員の現場確認又は火災調査書類において認められたものとする。

３　証明は、被災証明書（別記第１号様式）により交付する。ただし、他の法令等に基づいて証明書を交付する場合は、この限りでない。

（被災証明書の申請）

第３条　被災証明書の交付を申請する者（以下「申請者」という。）は、被災証明交付申請書（別記第２号様式）により申請するものとする。

（申請者の範囲）

第４条　申請者は、被災物件の所有者、管理者、占有者及び担保権者、その他消防長が認める者とする。

（代理人等による申請）

第５条　代理人による申請は、申請者の委任状（別記第３号様式）を添えて申請するものとする。

２　申請者が代理人へ委任できないときは、申請者の配偶者、同居親族及び２親等以内の血族の者が、それを証明する書類を提出することにより、申請できるものとする。なお、鎌ケ谷市パートナーシップ・ファミリーシップ届出制度に関する要綱（令和６年鎌ケ谷市告示第140号）第６条に規定する証明書が交付された者についても同様とする。

３　代理人等による申請は、被災証明交付申請書の申請者欄に代理人等の住所、氏名及び連絡先を記入するものとする。

（被災証明書の申請に係る本人の証明に必要な書類）

第６条　被災証明書を申請する際は、申請者又は代理人等であることを証明する顔写真付きの身分証明証（運転免許証、マイナンバーカード、旅券等）で、本人を確認するものとする。

（被災証明書の記載）

第７条　被災日時については、不明の場合は「不明」、調査中の場合は「調査中」と記載するものとする。

２　証明内容には、原則として、火元、類焼の別及び焼損程度は記載しないものとする。

附　則

この告示は、公示の日から施行する。

別　記
第１号様式（第２条関係）

# 被災証明書

| | |
|---|---|
| 申　請　者　住　所 | |
| 申　請　者　氏　名 | |
| 申請者と被災対象物との関係 | 所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（　　） |
| 被　災　日　時 | 年　月　日　時　分　頃 |
| 被　災　場　所 | |
| 証　明　内　容 | |
| 証　明　書　の　提　出　先 | ※この証明書は記載提出先以外使用できません。 |

上記のとおり、被災したことを証明する。

年　月　日

鎌ケ谷市消防長

第２号様式（第３条関係）

年　月　日

# 被災証明交付申請書

鎌ケ谷市消防長　様

鎌ケ谷市消防本部被災証明書交付要綱第３条の規定により、被災証明書の交付を次のとおり申請します。

| | |
|---|---|
| 申請者 | 住所<br>電話　（　） |
| | ふりがな<br>氏名 |
| 申請者との関係 | □ 本人　□ その他　※本人以外の場合は、委任状が必要 |
| 申請者と被災対象物との関係 | 所有者・管理者・占有者・担保権者・その他（　） |
| 被災者住所 | |
| 被災者氏名 | |
| 被災日時 | 年　月　日　時　分頃 |
| 被災場所 | 千葉県鎌ケ谷市 |

| 証明書の提出先 | 合計 |
|---|---|
| □ 鎌ケ谷市役所　＿＿＿＿枚<br>□ クリーンセンターしらさぎ　＿＿＿＿枚<br>□ 千葉地方法務局　＿＿＿＿枚<br>□ その他　＿＿＿＿枚<br>（　） | 枚 |

| | |
|---|---|
| 備考 | |

※申請内容によっては、証明書を交付できない場合があります。本人確認のため、写真付きの身分証明証（運転免許証、マイナンバーカード等）の提示をお願いします。また、代理申請の場合は、委任状が必要となります。

第３号様式（第５条関係）

# 委　任　状

年　　月　　日

鎌ケ谷市消防長　　様

委任者

住所

氏名

連絡先

私は、次の者を代理人と定め、被災証明書の申請に関する一切の権限を委任します。

代理人

住所

氏名

連絡先

委任者との関係

※注意事項

委任者氏名は、委任者本人が直筆で記入してください。

※直筆でない場合は、受理出来ません。

本人確認のため、身分が証明できる書類等（運転免許証、マイナンバーカード、旅券等）をご掲示ください。（コピーをとらせていただきます。）

# 資料－１０－１０ 千葉県危機管理情報共有要綱（抜粋）

第１　総則

３　報告体系

（３）報告様式の内容と報告時期

ア　災害緊急報告

災害当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合、又は災害の具体的な対応状況の報告をする必要がある場合は、この様式を用いる。

（ア）内容

**市町村の場合**

１　庁舎等の状況

２　災害規模概況

①　災害の発生場所

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び発生日時を記入する。

②　概況

a　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

b　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

c　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

d　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

e　その他これらに類する災害の概況

③　被害の状況

当該災害により生じた人的被害、住家被害及び火災発生の有無について記入する。併せて、判明している事項については具体的に記入すること。

３　応急対策の状況

当該災害に対して、市町村が講じた応急対策について記入すること。

（例）

・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況

・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況

・自衛隊の派遣要請、出動状況

・ボランティアセンター設置・ボランティアの活動状況

・その他関連事項

４　措置情報

①　災害対策本部等の設置状況

②　避難勧告・指示の状況

③　避難所の設置状況

**部門担当部・防災関係機関の場合**

個別の災害現場の概況、及び当該災害の具体的な対応状況等を内容とする。

（イ）報告時期

報告基準に該当する災害を覚知後、原則として３０分以内で可能な限り早く、分かる範囲で第一報を報告することとし、以後、詳細が判明の都度、逐次報告することとする。

第４　市町村の報告

１　基本事項

市町村は、災害対策基本法第五十三条の規定により、災害の状況及びこれに対してとられた措置の概要を県に報告する。

なお、この報告は消防組織法第二十二条に基づく災害報告取扱要領及び火災･災害等即報要領により行う市町村から県への報告と一体的に行われるものである。

２　報告手続

（１）報告事項

ア　災害の原因

イ　災害が発生した日時

ウ　災害が発生した場所又は地域

エ　被害の程度

①　人的被害に関する事項

②　住家被害に関する事項

③　非住家被害に関する事項

④　その他の被害に関する事項

⑤　り災者に関する事項

⑥　被害額に関する事項

オ　災害に対して執った措置及び今後執ろうとする措置

①　災害対策本部の設置状況及び職員の配備状況

②　避難等に関する状況

③　その他必要な事項

カ　災害救助法適用の有無

キ　その他必要な事項

（２）報告の様式

市町村の報告は、本部事務局及びその区域を所管する支部総務班（当該区域を所管する事務所がある場合は事務所とする。）へ報告する。

但し、千葉市、市原市は、本部事務局のみに報告を行うこととする。

ア　災害緊急報告（様式１－１）

イ　災害総括報告＜基準時報告・定時報告・確定時報告・年報＞

ウ　災害詳細報告＜基準時報告・定時報告・確定時報告＞

別表「市町村の報告様式」を参照する。

（３）留意事項

ア　緊急の場合で、支部又は事務所に報告することができないときは、本部事務局へ報告する様式の余白にその旨記入すること。

イ　地震が当該市町村において震度４未満であるが、同一県民センター（事務所）管内の市町村において震度４以上の地震があった場合は報告すること。

ウ　市町村は、情報の収集、連絡の迅速・正確を期すため、あらかじめ被害の種別、地域等に応じた情報の収集、連絡に係る組織、設備、要領等の整備を図ること。

エ　市町村は、消防団、自主防災組織、町内会等地域住民からの通報等を含めた情報収集体制の強化を図ること。

オ　情報の収集にあたっては、所轄警察署と密接な連絡を保つこと。

カ　被害の調査漏れ及び重複のないように市町村内部における緊密な連絡体制をとること。

キ　被害世帯人員等については、現地調査のみではなく、住民登録とも照合して、その正誤を確認するように努めること。

ク　人的被害、並びに住家の全壊、流失、及び半壊が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査すること。

3　国（消防庁）への報告について

次の事項に該当する場合は、市町村は国（消防庁）へ報告するものとする。

ア　「火災・災害等速報要領（昭和５９年１０月１５日付消防災第２６７号)」の直接即報基準に該当する場合。(国の様式により県へも報告する。)

イ　県に報告ができない場合で、一時的に報告先を国（消防庁）とする場合。

（参考）直接即報基準（火災・災害等即報要領より抜粋）

3　災害即報

地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

4　消防本部（消防の一部事務組合を含む。）の報告

市町村の報告は第４の１から３に定められているが、消防本部については災害緊急報告の報告様式を変更する。

（1）報告様式

ア　災害緊急報告（様式１－５）

報告内容と報告時期は、第１の３の（3）のアの例による。

但し、緊急通信欄には１１９番通報の殺到状況やその他緊急通信を記入するものとする。

イ　その他の報告

別途本部事務局からの依頼により行うものとし、報告様式は第４の２の（2）と同じ。

但し、この内災害緊急報告（様式１－１）の報告はしなくてよい。

≪様式≫

市町村の報告様式

| 報告の種類 | 報告様式 | |
|---|---|---|
| 災害緊急報告 | 災害緊急報告（市町村） | 様式１－１ |
| | 災害緊急報告（消防本部） | 様式１－５ |
| 災害総括報告<br>＜基準報告＞<br>＜定時報告＞ | 災害総括報告（その１） | 様式２－１ |
| 災害総括報告<br>＜確定時報告＞ | 災害総括報告（その１、その２） | 様式２－１<br>様式２－２ |
| 災害詳細報告 | 避難状況詳細報告 | 様式３ |
| | 避難所・救護所開設状況報告 | 様式４ |
| | 人的被害詳細報告 | 様式５－１ |
| | 住家被害詳細報告 | 様式５－２ |
| | 人的被害・住家被害詳細報告<br>（確定時報告用） | 様式６ |
| | 文教施設被害詳細報告 | 様式７ |
| | 病院被害詳細報告書 | 様式８ |
| | 公共土木施設被害詳細報告 | 様式９－２<br>様式９－３ |
| | がけくずれ被害報告 | 様式１１ |
| | 交通規制情報 | 様式１２ |
| | 清掃施設被害詳細報告 | 様式１３ |
| | 鉄道被害詳細報告 | 様式１４ |
| | 水道被害詳細報告 | 様式１５－１ |
| | 電気被害詳細報告 | 様式１６ |
| | 電話被害詳細報告 | 様式１７ |
| | ガス被害詳細報告 | 様式１８ |
| | 社会福祉施設被害詳細報告 | 様式１９ |
| | その他被害詳細報告 | 様式２０ |
| | 火災発生状況報告 | 様式２１ |

次項、「様式１－１　災害緊急報告[市町村]　第　　報」、「様式１－５　災害緊急報告[消防本部]　第　　報」は新規様式

**様式１－１**

# 災害緊急報告［市町村］

第　　報

月　日　時　分現在

| | | | |
|---|---|---|---|
| 災害種類 | | 報告機関 | |
| 覚知日時 | 月　日　時　分覚知 | 報告者 | TEL |

※支部への報告　未　済

| **庁　舎　等　の　状　況** | | | |
|---|---|---|---|
| 庁舎での執務 | 可　不可 | 備考 | |
| 防災無線使用 | 可　不可 | 電気 | 通常電源・非常電源・その他［　　］ |

| **災　害　規　模　概　況（人的被害及び住家被害に重点を置き記入すること）** | |
|---|---|
| 死傷者 | □死者（　　）人　□行方不明者（　　）人　□負傷者　（　　）人 |
| 住家被害 | □全壊（　　）棟　□半　壊　（　　）棟　□床上浸水（　　）棟 |
| 【判明事項】　火災発生：□有　□無、延焼(可能性)：□有　□無、津波の発生：□有　□無 | |

| **応　急　対　策　の　状　況（当該災害に係る応急対策が充分であるかに留意して記入すること）** | | | |
|---|---|---|---|
| 消防、水防、救急・救助等<br>消防機関の活動状況 | | | |
| 県、他の市町村等への応援要請 | 未　済 | 要請内容 | |
| | | 区域 | |
| 自衛隊の災害派遣要請 | 未　済 | 要請内容 | |
| | | 区域 | |
| ボランティアセンター設置状況 | 有　無 | | |
| ボランティアの活動状況 | | | |
| その他関連事項 | | | |

| 措　置　情　報 | | | |
|---|---|---|---|
| 災害対策本部設置（本部設置前名称：　　） | | | |
| 設置日時 | 月　日　時　分 | 出動人員 | 消防職員延べ　　人　消防団員延べ　　人 |
| 津波注意報・警報 | ①住民への伝達：市町村防災行政無線等（　時　分)、広報車（　台）<br>②沿岸パトロール：市町村車両（　台)、消防関係車両（　台） | | |

| 避難等 | | | | |
|---|---|---|---|---|
| | 避難種別 | 指示　勧告　自主避難 | 理由 | |
| | 避難日時 | 月　日　時　分 | 避難先 | |
| | 避難地区名 | | 世帯数 | （　　人） |
| | 警戒区域の設定区域名 | | 避難所 | 箇所開設、　世帯　人収容 |
| | 避難所状況 | | | |

注　覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

**様式１－５**

# 災害緊急報告［消防本部］

第　　報

| | | | |
|---|---|---|---|
| 災害種類 | □地震　□台風　□その他（　　） | 消防本部名 | 消防本部 |
| 報告日時 | 月　日　時　分 | 報告者 | TEL |

※支部への報告　未　　済

| | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 庁舎等の状況 | ●執務：□可　□不能　●通信：□可　□不能 | | | | | | |
| 災害規模概況 | 発生場所 | | | 発生日時 | 月　日　時　分 | | |
| | 火災の発生：□有　□無、延焼（可能性）：□有　□無、津波の発生：□有　□無<br>【概況】 | | | | | | |
| 被害の状況 | 死傷者 | 死　者 | 人 | 不明　人 | 住家 | 全壊　棟 | 一損　棟 |
| | | 負傷者 | 人 | 計　人 | | 半壊　棟 | 床上　棟 |
| | 【判明事項】 | | | | | | |
| 応急対策の状況・措置情報 | 災害対策本部等の設置状況 | | | | | | |
| | 【状況】 | | | | | | |

| 緊　急　通　信　欄 | | |
|---|---|---|
| 119 番通報殺到状況 | □対応不能　□対応不能になるおそれ　□対応可能 | |
| | 通報殺到地域 | |
| | 通報内容 | □火災事案　□救急事案　□救助事案 |
| その他緊急通信 | | |

注　覚知後、分かる範囲で迅速に報告することとし、詳細は以後判明の都度報告すること

**様式２－１**

第　　報
月　日　時　分現在

# 災害総括報告（その１）

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 報告の種類 | | 定時報告 | | 確定時報告 |
|---|---|---|---|---|

人的被害は様式５－１、住家被害は様式５－２、がけくずれ被害は様式１１を添付して下さい。

## 被害情報

| 区分 | | | 被害 | 区分 | | | 被害 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 人的被害 | 死者 | 人 | | その他被害 | 道路 | 箇所 | |
| | 行方不明者 | 人 | | | | 内訳 | 国道 |
| | 重傷者 | 人 | | | | | 県道 |
| | 軽傷者 | 人 | | | | | 市町村道 |
| 住家被害 | 全壊 | 棟 | ( ) | | | | その他 |
| | | 世帯 | ( ) | | 橋りょう | 箇所 | |
| | （うち全焼） | 人 | ( ) | | | 内訳 | 国管理 |
| | 半壊 | 棟 | ( ) | | | | 県管理 |
| | | 世帯 | ( ) | | | | 市町村管理 |
| | （うち半焼） | 人 | ( ) | | | | その他 |
| | 一部破損 | 棟 | ( ) | | 河川 | 箇所 | |
| | | 世帯 | ( ) | | | 内訳 | 国管理 |
| | （うち一部破損） | 人 | ( ) | | | | 県管理 |
| | 床上浸水 | 棟 | ( ) | | | | 市町村管理 |
| | | 世帯 | ( ) | | | | |
| | | 人 | ( ) | | 港湾 | 箇所 | |
| | 床下浸水 | 棟 | ( ) | | 砂防 | 箇所 | |
| | | 世帯 | ( ) | | 清掃施設 | 箇所 | |
| | | 人 | ( ) | | がけくずれ | 箇所 | |
| 非住家 | 公共建物 全壊 | 棟 | | | 鉄道不通 | 箇所 | |
| | 公共建物 半壊 | 棟 | | | 被害船舶 | 隻 | |
| | その他 全壊 | 棟 | | | 水道施設 | 箇所 | |
| | その他 半壊 | 棟 | | | | 内訳 | 県営 |
| り災世帯数 | | 世帯 | | | | | その他 |
| り災人員 | | 人 | | | 断水戸数 | 戸 | |
| その他被害 | 文教施設 | 箇所 | | | | 内訳 | 県営 |
| | | 内訳 | 国立 | | | | その他 |
| | | | 県立 | | 電気 | 戸 | |
| | | | 市町村立 | | 電話 | 回線 | |
| | | | 私立 | | ガス | 戸 | |
| | 病院 | 箇所 | | | ブロック・石塀 | 箇所 | |
| | | 内訳 | 国立 | | 田 流失・埋没 | ha | |
| | | | 県立 | | 田 冠水 | ha | |
| | | | 市町村立 | | 畑 流失・埋没 | ha | |
| | | | 私立 | | 畑 冠水 | ha | |
| | | | | 火災発生 | 建物 | 件 | |
| | | | | | 危険物 | 件 | |
| | | | | | その他 | 件 | |

## 措置情報

| 活動体制 | | |
|---|---|---|
| 本部設置前の体制（名称　　） | | 災害対策本部設置 |
| 設置日時 | 月　日　時　分 | 配備日時　月　日　時　分 |
| 廃止日時 | 月　日　時　分 | 廃止日時　月　日　時　分 |
| 配備人員 | 人 | 配備人員　人 |
| 活動人員　消防職員　延べ | 人 | 消防団員　延べ　人 |

| 避難等 | 避難の種別 | 避難地区数 | 避難の日時 | 避難世帯数 | 避難人数 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 指示 | 地区 | 月　日　時　分 | 世帯 | 人 |
| | 勧告 | 地区 | 月　日　時　分 | 世帯 | 人 |
| | 自主避難 | 地区 | 月　日　時　分 | 世帯 | 人 |
| | 警戒区域の設定 | 有　・　無 | | | |

| 避難所　開設数 | 箇所 | 現収容世帯・人数 | 世帯 | 人 |
|---|---|---|---|---|
| 災害救助法摘用 | 摘要日時 | 月　日　時　分 | | |

支部への報告　　未　　済

**様式２－２**

第　　報

# 災害総括報告（その２）

月　日　時　分現

在

| | | | |
|---|---|---|---|
| 災害名 | | 報告機関 | |
| | | 報告者 | TEL |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 報告の種別 | | 定時報告 | | 確定時報告 |

| 区分 | | 被害額 | | 被害の内訳等 | |
|---|---|---|---|---|---|
| 公共施設被害 | 公立文教施設 | | 千円 | 国立分 | |
| | | | | 県立分 | |
| | | | | 市町村立分 | |
| | 農林水産業施設 | | 千円 | 国管理分 | |
| | | | | 県管理分 | |
| | | | | 市町村管理分 | |
| | 公共土木施設 | | 千円 | 国管理分 | |
| | | | | 県管理分 | |
| | | | | 市町村管理分 | |
| | その他公共施設 | | 千円 | 国管理分 | |
| | | | | 県管理分 | |
| | | | | 市町村管理分 | |
| | 小計 | | 千円 | | |
| 産業別被害 | 農産被害 | | 千円 | | |
| | 林産被害 | | 千円 | | |
| | 畜産被害 | | 千円 | | |
| | 水産被害 | | 千円 | | |
| | 商工被害 | | 千円 | | |
| | その他 | | 千円 | | |
| | 小計 | | 千円 | | |
| 被害総額 | | | 千円 | | |

| |
|---|
| 備考 |

定時報告時は本様式による報告は省略できるものとする

様式３

# 避　難　状　況　詳　細　報　告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | | |
|---|---|---|---|
| 報告機関 | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 避難勧告又は指示 | | 警戒区域の設定 | | 避　難　の　状　況 | | | 避難の理由 | 避難先 | 帰宅日時 | 避難した総世帯・人員数 | 通　信　欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 種　別 | 勧告指示日時 | 有　無 | 設定日時 | 地　区　名 | 避難日時 | 世帯・人員 | | | | | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |
| | 勧告・指示 自主避難 | 月　日<br>時　分 | 有・無 | 月　日<br>時　分 | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | | | 月　日<br>時　分 | 世帯<br>人 | |

様式４

第　　報

# 避 難 所 ・ 救 護 所 開 設 状 況 報 告

月　日　時　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 名称 | 所在地 | 開設日時 | 収容可能人員 | 現収容人員 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 月　日<br>時　分 | 人 | 人 | |
| | | | 月　日<br>時　分 | 人 | 人 | |
| | | | 月　日<br>時　分 | 人 | 人 | |
| | | | 月　日<br>時　分 | 人 | 人 | |
| | | | 月　日<br>時　分 | 人 | 人 | |

避難所

| 整理番号 | 名称 | 所在地 | 開設日時 | 収容可能人員 | 現収容人員 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 月　日<br>時　分 | | 人 | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | 人 | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | 人 | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | 人 | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | 人 | |

救護所

様式５－１

第　　報

# 人　的　被　害　詳　細　報　告

月　日　時　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | ㊞ |

| 整理番号 | 被災者 | | | | 被災の概要 | | | | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 氏名 | 住所 | 年齢 | 性別 | 被災の程度 | 被災日時 | 被災場所 | 原因 | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |
| | | | | 男<br>女 | | 月　日<br>時　分 | | | |

（注意）１．項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第１報」「第２報」・・・・として報告すること。

２．「被災の程度」は、「死亡」・「行方不明」・「重傷」・「軽傷」の別を記載する。

様式５－２

第　　報

# 住　家　被　害　詳　細　報　告

月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報　告　者 | TEL |

| 整理番号 | 被災世帯 | | | | 被災の概要 | | | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 世帯主 | 住所 | 年齢 | り災人員 | 種別 | 被災日時 | 原因 | （避難、応急措置等の状況） |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | | | | | 月　日<br>時　分 | | |

（注意）１．項目の全てが判明しない場合でも、判明したものから順次「第１報」「第２報」・・・・として報告すること。

２．被害の概要の「種別」は、「全壊」「全焼」「半壊」「半焼」「一部破損」「一部焼損」「床上浸水」「床下浸水」の別を記載する。（被害の認定基準参照）

様式６

第　　報

# 人的・住家被害詳細報告（大字別）

月　日　時　分現在

| 災害名 | | 発生日時 | |
|---|---|---|---|
| 報告機関 | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 災害発生地域（市町村大字） | 死者 | 重傷者 | 全壊 | | | 半壊 | | | 一部破損 | | | 床上浸水 | | | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | （棟） | （世帯） | （人） | （棟） | （世 | （人） | （棟） | （世 | （人） | （棟） | （世 | （人） | |
| | | 行方不明 | 軽傷者 | うち全焼 | | | うち半焼 | | | 一部焼損 | | | 床下浸水 | | | |
| | | | | （棟） | （世 | （人） | （棟） | （世 | （人） | （棟） | （世 | （人） | （棟） | （世 | （人） | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | | |

（注意）この様式は、システム端末に入力したうえで使用するものとする。

**様式７**

第　　報

# 文教施設被害詳細報告

月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| No. | 学校種別 | 学校名 | 所在地 | 建物被害 | | | | 人的被害 | | | | 授業の実施状況 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | 死者 | 行方不明 | 重傷者 | 軽傷者 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | 正常授業・授業変更<br>臨時休業・その他 | |

※学校種別　①幼稚園、②小学校、③中学校、④高等学校、⑤大学、⑥高等専門学校、⑦盲学校、⑧ろう学校、⑨養護学校

様式８

第　　報

# 病院被害詳細報告

月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| No | 病院名 | 所在地 | 建物被害 | | | | 人的被害 | | | | 応急対策実施状況、復旧見込等 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | 死者 | 行方不明 | 重傷者 | 軽傷者 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |

※災害拠点病院の被害については、通信欄に「拠点」と記載すること。

様式９－２

第　　報

# 公共土木施設被害詳細報告

月　日　時　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

## 災害報告箇所別調書

| 施設区分 | |
|---|---|

| 管理区分 | | 県管理分 | | 市町村管理分 | | 合計 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 事務所等名 | | | | | | |

| 番号 | 施設名 | 位置 | | 被害延長及び右・左岸 | 被災原因 | 復旧（応急）工法（現在の状況） | 復旧の見通（日時） | 被害額（千円） | 被災状況（土木施設及び一般施設）［道路の場合、迂回路（路線名を記 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 市町村 | 大字 | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | |

［記載上の留意事項］

１　本報告は、異常天然現象によって公共土木施設に被害が発生した場合、国土交通大臣あてにその状況を報告するために県土整備部において各市町村及び各地域整備センターから報告を求める「災害箇所別調書」を様式化したものであり、県土整備部でとりまとめたものを報告すれば足りるものとする。

２　本報告は、施設区分ごとに、県管理施設、市町村管理施設及びその合計を別葉で報告するものとする。

３　報告にあたって前記１の「災害箇所別調書」を利用する場合は、「地域整備センター名等」の欄に報告センター名等を記載する。

４　「施設区分」の欄には、公共土木施設（河川、海岸、砂防設備、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、施設区分ごとに一連番号とする。

５　河川、道路、橋梁については、「施設名」の欄に種別（一級河川、一般道路等）及び名称を記載する。

様式９－３

# 公共土木施設被害詳細報告［国管理・公団管理・公社管理］

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 施設区分 | |
|---|---|

| 番号 | 施設名 | 位置 | | 被害延長及び右・左岸 | 被災状況 | | 交通規制状況 | | | | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 市町村 | 大字 | | 被災施設 | 被災状況 | 規制内容 | 規制開始日時 | 解除予定日時 | 規制解除日時 | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

記載上の留意事項］

1　本報告は、異常天然現象によって県及び市町村管理以外の公共土木施設被害が発生した場合の被害報告を行うためのものである。
2　本報告は、管理者ごと、施設区分ごとに別葉で報告するものとする。
3　「施設区分」の欄には、公共土木施設（河川、道路、橋梁等）の区分を記載し、番号は、区分ごとに一連番号とする。
4　「被災状況」の欄には、被災施設及び被災の状況を記載する。
5　「交通規制内容」の欄には、全面交通止、片側交通規制等の規制内容を記載する。
6　「備考欄」は、迂回道路等を記載する。

様式１１

第　　報

# がけくずれ被害報告

月　日　時　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 番号 | 場所 | | | 被害状況 | | | | | | | | | | | がけの区分 | 保全人家 | 発生 | | 指定の有無 | 点検の有無 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 市町村 | 大字 | ふりがな<br>地区 | 崩壊の状況 | | | 人的被害（人） | | | | 建物被害（棟） | | | | | | 日時 | 原因 | | | |
| | | | | 高さ | 延長 | 土量 | 死者 | 行方不明 | 重傷者 | 軽傷者 | 全壊 | 半壊 | 一部 | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | m | m | $m^3$ | | | | | | | | | | | | | | | |

［記載上の留意事項］

１　「がけの区分」の欄は、自然崖、人工崖の区分を記載する。また、それぞれの崖高（m）を記載する。
２　「保全人家」の欄は、地区全体の人家戸数を記載する。
３　「発生日時」の欄は、被害発生の月日及び時間を記載する。
４　「指定の有無」の欄は、急傾斜地崩壊危険区域指定地の指定の有無を記載する。
５　「点検の有無」の欄、「急傾斜地崩壊危険箇所についての点検（年１回）」の有無を記載する。
６　特記すべき事項があれば「備考欄」に記載する。

様式１２

第　　報

# 交　通　規　制　情　報

に伴う交通規制箇所

| 報告月日 | 年　月　日 | 調査日時 | 年　月　日　時　分現在 | 報告機関 | | 報告担当者 | TEL |
|---|---|---|---|---|---|---|---|

| 現状 | 番号 | 路線番号 | 路線名 | 規制箇所 | 規制内容 | 規制原因 | 規制開始 | 解除予定 | 規制解除 | 備考 | センター名等 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | |

［記載上の留意事項］

１　「現状」の欄は、交通規制の現状を記載する。　例：規制中の場合＝規　解除が行われた場合＝解

２　「路線番号」の欄は、路線番号がない場合は記入しなくてもよい。

３「規制内容」の欄は、交通規制の具体的な内容を記載する。　例：「全面通行止」「片側通行」「大型通行止」等

４「規制原因」の欄は、交通規制を実施するに至った原因を記載する。　例：「法面崩落」「路肩決壊」「道路陥没」

５「規制開始」の欄は、規制を開始した日時を記載する。

６「解除予定」の欄は、規制中の場合に規制が解除される予定日時を記載する。

７「規制解除」の欄は、規制解除を行った日時を記載する。

８「備考欄」は、「迂回路」、被害の詳細等、特記すべき事項を記載する。

９「センター名」の欄は、当該道路の管理する地域整備センター名、事務所名等を記載する。

様式１３

# 清掃施設被害詳細報告

第　　報
月　日　時　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 施設名 | 所在地 | 建物被害 | | | その他被害（設備、機械、工作物等） | 応急対策実施状況、復旧見込 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |
| | | | 棟 | 棟 | 棟 | | | |

様式14

第　　報

# 鉄　道　被　害　詳　細　報　告

月　日　時　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 線路名 | 区分 | 区間 始点 / 終点 | 期間 | 原因 | 運休本数 | 影響人員 | 通信欄（復旧見通し等） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |
| | | 不通<br>徐行運転 | | 月　日　月　日<br>～<br>時　分　時　分 | | | | |

様式15－1

# 水道被害詳細報告（市町村）

第　　報
月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 事業体名 | 被災地域 | 断水期間 | 断水戸数 | 被災施設 | 応急措置等の状況（応急給水等） | 復旧見通 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |
| | | | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | 戸 | | | 月　日<br>時　分 | |

様式１６

# 電気被害詳細報告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 被災地域 | 停電戸数 | 停電期間 | 原因 | 復旧見通し | 応急措置等の状況 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |

様式１７

# 電話被害詳細報告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 被災地域 | り障回線数 | り障期間 | 原因 | 復旧見通し | 応急措置等の状況 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 回線 | 月　日　　月　日<br>時　分～　　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |

様式１８

# ガス被害詳細報告

第　　報
月　日　時　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| 整理番号 | 被災地域 | 供給停止戸数 | 供給停止期間 | 原因 | 復旧見通し | 応急措置等の状況 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |
| | | 戸 | 月　日　月　日<br>時　分～　時　分 | | 月　日<br>時　分 | | |

様式19

第　　報

# 社会福祉施設被害詳細報告

月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| No. | 施設種別 | 施設名 | 所在地 | 建物被害 | | | | 人的被害 | | | | 応急対策状況、復旧見込等 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 全壊 | 半壊 | 一部破損 | 床上浸水 | 死者 | 行方不明 | 重傷者 | 軽傷者 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |
| | | | | 棟 | 棟 | 棟 | 棟 | 人 | 人 | 人 | 人 | | |

様式 20

# その他施設被害詳細報告

第　　報
月　　日　　時　　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | TEL |

| No. | 施設名 | 所在地 | 発生日時 | 被害の状況（棟） | | | | 人的被害（人） | | | | 応急対策の実施状況 | 通信欄 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | 全壊 | 半壊 | 一部損壊 | 床上浸水 | 死者 | 行方不明 | 重傷 | 軽傷 | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |
| | | | 月　日<br>時　分 | | | | | | | | | | |

**様式２１**

第　　報

※地震災害時のみ

# 火災発生状況報告

月　日　時　分現在

| 災害名 | | 報告機関 | |
|---|---|---|---|
| | | 報告者 | ㊞ |

| 整理番号 | 出火場所 | 出火日時(覚知) | 鎮火日時 | 出火原因 | 人的被害 | | | | 焼損物件 | 程度 | 焼損面積 | 延焼の状況 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | 死亡 | 行方不明 | 重傷 | 軽傷 | | | | |
| | | 月　日<br>時　分 | 月　日<br>時　分 | | 名 | 名 | 名 | 名 | | 全焼<br>半焼<br>部分 | ㎡ | |
| | | 月　日<br>時　分 | 月　日<br>時　分 | | 名 | 名 | 名 | 名 | | 全焼<br>半焼<br>部分 | ㎡ | |
| | | 月　日<br>時　分 | 月　日<br>時　分 | | 名 | 名 | 名 | 名 | | 全焼<br>半焼<br>部分 | ㎡ | |
| | | 月　日<br>時　分 | 月　日<br>時　分 | | 名 | 名 | 名 | 名 | | 全焼<br>半焼<br>部分 | ㎡ | |
| | | 月　日<br>時　分 | 月　日<br>時　分 | | 名 | 名 | 名 | 名 | | 全焼<br>半焼<br>部分 | ㎡ | |

通信欄